特許行政年次報告書 2018年版

知財が紡ぐ先人の想い～明治150年を迎えて～

此發明ハ一端ニ扇形歯版ヲ固定セル
ヲ施シ該版ノ歯部ニハ方
定ナラシメ茲
杆

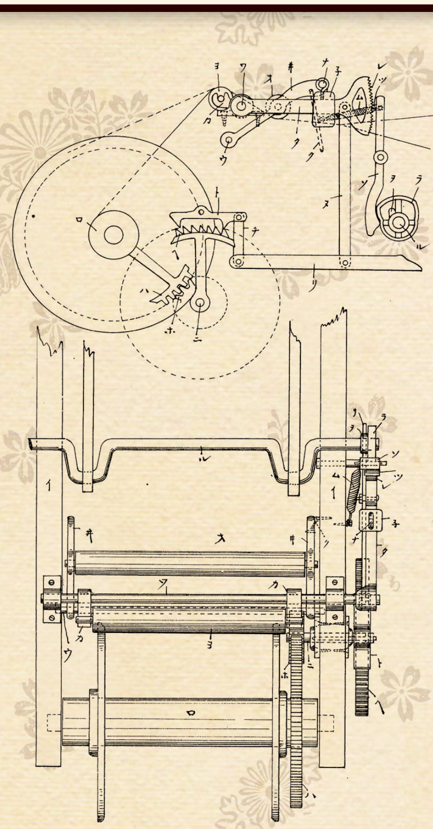

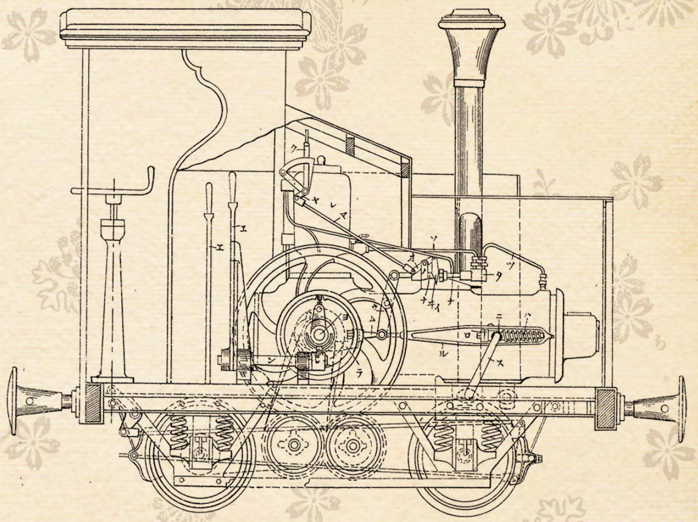

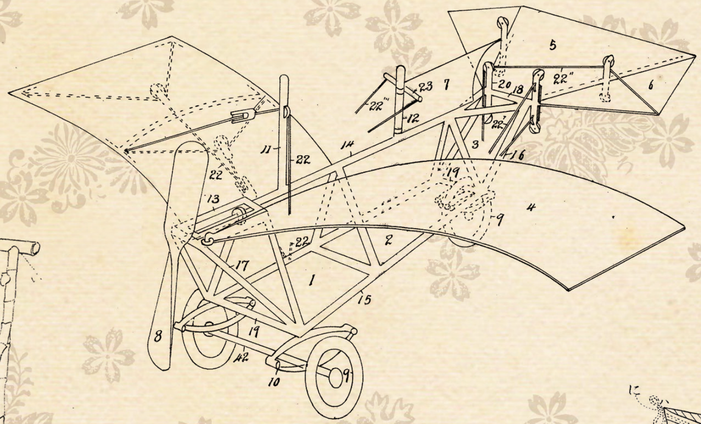

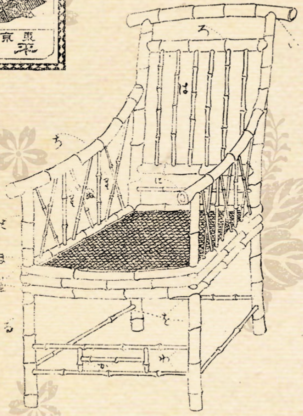

本發明ノ如キ空中飛行
スルコトニ於テ多大ナ
テ竹木材ヲ各結着部等
綱ヲ用ヒ輕量ニシテ丈
コト頗細ナリ
本發明ノ脊柱(14)ハ縁骨(15
テ結合シ以テ三稜形主體
肋骨(17)ト附着セシ點ヨリ
平舵(5)ヲ附ス可ク構成ノ

特許庁
JAPAN PATENT OFFICE

特許行政年次報告書は特許庁ウェブサイトに掲載しております。
https://www.jpo.go.jp/shiryou/toukei/gyosenenji/index.html

はじめに

本報告書は、知的財産制度を取り巻く現状と方向性、国内外の動向と分析について、直近の統計情報、特許庁の取組等をもとに取りまとめたものである。

別冊の［統計・資料編］においては、本報告書中の図表等の基礎となる統計情報を含め、知的財産に関する各種統計・資料を紹介する。

本報告書が広く活用され、知的財産制度への理解を深める一助となれば幸いである。

本年（平成30年（2018年））は、明治元年（1868年）から満150年を迎える節目の年である。そこで、本年の報告書では、明治期に焦点をあてた冒頭特集を組むとともに、表紙や目次についても明治の歴史を感じさせるデザインとした。表紙には、明治に登録された特許、意匠及び商標を取り入れ、また本年より新たに設けられた目次概要版の背景には、明治期の特許庁に関連する建築物の写真・図や、文明開化を象徴する施設及び街並みの絵画を採用している（詳細は以下の「出典一覧」の欄を参照。）。

～出典一覧～

［表紙］

	番号	特許・登録	出願人
織機	特許第5241号	明治35年 3月 7日	豊田佐吉
石油発動機関車	特許第6999号	明治37年 1月 9日	福岡駒吉
伊賀式双葉空中飛行機	特許第18633号	明治43年10月 4日	伊賀氏広
臂掛椅子	意匠登録第97号	明治23年12月 4日	森三五郎
婦人帽子	意匠登録第100号	明治23年12月 8日	岡本宇埜
包紙模様（背景で使用）	意匠登録第600号	明治30年 3月 2日	松澤常吉
ダイヤモンド歯磨	商標登録第3865号	明治24年 8月24日	平尾賛平
キレー水	商標登録第6049号	明治27年11月20日	山崎嘉太郎
櫻田ビール	商標登録第7605号	明治29年 6月26日	金澤三右衛門

［目次概要版］（次頁より見開き）

〈左上段〉 『農商務省大手町庁舎』：特許庁編「工業所有権制度百年史 別巻」（社団法人発明協会、1985年）、22頁
（明治17年に商標登録所、明治18年に専売特許所を設置）

〈左中段〉 『特許局・木挽町庁舎』：特許庁編「工業所有権制度百年史 別巻」（社団法人発明協会、1985年）、22頁
（明治24年に竣工し、11月16日から特許局庁舎として使用された。）

〈左下段〉 『特許局特許品陳列所』：特許庁編「工業所有権制度百年史 別巻」（社団法人発明協会、1985年）、23頁
（明治40年、道三町に建設された。）

〈右上段〉 『上州富岡製糸場』：一曜斎国輝「錦絵」（和泉屋市兵衛、1872年（明治5年））
（明治5年操業開始。殖産興業政策の一環として政府が設立した官営の製糸工場。世界の絹産業の発展に重要な役割を果たした。）

〈右中段〉 『東京名所之内 銀座通煉瓦造鉄道馬車往復図』：歌川広重（三代）（大倉孫兵衛、1882年（明治15年））
（明治15年、新橋―日本橋間に開通した鉄道馬車を描いた作品。）

〈右下段〉 『東京銀座煉瓦石繁栄之図 新橋鉄道蒸気車之図』：歌川国貞（三代）（浜田屋鉄五郎、1873年（明治6年））
（文明開化の象徴である鉄道と銀座を描いた上下2段の作品。本誌では鉄道の図を掲載。）

※本出典一覧においては、旧字体・旧仮名遣いを新字体・新仮名遣いに改める等の変更を行っている。

目　次

冒頭特集
～明治初期からの産業財産権制度の歩み～

第1部　知的財産をめぐる動向

第１章　国内外の出願・登録状況と審査・審判の現状 …… 2
第２章　企業等における知的財産活動 …… 44
第３章　中小企業・地域における知的財産活動 …… 61
第４章　大学等における知的財産活動 …… 67
第５章　分野別に見た国内外の出願動向 …… 75

第2部　特許庁における取組

第１章　特許における取組 …… 114
第２章　意匠における取組 …… 139
第３章　商標における取組 …… 146
第４章　審判における取組 …… 159
第５章　情報システムにおける取組 …… 166
第６章　中小企業・ベンチャー企業・地域・
　　大学等への支援・施策 …… 174
第７章　人材育成に向けた支援・施策 …… 227
第８章　新たな産業財産権制度の見直しについて …… 242

第3部　国際的な動向と特許庁の取組

第１章　国際的な知的財産制度の動向 …… 246
第２章　グローバルな知的財産環境の整備に向けて …… 291

目　次

はじめに
目次
凡例
冒頭特集　～明治初期からの産業財産権制度の歩み～
1.　産業財産権制度設計への道 …… i
2.　特許・意匠・商標の三条例制定後の登録第一号 …… vi
Column 1　特許庁庁舎は国の名所 …… ix

第 1 部　知的財産をめぐる動向

第 1 章　国内外の出願・登録状況と審査・審判の現状
1.　特許 …… 2
(1) 我が国における特許出願・審査請求等の推移及び特許審査の現状…… 2
(2) 主要国･機関における特許出願･登録動向…… 5
(3) 新興国等における特許出願動向…… 16
2.　実用新案 …… 19
(1) 我が国における実用新案登録出願・登録動向及び実用新案技術評価書作成の現状 …… 19
(2) 日中韓における実用新案登録出願構造…… 20
3.　意匠 …… 21
(1) 我が国における意匠登録出願・登録動向及び意匠審査の現状…… 21
(2) 主要国・機関における意匠登録出願・登録動向…… 23
(3) 新興国等における意匠登録出願動向…… 28
4.　商標 …… 31
(1) 我が国における商標登録出願・登録動向及び商標審査の現状…… 31
(2) 主要国・機関における商標登録出願・登録動向…… 33
(3) 新興国等における商標登録出願動向…… 37
5.　審判 …… 40
(1) 審判の動向…… 40
(2) 審決取消訴訟の動向…… 43

第 2 章　企業等における知的財産活動
1.　知的財産活動の状況 …… 44
(1) 特許出願と研究開発費や売上高・出願順位規模別にみた特許出願件数 …… 44
(2) 企業別登録件数ランキング…… 46
(3) 我が国企業等における知的財産担当者数…… 47
(4) 我が国企業等における知財活動費の現状…… 48
2.　知的財産権の利活用の状況 …… 50
(1) 産業財産権等使用料の国際収支…… 50
(2) 特許権の利用状況…… 50
(3) 意匠権の利用状況…… 52

(4) 商標権の利用状況…… 53

Case 1 知的財産活用企業 —2018年度知財功労賞受賞企業より その1—
伊東電機株式会社…… 54
Case 2 知的財産活用企業 —2018年度知財功労賞受賞企業より その2—
ナブテスコ株式会社…… 55
Case 3 知的財産活用企業 —2018年度知財功労賞受賞企業より その3—
日亜化学工業株式会社…… 56
Case 4 知的財産活用企業 —2018年度知財功労賞受賞企業より その4—
株式会社トンボ鉛筆…… 57
Case 5 知的財産活用企業 —2018年度知財功労賞受賞企業より その5—
KDDI株式会社…… 58
Case 6 知的財産活用企業 —2018年度知財功労賞受賞企業より その6—
マイクロ波化学株式会社…… 59
Case 7 知的財産活用企業 —2018年度知財功労賞受賞企業より その7—
株式会社ユーグレナ…… 60

第３章 中小企業・地域における知的財産活動

1. 知的財産活動の状況…… 61
(1) 中小企業における特許等の出願件数の状況…… 61
(2) 中小企業の海外展開の状況…… 63
(3) 中小企業の知財活動における地域格差…… 64

第４章 大学等における知的財産活動

1. 共同研究・受託研究…… 67
(1) 共同研究…… 67
(2) 受託研究…… 68
(3) 民間企業からの研究資金等受入額…… 69
2. 特許出願状況…… 70
(1) 特許出願件数の推移…… 70
(2) 特許出願の審査結果の状況の推移…… 70
(3) 主要出願人…… 71
(4) PCT国際出願状況…… 71
(5) 特許権実施等件数及び収入額の推移…… 72

Column 2 名古屋大学における産学官連携の取組について…… 73

第５章 分野別に見た国内外の出願動向

1. 特許…… 75
(1) 主要国への技術分野別の特許出願動向…… 75
(2) 2017年度特許出願技術動向調査結果…… 79

Column 3 自動走行システムの運転制御…… 96
Column 4 全固体電池…… 97
Column 5 ヒト幹細胞関連技術…… 98
Column 6 リハビリテーション機器…… 99

2. 意匠…… 100
(1) 主要国での物品分野別の意匠登録動向…… 100
3. 商標…… 105
(1) 主要国への産業分野別の商標登録出願動向…… 105

(2) 新しいタイプの商標の商標登録出願・商標登録の動向…… 108
Column 7　音商標について …… 110

第2部　特許庁における取組

第1章　特許における取組

1. 審査の迅速性を堅持するための取組 …… 114
(1) 特許審査の迅速化の推進…… 114
(2) 早期審査制度・スーパー早期審査制度…… 116
2. 質の高い権利を設定するための取組 …… 117
(1) ユーザーニーズに応じた取組…… 117
(2) 特許審査の質の維持・向上のための取組…… 118
Column 8　インターネット・オブ・ヒューマン（IoH） …… 124
Column 9　ビジネス関連発明の最近の動向…… 125
Column 10　Fintechと特許 …… 126
Column 11　AIと特許…… 127
3. 各国特許庁との連携・協力 …… 128
(1) 国際的なワークシェアリングのための取組…… 128
(2) 国際的な審査協力の新たな取組…… 132
(3) 国際的な特許制度の調和に向けた取組…… 133
(4) 英語によるPCT国際出願の国際調査の管轄 …… 134
4. 標準必須特許に関する取組 …… 135
(1) 標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き…… 135
(2) 標準必須性に係る判断のための判定の運用開始…… 137
Column 12　標準必須特許を巡る紛争解決に向けた国際シンポジウム
-Licensing 5G SEPs- …… 138

第2章　意匠における取組

1. 産業競争力とデザインを考える研究会における検討 …… 139
2. 創造的なデザインの権利保護による我が国企業の国際展開支援 … 140
(1) 意匠の国際登録制度に関する取組…… 140
(2) 意匠制度の利便性向上に向けた運用の見直しの検討…… 140
3. 意匠審査の品質向上に向けた取組…… 141
(1) 品質管理に関する取組…… 141
(2) 審査品質管理小委員会…… 141
4. デザイン・意匠制度の活用の促進…… 142
(1) 意匠制度の活用の促進：
「事例から学ぶ意匠制度活用ガイド」の発行 …… 142
5. 意匠関連情報の整備・提供 …… 143
(1) 意匠関連情報の整備…… 143
(2) 意匠審査における判断内容の明確化…… 143
(3) 意匠審査スケジュールの公表…… 144
(4) 意匠公知資料の公開…… 144

6. 出願人のニーズを踏まえた早期審査の運用 …… 145

第３章 商標における取組

1. 商標審査便覧の改訂 …… 146
(1) 2017年度商標審査便覧の改訂 …… 146
(2) 改訂の概要 …… 146
2. 商品・役務の分類に関する取組 …… 147
(1) ニース協定に基づく国際分類の変更に関する取組 …… 147
(2) WIPO・Madrid Goods & Services Manager（MGS）における協力 …… 148
(3) 日韓両庁の協力プロジェクト：
日韓類似群コード対応表の作成・公表 …… 148
(4) 日台類似群コード対応表の作成・公表 …… 149
3. マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録制度に関する取組 149
(1) 未加盟国等への加盟支援及び周知活動 …… 149
(2) 国内における周知活動 …… 150
4. 地域団体商標に関する取組 …… 150
(1) 地域団体商標制度とは …… 150
(2) 地域団体商標の出願・登録状況 …… 151
(3) 地域団体商標の周知活動 …… 153
Column 13 地域団体商標活用事例 …… 155
5. 商標審査の品質管理 …… 156
(1) 品質管理に関する取組 …… 156
(2) 審査品質管理小委員会 …… 156
6. 出願人のニーズを踏まえた早期審査の運用 …… 157
(1) 商標早期審査の対象 …… 157

第４章 審判における取組

1. 審理内容の充実に向けた取組 …… 159
(1) 審理内容の充実 …… 159
(2) 外部知見を活用した審理の一層の適正化 …… 160
2. 紛争の早期解決・権利の早期取得に向けた取組 …… 161
(1) 紛争の早期解決　～権利付与後の審判～ …… 161
(2) 権利の早期取得　～権利付与前の審判～ …… 161
3. 国際的な連携強化に向けた取組 …… 161
(1) 各国・地域の知財庁との連携 …… 161
(2) 国内外の法曹界との連携 …… 161
4. 審判に関する情報発信 …… 162
(1) 国際的な情報発信 …… 162
(2) 審判制度の普及啓発 …… 162
Column 14 国際知財司法シンポジウム2017 …… 163
Column 15 ユーザーニーズを踏まえたよりよい行政サービスの提供に向けて …… 164
Column 16 女性が輝ける職場：特許庁 …… 165

第５章 情報システムにおける取組

1. 特許庁の情報システムにおける取組 …… 166

(1) 特許庁のシステム開発…… 166
(2) 人工知能（AI）技術の業務への活用可能性検討…… 168
2. グローバルなIT化に向けた取組 …… 169
(1) 優先権書類の電子的交換…… 169
(2) グローバル・ドシエ…… 169
(3) 共通文献プロジェクト…… 171
(4) 新興国へのIT関連の支援…… 171
(5) ePCTに関する取組…… 172
第６章　中小企業・ベンチャー企業・地域・大学等への支援・施策
1. ベンチャー企業への支援 …… 174
(1) ベンチャー企業支援の在り方の検討…… 174
(2) ベンチャー企業支援施策…… 176
Column 17　ベンチャー・エコシステム活性化のための「3つの知財コンテンツ」の使い方 …… 178
2. 地域知財活性化行動計画の実施 …… 180
3. 情報の提供による支援…… 180
(1) 特許情報の提供…… 180
Column 18　特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）の機能拡充について …… 183
(2) 特許検索ポータルサイト…… 188
(3) 新興国等知財情報データバンク…… 188
(4) 特許戦略ポータルサイト…… 189
(5) 情報提供によるその他の支援…… 189
Column 19　グローバル知財戦略フォーラム2018…… 191
4. 料金面等における支援…… 192
(1) 個人・中小企業を対象とした減免措置等…… 192
(2) 大学・TLO等を対象とした軽減措置 …… 193
5. 相談業務による支援 …… 193
(1) ワンストップによる解決支援（INPIT知財総合支援窓口） …… 193
Column 20　INPIT知財総合支援窓口～中小企業の知財活動を一気通貫で支援～ …… 195
(2) 出願手続・産業財産権に関する相談…… 196
(3) 営業秘密・知財戦略に関する相談…… 196
(4) 海外展開に関する相談…… 197
(5) その他の相談…… 198
6. 専門人材による支援 …… 200
(1) 知的財産戦略アドバイザー…… 200
(2) 海外知的財産プロデューサー…… 201
Column 21　海外知的財産プロデューサーの支援事例…… 202
(3) 知的財産プロデューサー…… 203
(4) 産学連携知的財産アドバイザー…… 204
Column 22　産学連携知的財産アドバイザーの支援事例…… 205
(5) 事業プロデューサー…… 207
Column 23　事業プロデューサーの支援事例…… 209

7. 知的財産制度の普及啓発活動 …… 211
(1) 巡回特許庁 …… 211
(2) 知的財産権制度説明会 …… 212
(3) 産業財産権専門官 …… 213
(4) 外国産業財産権制度等に関する相談及び情報提供 …… 213
8. 企業の海外展開における費用面の支援 …… 214
(1) 中小企業に対する外国出願支援 …… 214
(2) 中小企業に対する知的財産侵害対策 …… 214
(3) 海外における知財係争対策 …… 215
(4) 海外における知財活用支援 …… 215
9. 地域における支援体制 …… 216
(1) 各地域における支援施策 …… 216
(2) INPIT近畿統括本部（INPIT-KANSAI） …… 216
Column 24 デザイン創造・活用支援事業（パッケージデザインコンテスト）について 218
Column 25 地域団体商標×学生による新たな取組「九州地域ブランド総選挙」 …… 219
Column 26 INPIT-KANSAIによる事業成長のための知的財産の活用サポート …… 220
10. その他の多様な支援 …… 222
(1) 金融機関による知的財産を活用した融資や本業支援の促進 …… 222
(2) 特許情報の有効活用のための支援 …… 223
Column 27 知財ビジネス評価書を活用した中小企業への融資事例 …… 224
Column 28 知財金融フォーラム …… 225
11. 企業と特許庁の意見交換を通じた取組 …… 226
(1) 2017年度の意見交換会の実績 …… 226
(2) 2017年度の意見交換会の内容 …… 226
第７章 人材育成に向けた支援・施策
1. 知的財産人材の育成 …… 227
(1) グローバル知財マネジメント人材の育成 …… 227
(2) 知的財産専門人材の育成 …… 227
(3) 生徒・学生向けの人材育成 …… 232
Column 29 知財教材「デザイナーが身につけておくべき知財の基本」 …… 234
2. 知財功労賞表彰 …… 235
(1)知的財産権制度関係功労者表彰 …… 235
(2)知的財産権制度活用優良企業等表彰 …… 237
第８章 新たな産業財産権制度の見直しについて
1. 近年の産業財産権制度の見直し …… 242
(1) 中小企業等による知財活用の促進 …… 242
(2) 知財紛争処理の拡充 …… 244
(3) 手続の簡素化等によるユーザーの利便性向上 …… 244
第３部 国際的な動向と特許庁の取組
第１章 国際的な知的財産制度の動向
1. 出願動向の変化とグローバル化 …… 246

目　次

2. 米国における動向 …… 249
(1) 我が国との関係 …… 249
(2) 近年の知的財産政策の動向 …… 249
(3) USPTOの取組 …… 250
Column 30 米国特許商標庁と日本ユーザーとの年次会合（IP-PAC）の開催 …… 253
3. 欧州における動向 …… 254
(1) 我が国との関係 …… 254
(2) 近年の知的財産政策の動向 …… 254
(3) EPOの取組 …… 256
(4) 欧州連合知的財産庁（EUIPO）の取組 …… 257
(5) 欧州各国の取組 …… 258
Column 31 BREXITと知的財産 …… 260
4. 中国における動向 …… 261
(1) 我が国との関係 …… 261
(2) 近年の知的財産政策の動向 …… 262
(3) SIPOの取組 …… 262
(4) SAICの取組 …… 263
Column 32 中国知財体制の進展 …… 265
5. 韓国における動向 …… 266
(1) 我が国との関係 …… 266
(2) 近年の知的財産政策の動向 …… 266
(3) KIPOの取組 …… 267
Column 33 韓国における外国語による知財訴訟について …… 270
6. 台湾における動向 …… 271
(1) 我が国との関係 …… 271
(2) 両岸関係 …… 271
(3) 近年の知的財産政策の動向 …… 271
(4) TIPOの取組 …… 272
Column 34 台湾当局の技術流出防止の取組 …… 274
7. ASEANにおける動向 …… 275
(1) 我が国との関係 …… 275
(2) 近年の知的財産政策の動向 …… 276
Column 35 ASEANの知財インフラ整備に向けた取組 …… 278
8. インドにおける動向 …… 279
(1) 我が国との関係 …… 279
(2) 近年の知的財産政策の動向 …… 280
(3) インド特許意匠商標総局の取組 …… 280
Column 36 日系企業初のインド特許審査官向け技術説明会を開催 …… 281
9. ロシアにおける動向 …… 282
(1) 我が国との関係 …… 282
(2) 近年の知的財産政策の動向及びロシア特許庁の取組 …… 282
10. 中南米における動向 …… 283

(1) ブラジル…… 283
(2) その他の中南米諸国…… 284
Column 37 ブラジルにおけるライセンス契約等の登録制度…… 286
11. 中東諸国、アフリカにおける動向…… 287
(1) 中東 …… 287
(2) アフリカ…… 287
Column 38 アラブ首長国連邦・サウジアラビアにて現地知財セミナーを開催…… 289
Column 39 南アフリカにおける知財の進展…… 290
第２章 グローバルな知的財産環境の整備に向けて
1. 多国間会合における取組 …… 291
(1) 日米欧中韓五庁（IP5）会合 …… 291
(2) 日米欧三極特許庁会合…… 293
(3) 意匠五庁（ID5）会合 …… 293
(4) 商標五庁（TM5）会合 …… 295
(5) 日ASEAN特許庁長官会合 …… 298
(6) 日中韓協力…… 299
(7) 最高財務責任者（CFO）会合 …… 300
2. 国際フォーラムにおける取組 …… 301
(1) 世界知的所有権機関（WIPO）…… 301
Column 40 世界知的所有権の日（World IP Day）について …… 307
(2) 世界貿易機関（WTO） …… 309
(3) APECにおける知的財産権専門家会合（IPEG）…… 310
3. 途上国の知的財産制度整備に向けた取組 …… 311
(1) ODAのスキームを活用した取組 …… 311
(2) 人材育成に関する協力…… 312
Column 41 ジャパンファンド30周年記念「WIPOハイレベルフォーラム」の開催…… 316
(3) 新興国の情報化等への協力…… 317
4. 国際研修指導教官について …… 318
5. 模倣品問題への対応 …… 319
(1) 模倣品問題の現状…… 319
(2) 模倣品問題に対する日本国特許庁の取組…… 320
Column 42 模倣品・海賊版撲滅キャンペーン～本物を買った。未来が笑った。～… 322
6. 経済連携協定（EPA）・自由貿易協定（FTA）締結の推進…… 323
(1) 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定 …… 323
(2) 交渉妥結済・交渉中のEPA …… 323

索引
図表索引
連絡先等情報

凡　例

1．略称

主として使用している略称の正式名称は、次のとおり。

ACTA	Anti-Counterfeiting Trade Agreement	偽造品の取引の防止に関する協定（仮称）
AIPN	Advanced Industrial Property Network	高度産業財産ネットワーク
APEC	Asia-Pacific Economic Cooperation	アジア太平洋経済協力
ARIPO	African Regional Intellectual Property Organization	アフリカ広域知的財産機関
ASEAN	Association of South-East Asian Nations	東南アジア諸国連合
CPG	Cooperation for facilitating Patent Grant	特許の付与円滑化に関する協力
CTMO	China Trademark Office	中国商標局
DLT	Design Law Treaty	意匠法条約（仮称）
EPA	Economic Partnership Agreement	経済連携協定
EPC	European Patent Convention	欧州特許条約
EPO	European Patent Office	欧州特許庁
EU	European Union	欧州連合
EUIPO	European Union Intellectual Property Office	欧州連合知的財産庁
FTA	Free Trade Agreement	自由貿易協定
INPIT	National Center for Industrial Property Information and Training	独立行政法人 工業所有権情報・研修館
IPC	International Patent Classification	国際特許分類
IPEG	Intellectual Property Rights Experts Group	知的財産権専門家会合
IPOS	Intellectual Property Office of Singapore	シンガポール知的財産庁
JETRO	Japan External Trade Organization	独立行政法人 日本貿易振興機構
J-PlatPat	Japan Platform for Patent Information	特許情報プラットフォーム
JPO	Japan Patent Office	日本国特許庁
KIPO	Korean Intellectual Property Office	韓国特許庁
OAPI	Organisation Africaine de la Propriété Intellectuelle	アフリカ知的財産機関
OHIM	Office for Harmonization in the Internal Market	欧州共同体商標意匠庁
PCT	Patent Cooperation Treaty	特許協力条約
PLT	Patent Law Treaty	特許法条約
PPH	Patent Prosecution Highway	特許審査ハイウェイ
SAIC	State Administration for Industry and Commerce of the People's Republic of China	中国国家工商行政管理総局
SIPO	State Intellectual Property Office of the People's Republic of China	中国国家知識産権局
TLO	Technology Licensing Organization	技術移転機関
TPP 協定	Trans-Pacific Partnership Agreement	環太平洋パートナーシップ協定
TRIPS 協定	Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights	知的所有権の貿易関連の側面に関する協定
USPTO	United States Patent and Trademark Office	米国特許商標庁
WIPO	World Intellectual Property Organization	世界知的所有権機関
WTO	World Trade Organization	世界貿易機関

2. 資料

⑴主として使用している外国統計の参照先及び略称は、次のとおり。

1 WIPO Intellectual Property Statistics（WIPO 統計）
http://www.wipo.int/ipstats/en/

2 IP5 Statistics Report
http://www.fiveipoffices.org/statistics/statisticsreports.html

3 USPTO ウェブサイト
http://www.uspto.gov/about/stats/index.jsp

4 EPO Annual Report
http://www.epo.org/about-us/annual-reports-statistics/annual-report.html

5 EUIPO ウェブサイト
https://euipo.europa.eu/ohimportal/en/annual-report

6 SIPO ウェブサイト
http://english.sipo.gov.cn/statistics/

7 CTMO ウェブサイト
http://sbj.saic.gov.cn/sbtj/

8 KIPO ウェブサイト
http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=97000&catmenu=ek07_03_01#_

⑵外国統計で参照している各国の Annual Report は、特に指定がない場合、2017 年のものである。

3. 数字・データ等

⑴本報告書において、「（資料）……」としてウェブサイトを用いている場合、特別の断り書きがない限り、それは 2018 年 2 月 23 日から 5 月 30 日の間に当該ウェブサイトから取得された情報に基づくものである。ウェブサイトによっては、情報取得後にその内容が更新されている場合もある。

⑵本報告書は執筆当時の統計に基づいている。その後の統計数値の改訂等は反映していない。

⑶総数と内訳の数は、表章数値の四捨五入のため、一致しない場合がある。

⑷図表中の記号のうち、数字が後に続かず単独で使用されている「－」は不明、若しくは計上不能を意味する。

⑸ 2016 年 3 月 23 日から、欧州共同体商標意匠庁（OHIM）は、欧州連合知的財産庁（EUIPO）に名称が変更されている。本報告書の統計では、便宜上 EUIPO の名称に統一している。

～明治初期からの産業財産権制度の歩み～

本年（平成 30 年（2018 年））は、明治元年（1868 年）から満 150 年を迎える節目の年である。先人たちの熱い想いで導入され、これまで幾多の先進的な技術を保護し、我が国の産業を世界一まで押し上げてきた産業財産権制度について振り返る。

「1. 産業財産権制度設計への道」として、特に初代特許庁長官である高橋是清に焦点をあてつつ、明治初期から中期にかけて、当時の先人たちが、諸外国の技術との圧倒的な差を感じ、世界に追いつき、追い越すためには、我が国に産業財産権制度の導入が必要であるとして、その制度設計に尽力してきた姿や想いを紹介する。

「2. 特許・意匠・商標の三条例制定後の登録第一号」では、特許・意匠・商標の三条例が制定された後、我が国で初めて登録された出願を紹介し、当時の出願書類から見える、明治期の人々の生活や産業が、一体どのようなものであったのかということについて想いを馳せる。

1 産業財産権制度設計への道[1]

～産業財産権の重要性への気づき、専売特許条例制定作業の始まり～

明治維新前、幕藩体制下で行われていた各藩の輸出入品に対する統制と課税、藩札の発効、藩専売や、幕府の株仲間政策等により各商品の製造及び流通が統制されていたが、明治政府の近代化及び自由化を目的とする政策によってこれらの制度は廃止され、各商品の粗製乱造や特産物の模造等、経済秩序に一時の混乱が生じていたといえる。

一方、明治政府は、積極的な欧米技術の導入や官営工場の設立等、殖産興業政策を推し進めており、我が国の工業化及び近代化は進みつつあった。実際、図 1 に示すように、衣類や金属製品といった各種製品の輸出も明治初期から伸びを見せ始めていた。

1　この項に関する主な参照文献
高橋是清「高橋是清自伝」（千倉書房、1936 年）209 － 314 頁
社団法人帝国発明協会内特許法施行五十年記念会編「特許法施行五十年紀念会報告」（社団法人帝国発明協会内特許法施行五十年記念会、1936 年）、第 10 章第 1 節　高橋是清翁講演会（89 － 115 頁）
特許庁編「工業所有権制度百年史　上巻」（社団法人発明協会、1984 年）、前史－第 2 期第 1 章
特許庁編「意匠制度 120 年の歩み」（2009 年）、第 1 部第 1 章－第 4 章
櫻井孝「明治の特許維新」（社団法人発明協会、2011 年）、第 1 章、第 3 章
石井正「知的財産の歴史と現代」（社団法人発明協会、2005 年）、154 － 162 頁
杉本達於「特許制度事始」＜Ⅰ＞－＜Ⅵ＞（湯浅・原特許ニュース／第 2 巻第 2 号－ 4 号、第 3 巻第 1 号）
田村敏朗「日本特許制度概史 (1) 明治以前から専売略規則まで」（特許研究、No. 23、1997 年）
鈴木伸夫「日本特許制度概史 (2) 専売特許条例と特許条例」（特許研究、No. 24、1997 年）
丸山亮「日本特許制度概史 (3) パリ条約加盟と法制の整備」（特許研究、No. 25、1998 年）
櫻井孝「制度創設期の我が国の実用新案制度について」（特許研究、No. 58、2014 年）

※原文からの引用文は、旧字体・旧仮名遣いを新字体・新仮名遣いに改める等の変更を行っている。

図1

明治期における我が国から諸外国への輸出高の推移（左：衣類及びその付属品、右：金属製品）

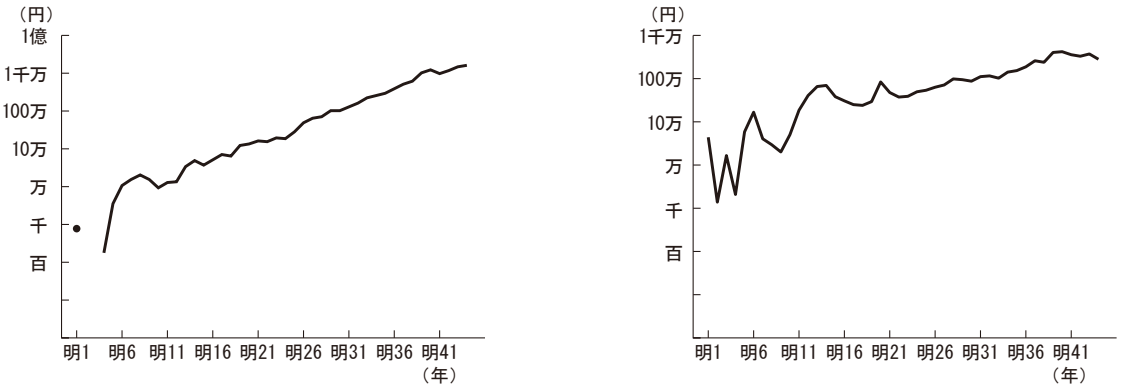

（備考）左図の明治 2-3 年は下記資料にデータが記載されていない。
（資料）東洋経済新報社編「日本貿易精覧」（1935 年）に基づき特許庁作成

また、明治元年（1868 年）前後の段階において、福沢諭吉による「西洋事情」外編第 3 巻や、神田孝平による「西洋雑誌」第 4 巻掲載の「褒功私説」のように、海外の産業財産権制度の紹介や我が国での必要性を説く論説が多く出されており、我が国では産業財産権の重要性が早くから認識されていたとともに、同時に普及も進みつつあったことが窺える。

例えば、福沢諭吉は、「世に新発明のことあらば、これよりて人間の洪益をなすことを挙げて言うべからず。ゆえに有益の物を発見したる者へは、官府より国法をもって若干の時限を定め、その間は発明によりて得るところの利潤を独りその発明者に付与し、もって人心を鼓舞する一助となせり。これを発明の免許（パテント）と名づく」[1]として、発明の奨励とそれによる国民の利益を説明している。

このような状況の中、明治 2 年、各種議案を審議する公議所において特許制度の制定を求める議題が可決され、明治 4 年には専売略規則が制定された。しかし、この専売略規則は明治 5 年には執行停止された。この理由は明らかではないが、初代特許庁長官の高橋是清がその自伝において「ひとたび発明専売略規則なるものが発布されたが、実施する段となって、発明の審査に当たる者がない。」[2]と記載があるように審査実施体制の不備や、あるいは、発明者に対して専売を与えるべきか褒賞とするべきかとの政府内での議論などが要因として考えられている。

しかしながら、専売略規則の執行停止後においても、特許制度を求める世論は日増しに高まり、政府に対して多数の上書や建白書が提出されるとともに、新聞や雑誌へも多数の論説が掲載された。この中、専売特許に関する立案作業は政府内でも継続して行われており、明治 6 年からは大蔵省で、明治 10 年からは内務省及び工部省で、それぞれ制定作業が開始された。

また、明治 4 年から、岩倉具視を筆頭とする使節団が米国と欧州を訪問し、条約改正交渉に代えて各国の政治や産業等の視察を実施し、明治 6 年に帰国した。この使節団は、米国の特許局を訪問するとともに、米欧各国の特許関係の資料を持ち帰り、専売特許条例制定作業に大きな影響を及ぼしたといわれる。

その当時（明治 7 年頃）、先述の高橋是清は、文部省に教育制度確立のため雇用されていたモーレー博士のための通訳を行っていた。博士より、日本には商標や発明を保護する規定がなくその必要がある旨の話を聞いた高橋是清は、産業財産権の重要性を大いに感じ、当時の大英百科事典を基にその研究を進めるとともに、文部省内でも産業財産権の保護の重要性を説いていた。

1　福沢諭吉「西洋事情」外編第 3 巻、29 － 30 丁
2　高橋是清「高橋是清自伝」（千倉書房、1936 年）218 － 219 頁

明治 14 年 4 月、農商務省が設立された。農商務省事務章程第 5 条の規則により、この省が特許及び商標の所管官庁として明確に位置づけられ、専売特許条例の制定作業が実施されることとなった。その際、上述のとおり、産業財産権の保護の調査を行い、その必要性を提唱していた高橋是清は、そのことをよく知る山岡次郎（農商務技師）による推薦もあって、農商務省へ入ってこの制定作業に従事することになった。

～専売特許条例 制定の道のり～

専売特許条例の制定作業にあたっては、諸外国の法規を参考としつつ、当時の我が国の状況を踏まえ修正すべき事項を盛り込む形で進められた。

明治 16 年からの農商務省での省内審議、農商務省から太政官への上申、制度取調局での審議、参事院での審議、元老院での審議と進められていった。

農商務省での審議では、工務・商務・農務の三局長から、条例案について国内の製造業や外国との関係を懸念する意見が出されたが、これに対して、高橋是清は、我が国の産業発展の促進等に言及した意見書を提出して反論するなどして、省内での審議を進めた。

省内での審議を終え、太政官への上申、制度取調局での審議の後、参事院での審議が開始された。参事院においては、専売特許条例について異議を唱えている者がいることもあり、審議がかなり難航したようであるが、参事院議官であった森有礼に対して高橋是清が専売特許条例についての説明を行い、それを理解した森有礼による応援演説もあって通過を果たした。なお後の「特許法施行五十年記念会」での高橋是清の講演記録によると、この応援演説には、「この法は、我が国未曾有の新案にして而も国民の利益を生ずるためには甚だ必要なものである。」[1] といった趣旨の内容が含まれていたとされる。

この後の元老院での審議も無事通過し、専売特許条例は、明治 18 年 4 月 18 日に布告、同年 7 月 1 日をもって施行された。そして、同様の時期に、専売特許所が新設され、高橋是清が同所長に就任した。

なお、制度取調局での審議の際に、制度取調局長官の伊藤博文（後の初代総理大臣）から参事院福岡参議にあてて、本条例の施行は困難を伴うものであり、あらかじめ当事者を欧米に派遣して調査が必要である旨の意見が提出されている。この意見が後に高橋是清の欧米視察として実現することになる[2]。

専売特許所設置当時の職員（前から 2 列目中央に高橋是清）
（特許庁編「工業所有権制度百年史　別巻」（社団法人発明協会、1985 年）、66 頁より）

1　社団法人帝国発明協会内特許法施行五十年記念会編「特許法施行五十年紀念会報告」（社団法人帝国発明協会内特許法施行五十年記念会、1936 年）、第 10 章第 1 節　高橋是清翁講演会、99 頁
2　この点に関して、高橋是清の自伝では、専売特許条例の布告とともに伊藤博文から農商務卿西郷従道に通牒があって、「この法律は今度始めて我が国に施行せらるる甚だむつかしいものであるから、よろしく主任者を欧米に派遣して取り調べをなさしむるようにいたしたし。」といってきたとある（高橋是清「高橋是清自伝」（千倉書房、1936 年）220 － 221 頁）。

～商標条例 制定の道のり～

少し時点が逆転するが、商標条例は、専売特許条例より1年弱前に公布及び施行された。

先に述べたが、明治維新前、諸藩における領主専売制と幕府の株仲間政策が実施されており、それにより商標の保護が実質的には担保されていたが、明治政府の近代化・自由化政策の一環としてこれらの制度は廃止された。これにより、商品の粗製乱造や特産物の模造の例が相次ぐとともに、商標の偽造事件も続発するとの状況となっていた。したがって、これらに対処するため、商標の保護制度導入の検討が必要な状況であったといえる。

商標条例の立案は、明治6年に設けられた内務省においてなされ、明治9年以降は同省勧商局の取調主任であった神鞭知常を中心にその立案が実施された。その草案については、民間での便否を調査するため、東京商法会議所及び大阪商法会議所へ諮問がなされたところ、大阪商法会議所からは賛成の旨の意見が出された一方で、東京商法会議所からは暖簾と商標の混在等もあって商標登録制度への反対の旨の意見が出されていたとの状況であり、草案作成が困難を伴うものであったことが窺える。そして、その後、所管が内務省から大蔵省へ引き継がれ、内務省の草案に近い案が明治14年2月に大蔵省から太政官へ上申された。

この後、上述のとおり、明治14年4月に、商標の所管官庁としても機能する農商務省が設立された。そして、農商務省は、一旦上申がなされた商標条例の下げ渡しを請求し、再度の調査及び草案作成を行うこととした。このころ、東京商法会議所からも商標登録制度への賛成の意見が出ており、高橋是清を中心とする調査及び新案の作成が進められていた。また、高橋是清の自伝によると、上述の神鞭知常から高橋是清への引き継ぎがなされたことが記載されている。

作成された条例案は農商務省から太政官へ上申され、太政官、参事院及び元老院での審議を経て、商標条例として、明治17年6月7日に布告、同年10月1日をもって施行された。そして、同様の時期に、商標登録所が新設され、高橋是清が同所長に就任した。

～意匠条例 制定の道のり～

明治政府は、明治6年のウィーン万国博覧会への出展の経験等から、我が国の美術工芸品等が重要な輸出品となり得ることに着目し意匠保護の必要性を認識しており、明治9年から内務省にて、明治12年からは大蔵省にて、意匠の保護に関する条例草案の作成を開始していた。なお、大蔵省の草案作成には、上記した商標条例の草案作成にも携わっていた神鞭知常が中心として関与していたとされる。また、実際、次頁の図2のように、我が国から諸外国への美術工芸品等の輸出高は右肩上がりの状況となる。

このような状況の中、上述のとおり欧米の産業財産権制度運用を視察した高橋是清は、意匠制度についての知見も深めていた。欧州では、京都の織物業者であり欧州にて注文をとっていた川島という人物から真正品と模倣品の見本を受け取り意匠保護の重要性についての説明を受けたとされる。明治19年の帰国後に提出された意見書の中では、「意匠保護ノ事」と題して、意匠保護の重要性などを述べている。

これらの視察の実績を基に意匠条例が農商務省により立案された。その案に付された理由書には、粗製乱造を含めた当時の実情と意匠保護の必要性、そして、応用美術の思想の発達が結果的に工業を振興する旨等が訴えられていた。意匠条例案はその理由書を含め、明治20年に農商務省から内閣総理大臣へ提出された。その後、法制局での審議、元老院での審議を経て、意匠条例として、明治21年12月18日に公布され、翌年の明治22年2月1日をもって施行された。

図2
明治元年からの我が国から諸外国への美術工芸品等の輸出高の推移

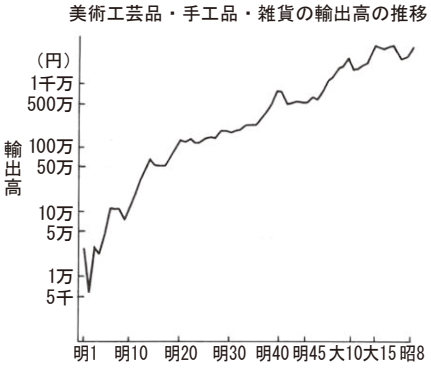

（注）数値は東洋経済新報社編「日本貿易精覧」（1935 年）による。

（資料）特許庁編「工業所有権制度百年史　上巻」（社団法人発明協会、1985 年）、154 頁より

～三条例制定のその後～

こうして特許・意匠・商標に関する三条例が制定された。また、高橋是清の欧米視察の後、明治 21 年、上述の意匠条例制定と同時期に、専売特許条例及び商標条例の改正がなされた。

その後、我が国と欧米各国との間において、領事裁判権等に関する不平等条約の改正合意がなされ、明治 32 年、特許・意匠・商標に関する三条例が再度改正され、同年、産業財産権に関する国際条約であるパリ条約へ加盟した。我が国は、国際社会との調和をより強め、より一層の産業発展へとつなげることになった。

この際に各条例は特許法、意匠法、商標法と名前を変えた。そして、それぞれの出願件数も制度開始から明治期全般にわたって増加しており、制度利用も積極的になされていたといえる（図 3 を参照）。また、先述の不平等条約改正の流れの中で、諸外国からの特許出願・権利化が認められるようになった背景の下、明治 38 年には、当時我が国で多くなされていた、日用品の改良等に関する小発明にも保護の道を開けるため、実用新案法の制定がなされた。これら四法は、時代の変化やユーザーニーズに応じてその内容を変え現在に至っている。

明治 21 年の制定・改正の後、明治 23 年、高橋是清は、「特許局将来の方針に関する意見の大要」（特許制度に関する遺稿　第六巻）にて「我政府は大いにここに見る所ありて、各条例を設定して民人の思考力を涵養するの途を開けり。現行特許、意匠、商標の三条例、即ちこれなり。今、この三条例の施設に依りて我殖産上に如何なる効果を及ぼしたるかを左に列挙せん。」[1] と述べており、産業財産権制度が、「思考」の向上、及び、産業の発展に効果をもたらす旨述べている。

特許庁は、明治期に制度設計に苦心した先人たちと同様、「知」の創造を促し産業の発展につなげるべく、各種取組を引き続き実施していく。

図3　明治期における特許・意匠・商標の出願件数

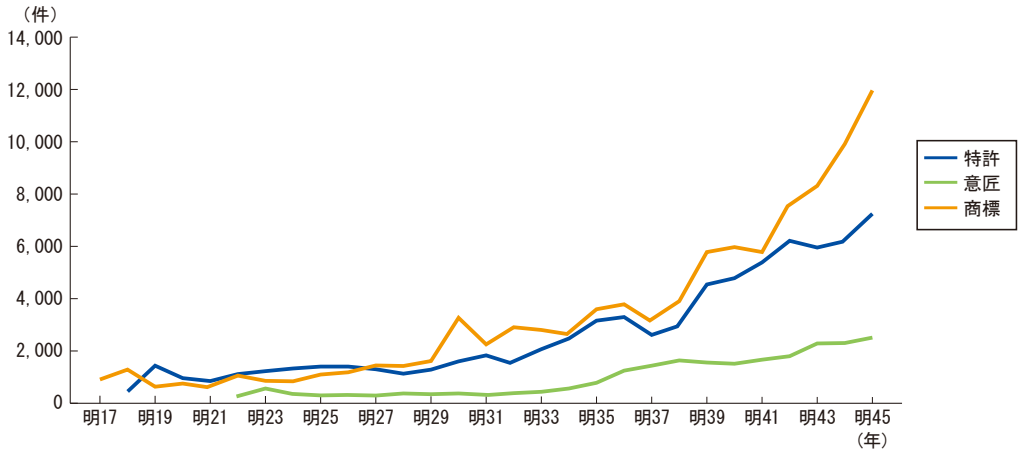

（資料）特許庁作成

1　「高橋是清氏特許制度ニ関スル遺稿　第六巻」、特許局将来ノ方針ニ関スル意見ノ大要

2 特許・意匠・商標の三条例制定後の登録第一号

1. 特許第一号[1]

専売特許の第一号は、明治18年に特許として認められた、堀田瑞松（東京都）からの出願である。この出願は、「堀田錆止塗料およびその塗法」との名称であり、錆止めを目的とした、漆を主成分とする塗料とその塗装方法に関する発明である。

堀田瑞松は、もともと美術工芸家であり、漆を用いた家具や什器等の作品も高く評価されていた。明治維新以降、欧米諸国の製品や文化の導入が進む潮流の中、漆を塗って刀の鞘を装飾する刀鞘塗師としての経験も持つ堀田瑞松は、我が国の伝統工芸である漆工芸の活用に力を入れた。我が国の文化も大事にし絶やさないようにするという姿勢が窺われる。

そして、ある時、堀田瑞松は、世界の鉄製船舶が海水による錆に悩まされており、6か月ごとにドックに入る必要あるので、より強力な防錆塗料が開発されれば我が国そして世界の大きな利益となるとの旨の情報を政界要人から聞いた。従来の木船では防汚機能が重要課題としてあったが、鉄船の使用により防錆機能の開発が重要課題として加わっていたといえる。堀田瑞松は、漆を使用する中で漆の優れた防錆効果を認識していたことから、漆工芸家の経験を活かして錆止塗料の研究開発に着手した。その結果、海軍省からも証状が与えられる程の効果の錆止塗料が完成し、専売特許の出願も行い特許を得た。

その後、堀田瑞松は、漆を用いた塗料の販路拡大を目的として渡米するなど、我が国で生まれた技術が海外でも活用されるよう尽力してきた。その際には米国特許を2件取得しており（US916869及びUS916870）、この時、すでに海外進出時における産業財産権取得の重要性にも気づいていたといえよう。

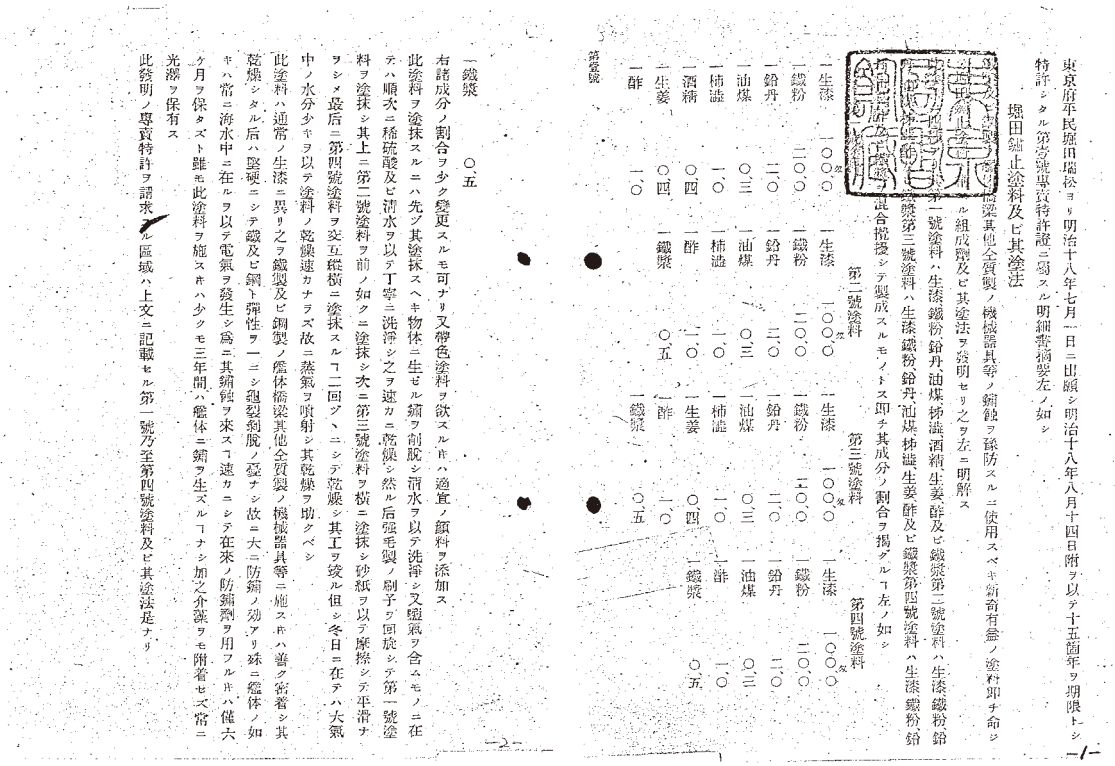

特許第一号の明細書

1　この項に関する主な参照文献
北垣實一郎、安田清「堀田瑞松傳」（豊岡尋常高等小学校、1931年）、28－50頁
日本化工塗料社史編纂委員会編「社史 波濤を越えて」（日本化工塗料株式会社、1993年）、28－34頁
鈴木雄一「堀田瑞松と特許第一号」（金属、Vol.84、No.9、2014年）、51－58頁

2. 意匠登録第一号[1]

意匠登録第一号は、明治 22 年に登録された、須永由兵衛（栃木県足利市）からの織物縞に関する意匠の出願である。

織物産業は、開国に伴う洋服、肩掛襟巻、傘、手巾、卓被、窓掛、敷物等の需要の拡大、機械製糸、機械紡績、織機、染毛技術等の輸入や進歩発達に促され、いち早く産業基盤を確立していた。当時の二大機業地は、京都西陣と桐生足利であり、桐生足利は、絹と洋綿の交織技術を確立するとともに、研究所や講習所を設立し、新規な織物意匠を織り出すことにも力を注いでいた。

須永由兵衛は、足利地方の中でも大きな織物業者であり、足利町の染色研究所の設立にも携わった。また、繭糸（生糸）を横浜に運んで商売をするほか、紅色染法等の実用的研究を行っており、足利の織物産業に貢献していた人物であったといえる。

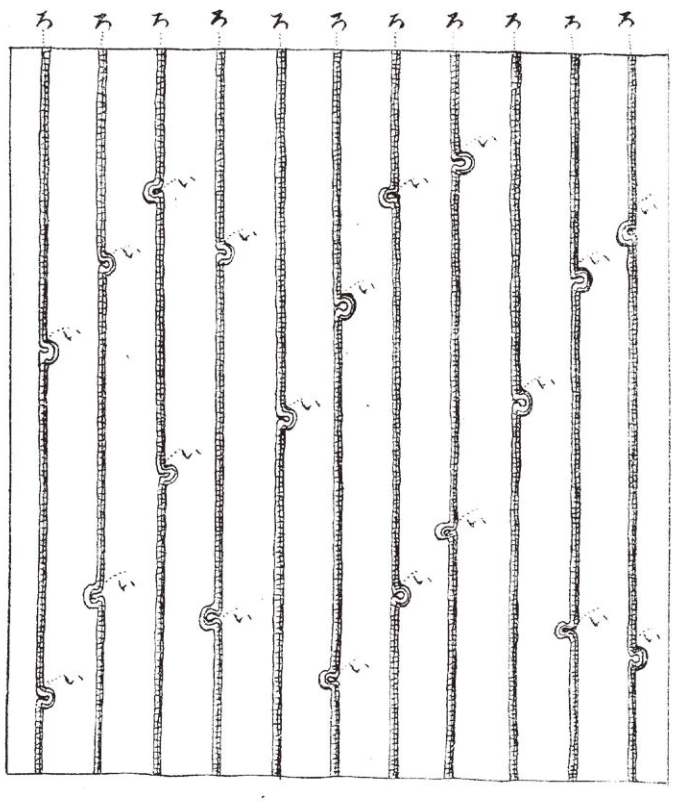

意匠登録第一号の図面

1　この項に関する主な参照文献
特許庁編「意匠制度 120 年の歩み」（2009 年）、117 － 118 頁
特許庁編「工業所有権制度百年史　上巻」（社団法人発明協会、1985 年）125 頁

3. 商標登録第一号[1]

商標登録第一号は、明治18年に登録された、平井祐喜（京都府）からの薬品に関する商標の出願である。平井祐喜は売薬業者であり、この商標は、魚を切っていて指を怪我したと思われる者が描かれている。これは、この商標が使用された薬品を塗ると傷が治るという効能を表現していると考えられる。

商標条例の制定後、江戸時代から用いられてきた商標も多数出願され、特に売薬に関する分野はその代表例であった。各売薬業者は、商標の出願を急ぎ、晴れて登録されれば、「他人の類似商標を許さず天下晴れて唯我独有の標章である」[2]旨を新聞紙上で誇示したといわれる。

商標登録第一号

1　この項に関する主な参照文献
通商産業省編「商工政策史」第14巻（商工政策史刊行会、1964年）、387－388頁
商標研究会編「日本商標大事典」（株式会社中央社、1959年）、38頁
小林和男「知的財産権歴史探訪」シリーズ1 登録商標（1号～100号）（知財ぷりずむ、Vol.6、No.61、2007年）、42－43頁
2　通商産業省編「商工政策史」第14巻（商工政策史刊行会、1964年）、388頁

Column 1

特許庁庁舎は国の名所

櫻井　孝

わが国に西洋の特許制度を初めて書き物として紹介したのは、福澤諭吉が慶應3(1867)年に発刊した「西洋事情」外編である。しかし、その発刊よりも7年も前の万延元(1860)年に、渡米して米国特許庁を訪問した日本人一行がいた。新見豊前守（しんみぶぜんのかみ）を正使とする遣米使節団一行である。この使節団は、日米修好通商条約の批准書を交換するために渡米したのであるが、ワシントンD.C.に滞在していた1860年5月21日（批准書交換の前日）に、米国側の案内で米国特許庁庁舎を訪問している。そのときの様子を米国人側の視点で紹介した当時の記事がある。1860年6月16日にニューヨークで発行されたScientific American誌で、そこに以下のような記事が掲載された。

> Several members of the Japanese embassy have taken great interest in the Patent Office, and have visited the building several times; they appear very quick to comprehend the working of the various machines, as shown by the models, and inquire particularly for dredging machines, looms, oil presses and printing presses. The worthy Commissioner affords them every facility for examining both models and drawings, and they appear to appreciate every attention shown them. The attaché's of the embassy seem to have the "freedom of the city," as they enter all places of business and manufacture and watch, with great attention, the labor and handiwork of the mechanics and the working of machinery by steam. It is said that some of the Japanese are learning the daguerreotype business at Brady's gallery, and that they are apt scholars. Quite a party of the officers and their artists have been witnessing the operations of the telegraph.
>
> Scribe　　Washington, D.C., June 2, 1860

この記事では、使節団一行が、特許庁庁舎の中に展示されていた発明品の雛形を見て、その動作を素早く理解した様子が述べられている。使節団のメンバーが残した日記によれば、このときは珍しい羽織袴にちょんまげ姿の日本人一行を一目見ようと大勢の群衆が集まり、あたかも日本人が見物対象となってしまったため、見学は早々に切り上げて宿に戻ったそうである。しかし、日本から初めて来訪した賓客を特許庁庁舎に案内し、特許制度について紹介するとは、その当時の米国がいかに自国の特許制度に重きを置き、特許庁庁舎を名所の一つと考えていたのかが分かるエピソードである。

その11年後の明治4(1871)年に、岩倉具視を特命全権大使とする使節団が訪米したときも、米国側はその一行を特許庁庁舎に案内している。一行が特許庁に案内されたのは明治5年2月25日であるが、その訪米の様子をのちに書き著した「特命全権大使米欧回覧実記」（明治11(1878)年発行）第一編第12巻には、その当時の特許庁庁舎の外観と内景を描いた銅版画が掲載されている。威風堂々とした外観に、図書館然とした広大な内景がよく分かる図である。この庁舎は、先の遣米使節団が訪問した特許庁庁舎と同じである。このように、米国人にとって、特許庁庁舎は外国から賓客が来れば案内する、そんな国の誇りであり、名所の一つであった。ちなみに、この建物は現存しており、今ではSmithsonian National Portrait Galleryとして使われている。

米国特許庁庁舎外観（「特命全権大使米欧回覧実記」第一編第 12 巻より）

米国特許庁庁舎内景（「特命全権大使米欧回覧実記」第一編第 12 巻より）

さて、わが国の特許制度の創設に際して、高橋是清が大きな役割を果たしたことはよく知られている。高橋の尽力により、実質的にわが国初の特許法である「専売特許条例」が明治 18 年 7 月 1 日に施行され、彼は専売特許所所長（現在の特許庁長官）に任ぜられた。高橋は、伊藤博文（当時は制度取調局長官）の意見に従い、同年 11 月から一人、海外特許庁視察の出張に出る。太平洋を横断して米国を訪問、その後大西洋を横断して英仏独各国を訪問し、海路喜望峰回りで帰国するという、1 年にもわたる旅であった。

この出張の際、高橋も上記ワシントン D.C. の特許庁を訪れているが、帰国直後、彼は米国特許庁の建物に倣ってわが国でも立派な特許局庁舎を建てようと考える。松方正義大蔵大臣とも直談判して 12 万円という予算を確保（明治 19 年の高橋長官の月給が 150 円、高峰譲吉次長は 100 円という時代）、設計図も仕上げたが、そこで新任の井上馨農商務大臣に「こんな大きなものを建てて一体何年これをやる見込みか？」と詰問された。これに対して高橋は、「まず今後 20 年です。20 年経って、これでは狭いというようにならねば、日本発明界の進歩はおぼつかないと思います。東京見物に来た者が、浅草の観音様の次には特許局を見に行こう、というくらいにしたいと思います。」と答え、井上大臣の快諾を得ている。（出典：「是清翁一代記」上巻 p.326-329 昭和 4 年 12 月 25 日 朝日新聞社発行）

高橋の尽力で東京市京橋区木挽町に建てられたその建物は、明治 24(1891) 年に完工し、11 月 16 日から特許局庁舎として使われた（その後、農商務省庁舎を経て、1923 年の関東大震災で倒壊）。高橋は、米国の特許庁職員が庁舎に誇りを持って職務に当たり、またそこに多くの一般市民が訪れていることを見てきたからこそ、わが国でも東京の名所の一つに数えられるくらいの立派な建物にしたいと考えたのである。そこに多くの国民が集うことによって、発明の振興を図り、もって産業の発展に寄与しようとした。

今では、特許庁は電子出願を実現し、電子公報を発行することによって、わざわざ特許庁庁舎に足を運ぶ人も少なくなった。しかし、HPのコンテンツを充実させるなど、ＩＴ技術を駆使して情報発信に努めている。時代に即したヴァーチャルな環境で、かつて高橋是清が夢見た「多くの国民が集う特許庁」を目指している。

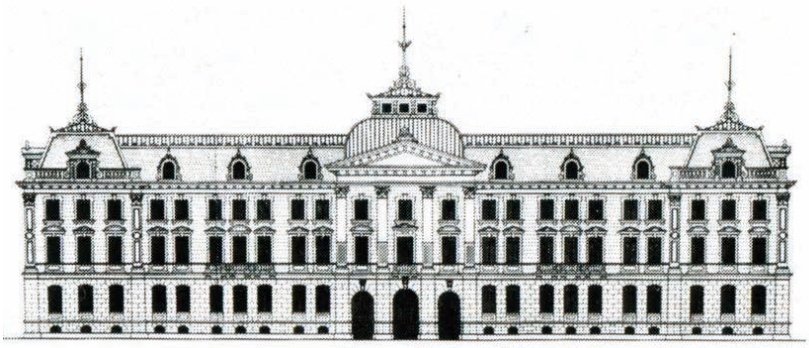

特許局の木挽町庁舎正面図（「工業所有権制度百年史」より）

第1部
知的財産をめぐる動向

- 第1章　国内外の出願・登録状況と審査・審判の現状
- 第2章　企業等における知的財産活動
- 第3章　中小企業・地域における知的財産活動
- 第4章　大学等における知的財産活動
- 第5章　分野別に見た国内外の出願動向

第1章 国内外の出願・登録状況と審査・審判の現状

近年、研究開発や企業活動のグローバル化が大きく進展し、国内のみならず国外での知財戦略の重要性も一層増している。また、我が国企業の海外展開の進展や、新興国での経済発展や知的財産に対する認識の高まりに伴い、知的財産をめぐる社会情勢は大きく変容している。これらの状況について、本章では、特許・実用新案・意匠・商標における国内外の出願・登録状況と審査・審判の現状の観点から紹介する。

1 特許

(1)我が国における特許出願・審査請求等の推移及び特許審査の現状

①特許出願件数とPCT国際出願[1]件数

過去10年間の特許出願件数の推移を見ると、2008年以降漸減傾向で推移していたが、2015年以降横ばいで推移している。2017年は318,479件であり、前年よりも微増した。日本国特許庁を受理官庁とした特許協力条約に基づく国際出願（PCT国際出願）の件数は、2014年を除き、一貫して増加傾向を示しており、2017年は47,425件（前年比6.6%増）と、過去最高となった。これは、研究開発や企業活動のグローバル化が大きく進展し、国内のみならず国外での知財戦略の重要性も一層増していることなどが背景にあるものと考えられる。

1-1-1図 特許出願件数の推移

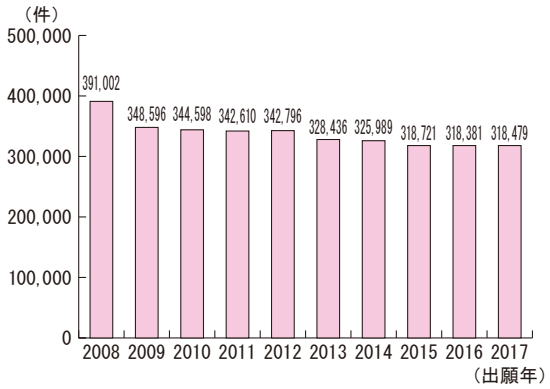

（備考）特許出願件数は、国内出願件数と特許協力条約に基づく国際出願（PCT国際出願）のうち国内移行した出願件数（基準日は国内書面の受付日）の合計数である。
（資料）統計・資料編　第1章1.

1-1-2図 PCT国際出願件数の推移

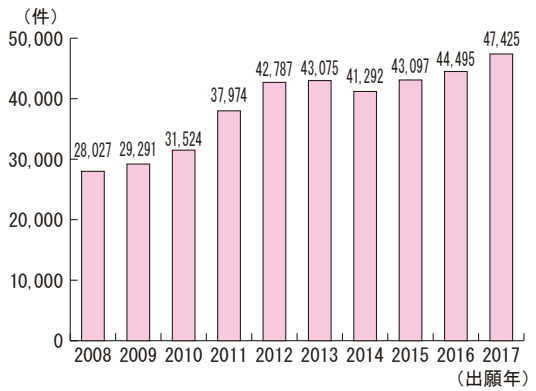

（資料）統計・資料編　第3章1.

1　特許協力条約（PCT：Patent Cooperation Treaty）に基づく国際出願。一つの出願願書を条約に従って提出することにより、PCT加盟国である全ての国に同時に出願したことと同じ効果を与える出願制度となっている。

②審査請求件数

審査請求件数は2009年以降横ばいで推移しており、2017年は240,118件であった。なお、2001年10月以降の出願について審査請求期間が7年から3年へ短縮されたことに伴い、審査請求件数の一時的な増大が生じていたが、これも2008年9月末をもって終了している。

1-1-3図 審査請求件数の推移

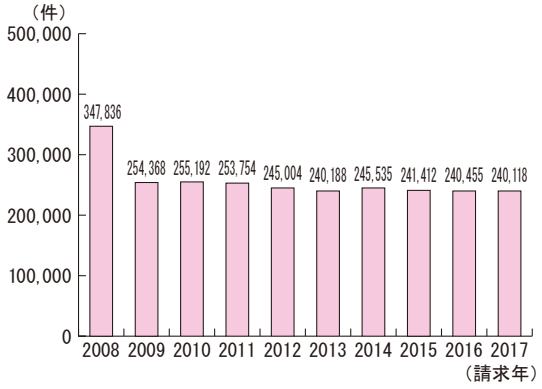

（備考）2009～2012年の審査請求件数には審査請求料の納付繰延制度を利用しているものが含まれる。
（資料）統計・資料編　第1章1.

③審査の迅速化

特許庁は、一次審査通知までの期間に加え、権利化までの期間の短縮を求めるニーズの高まりを受け、2013年度に達成された10年目標に次ぐ新たな10年目標として、平成35年度（2023年度）までに特許の「権利化までの期間[1]」（標準審査期間）と「一次審査通知までの期間」をそれぞれ、平均14か月以内、平均10か月以内とするという目標を設定し、着実に取り組んでいる。2017年度は、それぞれ、14.1か月、9.3か月を達成した。

1-1-4図
特許審査の権利化までの期間と平均FA期間の推移

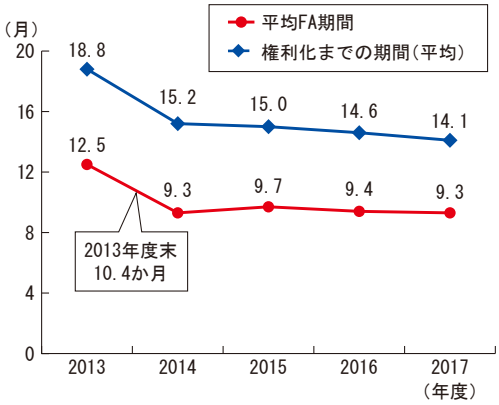

（備考）各年度の年度平均値
権利化までの期間は、審査請求日から取下げ・放棄又は最終処分を受けるまでの期間（出願人が補正等をすることに起因して特許庁から再度の応答等を出願人に求めるような場合や、特許庁に応答期間の延長や早期の審査を求める場合等の、出願人に認められている手続を利用した場合を除く。）。
（資料）特許庁作成

④特許審査実績

2017年の一次審査件数は239,236件となった。また、特許査定件数は183,919件、拒絶査定件数は60,613件、特許登録件数は199,577件となった。

また、日本国特許庁が2017年に国際調査機関として作成した国際調査報告の件数は、2017年のPCT国際出願件数と同様に過去最高の、45,948件となった。

1-1-5図 特許審査実績及び最終処分実績の推移

特許審査実績の推移

単位：件

実績	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
一次審査件数	369,679	356,179	255,001	235,809	246,879	239,236
再着審査件数	338,738	329,409	283,085	237,076	242,904	265,944
国際調査報告作成件数	40,529	42,384	40,079	43,571	44,321	45,948
国際予備審査報告作成件数	2,702	2,509	2,190	2,515	2,021	1,903
前置審査件数	23,851	23,168	22,972	20,405	18,108	17,248
合計	775,499	753,649	603,327	539,376	554,233	570,279

（備考）前置審査件数は、前置登録件数[2]、前置報告件数[3]、前置拒絶理由件数の合計。

（最終処分実績の図は次頁参照）

1　審査請求日から取下げ・放棄又は最終処分を受けるまでの期間（出願人が補正等をすることに起因して特許庁から再度の応答等を出願人に求めるような場合や、特許庁に応答期間の延長や早期の審査を求める場合等の、出願人に認められている手続を利用した場合を除く。）。
2　前置審査の結果、拒絶査定を取り消して特許査定された件数。
3　前置審査の結果、拒絶査定を維持すべきと判断された件数。

最終処分実績の推移

単位：件

実績	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
特許査定件数	254,502	260,046	205,711	173,015	191,032	183,919
拒絶査定件数	120,896	108,544	88,467	66,599	58,638	60,613
（うち戻し拒絶査定件数）	70,297	60,356	41,477	30,173	25,448	28,409
FA後取下げ・放棄件数	5,566	4,090	2,562	2,290	2,207	1,968
特許登録件数	274,791	277,079	227,142	189,358	203,087	199,577
特許査定率	66.8%	69.8%	69.3%	71.5%	75.8%	74.6%
拒絶査定率	33.2%	30.2%	30.7%	28.5%	24.2%	25.4%

（備考）戻し拒絶査定件数とは、審査官の拒絶理由通知に対し、何ら応答されず拒絶査定された件数。
FA後取下げ・放棄件数とは、一次審査着手後に出願の取下げ・放棄が行われた件数。
特許査定率＝特許査定件数／（特許査定件数＋拒絶査定件数＋FA後取下げ・放棄件数）
拒絶査定率＝（拒絶査定件数＋FA後取下げ・放棄件数）／（特許査定件数＋拒絶査定件数＋FA後取下げ・放棄件数）
（資料）特許庁作成

⑤出願年別で見る特許出願・審査請求・特許登録等

出願年別で見ると、特許登録件数は17万件前後を維持している。また、特許出願件数は近年漸減傾向であるものの、審査請求件数はほぼ横ばいを維持している。そして、特許出願件数に対する特許登録件数の割合（特許登録率）は増加傾向にある。このことから、出願人が特許出願にあたり厳選を行うことが浸透し、企業等における知的財産戦略において量から質への転換が着実に進んでいることが窺える。

1-1-6図 出願年別で見る特許出願・審査請求・特許登録等の推移（2003-2017）

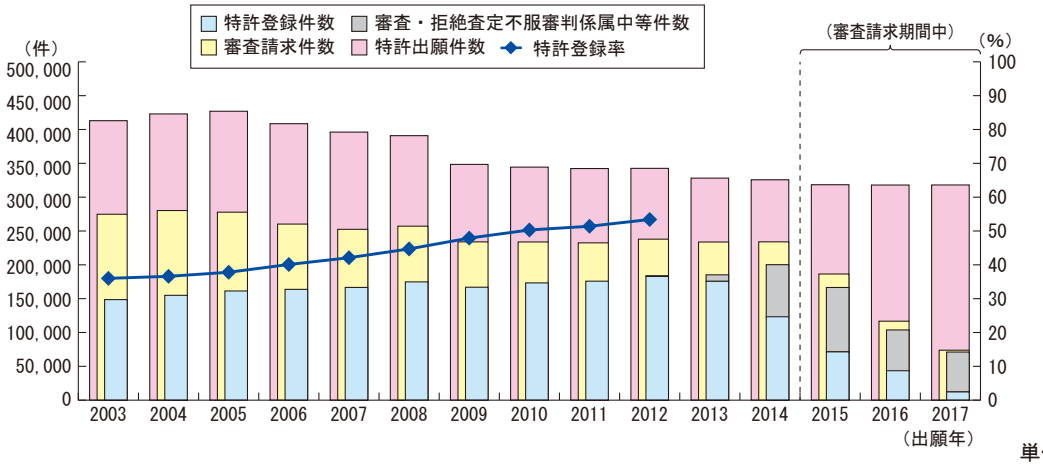

単位：件

	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
特許出願件数	413,008	423,017	426,974	408,569	396,160	390,879	348,429	344,397	342,312	342,589	328,138	325,688	318,345	317,922	318,028
審査請求件数	274,752	280,250	277,797	260,221	252,485	257,116	233,901	233,780	232,471	237,906	233,708	233,963	186,419	116,702	73,813
特許登録件数	148,587	154,942	161,363	163,773	166,612	174,824	166,918	173,300	175,858	182,777	175,618	123,261	71,333	43,505	12,143

（備考）出願年別の特許出願・審査請求・特許登録等の件数には、特許権の存続期間の延長登録の出願の件数は含まれない。
出願年別特許登録件数は、2018年5月10日時点での暫定値。
2015年から2017年の出願における出願年別審査請求件数の数値は、2018年5月10日時点での暫定値。
（資料）特許庁作成

⑥特許権の現存率

日本における特許権の設定登録からの年数毎の現存率は、設定登録から5年後で87%、10年後で52%、15年後で12%程度に減少している。

日本における内国出願人の特許保有件数は増加傾向にあり、2017年末に166万件に達し、2008年の114万件の約1.5倍となった。外国出願人の特許保有件数も増加傾向にあり、2017年末に35万件に達し、2008年の13万件の約2.7倍となった。

1-1-7図 特許権の現存率

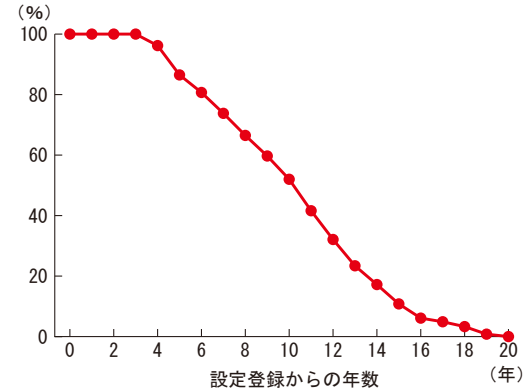

(備考)・現存率は、特許権の登録件数に対する現存件数の割合のことである。
・2017 年末現在の数字である。
(資料)統計・資料編　第 2 章 19. (2)

(2)主要国・機関における特許出願・登録動向

①世界の特許出願件数

2007 年に 187.4 万件であった世界の特許出願件数は、この 10 年間で 1.7 倍に増加し、2016 年には 312.8 万件に達した。2009 年の世界の特許出願件数は居住者、非居住者共に減少していたが、2010 年以降増加に転じており、2016 年は前年比 8.3%増となっている。2016 年の世界の特許出願件数の伸びは、主に、中国人による中国国家知識産権局への特許出願件数の大幅な増加によるものである。2016 年の世界の特許出願件数においては、米国特許商標庁、日本国特許庁がこれに続いている(1-1-16 図参照)。

②世界の特許登録件数

世界の特許出願件数の増加に伴い、世界の特許登録件数も増加の傾向にある。2006 年には 77.7 万件であったが、この 10 年間で約 1.7 倍に増加し、2016 年には 135.2 万件であった。この世界の特許登録件数のうち非居住者による登録は、この 10 年間で約 1.7 倍に増加し、2016 年には全体の 4 割弱を占める状況にある。2016 年の世界の特許登録件数を出願人の居住国別に見ると、中国居住者による特許登録件数は 32.2 万件と最も多く、日本 28.9 万件、米国 27.7 万件と続いている。また、日本居住者による特許登録件数のうち、約 4 割は外国での登録であり、我が国企業の知財活動が国内外に広く行われていることが分かる。

1-1-8図
内外国出願人別の現存特許権数の推移

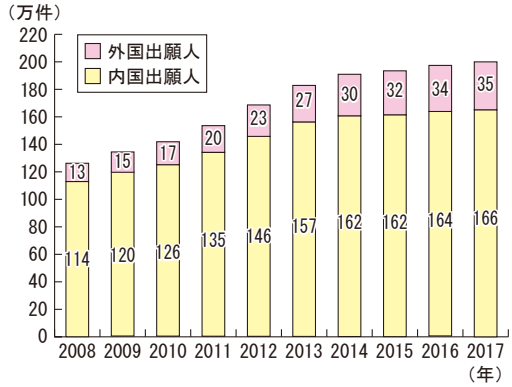

(備考)国別内訳は筆頭出願人の国籍でカウントしている。
(資料)統計・資料編　第 2 章 19. (1)

1-1-9図 世界の特許出願件数の推移

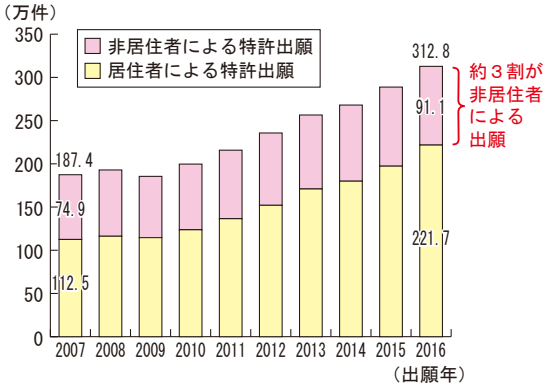

(資料)WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-10図 世界の特許登録件数の推移

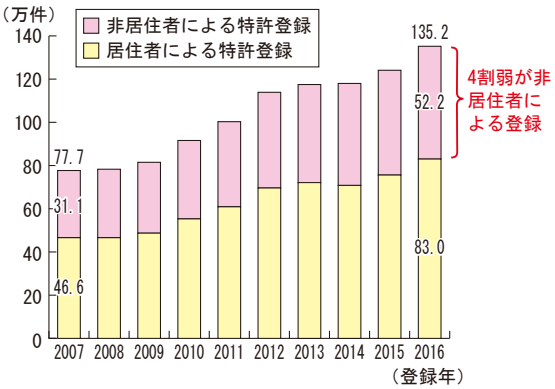

(資料)WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-11図
出願人居住国別の世界での特許登録件数（外国 / 内国）（2016 年）

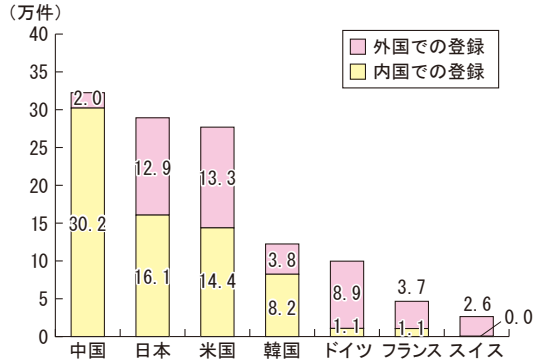

（備考）居住国は筆頭出願人の居住国である。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-12図
出願人居住国別の世界での特許登録件数（PCT 国際出願 / 直接出願）（2016 年）

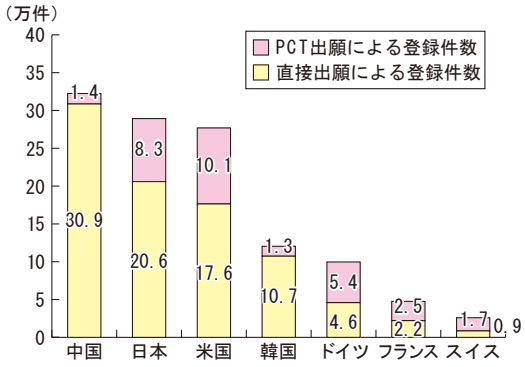

（備考）居住国は筆頭出願人の居住国である。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

③世界の PCT 国際出願件数

PCT 国際出願件数は、2009 年以降増加しており、2017 年は 242,853 件と、前年に引き続き過去最高となり、PCT 国際出願制度の利用が引き続き活発であることが窺える。

1-1-13図
PCT 加盟国数及び PCT 国際出願件数の推移

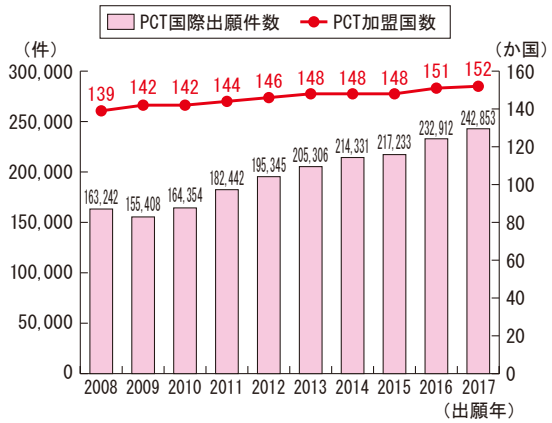

（資料）WIPO ウェブサイト、WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

PCT 国際出願件数の推移を出願人居住国別に見ると、2017 年の日本からの出願件数は、2013 年から 10.1%増の 48,206 件と、過去最高を記録した。この日本からの PCT 国際出願件数の増加の背景には、我が国企業等の活動が一層グローバル化したこと、PCT 国際出願のメリットについて認識が高まってきたことなどがあると考えられる。また、2017 年の中国からの PCT 国際出願件数は前年比 13.4%増を記録し、日本を抜いて第 2 位となった。出願人居住国別の割合を見ると、2013 年と 2017 年のいずれにおいても上位 10 か国で全体の 85%以上を占めている。米国は全体の 23.2%を占め、引き続き第 1 位となっている。

1-1-14図 出願人居住国別のPCT国際出願件数の推移

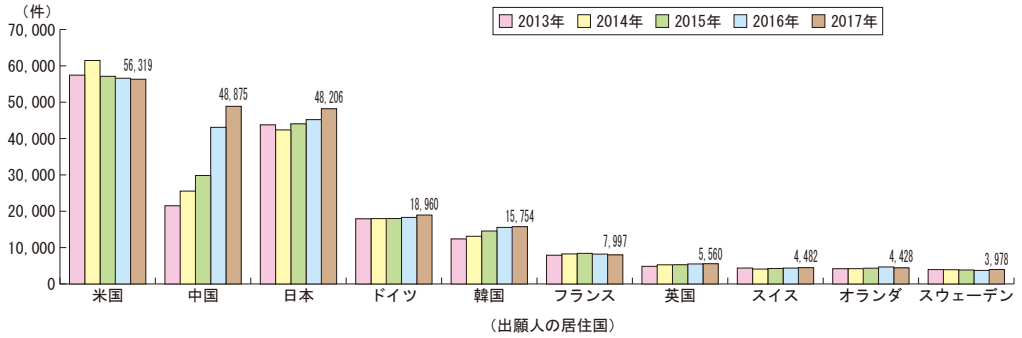

（備考）各年の出願件数は国際出願日によるものであり、居住国は筆頭出願人の居住国である。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-15図 出願人居住国別の PCT 国際出願件数の割合（2013 年と 2017 年の比較）

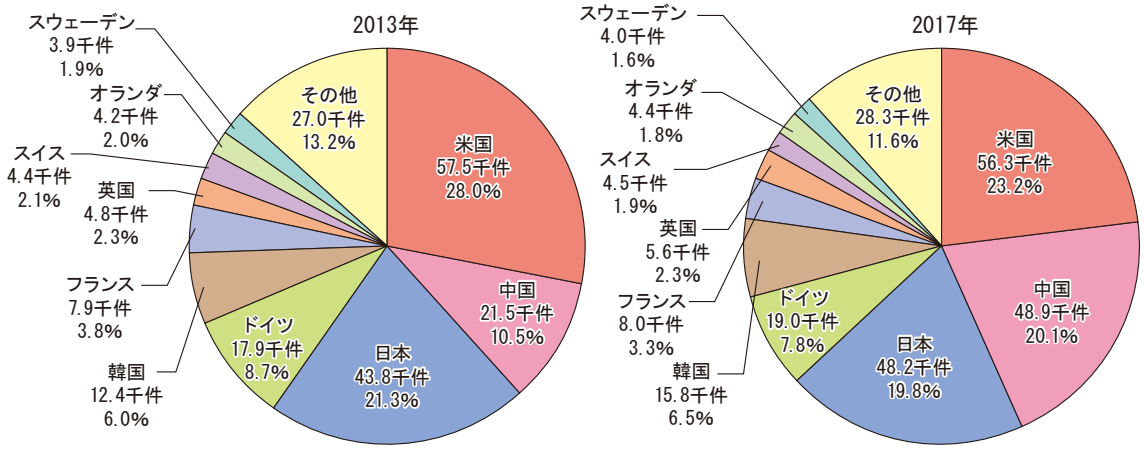

（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

④五大特許庁における特許出願件数

五大特許庁（日本国特許庁（JPO）、米国特許商標庁（USPTO）、欧州特許庁（EPO）、中国国家知識産権局（SIPO）、韓国特許庁（KIPO））における特許出願件数の動向を示す。

2017 年の JPO における出願件数は 31.8 万件であり、前年とほぼ同等となった。五大特許庁の中では、SIPO における出願件数の伸び率は緩やかになったものの、引き続き増加している。

1-1-16図 五大特許庁における特許出願件数の推移

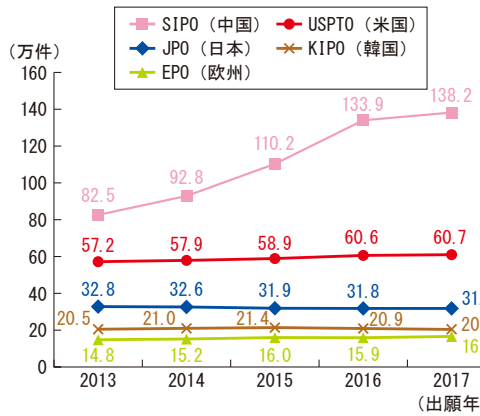

（資料）下記を基に特許庁作成
JPO　統計・資料編　第 1章 1.
USPTO USPTOウェブサイト（2013～2016年）及び USPTO提供資料（暫定値）（2017年）
EPO　EPO Annual Report 2017 (European patent applications 参照）
SIPO　SIPO ウェブサイト
KIPO　KIPO ウェブサイト

⑤五大特許庁における特許出願構造

JPO、SIPO及びKIPOでは内国人による出願が多く、特に、SIPOにおける内国人による出願件数は、近年大きく増加しているのに対して、USPTO及びEPOでは外国人（EPOの場合はEPC加盟国以外の出願人）による出願がほぼ半数を占めている。

1-1-17図 JPOにおける特許出願構造

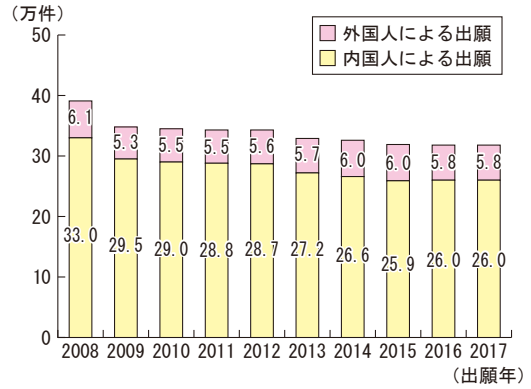

（備考）国別内訳は筆頭出願人の国籍でカウントしている。
（資料）統計・資料編　第2章4.（1）

1-1-18図 USPTOにおける特許出願構造

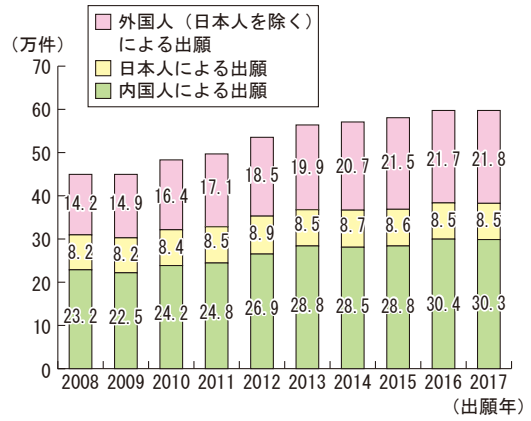

（備考）Utility Patent が対象。
　　国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）USPTOウェブサイト（2008年～2015年）及びUSPTO提供資料（暫定値）（2016-17年）を基に特許庁作成

1-1-19図 EPOにおける特許出願構造

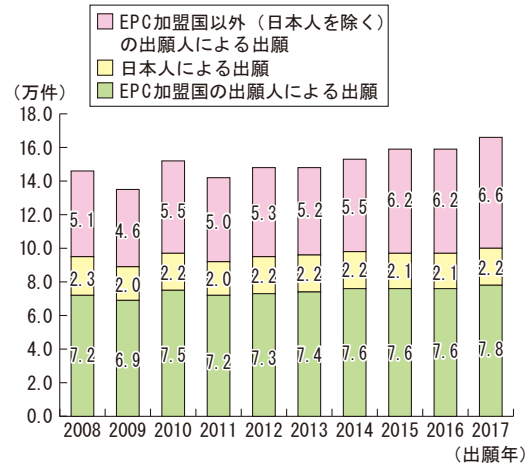

（備考）EPC 加盟国は各年末における加盟国。
　　国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）EPO Annual Report 2017 を基に特許庁作成

1-1-20図 SIPOにおける特許出願構造

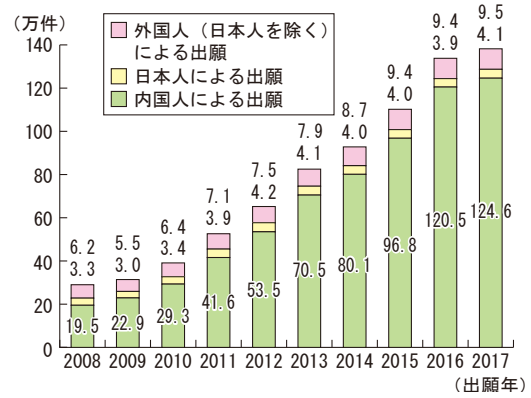

（備考）「内国人による出願」には、台湾からSIPOへの出願件数を含む。
　　2017年台湾からの出願件数6,158件。
　　国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）SIPO ウェブサイトを基に特許庁作成

1-1-21図 KIPOにおける特許出願構造

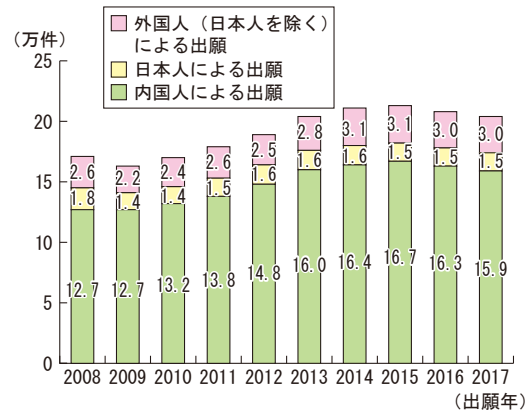

（備考）国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）KIPO Annual Report（2008～2016年）、KIPO提供資料（暫定値）（2017年）を基に特許庁作成

⑥五大特許庁間の特許出願件数と特許登録件数

2016年における五大特許庁間の特許出願件数と特許登録件数を見ると、日本からの出願・登録は、USPTO、SIPO、EPO、KIPOの順に多く、一方で、JPOへの出願は、米国、欧州、韓国、中国の順であり、特に、中国からJPOへの出願・登録の件数と比較して、日本からSIPOへの出願・登録の件数が多い。

1-1-22図 五大特許庁間の特許出願状況（2016年）[1]

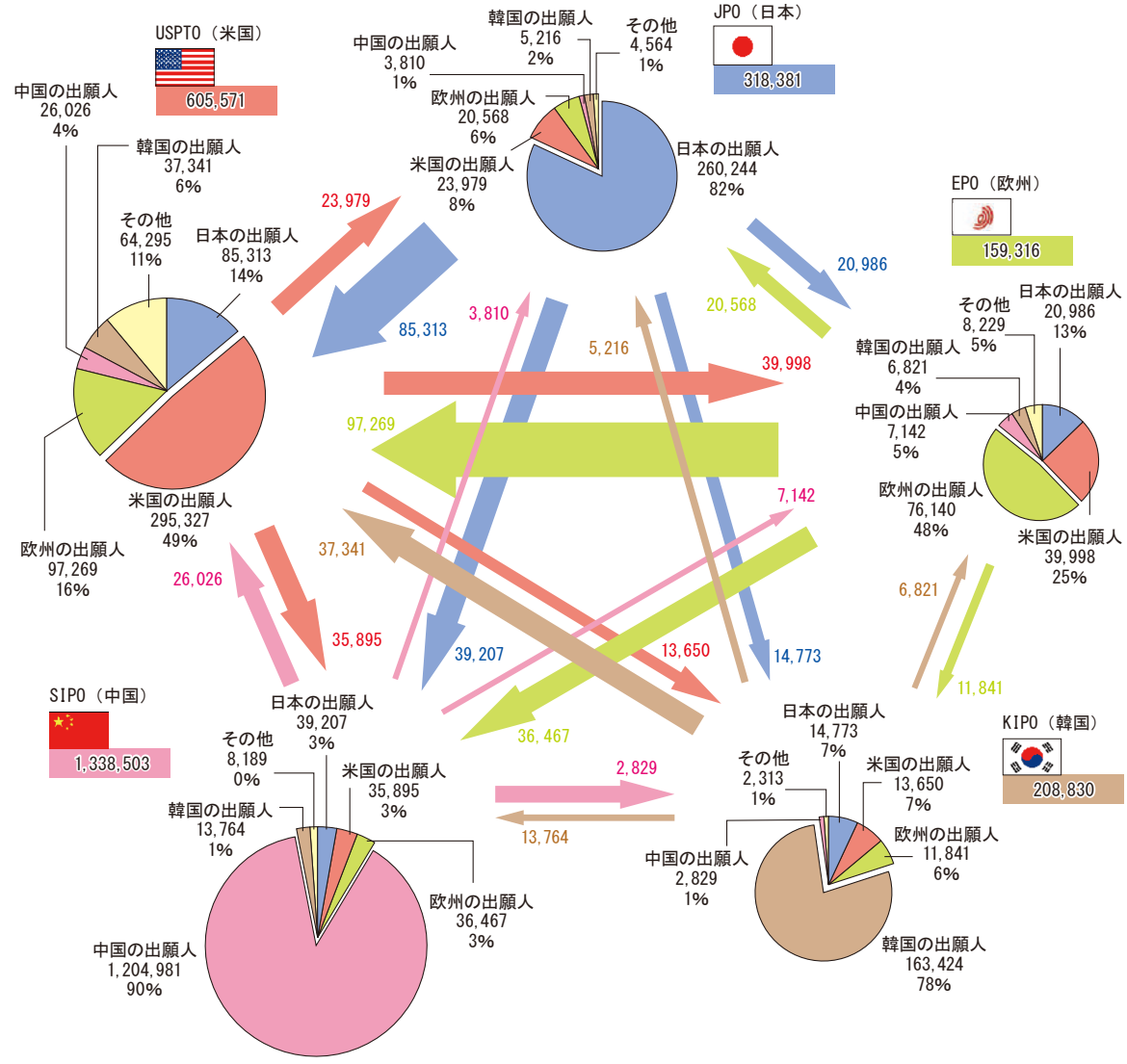

（備考）・USPTOはUtility Patentが対象
・枠内の数値は、各国・機関における2016年の特許出願件数の合計を示す。
・欧州からの件数は、2016年末時点のEPC加盟国の出願人による出願件数を示す。
・EPOへの件数は、欧州特許庁分のみを計上しており、各EPC加盟国への出願件数は含まれていない。
・各国特許庁における国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）下記を基に特許庁作成
JPO 統計資料編 第4章2.(1)
USPTO USPTOウェブサイト
EPO EPO Annual Report 2017
SIPO SIPOウェブサイト
KIPO KIPOウェブサイト

1 特許庁「平成29年度特許出願動向調査報告書―マクロ調査―」において、優先権主張年2013年にて一部の分野別の図を掲載
http://www.jpo.go.jp/shiryou/pdf/gidou-houkoku/h29/29_macro.pdf

1-1-23図 五大特許庁間の特許登録状況（2016年）

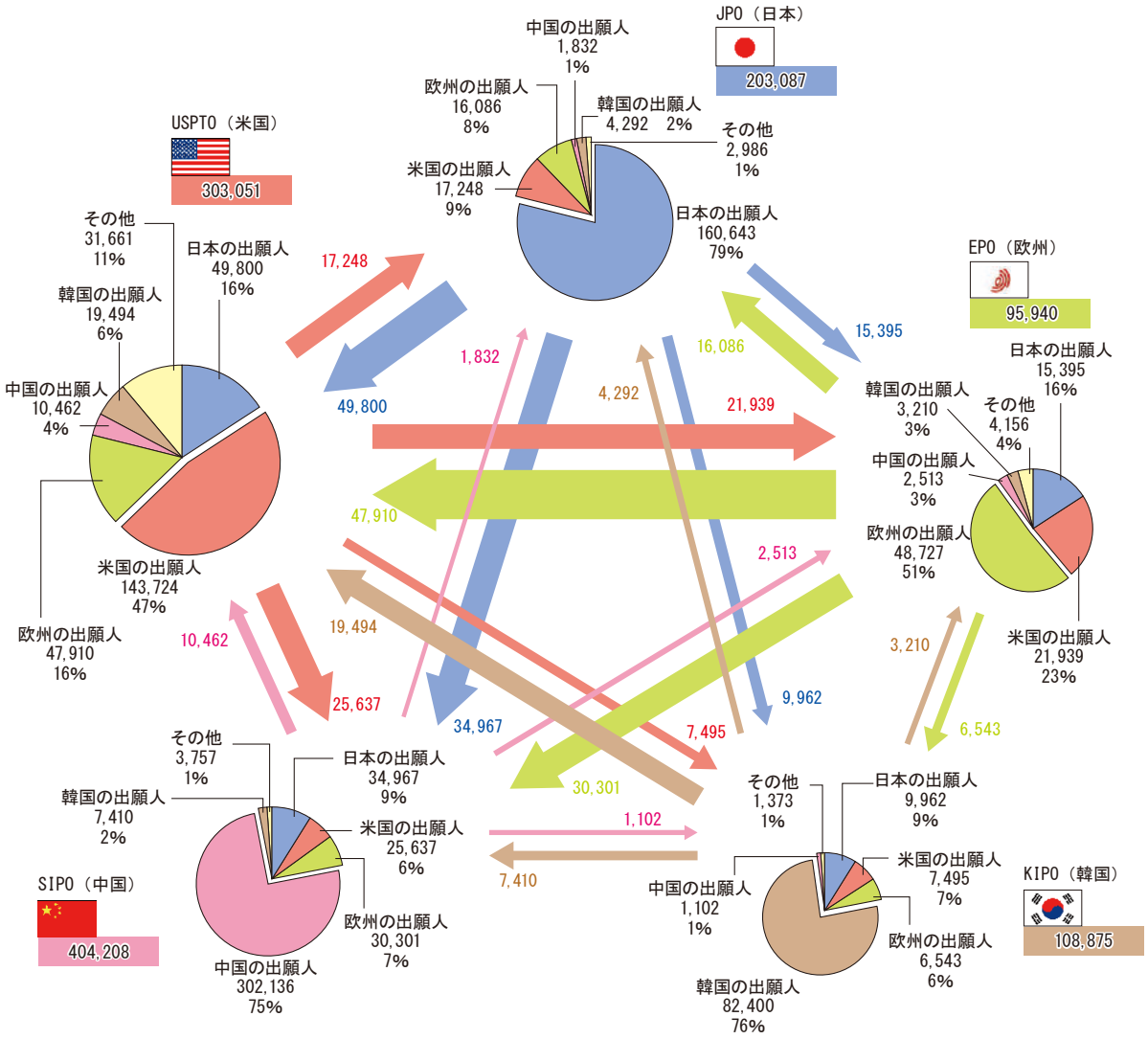

（備考）・USPTOは Utility Patentが対象
・枠内の数値は、各国・機関における 2016年の特許登録件数の合計を示す。
・欧州からの件数は、2016年末時点の EPC加盟国の出願人による登録件数を示す。
・EPOへの件数は、欧州特許庁分のみを計上しており、各 EPC加盟国への登録件数は含まれていない。
・各国特許庁における国別内訳は下記資料の定義に従っている。

（資料）下記を基に特許庁作成
JPO 統計資料編 第4章 3.(1)
USPTO USPTOウェブサイト
EPO EPO Annual Report 2017
SIPO SIPOウェブサイト
KIPO KIPOウェブサイト

⑦五大特許庁の一次審査通知までの期間と最終処分期間

各庁の一次審査通知までの期間及び最終処分期間の2016年平均は、1-1-24図のとおりである。

なお、各庁の一次審査通知までの期間及び最終処分期間は、それぞれの特許制度の違いによってその定義が異なっている。例えば、一次審査通知までの期間の定義は、JPOでは審査請求日から一次審査までの平均期間であるが、EPOでは出願日から特許性に関する見解を伴う拡張欧州調査報告の発行までの期間の中央値、SIPOでは審査請求後の実体審査開始（実体審査開始の通知書の発行）から一次審査までの平均期間となっている。詳細は、1-1-24 図の備考を参照されたい。

1-1-24図
五大特許庁の「一次審査通知までの期間」及び「最終処分期間」（2016年平均）

	一次審査通知までの期間	最終処分期間
JPO（日本国特許庁）	9.4か月	14.6か月
USPTO（米国特許商標庁）	15.7か月	25.6か月
EPO（欧州特許庁）	8.0か月	26.5か月
SIPO（中国国家知識産権局）	16.9か月	22.0か月
KIPO（韓国特許庁）	10.6か月	16.2か月

（備考）・JPOの一次審査通知までの期間及び最終処分期間の数値は、2016年度平均。
・JPO及びKIPOの一次審査通知までの期間は、審査請求日から一次審査までの平均期間。
・USPTOの一次審査通知までの期間は、出願日から一次審査までの平均期間。
・EPOの一次審査通知までの期間は、出願日から特許性に関する見解を伴う拡張欧州調査報告の発表までの中央値。
・SIPOの一次審査通知までの期間は、審査請求後の実体審査開始から一次審査までの平均期間。
・JPOの最終処分期間、すなわち権利化までの期間（標準審査期間）は、審査請求日から取下げ・放棄又は最終処分を受けるまでの平均期間（出願人が補正等をすることに起因して特許庁から再度の応答等を出願人に求めるような場合や、特許庁に応答期間の延長や早期の審査を求める場合等の、出願人に認められている手続を利用した場合を除く）。
・USPTOの最終処分期間は、出願日から放棄又は最終処分を受けるまでの平均期間（植物特許、再審査を含む）。
・EPOの最終処分期間は、実体審査開始から最終処分までの期間の中央値。
・SIPOの最終処分期間は、実体審査開始から最終処分までの平均期間。
・KIPOの最終処分期間、各年に最終処分を受けた全出願の最終処分までに要した審査期間（総月数）を各年の最終処分件数で除した値。
（資料）他国特許庁の数値はIP5 Statistics Report 2016を基に特許庁作成

⑧五大特許庁の特許審査官数

必要な審査体制の整備、強化を図るにあたり各庁は審査官の増員を行っており、2008年から2017年までの10年間で、USPTOは2,192人、EPOは514人の審査官増員を行った。また、SIPOは、2008年から2017年までの間で約8,000人の審査官増員を行った。JPOも、2008年から2017年までの10年間で16人の審査官増員を行った。

1-1-25図 五大特許庁の審査官数の推移

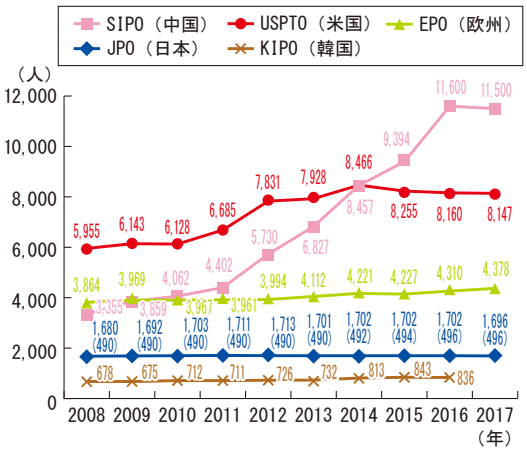

（備考）JPOの2008年～2017年の括弧内は任期付審査官数
SIPOの2016、2017年の数字は百人単位で四捨五入
（資料）下記を基に特許庁作成
USPTO Annual Report 2017
SIPO Annual Report 2017
EPO Annual Report 2017
JPO 統計・資料編　第5章4.
KIPO　IP5 Statistics Report 2016

⑨主要特許庁の特許査定率

JPO及びEPOの特許査定率は増加傾向にあり、2016年はそれぞれ前年比4.3ポイント、6.8ポイント増の75.8%、54.8%であった。他方、2016年のUSPTO、KIPOの特許査定率はそれぞれ前年比0.3ポイント、3.0ポイント減の70.3%、60.0%であった。

なお、各庁の特許査定率は、それぞれの特許制度の違いによってその定義が異なっている（1-1-26図の備考参照）。

1-1-26図
主要国特許庁の特許査定率の推移

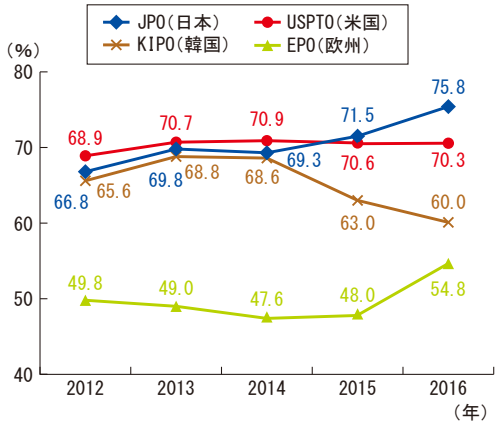

（備考）各庁の特許査定率の定義は以下のとおり。
（各年における処理件数が対象）
・JPO　特許査定件数／（特許査定件数＋拒絶査定件数＋審査着手後の取下げ・放棄件数）
・USPTO　特許証発行件数／処理件数
・EPO　特許査定件数／（特許査定件数＋拒絶査定件数＋放棄件数）
・KIPO　特許査定件数／（特許査定件数＋拒絶査定件数＋審査着手後の取下げ件数）
※ SIPOは特許査定率を公表していない。
（資料）IP5 Statistics Report 2016 を基に特許庁作成

⑩主要特許庁における特許登録構造及びEPOにおける特許査定構造

JPO、SIPO、KIPOでは内国人による登録はそれぞれ79%、78%、75%を占めているのに対し、USPTO及びEPOでは内国人による登録は5割程度であり、登録構造に大きな違いが見られる。

1-1-27図
主要特許庁における特許登録件数（2017年）

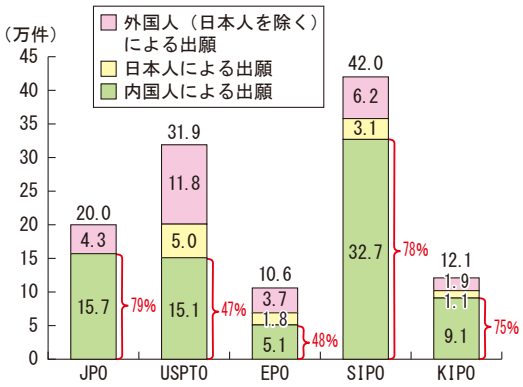

（備考）EPOについては、特許査定件数を記載。
EPOの内国人とは、EPO加盟国の出願人を意味する。
各国特許庁における国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）下記を基に特許庁作成
JPO　統計資料編　第2章4.(1)
USPTO　USPTO提供資料（暫定値）
SIPO　SIPOウェブサイト
KIPO　KIPO提供資料（暫定値）
EPO　EPO Annual Report 2016

⑪日本から海外への特許出願件数

日本から海外への特許出願件数は、2012年以降横ばいで推移しており、2016年は196,223件であった。

1-1-28図
日本から海外への特許出願件数の推移

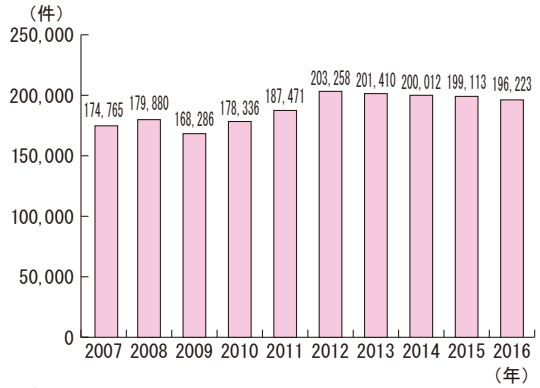

（備考）件数は下記資料の定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-29図
日本から海外への特許出願件数の割合（2016年）

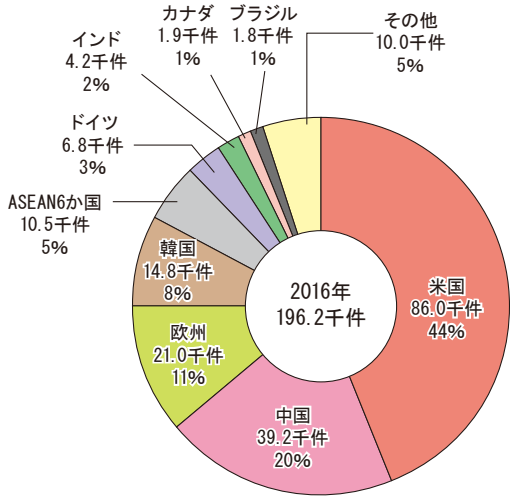

（備考）件数は下記資料の定義に従っている。ASEAN6か国：タイ、シンガポール、インドネシア、マレーシア、ベトナム、フィリピン
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

⑫日本人による主要特許庁への特許出願件数

2017年の日本人による主要特許庁への特許出願件数は、それぞれUSPTOへ85,180件（前年比0.2%減）、SIPOへ40,908件（同4.3%増）、EPOへ21,712件（同3.5%増）、KIPOへ15,043件（同1.8%増）であった。

1-1-30図 日本人による主要国・機関への特許出願件数の推移

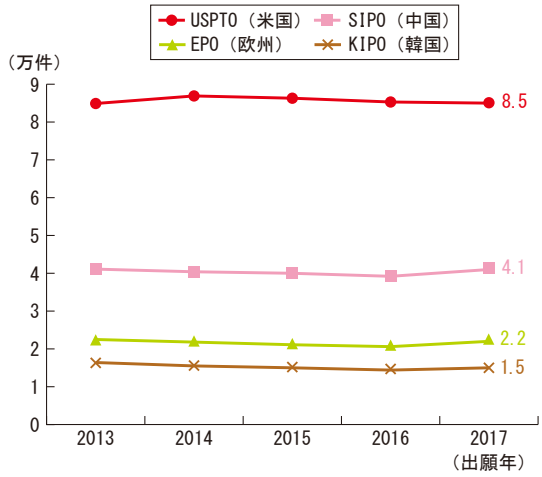

単位：件

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
USPTO（米国）	84,967	86,691	86,359	85,313	85,180
SIPO（中国）	41,193	40,460	40,078	39,207	40,908
EPO（欧州）	22,405	22,118	21,421	20,986	21,712
KIPO（韓国）	16,300	15,653	15,283	14,773	15,043

（備考）USPTO Utility Patent が対象。
各国特許庁における件数は下記資料の定義に従っている。
（資料）下記を基に特許庁作成
USPTO　USPTOウェブサイト（2013～2016年）及びUSPTO提供資料（暫定値）（2017年）
SIPO　SIPOウェブサイト
EPO　EPO Annual Report 2017
KIPO　KIPO Annual Report（2013～2016年）及びKIPO提供資料（暫定値）（2017年）

⑬日本人による主要特許庁での特許登録件数

2017年の日本人による主要特許庁での特許登録件数は、それぞれUSPTOにおいて49,677件（前年比0.2%減）、SIPOにおいて31,094件（同11.1%減）、EPOにおいて17,660件（同14.7%増）、KIPOにおいて11,081件（同11.2%増）であった。

1-1-31図 日本人による主要特許庁での特許登録件数の推移

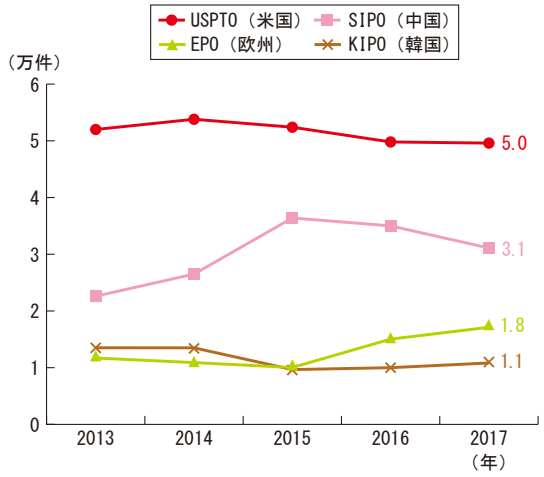

単位：件

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
USPTO（米国）	51,919	53,849	52,409	49,800	49,677
SIPO（中国）	22,609	26,501	36,418	34,967	31,094
EPO（欧州）	12,135	11,120	10,574	15,395	17,660
KIPO（韓国）	13,514	13,432	9,615	9,962	11,081

（備考）・USPTO Utility Patentが対象。
・EPOは特許査定件数を表す。
・各国特許庁における件数は下記資料の定義に従っている。
（資料）下記を基に特許庁作成
USPTO　USPTOウェブサイト（2013～2016年）及びUSPTO提供資料（暫定値）（2017年）
SIPO　SIPOウェブサイト
EPO　Annual Report 2017
KIPO　KIPO Annual Report（2013～2016年）及びKIPO提供資料（暫定値）（2017年）

⑭外国人による日本への特許出願件数

2017年の外国人による日本への特許出願件数は、前年からほぼ横ばいの58,189件であった。このうち、米国と欧州からの出願が全体の76.5%を占め、それぞれ前年からほぼ横ばいの23,949件、20,559件であった。韓国からの出願は、前年比9.2%減の4,735件であり、全体の8.1%を占めた。また、中国からの出願は、近年増加傾向にあり、2017年は前年比9.5%増の4,172件であった。しかしながら、中国からの出願が全体に占める割合は7.2%であり、欧米や韓国からの出願と比べると依然として少ない。

⑮外国人による日本での特許登録件数

2016年の外国人による日本での特許登録件数は、前年からほぼ横ばいの42,733件であった。

このうち、米国と欧州からの出願に基づく登録が全体の77.3%を占めた。韓国からの出願に基づく登録は4,232件であり、全体の9.9%を占めた。また、中国からの出願に基づく登録は、前年比31.8%増の2,415件であり、全体に占める割合は5.7%である。

1-1-32図　外国人による日本への特許出願件数の推移

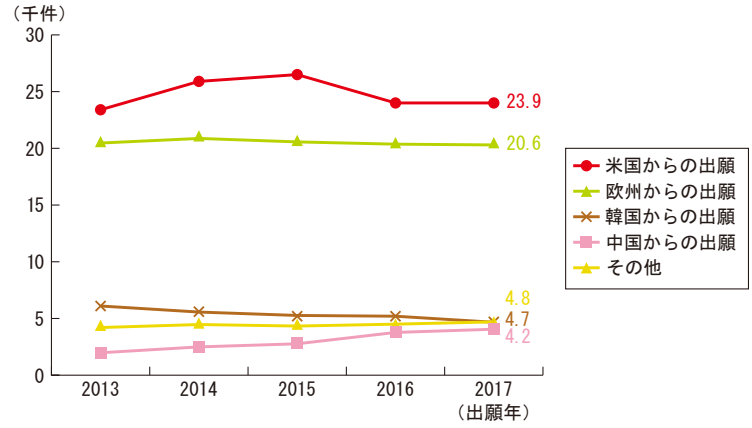

単位：件

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	対合計比（2017年）
米国からの出願	23,481	25,998	26,501	23,979	23,949	41.2%
欧州からの出願	20,604	21,150	20,784	20,568	20,559	35.3%
韓国からの出願	6,134	5,682	5,222	5,216	4,735	8.1%
中国からの出願	2,064	2,531	2,840	3,810	4,172	7.2%
その他	4,422	4,669	4,535	4,564	4,774	8.2%
合計	56,705	60,030	59,882	58,137	58,189	

（備考）・欧州とは、各年末時点における EPC 加盟国の出願人を意味する。
・表中の件数は、直接出願件数及び PCT 国内移行件数を含む。
・筆頭出願人の国籍でカウントしている。
（資料）統計・資料編　第4章2.(1)を基に特許庁作成

1-1-33図　外国人による日本での特許登録件数の推移

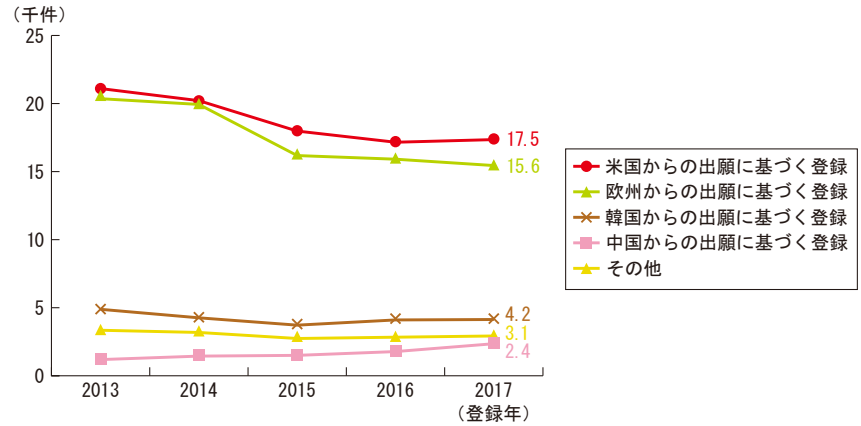

単位：件

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	対合計比（2017年）
米国からの出願に基づく登録	21,131	20,229	17,995	17,248	17,451	40.8%
欧州からの出願に基づく登録	20,679	19,917	16,301	16,086	15,584	36.5%
韓国からの出願に基づく登録	4,984	4,336	3,886	4,292	4,232	9.9%
中国からの出願に基づく登録	1,243	1,560	1,535	1,832	2,415	5.7%
その他	3,471	3,350	2,892	2,986	3,051	7.1%
合計	51,508	49,392	42,609	42,444	42,733	

（備考）・欧州とは、各年末時点における EPC 加盟国の出願人を意味する。
・表中の件数は、直接出願及び PCT 国内移行に基づく登録件数を含む。
・筆頭出願人の国籍でカウントしている。
（資料）統計・資料編　第4章3.(1)を基に特許庁作成

(3)新興国等における特許出願動向

①ASEANにおける特許出願動向

ASEAN主要国（シンガポール、インドネシア、タイ、マレーシア、ベトナム、フィリピン）における特許出願について見ると、マレーシア、フィリピン、タイでは2016年に前年よりも減少していることを除いて、全体の出願件数は増加傾向にある。

また、2016年の特許出願構造を見ると、日本はインドネシア、タイ、ベトナムにおいて、米国はシンガポール、マレーシア、フィリピンにおいて、海外からの出願件数トップの地位を占めている。

1-1-34図
シンガポールにおける特許出願構造

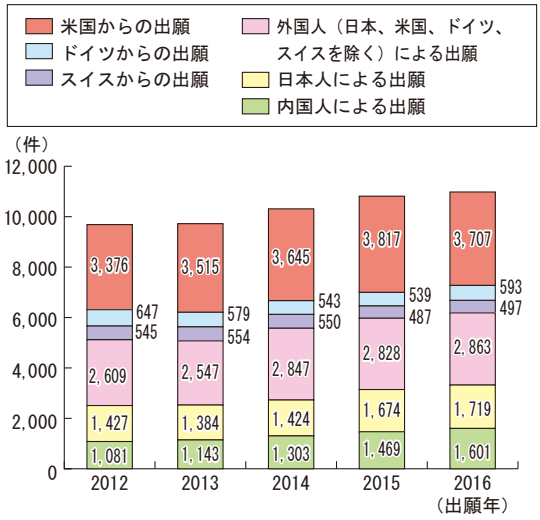

（備考）米国、ドイツ、スイスは、2016年の外国人による出願のうち上位３か国（日本除く）
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-35図
インドネシアにおける特許出願構造

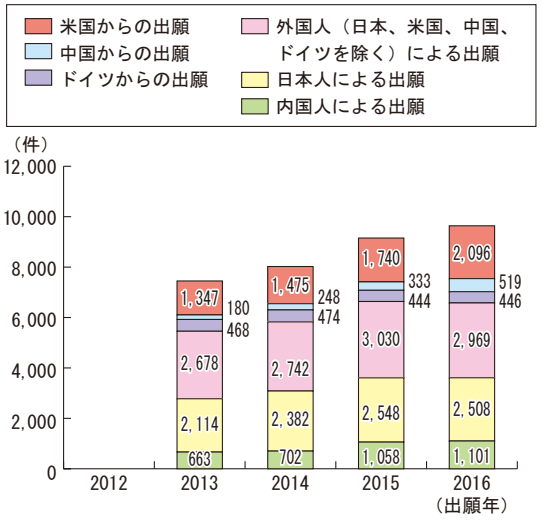

（備考）米国、中国、ドイツは、2016年の外国人による出願のうち上位３か国（日本除く）
国別内訳は下記資料の定義に従っている。2012年のデータは不明。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-36図
タイにおける特許出願構造

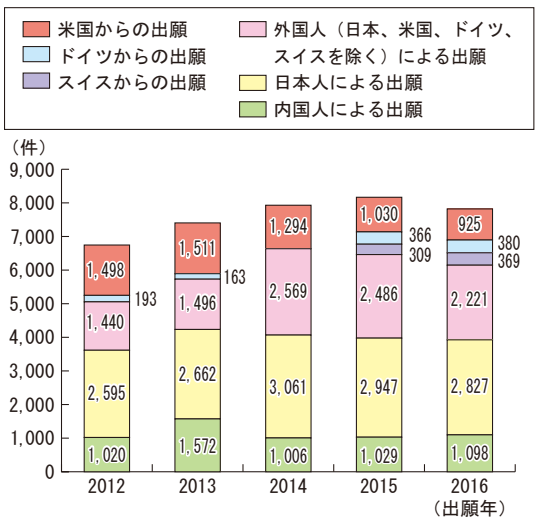

（備考）米国、ドイツ、スイスは、2016年の外国人による出願のうち上位３か国（日本除く）
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
※スイス（2012-2014）、ドイツ（2014）は不明。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-37図
マレーシアにおける特許出願構造

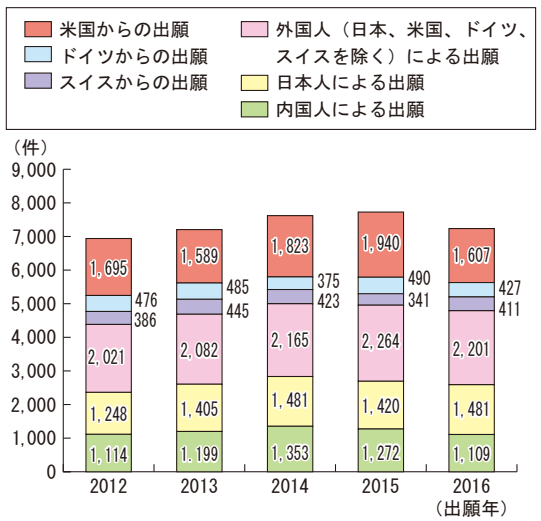

（備考）米国、ドイツ、スイスは、2016年の外国人による出願のうち上位３か国（日本除く）
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-38図
ベトナムにおける特許出願構造

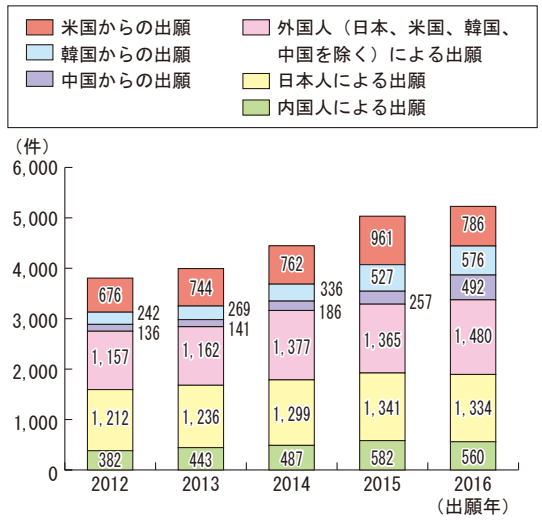

（備考）米国、韓国、中国は、2016年の外国人による出願のうち上位３か国（日本除く）
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-39図
フィリピンにおける特許出願構造

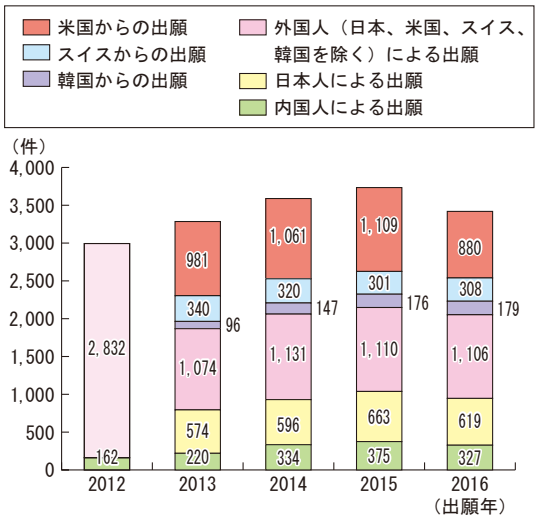

（備考）米国、スイス、韓国は、2016年の外国人による出願のうち上位３か国（日本除く）
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
※2012年の日本、韓国、スイス、米国は不明。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

②ブラジル、ロシア、インド及び南アフリカにおける特許出願動向

ブラジル、ロシア、インドにおける過去5年間の特許出願件数の推移には、大きな傾向の変化はないが、南アフリカにおいては、2016年の出願件数は前年比約30%増と大幅に増加した。

また、2016年の特許出願構造を見ると、ロシアにおいては、内国人による出願割合が過半数に達しているが、ブラジル、インド、南アフリカでは内国人による出願割合が比較的小さい。加えて、外国からの出願について見ると、4か国ともに米国からの出願が最も多く、日本又はドイツがこれに続く。

1-1-40図
ブラジルにおける特許出願構造

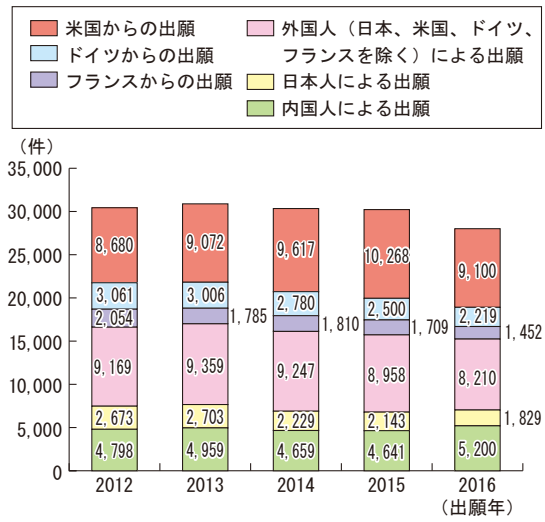

（備考）米国、ドイツ、フランスは、2016年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-41図
ロシアにおける特許出願構造

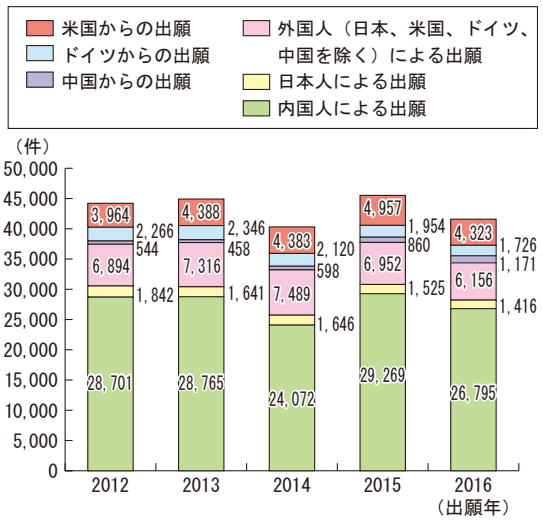

（備考）米国、ドイツ、中国は、2016年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-42図
インドにおける特許出願構造

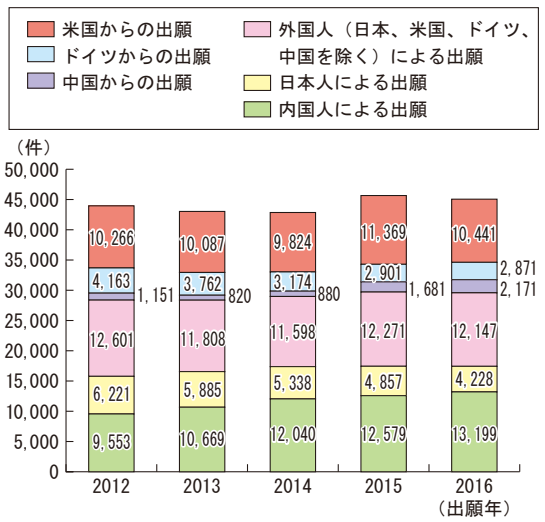

（備考）米国、ドイツ、中国は、2016年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-43図
南アフリカにおける特許出願構造

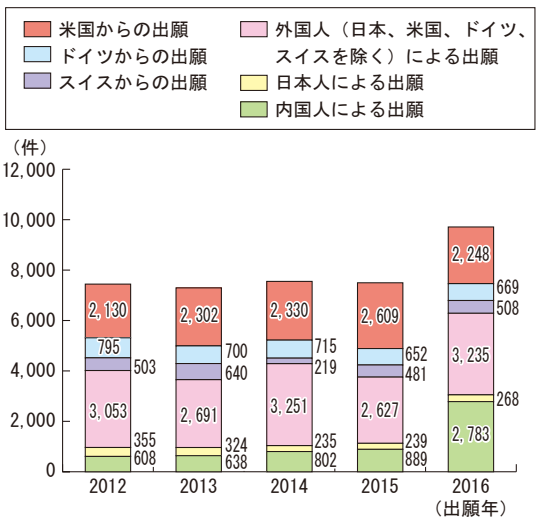

（備考）米国、ドイツ、スイスは、2016年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

2 実用新案

(1)我が国における実用新案登録出願・登録動向及び実用新案技術評価書作成の現状

①実用新案登録出願件数及び実用新案登録件数

実用新案登録出願件数は、この10年間減少傾向にあり、2017年は6,105件であった。実用新案登録件数も同様に減少傾向にあり、2017年は6,024件であった。

1-1-44図 実用新案登録出願件数の推移

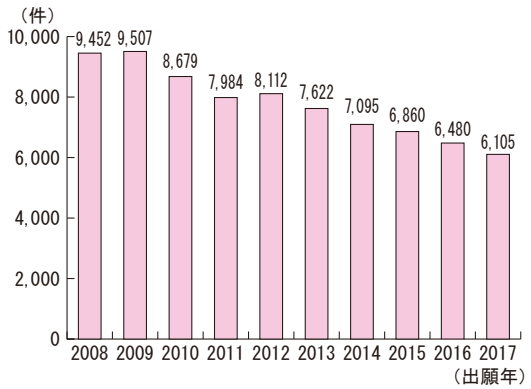

(資料)統計・資料編　第1章3.

1-1-45図 実用新案登録件数の推移

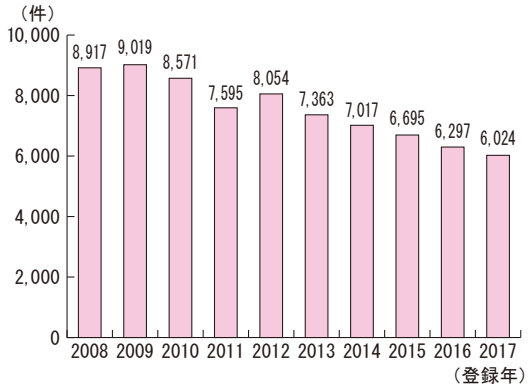

資料)統計・資料編　第1章3.

②実用新案技術評価書作成件数

実体審査を行わない実用新案制度においては、権利を行使するにあたり、実用新案技術評価書を提示して警告を行うことが必要である。実用新案技術評価書とは、権利の有効性を判断する材料として、新規性、進歩性等に関する審査官の評価を請求人に通知するものである。実用新案技術評価書の作成件数も、実用新案登録出願件数と同様に減少傾向にあり、2017年は364件（前年比12.1%減）であった。

1-1-46図
実用新案技術評価書作成件数の推移

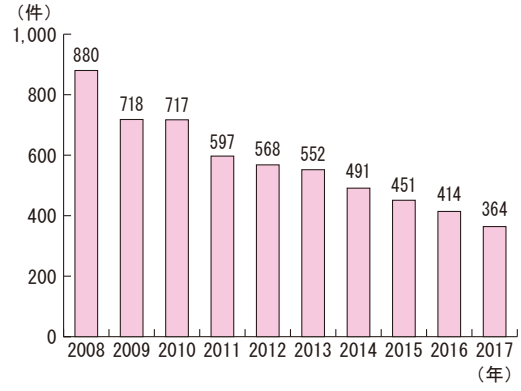

(資料)特許庁作成

(2)日中韓における実用新案登録出願構造

2017年の内国人による実用新案登録出願件数は、日本は4,577件、中国は1,679,807件、韓国は6,448件であった。

中国における外国人出願の件数は増加傾向にあるが、その割合は1%未満に過ぎない。また、2016年の日本から中国への出願件数は前年より減少した。

1-1-47図
日本における実用新案登録出願構造

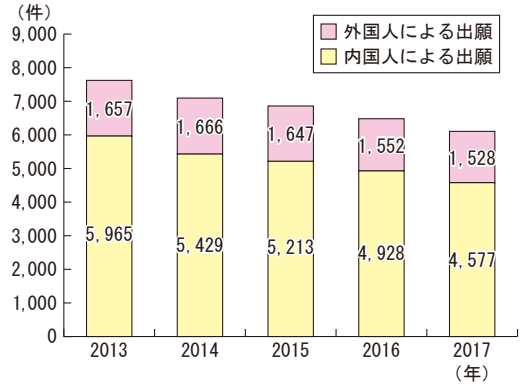

(備考)国別内訳は筆頭出願人の国籍でカウントしている。
(資料)統計・資料編 第2章4.(2)

1-1-48図
中国における実用新案登録出願構造

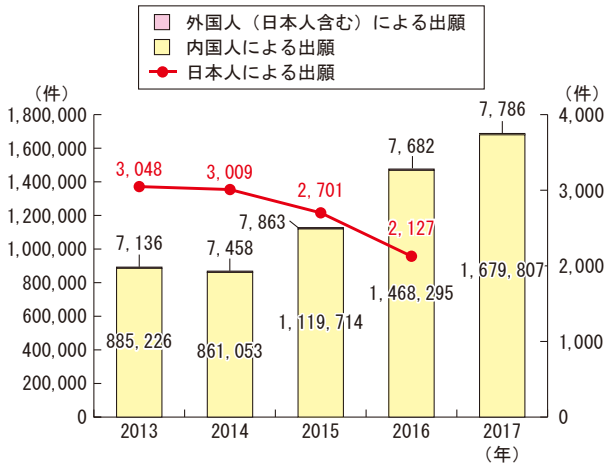

(備考)国別内訳は下記資料の定義に従っている。
(資料)SIPO専利業務工作及総合管理統計月報及びSIPO年報を基に特許庁作成

1-1-49図
韓国における実用新案登録出願構造

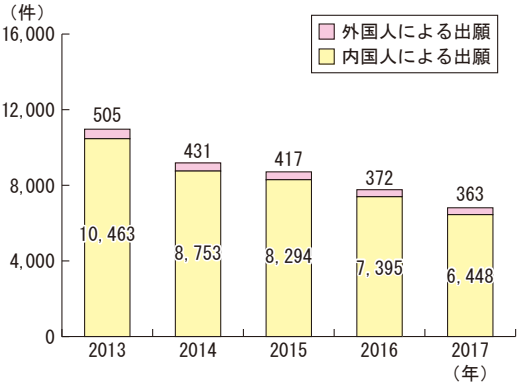

(備考)国別内訳は下記資料の定義に従っている。
(資料)KIPO Annual Report(2013~2016年)及びKIPO提供資料(暫定値)(2017年)を基に特許庁作成

3 意匠

(1)我が国における意匠登録出願・登録動向及び意匠審査の現状

①意匠登録出願件数及び意匠登録件数

過去10年間の意匠登録出願件数の推移をみると、2009年以降多少の増減を繰り返しながらほぼ横ばいで推移しており、2017年は前年比3.5%増の31,961件であった。その内訳をみると、国際意匠登録出願[1]件数は2,216件、それ以外の意匠登録出願件数は29,745件であった。

また、1999年に部分意匠[2]が導入されて以来、「出願全体に占める部分意匠の出願件数の割合」は年々増加してきたが、2014年以降、出願件数全体の約40%を占め、ほぼ横ばいで推移している。他方、同時期に導入された関連意匠[3]の利用割合は、2016年に出願件数全体の11.8%に減少したが、2017年は14.3%に増加した。

意匠登録件数は、近年は多少の増減を繰り返しながら3万件弱で推移しており、2017年は27,335件であった。

1-1-50図 意匠登録出願件数の推移

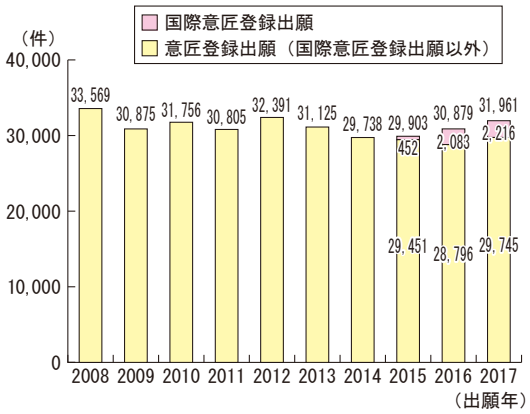

（備考）国際意匠登録出願については、国際公表日を基準としてカウントしている。日本国特許庁におけるハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際出願の取扱い開始は、2015年5月13日。
（資料）統計・資料編　第1章5.、第3章10.

1-1-51図
部分意匠、関連意匠の出願件数及び出願件数割合の推移

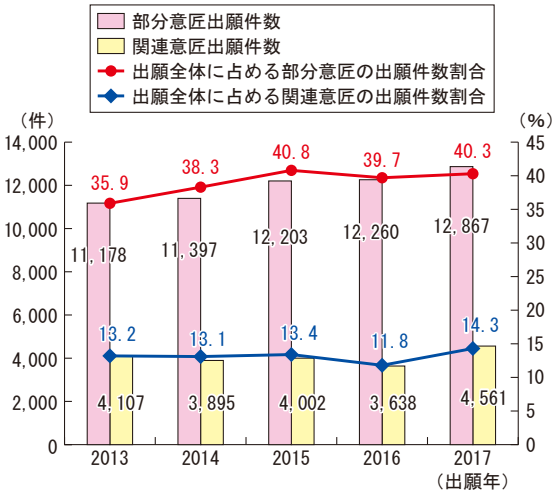

（資料）特許庁作成

1-1-52図 意匠登録件数の推移

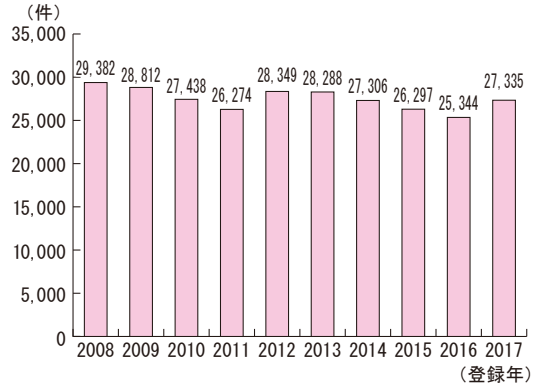

（資料）統計・資料編　第1章5.

1　ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際出願であって、日本国を指定締約国とし、国際公表がされたもの。意匠法第60条の6参照。
2　「物品の部分」に係る意匠のこと。1999年の改正意匠法施行以来、物品全体から物理的に切り離すことのできない部分に係る意匠についても意匠登録を受けることができるようになった。
3　同一出願人によって出願された場合に限り、自己の本意匠に類似する意匠（関連意匠）についても独自に権利行使することを可能にしたものであり、1999年に導入された。

②意匠審査の現状

2017年度における出願から一次審査通知までの期間（FA期間）は平均5.9か月であり、着実に短縮している。また、2017年度における出願から権利化までの期間[1]は6.7か月である。また、2017年の一次審査件数（FA件数）は31,600件であり、出願件数同様、ほぼ横ばいで推移しており、登録査定件数は3万件程度で推移している。

1-1-53図 意匠審査の平均FA期間の推移

（備考）各年度の年度平均値
（資料）特許庁作成

1-1-54図 意匠審査のFA件数の推移

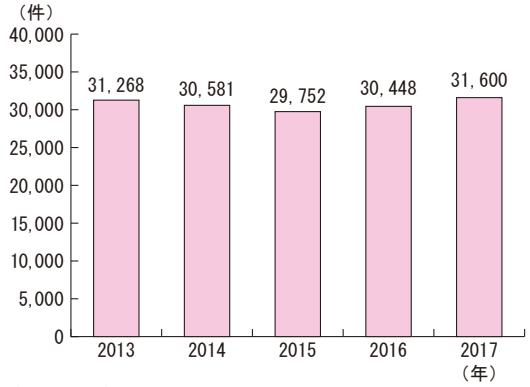

（資料）統計・資料編　第1章5.

1-1-55図 意匠審査の登録査定件数の推移

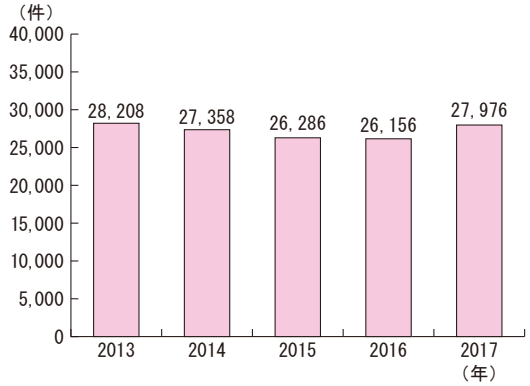

（資料）統計・資料編　第1章5.

③ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際出願件数

我が国におけるハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際出願の取扱い開始は、2015年5月13日であり、日本国を出願人の締約国とする国際出願件数は、2017年は前年から比較して増加した。

1-1-56図
日本国特許庁を通じたハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際出願件数等の推移

単位：件

	2015年	2016年	2017年
日本国特許庁を通じた国際出願[2]	21	44	33
日本国を出願人の締約国とする国際出願[3]	128	348	353

（資料）日本国特許庁を通じた国際出願：統計・資料編　第3章9.
日本国を出願人の締約国とする国際出願：特許庁作成

1　出願から最終処分までの期間（国際意匠出願を除く。また、出願人が制度上認められている期間を使い補正等を行うことによって、特許庁から再度の応答を求められる場合等を除く。）。
2　日本国特許庁を通じた国際出願とは、意匠法第60条の3の国際登録出願。
3　日本国を出願人の締約国とする国際出願について、「出願人の締約国」とは、「意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定」第1条（xiv）で定義される用語。

(2) 主要国・機関における意匠登録出願・登録動向

①主要国・機関における意匠登録出願件数

主要国・機関における2017年の意匠登録出願件数について、日本（前年比3.5%増）、米国（前年比0.13%増）は増加した一方、韓国（意匠数前年比2.5%減）、欧州（EUIPO）（意匠数前年比8.2%減）、中国（前年比3.3%減）は減少した。

1-1-57図
主要国・期間における意匠登録出願件数の推移

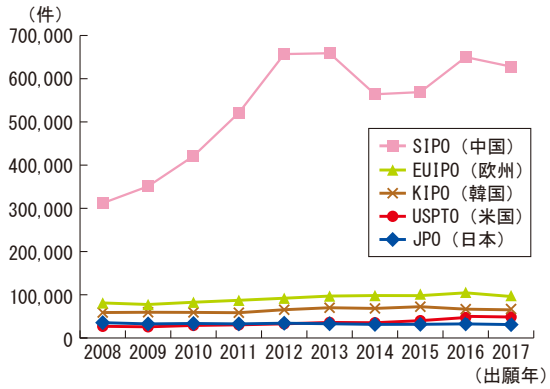

単位：件

	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
SIPO(中国)	312,904	351,342	421,273	521,468	657,582	659,563	564,555	569,059	650,344	628,658
EUIPO(欧州)	81,121	77,582	82,791	87,225	92,099	97,013	98,273	98,162	104,522	95,946
KIPO(韓国)	58,912	59,537	59,204	58,571	65,469	70,054	68,441	72,458	69,120	67,374
USPTO(米国)	27,782	25,806	29,059	30,467	32,799	36,034	35,378	40,128	44,967	45,027
JPO(日本)	33,569	30,875	31,756	30,805	32,391	31,125	29,738	29,903	30,879	31,961

(備考)欧州、韓国の数値は、それぞれEUIPO、KIPOへ出願された意匠数を示す。
(資料)日本　統計・資料編　第1章5.
米国　2008～2016年：WIPO統計、2017年：USPTO提供資料(暫定値)
欧州　2008～2016年：WIPO統計、2017年：EUIPO提供資料(暫定値)
中国　2008～2016年：WIPO統計、2017年：SIPO提供資料(暫定値)
韓国　2008～2016年：WIPO統計、2017年：KIPO提供資料(暫定値)

②主要国・機関における意匠登録出願構造

2017年の内外国人別の出願割合を見ると、外国人（欧州の場合は、非EU加盟国の出願人）による出願の割合は、米国（42.2%）、欧州（30.1%）、日本（23.6%）、韓国（10.4%）、中国（2.8%）であった。

日本、韓国では、出願件数が直近5年間横ばいで推移している中、外国人による出願の割合が年々増加している。また、米国、欧州及び中国では、外国人による出願の割合が直近5年間横ばいで推移している。

1-1-58図 日本における意匠登録出願構造

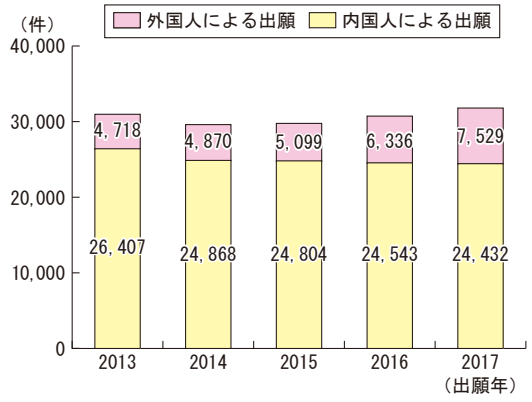

（備考）国別内訳は筆頭出願人の国籍でカウントしている（国際意匠登録出願については筆頭出願人の居住国に基づく。）。
（資料）統計・資料編　第2章4.(4)

1-1-59図 米国における意匠登録出願構造

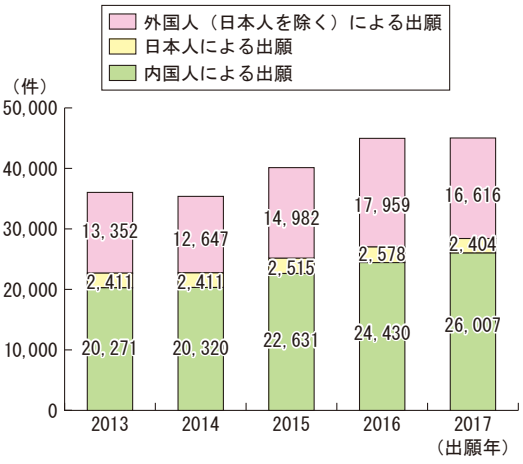

（備考）国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）2013～2016年：WIPO統計、2017年：USPTO提供資料（暫定値）

1-1-60図 欧州における意匠登録出願構造

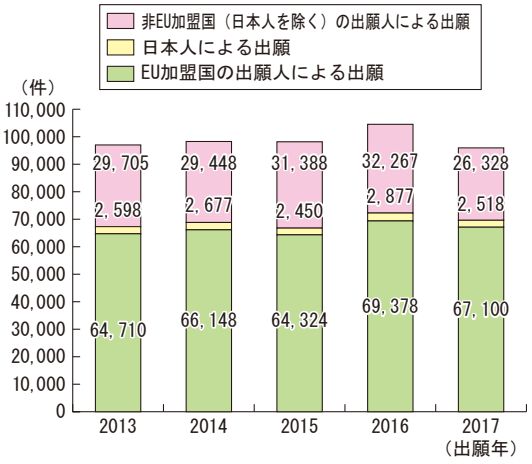

（備考）EUIPOへ出願された意匠数に基づく出願構造をあらわす。
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）2013～2016年：WIPO統計、2017年：EUIPO提供資料（暫定値）

1-1-61図 中国における意匠登録出願構造

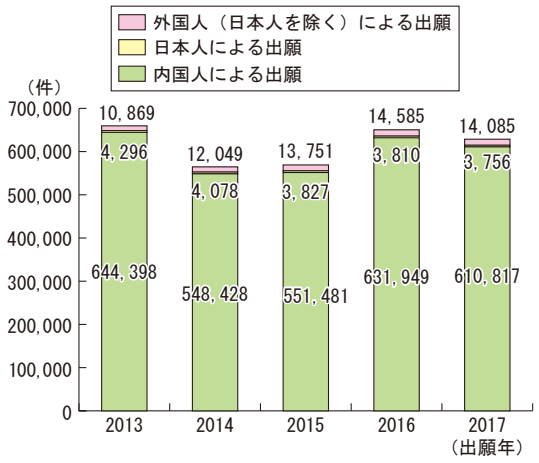

（備考）国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）2013～2016年：WIPO統計、2017年：SIPO提供資料（暫定値）

1-1-62図 韓国における意匠登録出願構造

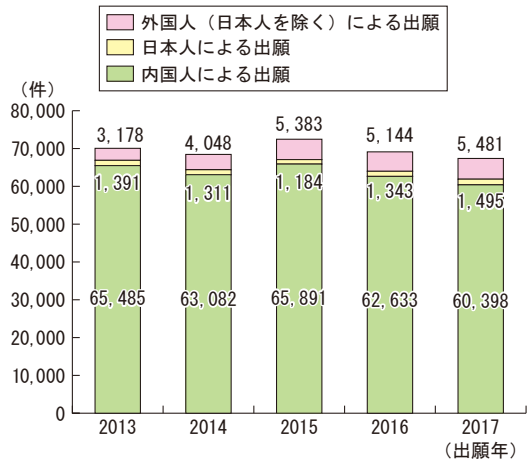

（備考）KIPOへ出願された意匠数に基づく出願構造をあらわす。
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）2013～2016年：WIPO統計、2017年：KIPO提供資料（暫定値）

③主要国・機関における意匠登録件数

実体審査を行う国における2017年の意匠登録件数を見ると、我が国では前年比7.9%増であったが、韓国[1]では前年比11.6%減、米国では前年比1.6%減であった。実体審査を行わない国・機関における2017年の意匠登録件数を見ると、欧州（EUIPO）では前年比7.7%減であったが、中国では前年比0.7%減の横ばいであった。

1-1-63図
主要国・機関における意匠登録件数

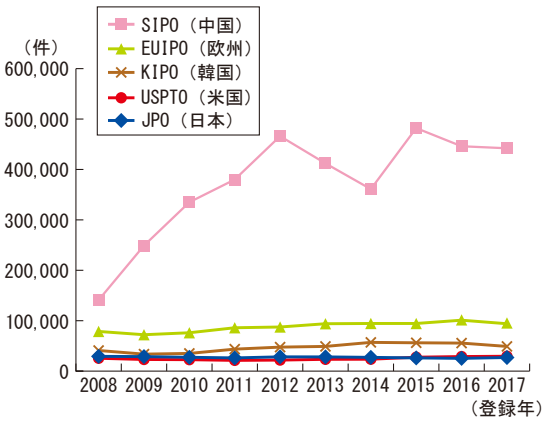

単位：件

	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
SIPO（中国）	141,601	249,701	335,243	380,290	466,858	412,467	361,576	482,659	446,135	442,996
EUIPO（欧州）	78,747	72,202	76,127	86,326	87,536	94,078	94,524	94,457	101,817	94,024
KIPO（韓国）	40,900	33,721	35,183	43,634	47,670	49,039	57,029	56,256	55,736	49,293
USPTO（米国）	25,565	23,116	22,799	21,356	21,951	23,468	23,657	27,644	31,395	30,902
JPO（日本）	29,382	28,812	27,438	26,274	28,349	28,288	27,306	26,297	25,344	27,335

（備考）欧州、韓国の数値は、それぞれEUIPO、KIPOで登録された意匠数を示す。
（資料）日本　統計・資料編　第1章5.
米国　2008～2016年：WIPO統計、2017年：USPTO提供資料（暫定値）
欧州　2008～2016年：WIPO統計、2017年：EUIPO提供資料（暫定値）
中国　2008～2016年：WIPO統計、2017年：SIPO提供資料（暫定値）
韓国　2008～2016年：WIPO統計、2017年：KIPO提供資料（暫定値）

1　一部の物品分野では、実体審査なしで登録される。

④主要国・機関間の意匠登録状況

主要国・機関間の各国居住者による他国への意匠登録状況を見ると、日本居住者、欧州居住者及び韓国居住者は中国への登録が最も多い。また、米国居住者及び中国居住者は欧州への登録が最も多い。

1-1-64図 主要国・機関間の意匠登録状況（2016年）

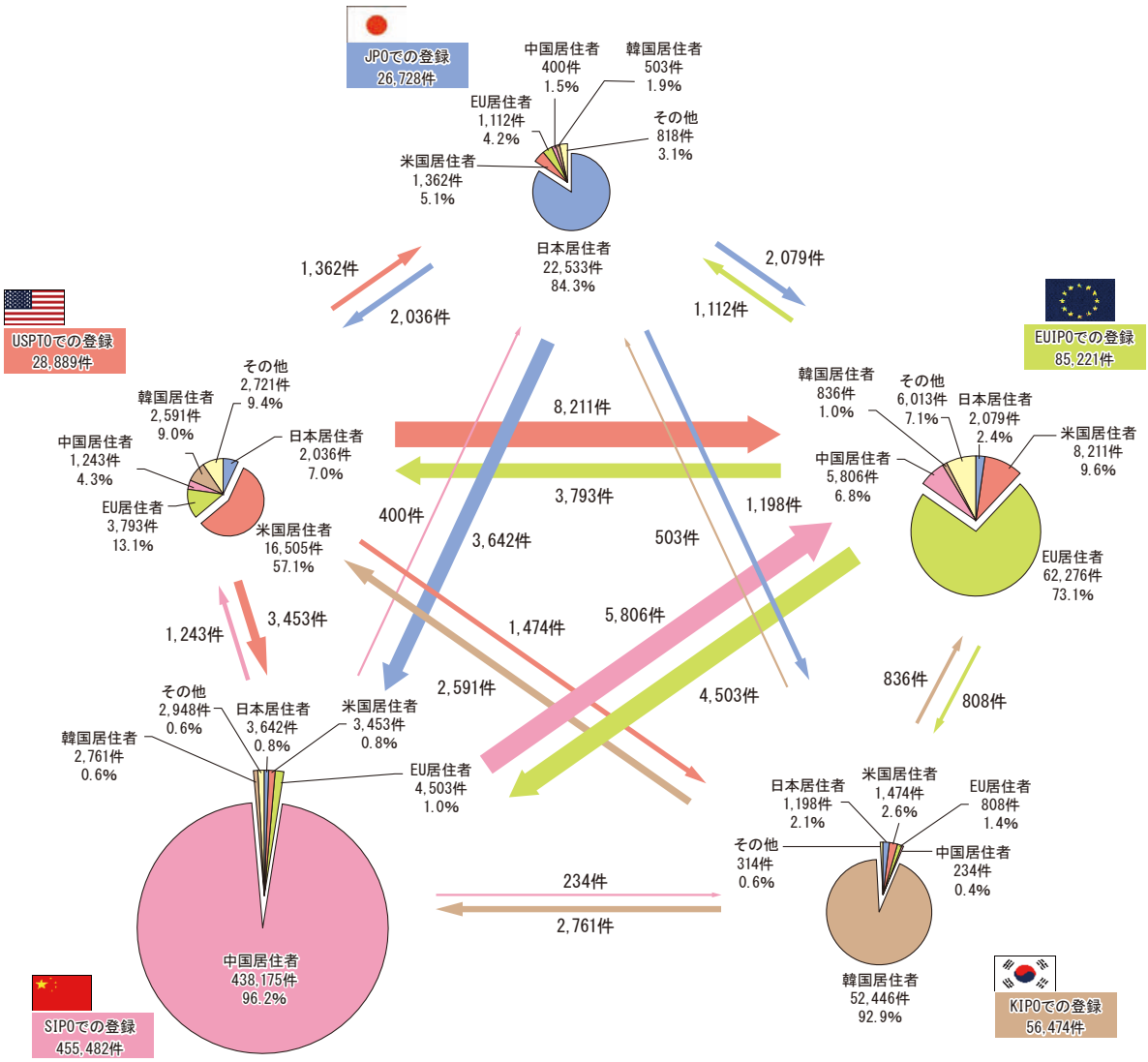

（備考）意匠登録件数は意匠公報発行年（2016年）で集計した。「欧州での登録」はEUIPOで登録された意匠数を示す。
（資料）特許庁「平成29年度意匠出願動向調査報告書－マクロ調査－」

⑤日本人による主要国・機関への意匠登録出願件数

日本人による米国、欧州（EUIPO）、中国、韓国への出願件数は、世界的な景気後退の影響を多分に受けた2009年に落ち込み、その後回復を示したが、近年再び減少に転じている。2017年は韓国を除いて減少した。

1-1-65図
日本人による主要国・機関における意匠登録出願件数の推移

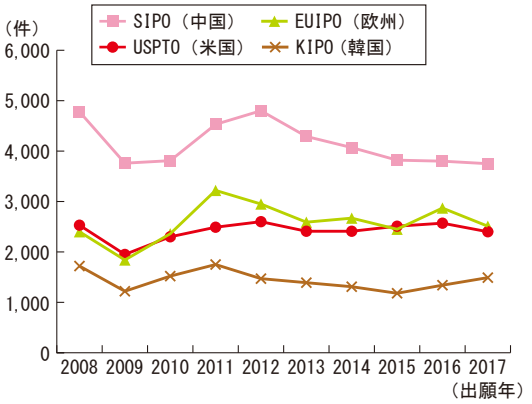

単位：件

	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
SIPO（中国）	4,782	3,760	3,811	4,532	4,805	4,296	4,078	3,827	3,810	3,756
EUIPO（欧州）	2,404	1,843	2,366	3,199	2,949	2,598	2,677	2,450	2,877	2,518
USPTO（米国）	2,532	1,956	2,300	2,490	2,662	2,411	2,411	2,515	2,578	2,404
KIPO（韓国）	1,728	1,222	1,528	1,757	1,470	1,391	1,311	1,184	1,343	1,495

（備考）欧州、韓国の数値は、それぞれEUIPO、KIPOへ出願された意匠数を示す。なお、2016年の日本人によるSIPOへの意匠登録出願件数は公表されていない。
各国特許庁における件数は下記資料の定義に従っている。
（資料）米国　2008～2016年：WIPO統計、2017年：USPTO提供資料（暫定値）
欧州　2008～2016年：WIPO統計、2017年：EUIPO提供資料（暫定値）
中国　2008～2016年：WIPO統計、2017年：SIPO提供資料（暫定値）
韓国　2008～2016年：WIPO統計、2017年：KIPO提供資料（暫定値）

⑥外国人による日本への意匠登録出願件数

2017年に欧州、米国、中国から日本へなされた意匠登録出願件数は、いずれも前年と比べ著しく増加した。また、外国人による日本への意匠登録出願件数全体も、ここ数年増加し続けている。

1-1-66図
外国人による日本への意匠登録出願件数の推移

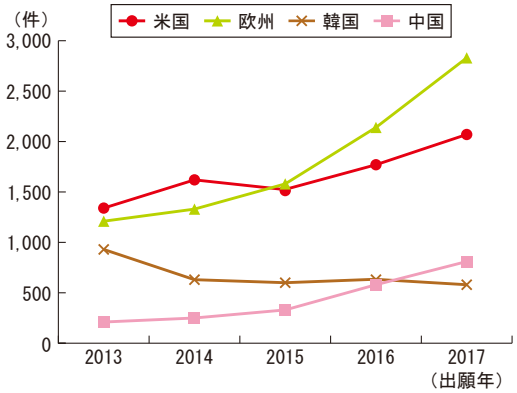

単位：件

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	対合計比（2017年）
欧州	1,213	1,337	1,597	2,148	2,835	37.7%
米国	1,347	1,629	1,584	1,776	2,072	27.5%
中国	215	250	334	586	815	10.8%
韓国	935	630	604	630	583	7.7%
その他	1,008	1,024	980	1,196	1,224	16.3%
合計	4,718	4,870	5,099	6,336	7,529	100.0%

（備考）欧州の数値は、各年にEU加盟国から日本になされた出願件数の合計である。
2015年以降の数値は、国内出願件数と国際意匠登録出願件数の合計である。
筆頭出願人の国籍でカウントしている（国際意匠登録出願については筆頭出願人の居住国に基づく。）。
（資料）統計・資料編　第4章2.（1）

(3)新興国等における意匠登録出願動向

①ASEANにおける意匠登録出願動向

ASEAN主要国（シンガポール、インドネシア、タイ、マレーシア、ベトナム、フィリピン）における直近5年間の意匠登録出願件数の推移を見ると、タイ、ベトナムの増加傾向が顕著である一方、マレーシアでは2013年以降減少傾向にある。フィリピンでは、2015年に減少したが、2016年に増加している。

なお、インドネシア、タイ、マレーシア、ベトナムでは、2016年の外国人による出願のうち日本人による出願が約30～40%を占めている。

1-1-67図
シンガポールにおける意匠登録出願構造

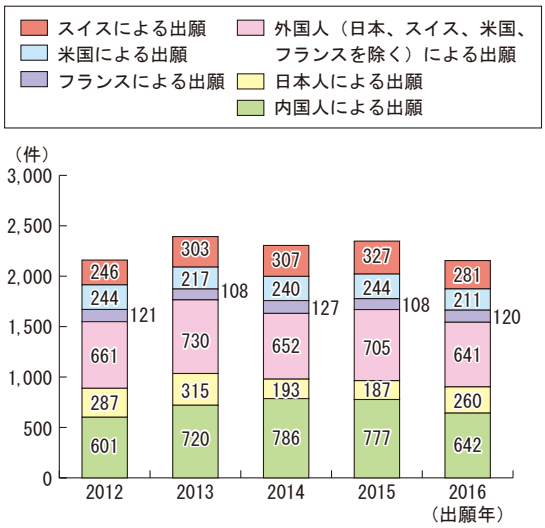

（備考）スイス、米国、フランスは、2016年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-68図
インドネシアにおける意匠登録出願構造

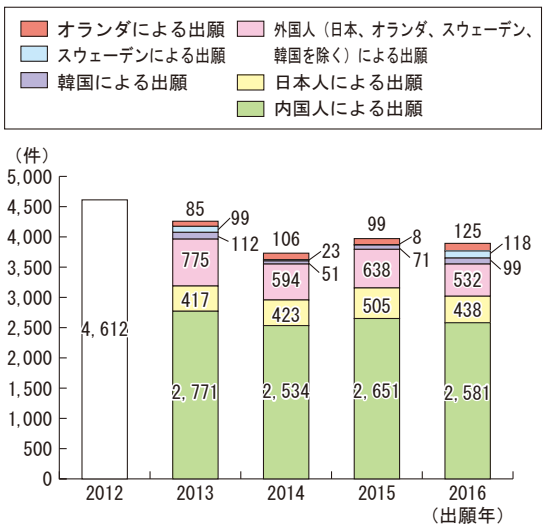

（備考）2012年の数値については、内外国人別のデータが公表されていないため、全出願件数を示す。
オランダ、スウェーデン、韓国は、2016年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-69図
タイにおける意匠登録出願構造

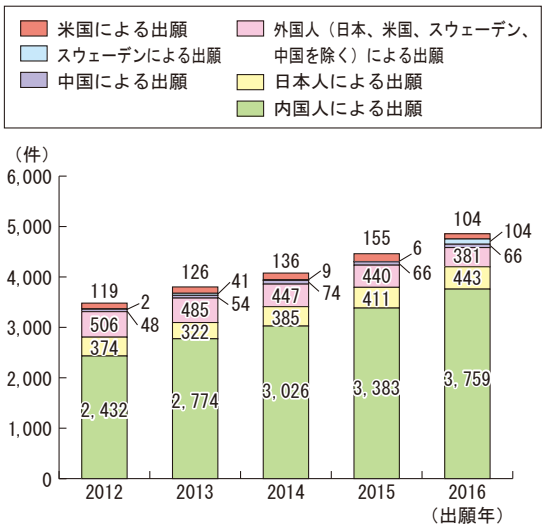

（備考）米国、スウェーデン、中国は、2016年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-70図
マレーシアにおける意匠登録出願構造

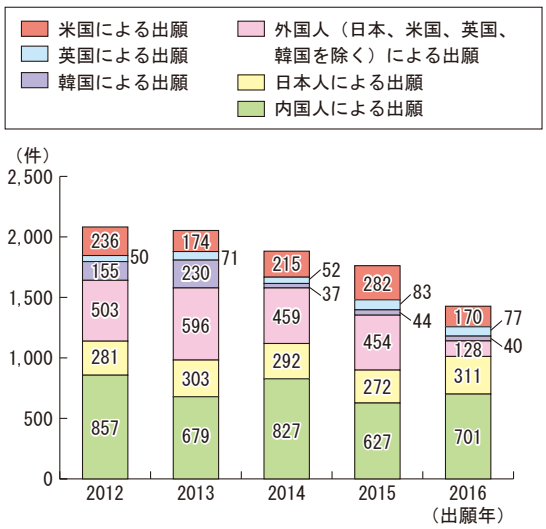

（備考）米国、英国、韓国は、2016年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-71図

ベトナムにおける意匠登録出願構造

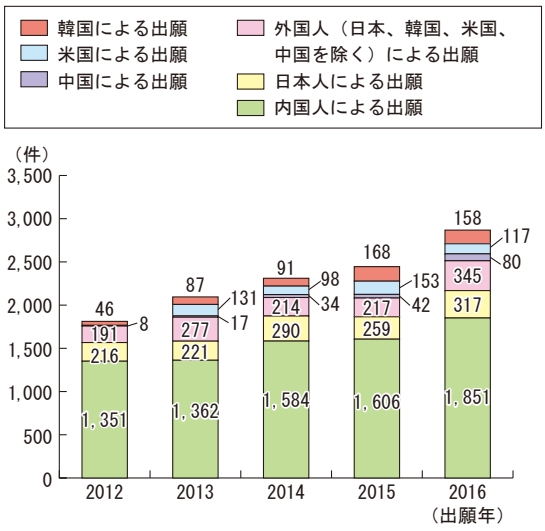

（備考）韓国、米国、中国は、2016年の外国人による出願のうち上位３か国（日本除く）
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-72図

フィリピンにおける意匠登録出願構造

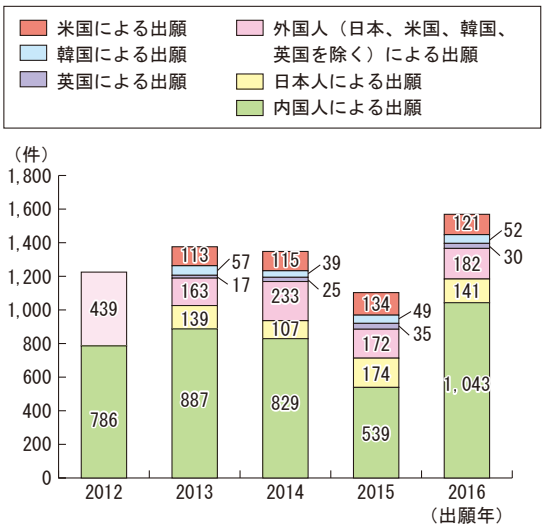

（備考）2012年の数値については外国人による出願の国別のデータが公表されていないため、2012年の「外国人による出願」は、外国人による全出願件数を示す。
米国、韓国、英国は、2016年の外国人による出願のうち上位３か国（日本除く）
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

②ブラジル・インド・ロシア・南アフリカにおける意匠登録出願動向

直近5年間の意匠登録出願件数の推移を見ると、インドでは増加傾向にある一方、ブラジルでは2013年以降緩やかな減少傾向にある。ロシアでは2015年に減少したが、2016年に増加している。南アフリカは2012年以降減少傾向にあったが、2016年に増加している。

1-1-73図
ブラジルにおける意匠登録出願構造

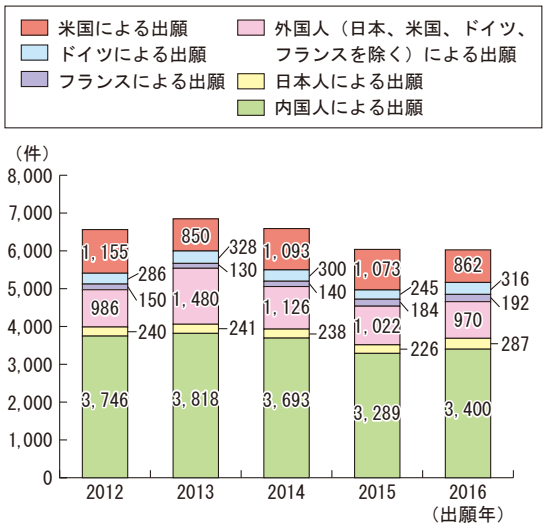

（備考）米国、ドイツ、フランスは、2016年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-74図
ロシアにおける意匠登録出願構造

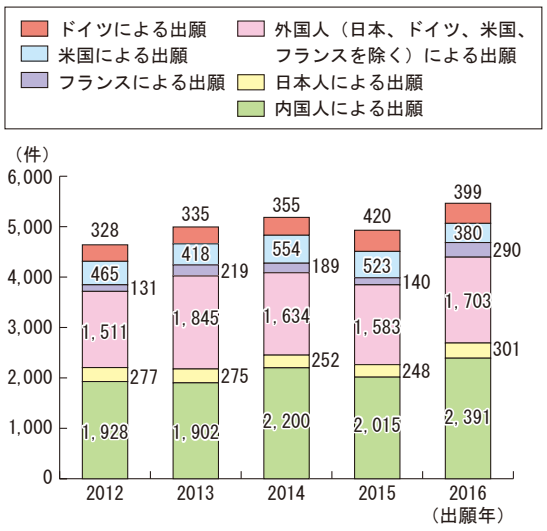

（備考）ドイツ、米国、フランスは、2016年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-75図
インドにおける意匠登録出願構造

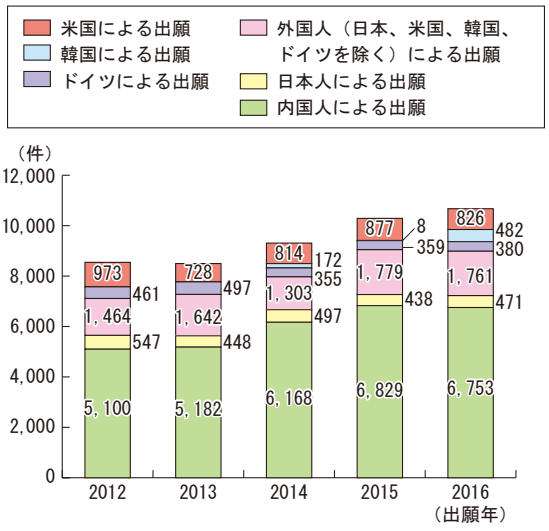

（備考）米国、韓国、ドイツは、2016年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-76図
南アフリカにおける意匠登録出願構造

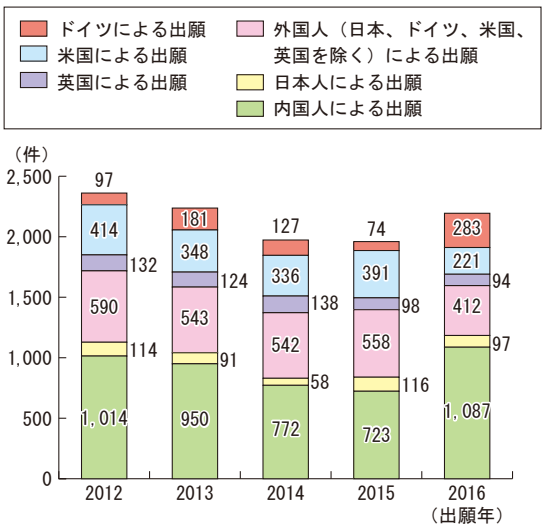

（備考）ドイツ、米国、英国は、2016年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

4 商標

(1)我が国における商標登録出願・登録動向及び商標審査の現状

①商標登録出願件数及び商標登録件数

2017年の商標登録出願件数は前年比18.0%増の190,939件であった。内訳を見ると、国際商標登録出願[1]件数は前年比25.2%増の17,328件、それ以外の商標登録出願件数は同17.3%増の173,611件であった。

1-1-77図 商標登録出願件数の推移

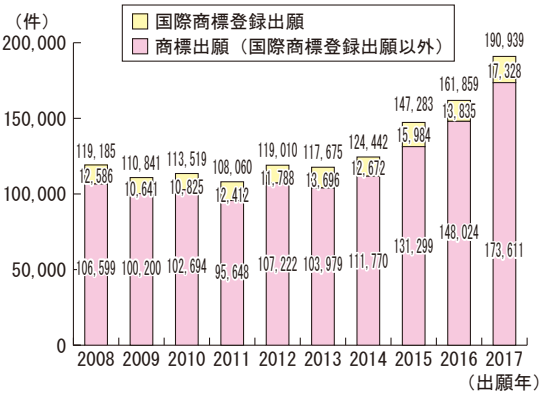

（備考）国際商標登録出願については、日本国特許庁への指定通報日を基準としてカウントしている。
（資料）統計・資料編　第1章6.、第3章17.

1-1-78図 商標登録件数の推移

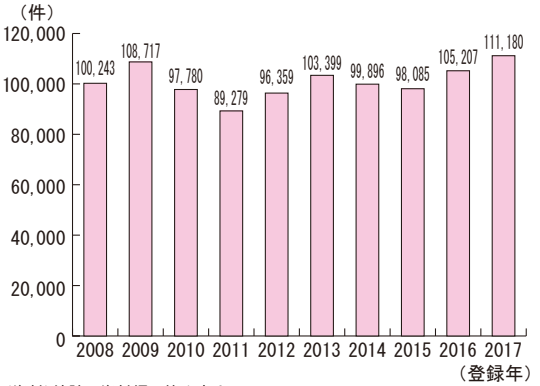

（資料）統計・資料編　第1章6.

商標登録件数は、近年は10万から11万件前後で推移しており、2017年は111,180件であった。

2017年の商標登録出願1件当たりの平均区分[2]数（多区分率）は2.92と、前年と比べて増加した。

1-1-79図 一出願に含まれる平均区分数（多区分率）

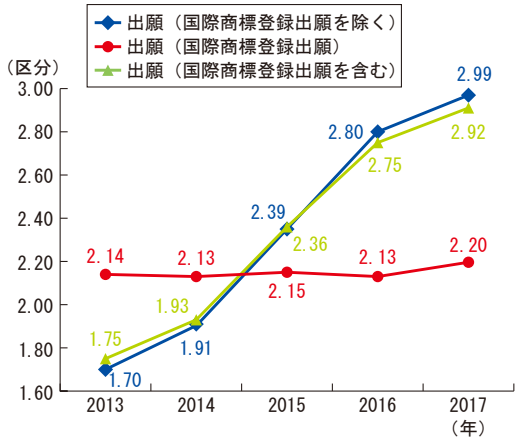

（備考）平均区分数は出願区分数を出願件数で割った数値
（資料）特許庁作成

1 マドリッド協定議定書に基づく国際出願であって、日本国を指定したもの。商標法第68条の9参照
2 区分について：商標登録出願に当たっては、その商標を使用すべき1又は2以上の商品（役務）を指定し、その商品（役務）が属する区分（類）を願書に記載しなければならない。商品又は役務の区分は、45の類に区分されている。

②商標審査の現状

特許庁は、電子化の推進及び民間活力の活用[1]等により、審査の効率化を進めてきた。

2017年度における出願から一次審査通知までの期間（FA期間）は6.3か月、出願から権利化までの期間[2]は7.7か月であった。

1-1-80図 商標審査の平均FA期間の推移

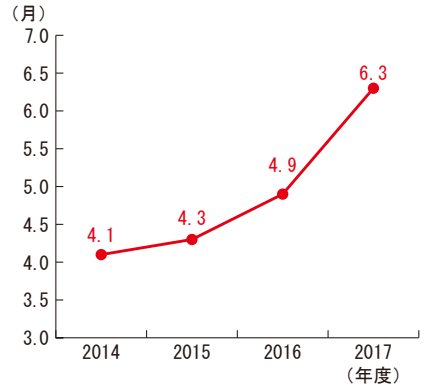

（備考）各年度の年度平均値
（資料）特許庁作成

1-1-81図 商標審査のFA件数の推移

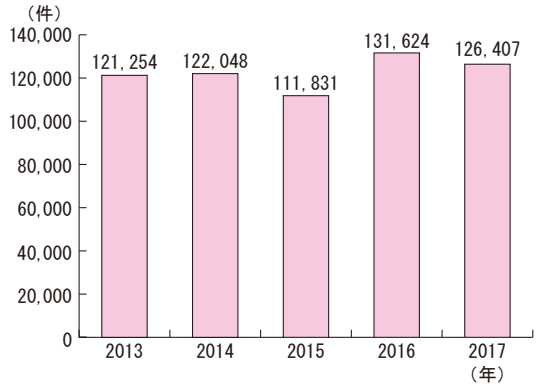

（資料）統計・資料編　第1章6.

1-1-82図 商標審査の登録査定件数の推移

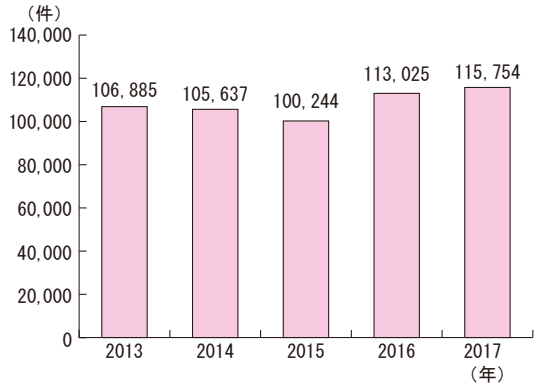

（資料）統計・資料編　第1章6.

1　2017年度は商標審査に必要な事前調査（商標の識別性・不明確な商品役務表示・図形の類似性）を一般財団法人日本特許情報機構が行った。審査官はこの調査結果を審査において活用している。
2　出願から最終処分までの期間（新しいタイプの商標の出願（第1部第5章3.（2）参照）を除く。また、出願人が制度上認められている期間を使って補正等をすることによって特許庁から再度の応答等を出願人に求めるような場合等を除く。）。

③マドリッド協定議定書に基づく国際出願[1]動向

日本国特許庁を本国官庁とするマドリッド協定議定書に基づく国際出願件数について、2017年では2016年に比べて5.3%増加した。2017年の指定国数は、2016年に比べて8.1%増加した。

1-1-83図
日本国特許庁を本国官庁とするマドリッド協定議定書に基づく国際出願件数の推移

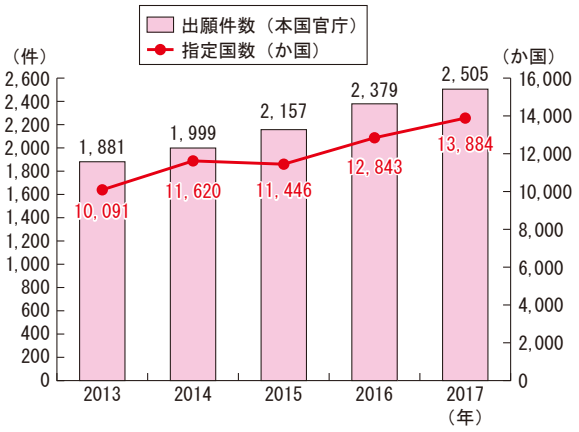

（資料）統計・資料編　第3章12.

(2)主要国・機関における商標登録出願・登録動向

①主要国・機関における商標登録出願件数

2016年の主要国・機関における商標登録出願件数は、我が国を含む、韓国を除く国・機関において2015年より増加している。最も出願件数の多い中国は、2015年と比べて28.3%の増加となっており、大幅な増加傾向が続いている。ただし、中国は、2014年4月まで国際登録出願以外の商標登録出願については一出願一区分の制度を採用していたことに留意が必要である。中国商標法の改正により、2014年5月からは一出願多区分制に移行している。

1-1-84図
主要国・機関における商標登録出願件数の推移

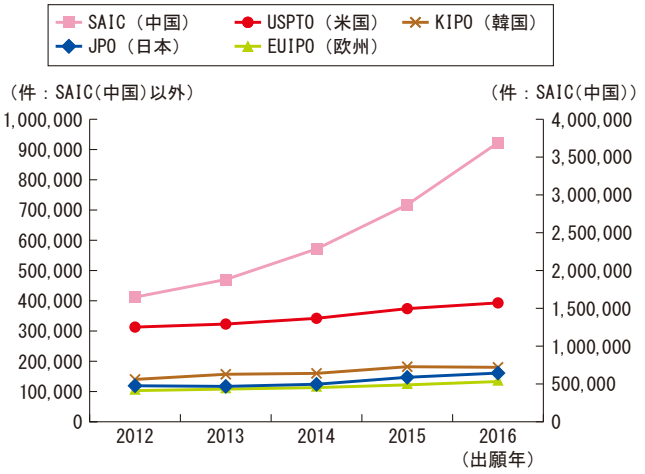

単位：件

	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
SAIC(中国)	1,648,316	1,881,546	2,285,358	2,876,048	3,691,365
USPTO(米国)	313,324	323,338	342,572	374,964	393,210
KIPO(韓国)	141,838	157,139	160,309	182,998	181,869
JPO(日本)	119,010	117,675	124,442	147,283	161,859
EUIPO(欧州)	108,876	113,928	118,971	127,881	138,520

（備考）商標登録出願件数はマドリッド協定議定書に基づく国際出願を含む。
SAIC(中国)の数値は右軸。
SAIC(中国)は出願件数での公表はしていないため、数値は出願区分数
（資料）JPO　統計・資料編　第1章6.
SAIC　CTMO Annual Report
その他　WIPO統計

1　国際登録出願制度の概要：締約国の一国の官庁（本国官庁）に出願又は登録されている商標を基礎として、保護を求める締約国官庁（指定国官庁）を指定した願書を、本国官庁を通じてWIPO国際事務局に国際登録出願する。かかる国際登録出願は、WIPO国際事務局が管理する国際登録簿に国際登録され、WIPO国際事務局から送付された指定通報に基づき、指定国官庁が1年又は各国の宣言により18か月（我が国は18か月）以内に拒絶の理由を通報しない限り、上記指定国において保護を受けることができる。

②主要国・機関における商標登録出願構造

2017年の日本における商標登録出願構造を見ると、2016年と比べて日本人による出願は16.1%の増加、外国人による出願は26.8%の増加となった。また、2017年の日本における商標登録出願のうち、日本人による出願が81.1%、外国人による出願が18.9%を占めた。

1-1-85図 日本における商標登録出願構造

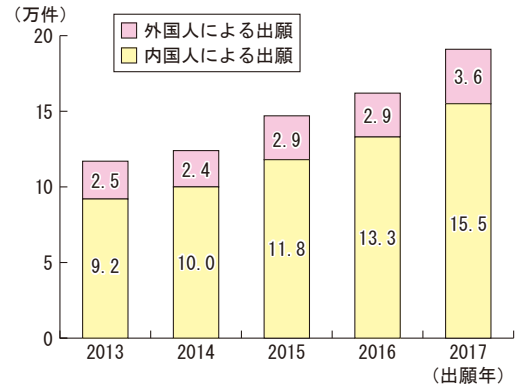

（備考）国別内訳は筆頭出願人の国籍でカウントしている（国際商標登録出願については筆頭出願人の居住国に基づく。）。
（資料）統計・資料編　第2章4.(5)

1-1-86図 米国における商標登録出願構造

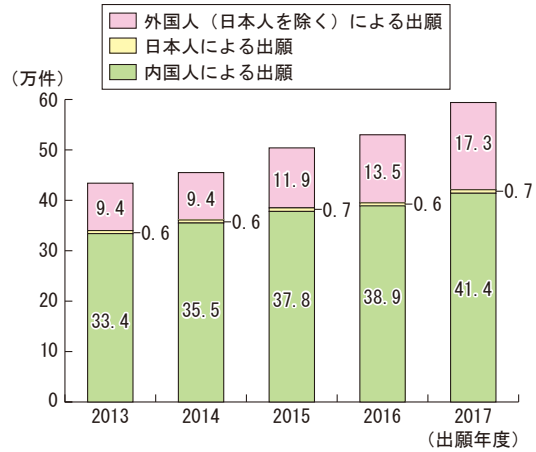

（備考）出願件数での公表はしていないため、数値は出願区分数
年度は各年の前年10月からその年の9月までを示す。
（例）2017年度：2016年10月～2017年9月
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）USPTO Annual Report

1-1-87図 欧州における商標登録出願構造

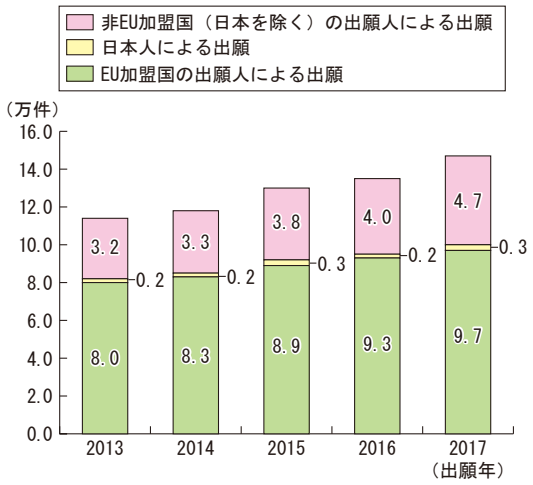

（備考）EUIPOにおける商標登録出願構造を表す。
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）EUIPOウェブサイト（データは2018年5月30日時点）

1-1-88図 中国における商標登録出願構造

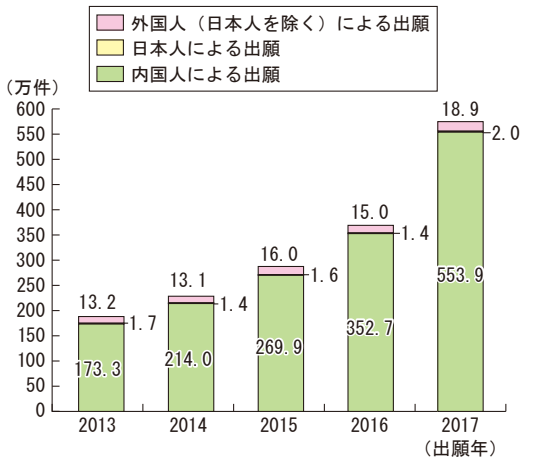

（備考）出願件数での公表はしていないため、数値は出願区分数
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）CTMO Annual Repot

1-1-89図 韓国における商標登録出願構造

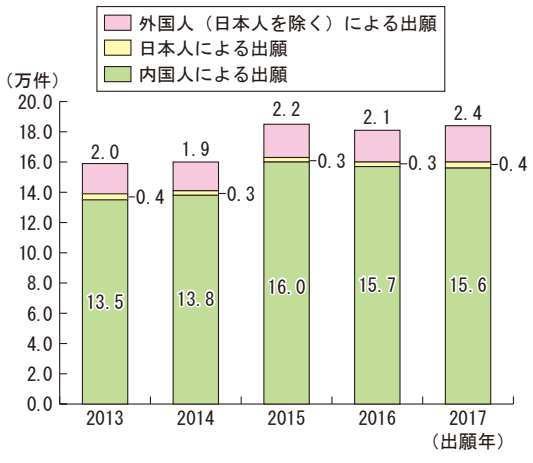

（備考）国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）2013～2017年：KIPO Annual Report、KIPO提供資料（暫定値）

③主要国・機関間の商標登録出願状況（区分数）

日米欧中韓間の出願人居住地別の商標登録出願区分数では、日本からは、中国への出願が最も多く、次いで欧州、米国、韓国の順となっている。日本居住者同様に、韓国からも中国への出願が最も多い。米国については、欧州への出願区分数が最も多く、次いで中国となっている。欧州については、米国への出願区分数が最も多く、次いで中国となっている。中国からは欧州への出願区分数が多く、次いで米国、日本、韓国の順となっている。

1-1-90図　主要国・機関間の商標登録出願区分数の関係（区分数、2016年）

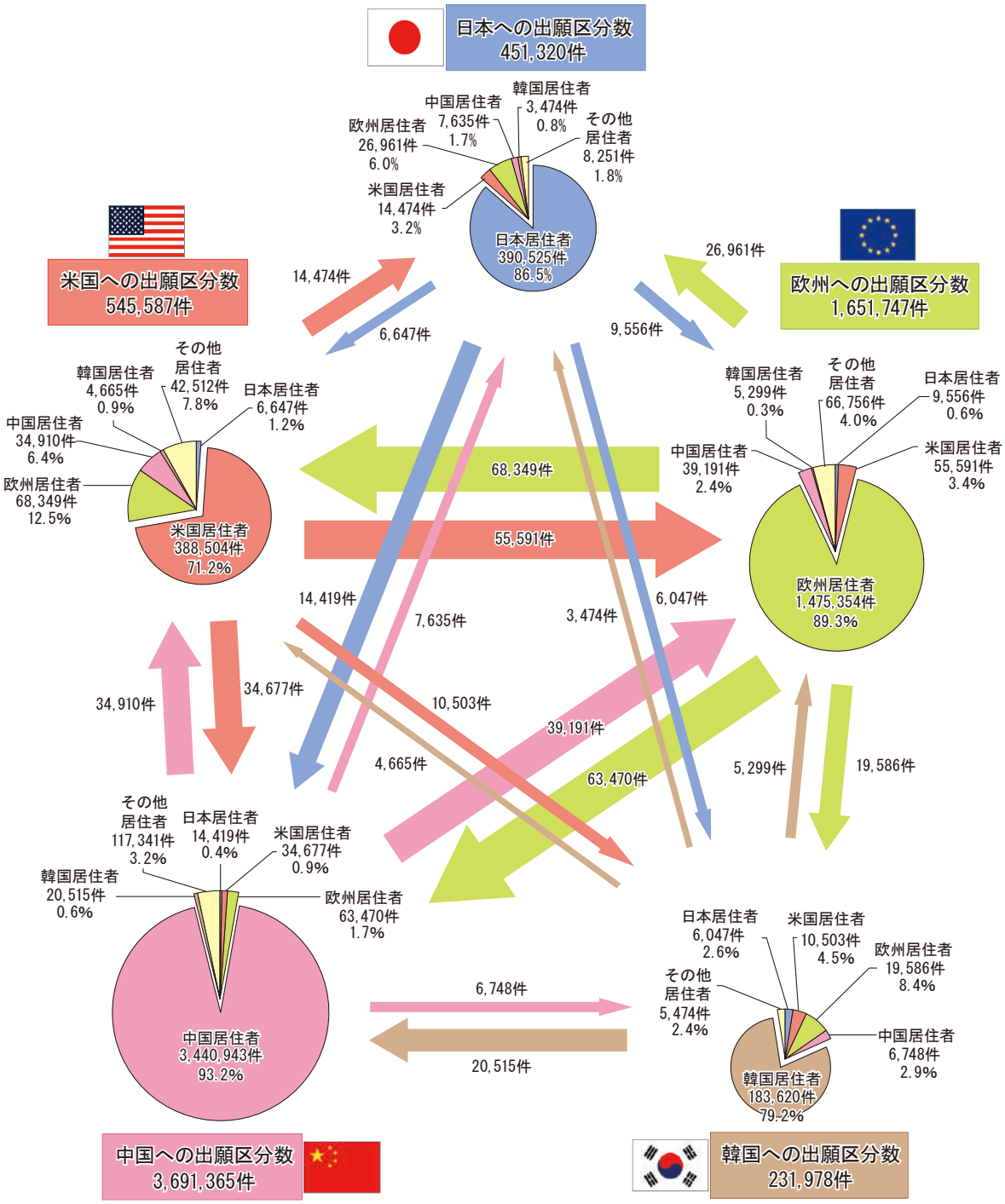

（備考）①欧州はEUIPO、EU加盟各国及びスイスへの商標出願件数の合計を示し、欧州居住者はEU加盟国及びスイスの商標出願件数の合計を示す。
なお、ギリシャについては、本報告書の編集時点でデータを取得できなかった。
②中国は2014年の商標法改正により、一出願多区分制が採用された（2013年までは一出願一区分制で、国際登録出願の際は一出願多区分を許容していた）。
（資料）特許庁「平成29年度商標出願動向調査報告書－マクロ調査－」

④主要国・機関における商標登録件数

主要国・機関における2016年の商標登録件数は、2015年に比べていずれの国においても増加している。また、中国では、2013年から2015年にかけての大幅な増加と比較すると、2016年の増加幅は小さくなっている。

⑤日本人による主要国・機関への商標登録出願件数

日本人による外国への商標登録出願数は、2016年に比べて、中国への出願は41.4%増、米国への出願は18.4%増、EUIPOへの出願は17.8%増、韓国への出願は13.7%増となった。

1-1-91図
主要国・機関における商標登録件数の推移

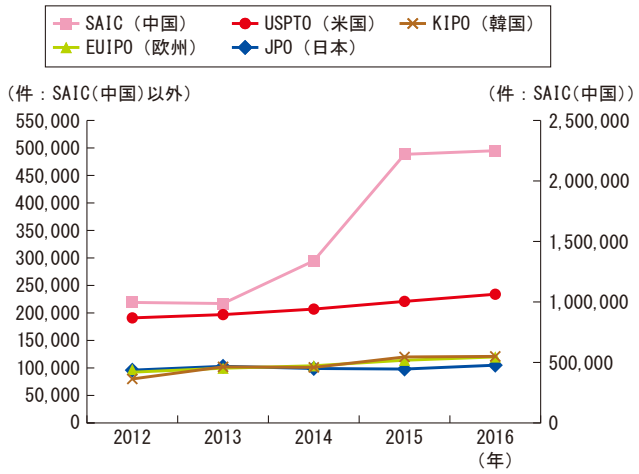

単位：件

	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
SAIC(中国)	996,213	987,243	1,347,244	2,226,441	2,254,945
USPTO(米国)	190,937	197,306	207,709	220,874	234,256
KIPO(韓国)	80,226	102,735	101,680	119,918	121,616
EUIPO(欧州)	97,380	99,584	104,244	114,790	120,375
JPO(日本)	96,359	103,399	99,896	98,085	105,207

(備考)商標登録件数はマドリッド協定議定書に基づく国際出願を含む。
SAIC(中国)の数値は右軸。
(資料)JPO　統計・資料編　第1章6.
SAIC　CTMO Annual Report
その他　WIPO統計

1-1-92図
日本人による主要国・機関への商標登録出願件数の推移

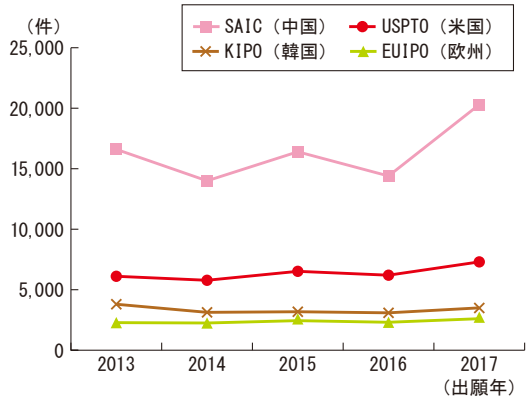

単位：件

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
SAIC(中国)	16,604	14,054	16,403	14,419	20,387
USPTO(米国)	6,110	5,786	6,521	6,199	7,340
KIPO(韓国)	3,800	3,131	3,183	3,096	3,519
EUIPO(欧州)	2,283	2,257	2,597	2,318	2,731

(備考)米国　出願件数での公表はしていないため、数値は出願区分数
各年の値は年度データ、各年の前年10月からその年の9月までを示す。
(例)2016年度：2015年10月～2016年9月
中国　出願件数での公表はしていないため、数値は出願区分数
件数は下記資料の定義に従っている。
(資料)米国　USPTO Annual Report
欧州　EUIPO ウェブサイト
中国　中国　CTMO Annual Report
韓国　2013～2016年：KIPO Annual Report、KIPO提供資料（暫定値）

⑥外国人による日本への商標登録出願件数

2017年の外国人による日本への出願件数は、2016年と比べて全体で26.8%増の36,159件となった。中国からの出願が86.8%増、欧州からの出願が18.5%増、米国からの出願が13.6%増、韓国からの出願は11.7%増となった。

1-1-93図
外国人による日本への商標登録出願件数の推移

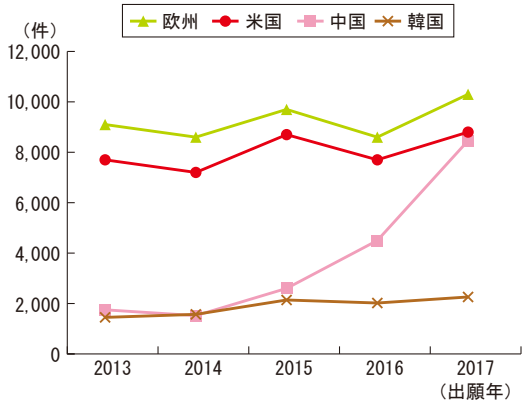

単位：件

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	対合計比（2017年）
欧州	9,167 (7,260)	8,672 (6,771)	9,787 (7,820)	8,696 (6,864)	10,304 (8,370)	28.5%
米国	7,690 (2,719)	7,193 (2,436)	8,777 (3,846)	7,739 (3,154)	8,789 (3,805)	24.3%
中国	1,755 (1,147)	1,521 (781)	2,616 (819)	4,530 (1,078)	8,464 (1,518)	23.4%
韓国	1,465 (277)	1,578 (314)	2,145 (549)	2,027 (471)	2,264 (662)	6.3%
その他	5,102 (2,284)	5,425 (2,353)	5,998 (2,939)	5,530 (2,258)	6,338 (2,973)	17.5%
合計	25,179 (13,687)	24,389 (12,655)	29,323 (15,973)	28,522 (13,825)	36,159 (17,328)	100.0%

（備考）欧州欄：統計・資料編　第4章第2.(1)から、EU加盟国を抽出。
（加盟国は2018年3月時点のもの）
括弧内の数値は国際商標登録出願を内数で表したもの。
件数は下記資料の定義に従っている。
（資料）統計・資料編　第4章2.(1)

(3)新興国等における商標登録出願動向

①ASEANにおける商標登録出願動向

ASEAN主要国（シンガポール、インドネシア、タイ、マレーシア、ベトナム、フィリピン）における直近5年間の商標登録出願件数の推移を見ると、いずれの国においても増加傾向にある。また、各国への外国からの出願については、日本を除くと、米国や中国が多い傾向にある。

1-1-94図
シンガポールにおける商標登録出願構造

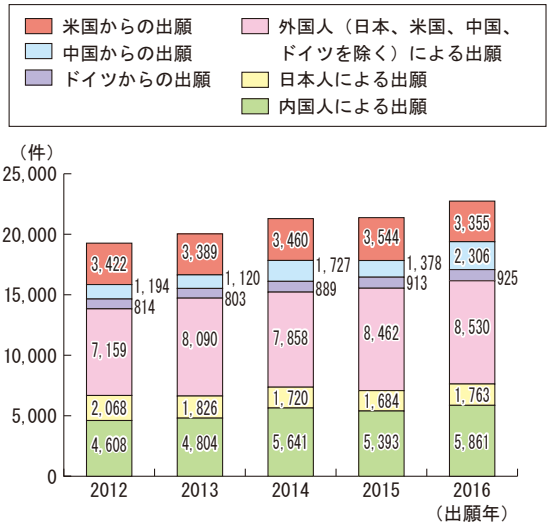

（備考）米国、中国、ドイツは、2016年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-95図
インドネシアにおける商標登録出願構造

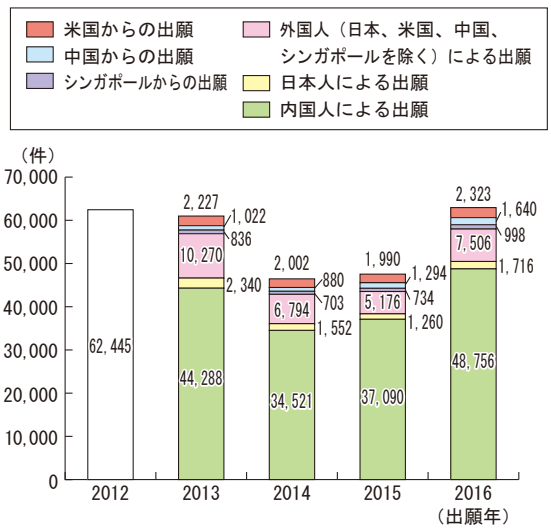

（備考）米国、中国、シンガポールは、2016年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）
2012年の数値については、内外国人別のデータがないため、全出願件数を示す。
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-96図 タイにおける商標登録出願構造

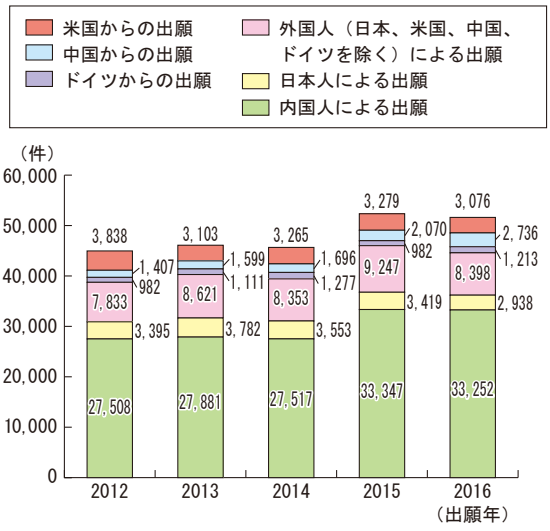

（備考）米国、中国、ドイツは、2016年の外国人による出願のうち上位３か国（日本除く）
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-97図 マレーシアにおける商標登録出願構造

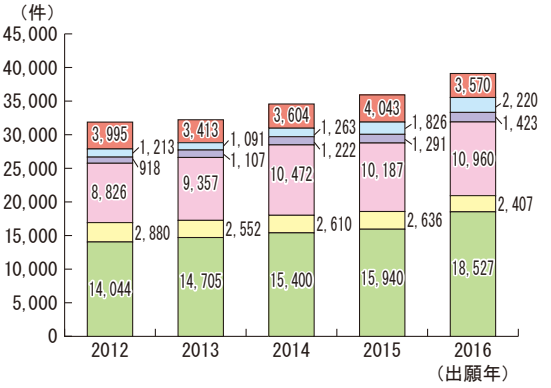

（備考）米国、中国、シンガポールは、2016年の外国人による出願のうち上位３か国（日本除く）
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-98図 ベトナムにおける商標登録出願構造

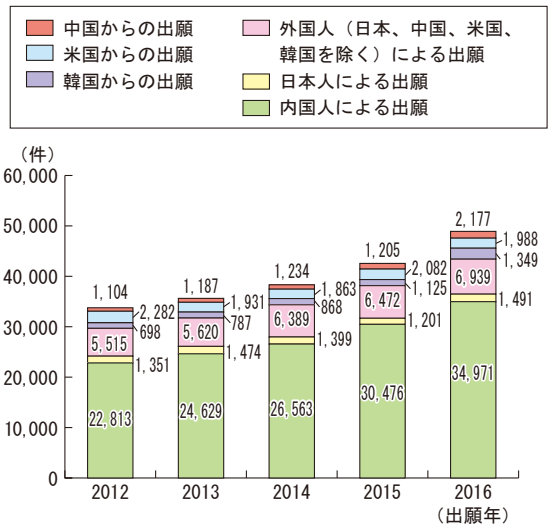

（備考）中国、米国、韓国は、2016年の外国人による出願のうち上位３か国（日本除く）
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-99図 フィリピンにおける商標登録出願構造

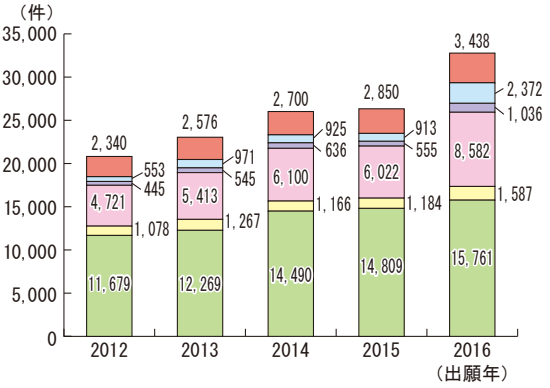

（備考）米国、中国、ドイツは、2016年の外国人による出願のうち上位３か国（日本除く）
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

②ブラジル・ロシア・インド・南アフリカにおける商標出願動向

ブラジル・ロシア・インド・南アフリカにおける直近5年間の商標登録出願件数の推移を見ると、いずれの国においても増加傾向にある。また、インドやブラジルにおいては、内国人からの出願が他の国と比較して多数を占める傾向にある。

1-1-100図
ブラジルにおける商標登録出願構造

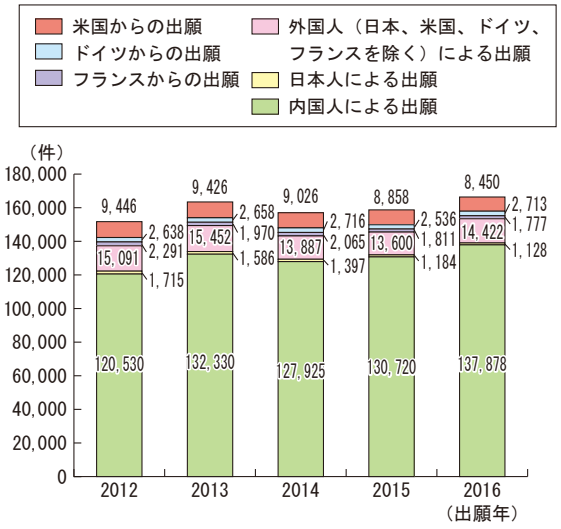

（備考）米国、ドイツ、フランスは、2016年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-101図
ロシアにおける商標登録出願構造

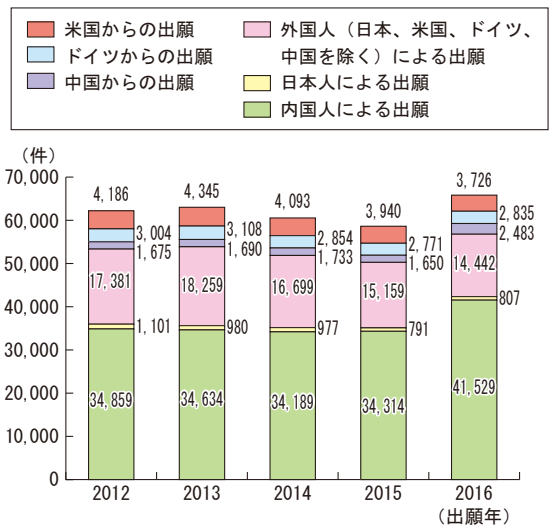

（備考）米国、ドイツ、中国は、2016年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-102図
インドにおける商標登録出願構造

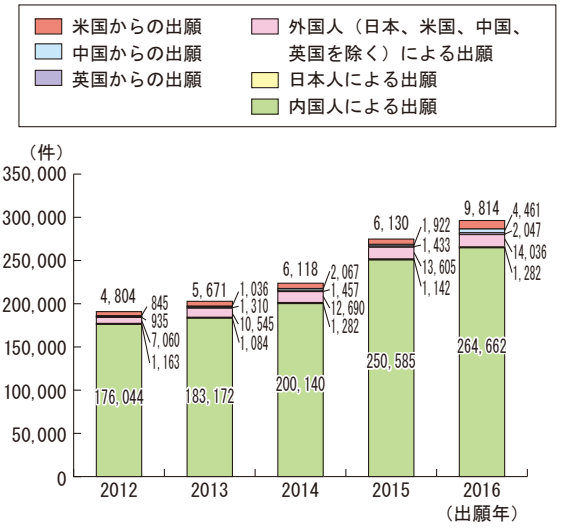

（備考）米国、中国、英国は、2016年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-103図
南アフリカにおける商標登録出願構造

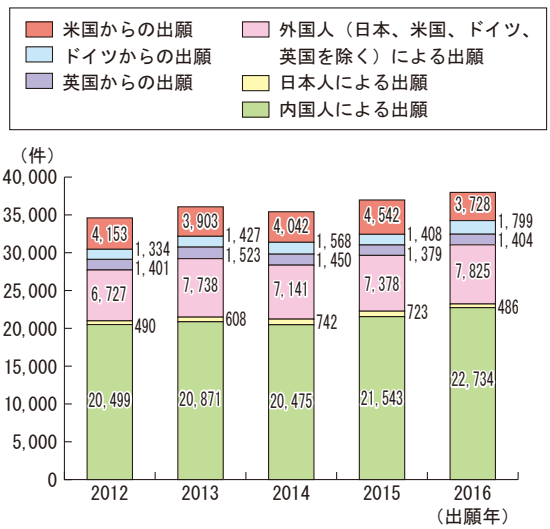

（備考）米国、ドイツ、英国は、2016年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

5 審判

(1)審判の動向

①審判の請求動向

a. 拒絶査定不服審判[1]請求件数の推移

2017年における拒絶査定不服審判の請求件数は、特許が18,591件、意匠が400件、商標が672件であった。また、特許の前置審査[2]の結果を見ると、拒絶査定を取り消して特許査定される件数（前置登録件数）の全体に占める割合は、2010年以降、6割前後で推移している。

1-1-104図
拒絶査定不服審判請求件数の推移(2008-2017)

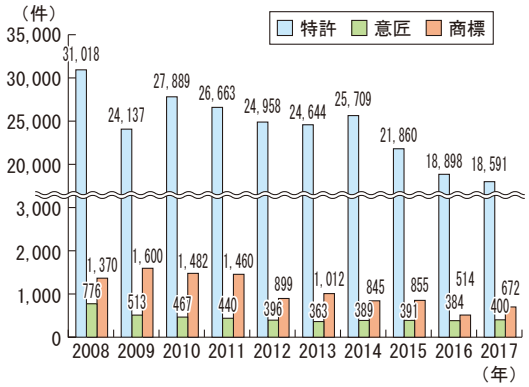

（資料）統計・資料編　第1章7.(1)

1-1-105図
前置審査結果の推移（特許）（2008-2017）

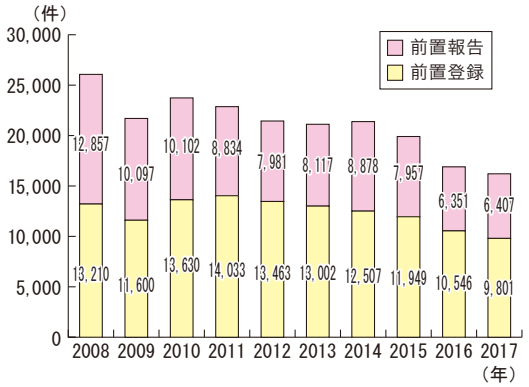

（資料）統計・資料編　第1章7.(1)

b. 無効審判[3]請求件数の推移

2017年における無効審判の請求件数は、特許が161件、実用新案が4件、意匠が14件、商標が92件であった。

1-1-106図
無効審判請求件数の推移（2008-2017）

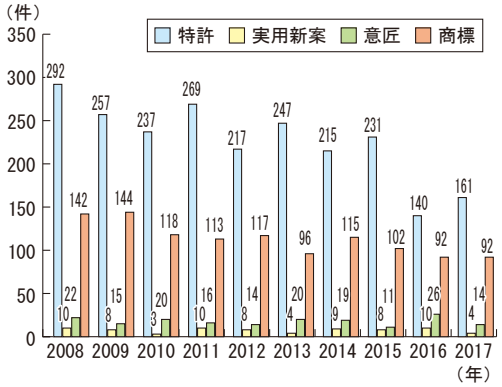

（資料）統計・資料編　第1章7.(3)

c. 訂正審判[4]請求件数の推移

2017年における特許の訂正審判の請求件数は、160件であった。

旧実用新案[5]については、近年は請求のない状態が続いている。

1-1-107図
訂正審判請求件数の推移（2008-2017）

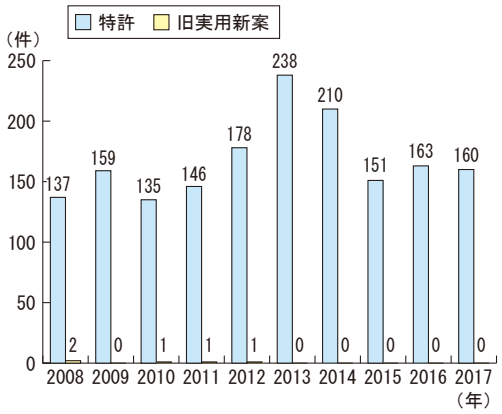

（資料）統計・資料編　第1章7.(4)

1　審査官の行った拒絶査定に対して不服を申し立てるための審判。
2　拒絶査定不服審判請求時に特許請求の範囲等の補正がなされたものについて、特許法第162条の規定により、審査官が行う審査。
3　既に登録されている特許、実用新案、意匠、商標に対して、その無効を求めるための審判。
4　特許権者が権利の取得後に特許請求の範囲等を自ら訂正するための審判。
5　平成5年改正実用新案法の施行日前（1993年以前）に出願された実用新案。

d. 異議申立[1]件数の推移(権利単位)

2017年における異議申立件数は、特許が1,251件、商標が426件であった。

1-1-108図
異議申立件数の推移(権利単位)(2008-2017)

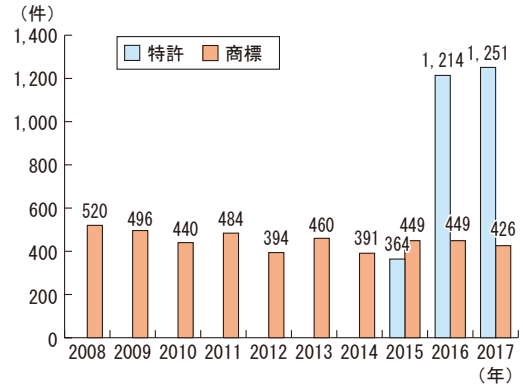

(備考)特許の異議申立制度は、2015年4月1日開始。
(資料)統計・資料編　第1章7.(7)

e. 取消審判[2]請求件数の推移(商標)

2017年における商標取消審判請求件数は1,001件であった。

1-1-109図
取消審判請求件数の推移(商標)(2008-2017)

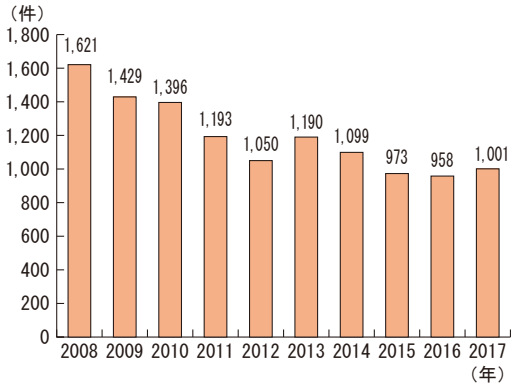

(資料)統計・資料編　第1章7.(5)

1　特許及び商標掲載公報発行後の一定期間に限り、その取消しを求めることができる制度。
2　商標権者が継続して3年以上登録商標を使用していないとき等において、商標登録を取り消すための審判。

②審判の審理動向

拒絶査定不服審判の、2017年の平均審理期間は、特許・実用新案では12.6か月、意匠では6.2か月、商標では6.0か月であった。また、特許・実用新案の拒絶査定不服審判の審理結果について、請求成立とした審決の割合（請求成立率）は、2008年以降上昇傾向にあり、2017年では69%であった。無効審判について、特許・実用新案では、2017年の平均審理期間は10.6か月であり、意匠では9.6か月、商標では10.3か月であった。特許・実用新案の訂正審判について、2017年の平均審理期間は2.7か月であった。異議申立ての、2017年における平均審理期間は、特許では7.2か月、商標では6.4か月であり、商標の取消審判では6.5か月であった。

1-1-110図 2017年 審理の状況

	拒絶査定不服審判		無効審判		訂正審判		異議申立て		取消審判	
	処理件数*1	平均審理期間*2	処理件数*1	平均審理期間*2	処理件数*1	平均審理期間*2	処理件数*1	平均審理期間*2	処理件数*1	平均審理期間*2
特許・実用新案	9,622	12.6か月	171	10.6か月	139	2.7か月	1,214	7.2か月		
意匠	388	6.2か月	24	9.6か月						
商標	464	6.0か月	89	10.3か月			463	6.4か月	983	6.5か月

（備考）＊1　請求成立（含一部成立）、請求不成立（含却下）、及び取下・放棄の件数の合計。異議申立ては権利単位の件数。
＊2　審判請求日（※1）から、審決の発送日（※2）、取下・放棄の確定日、又は却下の発送日までの期間の暦年平均。
（※1）異議申立てについては異議申立日。特許拒絶査定不服審判において前置審査に係る事件については審理可能となった日（部門移管日）。
（※2）特許異議申立てにおいて取消理由通知（決定の予告）を行うものはその発送日、特許無効審判において審決の予告を行うものはその発送日。
（資料）特許庁作成

1-1-111図 2017年 審理結果*1 の概要

	査定系審判*2		当事者系審判*3		異議申立て	
	請求成立	請求不成立*4	請求成立	請求不成立*4	取消決定*5	維持決定*4
特許・実用新案	6,146	2,744	154	116	128	1,085
意匠	257	129	4	15		
商標	324	127	800	152	49	369

（備考）＊1：審決・決定に至ったもののみ。
＊2：拒絶査定不服審判、補正却下不服審判を含む。
＊3：無効審判、取消審判、訂正審判を含む。
＊4：却下を含む。
＊5：一部取消しを含む。
（資料）統計・資料編　第1章7.（1）（2）（3）（4）（5）（7）

1-1-112図
拒絶査定不服審判事件における請求成立率の推移（特許）

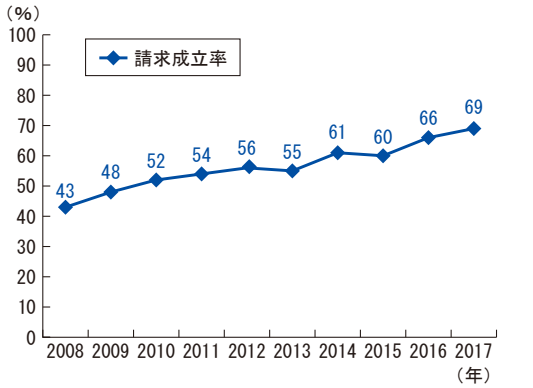

（備考）請求成立率＝請求成立件数／（請求成立件数＋請求不成立（含却下）件数）
（資料）統計・資料編　第1章7.（1）

(2)審決取消訴訟の動向

①出訴件数動向

2017年の審決取消訴訟[1]の出訴件数は、査定系審判では、前年に比べ特許・実用新案及び意匠が減少し、商標が増加した。当事者系審判では、前年に比べ特許・実用新案が減少し、商標が増加した。

1-1-113図 2017年 出訴件数*1

	特許・実用新案	意匠	商標
査定系審判*2	46 (77)	4 (22)	15 (11)
当事者系審判*3	110 (115)	4 (4)	45 (39)
異議申立て	11 (3)		2 (8)

(備考)＊1：図中括弧内は2016年。
＊2：拒絶査定不服審判、補正却下不服審判を含む。
＊3：無効審判、取消審判、訂正審判を含む。
(資料)統計・資料編 第2章17.(1)

②判決件数動向

2017年における審決取消訴訟の判決件数を見ると、請求棄却となった件数について、査定系審判では、前年に比べ、特許・実用新案及び商標が減少し、意匠が増加した。当事者系審判では、前年に比べ、特許・実用新案及び商標が増加した。また、審決取消となった件数について、査定系審判では、前年に比べ、特許・実用新案、意匠及び商標がいずれも減少した。当事者系審判では、前年に比べ、特許・実用新案及び商標が増加した。

1-1-114図 2017年 判決件数*1

	特許・実用新案		意匠		商標	
	請求棄却	審決取消	請求棄却	審決取消	請求棄却	審決取消
査定系審判*2	42 (48)	8 (11)	4 (1)	4 (13)	10 (12)	1 (3)
当事者系審判*3	58 (54)	36 (23)	3 (3)	0 (0)	27 (23)	10 (9)
異議申立て	1 (0)	2 (0)			0 (5)	0 (0)

(備考)＊1：図中括弧内は2016年。
＊2：拒絶査定不服審判、補正却下不服審判を含む。
＊3：無効審判、取消審判、訂正審判を含む。
(資料)統計・資料編 第2章17.(2)

1 特許庁の審決に不服のある者がその取消しを求め、知的財産高等裁判所に提訴する訴訟。

第2章 企業等における知的財産活動

企業活動の高度化・グローバル化の進展等に伴い、我が国企業の知的財産活動を取り巻く環境は大きく変化しており、また、企業規模や技術分野の違いによって、知的財産戦略は多様化しているといえる。これらの状況について、本章では、出願件数等の動向からみた知的財産活動の実態、知財担当者数・活動費からみた知的財産活動の状況、知的財産権の活用状況等を紹介する。

1 知的財産活動の状況

(1)特許出願と研究開発費や売上高・出願順位規模別にみた特許出願件数

内国出願人による特許出願件数の推移を中長期で見ると、1980年から1987年までは総R&D費の推移に同調するように漸増している。1988年に改善多項制[1]が導入された後は、伸びは鈍化したが、引き続き漸増し、2000年にピークに達した（38.7万件）。その後は漸減傾向となったものの、2016年からは再び増加に転じ、2017年には26.0万件となった。なお、2008年から2009年にかけての大きな減少は、2008年9月に発生したリーマン・ショックの影響を受けたものと考えられる。

外国出願人による特許出願件数の推移を見ると、1980年から2007年までは堅調に漸増している。2007年にピーク（6.3万件）に達した後、2008年9月に発生したリーマン・ショックの影響を受けて、2009年には5.3万件にまで減少した。その後は漸増傾向となったものの、2014年を境に再び減少に転じ、2017年には5.8万件となった。

1-2-1図
内外国出願人による特許出願件数、実用新案登録出願件数及び総R&D費の推移

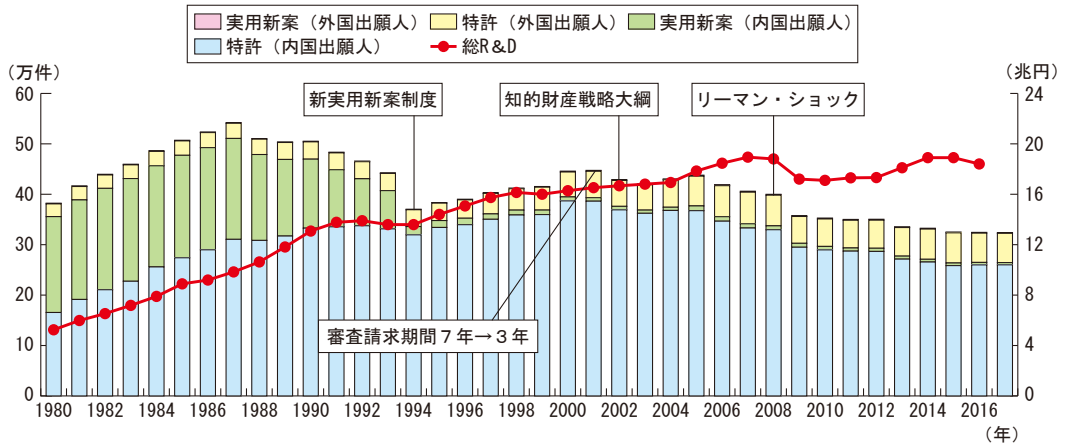

（資料）特許庁作成
総R&D費については科学技術研究調査報告書（総務省統計）に基づく。

1 出願の単一性を満たす複数の請求項を特許請求の範囲に記載できるようにした制度。

また、我が国企業のグローバル化が進展する中、我が国企業の海外法人の売上高は2009年度以降から見ると増加傾向にあるが、他方で、日本から海外への特許出願件数は、2012年以降は横ばいであった。このことから、近年においては海外における我が国企業による特許出願が必ずしも十分でない可能性があると考えられる。したがって、海外における製品やサービスを適切に保護するために、我が国企業がグローバルでの出願戦略をより一層強化していくことが必要と考えられる。

出願順位規模別[1]で見ると、出願件数上位30社で全出願件数の25%程度、出願件数上位300社で全出願件数の60%を占めている。そして、2013年から2017年にかけて、出願件数上位30社が大きく出願を減少させ（2013年9.4万件→2017年7.9万件）、2017年には、出願件数上位1,000社以外による出願件数が、出願件数上位30社のそれを逆転した。出願件数上位1,000社以外による出願について、その割合のみならず件数自体も増加傾向にあることから、大企業に加えて、中小・ベンチャー企業といった、多様な企業により出願がなされ特許制度が利用される傾向がより強まっているといえる。

1-2-2図
日本から海外への特許出願件数と我が国企業の海外法人の売上高の推移

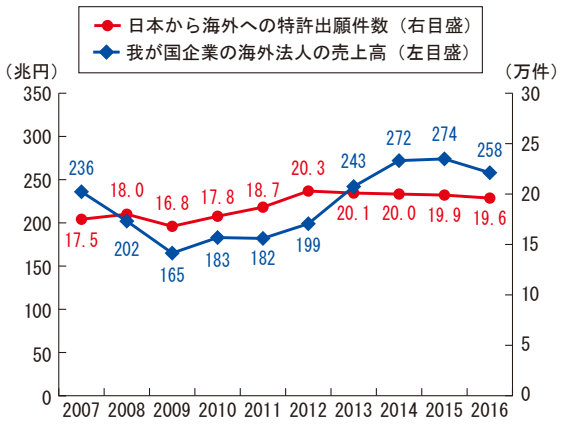

（備考）出願件数は年単位、売上高は年度単位で示す。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics 及び経済産業省「海外事業活動基本調査」を基に特許庁作成

1-2-3図
特許出願件数に占める出願順位規模別企業の割合[2]

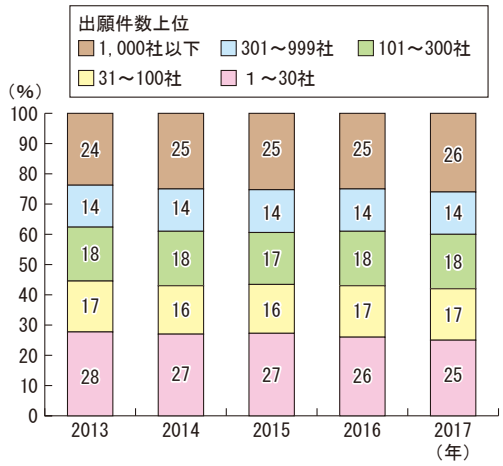

（資料）特許庁作成

1-2-4図 出願順位規模別にみた特許出願件数の推移

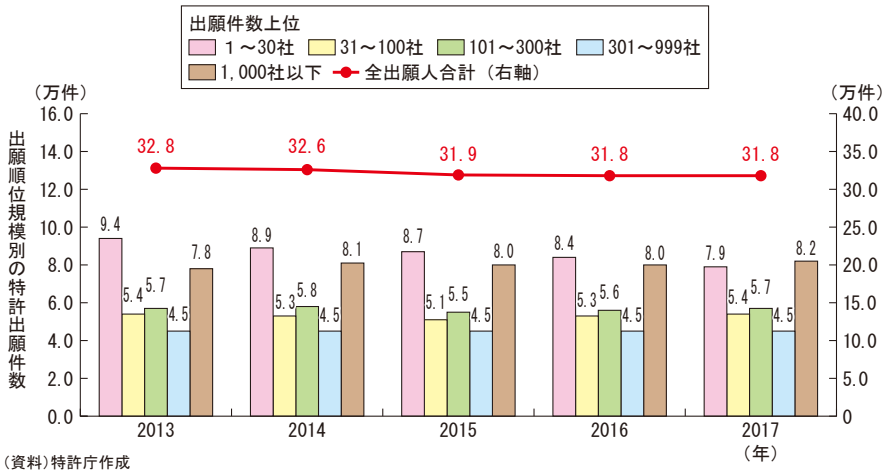

（資料）特許庁作成

1 出願順位規模別にみた特許出願件数の動向は、各年の出願上位企業を1～30位、31～100位、101～300位、301～999位、1,000位以下の5つに分類し、それぞれについて、2013年から2017年までの各年の特許出願件数を計数したものである。
2 2013年の出願順位規模別企業の割合の合計が101%、2015年の出願順位規模別企業の割合の合計が99%であるのは、四捨五入の関係である。

(2) 企業別登録件数ランキング

〈特許〉

2017年の特許登録件数を企業別に見ると、第1位は三菱電機株式会社で4,484件、第2位はキヤノン株式会社で3,931件、第3位はトヨタ自動車株式会社で3,378件であった。

1-2-5図

上位10社　2017年特許登録件数

前年2016	順位		出願人	登録件数
3	↗	1	三菱電機株式会社	4,484 (4,042)
1	↘	2	キヤノン株式会社	3,931 (4,095)
4	↗	3	トヨタ自動車株式会社	3,378 (3,717)
2	↘	4	パナソニック IP マネジメント株式会社	2,990 (4,046)
8	↗	5	本田技研工業株式会社	2,502 (2,144)
9	↗	6	株式会社リコー	2,468 (2,142)
5	↘	7	富士通株式会社	2,431 (2,399)
6	↘	8	株式会社デンソー	2,110 (2,374)
7	↘	9	セイコーエプソン株式会社	1,971 (2,281)
11	↗	10	株式会社東芝	1,753 (1,647)

(備考)表中括弧内は2016年。
共同出願については、それぞれの出願人でカウントしている。

〈意匠〉

2017年の意匠登録件数を企業別に見ると、第1位は三菱電機株式会社で429件、第2位はパナソニック IP マネジメント株式会社で413件、第3位は株式会社岡村製作所で360件であった。また、第4位のダイソン・テクノロジー・リミテッドと第6位の日鐵住金建材株式会社は、前年から大きく順位を上げた。上位10社にランクインした企業は電機メーカーが多い。

1-2-6図

上位10社　2017年意匠登録件数

前年2016	順位		出願人	登録件数
2	↗	1	三菱電機株式会社	429 (415)
1	↘	2	パナソニック IP マネジメント株式会社	413 (430)
3	→	3	株式会社岡村製作所	360 (335)
117	↗	4	ダイソン・テクノロジー・リミテッド	231 (34)
6	↗	5	シャープ株式会社	201 (215)
37	↗	6	日鐵住金建材株式会社	199 (70)
4	↘	7	株式会社ＬＩＸＩＬ	167 (316)
5	↘	8	本田技研工業株式会社	156 (233)
10	↗	9	大日本印刷株式会社	132 (141)
11	↗	10	株式会社エフピコ	131 (133)

(備考)表中括弧内は2016年。
共同出願については、それぞれの出願人でカウントしている。

〈商標〉

2017年の商標登録件数を企業別に見ると、第1位は株式会社サンリオで553件、第2位は株式会社資生堂で497件、第3位は花王株式会社で326件であった。上位10社は前年とほぼ同じ顔ぶれであったが、第9位の株式会社ＮＴＴドコモは、前年から大きく順位を上げた。

1-2-7図

上位10社　2017年商標登録件数

前年2016	順位		出願人	登録件数
1	→	1	株式会社サンリオ	553 (939)
2	→	2	株式会社資生堂	497 (539)
4	↗	3	花王株式会社	326 (330)
9	↗	4	小林製薬株式会社	212 (181)
7	↗	5	株式会社明治	202 (206)
3	↘	6	株式会社コーセー	201 (331)
10	↗	7	パナソニック株式会社	194 (173)
5	↘	8	富士通株式会社	183 (309)
28	↗	9	株式会社ＮＴＴドコモ	179 (101)
8	↘	10	森永乳業株式会社	169 (197)

(備考)表中括弧内は2016年。
共同出願については、それぞれの出願人でカウントしている。

(3)我が国企業等における知的財産担当者数

特許庁は、我が国の企業等の知的財産活動の実態を把握することを目的として「知的財産活動調査」を実施している。2017年度の知的財産活動調査[1]の結果によると、我が国全体の知財担当者数は2015年度に微減したが、2016年度には微増となった。なお、全体推計値については、調査票の回答結果を基に我が国全体について推計を行った数値[2]であることに留意する必要がある。また、ここでいう「知財担当者」とは、企業等において、産業財産権の発掘から権利取得、権利の維持に係る業務に従事する者のみならず、知的財産権の管理、評価、取引、実施許諾、係争に係る業務に従事する者、知財に関する企画、調査、教育、会計、庶務等、知財活動を支えるために必要な業務に従事している者も含む[3]。

1-2-8図 知財担当者数の推移(全体推計値)

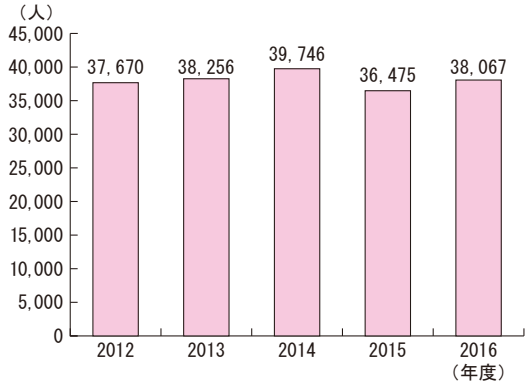

(資料)特許庁「平成29年知的財産活動調査報告書」

業種別1者あたりの知財担当者数では、「電気機械製造業」が17.0人と最も多く、全体平均5.7人を大きく上回った。全体を通してばらつきがあり、業種間で必要とされる知財担当者の数が異なることがわかり、これは後述する知財活動費や特許権所有件数が業種間で異なることとも関連するといえる。

1-2-9図 業種別の知財担当者数(1者当たりの平均値)

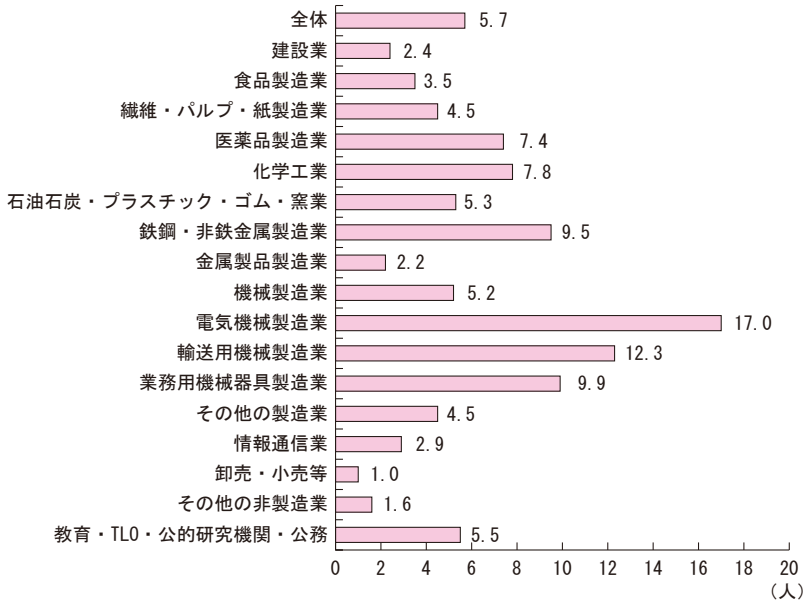

(備考)産業財産権(特許、実用新案、意匠、商標)のいずれかの出願件数が5件以上であった出願人の回答を集計した。
(資料)特許庁「平成29年知的財産活動調査報告書」

1 知的財産活動調査は、統計法に基づく一般統計調査である。2017年は、9月1日～9月30日の間に実施した。本調査は2015年に出願実績のあった我が国の個人、法人、大学等公的研究機関のうち、産業財産権(特許、実用新案、意匠、商標)のいずれかの出願件数が5件以上であった出願人(6,262件)を対象に行った(調査票回収率55.2%)。
知的財産活動調査結果 URL:http://www.jpo.go.jp/shiryou/toukei/tizai_katsudou_list.htm
2 全体推計値は、母集団を業種別・出願件数階級に層化し、各層の推計元標本についての集計結果を標本数で除し、母集団数を乗じることによって算出した。
3 本調査は、出願の実績があった者を対象に調査を実施しているため、調査対象となっていない弁理士、弁護士等の法曹界の人材、特許庁の審査官、登録調査機関等における先行技術文献調査人材、知財法学者等の人材は含まない。

(4)我が国企業等における知財活動費の現状

2016年度の我が国企業等の知財活動に要する費用[1]は、図に示すとおりであった。その内訳としては、出願系費用が過半数を占め、これに人件費が次ぐ。また、2012年度から2016年度にかけて特に出願系費用が増加しており、企業等が特許権の取得や保有に力を入れていることが窺える。

業種別に見ても、ほとんどの業種において出願系費用の占める割合が最も多く、知財活動費全体に与える影響が大きいことが分かる。

1-2-10図 知財活動費の推移（全体推計値）

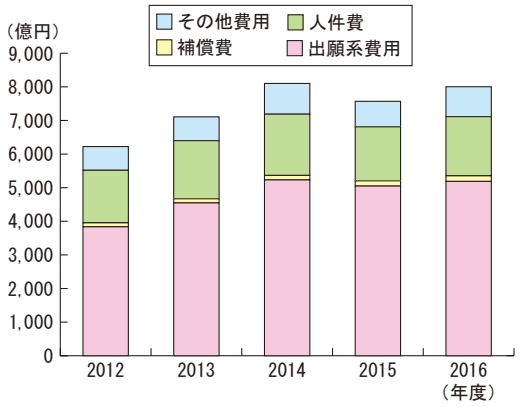

（備考）出願系費用：産業財産権の発掘、発明届書の評価、明細書の作成（外注を含む）、明細書チェック、出願手続、審査請求手続、技術評価請求手続、拒絶理由通知対応（意見書、補正書作成）等の中間処理業務及び拒絶査定不服審判等に要する費用、権利存続要否問い合わせ、登録手続、年金納付手続等の権利維持業務に要する費用（弁理士費用等の外注費を含む。他者からの譲受は除く）。
補　償　費：企業等の定める補償制度（職務発明規定等）に基づいて発明者、創作者等に支払った補償費。
人　件　費：企業等において知財業務を担当する者の雇用にかかる費用の直近の会計年度総額。
その他費用：上記の3分類に含まれない費用（企画、調査、教育等のその他の経費、業務遂行に必要な固定資産の減価償却費及びリース料）。
（資料）特許庁「平成29年知的財産活動調査報告書」

1　係争の和解金、損害賠償金、ロイヤルティ、産業財産権の購入に要した費用は含まない。

1-2-11図 業種別の知財活動費（1者当たりの平均値）

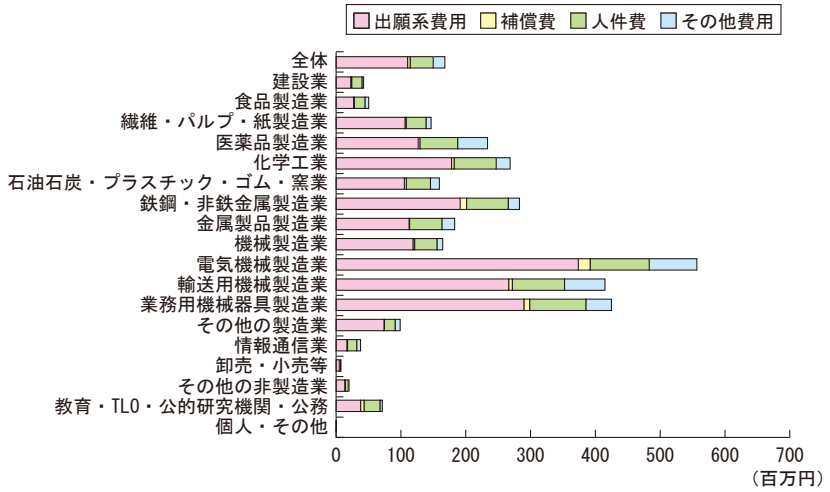

業　　種	標本数	平均知的財産活動費（百万円）				
			うち出願系費用	うち補償費	うち人件費	うちその他費用
全体	3,121	166.6	110.3	3.9	35.6	18.0
建設業	110	42.6	22.6	1.4	15.9	2.5
食品製造業	158	51.4	27.0	0.8	16.7	5.8
繊維・パルプ・紙製造業	72	145.7	106.3	2.1	30.3	7.8
医薬品製造業	77	251.2	126.6	2.6	58.3	46.1
化学工業	239	250.2	178.1	3.9	65.0	21.5
石油石炭・プラスチック・ゴム・窯業	200	159.5	105.3	2.9	37.4	13.7
鉄鋼・非鉄金属製造業	79	280.5	191.4	9.9	64.2	17.4
金属製品製造業	128	183.1	112.6	0.7	49.9	19.7
機械製造業	210	158.7	118.6	2.5	34.5	8.9
電気機械製造業	298	555.7	373.7	18.2	91.2	73.5
輸送用機械製造業	129	410.6	266.3	5.5	80.6	62.4
業務用機械器具製造業	86	424.6	289.7	8.9	86.7	39.5
その他の製造業	189	101.9	73.9	0.7	16.4	7.8
情報通信業	153	38.5	16.6	1.0	14.2	5.9
卸売・小売等	364	7.4	4.9	0.1	1.8	0.6
その他の非製造業	293	20.7	13.3	0.5	4.8	1.4
教育・TLO・公的研究機関・公務	246	71.2	37.8	5.2	24.6	3.6
個人・その他	90	0.5	0.5	0.0	0.0	0.0

（備考）産業財産権（特許、実用新案、意匠、商標）のいずれかの出願件数が5件以上であった出願人の回答を集計した。
出願系費用：産業財産権の発掘、発明届書の評価、明細書の作成（外注を含む）、明細書チェック、出願手続、審査請求手続、技術評価請求手続、拒絶理由通知対応（意見書、補正書作成）等の中間処理業務及び拒絶査定不服審判等に要する費用、権利存続要否問い合わせ、登録手続、年金納付手続等の権利維持業務に要する費用（弁理士費用等の外注費を含む。他者からの譲受は除く）。
補　償　費：企業等の定める補償制度（職務発明規定等）に基づいて発明者、創作者等に支払った補償費。
人　件　費：企業等において知財業務を担当する者の雇用にかかる費用の直近の会計年度総額。
その他費用：上記の3分類に含まれない費用（企画、調査、教育等のその他の経費、業務遂行に必要な固定資産の減価償却費及びリース料）。
（資料）特許庁「平成29年知的財産活動調査報告書」

2 知的財産権の利活用の状況

(1)産業財産権等使用料の国際収支

財務省が公表している国際収支統計によると、我が国の産業財産権等使用料の国際収支は、2017年には過去最大の3.2兆円の黒字となった。ここでいう、「産業財産権等使用料」には、産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）の使用料のほか、ノウハウ（技術情報）の使用料やフランチャイズ加盟に伴う各種費用、販売権の許諾・設定に伴う受払等を計上しており、また、これらの権利に関する技術、経営指導料も含む。この推移から、我が国企業のグローバル化が進展する中、産業財産権を含む知的財産の国際取引は活発化しており、我が国の国際収支にも貢献しているといえる。

1-2-12図 産業財産権等使用料（受取・支払）の推移

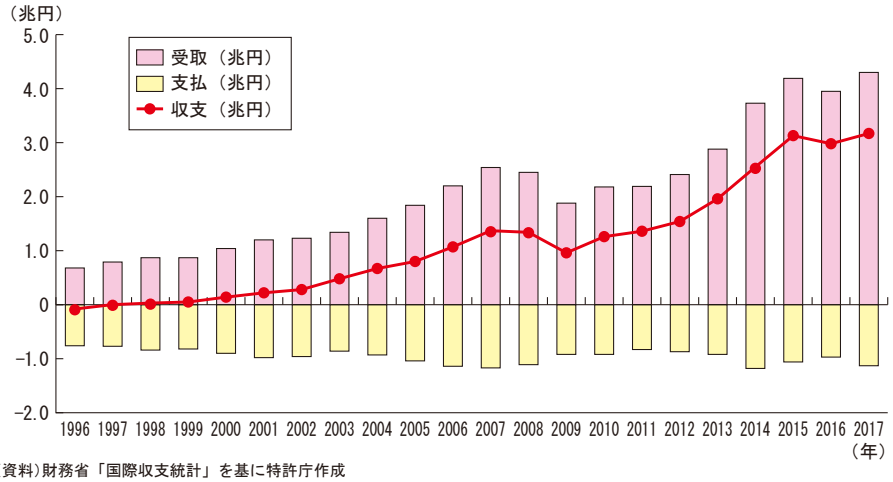

（資料）財務省「国際収支統計」を基に特許庁作成

(2)特許権の利用状況

先述した知的財産活動調査では、知的財産権の利用状況についても明らかにしている。なお、全体推計値については、調査票の回答結果を基に我が国全体について推計を行った数値[1]であることに留意する必要がある。

国内での利用状況としては、2016年度における利用率（利用件数[2]／所有件数）は49.0%となり、特許権所有件数[3]の半数程度は自社実施又は他社への実施許諾といった積極的な実施がなされていることが分かる。また、防衛目的[4]件数の割合は35.7%となっており、これは2009年度から2016年度にかけて見ると増加傾向にあり、企業等による防衛目的の出願や権利保有が増加していることが窺える。

業種別に見ると、「繊維・パルプ・紙製造業」において利用割合が高く、「業務用機械器具製造業」が続くように、特許権の利用率は業種によって異なっていることが分かる。その中で、いずれの業種においても企業では利用率が34%を超えており、特許権の積極的な実施は業種によらず一定以上なされているといえる。また、「教育・TLO・公的研究機関・公務」については、昨年度より微増しているものの企業と比較して低い傾向にある。

外国での利用状況としては、2016年度、利用率48.5%、防衛目的の割合38.4%となっている。我が国の企業等は、外国においても日本と同程度に特許権を利用していることがわかる。

1 全体推計値は、母集団を業種別・出願件数階級に層化し、各層の推計元標本についての集計結果を標本数で除し、母集団数を乗じることによって算出した。
2 利用件数とは、権利所有件数のうち「自社実施（使用）件数」及び、「他社への実施（使用）許諾件数」のいわゆる積極的な利用件数の合計である。なお、未利用件数とは自社実施も他社への実施許諾も行っていない権利であり、防衛目的権利及び開放可能な権利（相手先企業を問わず、ライセンス契約により他社へ実施許諾が可能な権利）を含む。
3 特許権所有件数は、内国人現存権利数の確定値である。「うち利用件数」及び「うち未利用件数」は、知的財産活動調査における全体推計結果より権利利用率を算出し、確定値に乗じることで得ている。
4 自社実施も他社への実施許諾も行っていない権利であって、自社事業を防衛するために他社に実施させないことを目的として所有している権利。

1-2-13図 国内における特許権所有件数及びその利用率の推移（全体推計値）

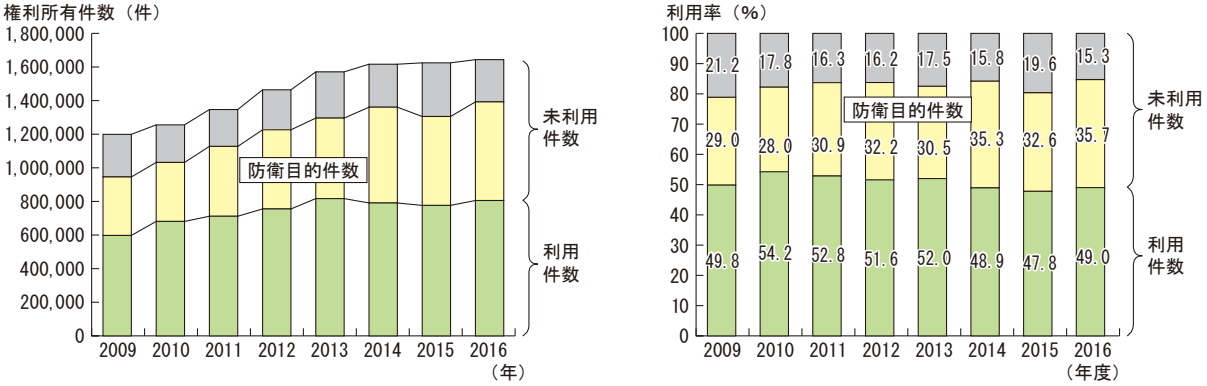

		2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
国内特許権所有件数（件）		1,199,184	1,255,489	1,346,804	1,464,176	1,570,897	1,616,472	1,624,596	1,643,595
	うち利用件数	597,519	681,059	711,773	755,209	816,825	790,752	776,358	805,519
	うち未利用件数	601,665	574,430	635,031	708,967	754,072	825,720	848,238	838,076
	うち防衛目的件数	348,028	350,946	415,630	471,041	479,029	569,938	529,115	586,724

（資料）特許庁「平成29年知的財産活動調査報告書」

1-2-14図 国内における業種別の特許権所有件数及びその利用率（全体推計値）

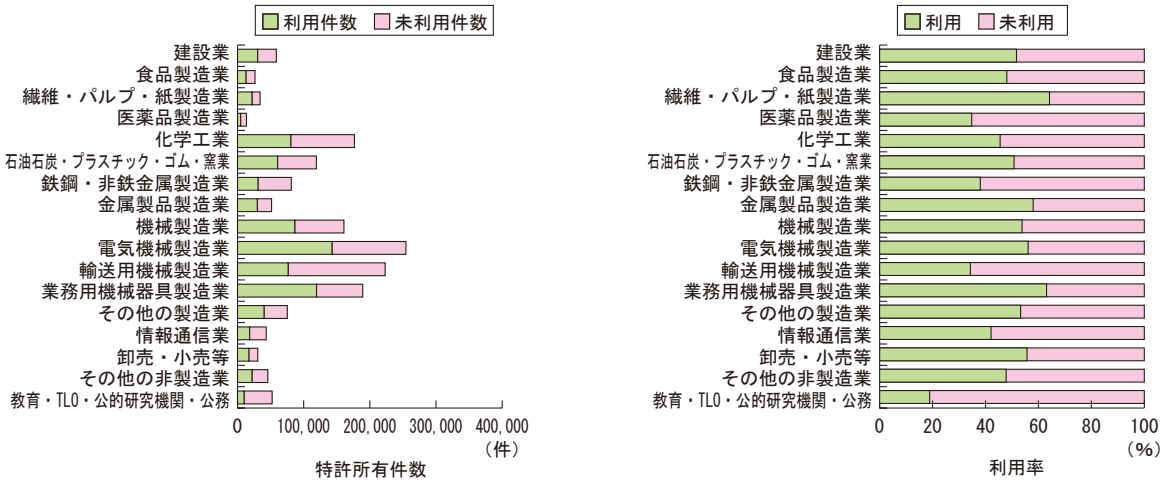

業種	対象数	国内権利保有件数（件）				【参考】2015年度	前年度比
			うち利用件数	うち未利用件数	利用率		
全体	60,429	1,643,595	805,519	838,076	49.0%	47.8%	1.2%
建設業	2,389	58,684	30,339	28,345	51.7%	41.3%	10.4%
食品製造業	2,702	26,440	12,705	13,734	48.1%	48.5%	−0.4%
繊維・パルプ・紙製造業	1,360	34,053	21,853	12,199	64.2%	58.5%	5.7%
医薬品製造業	331	13,499	4,696	8,803	34.8%	42.4%	−7.6%
化学工業	1,176	176,700	80,442	96,258	45.5%	45.4%	0.1%
石油石炭・プラスチック・ゴム・窯業	1,733	119,230	60,541	58,689	50.8%	50.3%	0.4%
鉄鋼・非鉄金属製造業	382	81,268	30,903	50,365	38.0%	37.5%	0.6%
金属製品製造業	1,341	51,497	29,869	21,628	58.0%	54.2%	3.8%
機械製造業	2,243	160,852	86,546	74,307	53.8%	51.7%	2.1%
電気機械製造業	1,930	254,557	142,799	111,758	56.1%	65.2%	−9.1%
輸送用機械製造業	580	223,104	76,483	146,621	34.3%	33.3%	1.0%
業務用機械器具製造業	757	189,302	119,394	69,909	63.1%	56.7%	6.3%
その他の製造業	2,067	75,226	40,063	35,163	53.3%	53.5%	−0.3%
情報通信業	3,226	43,381	18,261	25,120	42.1%	27.4%	14.6%
卸売・小売等	12,844	30,659	17,074	13,586	55.7%	46.4%	9.3%
その他の非製造業	8,721	45,791	21,889	23,902	47.8%	44.4%	3.4%
教育・TLO・公的研究機関・公務	903	52,312	9,883	42,429	18.9%	18.3%	0.6%

（資料）特許庁「平成29年知的財産活動調査報告書」

1-2-15図 外国における特許権利用率の推移（全体推計値）

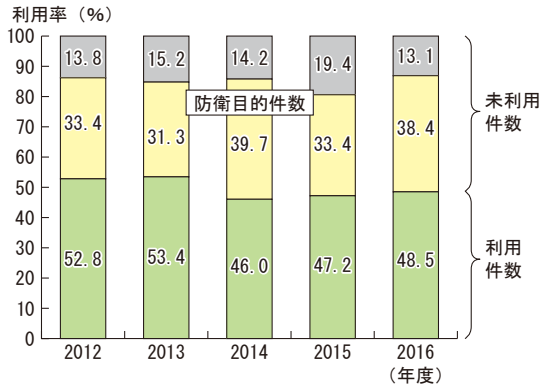

（資料）特許庁「平成29年知的財産活動調査報告書」

(3)意匠権の利用状況

国内での利用状況としては、2016年度の利用率は69.2%となり、意匠権所有件数の7割程度は自社実施又は他社への実施許諾といった積極的な実施がなされていることが分かる。また、2009年度から2016年度にかけて、防衛目的以外の未利用の件数・割合が減少傾向にあり、活用され得る意匠権取得の動きがより進んでいるといえる。

外国での利用状況としては、2016年度は69.7%、防衛目的の割合26.9%となっている。我が国の企業等は、外国においても日本と同程度に意匠権を利用していることがわかる。

1-2-16図 国内における意匠権所有件数及びその利用率の推移（全体推計値）

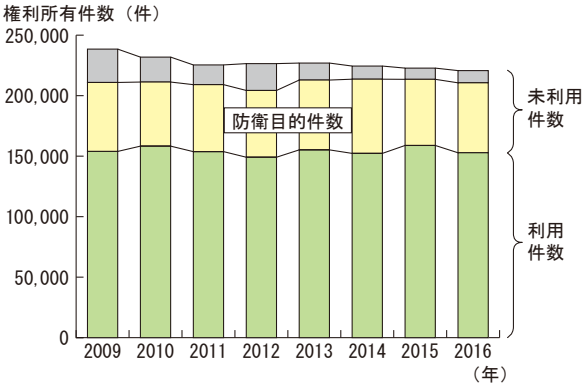

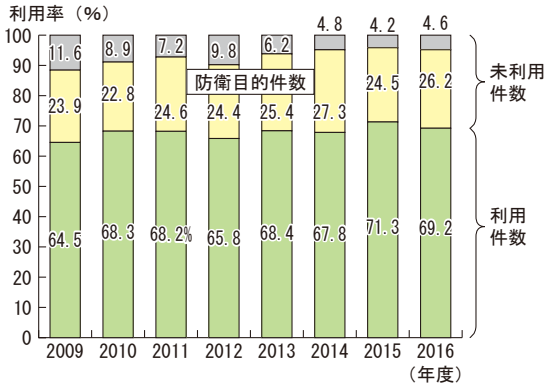

	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
国内意匠権所有件数（件）	238,473	231,861	225,402	226,483	226,939	224,464	222,763	220,706
うち利用件数	153,913	158,277	153,738	149,119	155,184	152,291	158,833	152,794
うち未利用件数	84,560	73,584	71,664	77,364	71,755	72,173	63,930	67,912
うち防衛目的件数	56,994	52,976	55,358	55,185	57,710	61,319	54,663	57,816

（資料）特許庁「平成29年知的財産活動調査報告書」

1-2-17図　外国における意匠権利用率の推移（全体推計値）

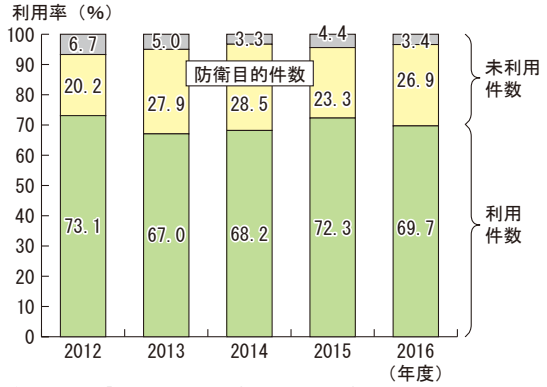

（資料）特許庁「平成29年知的財産活動調査報告書」

(4)商標権の利用状況

国内での利用状況としては、2016年度の利用率は74.1%であり、2009年度から2016年度にかけて増加傾向にあり、企業等により商標権の自社使用又は他社への使用許諾がより一層進んでいるといえる。

外国での利用状況としては、2016年度は77.8%となっている。我が国の企業等は、外国においても日本と同程度に商標権を利用していることがわかる。

1-2-18図　国内における商標権所有件数及びその利用率の推移（全体推計値）

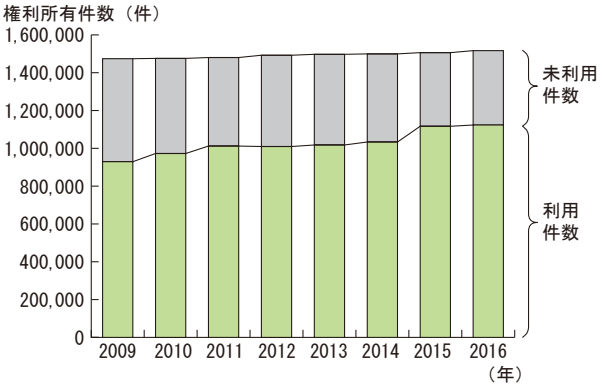

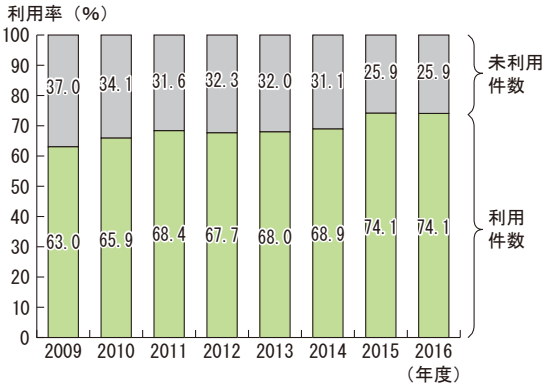

	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
国内商標所有件数（件）	1,474,062	1,475,649	1,480,363	1,492,366	1,497,283	1,499,475	1,506,109	1,516,706
うち利用件数	929,219	972,645	1,011,983	1,009,603	1,017,728	1,033,468	1,116,691	1,123,365
うち未利用件数	544,843	503,004	468,380	482,763	479,555	466,007	389,418	393,341

（資料）特許庁「平成29年知的財産活動調査報告書」

1-2-19図　外国における商標権利用率の推移（全体推計値）

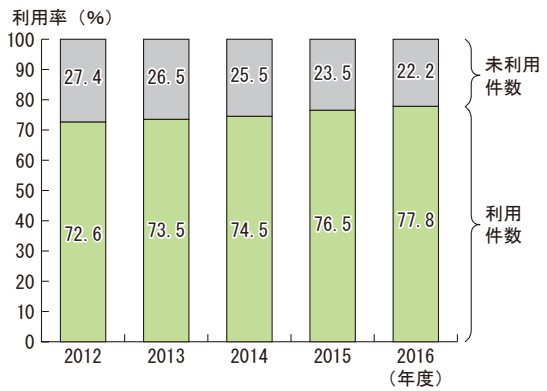

（資料）特許庁「平成29年知的財産活動調査報告書」

Case 1

知的財産活用企業　－2018年度知財功労賞受賞企業より　その1－

知財活用企業（特許）

特許権や商標権を各国で積極的に取得し、海外展開を拡大して全世界で大きなシェアを確保　伊東電機株式会社

伊東電機株式会社（兵庫県）は、コンベヤ用モータローラ・制御機器・モジュール・ユニット・システムなど搬送関連機器、植物工場設備の開発・製造・販売・設置を行っている企業である。

また、モータローラを始めとする製品は国際市場でも高く評価されており、グローバルな営業展開をはかるべく、日本国内・アメリカ・ヨーロッパ・アジアの世界４拠点体制で販売ネットワークを構築している。

同社では、社長及び開発部・営業部の責任者で構成される特許会議を２カ月に１回開催して、特許や商標などの出願判断・出願国選定・権利維持等の重要事項を決定している。新製品の開発時には構想段階で必ず国内外の先行技術文献調査を十分に行い、抵触する特許がないかを確認するとともに、出願の際に特許請求の範囲の記載について議論する会合を実施するなど、より広く強い特許を取得することを意識した体制を整備している。

モータを内蔵した搬送装置用ローラを開発して特許権や商標権を取得。応用製品の拡大を図りながら各国での権利化を積極的に行い、海外展開を進めて世界で約７割のシェアを獲得している。また、モータや制御に関するコア技術を基にした新事業にも取り組んでおり、植物工場事業に参入し、これらの分野でも基本特許や周辺特許を出願している。

自社の特許権を侵害する可能性がある他社の製品を発見した際に、営業担当者から知財担当部署へフィードバックする体制を構築している。また、海外で確認された模倣被害に対しては、現地で被害調査を行い、警告等の必要な措置を取り模倣品を排除している。

搬送コンベヤの IoT を実現する
モータ内蔵ローラ「パワーモーラ」

人手不足・設計者不足をサポートする
簡単設置・簡単設計コンベヤ「id-PAC」

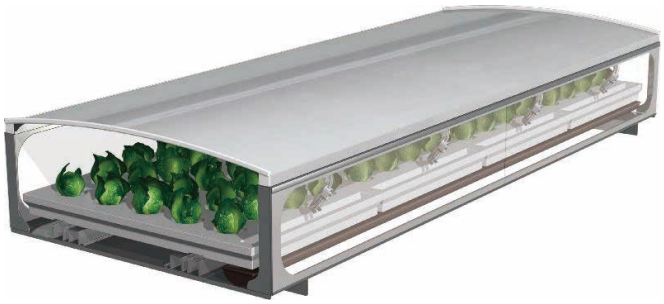

省エネ・簡単設置　新時代の植物工場システム
「セル式モジュール型植物工場」

Case 2

知的財産活用企業　－ 2018 年度知財功労賞受賞企業より　その 2 －

知財活用企業（特許）

全経営陣で知財戦略を審議する体制を構築するとともに、IP ランドスケープを事業戦略の立案に活用　ナブテスコ株式会社

ナブテスコ株式会社（東京都）は、モノを精密に動かし、止める「モーションコントロール技術」を中核として、精密減速機、油圧機器、鉄道車両用機器、航空機器、舶用機器、商用車用機器、自動ドア、福祉機器、包装機等の製造販売を行っている企業である。

同社の製品の多くは目につきにくい部分で機能しているが、その確かな性能によって世界中の人々の安全・安心・快適な暮らしと、社会のインフラを支えている。

同社では、全社の知財経営戦略を司り、CEO を含めた全経営陣で全社の知財戦略を審議する会議を行い、会社全体のコア価値とそれを獲得・強化するための知財戦略や、事業ポートフォリオの評価・改善等を審議する体制を構築している。

将来ビジョンの実現に向けた経営課題を分析・把握して解決策を提案するため、知的財産権を活用した IP ランドスケープを活用し、開発テーマの妥当性検証や新事業テーマの分析、特許網を構築すべきテーマ、アライアンス先や M&A 候補企業の探索等を実施して、知的財産部が事業戦略の指導を全社横断的に行っている。

航空、鉄道等の輸送分野から、産業用ロボット、自動ドア等の産業分野等において各種コア技術を開発して事業活動を行っている。世界市場の確保のため、世界各国での特許網の構築とノウハウの保護を徹底し、模倣品対策として、権利行使等の毅然とした対応を講じている。同社の製品は市場で高いシェアを獲得しており、産業ロボットの精密減速機で世界シェア約 6 割を獲得している。

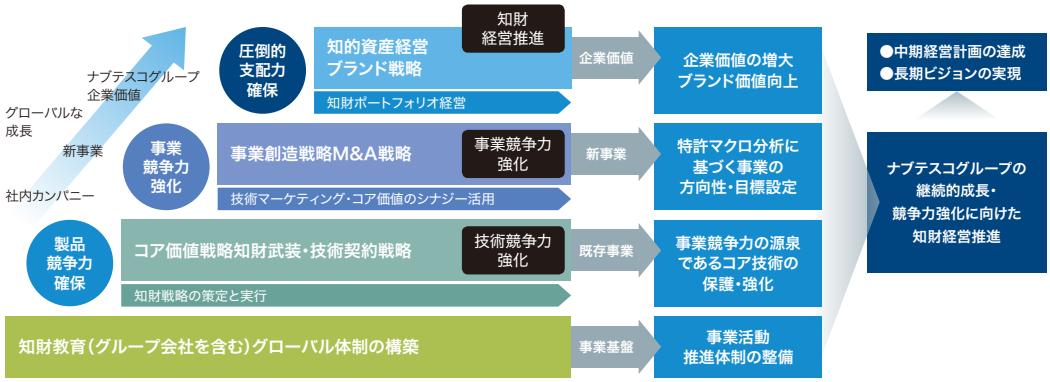

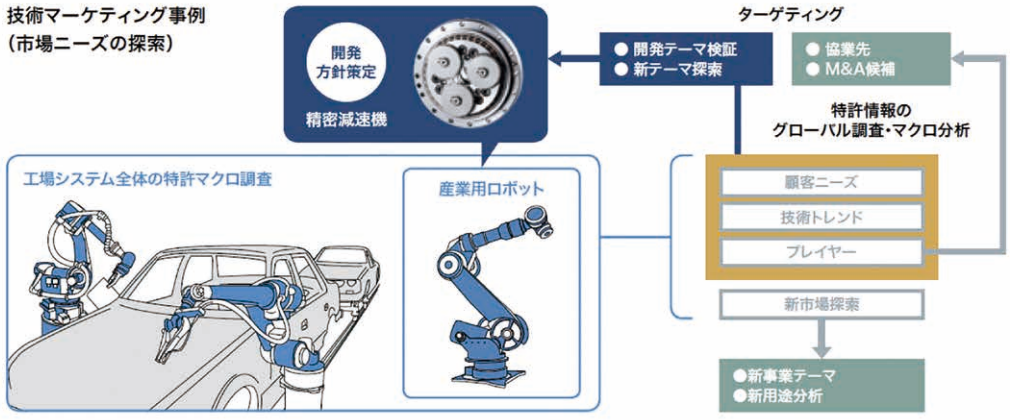

Case 3

知的財産活用企業　－2018年度知財功労賞受賞企業より　その3－

知財活用企業（特許）

事業段階に応じて戦略的に知的財産権の実施やライセンスを行い、各国の市場での優位性を確保　日亜化学工業株式会社

日亜化学工業株式会社（徳島県）は、青色LED、蛍光体とLEDを組み合わせた白色LED、さらに青紫半導体レーザーと世界初の光半導体を商品化し、LED、レーザーダイオード、蛍光体、電池材料等の製造販売を行っている企業である。

これらの光半導体の発明は、ディスプレイ・照明・車載・産業機器・医療計測分野において光源の技術革新を起こしている。

同社では、経営層の直下に知財部門を設置して経営の視点から知財戦略を策定し、開発した技術を財産として守ることの重要性を社内で共有している。戦略上重要なテーマについては、技術部門と知財部門が合同で特許出願を検討する会議を毎月開催し、開発成果の共有や今後の開発方針を決定している。重要な特許を世界各国へ出願することで、事業上で必要な特許網を国内外で構築している。また、知財部門に特許訴訟業務を行う専門部署を設けて、特許訴訟等に即時に対応できる体制を構築している。

知的財産権は事業で利用されてはじめて価値を持つという考え方に基づき、製品化の黎明期・量産開始期・量産拡大期などの事業段階に応じて、戦略的な知的財産権の実施やライセンスを行っている。

日米欧アジア主要各国で知的財産権を取得し、不正な模倣を防止する手段として知的財産権を活用し、これまでに世界各国で70件以上の特許侵害訴訟をはじめとする対処を実施するとともに、相互に技術を補完するため、クロスライセンスを積極的に行ってグローバルアライアンスを形成するなど、各国の市場で優位性を確保している。

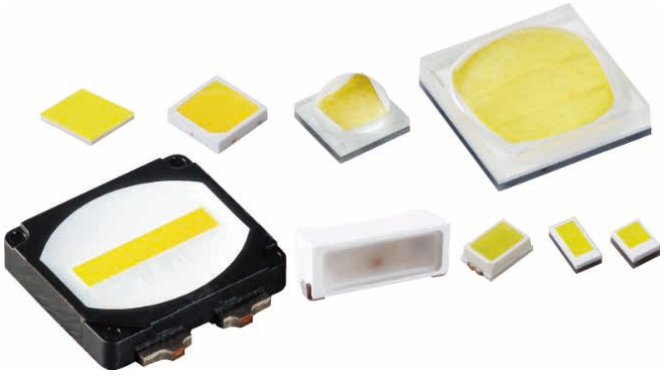

様々な用途に応じて開発されたLED製品

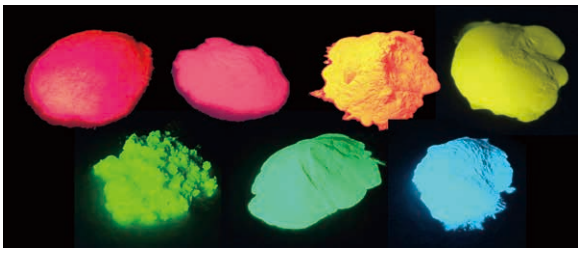

LEDに用いられる多彩な発光色の蛍光体

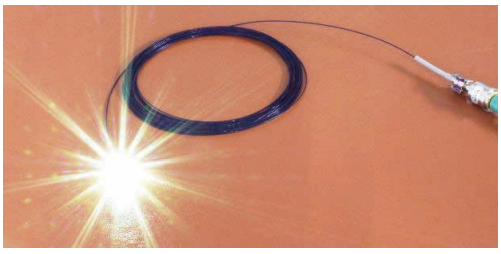

レーザーダイオードと蛍光体とを組み合わせたマイクロホワイト

Case 4

知的財産活用企業　－2018年度知財功労賞受賞企業より　その4－

知財活用企業（商標）

コーポレートブランドと商品群・個別ブランドとを併用する複合ブランド戦略によりマーケティング強化　株式会社トンボ鉛筆

株式会社トンボ鉛筆（東京都）は、鉛筆、ペン、消しゴム、修正テープ、のり等の文具・事務用品の製造販売を行う企業である。

1913年に創立、鉛筆製造を主軸に、「トンボ」の名の元に産み出された文具は、誕生以来、多くの利用者に愛され、生活の中で息づいており、2013年に創立100周年を迎えている。

同社では、全世界の全商品に統一して使用するコーポレートブランドと、商品コンセプトやユーザー層に合わせた商品群ブランド・個別ブランドとを併用する複合ブランド戦略によりマーケティングを強化している。長年の使用により需要者の信用が醸成された商標を多数保有し、ブランドの提供価値と一貫したデザイン戦略に沿った製品開発を重ね、ブランドの拡大を図りながら戦略的な商品展開やプロモーションを実施している。また、「MONO」ブランドにおいて色彩のみからなる商標の第1号として商標権を取得している。

同社は、知財を担当する専門部署を設け、知的財産管理規程等の社内規定を整備し、知的財産権の取得・管理の他、知財戦略の立案、模倣品対応やライセンス対応などの業務を実施している。ブランドを保護するために国内で270件以上の登録商標を保有している。

海外における知的財産権の取得・管理は国内の本社知財部門で一元管理しており、海外での模倣品に対しても現地法人の意見を聞きながら、本社主導で現地代理人と相談して対応している。

コーポレートブランド「Tombow」と主な商品群ブランド

「MONO」ブランド製品の展開事例

「MONO」のシンボルカラーを色彩のみからなる商標として登録

Case 5

知的財産活用企業　－2018年度知財功労賞受賞企業より　その5－

知財活用企業（オープンイノベーション推進企業）
外部パートナーと連携したオープンイノベーションを積極的に推進し、ベンチャー企業の知財活動を積極的に支援　KDDI株式会社

KDDI株式会社（東京都）は、顧客の期待を超える有益で多様な商品・サービスの提供を通じて、顧客自らが生活をデザインでき、顧客が生活の中で不便に感じていることから解放され、より自由になれる、そうした体験を顧客へ提供するため、通信とライフデザインの融合を進めている。

同社は、事業戦略と連携した知財戦略を実行する組織として知財戦略グループを設置。通信・金融・IoT等のサービスやプラットフォームは差別化し、ネットワークやデバイスは標準化することによるオープン&クローズ戦略により、顧客へ提供するサービスを中心とした特許出願を行っている。

ビジネスの創出・拡大のため、ベンチャー企業育成プログラム「KDDI ∞ Labo」を通じて、異業種のパートナー企業と連携したオープンイノベーションを積極的に推進している。パートナー企業とともにビジネスマッチング、アドバイザーによるメンタリング等を行い、支援企業の事業の立ち上げをサポートし、これまでの6年間で58企業を支援し、有望なベンチャー企業48社に対して投資している。

ベンチャー企業の成長を支援することを第一に考え、支援の段階ではベンチャー企業が他社と協業する可能性を残すために特許権を譲り受けることはせず、支援企業の成長を阻害しない方針を採っている。また、ベンチャー企業の知財活動（権利化やリスクマネジメント）を積極的に支援するため、同社の知財室メンバーが、ベンチャー企業の発明発掘・特許侵害調査・出願支援・知財関連規程類の整備等を行っている。

支援プログラム（∞ラボ）の卒業生一覧

アドバイザーによるメンタリング

支援企業による成果発表会
（11th DemoDayの表彰式）

Case 6

知的財産活用企業　－2018年度知財功労賞受賞企業より　その6－

知財活用ベンチャー

社長を委員長とした委員会で特許の権利内容や秘匿化の方針等について経営戦略の観点から判断　マイクロ波化学株式会社

マイクロ波化学株式会社（大阪府）は、マイクロ波化学プロセスの研究開発・エンジニアリング及び同プロセスを活用した製品の製造販売・ライセンス事業等を行っているベンチャー企業である。

同社は、社長を委員長にして各部門長や知財担当者などから構成される委員会を毎月開催している。同委員会では、権利内容・出願国の選択・秘匿化・他社特許への対策などについて、戦略的な事業展開を図るために顧問弁護士や弁理士の意見も活用しつつ、経営戦略の観点から判断している。限られた予算の中で効果的な権利活用に繋げるため、権利範囲が広く優位性を確保した特許となるように、将来の権利行使も考慮して特許出願を行っている。

マイクロ波プロセスの優位性を保つため、原材料を反応し易くする独自開発の触媒や周波数・温度などマイクロ波を最も効率的に反応させるレシピはノウハウとして管理して、マイクロ波を利用した反応装置を特許出願して権利化するオープン&クローズ戦略を徹底している。

権利化により参入障壁を高くしすぎることで黎明期にある技術の普及が遅れて市場が拡大しない状況に陥ることを防ぐため、食品・化学品・医薬品等の様々な分野の企業と合弁事業やライセンス事業を展開して、オープンイノベーションを実践している。

世界初の大型マイクロ波化学工場
（製造能力：3200t/年）

工場内にあるマイクロ波リアクター

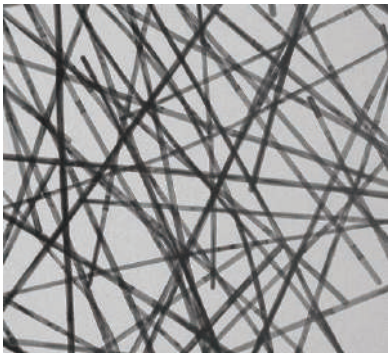

マイクロ波を用いて開発中の新素材
（銀ナノワイヤ）

Case 7

知的財産活用企業　－2018年度知財功労賞受賞企業より　その7－

知財活用ベンチャー

コア技術である屋外大量培養技術はノウハウとして秘匿化し、食品・化粧品・燃料等に利用するための技術は積極的に特許出願　株式会社ユーグレナ

株式会社ユーグレナ（東京都）は、ユーグレナ（ミドリムシ）等の微細藻類の研究開発・生産及びこれらを用いた食品・化粧品、バイオ燃料等の開発製造販売、バイオテクノロジー関連ビジネスの事業開発等を行っているベンチャー企業である。

同社は、コア技術であるユーグレナ（ミドリムシ）の屋外大量培養技術についてはノウハウとして秘匿化し、生産したユーグレナを食品・化粧品・燃料等に利用するための技術については積極的に特許出願する知財戦略をとっている。

エネルギー・環境分野においては、将来の商業化に向けて、ユーグレナの品種改良技術、分離濃縮技術、発酵技術等、バイオ燃料生産プロセスにおける要素技術について、世界各国へ積極的に特許出願を行っている。ユーグレナを一部使用したバイオ燃料生産のための基本技術について、将来的にバイオ燃料を生産する可能性のある世界14カ国に出願を行い、日本・米国・中国・オーストラリア等で特許を取得しているほか、東南アジアなどの各国でも権利化を進めて特許網の構築を図っている。

大学発ベンチャーとして、大学の研究成果を社会に還元するべく産学連携にも意欲的に取り組み、基礎研究を中心に15以上の大学と共同研究を進めている。また、企業との共同研究も積極的に行っており、微細藻類由来の素材を活かした食品・化粧品・飼料等の用途への応用研究も行っている。

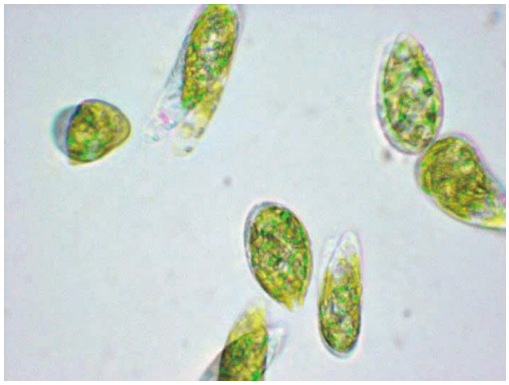

微細藻類ユーグレナ（和名：ミドリムシ）

ユーグレナ入り化粧品「one（ワン）」

ユーグレナ入り食品「ユーグレナの緑汁」

第3章

中小企業・地域における知的財産活動

我が国企業において中小企業の占める割合は大きく、また、我が国では各地域において特色ある事業が展開されている。その中で、近年、中小企業・地域における知的財産戦略の重要性に対する認識が高まってきている。これらの状況について、本章では、これらの中小企業・地域における知的財産活動の状況について紹介する。

1 知的財産活動の状況

(1)中小企業における特許等の出願件数の状況

我が国の中小企業[1]数は、およそ381万社と全企業数の99.7%以上を占め、イノベーションを促進させる上で中小企業の果たす役割は大きい。しかし、近年の内国人[2]の特許出願件数に占める中小企業の割合は15.3%にすぎない。

ここでは、中小企業の知的財産活動の状況について、2017年の特許、実用新案、意匠及び商標の出願件数状況について示す。

1-3-1図 企業数・特許出願件数に占める中小企業の割合

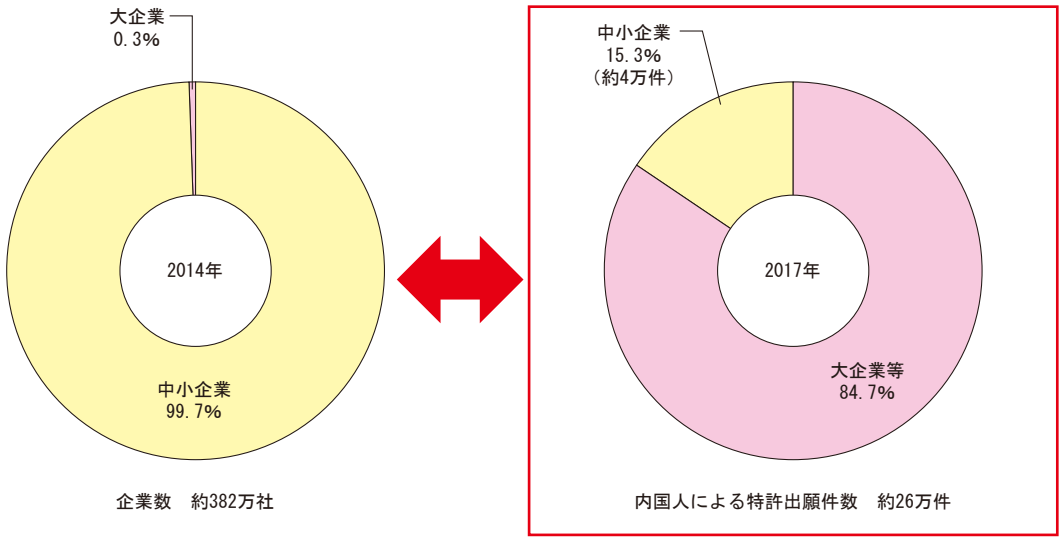

（資料）中小企業白書2018付属統計資料
特許庁作成

1　中小企業基本法第2条第1項の規定に基づく「中小企業者」。また、出願件数グラフのデータは特許庁が保有する、中小企業基本法第2条第1項において定義されている中小企業の特許、実用新案、意匠、商標、PCT国際出願及び商標国際登録出願データ（法人）と、民間の信用調査会社が保有する企業データをクロス集計させて特許庁が推計したものである。
2　本章における「内国人」とは、筆頭出願人の国籍でカウントしている（国際意匠登録出願、国際商標登録出願については、筆頭出願人の居住国に基づく。）。

①特許出願件数

2017年の中小企業における特許出願件数は、39,880件（前年比0.6%増）であり、内国人出願における中小企業の出願件数比率は、15.3%（前年15.2%）であった。また、2017年の内国人出願における中小企業の出願人数比率は、62.0%（前年61.6%）であった。

1-3-2図
中小企業の特許出願件数の推移

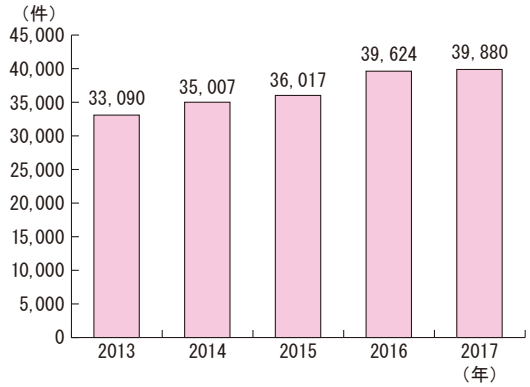

（資料）特許庁作成

②実用新案登録出願件数

2017年の中小企業における実用新案登録出願件数は、2,476件（前年比4.7%減）であり、内国人出願における中小企業の出願件数比率は、54.1%（前年52.7%）であった。また、2017年の内国人出願における中小企業の出願人数比率は、55.1%（前年53.2%）であった。

1-3-3図
中小企業の実用新案登録出願件数の推移

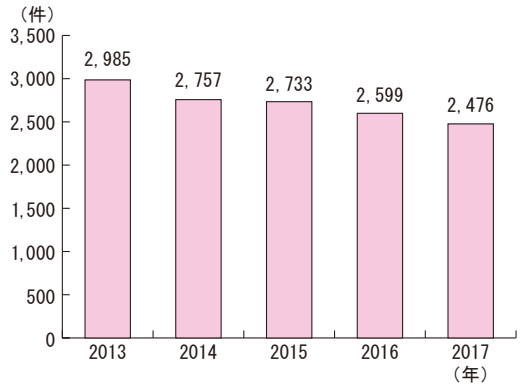

（資料）特許庁作成

③意匠登録出願件数

2017年の中小企業における意匠登録出願件数は、9,139件（前年比1.8%増）であり、内国人出願における中小企業の出願件数比率は、37.4%（前年36.6%）であった。また、2017年の内国人出願における中小企業の出願人数比率は、59.1%（前年58.8%）であった。

1-3-4図
中小企業の意匠登録出願件数の推移

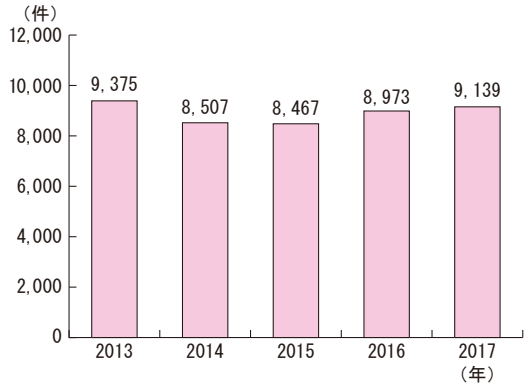

（資料）特許庁作成

④商標登録出願件数

2017年の中小企業における商標登録出願件数は、94,005件（前年比19.1%増）であり、内国人出願における中小企業の出願件数比率は、60.7%（前年59.2%）であった。また、2017年の内国人出願における中小企業の出願人数比率は、63.8%（前年64.5%）であった。

1-3-5図
中小企業の商標登録出願件数の推移

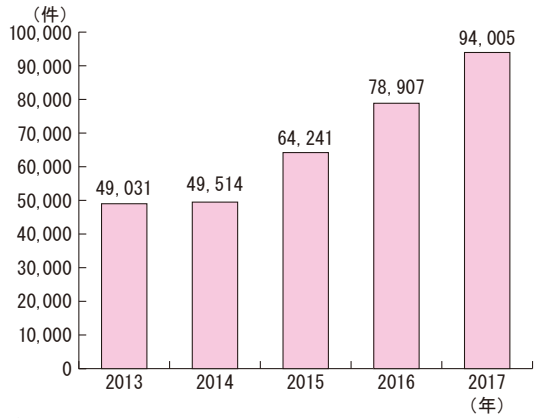

（資料）特許庁作成

⑤PCT国際出願件数

2017年の中小企業におけるPCT国際出願件数は、4,252件（前年比8.8%増）であり、内国人出願における中小企業の出願件数比率は、9.0％（前年8.8％）であった。また、2017年の内国人出願における中小企業の出願人数比率は、54.3%（前年53.2%）であった。

1-3-6図
中小企業のPCT国際出願件数の推移

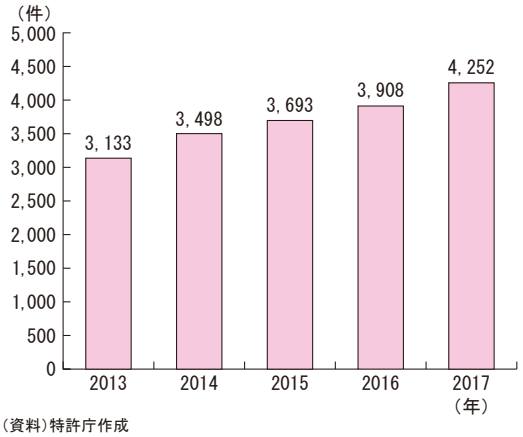

（資料）特許庁作成

⑥商標の国際登録出願件数

2017年の中小企業におけるマドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録出願件数は、1,211件（前年比7.6%増）であり、内国人出願における中小企業の出願件数比率は、48.7%（前年47.8%）であった。また、2017年の内国人出願における中小企業の出願人数比率は、62.9%（前年60.6%）であった。

1-3-7図
中小企業の商標の国際登録出願件数の推移

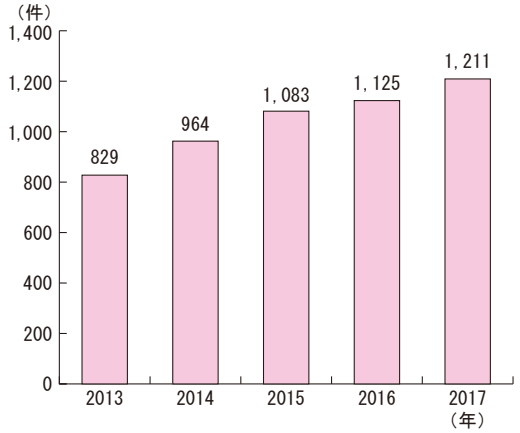

（資料）特許庁作成

(2)中小企業の海外展開の状況

2016年の中小企業における海外への特許出願件数は、6,180件（前年比7.7%増）であり、2016年の中小企業における海外出願率は15.3%と、大企業における海外出願率34.9%に比べると低い。

1-3-8図
中小企業の海外への特許出願件数の推移

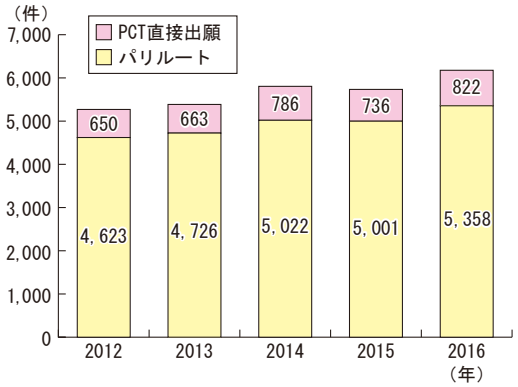

（備考）国内へ出願される特許出願のうち外国にも出願される件数。
特許庁で把握できない外国に直接出願された件数を含んだものではなく、日本企業による海外全ての出願件数を意味しない。
PCT直接出願：国際出願の受理官庁としての日本国特許庁に出願されたPCT出願のうち、国内出願に基づかない出願。
（資料）特許庁作成

1-3-9図 中小企業の海外出願率

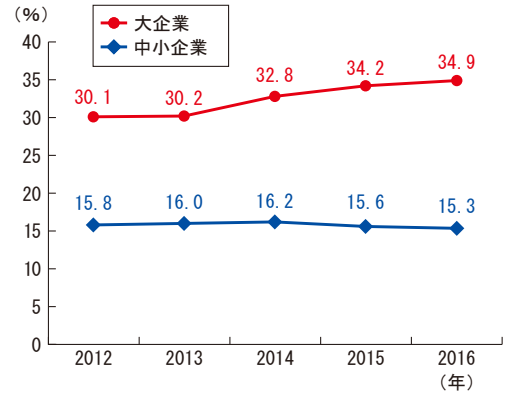

（備考）海外出願率＝（優先権請求件数＋PCT直接出願）/（国内出願＋PCT直接出願）
（資料）特許庁作成

(3)中小企業の知財活動における地域格差

①都道府県別特許等の出願比率

a. 都道府県別の中小企業数に対する特許出願中小企業数の割合

中小企業数に対する特許出願中小企業数の割合は、2017年で全国平均0.3%である。全国平均を上回る都道府県は、東京、神奈川、福井、愛知、滋賀、京都、大阪となっており、必ずしも大都市圏に偏っているわけではない。東京においては、毎年増加傾向にある。

1-3-10図 都道府県別の中小企業数に対する特許出願中小企業数の割合

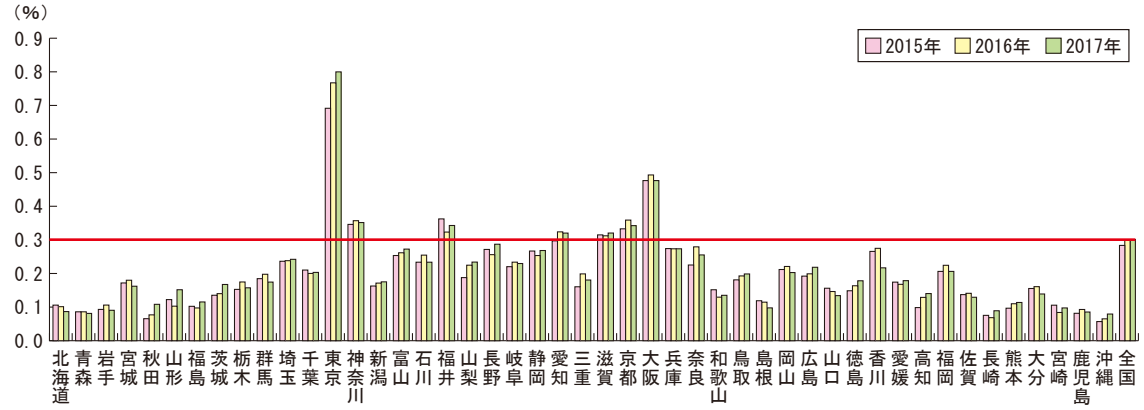

(資料)特許庁作成

b. 都道府県別の中小企業数に対する実用新案登録出願中小企業数の割合

中小企業数に対する実用新案登録出願中小企業数の割合は、2017年で全国平均0.05%と低調である。

全国平均を上回る都道府県は、東京、新潟、富山、福井、愛知、京都、大阪となっており、必ずしも大都市圏に偏っているわけではない。

1-3-11図 都道府県別の中小企業数に対する実用新案登録出願中小企業数の割合

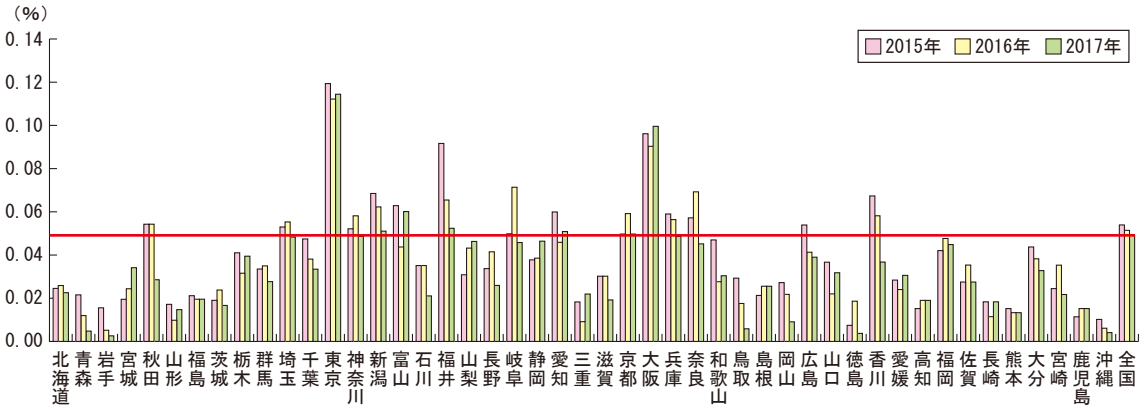

(資料)特許庁作成

c. 都道府県別の中小企業数に対する意匠登録出願中小企業数の割合

中小企業数に対する意匠登録出願中小企業数の割合は、2017年で全国平均0.08%と低調である。

全国平均を上回る都道府県は、東京、新潟、富山、福井、岐阜、愛知、京都、大阪、奈良、岡山、香川となっており、必ずしも大都市圏に偏っているわけではない。

1-3-12図 都道府県別の中小企業数に対する意匠登録出願中小企業数の割合

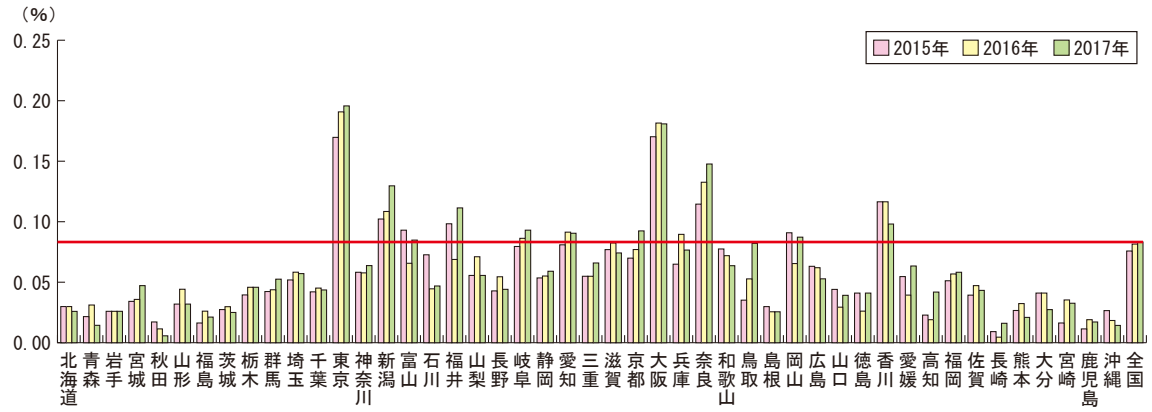

（資料）特許庁作成

d. 都道府県別の中小企業数に対する商標登録出願中小企業数の割合

中小企業数に対する商標登録出願企業数の割合は、2017年で全国平均0.82%である。

全国平均を上回る都道府県は、東京、京都、大阪のみであり、都市部に集中する傾向にあると言える。

1-3-13図 都道府県別の中小企業数に対する商標登録出願中小企業数の割合

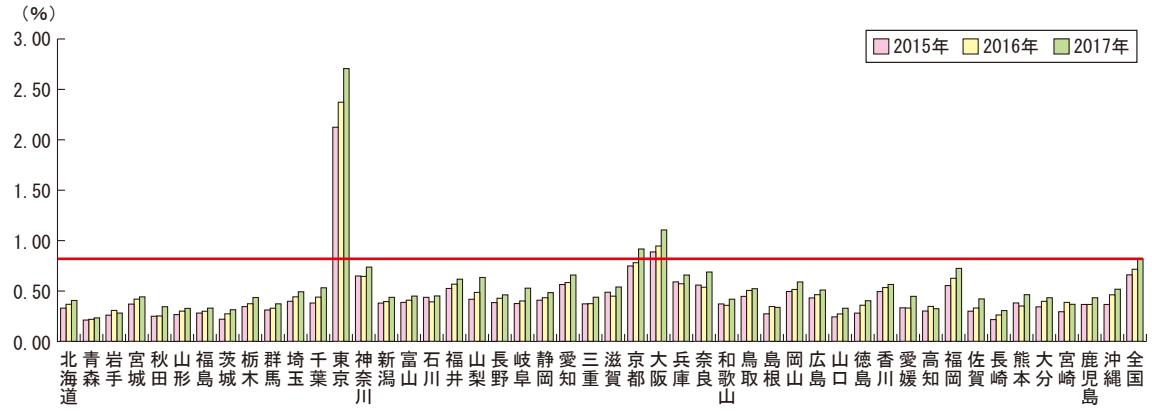

（資料）特許庁作成

②都道府県別のINPIT知財総合支援窓口支援件数

2017年度のINPIT知財総合支援窓口の相談件数を都道府県別に見ると、東京、神奈川、愛知、大阪、福岡と大都市圏に集中している。

1-3-14図

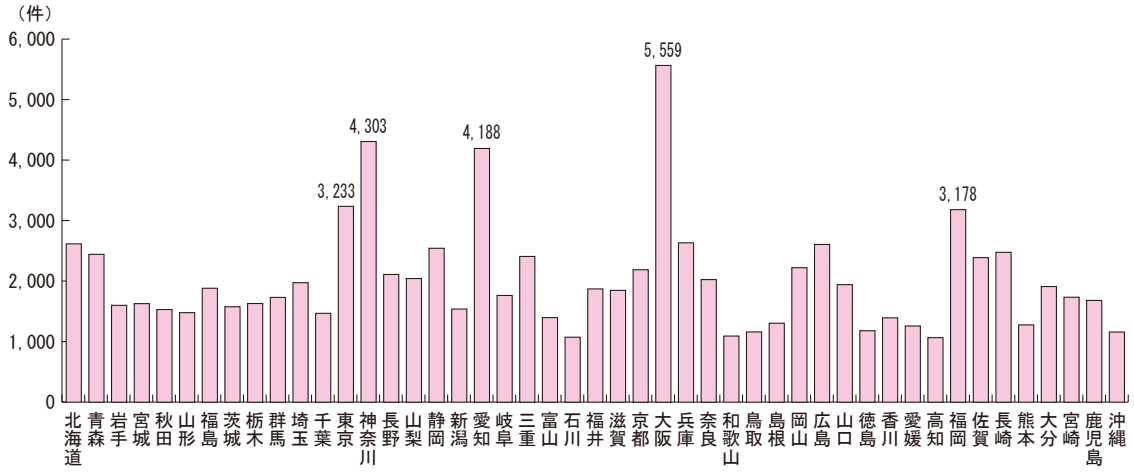

（資料）特許庁作成

第4章 大学等における知的財産活動

知的財産の創造において、我が国の研究資源の多くを有する大学の役割は大きい[1]。このような認識の下、全国各地で大学知的財産本部[2]や技術移転機関（TLO）が設置され、また、産学連携知的財産アドバイザーの派遣[3]（2016年度から実施）や特許料・審査請求料の減免措置[4]などの施策も導入されてきた。本章では、大学等[5]における知的財産活動の取組について紹介する。

1 共同研究・受託研究

近年、産学連携の取組の推進とオープン・イノベーションを背景に、大学等における共同研究及び受託研究が活発化している。本節では、大学等における共同研究・受託研究の状況について紹介する。

(1)共同研究

2016年度の大学等における共同研究件数は、前年度より2,377件増加して26,994件であった。相手先別の内訳を見ると、民間企業が23,021件と最も多く、独立行政法人等が1,897件と続いている。

また、2016年度の大学等における共同研究費受入額は、前年度より2,588百万円増加して64,032百万円であった。相手先別の内訳を見ると、民間企業が52,557百万円と最も多く、独立行政法人等が6,119百万円と続いている。

1-4-1図 相手先別の共同研究件数の推移

共同研究件数（件）

	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
民間企業	16,302	16,925	17,881	19,070	20,821	23,021
国	38	89	46	62	101	113
独立行政法人等	1,773	1,634	1,845	1,927	1,796	1,897
地方公共団体	329	360	382	400	450	491
外国政府機関、外国企業	257	272	265	264	291	287
その他	600	867	917	1,032	1,158	1,185
合　計	19,299	20,147	21,336	22,755	24,617	26,994

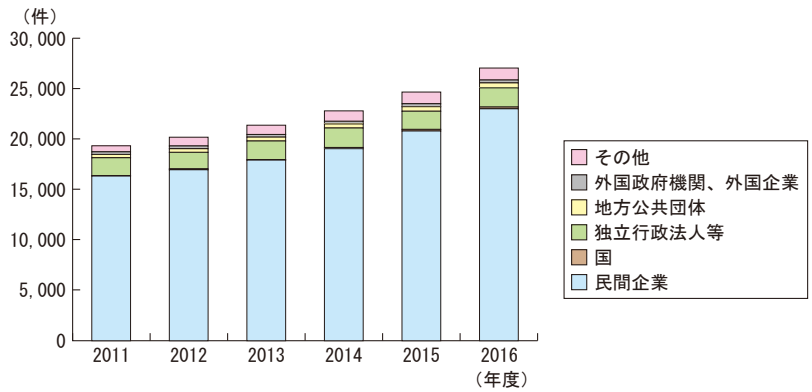

（資料）文部科学省「平成28年度　大学等における産学連携等実施状況について」を基に特許庁作成

1　総務省「平成29年科学技術研究調査結果」によると、2016年度における我が国の科学技術研究費全体（18兆4,326億円）のうち大学等の占める割合は19.6%（3兆6,042億円）に上る。
2　大学における知的財産の創出・取得・管理・活用を戦略的に実施するための大学の部局
3　第2部第6章6.(4)参照
4　第2部第6章4.(2)参照
5　本章において、大学等とは、承認TLOを含む国公私立大学（短期大学を含む）、国公私立高等専門学校、大学共同利用機関を指す。

1-4-2図 相手先別の共同研究費受入額の推移

共同研究費受入額（百万円）

	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
民間企業	33,433	34,148	39,023	41,603	46,719	52,557
国	138	457	175	258	277	203
独立行政法人等	8,093	7,435	7,725	8,479	8,919	6,119
地方公共団体	512	454	591	581	739	694
外国政府機関、外国企業	1,199	1,153	1,163	1,388	1,597	1,382
その他	1,460	2,149	2,989	3,181	3,192	3,075
合　計	44,835	45,796	51,666	55,488	61,444	64,032

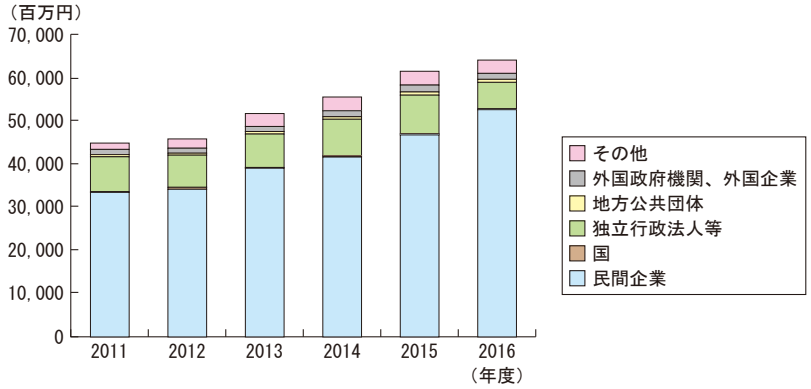

（備考）単位未満は四捨五入
（資料）文部科学省「平成28年度　大学等における産学連携等実施状況について」を基に特許庁作成

(2)受託研究

2016年度の大学等における受託研究件数は、前年度より1,016件増加して26,779件であった。相手先別の内訳を見ると、独立行政法人等が12,436件と最も多く、民間企業が7,319件と続いている。

また、2016年度の大学等における受託研究費受入額は、前年度より2,850百万円増加して229,471百万円であった。相手先別の内訳を見ると、独立行政法人等が167,500百万円と最も多く、国が35,640百万円と続いている。

1-4-3図 相手先別の受託研究件数の推移

受託研究件数（件）

	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
民間企業	5,760	6,158	6,677	6,953	7,145	7,319
国	2,936	2,715	2,321	3,151	2,205	2,184
独立行政法人等	9,571	9,657	10,053	9,284	11,854	12,436
地方公共団体	1,701	1,692	1,807	1,806	1,972	2,006
外国政府機関、外国企業	130	99	117	127	157	193
その他	832	896	1,237	1,702	2,430	2,641
合　計	20,930	21,217	22,212	23,023	25,763	26,779

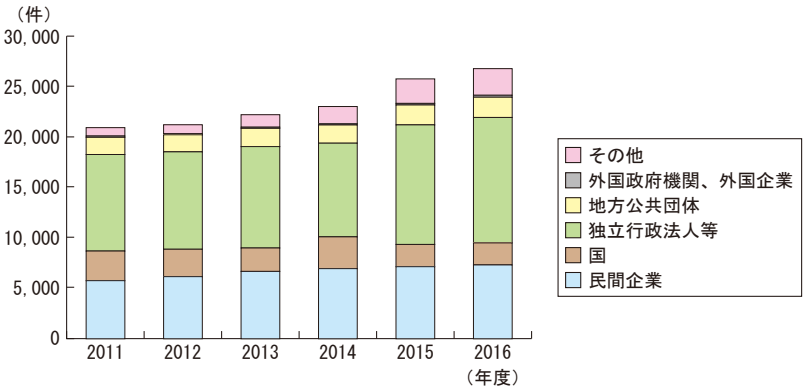

（資料）文部科学省「平成28年度　大学等における産学連携等実施状況について」を基に特許庁作成

1-4-4図 相手先別の受託研究費受入額の推移

受託研究費受入額（百万円）

	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
民間企業	8,668	9,682	10,543	11,066	10,960	11,563
国	49,204	56,030	51,376	58,470	35,603	35,640
独立行政法人等	94,217	83,595	97,640	111,450	165,884	167,500
地方公共団体	3,968	3,968	4,418	4,163	5,029	5,368
外国政府機関、外国企業	470	377	675	722	970	1,230
その他	2,383	3,080	4,419	5,566	8,175	8,170
合　計	158,910	156,732	169,071	191,437	226,621	229,471

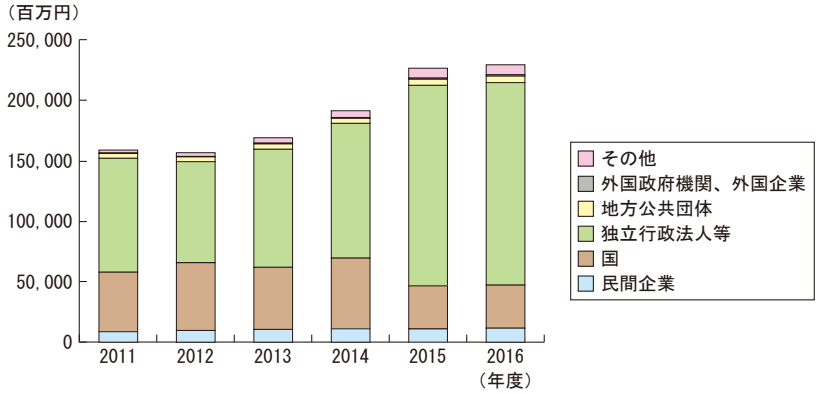

（備考）単位未満は四捨五入
（資料）文部科学省「平成28年度　大学等における産学連携等実施状況について」を基に特許庁作成

(3)民間企業からの研究資金等受入額

2016年度の大学等における民間企業からの研究資金等受入額は、前年度より8,340百万円増加して84,754百万円であった。その内訳を見ると、共同研究が52,557百万円と最も多く、治験等が17,079百万円と続いている。

1-4-5図 民間企業からの研究資金等受入額の推移

民間企業からの研究資金等受入額（百万円）

	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
共同研究	33,433	34,148	39,023	41,603	46,719	52,557
受託研究	8,668	9,682	10,543	11,066	10,960	11,563
治験等	15,163	16,813	17,206	15,193	15,240	17,079
知的財産権等収入額	1,705	2,198	2,741	2,623	3,495	3,554
合　計	58,969	62,841	69,513	70,485	76,414	84,754

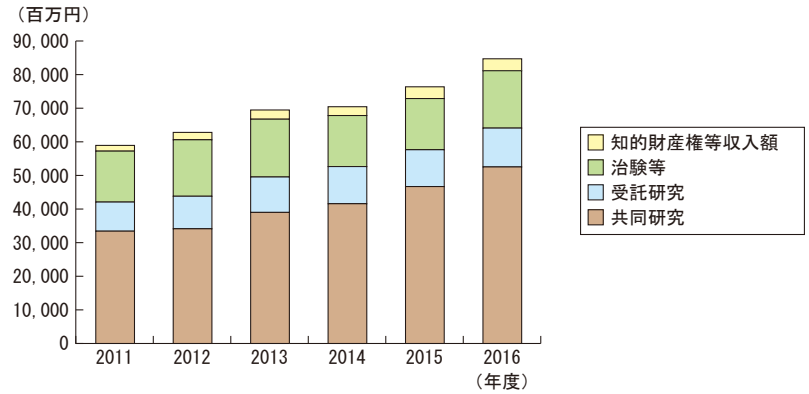

（備考）単位未満は四捨五入
（資料）文部科学省「平成28年度　大学等における産学連携等実施状況について」を基に特許庁作成

2 特許出願状況

大学等における基礎研究の成果を事業化に結び付けるためには、さらなる応用研究が必要となる。企業等が応用研究を安心して行うためには、ライセンスを受ける研究成果が特許権等で適切に保護されている必要がある。本節では、大学等における特許出願状況について紹介する。

(1)特許出願件数の推移

我が国の大学等からの特許出願件数を見ると、2007年をピークに漸減傾向にあったが、2014年から漸増に転じている。2017年の特許出願件数は前年比0.8%増の7,281件であった。

1-4-6図 大学等からの特許出願件数の推移

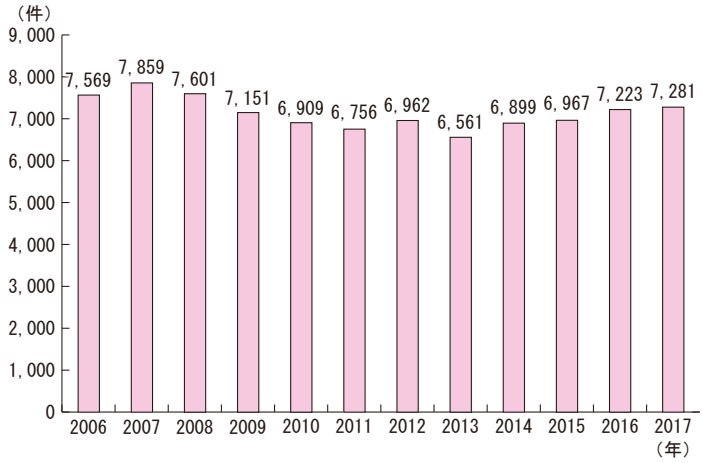

(備考)出願人が大学長又は大学を有する学校法人名の出願及び承認TLOの出願を検索・集計。企業等との共同出願を含む。
(資料)特許庁作成

(2)特許出願の審査結果の状況の推移

大学等からの特許出願の審査状況を見ると、2017年に審査結果が出たもののうち、特許査定されたものは全体の80%(特許査定率)であった。近年、大学等における特許査定率は、全出願人における特許査定率[1]よりも高くなっている。

1-4-7図
大学等からの特許出願の審査結果の状況の推移

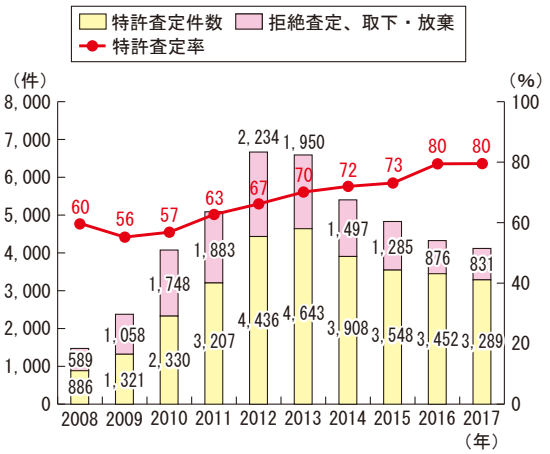

(備考)出願人が大学長又は大学を有する学校法人名の出願及び承認TLOの出願を検索・集計。企業等との共同出願を含む。
(資料)特許庁作成

1 第1部第1章1.(1)参照

(3)主要出願人

2017年における国内の特許出願公開件数上位大学を見ると、第1位は東京大学で310件、第2位は東北大学で276件、第3位は京都大学で229件であった。上位10大学で全大学の特許公開件数の3割を超えている。

また、2017年における国内の特許登録件数上位大学を見ると、第1位は東京大学で284件、第2位は東北大学で227件、第3位は大阪大学で150件であった。上位10大学で全大学の特許登録件数の3割を超えている。

1-4-8図
特許出願公開件数上位10大学（2017年）

順位	大学名	件数
1	東京大学	310
2	東北大学	276
3	京都大学	229
4	大阪大学	210
5	東京工業大学	194
6	名古屋大学	164
7	九州大学	158
8	北海道大学	116
9	慶應義塾大学	113
10	信州大学	103
全大学合計		5,339

（備考）出願人が大学長又は大学を有する学校法人名の出願及び承認TLOの出願を検索・集計。企業等との共同出願も含む。
（資料）特許庁作成

1-4-9図
特許登録件数上位10大学（2017年）

順位	大学名	件数
1	東京大学	284
2	東北大学	227
3	大阪大学	150
4	京都大学	139
5	東京工業大学	128
6	九州大学	122
7	名古屋大学	96
8	千葉大学	78
9	北海道大学	68
9	広島大学	68
全大学合計		3,645

（備考）出願人が大学長又は大学を有する学校法人名の出願及び承認TLOの出願を検索・集計。企業等との共同出願も含む。
（資料）特許庁作成

(4) PCT国際出願状況

2017年の国内外の大学によるPCT国際出願の公開件数ランキングを見ると、第1位から第6位までを米国の大学が独占した。他方、日本、中国、韓国、シンガポール、サウジアラビアの大学が30位以内に16校ランクインするなど、アジア圏の大学も積極的に国際的な権利取得を行っている状況がうかがえる。我が国の大学は30位以内に4校含まれており、最高位は第13位の東京大学である。

1-4-10図
PCT国際出願の公開件数上位30位にランクインした国内外の大学（2017年）

順位	大学名	件数
1	カリフォルニア大学（米国）	482
2	マサチューセッツ工科大学（米国）	278
3	ハーバード大学（米国）	179
4	テキサス大学システム（米国）	161
5	ジョンズ・ホプキンス大学（米国）	129
6	フロリダ大学（米国）	126
7	ソウル大学校（韓国）	119
8	漢陽大学校（韓国）	114
9	スタンフォード大学（米国）	113
10	KAIST(韓国)	109
11	深圳大学（中国）	108
12	コロンビア大学（米国）	107
13	東京大学	104
14	ミシガン大学（米国）	99
14	中国鉱業大学（中国）	99
16	アブデュラ王立工科大学（サウジアラビア）	97
17	ペンシルバニア大学（米国）	91
18	高麗大学校（韓国）	90
18	清華大学（中国）	90
20	東北大学	88
21	デューク大学（米国）	84
22	アリゾナ大学（米国）	81
23	京都大学	80
24	OUI(英国)	75
24	大阪大学	75
26	ピッツバーグ大学（米国）	71
27	華南理工大学（中国）	70
28	北京大学（中国）	67
28	南洋理工大学（シンガポール）	67
30	江南大学（中国）	65

（備考）・最初に記載された出願人名を基に件数を数えている。
・出願件数は、2017年に国際公開された出願の件数である。
（資料）WIPOウェブサイトの記事「China Drives International Patent Applications to Record Heights: Demand Rising for Trademark and Industrial Design Protection」（2018年3月21日）の項目「Annex 3: Top PCT applicants by educational institution」を基に特許庁作成

(5)特許権実施等件数及び収入額の推移

2011年度以降の大学等における特許権実施等件数は堅調な伸びを示し、2016年度までの5年間で約2.5倍に増加し、2016年度は前年度比16.5%増の13,832件であった。

また、特許権実施等収入額も同様に伸び、同5年間で約2.4倍に増加した。ただし、2016年度は前年度比4.0%減の2,576百万円であった。

1-4-11図 特許権実施等件数の推移

特許権実施等件数（件）

	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
国立大学等	4,371	7,204	7,893	8,554	9,722	10,925
公立大学等	134	163	230	210	245	351
私立大学等	1,140	1,441	1,733	2,038	1,905	2,556
合　計	5,645	8,808	9,856	10,802	11,872	13,832

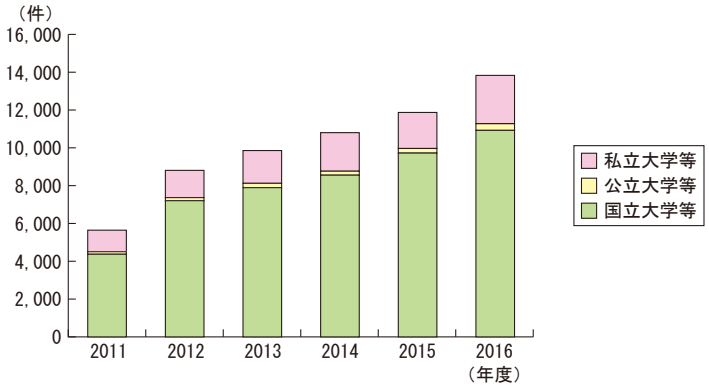

（備考）特許権（特許を受ける権利を含む）のみを対象とし、実施許諾及び譲渡の件数を計上
（資料）文部科学省「平成28年度　大学等における産学連携等実施状況について」を基に特許庁作成

1-4-12図 特許権実施等収入額の推移

特許権実施等収入額（百万円）

	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
国立大学等	885	1,101	1,823	1,526	2,119	2,232
公立大学等	39	45	73	72	80	36
私立大学等	167	411	316	394	485	307
合　計	1,092	1,558	2,212	1,992	2,684	2,576

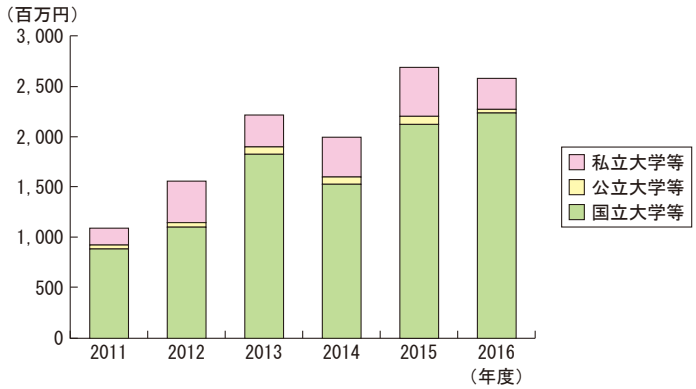

（備考）・特許権（特許を受ける権利を含む）のみを対象とし、実施許諾及び譲渡による収入を計上
・単位未満は四捨五入
（資料）文部科学省「平成28年度　大学等における産学連携等実施状況について」を基に特許庁作成

Column 2

名古屋大学における産学官連携の取組について

名古屋大学　学術研究・産学官連携推進本部
知財・技術移転グループ

1. 学術研究・産学官連携推進本部の設置

名古屋大学では、学内横断的な融合領域や新学術領域など、新たな研究分野を開拓する必要性から、大学として組織的に対応できる研究支援の体制を進めてきている。2013年度には、研究推進室、産学官連携推進本部及びリサーチアドミニストレーション室を一体化し、包括的なマネジメントにより、基礎研究から産学連携に至るまでを一貫した体制で推進する「学術研究・産学官連携推進本部」を設置し、これにより、これまで分散していたURA[1]、産学官連携コーディネータ、事務職員などの人材を1つの組織に集約することで、強固な研究マネジメントが行える体制となっている。また、2015年には、これらの活動の場を新たに建設されたNIC（ナショナルイノベーションコンプレックス）に集約することで、一つ屋根の下で全学的な研究力強化に向けた活動を効率的に展開できる体制となっている。

2. 知財・技術移転グループの活動

学術研究・産学官連携推進本部には、知財・技術移転グループをはじめ６つのグループが置かれ、革新的研究とイノベーション創出のために、研究開発プロジェクトの企画・調整、外部資金の獲得、知的財産のマネジメント、輸出管理業務、地域連携、研究成果の外部発信等について幅広く支援を行っている。特に、知財・技術移転グループは、特許等の知的財産の創出支援・権利取得、知的財産権のライセンス・譲渡等の技術移転、大学発ベンチャーの創出支援、共同研究契約書のレビューなどの業務を担当し、社会ニーズに合致した技術を、より早く・スムーズに社会展開するために、発明発掘から技術移転までの一貫した活動を実施している。各研究室の先生との相談から始まり、実用化に向けた相手先企業の探索、ライセンス交渉などの活動を、一案件を担当する担当者が全てをこなすことで、各業務の効率と全体最適化が図られている。

3. 権利化活動、技術移転活動の課題

一気通貫の活動を担当者が一人でこなすことは、高度なスキルが要求される。知財・技術移転グループ内には、企業知財部、特許事務所等の経験者も多く、発明発掘から技術移転に至る個々の活動についての経験者を擁しているが、担当者のこれまでの経験に頼るところが多く、組織的に安定した均一の支援を実現するため、担当者が担当する案件の情報共有や互いのスキルアップなどの努力を行っている。大学内の各拠点に配属されている知財担当者も知財・技術移転グループに在籍することで、これまでの担当者の経験に依存する

1　URA(University Research Administrator)は、大学等において、研究者とともに（専ら研究を行う職とは別の位置付けとして）研究活動の企画・マネジメント、研究成果の活用促進を行うことにより、研究者の研究活動の活性化や研究開発マネジメントの強化等を支える業務に従事する人材。

体制から、組織的に対応できる体制を構築している。そのため、毎年の目標である知財収入も右肩上がりとなっており、ここ数年間の成果が現れているのではないかと分析している。グループの活動を知財収入のみで評価することは、別の課題を生じさせることになるが、技術移転活動は、研究資金の獲得や新しい共同研究先の発掘にも寄与しており、単なる収入を最終目的とするのではなく、大学全体のイノベーション活動推進のために、何が適切であるのか常に考えることができるのも、担当者が一気通貫の活動を行っていることによるものと考えている。

4. 新たな取組

特許庁の色々な施策を活用し、大学内に構成されたコンソーシアムとの連携ができないか模索している。例えば、特許庁が行っている特許出願技術動向調査では、テーマ選定において大学の要望も考慮していただき、2016年度には「GaNパワーディバイス」や「繊維強化プラスチック」をまとめていただいているが、さらにコンソーシアム内に調査結果を展開するため、コンソーシアムの会員向けサービスの中で特許庁から特許出願技術動向調査の講演する機会を設けるなどの取組を始めている。また、出張面接や企業コンタクトのスキームを活用し、権利化面において特許庁審査官の知見を得つつ、逆に、大学における実際の研究や権利移転の現場の知見などを、特許庁における審査や施策立案にフィードバックできる環境を整備することで、両者がwin-winの関係を構築でき、これによって更に大学内のイノベーションが促進されることに期待したい。

第5章 分野別に見た国内外の出願動向

特許出願・意匠登録・商標登録出願の内容は、公報として広く一般に公開される。特許の公開情報は、企業や大学等における研究開発テーマや技術開発の方向性を決定する上で極めて有効なものである。また、意匠・商標の公開情報は、意匠・商標出願戦略、デザイン開発戦略、ブランド戦略等の策定を支援するための有益な情報になる。そのため、特許庁では、特許・意匠・商標の出願動向を調査し、それらの調査結果を情報発信している。本章では、2017 年度に実施した特許・意匠・商標の出願動向の調査結果を示す。

1 特許

特許庁では、日本、米国、欧州、中国、韓国等の主要各国への特許の出願動向を調査している。まず、主要各国における特許の公開情報を基に、主要国への特許出願の動向を紹介する。そして、今後の進展が予想される重要な技術テーマを選定し、特許出願の動向を調査した結果を紹介する。

(1)主要国への技術分野別の特許出願動向

IPC（国際特許分類）を基準に WIPO（世界知的所有権機関）が設定した技術分野（IPC AND TECHNOLOGY CONCORDANCE TABLE[1]）に基づいて、技術分野別の出願件数推移について、日本、米国、欧州各国[2]、韓国及び中国への出願を出願先国別に解析した結果を紹介する。

35 の技術分野のうち、「音響・映像技術」、「デジタル通信」、「半導体」、「計測」、「医療機器」、「バイオテクノロジー」、「製薬」、「マイクロ構造・ナノテクノロジー」、「環境技術」及び「運輸」の 10 の分野について、1-5-1 図ないし 1-5-10 図に示す。

2013 年までの、日本への出願件数を見ると、「デジタル通信」「医療機器」「バイオテクノロジー」及び「製薬」の分野では前年よりも増加している。また、「環境技術」「音響・映像技術」「半導体」及び「計測」の分野について、推移は減少傾向であるものの、他国・地域と比較した件数規模で見ると、「環境技術」は上位 2 位であり、他 3 分野では中間に位置する。

中国への出願は、分野に依らず全体として増加傾向にあり、特に「マイクロ構造・ナノテクノロジー」及び「環境技術」など、他国・地域が減少傾向であっても増加傾向を示している技術分野が多い。

米国への出願は、「デジタル通信」、「医療機器」及び「バイオテクノロジー」の技術分野で、日本、欧州各国、韓国への出願と比べて出願が多い。

欧州各国への出願は「運輸」の技術分野において、韓国への出願は「半導体」の技術分野において、それぞれ、10 の分野での比較において相対的に件数が多い。

1 http://www.wipo.int/meetings/en/doc_details.jsp?doc_id=117672
2 欧州への出願とは、オーストリア、ベルギー、スイス、チェコ、ドイツ、デンマーク、スペイン、フィンランド、フランス、イギリス、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、ルーマニア、スウェーデン、スロバキアへの出願及び EPC 出願としている。

1-5-1図 「音響・映像技術」の出願先別特許出願件数の推移

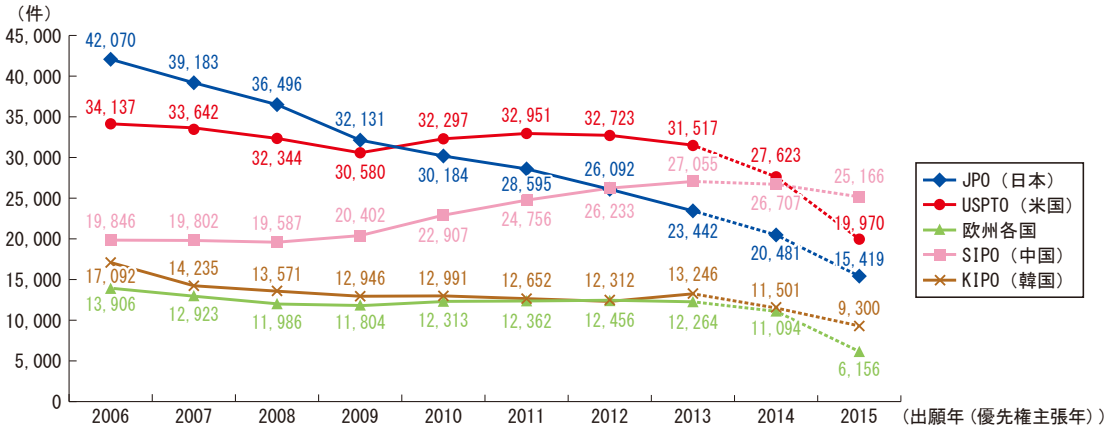

（備考）出願年（優先権主張年）2014、2015 年のデータが十分でない可能性がある。
（資料）特許庁「平成 29 年度特許出願動向調査報告書―マクロ調査―」

1-5-2図 「デジタル通信」の出願先別特許出願件数の推移

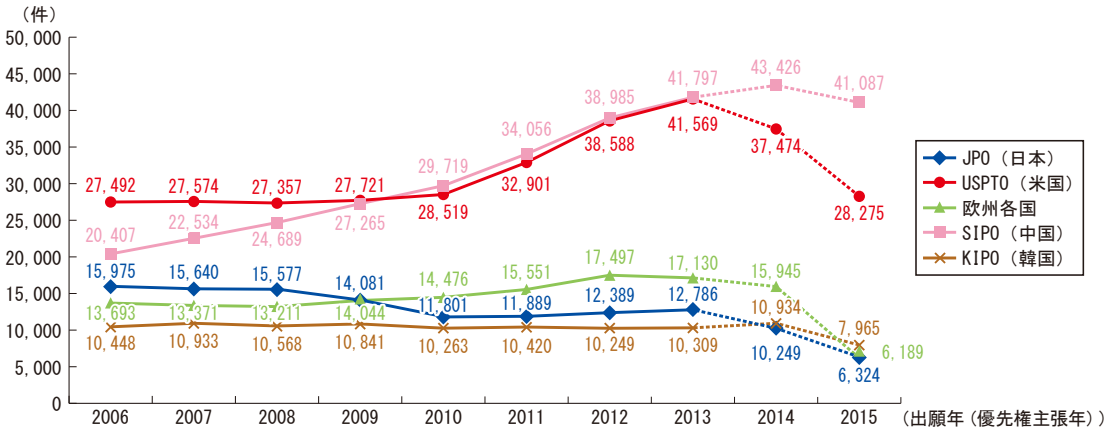

（備考）出願年（優先権主張年）2014、2015 年のデータが十分でない可能性がある。
（資料）特許庁「平成 29 年度特許出願動向調査報告書―マクロ調査―」

1-5-3図 「半導体」の出願先別特許出願件数の推移

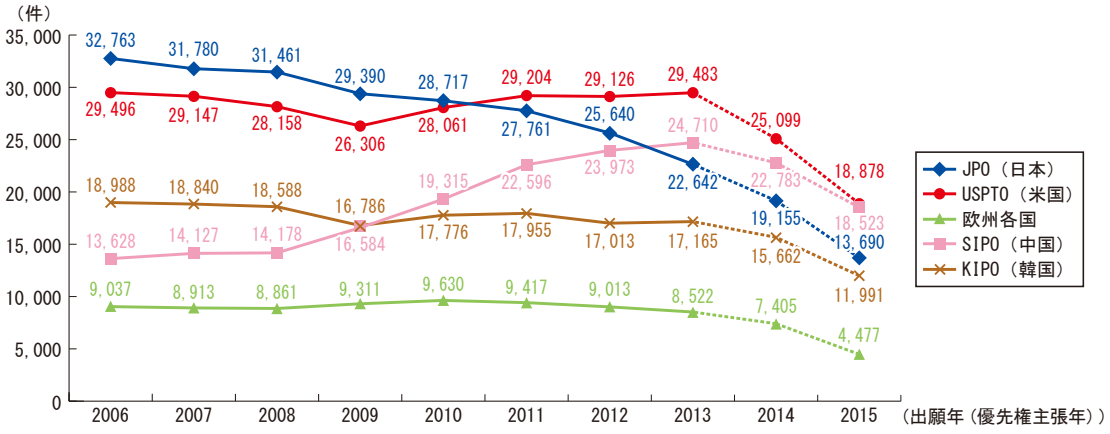

（備考）出願年（優先権主張年）2014、2015 年のデータが十分でない可能性がある。
（資料）特許庁「平成 29 年度特許出願動向調査報告書―マクロ調査―」

1-5-4図 「計測」の出願先別特許出願件数の推移

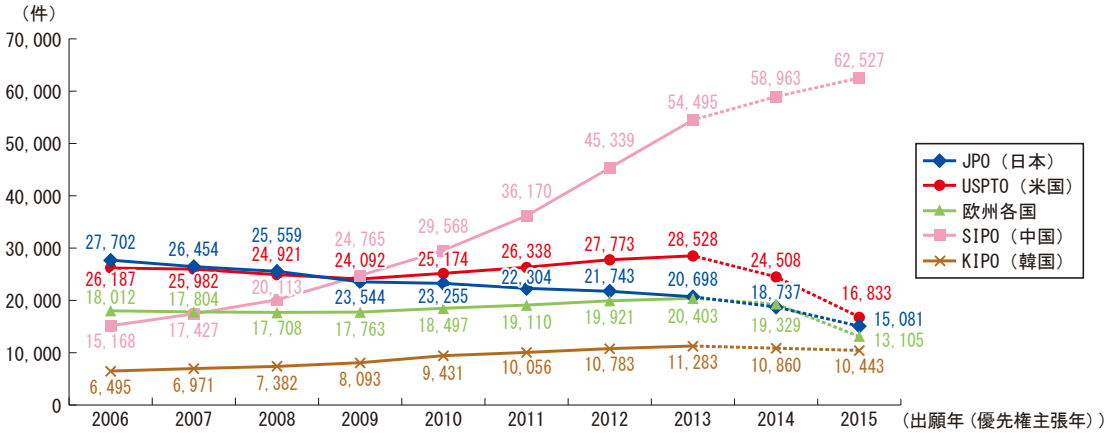

（備考）出願年（優先権主張年）2014、2015 年のデータが十分でない可能性がある。
（資料）特許庁「平成 29 年度特許出願動向調査報告書―マクロ調査―」

1-5-5図 「医療機器」の出願先別特許出願件数の推移

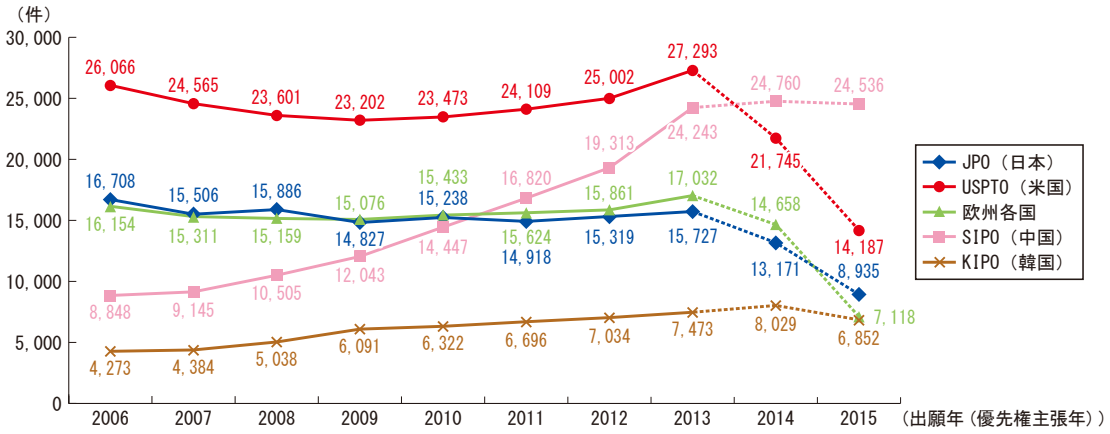

（備考）出願年（優先権主張年）2014、2015 年のデータが十分でない可能性がある。
（資料）特許庁「平成 29 年度特許出願動向調査報告書―マクロ調査―」

1-5-6図 「バイオテクノロジー」の出願先別特許出願件数の推移

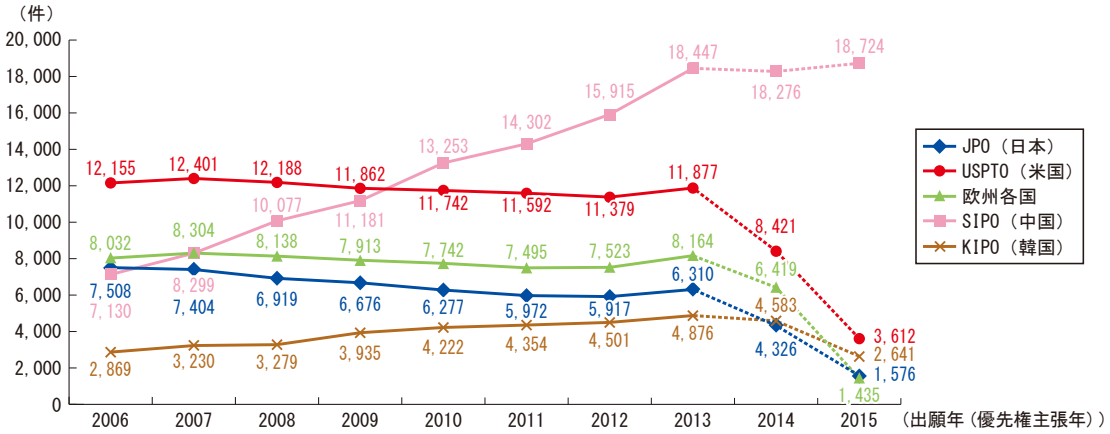

（備考）出願年（優先権主張年）2014、2015 年のデータが十分でない可能性がある。
（資料）特許庁「平成 29 年度特許出願動向調査報告書―マクロ調査―」

1-5-7図 「製薬」の出願先別特許出願件数の推移

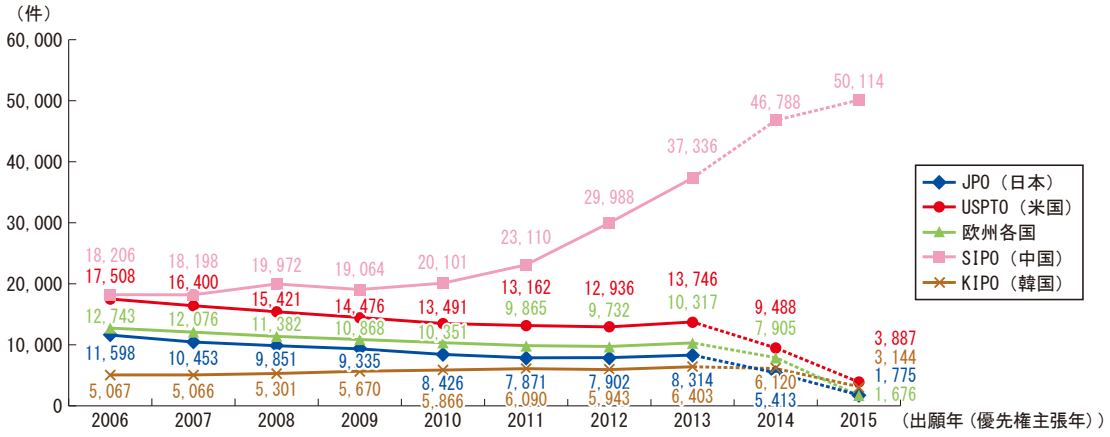

（備考）出願年（優先権主張年）2014、2015 年のデータが十分でない可能性がある。
（資料）特許庁「平成 29 年度特許出願動向調査報告書―マクロ調査―」

1-5-8図 「マイクロ構造・ナノテクノロジー」の出願先別特許出願件数の推移

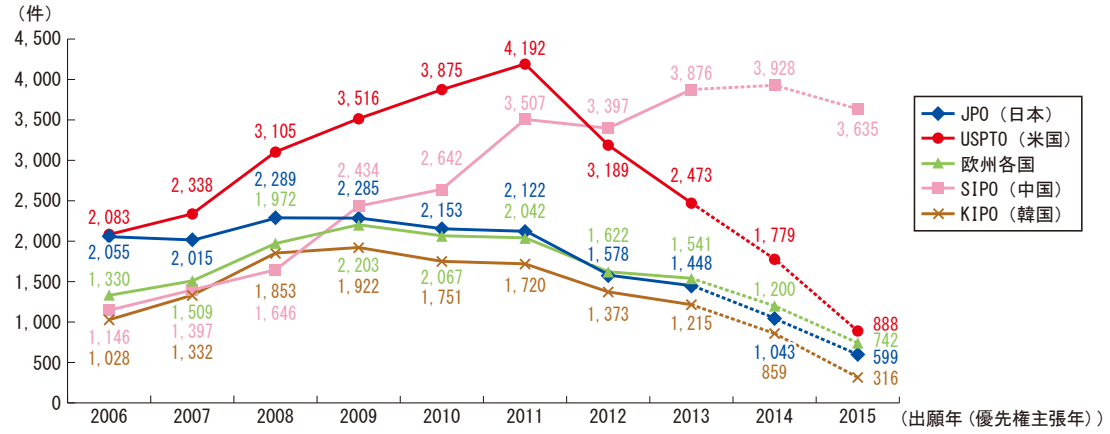

（備考）出願年（優先権主張年）2014、2015 年のデータが十分でない可能性がある。
（資料）特許庁「平成 29 年度特許出願動向調査報告書―マクロ調査―」

1-5-9図 「環境技術」の出願先別特許出願件数の推移

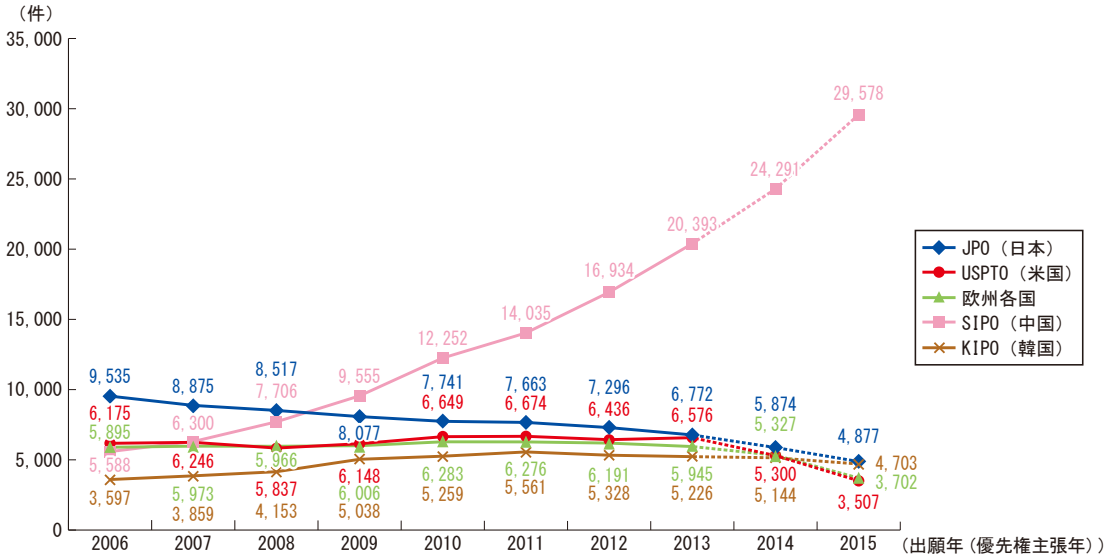

（備考）出願年（優先権主張年）2014、2015 年のデータが十分でない可能性がある。
（資料）特許庁「平成 29 年度特許出願動向調査報告書―マクロ調査―」

1-5-10図 「運輸」の出願先別特許出願件数の推移

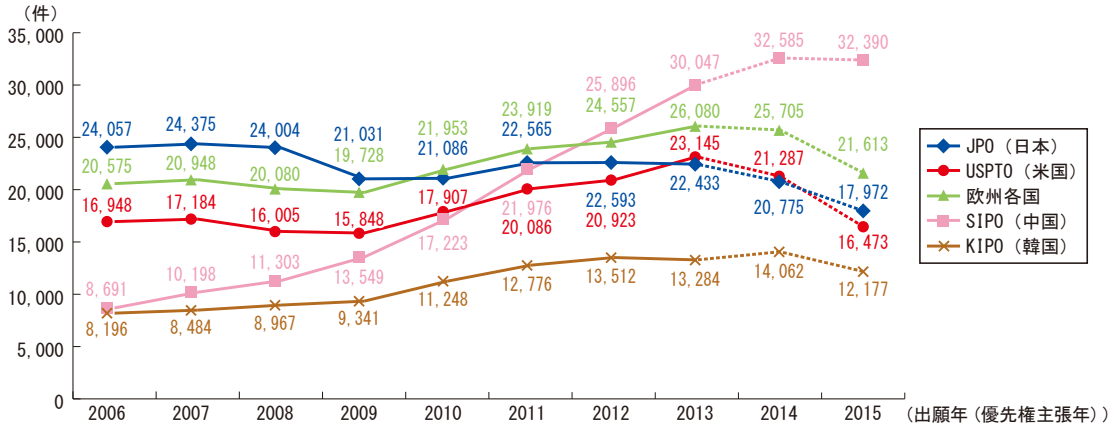

（備考）出願年（優先権主張年）2014、2015 年のデータが十分でない可能性がある。
（資料）特許庁「平成 29 年度特許出願動向調査報告書―マクロ調査―」

(2) 2017 年度特許出願技術動向調査結果

市場創出に関する技術分野、国の政策として推進すべき技術分野を中心に、今後の進展が予想される技術テーマを選定し調査を実施した。

以下 12 テーマの調査結果について、その概要を示す。

1-5-11図
2017 年度特許出願技術動向調査のテーマ名

①次世代光ファイバ技術
②食品用紙器
③超音波診断装置
④匿名化技術
⑤マンマシンインターフェイスとしての音声入出力
⑥有機 EL 装置
⑦リチウム二次電池
⑧ CO_2 固定化・有効利用技術
⑨ MIMO 技術
⑩自動走行システムの運転制御（Column 3 参照 ）
⑪ヒト幹細胞関連技術（Column 5 参照 ）
⑫リハビリテーション機器（Column 6 参照 ）

①次世代光ファイバ技術

高速大容量・低減衰の光ファイバがインフラを担う世界の情報通信量は、アジア・アフリカの情報網の整備及び IoT 等により増大が予測される。

1-5-12図
全世界の IP（Internet Protocol）トラフィック[1] の成長予測

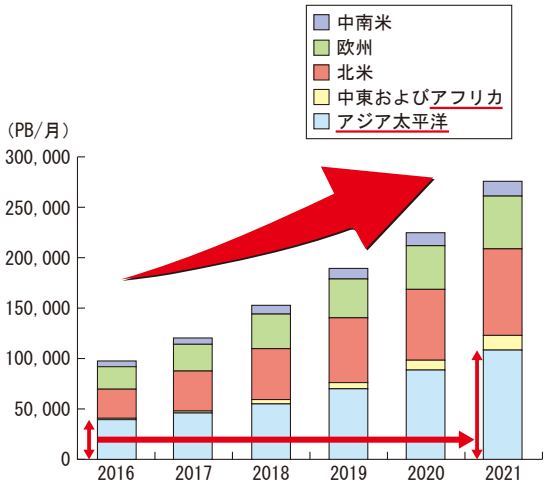

（出典）Cisco「Cisco Visual Networking Index」（2017）を基に作成
（資料）特許庁「平成 29 年度特許出願動向調査報告書―次世代光ファイバ技術―」

1 一定期間内に流れるデータ量

既存のシングルモード・シングルコアファイバでは通信量増大への対応が困難だが、次世代光ファイバとしてどの方式が標準となるか不明である。現在、次世代光ファイバとして①マルチコア、②マルチモード[1]、さらに、③ハイブリッド（①+②）の3方式の研究開発が活発化している。

日本勢は、特許と論文において、マルチコアに注力し、欧米中はマルチモードに注力している。日本勢が注力するマルチコアにおいて、日本勢の特許出願が引用される件数比率は圧倒的に多いが、日本勢の論文が引用される件数比率は非常に少ない。

日本が世界に先駆けて次世代光ファイバを実用化するには、マルチコアの①製造方法・②接続技術の確立、さらに、最終目標のハイブリッド化を見据えマルチモードにおける③復調[2]処理等の周辺技術の確立が必要である。これらの技術の蓄積は既存のシングルコアに比べて未だに少なく、産学官が一丸となった研究開発が急務といえる。

1-5-13図
構造による光ファイバの分類と各国の技術開発の方向性

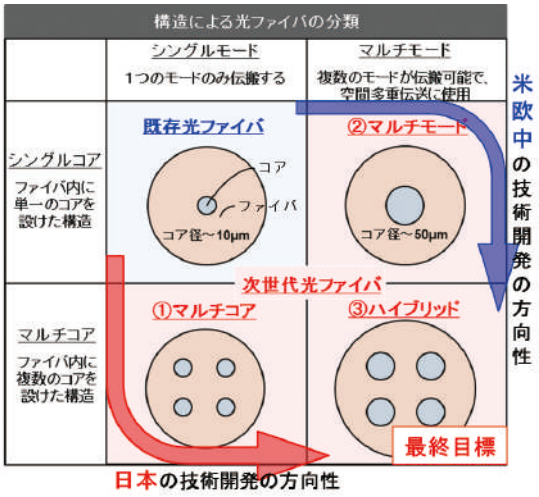

（資料）特許庁「平成29年度特許出願動向調査報告書―次世代光ファイバ技術―」

1-5-14図
マルチコア、マルチモード－出願人国籍（地域）[3]別出願ファミリー件数
（出願先：日米欧中韓、出願年（優先権主張年）:2006-2015年）

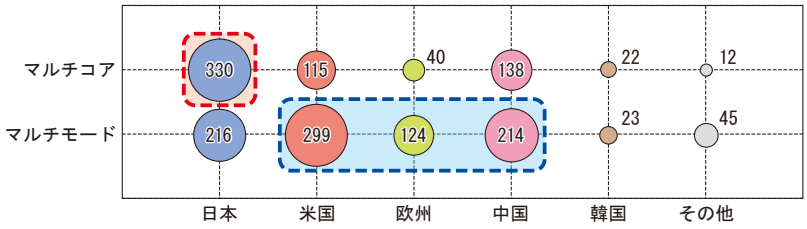

（資料）特許庁「平成29年度特許出願動向調査報告書―次世代光ファイバ技術―」

1-5-15図
マルチコア、マルチモードに関する研究者所属機関国籍（地域）別論文発表件数
（発行年:2006-2017年）

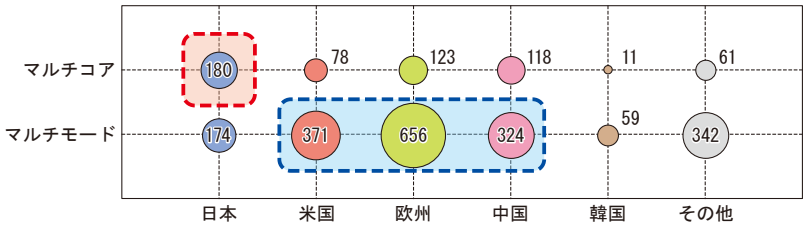

（資料）特許庁「平成29年度特許出願動向調査報告書―次世代光ファイバ技術―」

1 複数のモード（光の伝搬の仕方）での伝搬が可能な光ファイバ。コア径がシングルモードよりも太い。
2 「復調」とは、0/1で符号化された電気信号を光に変換して伝送し、信号受信先で光信号を再度電気信号に変換することをいう。
3 特許出願動向調査においては、出願人等の「国籍（地域）」は、出願人名や出願人住所に基づいて特定している。

1-5-16図
マルチコアに関する出願人国籍（地域）別ー1回以上の審査官引用がある出願ファミリー件数比率（出願先：日米欧中韓、出願年（優先権主張年):2006-2015 年）

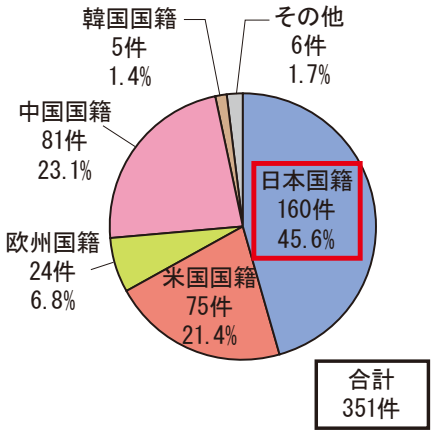

（資料）特許庁「平成 29 年度特許出願動向調査報告書―次世代光ファイバ技術―」

1-5-17図
マルチコアに関する研究者所属機関国籍（地域)別論文引用件数比率(発行年 :2006-2017 年)

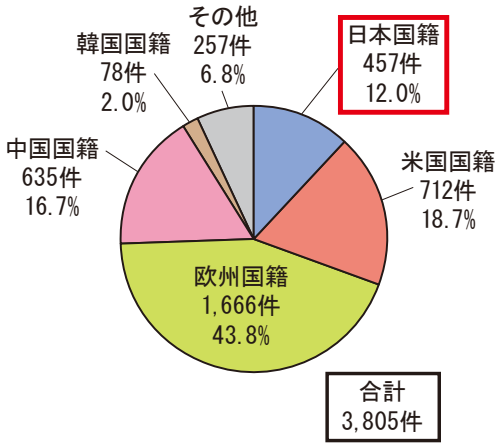

（資料）特許庁「平成 29 年度特許出願動向調査報告書―次世代光ファイバ技術―」

1-5-18図
①製造方法の出願ファミリー累積件数推移（出願先：日米欧中韓）

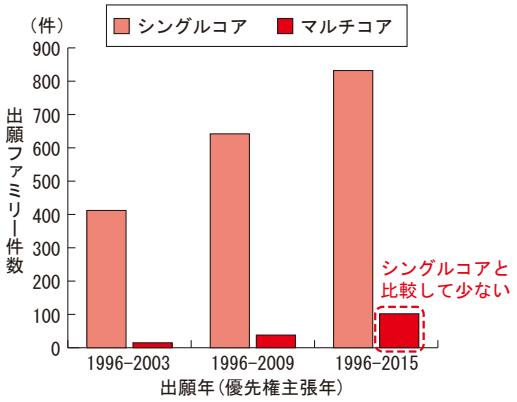

（資料）特許庁「平成 29 年度特許出願動向調査報告書―次世代光ファイバ技術―」

1-5-19図
②接続・③周辺技術の出願ファミリー累積件数推移（出願先：日米欧中韓）

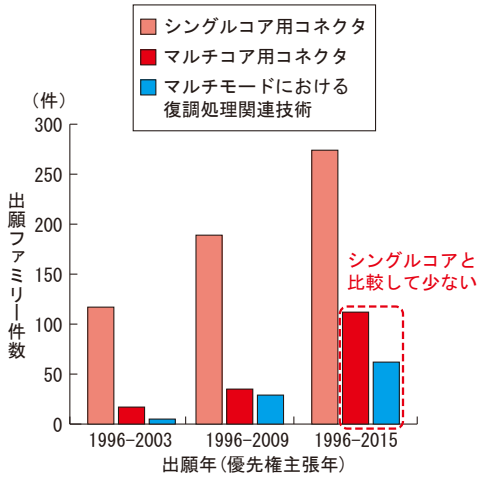

（資料）特許庁「平成 29 年度特許出願動向調査報告書―次世代光ファイバ技術―」

②食品用紙器

食品用紙器の市場は、国内需要は飽和状態である一方、世界市場の拡大が予測されている。フランスでは、使い捨てのプラスチック製カップや皿を禁止する法律を2016年に世界で初めて制定し、2020年までに全ての使い捨て食器類に生物由来の素材を50%以上使うことを義務付けている。このような環境に優しい材料からなる紙器が求められてきている。

1-5-20図 食品用紙器の例

(資料)特許庁「平成29年度特許出願動向調査報告書―食品用紙器―」

1-5-21図
飲料・食品用紙カップの世界市場推移

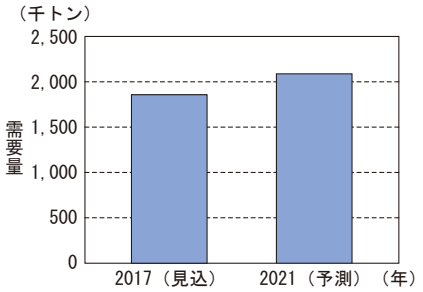

(出典)Businesswire.Com等を基に作成
(資料)特許庁「平成29年度特許出願動向調査報告書―食品用紙器―」

1-5-22図 液状食品用紙器の世界市場推移

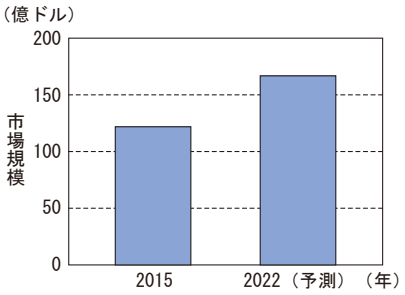

(出典)Allied Market Research リリース資料を基に作成
(資料)特許庁「平成29年度特許出願動向調査報告書―食品用紙器―」

環境に優しい材料やリサイクル・分別を考慮した技術を含む環境保護に関する出願は、日本からの出願が多いものの、近年は海外出願人からの件数増加が目立つ。

今後、環境保護に関する規制は世界的に広がると考えられるため、容器包装の再生利用等の推進に努める必要がある。

1-5-23図
環境保護に関する出願の国籍(地域)別出願ファミリー件数推移及び比率(日米欧中韓、台湾、タイ、フィリピン、マレーシア、メキシコへの出願)、出願年(優先権主張年):1998～2015年)

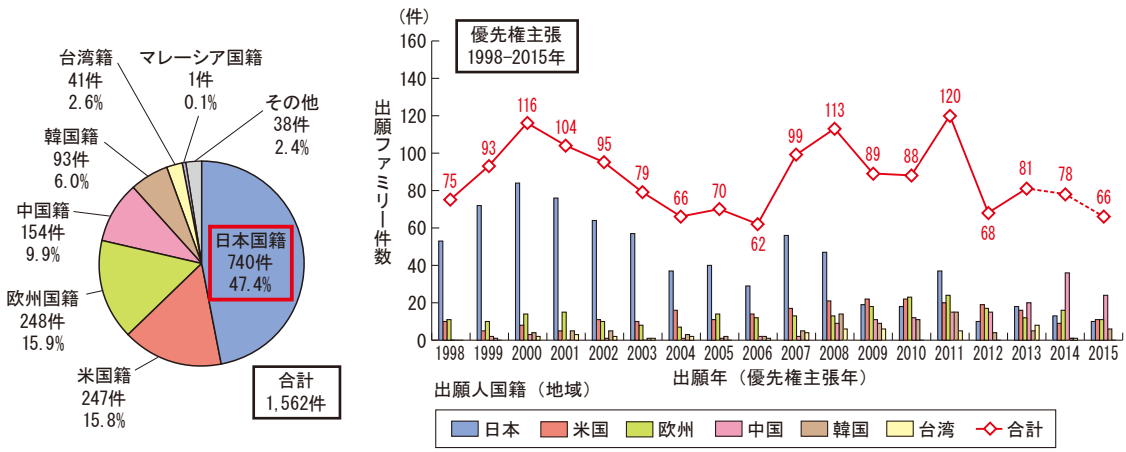

(備考)・2014年以降はデータベース収録の遅れ、PCT出願の各国移行のずれ等で、全データを反映していない可能性がある。
・タイは2010年1月、マレーシアは2005年1月登録公報発行分から収録されているデータベースを用いている。
・タイ、フィリピン、メキシコの国籍の出願人の出願ファミリー件数は0件である。
(資料)特許庁「平成29年度特許出願動向調査報告書―食品用紙器―」

③超音波診断装置

超音波診断装置の市場規模は、同じ画像診断装置であるMRIやX線CTなどと並び大きく、また、金額・数量においても市場規模は増加傾向にあり非常に有望な市場である。

1-5-24図
医用画像診断装置の市場（2015年金額）

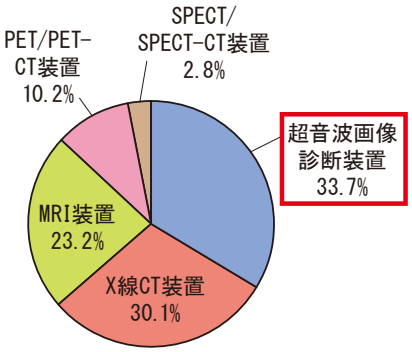

世界市場 1兆5,423億円

（出典）富士キメラ総研「メディカルソリューション市場調査総覧2016」を基に作成
（資料）特許庁「平成29年度特許出願動向調査報告書―超音波診断装置―」

1-5-25図 超音波診断装置世界市場の推移

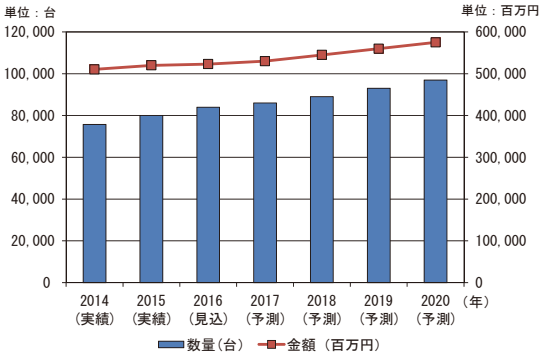

（出典）富士キメラ総研「メディカルソリューション市場調査総覧2016」を基に作成
（資料）特許庁「平成29年度特許出願動向調査報告書―超音波診断装置―」

超音波診断装置は、超音波を送信し、対象組織からの超音波をもとに診断する装置である。新たな手法として、光音響イメージング[1]、対象組織の弾性等を観察できる組織性状イメージング[2]も可能となっている。

1-5-26図 超音波診断装置の技術概要

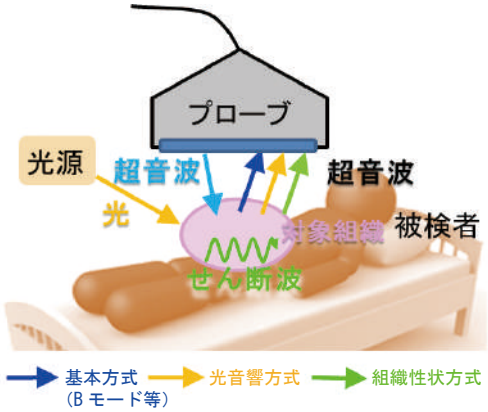

（資料）特許庁「平成29年度特許出願動向調査報告書―超音波診断装置―」

1 対象組織に光を照射し、光を吸収した吸収体（酸化ヘモグロビンなど）が発する超音波を受信することにより、対象組織を観察する。
2 組織の圧力変形時のひずみ測定により、又はプッシュパルスにより発生したせん断波の伝搬速度測定により、対象組織の弾性・粘性などの組織性状を観察する。

超音波診断装置のイメージング技術としては、依然、基本方式であるBモードが基本であるが、乳がん診断等で応用が期待される光音響・熱音響イメージングに関する出願件数は著しく増加しており、日本が強みを有する技術である。

光音響・熱音響イメージングでは、乳がん診断等での診断性能向上や実用化を目指して、小型・高出力の光源開発による小型軽量化・測定精度の向上・感度の向上を図るべきである。

1-5-27図
イメージング技術の出願ファミリー件数推移（日米欧中韓への出願）

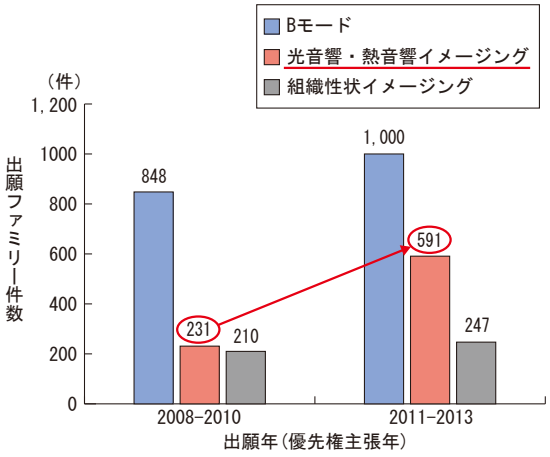

（資料）特許庁「平成29年度特許出願動向調査報告書―超音波診断装置―」

1-5-28図
光音響・熱音響イメージングの出願ファミリー件数推移（日米欧中韓への出願）

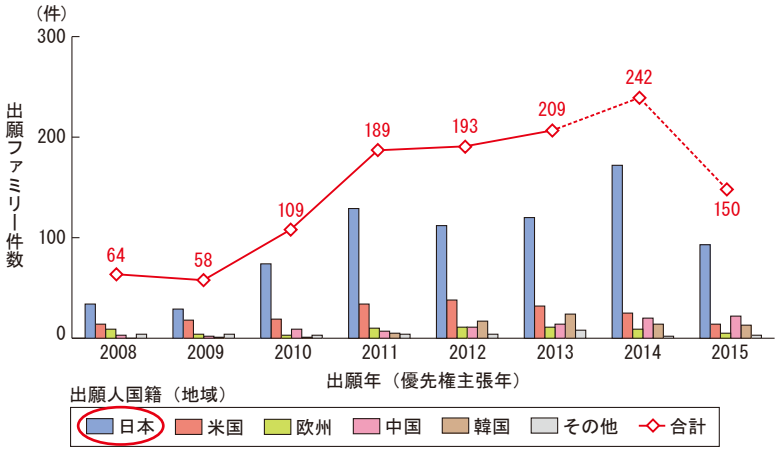

（備考）2014年以降はデータベース収録の遅れ、PCT出願の各国移行のずれ等で、全データを反映していない可能性がある。
（資料）特許庁「平成29年度特許出願動向調査報告書―超音波診断装置―」

1-5-29図
光音響・熱音響イメージングの組織・課題の出願ファミリー件数比率（日米欧中韓への出願、出願年（優先権主張年）：2008-2015年）

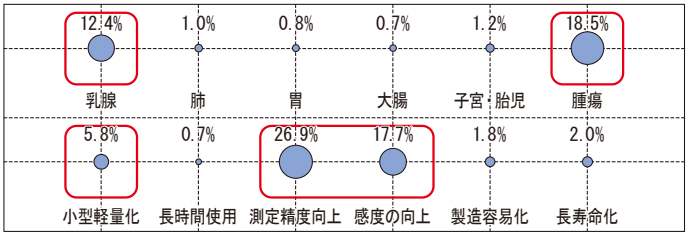

（備考）光音響・熱音響イメージングの全出願ファミリー件数：1214件
（資料）特許庁「平成29年度特許出願動向調査報告書―超音波診断装置―」

④匿名化技術

匿名化技術とは、個人の識別が可能なデータを、個人の識別が不可能となるように加工する技術である。

日本においては、個人情報流出事件が報道として大きく取り上げられる傾向にあり、また、プライバシー漏えいへの不安からパーソナルデータの提供に不安を感じる傾向が欧米に比べて強いと言われており、匿名化技術の潜在ニーズが高い。

1-5-30図　パーソナルデータの提供全体に対する不安感

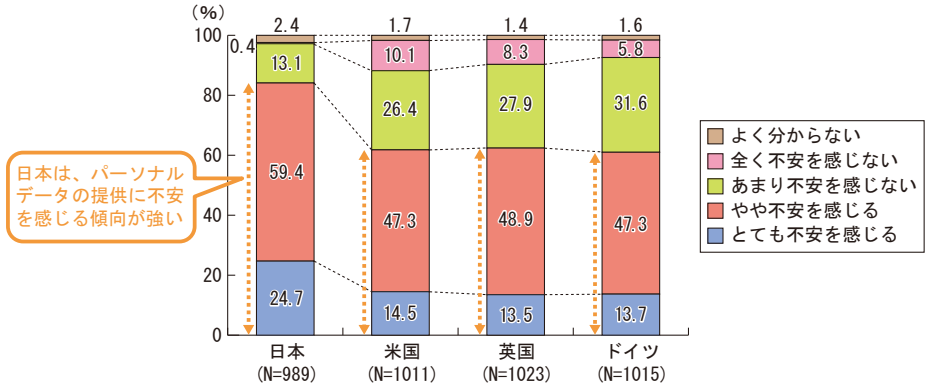

(出典)総務省「平成 29 年版情報通信白書」より作成
(資料)特許庁「平成 29 年度特許出願動向調査報告書―匿名化技術―」

近年クラウド上には、個人の識別が可能な情報を含む非構造化データ(表形式でないデータ(音声や画像情報等))が大規模に蓄積されており、これらのデータを活用するため、匿名化技術の適用が求められている。

非構造化データへの匿名化技術の適用に関する特許出願件数では、日本は米国に後れをとっている。非構造化データへの匿名化技術の適用は、これからの「成長」が見込まれる技術領域であり、日本は、これまでの構造化データに加えて、非構造化データを対象とした匿名化関連技術の研究開発に注力すべきである。

構造化データへの匿名化技術の適用は、既に「成熟段階」であるが、その匿名化技術の性能を評価する指標は世界でも未だ確立されていない。評価指標に関する日本国内の世界に先駆けた動き(PWS CUP[1])等を活用して、国際標準となる評価指標を提案していくべきである。

1-5-31図
技術区分「非構造化データ」における出願人国籍(地域)別出願ファミリー件数比率

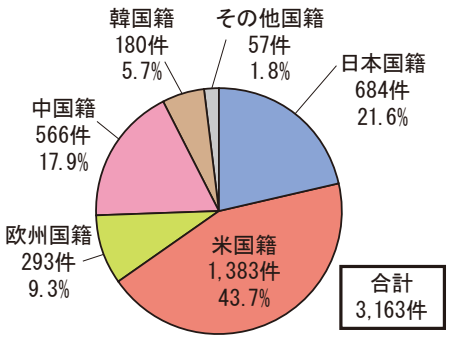

(資料)特許庁「平成 29 年度特許出願動向調査報告書―匿名化技術―」

1-5-32図
構造化データ・非構造化データに対する匿名化関連技術の適用の研究開発段階

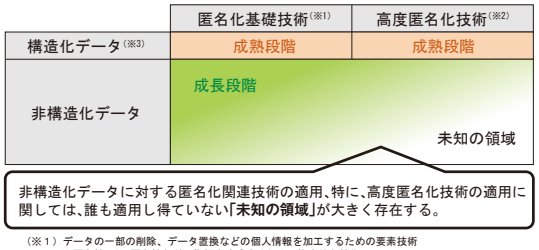

(※1)データの一部の削除、データ置換などの個人情報を加工するための要素技術
(※2)K-匿名性、Pk-匿名性などの指標を達成するための複合的な技術
(※3)顧客情報や在庫情報など、定型的に扱えるデータ

(資料)特許庁「平成 29 年度特許出願動向調査報告書―匿名化技術―」

1　安全で有用性の高い匿名加工技術の開発の促進や、再識別のリスクを正しく評価すること等を目的とした匿名加工・再識別コンテスト。

⑤マンマシンインターフェイスとしての音声入出力

人間と機械が情報をやり取りするための手段であるマンマシンインターフェイスにおいて、操作の効率性や柔軟性を向上させる手段としての音声入出力技術が注目されている。

2017年は、IT大手各社等からスマートスピーカーが発売され、音声アシスト端末が家庭に入る動きが活発化している。

日本の特許出願ファミリー件数はほぼ横ばいであるが、米中韓は増加傾向である。

1-5-33図

出願人国籍（地域）別出願ファミリー件数比率及び出願ファミリー件数推移（日米欧中韓への出願、出願年（優先権主張年）：2006-2015年）

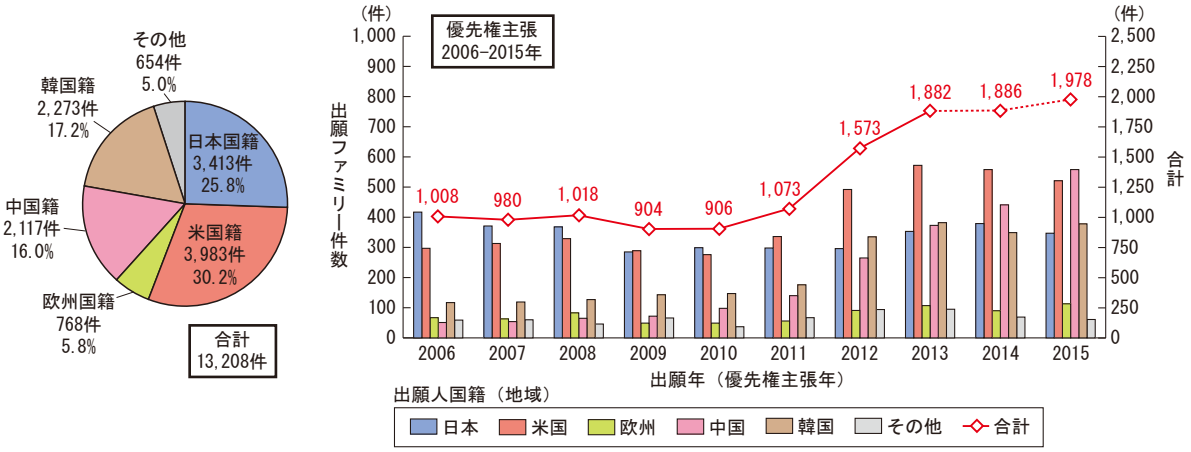

（備考）2014年以降はデータベース収録の遅れ、PCT出願の各国移行のずれ等で、全データを反映していない可能性がある。
（資料）特許庁「平成29年度特許出願動向調査報告書―マンマシンインターフェイスとしての音声入出力―」

スマートスピーカーにも適用される会話ボットは、利用者の属性に基づいた対話を実現する技術等で人気を得ており、該当する「コミュニケーション」技術の特許出願は、世界的に増加傾向であり日本の比率も高い。

会話ボット等では、現状、機械に話しているということをユーザーが意識した使い方になっており、「自然な会話」を実現するための技術が注目される。この分野の特許出願では、日本が世界を牽引している。

「自然な会話」を実現する技術における日本の強みを活用し、会話ボットや家庭用ロボット向けの研究開発、及びその権利化に繋げていくべきである。

1-5-34図

出願人国籍（地域）別出願ファミリー件数比率及び出願ファミリー件数推移（日米欧中韓への出願、出願年（優先権主張年）：2006-2015年）

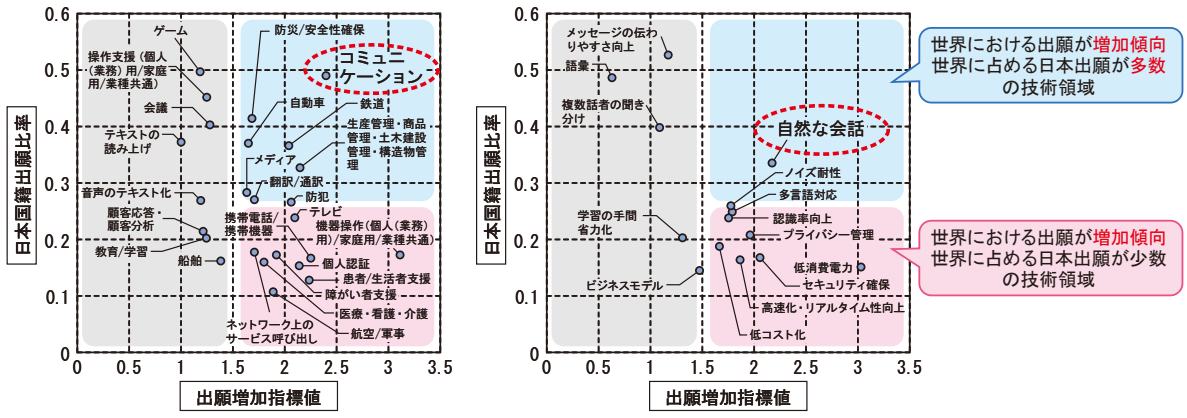

（備考）・技術区分別の、2012年以降の年平均出願ファミリー件数と2011年以前の年平均出願ファミリー件数の比を「出願増加指標値」とした。
・日米欧中韓への出願全体の出願ファミリー件数に占める日本国籍の出願ファミリー件数の比率を「日本国籍出願比率」とした。
（資料）特許庁「平成29年度特許出願動向調査報告書―マンマシンインターフェイスとしての音声入出力―」

⑥有機EL装置

有機EL素子は、有機薄膜を2枚の電極ではさみ、両電極間に電界をかけることで有機材料が発光する素子であり、ディスプレイや照明等への幅広い応用が期待される。

有機EL世界市場規模は増加傾向にあり有望な市場であるが、ディスプレイの市場シェアにおいては韓国勢が優勢である。

1-5-35図
基本的な有機EL素子の断面の模式図

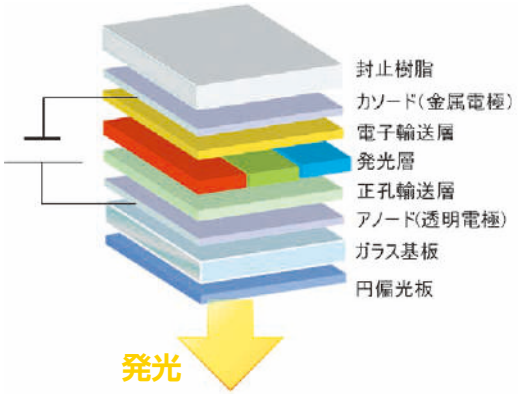

(資料)特許庁「平成29年度特許出願動向調査報告書—有機EL装置—」

1-5-36図 有機EL部材市場全体推移・予測

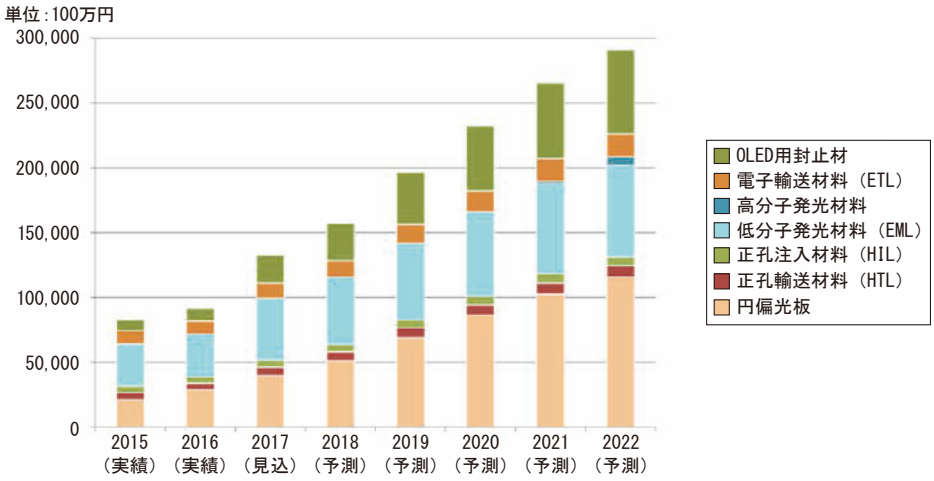

(出典)富士キメラ総研「2017ディスプレイ関連市場の現状と将来展望(下巻)」を基に作成
(資料)特許庁「平成29年度特許出願動向調査報告書—有機EL装置—」

1-5-37図 国別市場シェア(数量)

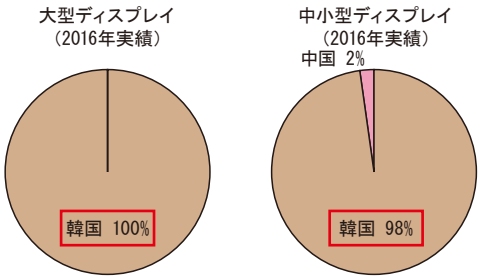

(出典)富士キメラ総研「2017ディスプレイ関連市場の現状と将来展望(上巻)」を基に作成
(資料)特許庁「平成29年度特許出願動向調査報告書—有機EL装置—」

有機ＥＬ装置の出願動向では、2012 年以降、韓国勢・中国勢による出願件数が増加しており、その増加率において日本勢を凌駕している。

日本勢は、発光部材料では次世代材料の TADF[1] で、用途では有機 EL 照明で、成膜方法では小型装置で安価に製造できる湿式法で、韓国勢・中国勢と比べ強みを有し、これらの強みを活かした技術開発が重要である。

1-5-38図 有機EL装置の出願ファミリー件数推移（日米欧中韓への出願）

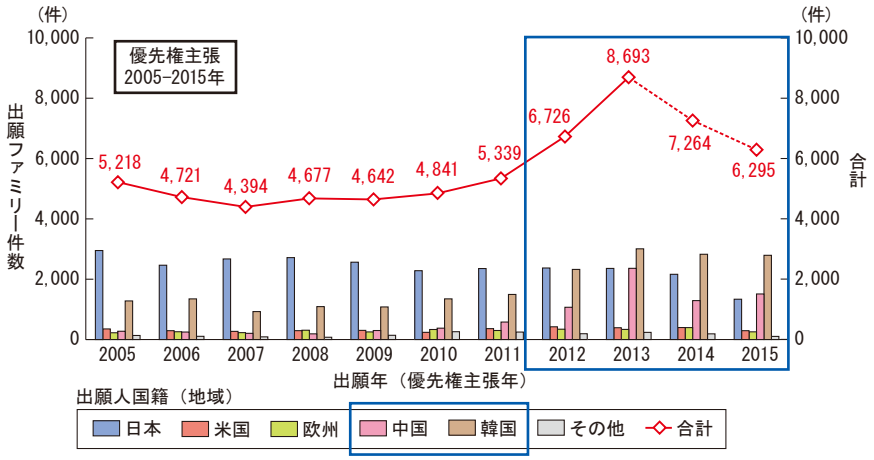

（備考）2014 年以降はデータベース収録の遅れ、PCT 出願の各国移行のずれ等で、全データを反映していない可能性がある。
（資料）特許庁「平成 29 年度特許出願動向調査報告書―有機 EL 装置―」

1-5-39図
TADFの出願人国籍（地域）別ファミリー件数比率（日米欧中韓への出願、出願年（優先権主張年）：2010-2015 年）

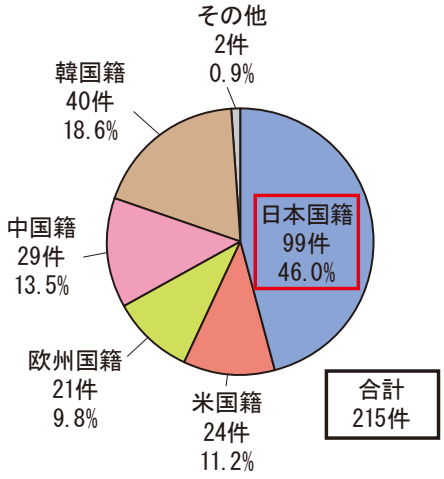

（資料）特許庁「平成 29 年度特許出願動向調査報告書―有機 EL 装置―」

1-5-40図
照明用の出願人国籍（地域）別ファミリー件数比率（日米欧中韓への出願、出願年（優先権主張年）：2010-2015 年）

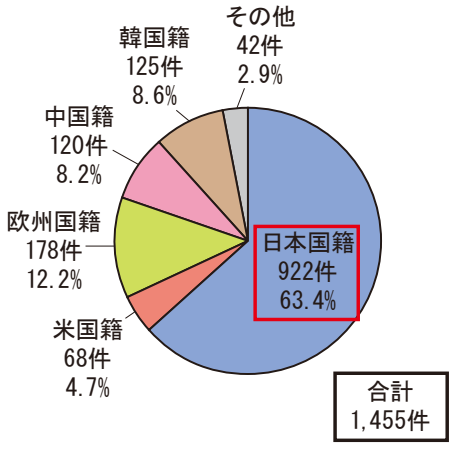

（資料）特許庁「平成 29 年度特許出願動向調査報告書―有機 EL 装置―」

1 TADF(Thermally Activated Delayed Fluorescence) とは、熱活性化遅延蛍光のこと。

1-5-41図

成膜方法・装置の技術区分別ー出願人国籍（地域）別ファミリー件数（日米欧中韓への出願、出願年（優先権主張年）：2010-2015 年）

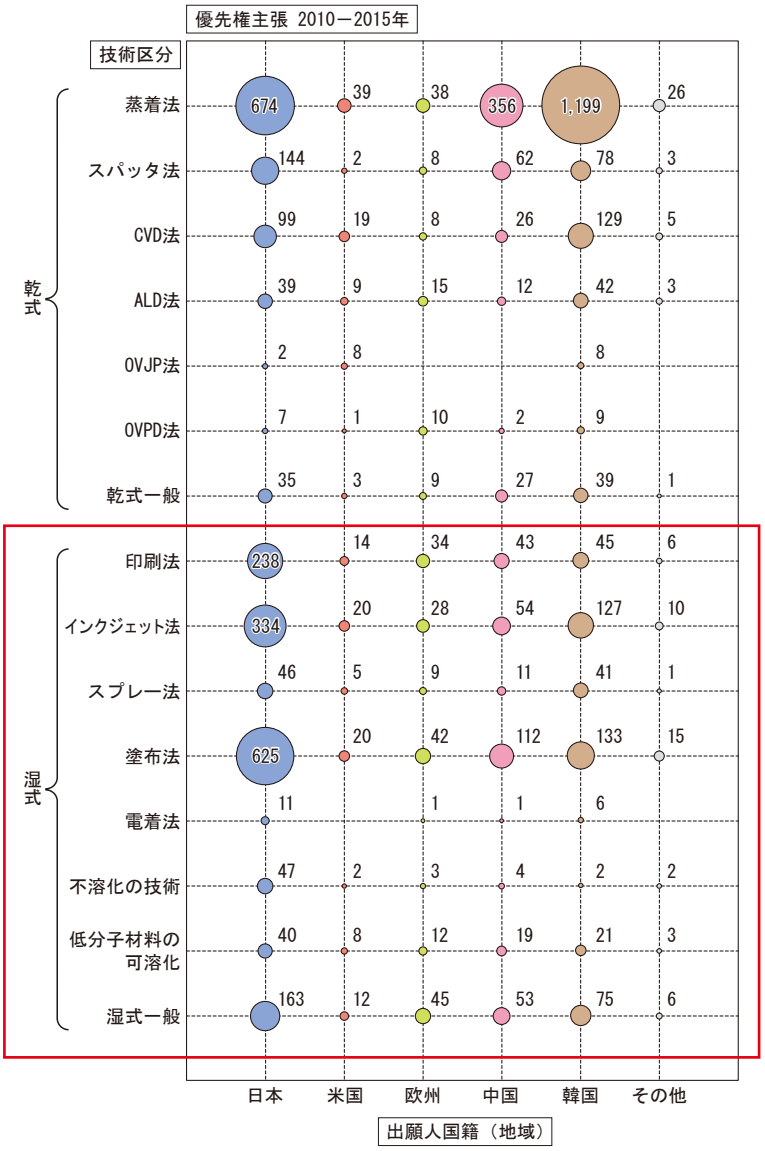

（資料）特許庁「平成 29 年度特許出願動向調査報告書―有機 EL 装置―」

⑦リチウム二次電池

リチウム二次電池[1]は、近年、小型民生用だけでなく、車載用、定置用電源等、様々な用途に用いられるようになっている。

容量、出力特性などの一層の向上を求める車載用途分野における市場要請に従い、正極材、負極材、電解質などの要素技術について、各国で研究開発が活発に行われている。

1-5-42図 リチウム二次電池の技術俯瞰図

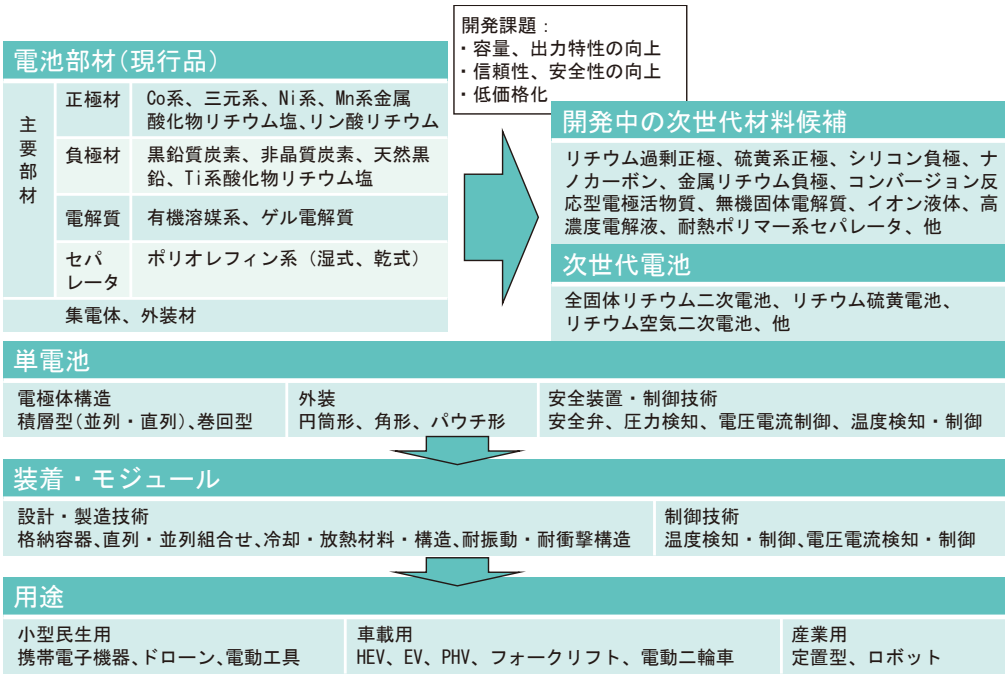

（資料）特許庁「平成29年度特許出願動向調査報告書―リチウム二次電池―」

実用化が近いとされるSi系負極や硫化物系固体電解質について、日本の特許出願件数は他国をリードしていたが、中国、韓国からの特許出願件数が増加傾向にあり、技術のキャッチアップが進んでいると思われる。

日本メーカーが市場おける優位性を確保するためにも、早期に実用化し、市場に供給することが重要である。

1-5-43図 出願人国籍（地域）別出願ファミリー件数推移（Si系（Si主成分）、日米欧中韓への出願）

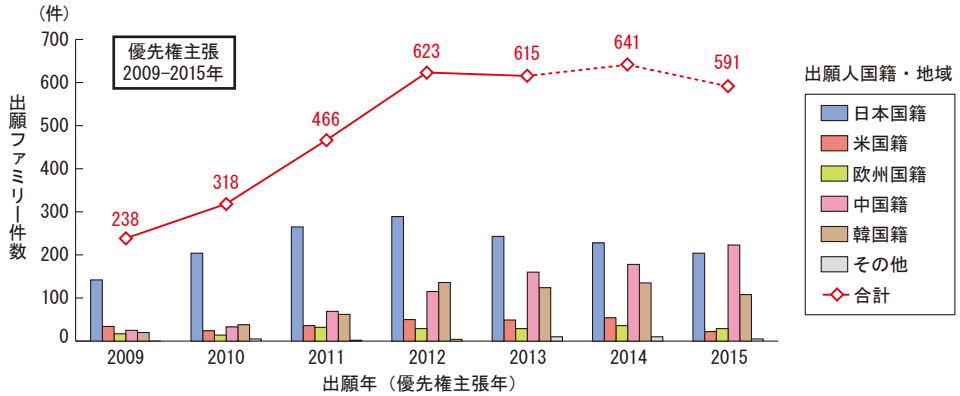

（備考）2014年以降はデータベース収録の遅れ、PCT出願の各国移行のずれ等で、全データを反映していない可能性がある。
（資料）特許庁「平成29年度特許出願動向調査報告書―リチウム二次電池―」

1 二次電池とは、充電可能で繰り返し利用できる電池のこと。

1-5-44図
出願人国籍（地域）別出願ファミリー件数推移（硫化物系無機固体電解質、日米欧中韓への出願）

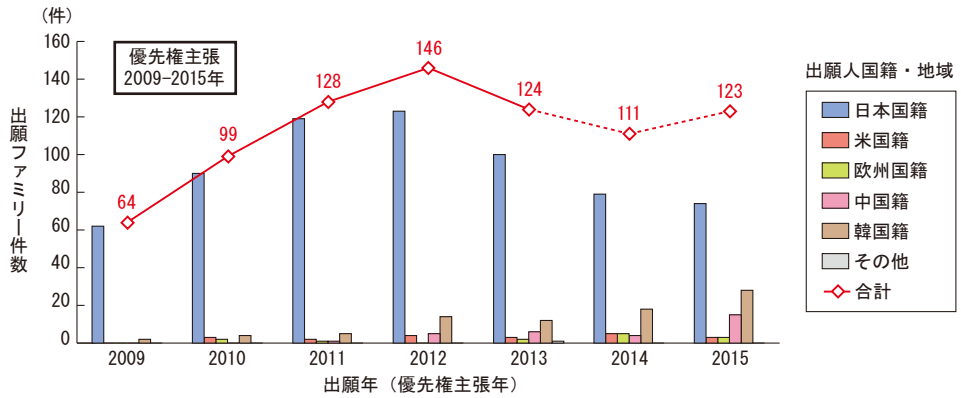

（備考）2014 年以降はデータベース収録の遅れ、PCT 出願の各国移行のずれ等で、全データを反映していない可能性がある。
（資料）特許庁「平成 29 年度特許出願動向調査報告書―リチウム二次電池―」

硫黄系正極、酸化物系固体電解質などの次世代材料における研究開発競争も激しく、日本が特許出願のファミリー件数では多くても、米欧中のほうが論文発表件数では多い分野もある。

大学等が取得した基本特許をもとに企業が特許網を構築するといった、産学で役割を分担した連携が重要である。

1-5-45図
出願人国籍（地域）別出願ファミリー件数推移（酸化物系無機固体電解質、日米欧中韓への出願）

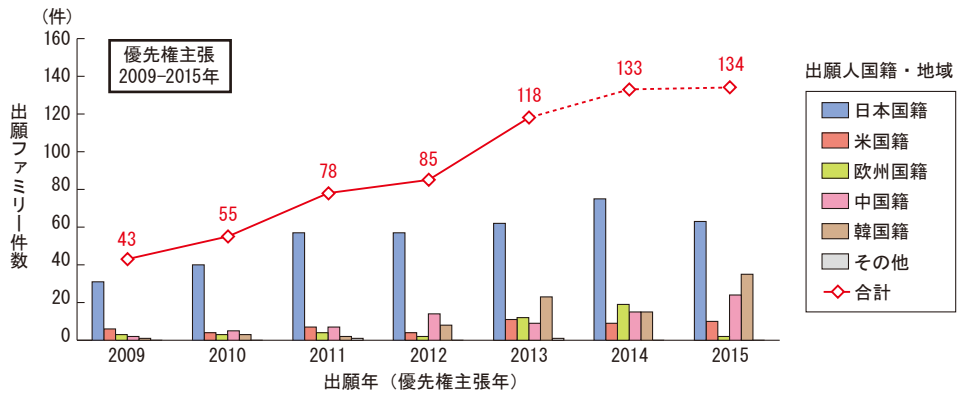

（備考）2014 年以降はデータベース収録の遅れ、PCT 出願の各国移行のずれ等で、全データを反映していない可能性がある。
（資料）特許庁「平成 29 年度特許出願動向調査報告書―リチウム二次電池―」

1-5-46図 研究者所属機関国籍（地域）別論文発表件数推移（酸化物系無機固体電解質）

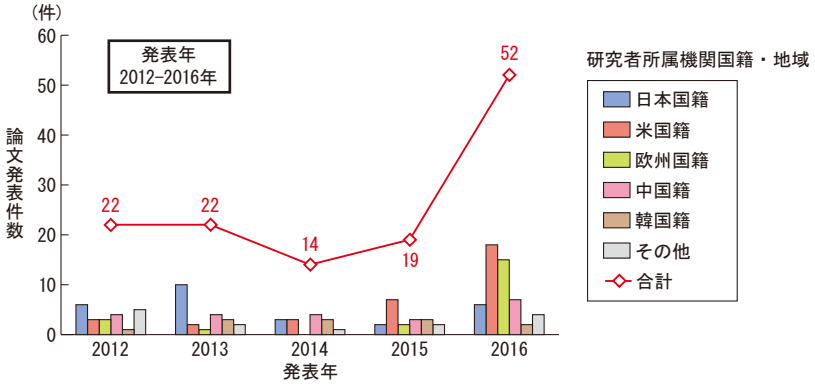

（資料）特許庁「平成 29 年度特許出願動向調査報告書―リチウム二次電池―」

⑧CO_2固定化・有効利用技術

CO_2固定化・有効利用技術は、温室効果ガスであるCO_2の排出量を削減するために、排ガス等から分離回収したCO_2を、貯留するために固定化したり、資源として有効利用する技術である。

大規模なCCS[1]プロジェクトが世界各国で行われており、また、CO_2有効利用の市場規模は拡大すると予想されている。

1-5-47図 世界の大規模CCSプロジェクト

(出典)富士キメラ総研「Global CCS Institute、ホームページ、「Large-scale CCS facilities」
https://www.globalccsinstitute.com/projects/large-scale-ccs-projects
(2017年7月時点)
(資料)特許庁「平成29年度特許出願動向調査報告書—CO_2固定化・有効利用技術—」

1-5-48図 CO_2有効利用の市場規模推移と予測(10億ドル)

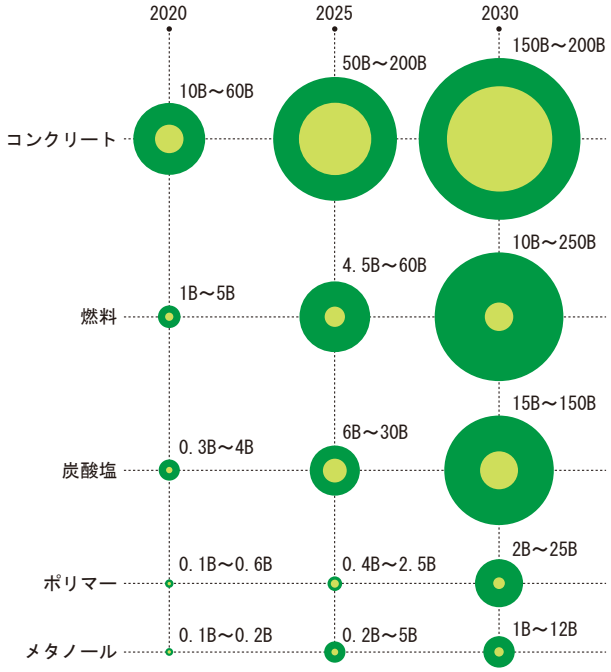

(出典)Innovation for Cool Earth Forum(ICEF)「Carbon Dioxide Utilization(CO2U)ICEF Roadmap1.0(2016)」を基に作成
(資料)特許庁「平成29年度特許出願動向調査報告書—CO_2固定化・有効利用技術—」

1 二酸化炭素(CO_2)の回収、貯留(Carbon Dioxide Capture & Storage)

日本は、特許出願ファミリー件数は多いものの、論文発表件数は少ない。また、日米欧韓の出願ファミリー件数が減少傾向である一方で、中国が急増している。

CO_2 固定化・有効利用の実用化のために、分離回収、固定化及び有効利用の各要素技術をトータルシステムとして構築・最適化することが必要である。また、革新的技術の開発・普及等のイノベーションを推進するためにも、企業のみならず国内の大学、研究機関への更なる支援が求められる。

1-5-49図

技術区分別－出願人国籍（地域）別出願ファミリー件数（日米欧中韓への出願）及び技術区分別－研究者所属機関別論文発表件数

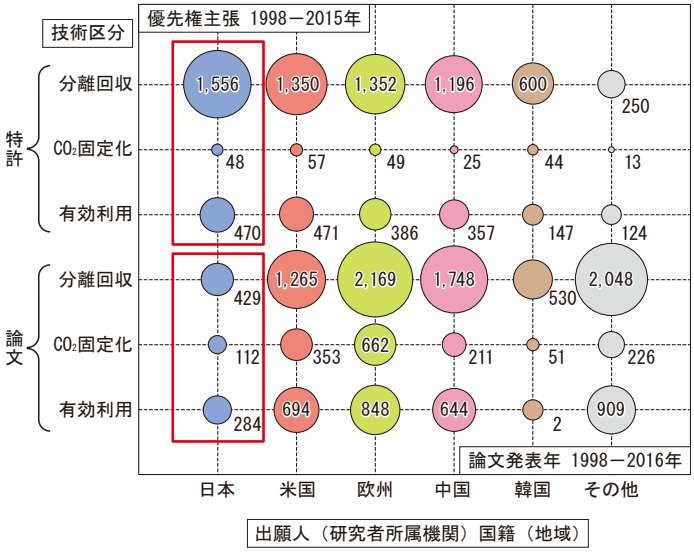

（資料）特許庁「平成 29 年度特許出願動向調査報告書—CO_2 固定化・有効利用技術—」

1-5-50図 出願人国籍（地域）別の出願ファミリー件数推移（日米欧中韓への出願）

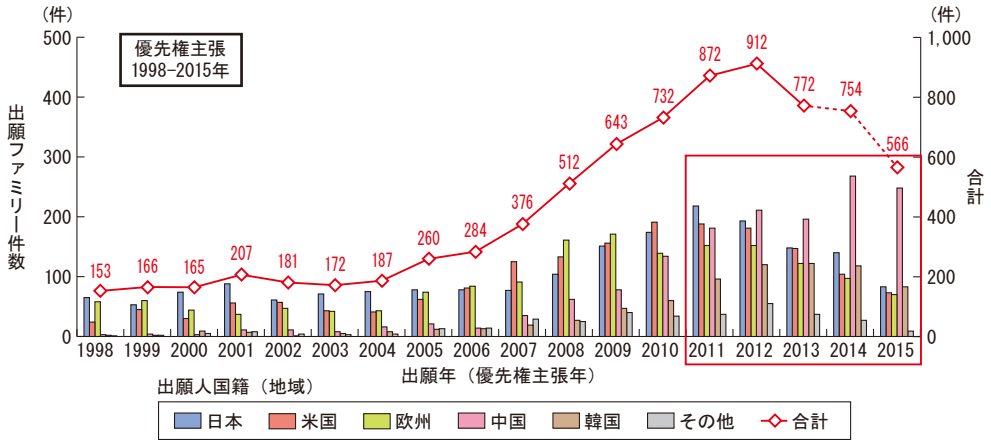

（備考）2014 年以降はデータベース収録の遅れ、PCT 出願の各国移行のずれ等で、全データを反映していない可能性がある。
（資料）特許庁「平成 29 年度特許出願動向調査報告書—CO_2 固定化・有効利用技術—」

⑨MIMO技術

MIMO(Multiple-Input Multiple-Output）技術は、送信側と受信側双方に複数のアンテナを設置することで複数の電波伝搬路を用意して空間多重を行うことにより、周波数利用効率化や通信高速化を図る技術である。

MIMO技術は、第5世代移動体通信システム（5G）や次世代無線LANなどの次世代無線システムの標準化において、高速通信を支える技術の1つであり、特許出願件数（PCT国際特許出願）も着実に増加している。

1-5-51図 MIMO技術の技術俯瞰図

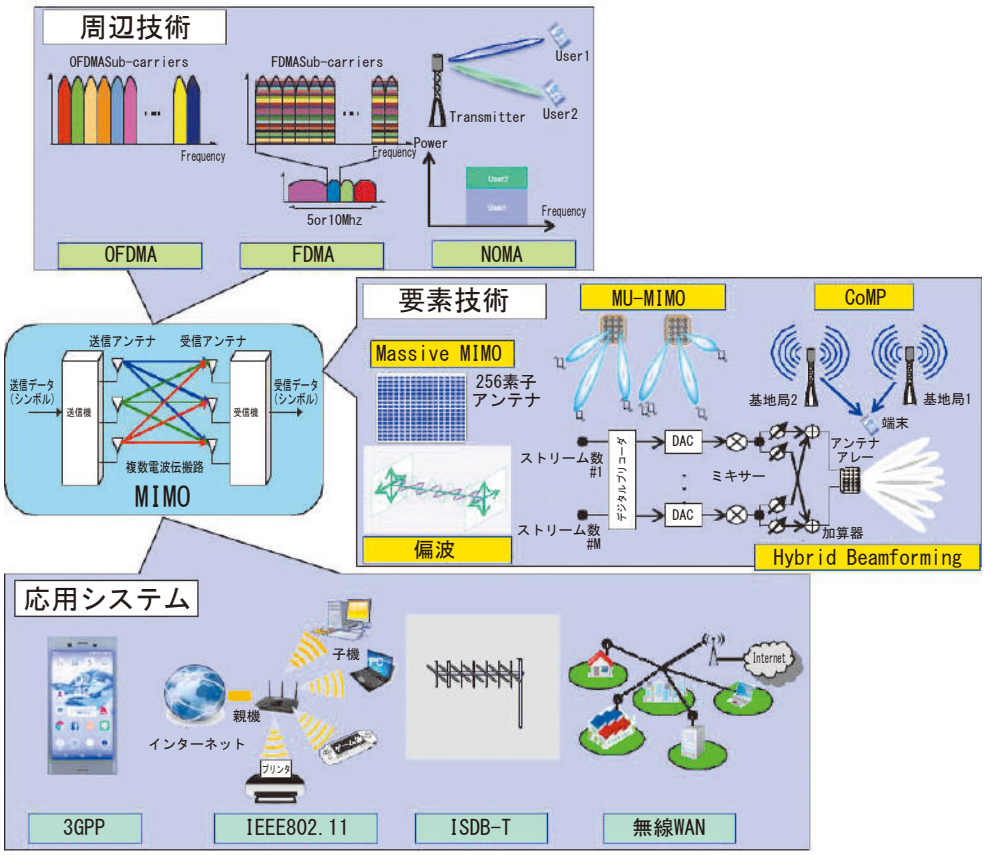

（資料）特許庁「平成29年度特許出願動向調査報告書―MIMO技術―」

1-5-52図
出願人国籍（地域）別PCT出願件数推移及び出願件数比率
（出願年（優先権主張年）：2003-2015年）

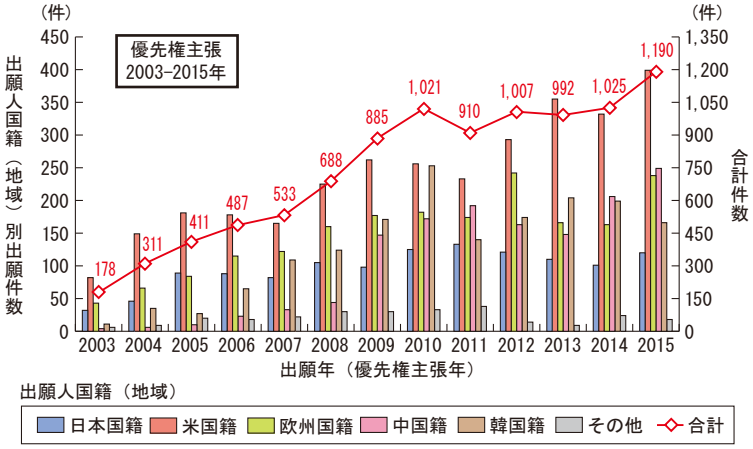

（資料）特許庁「平成29年度特許出願動向調査報告書―MIMO技術―」

強い直進性を有し減衰の大きいミリ波通信において、カバレッジエリアの確保に必須な技術である多数アンテナを実装するMassive MIMO[1]は、近年急速に出願が増加している。Massive MIMOの開発を進める上で重要となるRF（Radio Frequency）部品技術は、日系企業のシェアが高く、日本が強みを有している分野であるとみられており、RFデバイス技術[2]など日本の技術優位性を活かした製品開発や事業戦略の策定が重要である。

1-5-53図
Massive MIMOの注目技術区分ごとの出願ファミリー件数推移
（出願先：日米欧中韓、優先権主張年：2003-2015年）

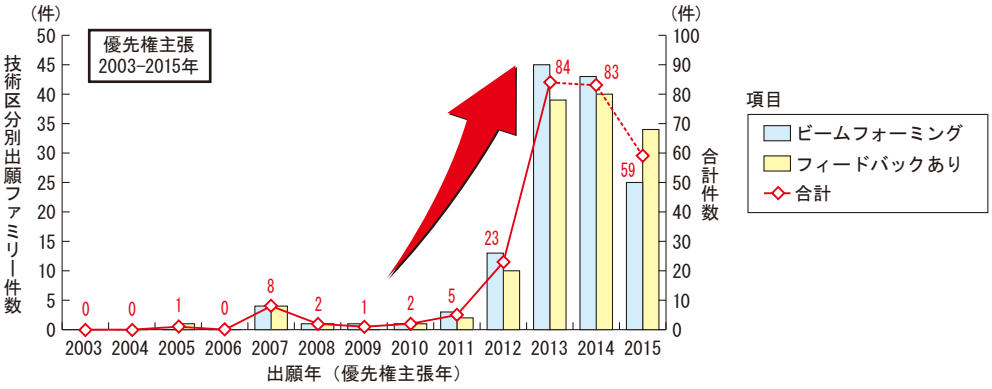

（備考）2014年以降はデータベース収録の遅れ、PCT出願の各国移行のずれ等で、全データを反映していない可能性がある。
（資料）特許庁「平成29年度特許出願動向調査報告書―MIMO技術―」

5Gなどの標準化が進められているMIMO技術では、規格関連の特許権の取得が重要である。近年では中国企業の出願の増加がめざましく、プレイヤーの構成も変化してきている。日本企業は、研究開発などの成果に関し、寄書[3]提出と連動して今後も継続的に特許出願していくことが重要である。

1-5-54図 PCT出願件数及び寄書提出件数の国籍（地域）別割合推移

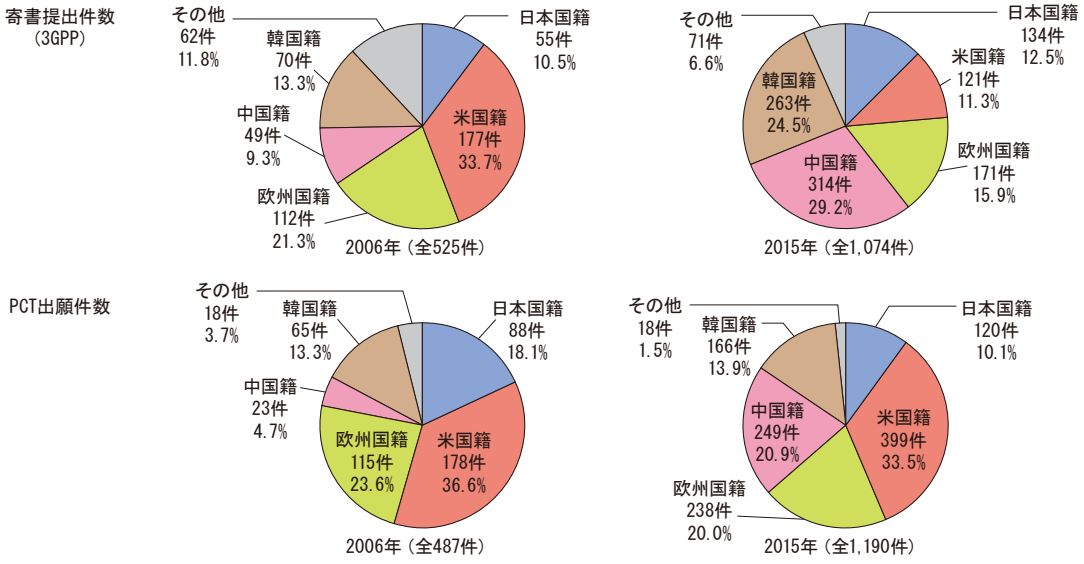

（資料）特許庁「平成29年度特許出願動向調査報告書―MIMO技術―」

1 Massive MIMOとは、大量のアンテナ素子を用いたMIMOである。それにより、高度なビーム制御や空間多重を実現する。
2 RF(Radio Frequency) デバイスとは、高周波で動作が可能な半導体デバイスである。
3 寄書（Contribution）とは、策定された標準規格に対する新たな提案である。

Column 3

自動走行システムの運転制御

現在、日本では、SIP（戦略的イノベーション創造プログラム）課題の一つとして自動走行システムが挙げられており、産学官共同で、自動運転の実用化に向けた取組が行われている。また、欧米においても、自動走行システムに対する注目度は高く、自動車メーカーだけではなく、多くの企業が参画し、国家レベルでの研究開発も盛んに行われている。

1. 自動運転車の市場

2017年末時点では、SAEレベル3以上[1]の自動運転車は販売されていないものの、今後急速な市場拡大が予測されている。

2. 自動走行システムの運転制御技術全体での特許出願動向

いずれの国からも特許出願件数は増加傾向にあり、2014年の各国からの出願の合計件数も、2010年と比較して約2倍増加（2010年1,627件→2014年3,387件）[2]している。日本からの出願が最多であるが、外国から日本への出願は少ない状況となっている。

3. 課題別の特許出願動向

自動運転には様々な課題があり、特許出願も多くされている。課題面では安全性を課題とした特許出願の件数比率が最も高く（43.5%）[3]、件数推移も増加傾向にある。これは自動運転車を社会に導入するためには安全性の確保が重要であることを反映しているといえる。一方で、出願人国籍（地域）別で見ると、中国からの出願が最多（34.7%）[4]であるため、今後中国の研究開発動向を注視する必要がある。

4. 注目度の高い関連技術の特許出願動向

自動運転技術の発展とともに、世界各国において、自動運転車を利用した移動サービス、物流サービスが広がっていくと予測されている。日本からサービスに関する出願も多くなされているが、物流サービスに関する出願は米国が最も多い結果となった。今後、日本のみならず国際的にもビジネスを行うことが可能なサービスを提供するため、世界での展開状況を注視しつつ、サービス提供に必要な技術開発を行うべきである。

出願先国（地域）別－
出願人国籍（地域）別の出願件数

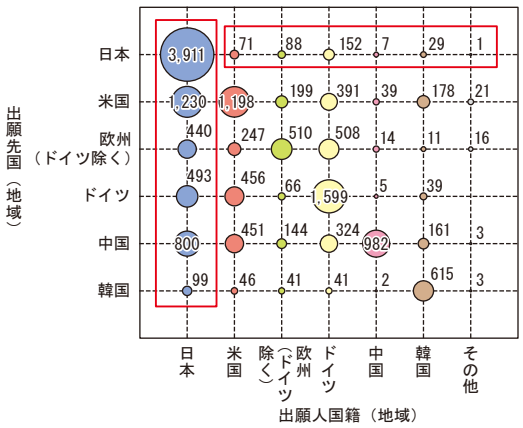

技術区分（サービス）別－
出願人国籍（地域）別出願件数

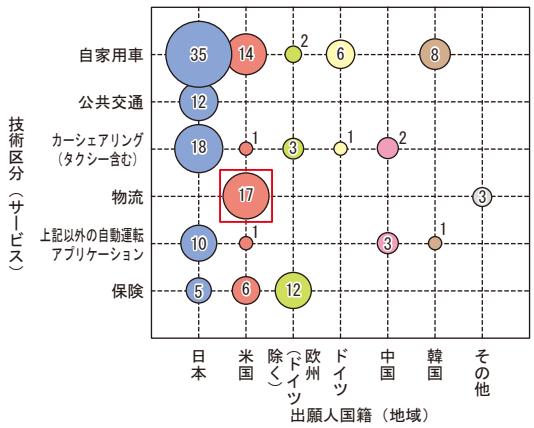

日本、米国、欧州、韓国、中国への出願、出願年（優先権主張年）：2010～2015年

1 SAEレベル3以上では、システムが限定領域内全ての運転タスクを実施する。システムの作動継続が困難な場合は、SAEレベル3ではシステムの介入要求等に対して、運転者が適切に応答することが期待されるが、SAEレベル4では期待されていない。
2 日本、米国、欧州、韓国、中国への出願。
3 日本、米国、欧州、韓国、中国への出願。出願年（優先権主張年）は2010～2015年。
4 日本、米国、欧州、韓国、中国への出願。出願年（優先権主張年）は2010～2015年。

Column 4

全固体電池

近年、電気自動車の急速な普及にともない、リチウムイオン電池の需要は急速に高まっている。一方で、現在用いられているリチウムイオン電池は、電解質に可燃性液体が用いられることに伴うエネルギー容量の制限や安全性への課題が存在する。そんな中、それらの課題を解決し得る次世代二次電池として「全固体電池」が期待を集めている。

1. 全固体電解質の開発状況

全固体電池の歴史は古く、1970年代には、リチウムヨウ素電池が開発されていたものの、電解質のイオン伝導度が十分ではなかったためにその用途は限られていた。しかし近年、液体系と同等のイオン伝導度を示す新しい化合物が発見され、全固体電池の実用化が現実味を帯びてきている。

全固体電池の重要な要素技術である無機固体電解質には、酸化物系化合物と硫化物系化合物があり、現在のところ硫化物系の方がイオン伝導度の点で優れ、室温において電解液のイオン伝導度を上回る化合物が見つかるなど、より実用化が近いと考えられており、同分野における特許の重要性が高まっている。

2. 固体電解質に関する特許出願の動向

硫化物系無機固体電解質に関する特許出願について、出願件数の上位ランキング（表1）では、上位1位～3位が日本企業、4位～5位が韓国企業となっており、日本企業の研究開発が先行しているといえる。

一方、出願件数推移（図1）をみると日本国籍の出願件数は最も多く、韓国籍や中国籍の出願人の出願件数は少ないものの近年は増加傾向にある。

表1　出願人別ファミリー件数上位ランキング（硫化物系無機固体電解質、日米欧中韓への出願）
※出願年（優先権主張年）：2009～2015年

日米欧中韓への出願		
順位	出願人名称	ファミリー件数
1	トヨタ自動車株式会社	294
2	出光興産株式会社	86
3	住友電気工業株式会社	69
4	Samsung Group（韓国）	34
5	Hyundai-Kia Motors group（韓国）	23

図1　硫化物系無機固体電解質、日米欧中韓への出願

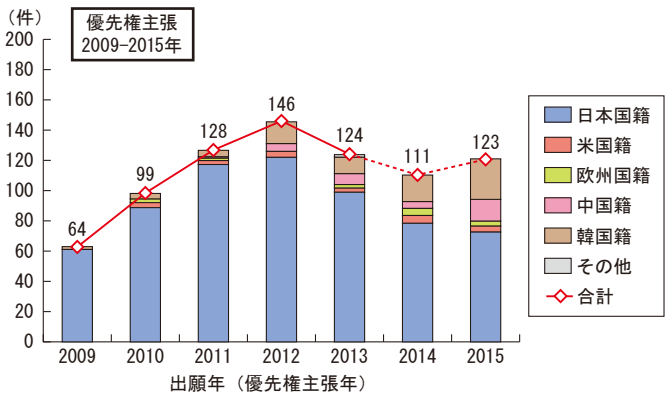

注）2014年以降はデータベース収録の遅れ、PCT出願の各国移行のずれ等で、全出願データを反映していない可能性がある。

3. 全固体電解質の実用化に向けて

我が国は、実用化が近い硫化物系固体電池分野の研究で、他国をリードしている。そこで、我が国の企業によって早期に実用化し、市場に供給することができれば、我が国企業が市場おいても優位性を確保することができるといえる。ただし、この分野の研究競争は非常に激しいことから、今後の市場や技術の方向性を分析して綿密な市場戦略を構築し、それに適合した特許出願を行うことが必要である。

Column 5

ヒト幹細胞関連技術

1. 幹細胞とは

「幹細胞」とは、細胞分裂により自己と同じ能力を有する細胞を生ずる能力（自己複製能）と、自己とは異なる細胞になる能力（分化能）とを併せ持つ細胞をいい、胚性幹細胞（ES 細胞）や人工多能性幹細胞（iPS 細胞）などが含まれる。ヒト幹細胞に関連する技術は、ヒトの発生という生命の理解に役立つと同時に、再生医療・細胞治療、疾患モデル、創薬への活用など産業への応用が進みつつあり、大量の細胞を製造する技術などの開発も活発に進められている。

2. ヒト幹細胞関連技術に関する特許出願の動向

ヒト幹細胞関連技術に関する我が国からの特許出願件数は、PCT 出願件数[1]で米国に次ぐ 2 位、日米欧中韓への出願件数[2]では米国、中国に次ぐ 3 位と上位にある。ヒト幹細胞の種類別にみると、日米は多能性幹細胞の割合が高い一方で、中韓は間葉系幹細胞の割合が高く、中でも我が国は iPS 細胞の研究が重視される傾向にある[3]。また、要素技術と応用産業の観点でみると、応用産業の占める比率は諸外国の方が高くなっている[4]。

3. 再生医療の産業化に向けて

再生医療・細胞治療製品は、材料となる細胞から最終製品ができあがるまでの工程で様々な製品・サービスが必要であり、受託製造、試薬、機器、物流などの各分野で、様々な業種の企業にビジネスチャンスがある。近年、ヒト幹細胞関連技術に関わる日本企業は、2013 年度の 90 社から 228 社（2017 年 6 月末時点）と大きく増えている。日本企業の保有する様々な技術が、開発のあらゆる工程で活用されることが期待されるが、企業側は原材料から最終製品まで必要な技術で結ばれたバリューチェーンの構築を意図した開発を行うことが期待される。

ヒト幹細胞関連技術俯瞰図

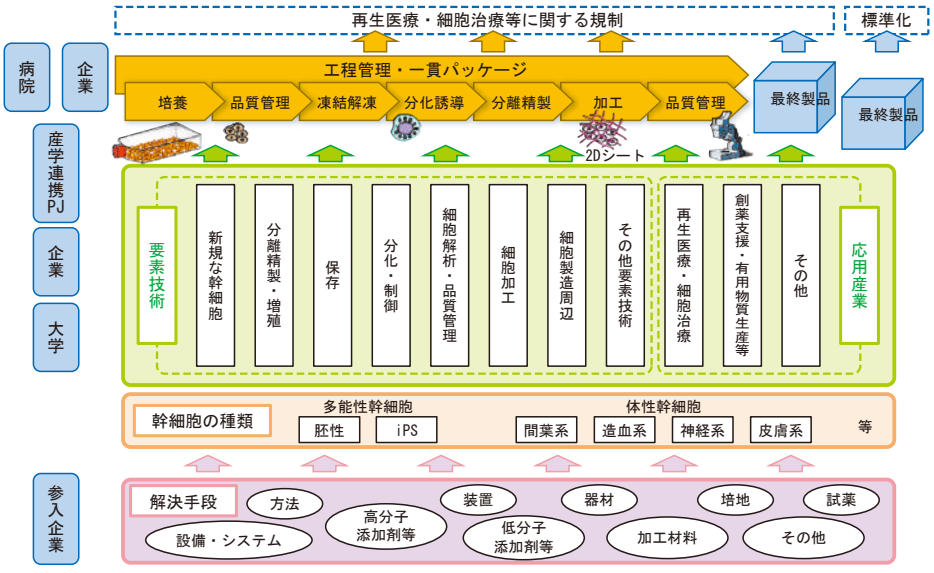

（資料）特許庁「平成 29 年度特許出願技術動向調査報告書　ヒト幹細胞関連技術」

1　出願人国籍（地域）別 PCT 国際出願件数、米国 3,258 件、日本 967 件、韓国 461 件、ドイツ 250 件、英国 230 件（上位 5）。
2　出願人国籍（地域）別ファミリー件数、米国 3,286 件、中国 2,285 件、日本 1,577 件、韓国 1,476 件、ドイツ 284 件（上位 5）。
3　「幹細胞の種類」により区分した出願人国籍（地域）別ファミリー件数（日米欧中韓への出願）（全体に対する割合）
　多能性幹細胞：日本 28.0%、米国 16.9%、欧州 11.9%、中国 11.4%、韓国 13.0%
　間葉系幹細胞：日本 18.8%、米国 14.4%、欧州 15.3%、中国 37.5%、韓国 31.9%
　iPS 細胞：日本 11.0%、米国 6.3%、欧州 4.6%、中国 4.6%、韓国 4.8%
4　「要素技術・応用産業」で区分した出願人国籍（地域）別ファミリー件数（日米欧中韓への出願）を見ると、全体（要素技術及び応用産業）のうち応用産業の占める比率は、日本 25.3%に対して、米国 48.8%、欧州 41.4%、中国 30.9%、韓国 39.6%である。
※脚注 1-4 について、出願年（優先権主張年）が 2007～2015 年の累計件数。
※「間葉系幹細胞」とは、体性幹細胞の一種であり、筋肉や骨等に分化し得る幹細胞である。

Column 6

リハビリテーション機器

世界に先駆けて超高齢社会を迎える日本では、老化や器質的障害により低下した身体的・心理的活動性を回復させ、自立性の向上やQOLの高い生活への復帰を目指すリハビリテーションへの要求が高まっている。また、慢性期のリハビリテーションについては、今後は、自宅等の病院外で専門家（医療従事者）の補助無しでリハビリテーションを実施する機会が増えることが見込まれるなど、リハビリテーションを取り巻く環境は大きな変化を迎えている。こうしたリハビリテーションを実現するための機器として、近年では、ロボット・センサ技術や音響映像技術を利用した機器が注目されている。

1. 市場規模とともに増加傾向にある特許出願

リハビリテーション機器の世界市場規模は拡大傾向にある中、特許出願も増加傾向にあり、2011年以降伸びが大きくなっている。出願件数比率で最も高いのは米国からの出願であるが、近年は中国からの出願の増加も目立っている。

出願人国籍（地域）別出願件数推移（日米欧中韓イスラエルへの出願）

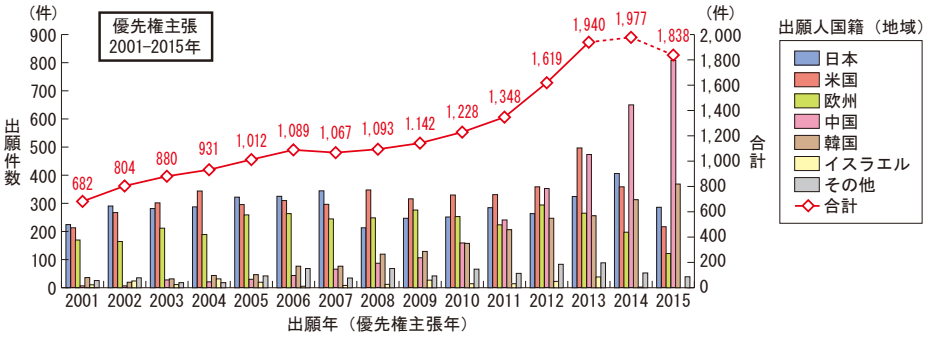

（備考）2014年以降はデータベース収録の遅れやPCT出願の各国移行のずれ等で、全データを反映していない可能性がある。

2. ロボット・センサ技術や音響映像技術の利用

効果的なリハビリテーションの実現や機器開発を促進するためには、機器の使用データの収集が鍵となる。本調査では、ロボット・センサ技術に関するファミリー件数において日本が数的優位にあることが分かった。こうした技術を活かして使用データの収集・活用を一層進めるとともに、機器とその運用方法との開発を両輪として、日本のリハビリテーション技術の優位性を高めていくことが期待される。

また、将来増加が見込まれる自宅等でのリハビリテーションでは、利用者のモチベーションの維持・向上と、機器の効果的な使い方を遵守させることが課題となる。こうした課題に対して、プロジェクションマッピングを含む音響映像技術を応用する試みがなされているが、こうした音響映像技術や、利用者のモチベーションの維持・向上を目的とした技術に関するファミリー件数においても日本が数的優位にあることが分かった。

（左）要素技術：ロボットシステムとして
　　マニピュレータ技術を使用したもの
（右）要素技術：物理計測センサにおける状態
　　（圧力、重量、位置、傾きなど）計測技術
　　出願人国籍（地域）別ファミリー件数

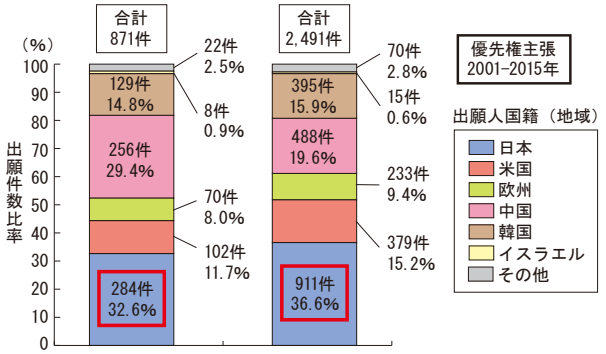

開発目的・課題：利用者に関するもの
出願人国籍（地域）別ファミリー件数

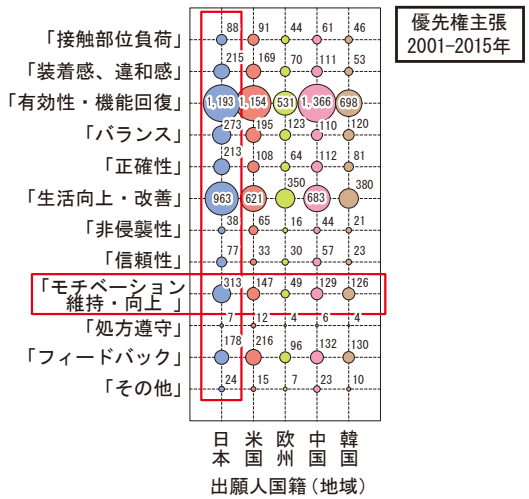

（備考）ファミリー件数は日本、米国、欧州、中国、韓国、イスラエルへの出願の合計ファミリー件数である。

2 意匠

(1)主要国での物品分野別の意匠登録動向

2016年（意匠公報発行年）の日本国特許庁での登録件数が上位10クラスのロカルノ分類（クラス06・08・09・10・12・14・15・23・24・25）について、2012年～2016年（意匠公報発行年）の日米欧中韓の意匠登録件数を紹介する。

まず、全体を見ると、10クラス全てにおいて中国が他を大きく引き離して多く、次いでほとんどのクラスで欧州が多い。我が国について見ると、件数としてはクラス09（物品の輸送又は荷扱いのための包装用容器及び容器）が常に2000件以上と多いが、5年間での増加率に着目するとクラス24（医療用及び実験用器具）が最も大きく、また中国が著しく減少しているクラスであることから我が国の占める割合が高まっている。

1-5-55図 「クラス06：室内用品」の意匠登録件数の推移

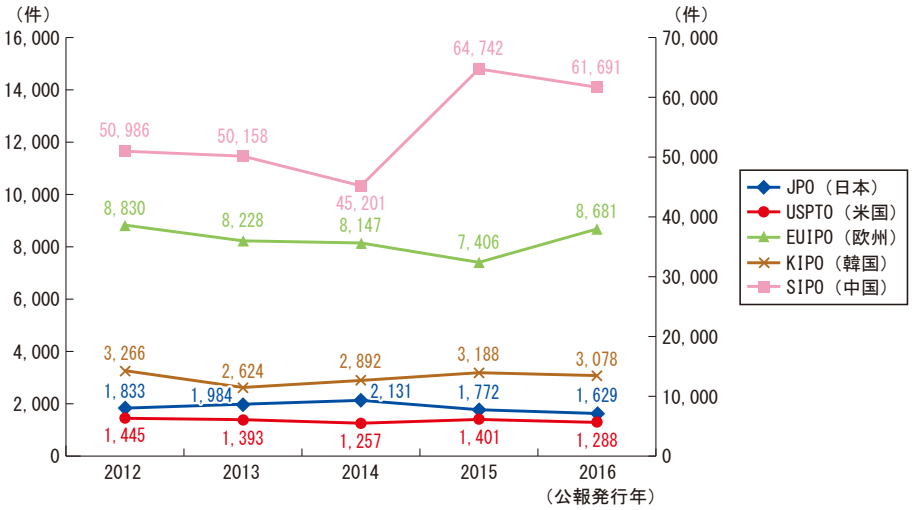

（備考）意匠登録件数は意匠公報発行年で集計した。
SIPO(中国)については右軸で示す。
（資料）特許庁「平成29年度意匠出願動向調査―意匠マクロ調査―」

1-5-56図 「クラス08：工具及び金物類」の意匠登録件数の推移

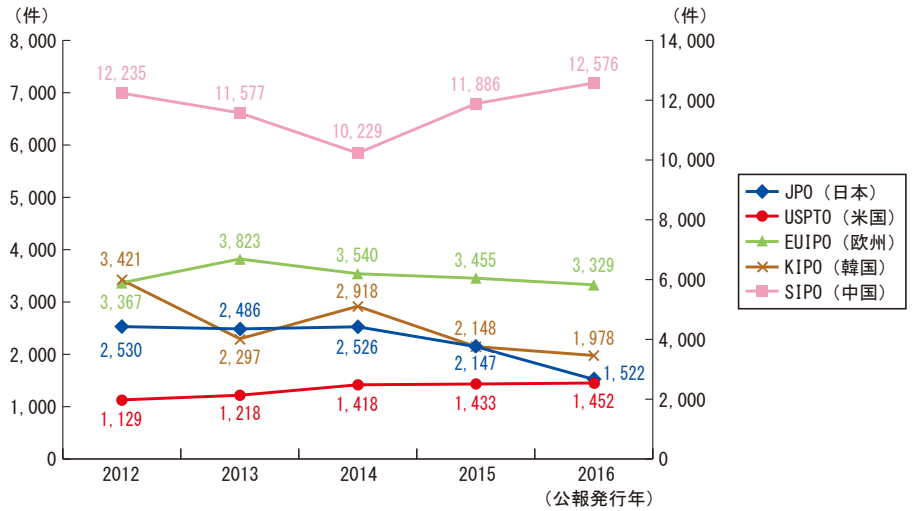

（備考）意匠登録件数は意匠公報発行年で集計した。
SIPO(中国)については右軸で示す。
（資料）特許庁「平成29年度意匠出願動向調査―意匠マクロ調査―」

1-5-57図

「クラス 09：物品の輸送又は荷扱いのための包装用容器及び容器」の意匠登録件数の推移

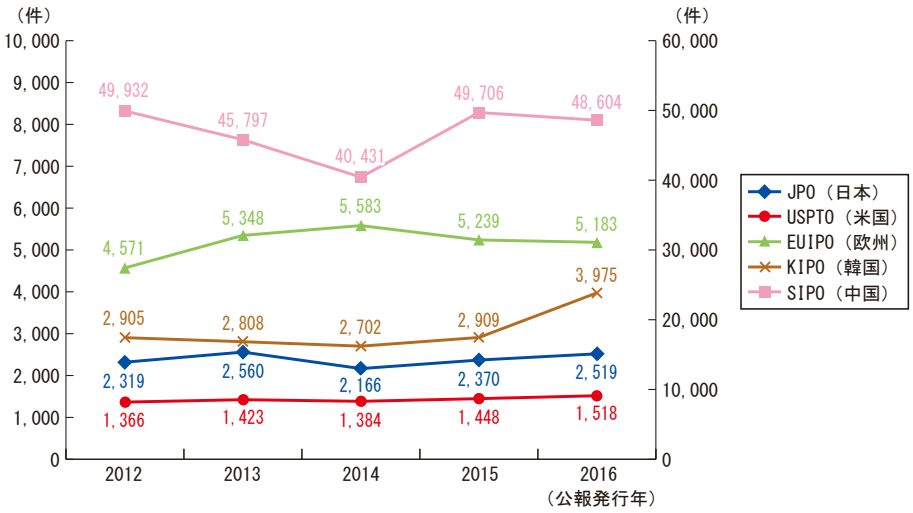

（備考）意匠登録件数は意匠公報発行年で集計した。
SIPO（中国）については右軸で示す。
（資料）特許庁「平成 29 年度意匠出願動向調査―意匠マクロ調査―」

1-5-58図

「クラス 10：時計及びその他の測定機器、検査機器及び信号用機器」の意匠登録件数の推移

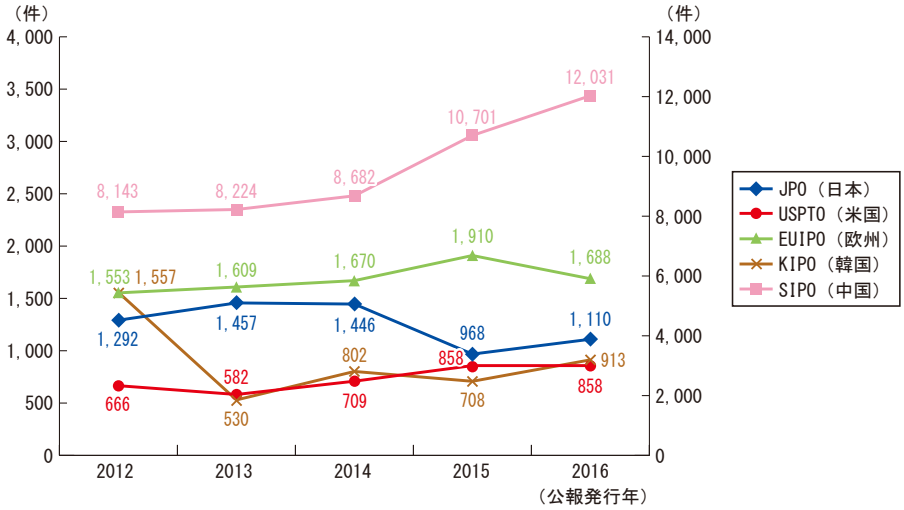

（備考）意匠登録件数は意匠公報発行年で集計した。
SIPO（中国）については右軸で示す。
（資料）特許庁「平成 29 年度意匠出願動向調査―意匠マクロ調査―」

1-5-59図

「クラス 12：輸送又は昇降の手段」の意匠登録件数の推移

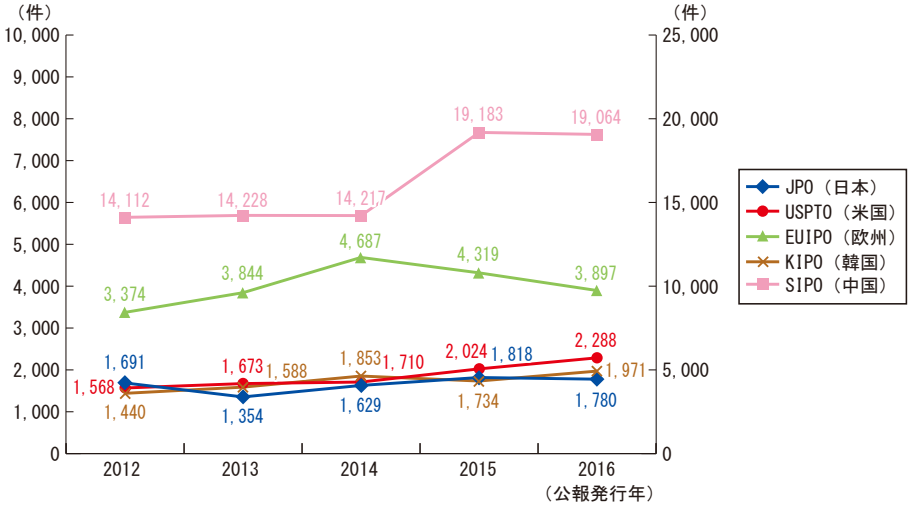

（備考）意匠登録件数は意匠公報発行年で集計した。
SIPO（中国）については右軸で示す。
（資料）特許庁「平成 29 年度意匠出願動向調査―意匠マクロ調査―」

1-5-60図

「クラス 14：記録、通信又は情報検索の機器」の意匠登録件数の推移

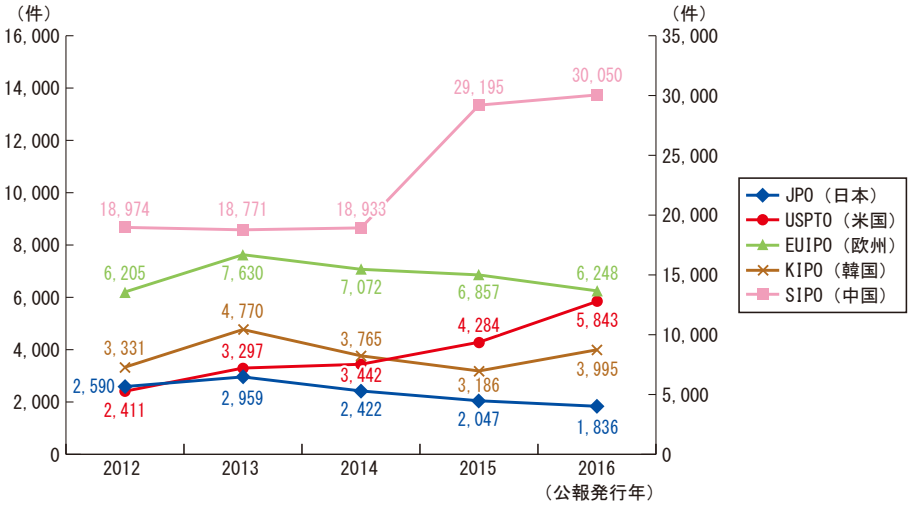

（備考）意匠登録件数は意匠公報発行年で集計した。
SIPO（中国）については右軸で示す。
（資料）特許庁「平成 29 年度意匠出願動向調査―意匠マクロ調査―」

1-5-61図

「クラス 15：機械、他で明記されていないもの」の意匠登録件数の推移

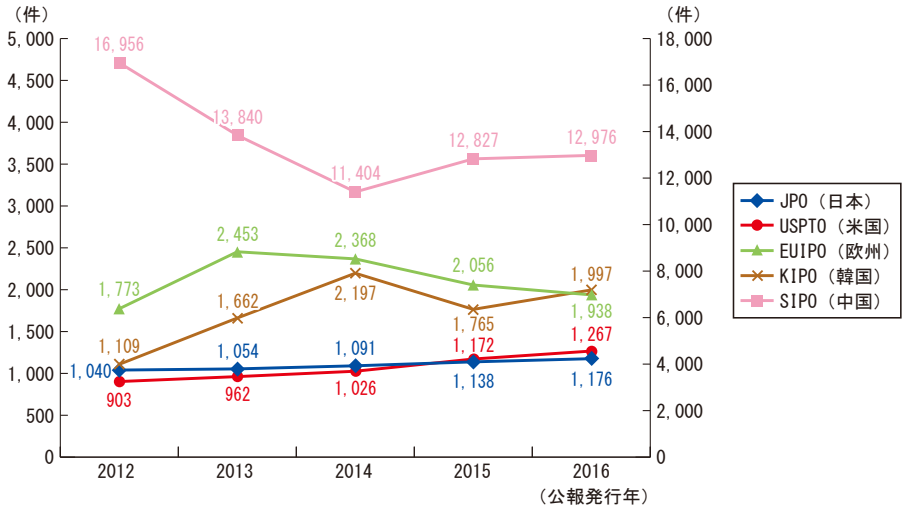

（備考）意匠登録件数は意匠公報発行年で集計した。
SIPO（中国）については右軸で示す。
（資料）特許庁「平成 29 年度意匠出願動向調査―意匠マクロ調査―」

1-5-62図

「クラス 23：液体供給機器、衛生用、暖房用、換気用及び空調用の機器、固体燃料」の意匠登録件数の推移

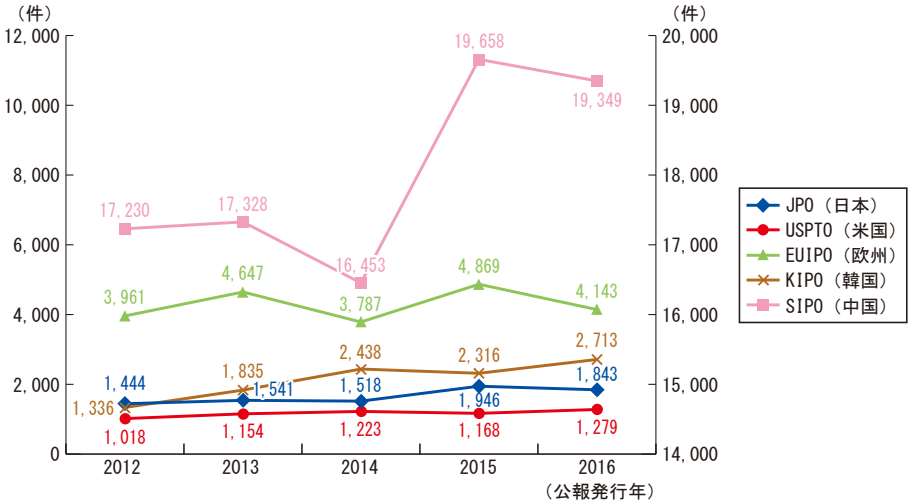

（備考）意匠登録件数は意匠公報発行年で集計した。
SIPO（中国）については右軸で示す。
（資料）特許庁「平成 29 年度意匠出願動向調査―意匠マクロ調査―」

1-5-63図

「クラス 24：医療用及び実験用器具」の意匠登録件数の推移

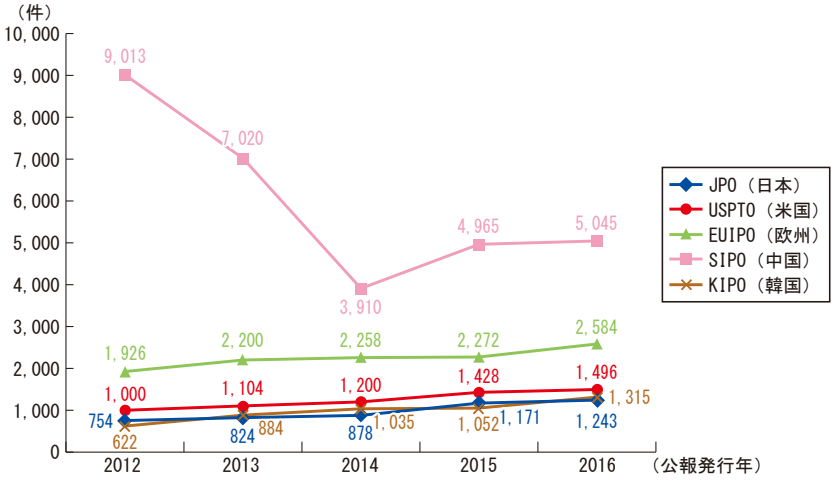

（備考）意匠登録件数は意匠公報発行年で集計した。
（資料）特許庁「平成 29 年度意匠出願動向調査―意匠マクロ調査―」

1-5-64図

「クラス 25：建築用ユニット及び建築部材」の意匠登録件数の推移

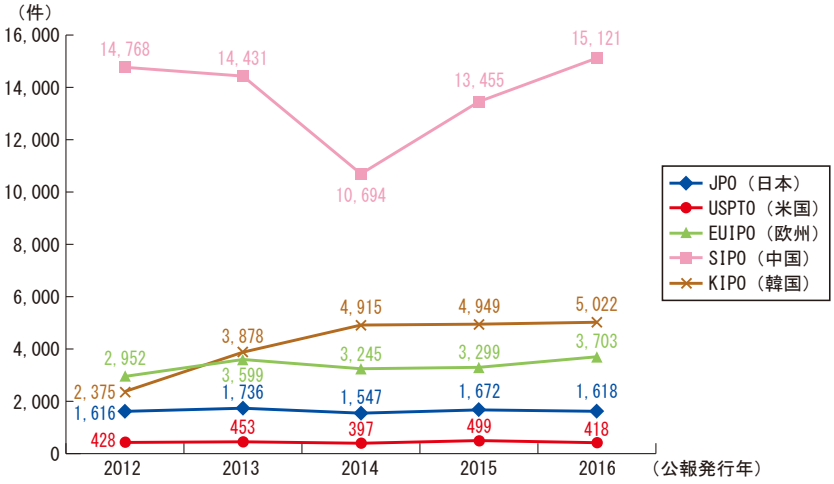

（備考）意匠登録件数は意匠公報発行年で集計した。
（資料）特許庁「平成 29 年度意匠出願動向調査―意匠マクロ調査―」

3 商標

(1)主要国への産業分野別の商標登録出願動向

商標の国際分類を産業分野毎に6（化学、機械、繊維、雑貨、食品、役務）に分け、各分野における2012年～2016年（出願年）の日米欧中韓の商標登録出願区分数を紹介する。

我が国においては、いずれの分野においても増加傾向にあるが、特に機械、雑貨及び役務の分野においては、2014年～2016年にかけて米国、欧州及び韓国と比較して際だって高い増加率を示している。

また、中国においては、いずれの分野においても最も大きな件数を示しているとともに増加傾向を示している。米国においてもどの分野でも増加傾向にあるが、欧州や韓国においては、2016年において件数を落としている分野も存在する。

1-5-65図 化学分野における商標登録出願区分数の推移

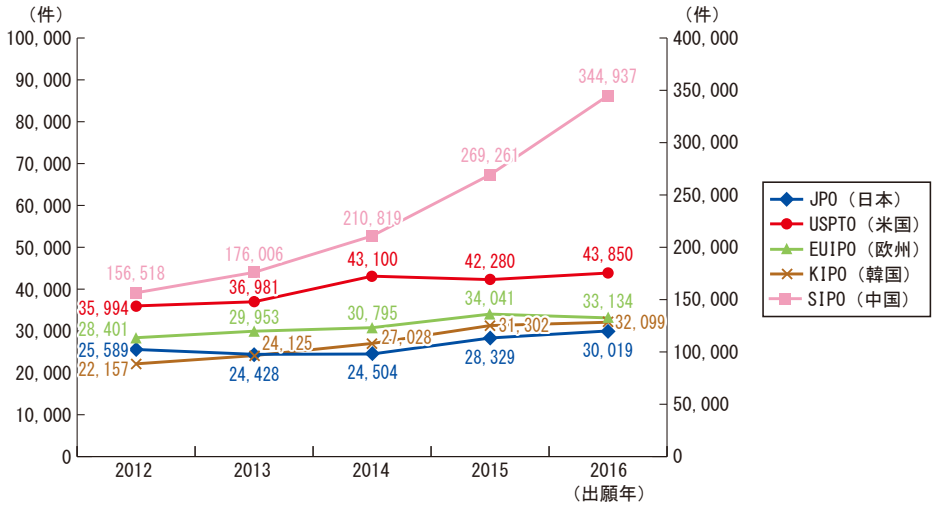

（備考）SAIC（中国）については右軸で示す。
（資料）特許庁「平成29年度商標出願動向調査報告書ーマクロ調査ー」

1-5-66図 機械分野における商標登録出願区分数の推移

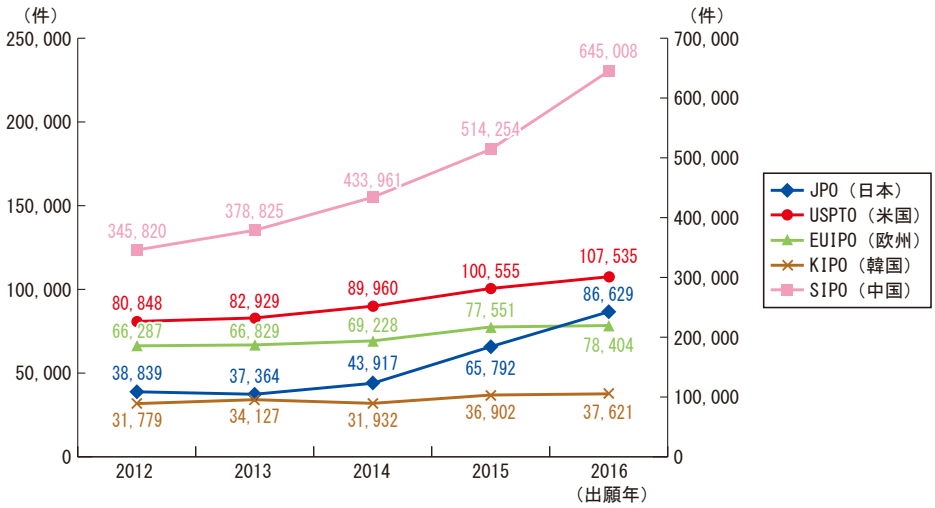

（備考）SAIC（中国）については右軸で示す。
（資料）特許庁「平成29年度商標出願動向調査報告書ーマクロ調査ー」

1-5-67図 繊維分野における商標登録出願区分数の推移

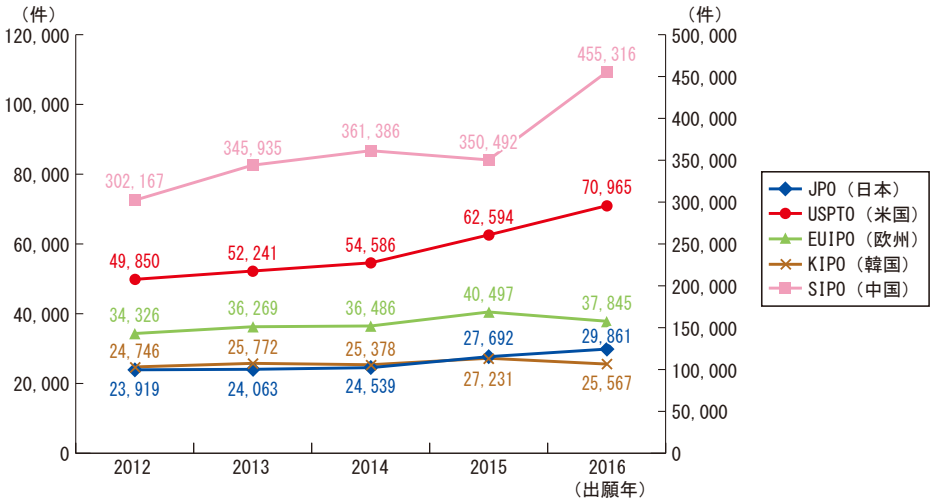

（備考）SAIC（中国）については右軸で示す。
（資料）特許庁「平成29年度商標出願動向調査報告書ーマクロ調査ー」

1-5-68図 雑貨分野における商標登録出願区分数の推移

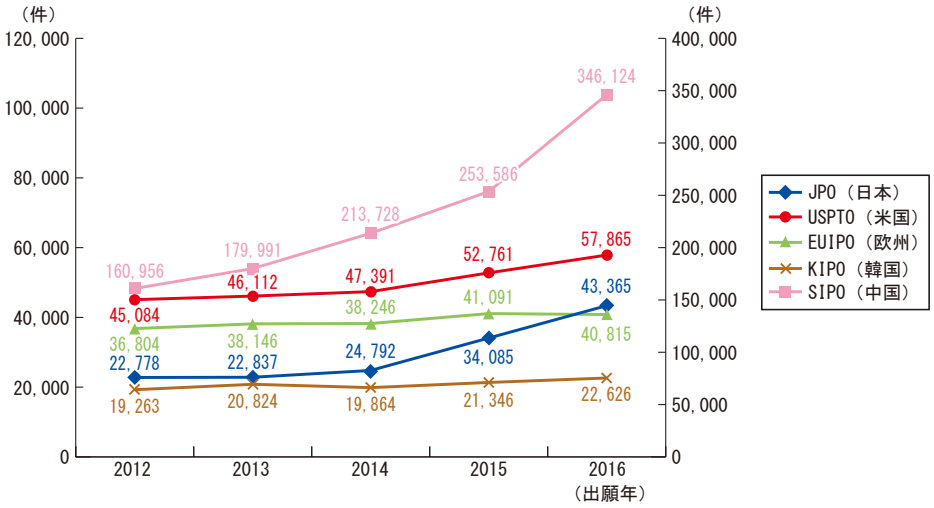

（備考）SAIC（中国）については右軸で示す。
（資料）特許庁「平成29年度商標出願動向調査報告書ーマクロ調査ー」

1-5-69図 食品分野における商標登録出願区分数の推移

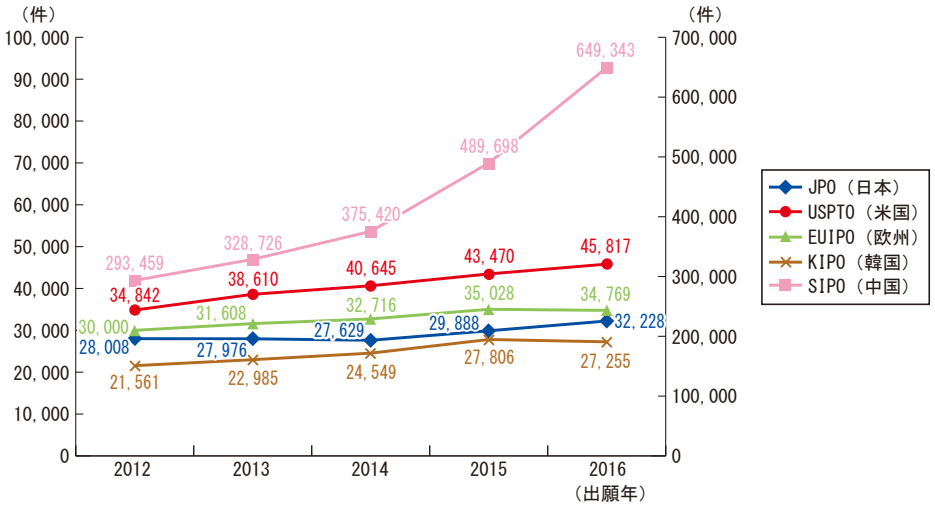

（備考）SAIC（中国）については右軸で示す。
（資料）特許庁「平成29年度商標出願動向調査報告書ーマクロ調査ー」

1-5-70図 役務分野における商標登録出願区分数の推移

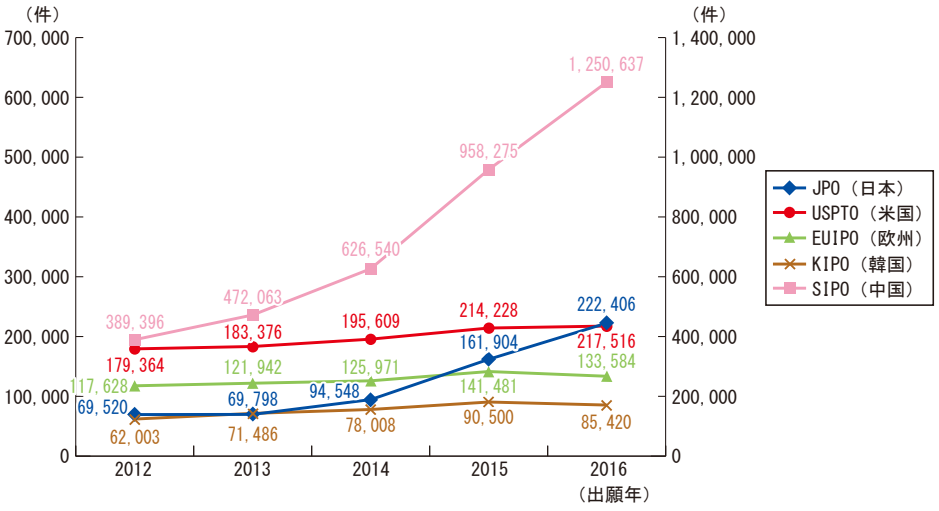

（備考）SAIC（中国）については右軸で示す。
（資料）特許庁「平成29年度商標出願動向調査報告書ーマクロ調査ー」

(2)新しいタイプの商標の商標登録出願・商標登録の動向

日本では、2015年4月1日より新しいタイプの商標（音、動き、ホログラム、色彩のみ、位置）を保護対象として出願することが可能となったが、諸外国（地域）においては既に新しいタイプの商標（「音」「色彩のみ」「香り（匂い）」「ホログラム」「動き」「トレードドレス」）が導入されており、このうち「音」、「色彩のみ」、「香り（匂い）」、「ホログラム」の日本及び諸外国（地域）における出願件数と登録件数の推移（2012年～2016年）を紹介する。

「音の商標」については、日本においても2015年4月1日より新しいタイプの商標の出願が可能になったため、2015年には365件と非常に多く出願されており、2016年も133件と前年よりも少なくなったものの、他の調査対象国（地域）と比較すると多くの出願が行われている。「色彩のみからなる商標」についても日本では2015年には448件と非常に多くの出願が行われており、2016年には42件と前年よりも大幅に減少したものの、他の調査対象国（地域）における出願件数よりも多くの出願が認められる。他の調査対象国（地域）では、オーストラリアへの出願件数が多く見られる。

1-5-71図
音の商標の出願件数・登録件数

		2012	2013	2014	2015	2016
日本	出願	0	0	0	365	133
	登録	0	0	0	21	74
米国	出願	25	45	29	38	26
	登録	8	23	15	16	21
EUIPO	出願	21	34	14	12	15
	登録	15	14	26	14	14
英国	出願	0	1	1	1	3
	登録	0	0	0	2	2
ドイツ	出願	17	20	16	17	7
	登録	6	20	12	12	5
フランス	出願					
	登録					
韓国	出願	39	8	5	3	18
	登録	0	0	29	5	2
台湾	出願	1	5	10	3	4
	登録	0	1	4	3	8
シンガポール	出願	2	4	0	5	4
	登録					
オーストラリア	出願	4	6	5	4	6
	登録	5	0	6	2	3
ニュージーランド	出願	2	4	1	4	2
	登録	3	0	3	2	5

（備考）斜線箇所は、データが取得できなかった箇所である。
（資料）特許庁「平成29年度商標出願動向調査報告書－マクロ調査－」
日本の件数については、統計・資料編　第2章7.

1-5-72図
色彩のみからなる商標の出願件数・登録件数

		2012	2013	2014	2015	2016
日本	出願	0	0	0	448	42
	登録	0	0	0	0	0
米国	出願					
	登録					
EUIPO	出願	7	18	12	9	19
	登録	1	1	2	3	20
英国	出願	0	0	0	4	7
	登録	0	1	0	0	3
ドイツ	出願	3	4	11	11	8
	登録	4	5	1	2	1
フランス	出願					
	登録					
韓国	出願	1	43	40	7	3
	登録	0	1	3	2	1
台湾	出願	6	8	6	8	12
	登録	0	0	4	1	0
シンガポール	出願					
	登録					
オーストラリア	出願	45	43	18	3	38
	登録	20	15	46	8	21
ニュージーランド	出願	11	14	9	14	6
	登録	4	2	1	5	0

（備考）斜線箇所は、データが取得できなかった箇所である。
（資料）特許庁「平成29年度商標出願動向調査報告書－マクロ調査－」
日本の件数については、統計・資料編　第2章7.

1-5-73図
香り（匂い）の商標の出願件数・登録件数

		2012	2013	2014	2015	2016
日本	出願					
	登録					
米国	出願	1	1	4	2	0
	登録	3	0	1	1	1
EUIPO	出願	0	0	0	0	0
	登録	0	0	0	0	0
英国	出願	0	0	0	0	0
	登録	0	0	0	0	0
ドイツ	出願					
	登録					
フランス	出願	0	0	0	0	0
	登録	0	0	0	0	0
韓国	出願	2	0	0	0	0
	登録	0	0	0	0	0
台湾	出願					
	登録					
シンガポール	出願					
	登録					
オーストラリア	出願	3	2	3	0	0
	登録	0	0	0	0	0
ニュージーランド	出願	0	3	0	0	0
	登録	0	0	0	0	0

（備考）斜線箇所は、データが取得できなかった箇所である。
（資料）特許庁「平成 29 年度商標出願動向調査報告書－マクロ調査－」

1-5-74図
ホログラム商標の出願件数・登録件数

		2012	2013	2014	2015	2016
日本	出願	0	0	0	14	3
	登録	0	0	0	1	8
米国	出願	0	0	0	0	0
	登録	0	0	0	0	0
EUIPO	出願	0	1	0	0	0
	登録	0	0	1	0	0
英国	出願	2	6	4	2	3
	登録	0	4	6	2	1
ドイツ	出願					
	登録					
フランス	出願	167	164	200	299	165
	登録					
韓国	出願	0	0	1	0	0
	登録	2	0	0	0	1
台湾	出願	0	0	2	0	0
	登録	0	0	0	0	0
シンガポール	出願	0	1	0	0	0
	登録					
オーストラリア	出願					
	登録					
ニュージーランド	出願					
	登録					

（備考）斜線箇所は、データが取得できなかった箇所である。
（資料）特許庁「平成 29 年度商標出願動向調査報告書－マクロ調査－」
日本の件数については、統計・資料編　第 2 章 7.

日本における新しいタイプの商標（音、動き、ホログラム、色彩、位置）の 2017 年の出願件数及び登録査定件数の推移を 1-5-75 図に示す。

1-5-75図　日本における新しいタイプの商標の出願及び登録査定状況（2017 年）

	音	色彩	ホログラム	動き	位置	合計
出願	80	22	0	8	51	161
登録	113	2	2	31	21	169

（資料）特許庁作成

Column 7

音商標について

2015年4月1日から「動き商標」、「ホログラム商標」、「色彩のみからなる商標」、「音商標」、「位置商標」の5つのタイプの商標について、新たに商標登録することができるようになり、これまで1600件以上の出願を受け付けた。

そのうち、「音商標」は、音楽、音声、自然音等からなる商標であり、聴覚で認識される商標のことである。例えば、テレビCMに使われるサウンドロゴやパソコンの起動音等が考えられる。

しかし、音商標のうち、音楽的要素（※）のみからなる音商標については、識別力のある歌詞を伴う音商標と異なり、商品又は役務の魅力を向上させる際に使用されるため、原則、識別力がないものとして商標登録されない。登録されるには、使用による識別力の獲得を立証する必要があり、音楽的要素のみで識別力を獲得しているか否かについて慎重に審査が行われる。そして、2017年9月26日に、我が国で初めて、以下3件の「音楽的要素のみからなる商標」について登録を認める旨の判断がなされた。

※音楽的要素とは、メロディー、ハーモニー、リズム又はテンポ、音色等をいう。

権利者	登録番号	商標	区分／指定商品・役務
大幸薬品株式会社	第5985746号	（1）	第５類／胃腸薬
インテル・コーポレーション	第5985747号	（2）	第９類／マイクロプロセッサ，ソフトウェアのプログラムが可能なコンピュータ用マイクロプロセッサ
Bayerische Motoren Werke Aktiengesellschaft	国際登録第1177675号	（3）	第12類／Automobiles and parts thereof, included in this class.

（1）

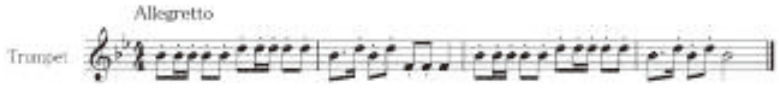

（2）

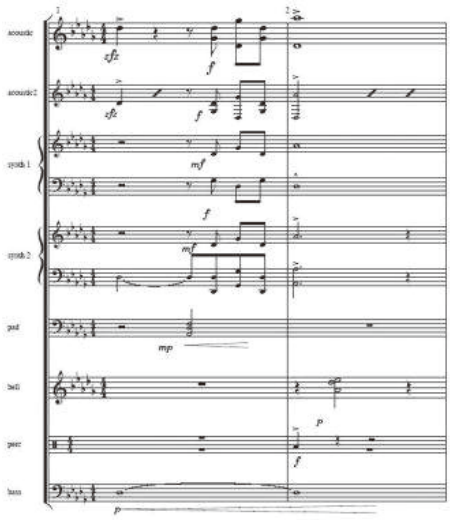

（3）

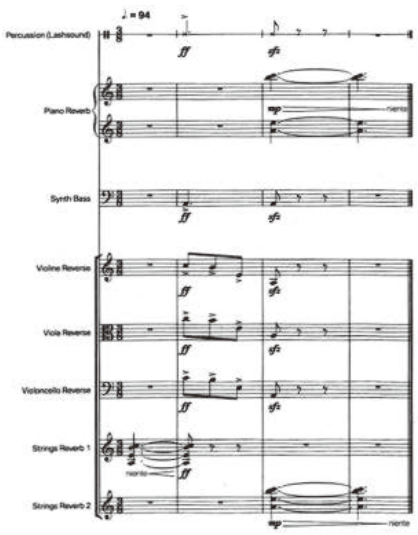

使用による識別力の立証については、商標法第３条第２項の商標審査基準に詳しい記載があるが、以下が審査のポイントとなる。商標法第３条第１項第６号の拒絶理由が通知された音楽的要素のみからなる商標についても、使用による識別力を獲得した場合は同号には該当しなくなるため、考え方は同じである。

＜商標法第３条第２項＞
①出願された商標と実際に使用されている商標の同一性
②使用されている商品・役務と指定商品・役務の同一性
③需要者の認識
＜音商標におけるポイント＞
出願商標部分のみが独立して識別力を有するか
・出願商標のみの使用はあるか
・出願商標のみに係る出願人以外の第三者の評価（紹介記事等）
・出願商標のみでの認識度調査結果

音商標ほか、新しいタイプの商標は、言語以外の多様なブランド発信手段として、企業のブランド戦略に大きな役割を果たすことが期待される。

引き続き、新しいタイプの商標出願についても適切な審査に努める所存。

第2部 特許庁における取組

- 第1章　特許における取組
- 第2章　意匠における取組
- 第3章　商標における取組
- 第4章　審判における取組
- 第5章　情報システムにおける取組
- 第6章　中小企業・ベンチャー企業・地域・大学等への支援・施策
- 第7章　人材育成に向けた支援・施策
- 第8章　新たな産業財産権制度の見直しについて

第1章 特許における取組

我が国企業や大学・研究機関等のグローバルな知的財産活動を支援するためには、特許庁が国際的に信頼される質の高い審査を行い、国内外で速やかに特許を取得できるようにすることが重要である。このため特許庁は、「世界最速・最高品質の特許審査」の実現に向けた様々な取組を講じてきた。

また、IoTや人工知能（AI）、ビッグデータ等の新技術の研究開発及びビジネスへの適用が急速に進んでおり、これらへの対応も急務となっている。

本章では、「世界最速・最高品質の特許審査」を実現するための、審査の迅速化に関する取組、質の高い権利を設定するための取組、及び海外特許庁との連携・協力について紹介するとともに、標準必須特許に関する取組を紹介する。

1 審査の迅速性を堅持するための取組

特許庁は、2023年度までに特許の「権利化までの期間[1]」（標準審査期間）と「一次審査通知までの期間」をそれぞれ、平均14か月以内、平均10か月以内とすべく、登録調査機関による先行技術文献調査の拡充、必要な審査官の確保等の取組を着実に実施してきた。「権利化までの期間」（標準審査期間）が14か月以内になれば、例えば出願とほぼ同時に審査請求された案件が、出願公開の前には特許取得の目処がつくことを意味しており、これは、特許権の活用に加えて、特許査定に至らなかった発明の秘匿も含めた、多様な事業戦略の構築を可能にするものと期待される。本節では、これらの審査の迅速化に関する取組について紹介する。

(1)特許審査の迅速化の推進

①登録調査機関による先行技術文献調査の拡充

近年、外国語特許文献の割合が増加し、その調査の重要性も高まっている。特許庁は、そのような状況に対応するため、登録調査機関による先行技術文献調査の範囲を日本語特許文献から外国語特許文献まで拡張し、先行技術文献調査の質の向上と、それに基づく審査の迅速化に取り組んできた。2017年度の登録調査機関による先行技術文献調査の総件数15.3万件のうち、外国語特許文献の調査が行われたのは11.4万件であった。

登録調査機関による外国語特許文献の調査をより一層充実させていくことで、審査効率の更なる向上が期待される。また、審査の質の維持・向上にもつながるものと考えられる。

登録調査機関の数は、2018年4月1日現在10機関である。登録調査機関としての登録は、39に分けられた技術区分単位で行うこととし、各登録調査機関は登録した区分で調査業務を行っている。

2004年当時の特許庁の審査室体制に基づいて39の区分と区分に含まれる技術の分野が決定されたが、十数年間における各技術分野の出願傾向の変遷により、区分ごとの件数規模のばらつきが拡大していた。そのため、各区分の「区分の名称」及び「技術の分野」を改正し、2018年4月から改正後の区分に基づいた調査業務を実施している。

1 審査請求日から取下げ・放棄又は最終処分を受けるまでの期間（出願人が補正等をすることに起因して特許庁から再度の応答等を出願人に求めるような場合や、特許庁に応答期間の延長や早期の審査を求める場合等の、出願人に認められている手続を利用した場合を除く。）。

2-1-1図 登録調査機関一覧（2018年4月1日）

登録調査機関名	登録区分	調査業務実施者数
(一財)工業所有権協力センター	1～39（全区分）	1,570
テクノサーチ㈱	10（自動制御） 11（動力機械） 12（運輸） 13（一般機械） 14（生産機械） 15（搬送） 16（繊維包装機械） 17（生活機器） 18（熱機器） 19（医療機器） 20（無機化学） 23（半導体機器） 25（有機化学） 26（環境化学） 29（繊維・積層体） 34（伝送システム） 35（電力システム） 39（電気機器）	98
(一社)化学情報協会	30（有機化合物）	27
㈱技術トランスファーサービス	1（計測） 3（分析診断） 6（事務機器） 8（アミューズメント） 15（搬送） 17（生活機器） 18（熱機器） 19（医療機器） 23（半導体機器） 24（生命工学・医療） 25（有機化学） 31（電子商取引） 33（情報処理）	93
㈱AIRI	1～39（全区分）	284
㈱パソナグループ	1～39（全区分）	247
㈱古賀総研	20（無機化学） 21（金属・金属加工） 22（電気化学） 23（半導体機器） 25（有機化学） 26（環境化学）	44
㈱みらい知的財産技術研究所	8（アミューズメント） 10（自動制御） 14（生産機械） 15（搬送） 17（生活機器） 18（熱機器） 23（半導体機器） 31（電子商取引） 32（インターフェイス） 33（情報処理） 34（伝送システム） 35（電力システム） 36（デジタル通信） 37（映像システム） 38（画像処理） 39（電気機器）	119
㈱廣済堂	5（光デバイス） 15（搬送） 17（生活機器） 18（熱機器） 19（医療機器） 23（半導体機器） 31（電子商取引） 33（情報処理） 37（映像システム） 38（画像処理）	50
ジェト特許調査㈱	8（アミューズメント）	12

（資料）特許庁作成

②必要な審査官の確保

日本国特許庁は世界に先駆け、特許の出願から査定までをペーパーレスで行うシステムを構築し、登録調査機関による先行技術文献調査の拡充を積極的に進めてきた。審査処理能力増強のためには、一層の効率化に努めることは当然としても、審査官の増員が必要不可欠である。そのため、任期付審査官を採用するなど、審査官の増員の実現と、処理能力の維持に努めてきた。2018年度においては、13名の通常審査官と100名の任期付審査官を確保した。

今後も、ユーザーニーズである「安定した権利の迅速な付与」のために必要な審査官の確保に努め、審査処理能力の維持・向上を図っていく必要がある。

(2)早期審査制度・スーパー早期審査制度

①早期審査制度

特許庁では、一定の要件の下で、出願人からの申請を受けて審査を通常に比べて早く行う早期審査制度を実施している[1]。

早期審査制度では、既に実施しているか2年以内に実施予定の発明に係る出願（実施関連出願）や、外国にも出願している出願（外国関連出願）、中小・ベンチャー企業や大学・TLO・公的研究機関からの出願を対象としている。そして、2011年8月からは、震災により被災した企業・個人等からの出願（震災復興支援関連出願）も早期審査の対象に加えている。さらに、環境関連技術に関する出願（グリーン関連出願）や、グローバル企業の研究開発拠点等の我が国への呼び込みを推進するために施行された「特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法（アジア拠点化推進法）」に基づく認定を受けた研究開発事業の成果に係る発明についても、試行的に早期審査の対象に加えている。

2017年の早期審査の申請は20,529件であり、利用数は年々増加傾向にある。早期審査制度を利用した出願の2017年の一次審査通知までの期間は、早期審査の申請から平均2.3か月となっており、同制度を利用しない出願と比べ大幅に短縮されている。

②スーパー早期審査制度

特許庁は、「実施関連出願」かつ「外国関連出願」に該当する、より重要性の高い出願を対象として、通常の早期審査よりも更に早期に審査を行うスーパー早期審査制度[2]を試行している。

スーパー早期審査制度は、申請から一次審査までを1か月以内（DO出願[3]については、原則2か月以内）で行い、さらに、再着審査についても、意見書・補正書の提出から1か月以内に行うことで、通常の早期審査制度に比べて申請から権利化までの期間を短縮するものである。

2017年のスーパー早期審査の申請は580件であった。スーパー早期審査制度を利用した出願の2017年の一次審査通知までの期間は、スーパー早期審査の申請から平均0.7か月(DO出願については平均1.2か月）となっている。

2-1-2図
早期審査の申請件数の推移

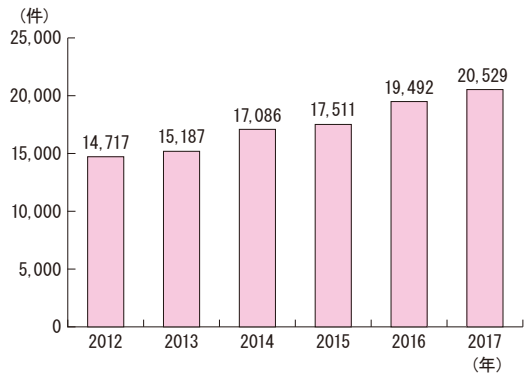

(資料)統計・資料編第2章18.(1)

2-1-3図
スーパー早期審査の申請件数の推移

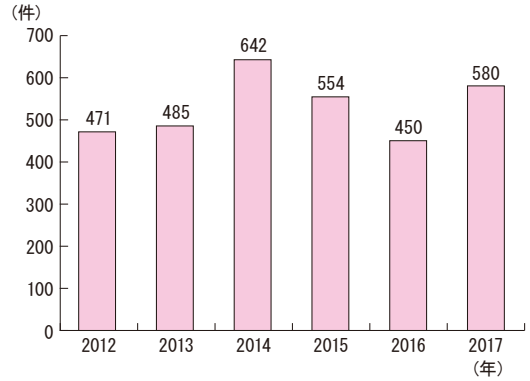

(資料)特許庁作成

1 申請手続等その他詳細については、以下ウェブサイト参照
https://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/souki/v3souki.htm
2 申請手続等その他詳細については、以下ウェブサイト参照
https://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/souki/supersoukisinsa_kakudai.htm
3 国際出願後、国内に移行した出願。

1
2

2 質の高い権利を設定するための取組

国際的に信頼される質の高い特許権は、円滑かつグローバルな事業展開を保障し、イノベーションを促進する上で不可欠である。こうした質の高い特許権には、後に覆ることのない強さと、発明の技術レベルや開示の程度に見合う権利範囲の広さを備え、世界に通用する有用なものであることが求められる。特許庁は、この「強く・広く・役に立つ特許権」を付与していくにあたり、品質管理体制の充実はもとより、出張面接やテレビ面接を含む面接、事業戦略対応まとめ審査等のユーザーニーズに応じた取組、審査官同士の協議やユーザー評価調査の充実等の特許審査の質の維持・向上のための取組を実施した。また、研究開発及びビジネスへの適用が急速に進み、分野横断的に利用されるIoTや人工知能（AI）、ビッグデータ等の新技術において、これらの特許出願に適切に対応するため、「特許・実用新案審査基準」の改訂や、分野横断的な分類の新設を実施した。本節では、これらの質の高い権利を設定するための取組について紹介する。

(1)ユーザーニーズに応じた取組

①面接

特許庁では、審査官と出願人又はその代理人との間において、円滑な意思疎通を図るとともに、審査の効率化にも資するため、面接[1]を実施している(2017年実績:4,239件)。また、面接の形態としては、地方の中小・ベンチャー企業、大学・TLO等を対象に、全国各地の面接会場に審査官が出張し、審査官と出願人とが直接面会して出願や技術内容等に係る相談を行う出張面接（2017年実績：1,168件）や、テレビ面接システムを利用したテレビ面接も実施している（2017年実績：52件）。2017年7月に開設した独立行政法人工業所有権情報・研修館近畿統括本部（INPIT-KANSAI）では、毎月第1・第3金曜日を重点実施日とし、出張面接を重点的に実施している。

②事業戦略対応まとめ審査

近年、企業活動のグローバル化や事業形態の多様化に伴い、企業では事業戦略上、知的財産権を群として取得し活用することが重要になってきている。そこで、特許庁では、事業で活用される知的財産権の包括的な取得を支援するために、国内外の事業に結びつく複数の知的財産（特許・意匠・商標）を対象として、各分野横断的に事業展開の時期に合わせて審査・権利化を行う事業戦略対応まとめ審査[2]を実施している（2017年実績：42件（対象とされた特許出願は471件、意匠登録出願は4件、商標登録出願は13件））。

事業戦略対応まとめ審査では、事業説明・面接等を活用し、事業の背景や、技術間の繋がりを把握した上で審査を行う。また、出願人が希望するタイミングでの権利化を支援するため、事業説明・面接・着手のスケジュールを調整しながら審査を進めることとしている。

1 面接申込等その他詳細な情報については下記ウェブサイトを参照
https://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/junkai.htm
2 申請手続等その他詳細な情報については下記ウェブサイトを参照
https://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/matome_sinsa.htm

1 2

2-1-4図 事業戦略対応まとめ審査

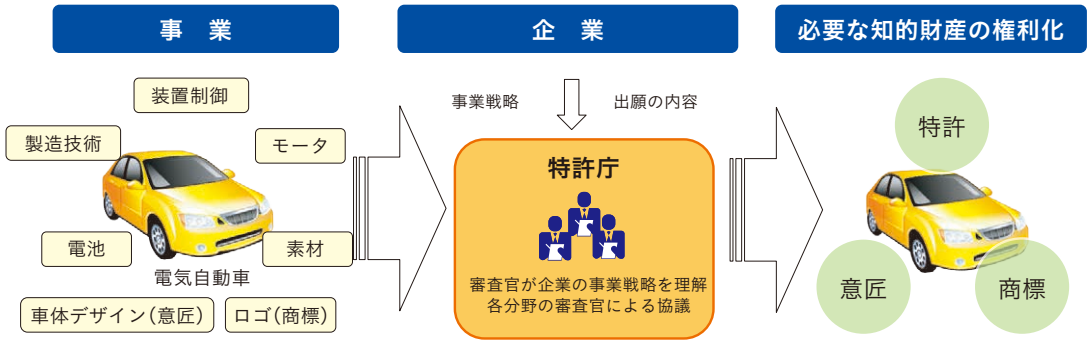

③特許審査着手見通し時期の提供

出願人及び代理人の戦略的な特許管理を支援するため、特許庁ウェブサイトの「特許審査着手見通し時期照会」[1]を通じて、出願人・代理人ごとの審査未着手案件（公開前の案件を除く）の着手見通し時期を提供している。着手見通し時期の提供により、出願人による権利化の必要性等についての検討を促すとともに、必要に応じて早期審査制度、面接制度、及び審査請求料返還制度[2]を利用することができるよう支援している。また、第三者による情報提供制度の利用に資するべく、第三者にも着手見通し時期を照会可能としている。

④情報提供制度

情報提供制度は、特許出願に係る発明が新規性・進歩性を有していない、あるいは、記載要件を満たしていないなど、審査を行う上で有用な情報の提供を受け付けるものである（特許法施行規則第13条の2、同規則第13条の3）。2017年には、5,243件の情報提供があった。

2-1-5図 情報提供件数の推移

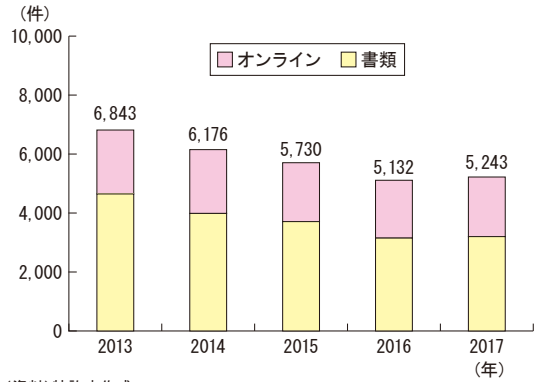

(資料)特許庁作成

(2)特許審査の質の維持・向上のための取組

①特許審査の質をめぐる動向

特許審査の的確性の確保は、無用な事後的紛争や出願競争を防ぎつつ、国際的に信頼される質の高い特許権を設定し、特許制度を健全に維持するために欠かせないものである。特に、近年における特許審査の迅速化とあいまって、特許審査の質の維持・向上に対する社会的要望は、非常に高くなっている。

また、研究開発や企業活動のグローバル化が進展する中、国際出願件数の増大に見られるように、一つの発明を複数国で権利化する必要性が増大している。この権利化までの特許審査プロセスは、発明の認定、先行技術文献調査、判断及び通知・査定から構成される点において、各国特許庁の間で大きな相違はない。

さらに、五大特許庁の特許出願・審査関連情報（ドシエ情報）を一括して参照可能なシステムである「ワン・ポータル・ドシエ（OPD）」の構築により、審査結果が各庁間で容易に利用可能な状況となっている。

このような現状において、出願人は、質の高い審査結果を迅速に提示できる特許庁を最先に特許出願をする庁として選択することで、

1 https://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/search_top.htm
2 特許庁が審査に着手する前に出願を取下げ又は放棄を行い、その取下げ又は放棄をしてから6か月以内に返還請求することにより、納付した審査請求料の半額が返還される制度。

権利化の予見性向上とコストの削減が可能となっている。そして、特許庁は、特許審査の質と速さを主な指標としてユーザーに選択される他庁との競争環境に晒されている。

このような状況の下、各国特許庁は特許審査の品質向上に注力し始めている。米国特許商標庁は、2010-2014 年戦略計画に引き続き 2014-2018 年戦略計画の中で、特許の質及び適時性の最適化を優先目標として掲げており、2015 年初頭に新設された特許品質担当の副局長のもと、特許関連業務の品質向上に向けた包括的プログラムに取り組んでいる。また、欧州特許庁は、長官直下に品質監査を担う組織を設置し、特許審査の実体面に関するサンプルチェック等を行う体制を整えている。日本国特許庁もその例外ではなく、特許審査の質の維持・向上のための様々な取組を推進している。

②特許審査の品質管理の推進

出願人が求める特許審査の質を満足するためには、各審査室において質の維持・向上に取り組むことはもちろんのこと、特許審査を担当する審査部全体で、ユーザーニーズを踏まえて品質管理に係る取組を推進することが重要である。

特許庁では、各審査室において、審査官一人一人が質の維持・向上に日々取り組むことに加えて、審査部全体としては、品質管理室が中心となり、特許審査の質の維持・向上に関する一元的な取組を行っている。2017 年度は、特許審査の質の更なる向上を目指し、品質ポリシーと品質マニュアルの下、「品質保証」、「品質検証」及び「品質管理に対する外部評価」の 3 つの観点から品質管理に関する取組を実施した。

a. 品質保証

特許庁では、特許性の判断や先行技術文献調査の均質性の向上を通じて、特許審査の質の保証を図るために、審査官同士が意見交換を行う協議を実施している。2017 年度は、審査官が自発的に行う協議に加えて、他庁を受理官庁とする英語 PCT 国際出願や、3 回目以降の拒絶理由を通知する案件等について、必ず協議を行うこととした（2017 年度は約 5 万件）。

また、特許庁から発送される書類の質を保証するという観点から、審査官が作成した処分等に係る書面の全件について、その審査官が所属する審査室の管理職が当該書面の内容を確認しており、担当技術分野における統一的な運用の実施や特許審査の均質化に役立たせている。

b. 品質検証

特許庁では、特許審査の品質監査を行う者として、担当する技術分野における高い知識や判断力を有する審査官から「品質管理官」を選任し、全ての技術分野に配置している。品質管理官は、審査の質を把握することを目的とし、無作為に抽出された案件を対象に、審査官の処分等の判断及びその結果として作成された起案書の適否を確認する品質監査を行っている。また、品質管理官が行った品質監査の結果を分析及び評価することで、特許審査の質の現状把握と課題抽出を行い、関係部署に情報共有するとともに、課題解決に向けて関係部署と連携した対応を行っている。さらに、品質管理室では、拒絶理由通知書において発生する形式的な瑕疵に対する監査も実施している。

また、特許庁では、特許審査の質に関するユーザーニーズや期待を把握し、特許審査を継続的に改善することを目的として、特許審査等の質全般と特定の出願における審査等の質のそれぞれについて調査を行っている。2017 年度は、内国企業 570 社、外国企業 59 社、代理人 52 者を対象として、2016 年度に特許査定又は拒絶査定がなされた国内出願の中からランダム抽出された 1,970 件と、2016 年度に国際調査報告又は国際予備審査報告が作成された PCT 国際出願の中からランダム抽出された 731 件についての調査を行った。調査対象者からより一層自由・率直な評価・意見を得るために、前年度に引き続き、特許審査等の質全般の調査について無記名での回答を可

能にした。本調査における調査票の回収率は、例年9割程度の高い水準にあり、多くのユーザーからの理解及び協力を得て実施されている。2017年度の調査では、国内出願における特許審査の質全般に対して、「満足」又は「比較的満足」と回答した割合は58.3%であり、昨年度（57.0%）より1.3ポイント増加した。さらに、PCT国際出願における国際調査等の質全般に対して「普通」以上と回答した割合は97.4%であり、調査開始から引き続き高い水準の評価が得られている。

特許庁は、このユーザー評価調査に加えて、企業との意見交換会や、特許庁ウェブサイト[1]、電話等からの個別案件に関する情報提供を通じて、特許審査の質に関するユーザーニーズ等の把握に努めている。

2-1-6図 ユーザー評価調査の結果

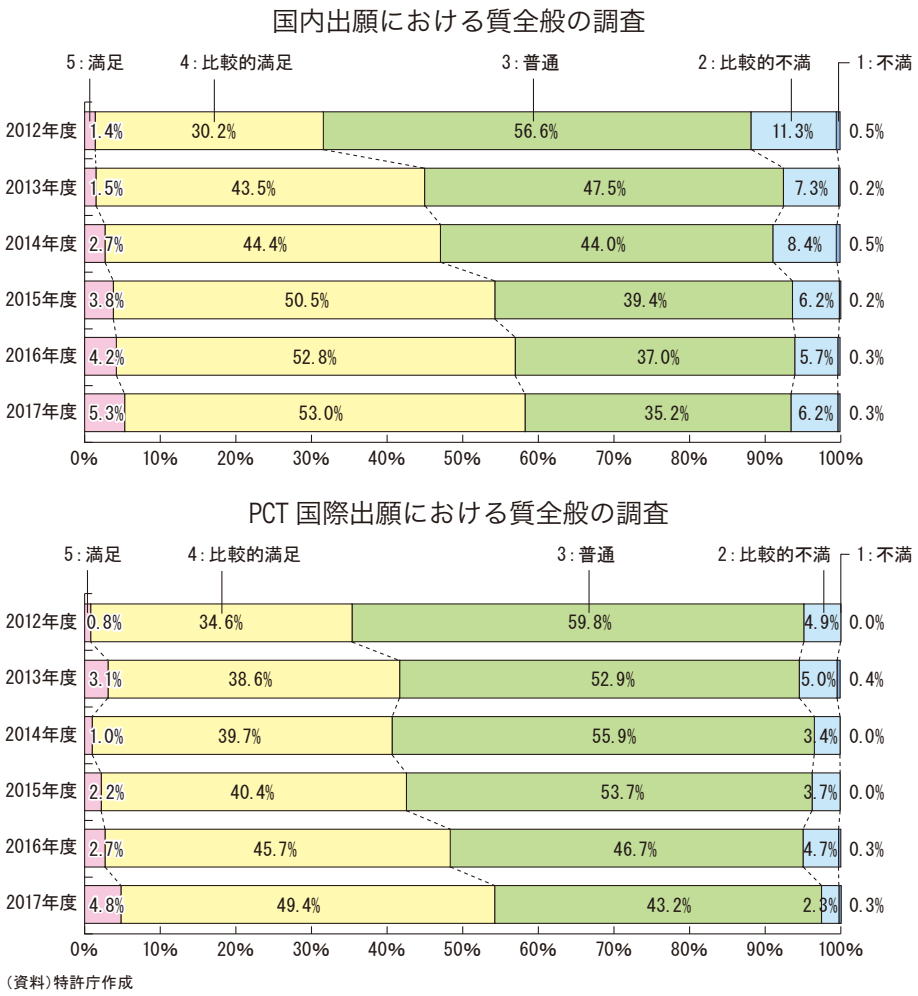

（資料）特許庁作成

c. 審査品質管理小委員会

特許庁における品質管理の実施体制・実施状況についての客観的な検証・評価を受け、それを審査の品質管理システムに反映することを目的として、産業構造審議会知的財産分科会の下に、企業や法曹関係者、学識経験者等の外部有識者から構成される審査品質管理小委員会を設置している。2017年度は、前年度と同様に、当該年度に特許庁が実施している品質管理の実施体制・実施状況について、下記評価項目及び評価基準に基づき評価を受け、品質管理の実施体制・実施状況に関する改善点の提言を受けた[2]。

1 http://www.jpo.go.jp/seido/hinshitsukanri/hinshitsukanri.htm#goiken
2 http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/shingikai/hinshitsukanri_menu.htm

2-1-7図 審査の品質管理の実施体制・実施状況の評価項目

評価項目	
①「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況	⑥品質向上のための取組
②審査及び品質管理のための手続の明確性	⑦品質検証のための取組
③品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知	⑧審査の質の分析・課題抽出
④審査実施体制	⑨質の高い審査を実現するための方針・手続・体制（評価項目①～⑤）の改善状況
⑤品質管理体制	⑩品質管理の取組（評価項目⑥～⑧）の改善状況
⑪審査の質向上に関する取組の情報発信	

③世界で通用する安定した権利の設定

a. 先行技術文献調査のための基盤整備(FI改正・Fタームメンテナンス・標準関連文書等)

先行技術文献調査は、審査の質の維持・向上のための重要な柱の一つであり、そのための基盤を恒常的に整備することが重要である。国内外の特許文献を効率良く検索するために、日本国特許庁の内部分類であるFIを最新版の国際特許分類（IPC）に準拠させることなどを原則として、検索インデックスの再整備を推進している。2017年度は327メイングループのFI分類表を改正し、6テーマのFタームメンテナンスを行った。

また、コンピュータソフトウェア関連技術の非特許文献を効率良く検索するため、より細分化したCSタームの付与を開始した。

さらに、技術標準に関する規格文書及びその策定プロセスで提出された技術文書等の標準関連文書に対する検索環境の整備も進めており、2017年度は国際電気通信連合（ITU）の規格提案文書（Contribution）を含めたITUの標準規格文書に審査官が容易にアクセス可能な環境を整備した。

b. 国際特許分類(IPC)改正に向けた取組

特許分類は、世界の特許文献を効率的に検索するための重要なツールである。現在、国際的に広く利用されている国際特許分類(IPC)は、分類項目が少なく（約7万項目）、効率的な検索を行うためのツールとして十分機能するとはいえない。

日米欧中韓の五大特許庁は協働してIPC改正に取り組んでいる。2013年1月に米国特許商標庁（USPTO）からGCI（Global Classification Initiative）の構築が提案され、2013年6月に開催された第6回五大特許庁長官会合でGCIを実施していくことに合意した。GCIは、日本国特許庁の内部分類であるFI、Fタームと、欧州特許庁（EPO）及びUSPTOの内部分類であるCPCとが整合している（各内部分類の改正により整合することが確実となったものを含む）技術分野の分類をIPCに導入するActivity iと、新規技術に対応した分類を協働して作るActivity iiとから成る。現在に至るまでGCIの取組は着実に実施されており、多くのIPC改正提案が五大特許庁からIPC加盟国に提示され、IPC改正の議論をリードしている。日本国特許庁は、2018年3月までにGCIの枠組みで59の技術分野においてIPC改正を目指す提案を行っており、五大特許庁及びIPC加盟国での議論を経て、2018年1月に5の技術分野で新たなIPCが発効されている。GCIの枠組みを利用したIPC改正において、五庁の中で日本国特許庁の提案数・発効数は最も多い。また、WIPOにより、IPCの項目数に比して新興国の特許文献が多く蓄積されているためIPC改正が優先的に行われるべきと考えられる技術分野が、IPC加盟国に定期的に提示[1]されている。こうした指標も参考に

1 http://web2.wipo.int/ipc-ief/en/project/1589/CE456

しながら、今後も技術の進展に応じてIPCをより効率的な検索ツールとするために、五大特許庁及びIPC加盟国と協働してIPC改正を進めていく。

c. グローバル化に対応した品質管理の充実

グローバル出願が増加する中で、ユーザーにとっては権利化の予見性の向上がより重要な課題となってきている。日本国特許庁では、このような状況にあるユーザーを支援する観点から、グローバル化に対応した品質管理の充実のための以下のような取組を行ってきている。

日米欧の三極特許庁で開始された、PCT国際段階での国際調査の結果と各国段階での審査結果との間の一致度に関するサンプル調査が契機となり、日本国特許庁は、2013年から、欧州特許庁との間で、その一致度等を統計的に解析すると共に、結果が相違した案件を対象として、双方の審査官同士の直接的な意見交換を通じて判断相違の要因分析を実施している。そして、その分析により明らかになった両庁間の判断の差異、先行技術文献の調査ノウハウ等を、日本国特許庁における特許審査に活用している。

2018年2月、スペイン・マドリードにおいて開催されたPCT国際機関会合（MIA）[1]第25回会合では、かねて我が国から提案していた国際段階と国内段階の連携のためのPCT国際調査・予備審査ガイドラインの改訂案について、引き続き多くの参加国からの支持が得られたため、事務局によるガイドラインの改訂に向けた各国への意見紹介手続に入ることとなったほか、品質管理システムに関する同ガイドライン21章の強化やPCT制度の将来等について議論を行った。

さらに、現在、日本国特許庁での品質管理に関する取組として、日本国特許庁と外国特許庁との双方に出願され、審査結果が相違した案件を対象とした、判断相違の要因分析を実施している。2017年度も引き続き当該判断相違の要因分析を実施し、その結果を審査官に周知する等、グローバル化に対応した品質管理の充実に向けて活用している。

④IoT、AI等の新技術に対応した取組

「第4次産業革命」において、IoT（Internet of Things、モノのインターネット）やAI、ビッグデータ等の利活用が積極的に検討される中、その成果物として生み出された、サービスとモノとが結びついたビジネス関連発明や学習済みモデル、データ構造等の発明が、特許出願される傾向にある。

このような状況の下、産業構造・出願動向の変化に対応するために、特許出願の審査の質を維持・向上させるための取組を実施した。

a. 審査基準、審査ハンドブックに関する取組

IoT関連技術やAI等の新たな技術の台頭に伴い、ソフトウエア関連発明が多くの技術分野で創出されるようになり、様々な技術分野の審査官やユーザーがソフトウエア関連発明に係る審査基準等について十分理解する必要性が高まってきた。このような状況を踏まえ、ソフトウエア関連発明に係る審査基準等について、基本的な考え方を変更せずに発明該当性や進歩性に関する明確化を図った。

具体的には、産業構造審議会の審査基準専門委員会WG第12回会合（2018年1月16日開催）での検討及び意見募集を経て、「特許・実用新案審査基準」[2]及び「特許・実用新案審査ハンドブック」[3]の改訂を行った。当該審査基準等は2018年3月14日に日本語及び英語にて公表され、4月1日以降の審査に適用されている。

b. 先行技術文献調査に関する取組

IoT関連技術の近年の急速な発展に伴い、同技術の特許出願の動向や、どのような発明

1 ISA・IPEAとして任命されている知財庁・機関の会合であり、PCT作業部会に向けた実務者間の協議の場と位置づけられている。
2 https://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/tukujitu_kijun.htm
3 https://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/handbook_shinsa.htm

が特許になっているのかを把握したいというニーズが高まっている。これを受け、我が国におけるIoT関連技術の研究・開発の効率的な進展や特許取得の予見性向上を目的として、広域ファセット分類記号[1]「ZIT」を新設し、世界に先駆けてIoT関連技術の分類付与を実施している。

2017年4月には、ユーザーからの要望も踏まえてZITを用途別に細展開し、ヘルスケア用、製造業用等の新たな分類項目を設立した[2]。

2018年5月1日時点で、ZIT～ZJXの広域ファセット分類記号が付与された公報数は1,606件であり、各広域ファセット分類記号の付与件数内訳は、2-1-8図のとおりである[3]。

また、IoT関連技術に関する国内外の特許文献の抽出を容易にするために、細展開項目を含めたZITの分類項目を国際特許分類(IPC)へ導入することを海外特許庁に提案し、議論を進めている。

2-1-8図　広域ファセット分類記号の付与件数

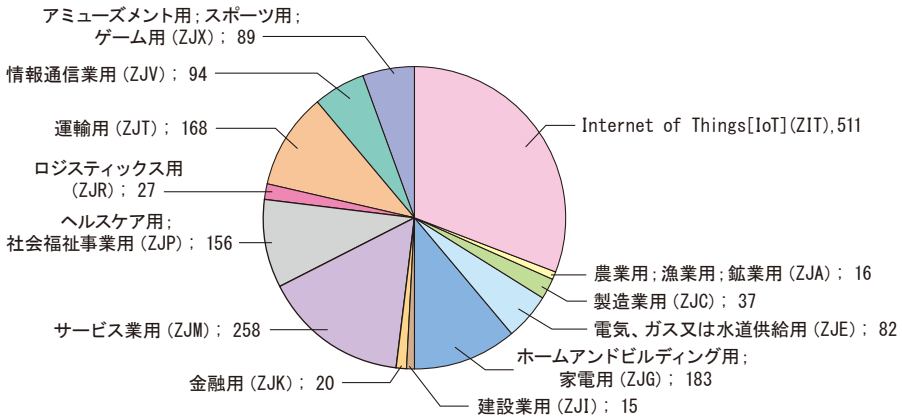

（資料）特許庁作成

c. 審査体制整備に関する取組

IoT関連技術の進展に伴い、これまでICT（Information and Communication Technology、情報通信技術）との関連が少なかった様々な技術分野において、IoT関連発明の出願が増加することが想定される。そのため、IoT関連発明について、一層適切な審査を行うことを目的として、審査体制を整備した。

具体的には、特許庁内部に、管理職員等からなるIoT委員会と、同委員会委員及びIoT関連発明に精通したIoT担当官から構成されるIoT審査チームを発足させ、最新のIoT関連技術や審査事例についての知見を共有し、この知見を審査実務において活用できるようにすることで、質の高い特許権設定に向けた均質な特許審査を担保する体制とした。

1　広域ファセット分類記号とは、各分野に跨り横断的な観点から付与される分類。
2　細分化された具体的な分類項目については、次のHPを参照のこと。
「IoT関連技術の特許分類の細分化」：
https://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/iot_bunrui_saibunka.htm
3　一つの案件に複数の広域ファセット分類記号が付与され得るので、2-1-8図の総公報数は1,606件を超過

2

Column 8

インターネット・オブ・ヒューマン（IoH）

IoT（モノのインターネット）という用語が世間をにぎわせているが、モノとインターネットをつなげるIoTと類似の概念でIoH（ヒトのインターネット）という用語が存在する。IoHという用語は、その意味が確立して使用されているものではないが、IoTがモノから情報を収集するのに対し、IoHではヒトから各種ウェアラブルセンサを用いて生体情報を取得して、クラウド上でデータ蓄積・処理を行い、新たな価値を創造しようとするものである。

IoHの例としては、すでに実用化されているものを含め、以下のような分野への応用が期待される。

○ヘルスケア分野・・・人から生体情報をリアルタイムで測定し、これまで分かり得なかった疾病リスクの把握及びそれに対する対応が可能。

○製造・流通管理・・・操作者のより精緻な生体情報を用いたロボットの制御や遠隔制御等が可能。

○労務管理・・・労働者の生体情報を測定することによって、労働者一人一人の個別状況を把握して、生産性向上や安全性確保が可能。

○エンターテイメント・・・脳波センサにて「思考」や「感情」等に関わる脳波を抽出してデータ処理し、アプリケーション（ゲーム等）にフィードバックすることで、新たなエンターテイメントを提供。

各種分野でIoT製品が広がりを見せる中、IoTとIoHを相互に連携・協調することにより大きな付加価値が生み出され、従来と異なる形態のライフスタイルやエンターテイメントが生まれる可能性がある。

IoHの概念図

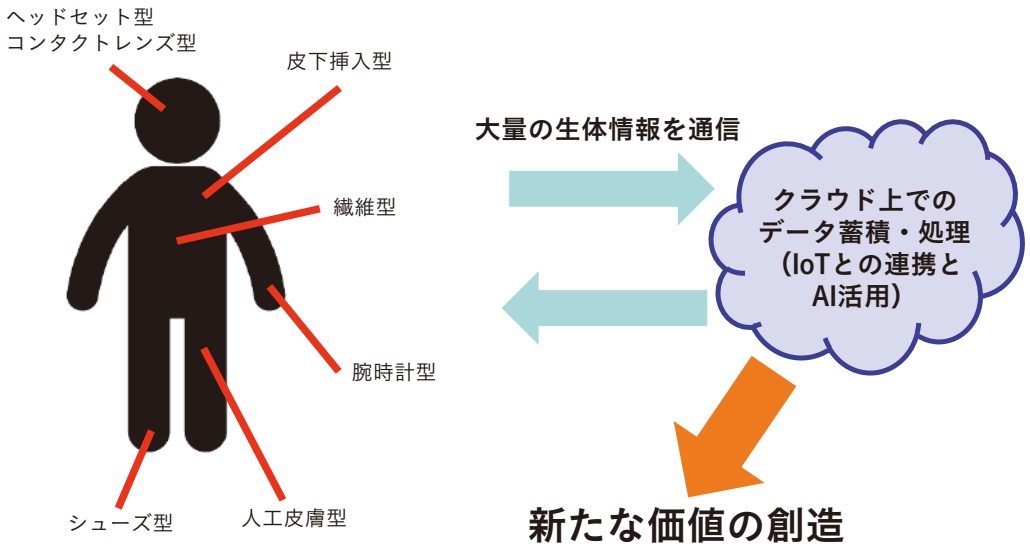

Column 9

ビジネス関連発明の最近の動向

ビジネス関連発明とは、ビジネス方法がICT(Information and Communication Technology：情報通信技術)を利用して実現された発明をいう。具体的には、電子商取引等のweb技術に関する発明や、Fintech等の金融システムに関する発明、ERP等の業務システムに関する発明である。ビジネス関連発明は、産業構造が「モノ」から「コト」へ変化し、ソリューションビジネスの重要性が増す中、注目を集めている。

1. ビジネス関連発明の特許出願・審査の動向（国内）

国内のビジネス関連発明の特許出願件数は、近年増加傾向で、2016年は約7,900件であった。ビジネス関連発明は、2000年頃に、米国でのビジネス方法に関する特許をめぐる判決の影響等により、前年比6倍以上の19,000件超の出願件数に達し、出願ブームとも言える状況があった。

一方、そうしたブームと関係なく、特許査定件数は、2000年の約600件から2013年の2,000件超へと、堅調に推移している。背景には、「モノ」から「コト」への産業構造の変化が進む中で、ソリューションビジネス分野へのR&Dが活発化し、同分野から多くのイノベーションが誕生していることが考えられる。

ビジネス関連発明の特許出願件数

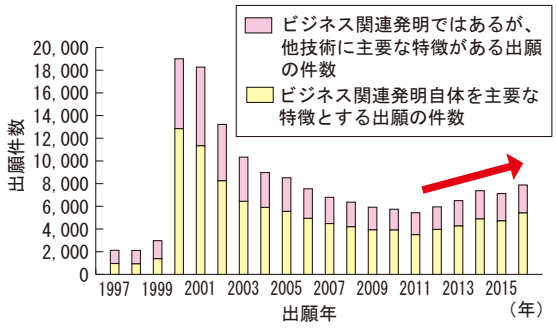

ビジネス関連発明の特許審査動向

（ビジネス関連発明自体を主要な特徴とする出願を対象）

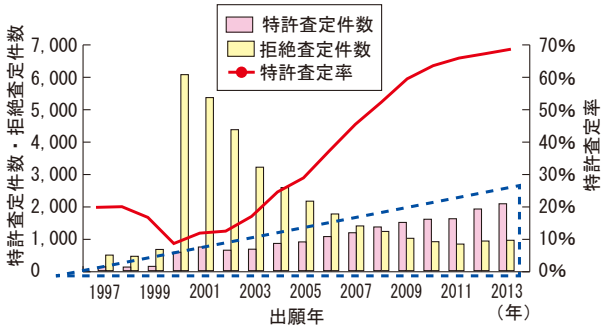

（備考）

・ここではIPCとしてG06Q、G06F17/60が付与された出願を「ビジネス関連発明」としている。

・ここではG06Q、G06F17/60が主たるIPCとして付与された出願を「ビジネス関連発明自体を主要な特徴とする出願」とし、G06Q、G06F17/60がIPCとして付与されているが、その他のIPCが主たるIPCとして付与された出願を「ビジネス関連発明ではあるが、他技術に主要な特徴がある出願」としている。

・出願件数は、①国内出願件数と②PCT(Patent Cooperation Treaty：特許協力条約)に基づく国際出願のうち日本へ国内移行した出願件数、の合計数。

・PCT国際出願は、国内書面の受付日を基準日として計上している。

・特許査定率＝特許査定件数／（特許査定件数＋拒絶査定件数＋FA後取下・放棄件数）

（資料）特許庁作成

2. IP5におけるビジネス関連発明の出願動向

IP5におけるビジネス関連発明の特許出願件数は、全体として増加傾向である。そうした中、日本の出願動向に目を向けると、全体の出願件数が世界第３位であることに対し、ビジネス関連発明の分野の出願規模は、相対的に小さくなっている。具体的には、韓国に次ぐ第４位の出願規模であり、米中と大きな差が生まれている。ソリューションビジネスにおいて、グローバル競争を念頭に置いたR&D活動の活発化により、さらなるイノベーションの創出が期待される。

各国のビジネス関連発明の特許出願件数

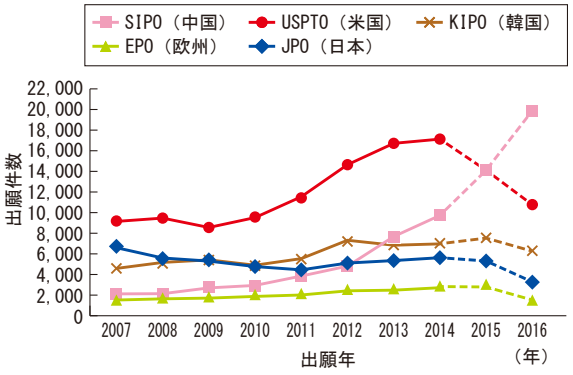

（資料）WIPO Patentscope を基に特許庁作成

（備考）

・2015-2016年には、DBに未反映の多数の出願が存在する可能性があるため点線で表示している。

Column 10

Fintechと特許

Fintechは、ファイナンス（Finance）とテクノロジー（Technology）を掛け合わせた造語で、Fintechとして、ICTを用いた様々な新たな金融サービスが誕生している。具体的には、スマートフォンを用いた決済や個人間送金、家計簿アプリ、ウェブ履歴に基づく与信判定等が挙げられる。Fintechは世界的に広がりをみせ、各国で金融分野におけるイノベーションが誕生している。

1. 金融関連発明の特許出願の動向（国内）

国内のFintechを含む金融関連発明の特許出願件数は、増加傾向で、2016年は1,066件となり、大きな伸び率を示している。日本におけるFintechの着実な広がりがみられる。

金融関連発明の出願件数

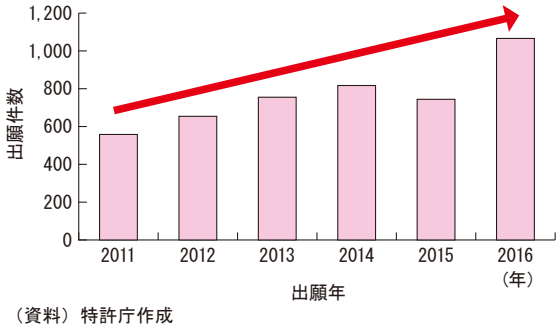

（資料）特許庁作成

（備考）
- ここではIPCとしてG06Q20/,40/が付与された出願を「金融関連発明」としている。
- 出願件数は、①国内出願件数と②PCT(Patent Cooperation Treaty：特許協力条約）に基づく国際出願のうち日本へ国内移行した出願件数、の合計数。
- PCT国際出願は、国内書面の受付日を基準日として計上している。

2. IP5の金融関連発明の動向

IP5における金融関連発明の特許出願件数は、全体として増加傾向である。特に、中国、韓国は大きな伸びを示している。米国は2014年以降、相対的に減少傾向がみられる。その背景には、米国連邦最高裁判所のAlice判決（Alice Corp. Pty. Ltd. v. CLS Bank Int'l, 573 U.S. ___）により、金融関連発明等に関する特許の取得が困難になったことが考えられる。欧州の出願規模は小さく、その背景には、全体の出願規模が小さいこと、金融関連発明等に対する厳しい進歩性の判断を有することが挙げられる。

そうした中、日本における金融関連発明の出願規模は、増加傾向であるものの、各国と比較すると相対的に小さく、欧州と同水準となっている。その一因には、日本におけるFintechの普及が他国と比較すると低調であることが考えられる。日本におけるFintechの普及による市場拡大と、それに伴う投資拡大により、さらなるイノベーションの創出が期待される。

各国の金融関連発明の特許出願件数

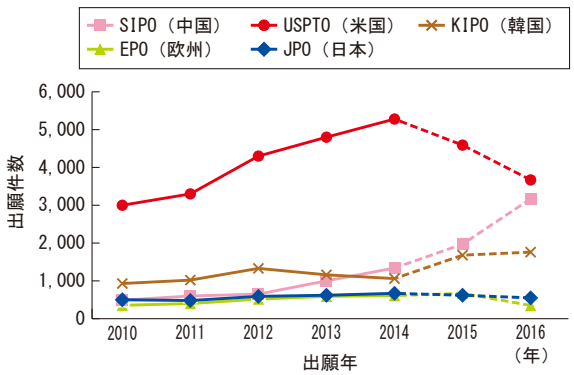

（資料）WIPO Patentscope を基に特許庁作成

各国のFintech普及率

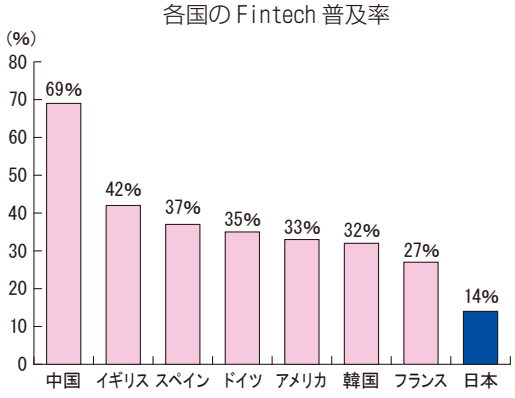

（資料）Ernst & Young「EY FinTech Adoption Index 2017」を基に特許庁作成

（備考）
- 2015-2016年には、DBに未反映の多数の出願が存在する可能性があるため点線で表示している。
- 「Fintech普及率」とは、オンラインアクティブユーザのうち、Fintech利用者の割合を意味する。

Column 11

AIと特許

AI（人工知能:Artificial Intelligence）は、1950年代から研究開発が始まった。その後、2度の盛衰を経て、現在、ディープラーニングをブレークスルーとして、再度、大きな興隆をみせている。AIの応用分野は多岐に渡り、ビッグデータ解析、自動運転、ロボット等、広く浸透し始めている。

1. AI関連発明の特許出願の動向（国内）

国内のAI関連発明の特許出願件数は、大きな増加を示しており、2016年は586件となり、前年比76%増の大きな伸びを示している。日本において、AIへのR&D投資の拡大が見てとれる。

AI関連発明の特許出願件数

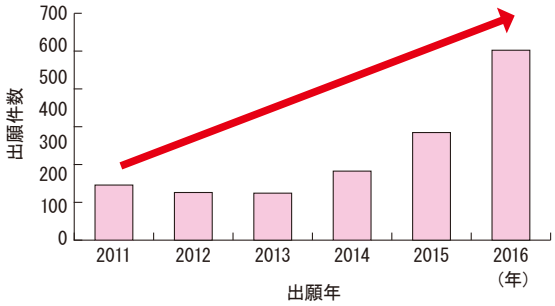

（備考）
- ここではIPCとしてG06F15/18, G06Nが付与された出願を「AI関連発明」としている。
- 出願件数は、①国内出願件数と②PCT(Patent Cooperation Treaty：特許協力条約）に基づく国際出願のうち日本へ国内移行した出願件数、の合計数。
- PCT国際出願は、国内書面の受付日を基準日として計上している。

（資料）特許庁作成

2. IP5のAI関連発明の動向

IP5におけるAI関連発明の特許出願動向は、米国と中国が大きな出願規模を有している。日本は、出願件数を増やしているものの、その伸びは相対的に緩やかで、日本の出願規模は、欧州、韓国と同水準である。

AI分野の出願をさらに詳しく分析すると、中国が、ディープラーニングのコア技術であるニューラルネット関連の発明の特許出願を大きく伸ばし、米国の出願件数を上回る勢いといえる。これは、中国において、アリババやテンセント等のAIに強みを有するIT企業の成長が著しい中、特に、ディープラーニングに関するR&Dが活発化していることが考えられる。

日本においてR&D投資の拡大が見られることから、今後、更なるイノベーションが創出され、多くのテクノロジーが誕生することが期待される。

IP5のAI関連発明の特許出願件数

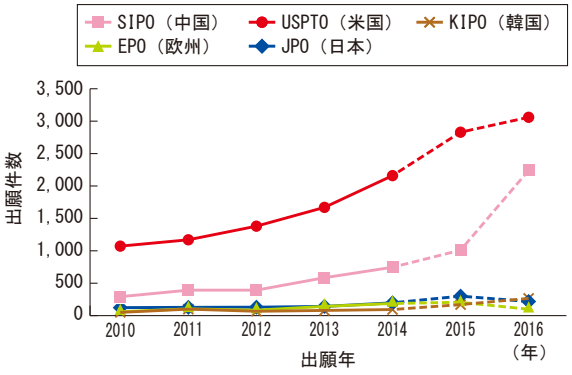

IP5のニューラルネット関連のAI関連発明の特許出願件数

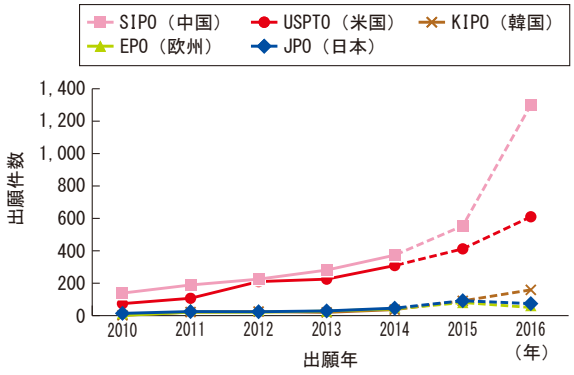

（備考）
- 2015-2016年には、DBに未反映の多数の出願が存在する可能性があるため点線で表示している。
- ここでは、AI関連発明の内、IPCとしてG06N3/02-G06N3/10が付与されている出願をニューラルネット関連発明としている。

（資料）：WIPO Patentscope を基に特許庁作成

3 各国特許庁との連携・協力

企業の経済活動のグローバル化の進展に伴い、欧米のみならず中国や韓国、さらにはASEANやインドを始めとする新興国での知的財産権の確保が急務であり、こうした国々で予見性を持って円滑に権利を取得し得るよう、制度・運用の調和と審査協力の重要性が増している。日本国特許庁は、これまでも特許審査ハイウェイ（PPH）の提唱（2006）や五庁会合等での制度調和の議論の提起等、国際的にも主導的な役割を担ってきた。また、諸外国との審査協力を一層推進する観点から、PPHの拡充を進めるとともに、PCTの枠組みを活用し、国際調査・国際予備審査の管轄拡大を進めてきた。米国特許商標庁との間では、新たな審査協力の取組である日米協働調査試行プログラムを実施してきた。さらに、我が国の世界最先端の審査手法を普及させるため、国際審査協力等の取組を着実に実施してきた。本節では、これらの各国特許庁との連携・協力について紹介する。

(1)国際的なワークシェアリングのための取組

①特許審査ハイウェイ（PPH）

特許審査ハイウェイ（PPH）とは、第一庁（出願人が最先に特許出願をした庁）で特許可能と判断された出願について、出願人の申請により、第一庁とこの取組を実施している第二庁において簡易な手続で早期審査が受けられるようにする枠組みである[1]。

これにより、他庁の先行技術文献調査結果・審査結果の利用を促進し、複数の国・地域での安定した強い特許権の効率的な取得を支援している。

また、PPHの開始以降、PCT国際段階にお

2-1-9図 特許審査ハイウェイの概要：通常型PPH（上）とPCT-PPH（下）

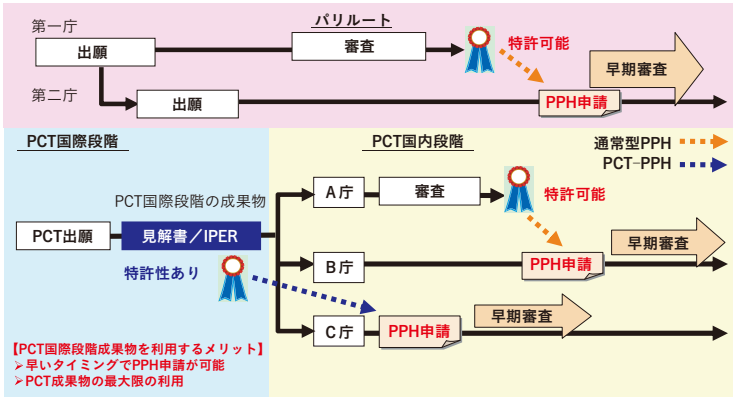

2-1-10図 PPH MOTTAINAIで新たにPPH申請が可能なケース

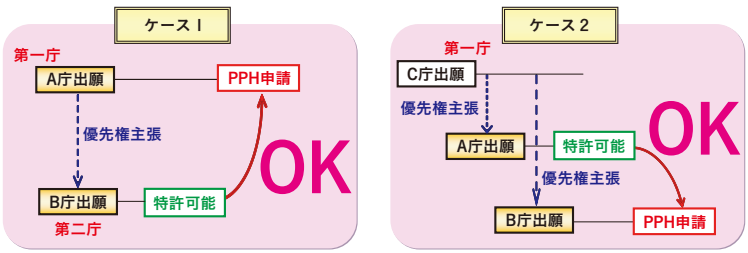

1 典型的な申請書類の例等その他詳細な情報は特許庁ウェブサイトにも掲載している。
https://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/patent_highway.htm

ける見解書又は国際予備審査報告で特許可能と判断された見解に基づき、早期審査を申請することができるPCT-PPHの枠組みや、どの庁に先に特許出願をしたかにかかわらず、いずれかの庁による特許可能との審査結果に基づき他庁へのPPH申請を可能とするPPH MOTTAINAIの枠組みも導入され、PPH申請可能な出願の対象を拡大してきている。

PPHを利用することによるメリットは、最初の審査結果及び最終処分までの期間の短縮、オフィスアクションの回数の減少、特許査定率の向上が挙げられるとともに、これらに付随して、中間処理にかかるコストの削減効果も見られる。このようなPPHのメリットを容易に把握可能とするために、日本国特許庁は、各庁におけるPPH対象案件の統計情報等、PPHに関する情報を掲載したPPHポータルサイト[1]を運営している。

次に、PPH実施庁・利用件数の拡大及び、PPHの利便性向上に向けた日本国特許庁の取組について説明する。

a. PPH実施庁・利用件数の拡大

2006年7月に日本の提案により日米間で世界初のPPHの試行が開始されて以来、2018年4月1日時点でPPH実施庁は48に達したほか、PPH申請件数も2017年には約30,000件となり、累積申請件数は16万件を突破した。

2018年4月1日現在、日本国特許庁は42の庁とPPH（通常型PPH、PPH MOTTAINAI又はPCT-PPH）を本格実施若しくは試行しており、我が国から海外になされる出願の9割以上でPPHが利用可能となっている。

特に利用件数の多い日米欧中韓でのPPHについては、その開始から2017年12月末までの累計で、日本から米国への申請が20,356件、米国から日本への申請が9,397件、日本から韓国への申請が7,908件、韓国から日本への申請が996件、日本から欧州への申請が5,012件、欧州から日本への申請が3,861件、日本から中国への申請が11,680件、中国から日本への申請が497件に達している。

最近では、特許審査における遅延が大きな問題となっていたブラジルとの間でPPHを2017年4月1日より開始した。この他、同日よりアルゼンチンとの間で、さらに同年8月にはチリとの間で、11月にはペルーとの間でPPHを開始した。また、南米以外の地域でも同年7月よりニュージーランドとの間で、2018年4月からはトルコとの間でPPHを開始しており、PPH対象国は新興国を中心に拡大してきている。

さらに、インドとの間では2018年4月1日現在PPH未実施であるものの、2017年9月の

2-1-11図 PPH実施庁数及びPPH実施庁間でのPPH申請件数

PPH実施庁数（2018年4月1日現在）

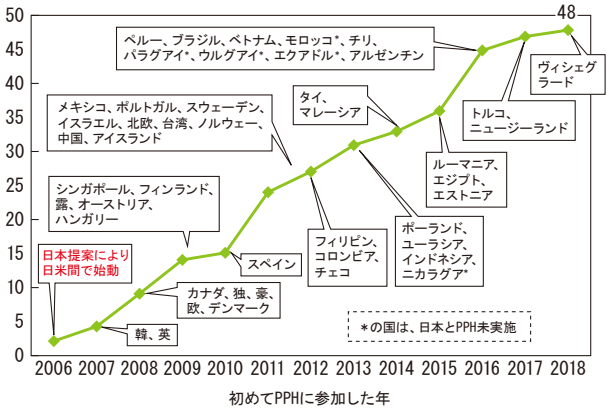

世界のPPH申請件数（各年毎）

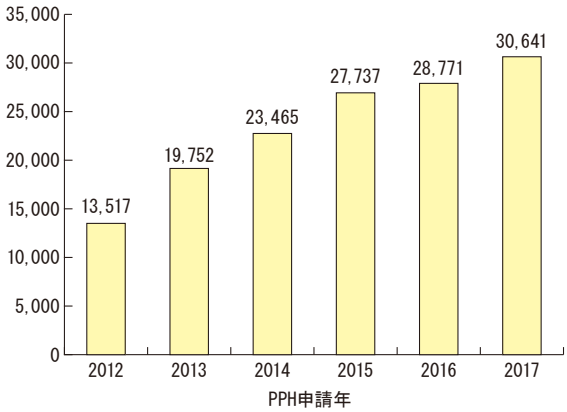

（備考）2017年の申請件数は、2018年3月8日時点集計

1 http://www.jpo.go.jp/ppph-portal-j/index.htm

日印知的財産次官級会合において、日本・インド両国の実務者で構成されるPPHワーキンググループの設立に合意し、両国間のPPH開始の可能性について具体的な議論を開始している。

2-1-12図 日本国特許庁とのPPH実施庁（2018年4月1日時点）

	PPH開始時期	利用可能なPPHの種類		
		通常型PPH	PPH MOTTAINAI	PCT-PPH
米国	2006年7月	○	○	○
韓国	2007年4月	○	○	○
英国	2007年7月	○	○	△
ドイツ	2008年3月	○	○	△
デンマーク	2008年7月	○	○	△
フィンランド	2009年4月	○	○	○
ロシア	2009年5月	○	○	○
シンガポール	2009年7月	○	○	○
オーストリア	2009年7月	○	○	○
ハンガリー	2009年8月	○	○	△
カナダ	2009年10月	○	○	○
欧州特許庁	2010年1月	○	○	○
スペイン	2010年10月	○	○	○
スウェーデン	2011年6月	○	○	○
メキシコ	2011年7月	○	○	△
北欧特許庁	2011年10月	―	―	○
中国	2011年11月	○	○	○
ノルウェー	2011年12月	○	○	△
アイスランド	2011年12月	○	○	△
イスラエル	2012年3月	○	○	○
フィリピン	2012年3月	○	○	△
ポルトガル	2012年4月	○	○	△
台湾	2012年5月	○	○	―
ポーランド	2013年1月	○	○	△
ユーラシア特許庁	2013年2月	○	○	△
インドネシア	2013年6月	○	―	△
オーストラリア	2014年1月	○	○	○
タイ	2014年1月	○	―	―
コロンビア	2014年9月	○	○	△
マレーシア	2014年10月	○	○	△
チェコ	2015年4月	○	○	△
エジプト	2015年6月	○	―	―
ルーマニア	2015年7月	○	○	△
エストニア	2015年7月	○	○	△
ベトナム	2016年4月	○ *1	―	―
ブラジル	2017年4月	○ *2	○ *2	―
アルゼンチン	2017年4月	○	○	―
ニュージーランド	2017年7月	○	○	△
チリ	2017年8月	○	○	○
ペルー	2017年11月	○	○	△
ヴィシェグラード特許機構	2018年1月	―	―	○
トルコ	2018年4月	○	○	○
日本	―	―	―	○

太　字：IP5 PPH参加庁
色付き：GPPH参加庁
△　：国際調査機関又は国際予備審査機関として活動していないため、日本国特許庁を先行庁とする場合のみ利用可能
*1　：ベトナムが受け付ける PPH申請は、年間100件までの制限あり。
*2　：ブラジルとのPPHについては、いずれも最先の特許出願又はPCT出願が日本特許庁かブラジル産業財産庁に対して行われている案件が対象であり、2年間で両庁が200件まで受け付ける。また、ブラジルが受け付ける PPH申請には、「対象となる技術分野」及び「一出願人あたりの申請可能件数」に制限あり。

b. PPHの利便性向上に向けた取組

PPHは従来、二庁間の取組であったため、例えば、日本国特許庁の審査結果に基づくPPHであっても、第二庁ごとにPPHの要件が異なる等の問題があり、各PPHの要件の共通化を求めるユーザーニーズも大きかった。

そこで、PPHの利便性向上に向けて、2009年2月の第1回多国間特許審査ハイウェイ長官会合及び実務者会合以来、両会合が継続して開催され、2014年1月、それらの議論を踏まえて日本国特許庁を含めた17の庁間でグローバル特許審査ハイウェイ（GPPH）が開始された。この枠組みに参加した庁の間では、利用できるPPHの種類が共通化され、通常型PPH、PPH MOTTAINAI及びPCT-PPHの全てが利用可能となる。その後、2017年7月にニュージーランドが、2018年1月にはヴィシェグラード特許機構が参加し、2018年4月1日時点で25の庁に拡大した。なお、2016年1月から日本国特許庁がGPPHの事務局を務めている。

また、2013年9月、スイス・ジュネーブにおける五大特許庁長官の合意に基づき、日米欧中韓の五庁相互間でのPPH（IP5 PPH）が2014年1月から開始された。これにより、五庁間で通常型PPH、PPH MOTTAINAI及びPCT-PPHの全てが相互に利用可能となり、欧中、欧韓の間で新たにPPHが開始された。

日本国特許庁は、更なるユーザーの利便性向上に向けて、PPHによる審査待ち期間短縮等の効果を客観的に把握可能となるようにPPH統計情報の公開を提案するとともに、統計情報を公開する際に統一的な指標を設定すべく五大特許庁の議論をリードしている。

将来的には、通常型PPH、PPH MOTTAINAI、PCT-PPHを含むすべてのPPHの枠組みを各庁との間で相互に利用可能としてユーザーの戦略的権利取得のための選択肢を広げるとともに、わかりやすい手続とすることによる利便性向上が期待される。

c. PPHの実効性向上に向けた取組

PPH案件の審査の遅延解消がユーザーより要望されていたインドネシア知的財産総局においてはPPH案件の迅速な審査が可能となるよう、2016年6月以降日本からPPH専門家を延べ10名派遣して継続的な支援を行っており、これにより、支援開始前の3年間では、PPH申請がなされた出願のうち審査が行われた案件が約30件であったのに対し、支援開始以降の1年半で300件以上の案件の審査結果が通知された。

また、日本からの年間のPPH申請可能件数に上限が設定されているベトナム、日本からPPH申請可能な技術分野に制限等があるブラジルについても、相手庁との会合の場を利用して要件緩和に向けて働きかけを行っている。今後もPPHを実施しているがその運用に問題がある外国特許庁に対して継続的に支援を推進することで、PPHがより実効性のある枠組みとなることが期待される。

②日米協働調査試行プログラム

日米協働調査試行プログラム[1]は、日米両国に特許出願した発明について、日米の特許審査官がそれぞれ先行技術文献調査を実施し、その調査結果及び見解を共有した後に、それぞれの特許審査官が最初の審査結果を送付する取組であり、米国特許商標庁との間で2015年8月1日から試行を行っている。

この取組により、「日米の審査官が早期かつ同時期に審査結果を送付することで、ユーザーにとっての審査・権利取得の時期に関する予見性が向上する」、「日米の審査官が互いに同じ内容の一群の出願について先行技術文献調査を協働して実施することにより、より強く安定した権利をユーザーに提供することが可能となる」等の効果が期待される。

2017年7月31日に2年間の第1期試行プログラムが終了し、試行期間中に67件の申請を受理した。また、同年11月1日からは新し

1 申請手続等その他詳細な情報は下記ウェブサイト参照
https://www.jpo.go.jp/seido/tokkyo/tetuzuki/shinsa/zenpan/nichibei.htm

い運用で3年間の第2期試行プログラムを開始した。

2-1-13図 日米協働調査試行プログラムの概要

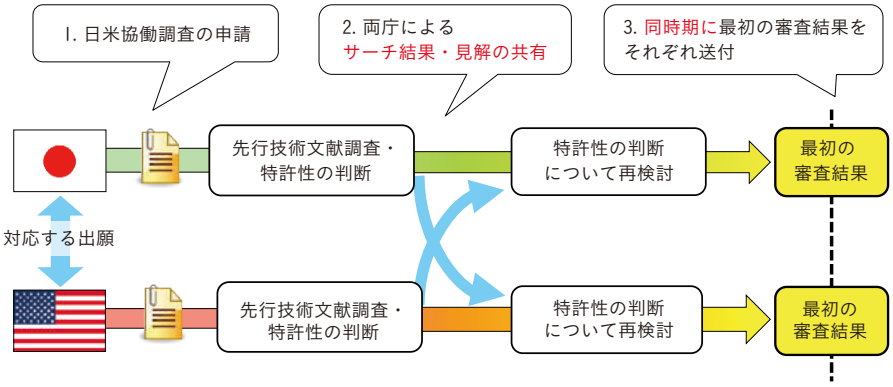

(2)国際的な審査協力の新たな取組

①特許の付与円滑化に関する協力(CPG)

特許の付与円滑化に関する協力(CPG:Cooperation for facilitating Patent Grant)[1]とは、日本で審査を経て特許となった出願に対応する出願について、出願人からの申請により、本協力を実施している特定国の知的財産庁において実質的に無審査で早期に特許が付与される枠組みである。

これにより、審査体制が十分に整備されていない国においても、日本国特許庁の審査結果を利用して迅速に特許を付与することが可能となる。

日本国特許庁は本協力を、2016年7月からカンボジア工業手工芸省(カンボジアにおいて特許・意匠を所管する知的財産庁に相当)、2016年11月からラオス知的財産局との間で開始した。

②特許審査ハイウェイ・プラス(PPHプラス)

PPHプラス[2]とは、日本国特許庁と特定国の知的財産庁との合意に基づき、日本で特許付与された出願の出願人が、特定国の知的財産庁へ申請することにより、同出願人の所定国における同内容の特許出願について、日本の審査結果を踏まえ、日本出願と同内容の権利を迅速に取得可能とする枠組である。2017年8月、日本国特許庁は、ブルネイ知的財産庁との間でPPHプラスを開始することに合意し、10月1日より運用を開始した。

2-1-14図 カンボジア・ラオスとの特許の付与円滑化に関する協力(CPG)、ブルネイとの特許審査ハイウェイ・プラス(PPHプラス)の概要

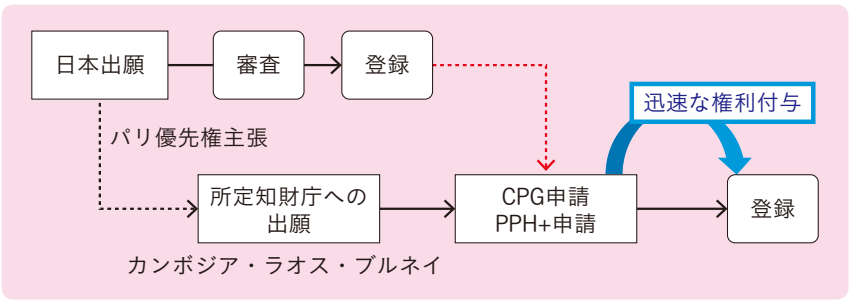

1 申請手続等その他詳細な情報は下記ウェブサイト参照
http://www.jpo.go.jp/torikumi/kokusai/kokusai2/cpg.htm
2 申請手続等その他詳細な情報は下記ウェブサイト参照
https://www.jpo.go.jp/seido/kokusai_doukou/kakkoku/brunei/pph_plus_guideline.htm

③PCT協働調査

PCT協働調査は、PCT国際出願における質の高い成果物を作成することを目的として、一つのPCT出願について、主担当の特許庁が副担当の特許庁と協働して、特許可能性に関する判断を行い、最終的に一つの国際調査報告を作成し、出願人に提供するものである。2016年6月の五大特許庁長官会合において、五大特許庁による試行開始が合意された。その後、五大特許庁の実務者からなるPCT協働調査試行グループ会合を6度開催し、具体的な運用についての議論を行ってきた。

2018年度中に試行が開始される予定であり、試行期間中に効果につき評価が行われた上で、本格施行の可能性について検討される。

2-1-15図 PCT協働調査のワークフロー

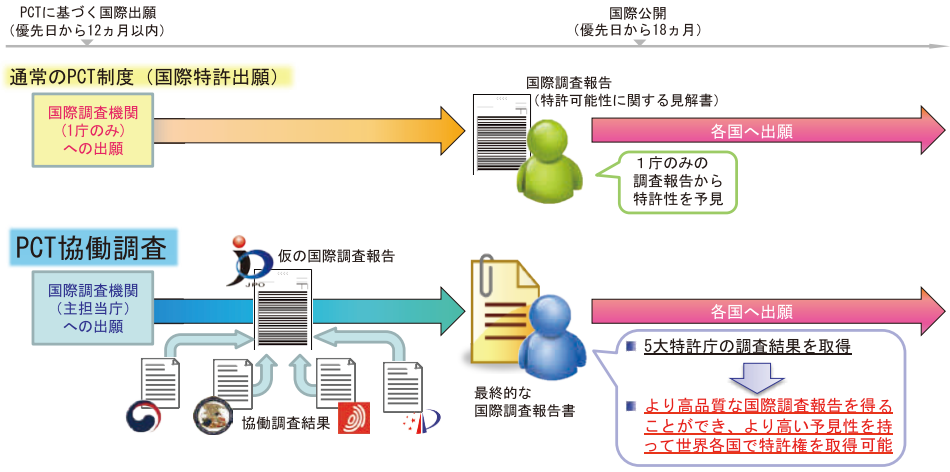

(3)国際的な特許制度の調和に向けた取組

①国際審査協力

経済活動のグローバル化に伴う、同一又は類似の発明が国をまたいで複数の庁に出願されるケースの増加、特許審査ハイウェイの拡大、特許庁間の情報ネットワークの発達等により、他庁の審査結果を日本国特許庁の審査官が利用する機会や、日本の審査結果が他庁の審査官に参照される機会は増加の一途をたどっている。国際審査協力は、このような状況の中、先行技術文献調査及び審査実務の相互理解に基づく特許審査のワークシェアリングの促進、日本国特許庁の審査実務・審査結果の他庁への普及、質の高いレベルでの審査の調和、特許分類の調和、日本国特許庁の施策の推進等を目的として、各国特許庁の審査官との直接の議論や、審査実務指導を行う取組である。2000年4月から2018年3月末までの累積で、短期又は中長期の派遣・受入れを29の知財庁・組織と行っている。

2017年度は、日本国特許庁の審査官延べ30名を派遣するとともに、各国・地域の特許庁審査官10名を受け入れた。

特に、中国国家知識産権局との間では、実案件を用いた協議に加えて、両庁における特許審査の品質管理手法について協議を行い、審査の質を向上させるための取組について相互理解を深めた。また、欧州特許庁に対しては、日本国特許庁の審査官を中長期に派遣し、両庁の審査官による共同分析を通じて、品質管理に関する日本国特許庁の施策・取組を推進した。加えて、インドやASEAN諸国等の新興国に対しては、日本国特許庁の審査官を派遣して、延べ約500名の審査官に審査実務指導を行い[1]、当該国での適切な知的財産制度の整備や人材の育成の促進に取り組んだ。

2018年度も、これらの国・地域に対する派遣、受入れを引き続き行い、日本国特許庁の審査実務・審査結果の普及に一層注力する。

1 第3部第2章4. 参照。

2-1-16図 国際審査協力の実績（2000年4月～2018年3月末累積）

②国際的な特許制度の調和に向けた議論

特許制度は、各国で独立しているため、海外で特許を取得するためには、各国・地域の特許庁に出願をする必要がある。そして、海外において円滑かつ予見性の高い特許権の取得を可能とするためには、各国の特許制度の調和が不可欠である。

2014年9月に開催された特許制度調和に関する先進国会合（B+会合[1]）において、今後の制度調和の進め方について、参加国を限定してB+会合に設置したB+サブグループ[2]で実質的な議論を行うことで合意した。B+サブグループは、主に「グレースピリオド」、「衝突する出願」、「18か月全件公開」、「先使用権」の4項目について議論を継続している。

2017年6月、B+サブグループは制度調和に関するユーザーシンポジウムをミュンヘンで開催し、日米欧のユーザーのみならず、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、韓国等のユーザーも交えて議論が行われた。10月のB+会合では、翌年の会合において制度調和パッケージ（セットで調和すべき項目）を提案すべく、引き続きB+サブグループがユーザー主導の議論を進めていくことについて合意された。

今後も、特許制度調和の議論の機運の高まりを維持しつつ、特許制度調和に関係するあらゆる会合を通じ、日本国特許庁は特許制度調和に向けた取組を推進する。

(4)英語によるPCT国際出願の国際調査の管轄

現在、我が国企業は、アジアを中心とする新興国等を中心に研究開発拠点の海外展開を拡大させており、海外での知財活動がますます重要になってきていることがうかがえる。そうした状況の中、日本国特許庁としては、我が国企業がアジア新興国等の海外で生み出す研究開発成果について適切に保護される環境を整備する必要がある。

PCT国際出願制度においては、海外で受理されたPCT国際出願について日本国特許庁が国際調査機関として管轄する場合、出願人の希望により、日本国特許庁が当該PCT国際出願に関する国際調査報告を作成することが可能である。この国際調査報告の提供を通じて日本国特許庁による先行技術文献調査の結果を世界各国へ発信可能であり、これは我が国企業等が海外で安定した権利を得られる環境の実現に寄与すると考えられる。

1 WIPO・Bグループ（先進国）メンバー、EUメンバー国、欧州特許条約（EPC）メンバー国、欧州特許庁（EPO）、欧州委員会（EC）、及び韓国の、46か国の特許庁及び2機関。
2 日、米、欧、英、独、韓、カナダ、デンマーク、ハンガリー、スペインの特許庁。

このような背景から、日本国特許庁は、国際調査機関として国際調査報告を作成し提供可能となるよう、アジア新興国等を中心に積極的に管轄の対象拡大を進めてきた。現在では、米国及び韓国（日本語出願）に加え、ASEANにおいてPCTに加盟している9か国全ての国の国民又は居住者によるPCT国際出願に対して、国際調査報告を作成することが可能となっている。

今後も、日本国特許庁がPCTに基づく国際調査機関として質の高い先行技術文献調査の結果を国際的に発信することにより、国際的な権利取得を目指す出願人が安定した権利を得ることができる環境整備に貢献していく。

2-1-17図　日本国特許庁によるPCT国際出願の国際調査の管轄状況（2018年3月現在）

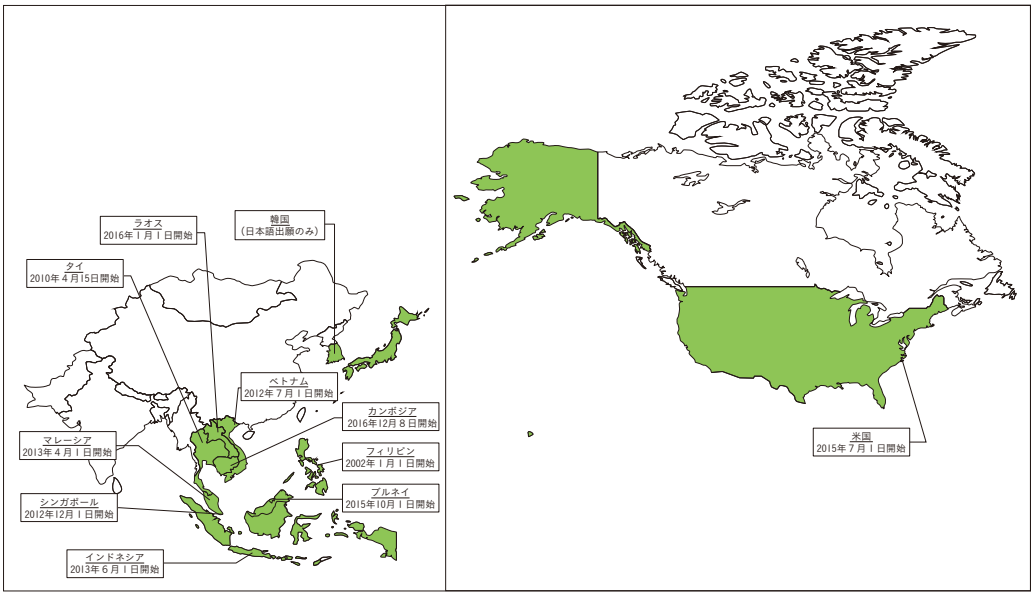

4　標準必須特許に関する取組

高速大容量の次世代モバイル通信規格「5G」によるIoT(Internet of Things)を用いた新たなサービスの開始が視野に入る中で、標準技術を実施するために必要となる特許である「標準必須特許（SEP)」をめぐる紛争が注目されている。こうした中、特許庁は、SEPのライセンスに関し、透明性と予見可能性を高め、交渉を円滑化し、紛争の未然防止及び早期解決を図るため、SEPのライセンス交渉に関する手引きの策定や標準必須性に係る判断のための判定の実施に向けた取組を進めている。本節では、これらのSEPをめぐる取組について紹介する。

(1)標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き

IoTの浸透により、様々な業種の企業が情報通信技術の標準規格を利用する必要性が増大しつつあることに伴い、SEPをめぐる環境は大きく変化している。第一に、ライセンス交渉の当事者が変化しており、主に情報通信分野の企業同士で行われてきた交渉は、情報通信分野の企業とそれ以外の製造業やサービス業、インフラ業といった異業種間でも行われるようになってきている。第二に、こうした交渉当事者をめぐる関係者の多様化に伴い、ライセンス交渉の態様にも変化が生じている。上記のとおりライセンス交渉が情報通信分野の企業とそれ以外の業種の企業との間で行われるようになり、企業間で互いに所有する特許の使用を認め合うクロスライセンスによる解決が困難になっている。これに加え、必須性の判断やライセンス料率の相場観が大きく異なることなどにより、SEPのライセンス交渉や紛争に対する不安の声が高まっている。

こうした状況を分析し、交渉の進め方やロ

イヤルティの算定方法などについて、特許権者と実施者との間の利益のバランスを図る上で考慮されるべき要素を示すことは有益であると考え、現段階における内外の裁判例や競争当局の判断、ライセンス実務等の動向を踏まえ、ライセンス交渉をめぐる論点をできるだけ客観的に整理して記述するよう努めた手引きを作成することとした。本手引きは、規範を設定しようとするものでも、法的拘束力を持つものでもなく、資格のある専門家がSEPをめぐる問題になじみのない中小企業等に対して助言をする際に本手引きが活用されることを期待するものである。

手引きの策定に当たっては、2017年9月29日から11月10日まで、提案を募集し、国内外から約50件の提案が寄せられた。これらの提案を参照しつつ、特許庁では、日英2か国語で手引きの原案を作成し、その後、2018年3月9日から4月10日まで、原案についてパブリックコメントの募集を行ったところ、国内外から約50件のコメントが寄せられた。特許庁では、これらのコメントを踏まえ、手引きの内容を見直し、最終版を2018年6月5日に公表した[1]。

本手引きでは、(i) 交渉の各段階において当事者が提供すべき情報の範囲や応答期間についての考慮要素、(ii) サプライチェーン内のどのレベルの主体（最終製品メーカー、部品メーカーなど）がライセンス契約の締結主体になるべきかについての考慮要素、(iii) ロイヤルティの算定の基礎（部品の価格、最終製品の価格など）をどのように決定すべきかについての考慮要素、(iv) 同一の技術が異なる用途で使用されている場合に、異なったライセンス料率や額を適用することが差別的かどうかについての考慮要素、といった論点について整理している。

2-1-18図 標準必須特許のライセンス交渉に関する手引きにおける主要な論点

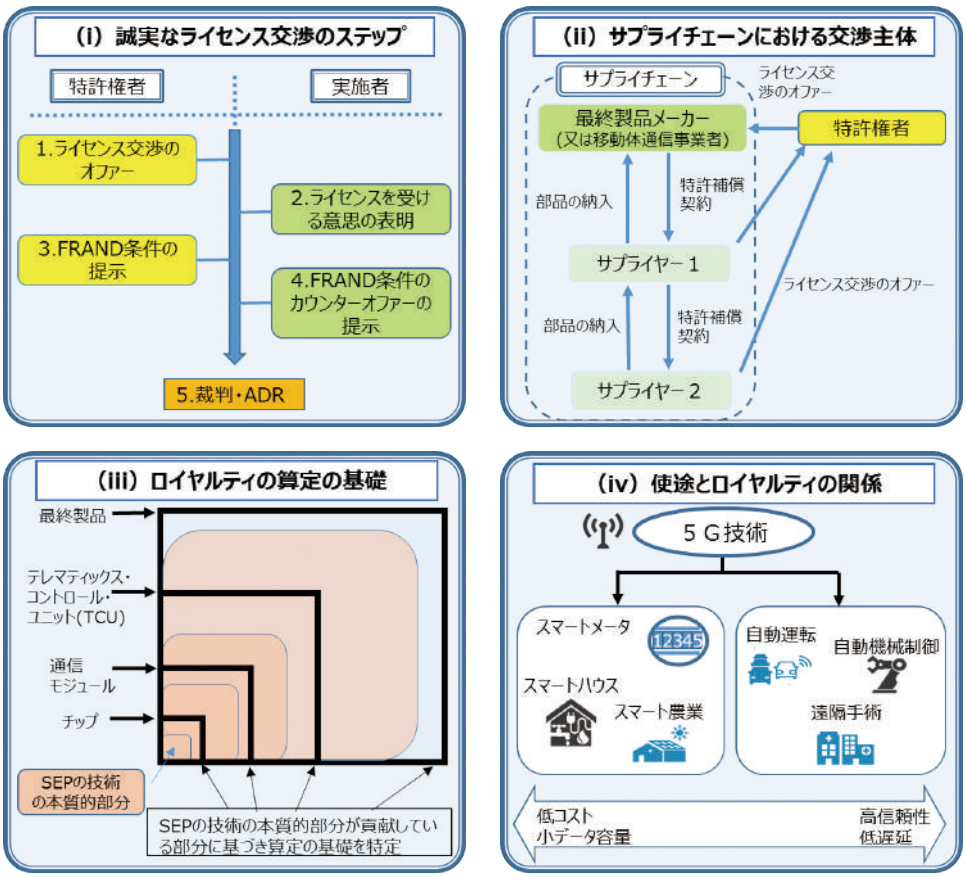

1 https://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/seps-tebiki.html

(2) 標準必須性に係る判断のための判定の運用開始

前記 (1) のとおり、IoT の浸透による環境変化によるライセンス交渉の当事者の多様化に伴い、特許の標準必須性の判断につき当事者間で見解の乖離などが生じているという状況を受け、2017 年度の産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会によって取りまとめられた報告書において、「特許庁が、公正・中立な立場から、標準必須性について争っている当事者の主張・立証に基づき標準規格文書から特定される仮想対象物品等が特許権の技術的範囲に属するかどうかの判断を公に示すことにより、特許が標準必須であるかについての予見可能性及び透明性が向上し、当事者以外にとってもライセンス交渉を円滑化する効果を持つと考えられる。このため、判定（特許法第 71 条）の請求において、特許発明の標準必須性に係る判断を求めることができるようにすべき」とされた。

これを受け、特許庁は、標準必須性に係る判断のため、広く意見募集を行った上で判定の運用を明確化し、「標準必須性に係る判断のための判定の利用の手引き」を取りまとめて公表し[1]、2018 年 4 月 1 日から本運用を開始した。

本運用においては、審判合議体が、判定を求める特許発明と標準規格文書において不可欠とされる構成のみから特定した仮想イ号を対比し、判定書において当該仮想イ号が特許請求の範囲に属するとの結論を示す場合に、判定書の理由において、特許発明の標準必須性に係る判断についても言及する。

本運用が、SEP に係る当事者間のライセンス交渉の円滑化や紛争解決の迅速化等に貢献することを期待している。

2-1-19図 標準必須性に係る判断のための判定のイメージ

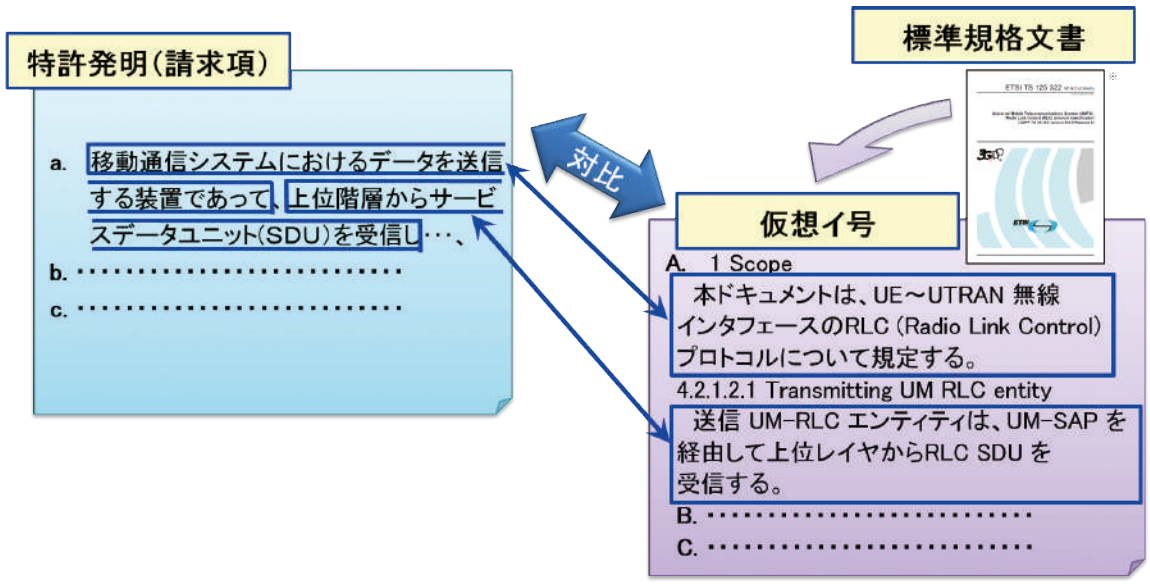

※（出典）「3GPP TS 25.322 V6.9.0」
http://www.etsi.org/deliver/etsi_ts/125300_125399/125322/06.09.00_60/ts_125322v060900p.pdf
より特許庁が訳を作成

1 https://www.jpo.go.jp/seido/shinpan/files/hantei_hyojun/01.pdf

Column 12

標準必須特許を巡る紛争解決に向けた国際シンポジウム -Licensing 5G SEPs-

特許庁と独立行政法人経済産業研究所（RIETI）は、2018年3月13日に、紀尾井カンファレンスにて標準必須特許（SEP）を巡る紛争解決に向けた国際シンポジウム[1]を開催した。

この国際シンポジウムでは、デビッド・カッポス元米国特許商標庁（USPTO）長官や、ランドール・レーダー元米国連邦巡回控訴裁判所（CAFC）首席判事をはじめ、国内外の著名な知財有識者、司法関係者、企業の上級副社長クラスの知財責任者を招き、標準必須特許のライセンス交渉に関する手引きをまとめるにあたり重要となる論点や、標準必須特許のライセンスに関わる紛争を早期に解決する手段としての国際仲裁について、講演・パネルディスカッションを行った。

パネルディスカッション1
SEPの望ましいライセンス交渉のあり方

ハインツ・ゴダール	独特許弁護士
クリスチャン・ロヤウ	欧州電気通信標準化機構　法務部長
グスタフ・ブリスマルク	エリクソン　最高知的財産責任者
鈴木 將文	RIETI ファカルティフェロー 名古屋大学大学院法学研究科　教授
長澤 健一	キヤノン 常務執行役員知的財産法務本部長

パネルディスカッション2
5G時代におけるSEPを巡る異業種間の紛争防止に向けて

デビッド・カッポス	元米国特許商標庁長官
イルッカ・ラーナスト	ノキア 最高特許ビジネス責任者、副社長
遠藤 嘉浩	本田技研工業 知的財産・標準化統括部部長
ダン・ラング	CISCO　知財担当副社長
マックス・オロフソン	AVANCI　ライセンス部長

パネルディスカッション3
FRAND条件を満たすライセンス料算定の考え方

長岡 貞男	RIETI ファカルティフェロー、東京経済大学　教授
ジョン・ハン	クアルコム　上席副社長・ライセンス事業本部長
高橋 弘史	パナソニック IP マネジメント株式会社 イノベーション知財部知財開発1課　課長
BJ ワトラス	アップル　副社長　最高知的財産法務部門責任者
李 大男	ファーウェイ　IP ライセンス・取引担当副部長

パネルディスカッション4
SEPを巡る紛争解決手段としての国際仲裁の活用のあり方

玉井 克哉	東京大学先端科学技術研究センター　教授
クラウス・グラビンスキー	ドイツ連邦最高裁判所　判事
片山 英二	阿部・井窪・片山法律事務所 弁護士・弁理士
蒋 志培	元中国最高人民法院知的財産権法廷 裁判長
ランドール・レーダー	元連邦巡回控訴裁判所　首席判事

また、特許庁としては初めて、音声認識と自動翻訳技術を用いて、登壇者の発言をリアルタイムでスクリーンに表示し、加えて、講演・ディスカッションの様子を、インターネット動画にて生配信した（再生回数は、日英併せて約28,000回）。来場者数（約230名）やインターネット動画の再生回数、そして、何よりも来場者・視聴者からの質問の多さから、このテーマに対する関心の高さが窺えた。

1 国際シンポジウムの紹介ページ（特許庁ウェブサイト）
http://www.jpo.go.jp/oshirase/event/setumeikai/180209_sep_sympo.html

1

第2章 意匠における取組

製品の同質化（コモディティ化）が急速に進む今日、機能や品質のみで、他者製品を凌駕するだけの差別化が困難な時代を迎えている。事実、我が国製品は、機能等で優れた製品を上市しても、直ちに新興国企業がこれに追随し、販売価格の下落を招き、競争優位を確保しがたい状況に直面している。

一方、米アップル社や英ダイソン社をはじめとする欧米企業は、明確な企業理念に裏打ちされた自社独自の強みや技術、イメージをブランド・アイデンティティとしてデザインによって表現し、製品の価値を高め、世界的な市場拡大に結び付けている。こうした例は、欧米のプレミアムカーや服飾品のデザイン戦略にも長く見られるものである。近年は中国や韓国等のアジア企業も、こうした欧米企業にならってデザイン開発に注力しており、デザイン力を加速度的に向上させている。我が国においても、デザインによって製品やサービスの価値を高め、ブランド構築に尽力する企業が出現しはじめている。デザインは、以前から競争要因のひとつではあったが、近年はその重要性が更に増してきているといえる。

しかしながら、優れたデザインは利益を生み出す反面、それに便乗するような模倣品が発生する可能性も高い。デザイン戦略により高付加価値化した製品の利益を正当に確保するためには、意匠権による保護が必要不可欠であり、意匠権による効果的な保護を可能とするためには、ユーザーにとっていかに使いやすい意匠制度とするかが重要となる。

また、我が国企業活動の更なるグローバル化に伴い、海外、特にアジアの新興国等の競争環境の激しい地域では模倣問題が多発しており、その対策として意匠権が有効であるとの評価と期待が示されている。我が国企業が、国内外の市場において外国企業と競争していくためには、簡便で低廉な意匠の国際登録制度の活用や、我が国意匠制度ユーザーの利便性向上を前提とした意匠制度の国際調和等が不可欠となっている。

本章では、このような状況に対応するため、特許庁が実施してきた主な取組について紹介する。

1 産業競争力とデザインを考える研究会における検討

上記の状況を受けて、特許庁は、デザインによる我が国企業の競争力強化に向けた課題の整理とその対応策の検討を行うため、2017年7月に、著名デザイナー、デザイン担当役員、知的財産担当、経営コンサルタント、学者からなる「産業競争力とデザインを考える研究会」（座長：鷲田祐一一橋大学大学院商学研究科教授）を立ち上げて、全11回にわたる議論を行い、2018年5月に『「デザイン経営」宣言』を本研究会の報告書として取りまとめた。

本報告書では、デザインを企業価値向上のための重要な経営資源として活用する「デザイン経営」の手法及び効果、並びに、意匠法改正を含む、「デザイン経営」を推進するための政策提言について整理した。報告書には、意匠制度の課題や今後の検討の必要性を記した『産業競争力の強化に資する今後の意匠制

度の在り方』を別紙として添付するとともに、国内外企業における「デザイン経営」の具体的取組を記した『「デザイン経営」の先行事例』を別冊として取りまとめた[1]。

今後は研究会で得られた成果を踏まえ、産業構造審議会等の場で、有識者や産業界等と更に意見交換を進め、政策の具体化に向けた検討を進めていく予定である。

産業競争力とデザインを考える研究会の様子

2 創造的なデザインの権利保護による我が国企業の国際展開支援

(1)意匠の国際登録制度に関する取組

我が国ユーザーに対して、ハーグ協定ジュネーブ改正協定に基づく意匠の国際登録制度(以下、「ハーグ制度」)の利用に関する普及啓発を図るため、2014年度から2017年度の4か年にかけて、全国主要都市での制度説明会を累次開催した。2018年1月から3月にかけて開催した制度説明会では、我が国における国際出願の審査実績等に基づいて、拒絶の通報への対応に関する情報提供等を行った。

(2)意匠制度の利便性向上に向けた運用の見直しの検討

我が国においては、企業の事業活動の一層のグローバル化に加え、2015年5月のハーグ協定ジュネーブ改正協定に基づく国際出願についての運用開始等、国際協調を意識した意匠制度の運用の見直しの必要性が高まるとともに、知的財産推進計画2016において、「我が国ユーザーによる意匠制度の利用促進を図るため、利便性を向上させるべく、手続の簡素化等に向けた検討を行う」とされたことを受け、企業のデザイン活動の実態に則しつつ、国際協調を意識した意匠登録出願手続の利便性向上を目的とする意匠制度の運用見直しの方向性について検討を行った。

2018年2月、産業界代表を含む有識者委員の参画を得て開催した、産業構造審議会意匠制度小委員会意匠審査基準ワーキンググループにおいて、(1)底面図の記載の不足する出願の願書及び図面の記載の取扱い、及び(2)意匠登録を受けようとする部分を特定する方法に関する願書の取扱いについての改訂意匠審査基準案が取りまとめられた。

この改訂意匠審査基準案は、その後のパブリックコメントを経て内容と実施が確定し、2018年5月1日以降の審査において適用されている[2]。

1 報告書等については下記ウェブサイトにて入手できる。
http://www.meti.go.jp/press/2018/05/20180523002/20180523002.html
2 意匠審査基準:https://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/isyou-shinsa_kijun.htm

3 意匠審査の品質向上に向けた取組

(1)品質管理に関する取組

意匠課及び意匠審査部門では、意匠審査の質の維持・向上を図るため、意匠審査部門の管理職による全件に対する審査内容のチェック（決裁）、意匠審査基準の改訂や検索システムの充実等の取組を行ってきた。審査資料の増大が見込まれる中、安定した審査結果を提供していくため、庁内組織である意匠審査品質管理委員会を設置し、品質管理に関する各種施策の実施及び改善に取り組んでいる。

①品質保証

案件の処理方針等の判断を均一にし、意匠審査の質の保証を図るため、審査官と決裁者間の協議を実施し、必要に応じて審査官へ情報を共有している。

また、審査官が行った審査の内容（審査の判断や通知文書の記載等）について、意匠審査部門の管理職が全件に対しチェック（決裁）を行っている。

②品質検証

a. 品質監査

決裁が終了した案件からサンプルを抽出し、法令、審査基準等の指針にのっとった統一のとれた審査が行われているか、出願人・代理人との意思疎通の確保に留意した効率的な審査が行われているか、といった観点から品質監査を行っている。また、品質監査の結果を分析及び評価することで、意匠審査の質の現状把握と課題抽出を行い、関係部署に情報共有するとともに、課題解決に向けて関係部署と連携した対応を行っている。

b. 意匠審査の質に関するユーザー評価調査の実施

意匠審査の質全般及び特定の出願における審査の質について、ユーザーからの指摘を通じて改善すべき点を明らかにし、審査の質の維持・向上のための施策に反映するべくアンケート形式でユーザーからの評価、意見等を収集し、分析を行っている。2017年度は国内企業等352者を対象に実施し、意匠審査に関する全体としての質の評価において、「満足」及び「比較的満足」と回答した割合は58%であった。なお、調査対象者からより一層自由・率直な評価・意見を得るために、前年度に引き続き、無記名での回答を可能にしている。

2-2-1図 ユーザー評価調査結果

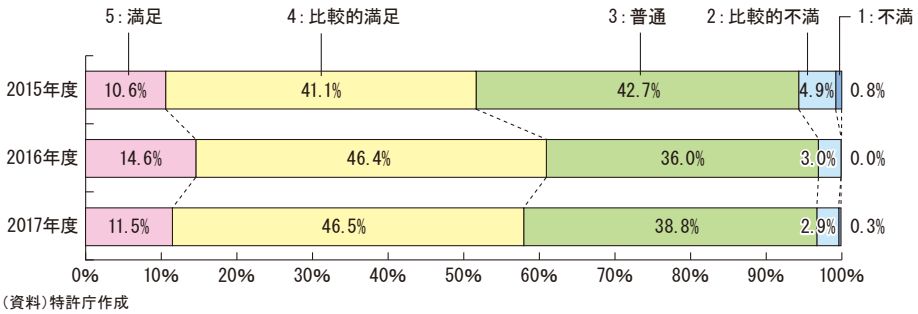

（資料）特許庁作成

(2)審査品質管理小委員会

特許庁における品質管理の実施状況・実施体制等について外部から客観的な評価を受け、それを審査の品質改善に反映することを目的として、2014年8月に産業構造審議会知的財産分科会の下に審査品質管理小委員会を設置した。2017年度は、当該年度に特許庁が実施している品質管理の実施体制・実施状況について、本委員会において作成された評価項目及び評価基準に基づき評価を受け、品質管理の実施体制・実施状況に関する改善点の提言を受けた[1]。

1

1 http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/shingikai/hinshitsukanri_menu.htm

4 デザイン・意匠制度の活用の促進

(1)意匠制度の活用の促進:「事例から学ぶ 意匠制度活用ガイド」の発行

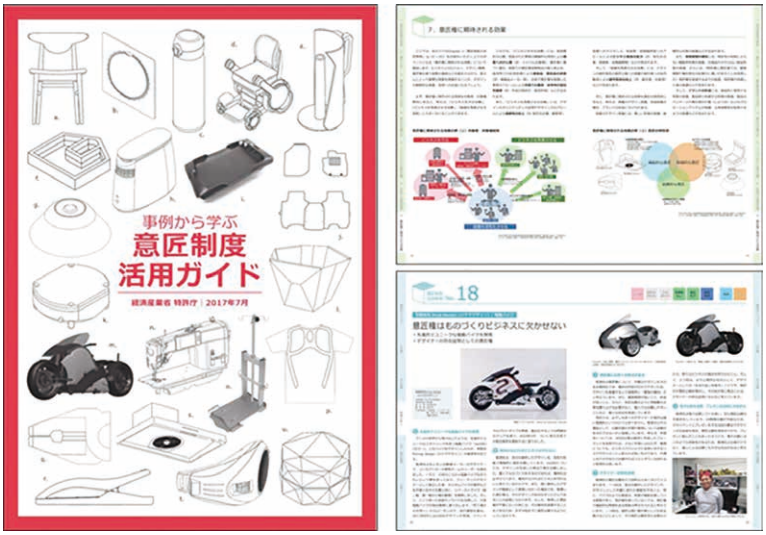

特許庁は、意匠制度の活用方法を具体的な事例を基に紹介した冊子「事例から学ぶ 意匠制度活用ガイド」を作成し、2017年7月に発行した。

本ガイドでは「意匠権に期待される効果」を切り口に事例を紹介している。意匠権に期待される代表的な効果としては、他社に模倣されないようにする効果や模倣品を排除する効果が挙げられる。他方、実際には、大企業、中小企業、デザイナー、大学・研究機関など様々な立場の意匠制度ユーザーが自身のビジネスなどの目的に応じ、意匠権の多様な効果に期待して意匠制度の活用を試みている。

例えば、意匠権に期待される効果を対象者・対象機関別に見ると、「ビジネスを守る効果」、「ビジネスを発展させる効果」、「組織を発展させる効果」に大きく分けることができる。

このうち、「ビジネスを守る効果」には、登録意匠の公開、登録された事実の積極的な周知による他者へのけん制（対：ライバル企業等）、意匠権に基づく警告、税関での意匠権侵害物品の輸入差止め、裁判所での紛争処理による模倣品・類似品の排除（対：模倣品メーカー等）、日本で意匠権を取得した事実のアピールによる外国での審査・紛争時の優位性獲得（対：外国の特許庁・裁判所等）などが含まれる。

また、「ビジネスを発展させる効果」には、デザインのオリジナリティの証明やデザイン力のアピールによる信頼性の向上（対：取引先企業、顧客等）、他者へのライセンス、投資家・金融機関等へのアピールによるビジネス機会の拡大（対：取引先企業、投資家、金融機関等）などが含まれる。

そして、「組織を発展させる効果」には、デザインの創作者名の意匠公報への掲載や創作者への社内報奨による創作意欲の向上（対：創作者、社員等）などが含まれる。

本ガイドは、冊子版の配布を行っている。詳細はウェブサイト[1]を確認されたい。

1 http://www.jpo.go.jp/seido/s_ishou/2907_jirei_katsuyou.htm

2-2-2図　意匠権に期待される効果の例

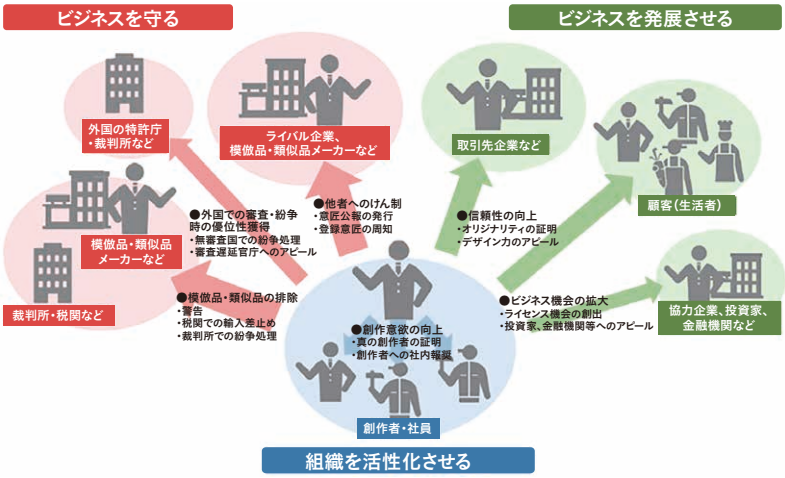

5　意匠関連情報の整備・提供

特許庁は、意匠制度ユーザーの利便性向上のため、意匠審査基準等の整備、意匠審査における判断内容の明確化、意匠審査スケジュールの公表、意匠公知資料の公開といった、意匠審査に関連する情報提供の拡充に努めている。

(1)意匠関連情報の整備

2017年3月の意匠審査基準の改訂に伴い、意匠登録出願時の願書及び図面の記載方法について解説した「意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き」の関連箇所を改訂し、事例の追加・整理により、更に内容を充実させ、特許庁のウェブサイト[1]にて公表した。

改訂意匠審査基準のうち、意匠の新規性喪失の例外規定の適用に係る運用に関して、適用を受ける際の手続全般にわたってよく寄せられる質問とその回答をとりまとめた「意匠の新規性喪失の例外規定についてのQ＆A集」を作成し、特許庁のウェブサイト[2]にて公表した。

また、2016年3月の「画像を含む意匠」の意匠審査基準改訂後に登録された「付加機能付き電子計算機」に係る事例に関して、画像意匠登録事例集を作成し、2018年3月特許庁のウェブサイト[3]に掲載した。

さらに、部分意匠の出願のうち、本意匠と関連意匠として登録されたものの中から、意匠審査における類否判断について参考となる事例をまとめた「部分意匠の関連意匠登録事例集」について、事例を追加し、特許庁のウェブサイト[4]に掲載した。

(2)意匠審査における判断内容の明確化

特許庁は、意匠制度ユーザーからの審査判断内容の明確化の要望に応えるべく、2004年10月から、一部の拒絶理由通知書（意匠法第9条第1項（先願）に該当する場合）については、出願意匠と引用意匠との類否判断の理由を簡潔に記載する運用をとっている。また、意匠法第3条第1項第3号（新規性）に該当する場合についても、拒絶理由通知書への判断理由の付記を行っている。また、加えて、他

1　http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/h23_zumen_guideline.htm
2　http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/pdf/ishou-reigai-tetsuduki/ishou-reigai-qa.pdf
3　http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/gazoutouroku_jirei.htm
4　http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/bubun_isyou.htm

の出願意匠との対比判断を伴う拒絶理由通知（意匠法第9条第2項、第10条第1項）についても、出願意匠の特徴点と引用意匠又は他の出願意匠との共通点及び差異点並びに判断理由を分かりやすく記載するよう運用の対象を拡大し、審査判断の明確化に努めている。

他方、登録された意匠については、審査判断や意匠権の効力範囲の明確化に資するべく、審査官が新規性や創作非容易性等を判断する上で参考とした資料を「参考文献」として従来から意匠公報へ掲載している。この参考文献情報を意匠公報の発行前に出願人へ伝えることが、戦略的な意匠権活用を検討する上での一助となり得ることから、登録査定に参考文献情報を記載した通知書を添付することで、意匠公報に掲載する参考文献情報を事前に通知する運用を行っている。さらに、2016年4月11日から、審査において先行意匠調査（サーチ）を行った日本意匠分類の情報を記載した通知書を、登録査定に添付する運用を開始している。

(3)意匠審査スケジュールの公表

意匠制度ユーザーが意匠登録出願する際の参考となるよう、特許庁ウェブサイトにおいて「意匠審査スケジュール[1]」を公表している。意匠審査スケジュールは、所定の出願年月に出願された意匠登録出願の審査予定時期を意匠分類ごとに示したもので、四半期ごとに審査終了情報の追加等の更新を行っている。この意匠審査スケジュールを参照することによって、出願人は自らの意匠登録出願の審査結果がどの時期に届くか知ることができ、効果的なタイミングでの権利化が可能となる。

2-2-3図 特許庁ウェブサイトに公開されている意匠審査スケジュールの例

意匠分類					審査時期（月．週）	
分類記号		Dターム記号	主な物品	HO	上半期	下半期
				4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	月．週 ～ 月．週	月．週 ～ 月．週
A0	0		A1に属さないその他の製造食品及び嗜好品		8.1 ～ 9.4	2.1 ～ 3.4
A1	ALL		製造食品及び嗜好品		8.1 ～ 9.4	2.1 ～ 3.4
B0	ALL		その他の衣服及び身の回り品		5.1 ～ 9.4	11.1 ～ 3.4
B1	000 ～ 116		その他の衣服、エプロン、背広、ワイシャツ、ジャンパー等		5.1 ～ 9.4	11.1 ～ 3.4
	120 ～ 13		ズボン、スカート、つなぎ服等		5.1 ～ 9.4	11.1 ～ 3.4
	20 ～ 2900		和服、羽織、帯等		8.1 ～ 8.4	2.1 ～ 2.4
	40 ～ 420		パジャマ等		5.1 ～ 9.4	11.1 ～ 3.4
	5 ～ 61		海水着、ブラジャー等		5.1 ～ 9.4	11.1 ～ 3.4
	620 ～ 64		アンダーシャツ、腰巻き等		5.1 ～ 9.4	11.1 ～ 3.4
	650 ～ 670		コルセット、パンツ等		5.1 ～ 9.4	11.1 ～ 3.4
	68		おしめ、おしめカバー等		4.1 ～ 5.1	10.1 ～ 11.1
	900 ～ 903		衣服部品・付属品		8.1 ～ 8.4	2.1 ～ 2.4
B2	0 ～ 03		その他の服飾品、帯、整形用パッド等		8.1 ～ 8.4	2.1 ～ 2.4
	1		ネクタイ		8.1 ～ 8.4	2.1 ～ 2.4
	20 ～ 300		衣服用ベルト等		8.3 ～ 9.4	2.3 ～ 3.4
	400 ～ 49		靴下、足袋等		4.1 ～ 5.1	10.1 ～ 11.1
	500 ～ 511		手袋		5.1 ～ 8.4	2.1 ～ 2.4
	520 ～ 521		胸カバー、胸用サポーター等		4.1 ～ 5.1	10.1 ～ 11.1
	600 ～ 69		帽子、ヘルメット		8.1 ～ 8.4	2.1 ～ 2.4
	70 ～ 8		マフラー、スカーフ、ハンカチ等		8.1 ～ 8.4	2.1 ～ 2.4
B3	000 ～ 12		キーホルダー、ストラップ等		4.1 ～ 8.4	10.1 ～ 2.4
	13		記章		4.1 ～ 8.4	10.1 ～ 2.4
	1900 ～ 191		装身具部品及び付属品、装身用鎖素子		4.1 ～ 8.4	10.1 ～ 2.4
	192		装身用玉		4.1 ～ 8.4	10.1 ～ 2.4
	20 ～ 24		かつら等、髪止め具等		4.1 ～ 8.4	10.1 ～ 2.4
	25		耳飾り		4.1 ～ 8.4	10.1 ～ 2.4

(4)意匠公知資料の公開

特許庁では、意匠審査における新規性及び創作性の判断のために、国内外の図書、雑誌、カタログ、インターネット等から新規な製品の意匠を抽出して、書誌的事項と製品の写真や図表等を電子化したものを意匠公知資料として整備し、主要な審査用資料としている。これらの意匠公知資料を一般公開することにより、企業等における先行意匠調査や意匠権調査のほか、新たなデザイン開発を行う際の参考資料として利用される等、我が国における、より一層独創的で付加価値の高いデザインの創作を促す効果が期待できる。そのため、特許庁が電子化した意匠公知資料を対象として著作物利用許諾を得る事業を2007年度から開始しており、利用許諾を得た意匠公知資料に関しては、J-PlatPat等を通じて広く一般公開している。

1 http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/pdf/isyou_schedule_j.pdf

2-2-4図 意匠公知資料の収集と公開の概要

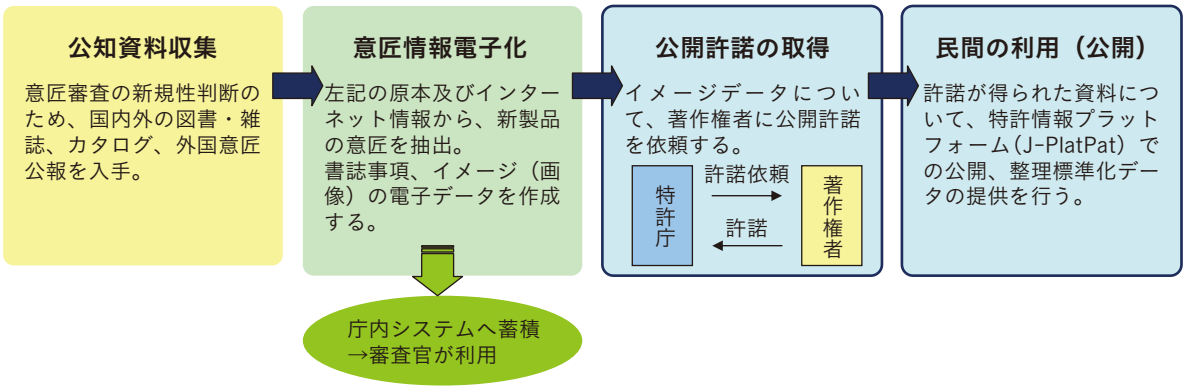

6 出願人のニーズを踏まえた早期審査の運用

意匠登録出願に関する早期審査[1]は、（ⅰ）権利化について緊急性を要する実施関連の意匠登録出願や、（ⅱ）外国にも出願している意匠登録出願を対象としている。また、2011年8月からは、東日本大震災による被害を受けた企業等の意匠登録出願についても早期審査の対象としている。これらの出願については、早期審査の申請から3.5か月以内に一次審査結果を通知することを目標としている。2017年は、早期審査の申請は211件であり、申請から一次審査通知までの期間は平均1.9か月であった。

また、模倣品が発生した場合に意匠権による早期の対策を図ることができるよう、模倣品対策に対応した早期審査制度の運用を行っている。この運用では、出願手続に不備のない出願であれば、早期審査の申請から1か月以内に一次審査結果を通知することを目標としている。2017年は、模倣品対策に対応した早期審査の申請は25件であり、申請から一次審査通知までの期間は平均0.7か月であった。

2-2-5図 「模倣品対策に対応した早期審査制度」の概要

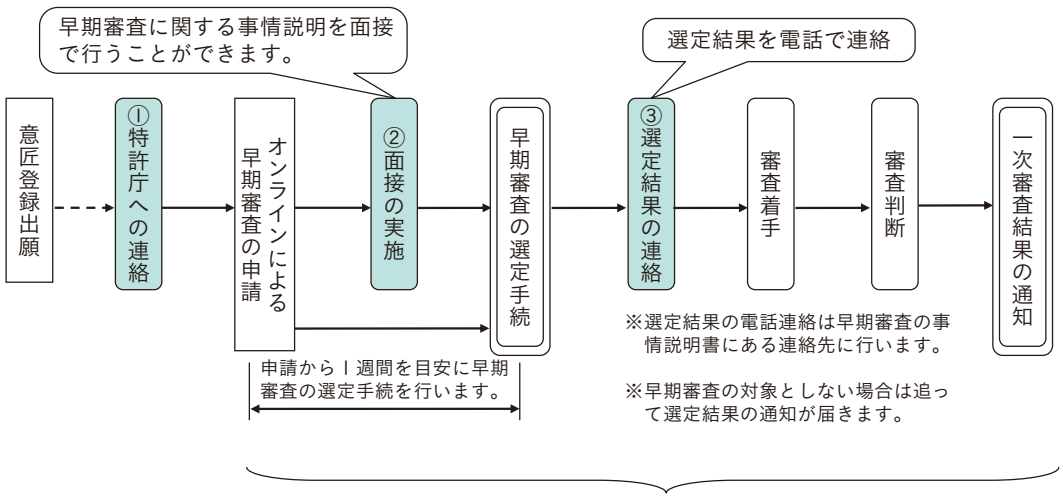

1 申請手続等その他詳細については、以下ウェブサイト参照
https://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/souki/isyou_soukisinri.htm

第3章 商標における取組

昨今、経済のグローバル化や、インターネットの急速な普及等による商品や役務の販売戦略の多様化、我が国産業の競争力強化の観点から、商標が果たすべき役割が大きくなってきている。また、経済社会や商取引を取り巻く環境が目まぐるしく変化することにより、商標を取り巻く状況は日々変化している。特許庁では、そうした実情に対応し、適切な商標の保護や制度利用者の利便性向上のため、様々な取組を行っている。

本章では、商標審査便覧の改訂、商品・役務の分類に関する取組、商標の国際登録制度に関する取組、地域団体商標に関する取組、商標審査の品質管理、出願人のニーズを踏まえた早期審査の運用について紹介する。

1 商標審査便覧の改訂

(1) 2017年度商標審査便覧[1]の改訂

2017年度は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（通称：地域未来投資促進法）の施行に伴い、地域団体商標の商標登録出願に係る主体要件の明確化に係る改訂を行った他、商標の使用又は商標の使用の意思を確認するための審査に関する運用に係る改訂、歴史的・文化的・伝統的価値のある標章からなる商標登録出願に関連する改訂、及び新しいタイプの商標に関する運用についての改訂を行った。

(2) 改訂の概要

①商標の使用又は商標の使用の意思を確認するための審査に関する運用に係る改訂（41.100.03[2]）

本便覧については、運用開始から10年が経過し、ユーザーにも浸透・定着していた一方で、ユーザーからは、1区分内で指定できる商品又は役務の範囲について不公平感がある等の意見も出ていたため、以下のとおり改訂を行った（小売り等役務に係る取扱いについては変更なし）。

・類似群のカウント方法の変更。すなわち、1区分内における指定商品又は指定役務に付与されている類似群数を単純にカウントすることとした。例えば、現在1個としてカウントを行っている複数類似群が付与されている商品・役務についても、1個ではなく、付与されている数をカウントする。

・1区分内における類似群の上限数は、「22個」とする。

・商標の使用の意思を明記した文書も援用することができることとする。だだし、出願後3～4年以内までに商標の使用又は商標の使用の意思があることに合理的な疑義がある場合は、あらためて確認を行う。

②歴史的・文化的・伝統的価値のある標章からなる商標登録出願の取扱いを新設（42.107.05）

これまで取扱いが規定されていなかったため、個別の審査に委ねられていた歴史的・文化的・伝統的価値のある標章からなる商標の取扱いについて明確化し、運用の統一化を図

1 http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/syouhyoubin.htm
2 この番号は便覧における見出し番号（以下、同様）。

るため、商標審査便覧に記載

③家紋からなる商標登録出願の取扱い（42.107.06）、著名な絵画等からなる商標登録出願の取扱い（42.107.07）を新設

家紋からなる商標登録出願、著名な絵画等からなる商標登録出願の運用の統一化を図るため、商標審査便覧に記載

④新しいタイプの商標に係る審査運用の更なる明確化に係る改訂（52.01、54.01、54.02、54.05、54.06、54.07、55.01、55.02、55.03、56.01、56.02、56.03）

2015年に新しいタイプの商標制度が導入されて以降、現在までの審査の蓄積をもとに、出願人から問い合わせの多かった点、拒絶理由のポイントとなる点等について、以下のように、商標審査便覧を改訂した。

- 全タイプについて、商標法第3条1項柱書の要件を満たす商標の記載例を追記。
- 音商標及び位置商標について、商標法第5条第5項の要件を満たす事例・満たさない事例を追記。

2 商品・役務の分類に関する取組

(1)ニース協定に基づく国際分類の変更に関する取組

①ニース協定とは

ニース協定[1]は、商標における商品及び役務の国際的に共通な分類（国際分類）を採用することを目的に締結された協定であり、締約国に国際分類の採用を義務づけている。我が国は、1990年2月20日に本協定に加入し[2]、サービスマーク登録制度が導入された1992年4月1日からこの協定に基づく国際分類を主たる体系[3]として使用している。

ニース協定の加盟国は、2018年3月現在84の国・地域に及び、また、ニース協定による国際分類は、未加盟国も含めて150以上の国及びWIPO（国際登録）[4]、EUIPO等の政府間機関により使用されている。

②ニース協定に基づく国際分類の変更

国際分類の変更は、ニース協定に規定された専門家委員会[5]が行っており、①類の変更又は新たな類の設定を伴う「修正」[6]と、②注釈を含む類別表の変更、アルファベット順一覧表の商品又は役務の追加、削除、表示の変更等からなる「その他の変更」[7]がある。

2018年1月1日発効の国際分類第11-2018版は、2017年5月にWIPOで開催された、専門家委員会第27回会合において決定された「その他の変更」を反映したものである。

1 正式名称を「1967年7月14日にストックホルムで及び1977年5月13日にジュネーヴで改正され並びに1979年10月2日に修正された標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する1957年6月15日のニース協定」という。
2 当時は国際分類を副次的な体系（標章の登録に関する公文書及び公の出版物（例：商標公報、商標登録原簿）に国際分類の類の番号を併記し、文献の検索等において国際分類を補完的に使用すること。）として使用していた。
3 標章の登録に関する公文書及び公の出版物に国際分類の類の番号を記載し、文献の検索等において国際分類を主たる分類として使用すること。
4 「3. マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録制度に関する取組」参照。
5 2010年までは版の改正に合わせて5年に1度の開催であったが、2012年以降は、頻繁に変更する商品・サービス表示をニース国際分類に反映するために毎年開催している。
6 5年に1度の版の更新時に反映される。次回は2022年発効予定の第12版に反映予定。
7 毎年発効する新追加版に反映される。

2-3-1図 国際分類第11-2018版における主な追加

	英語表記	日本語訳
第3類	air fragrance reed diffusers	芳香用葦の揮散器からなる芳香剤
第7類	3D printing pens	ペン型3Dプリンター
第9類	downloadable graphics for mobile phones	携帯電話用のダウンロード可能な画像
第9類	wearable computers	身体装着式携帯情報端末
第11類	electrically heated clothing	電熱式被服
第12類	camera drones	カメラを搭載したドローン
第18類	motorized suitcases	電動式移動機能付きスーツケース
第29類	yuba [tofu skin]	湯葉
第32類	energy drinks	エナジードリンク
第43類	udon and soba restaurant services	うどん及びそばの提供

(2)WIPO・Madrid Goods & Services Manager (MGS)における協力

「Madrid Goods & Services Manager (MGS)」とは、マドリッド協定議定書に基づく国際出願においてWIPOで認められる商品・役務表示を集めたデータベースである。

日本国特許庁は、これまでWIPOに対し、MGSに掲載の商品・役務表示の日本語訳や採否情報に加え、我が国が用いている類似群コード情報についても提供してきた。

我が国のユーザーは、マドリッド協定議定書に基づく国際出願をする際に、慣れ親しんだ日本の類似群コードを使用してWIPO及び主要なマドリッド協定議定書加盟国で認められる英語の商品・役務表示を調査することが可能になっている。

(3)日韓両庁の協力プロジェクト:日韓類似群コード対応表の作成・公表

①日本国特許庁における類似群コードについて

出願された商標が、他人の登録商標と同一又は類似の商標であって、かつ、出願に係る指定商品又は指定役務が同一又は類似のものである場合は、商標登録を受けることはできない（商標法第4条第1項第11号）。

日本国特許庁では、出願された商標が拒絶理由に該当するか否かを審査するに当たり、出願された商標の指定商品又は指定役務と他人の登録商標の指定商品又は指定役務との類否を「類似商品・役務審査基準」（約6千4百件の商品及び役務を掲載）に基づいて判断している。

この「類似商品・役務審査基準」は、生産部門、販売部門、原材料、品質等において共通性を有する商品、又は提供手段、目的若しくは提供場所等において共通性を有する役務をグルーピングし、同じグループに属する商品群又は役務群は、原則として、類似する商品又は役務であると推定するものとしている。

そして、各グループの商品又は役務には、数字とアルファベットの組合せからなる5桁の共通コードである「類似群コード」を付している。

審査実務上、同じ類似群コードが付された商品及び役務については、原則としてお互いに類似するものと推定される。

②日韓類似群コード対応表の作成・公表について

日本国特許庁と韓国特許庁は、両庁の合意に基づき、日韓両庁が商標審査においてそれぞれ使用している類似群コードの対応関係を示す「日韓類似群コード対応表」（以下「対応表」という。）を作成する協力プロジェクトを推進している。

日本国特許庁は、2018年2月、ニース国際分類［第11-2018版］（2018年1月1日発効）

対応の対応表を作成し、日本国特許庁のウェブサイトにおいて公表した[1]。

対応表を活用することにより、我が国及び韓国のユーザーは互いの国に商標登録出願する際の出願前サーチ等の参考にすることができ、審査結果の予見性が向上し、出願の適正化を図ることができる。

(4)日台類似群コード対応表の作成・公表

（公財）日本台湾交流協会と台湾日本関係協会が、日本と台湾のそれぞれの商標審査で使用されている類似群コードの対応関係を示す一覧表「日台類似群コード対応表」を2017年に引き続き作成・公表することは、日台双方の出願人の商標権の迅速な取得に資するとの認識で一致したことを受けて、日本国特許庁は、2018年2月、ニース国際分類［第11-2018版］に対応した日台類似群コード対応表を作成・公表した[2]。

3 マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録制度[3]に関する取組

(1)未加盟国等への加盟支援及び周知活動

特許庁は、ASEAN各国の加盟の促進及び加盟国の官庁業務運営の円滑化に貢献するため、2017年度も以下の取組を実施することにより、我が国がマドリッド協定議定書に加盟した際の経験や同議定書に基づく商標の国際登録制度の効果的活用に係る知見等を伝えるとともに、各国の加盟に向けた進展や課題等についての情報交換に努めている。

2017年　7月　未加盟国に対する招へい研修「マドプロ商標審査コース」（インドネシア）
10月　マドプロリージョナル会合の実施（アジア太平洋地域の知的財産庁15か国及びWIPOが参加）
新規加盟国に対する招へい研修「マドプロ商標審査コース」（カンボジア）
11月　加盟国を中心とする招へい研修「商標実体審査コース」（アルゼンチン、ブラジル、コロンビア、ジョージア、インド、カザフスタン、メキシコ、フィリピン）
2018年　1月　未加盟国に対する招へい研修「マドプロ商標審査コース」（マレーシア）
新規加盟国タイへ特許庁職員を派遣しマドプロ実務研修を実施
2月　未加盟国を中心とする招へい研修「商標審査実務（基礎）コース」（アルゼンチン、バングラデシュ、ブラジル、チリ、ミャンマー、ペルー、スリランカ、タイ）

1　https://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/jpo_kipo-ruiji2018.htm
2　https://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/jpo_tipo-ruiji2018.html
3　国際登録制度の概要：締約国の一国の官庁（本国官庁）に出願又は登録されている商標を基礎として、保護を求める締約国官庁（指定国官庁）を指定した願書を、本国官庁を通じてWIPO国際事務局に国際登録出願する。かかる国際登録出願は、WIPO国際事務局が管理する国際登録簿に国際登録され、WIPO国際事務局から送付された指定通報に基づき、指定国官庁が1年又は各国の宣言により18か月（我が国は18か月）以内に拒絶の理由を通報しない限り、上記指定国において保護を受けることができる。

1
2

(2)国内における周知活動

2017年11月に、特許庁主催の知的財産権制度説明会（実務者向け）において「商標の国際登録制度（マドリッド制度）について（本国官庁における手続を中心に）」と題した説明を東京、大阪、名古屋の3都市で実施し、本国官庁としての日本国特許庁に対する手続を中心に、制度の概要やWIPO国際事務局に対する手続についての説明を行った。同説明会においては、国際登録制度の出願実務を理解するためのテキストを配布した[1]。

このような説明会とは別に、業界団体や企業、代理人とのコミュニーケーションを図り、商標の国際登録制度の利便性や利用状況について意見聴取をするとともに、同制度に関する手続の疑問点等について説明することで、その普及に努めている。

また、同制度の要点をまとめたパンフレット「商標の国際登録制度活用ガイド」を作成・配布した[2]。

パンフレット「商標の国際登録制度活用ガイド」

マドプロリージョナル会合（2017年10月）

4 地域団体商標に関する取組

(1)地域団体商標制度とは

地域名と商品（サービス）名を組み合わせた地域ブランドを、商標権としてより適切に保護するため、2005年に商標法が一部改正され、2006年4月に地域団体商標制度が施行された。この制度は、地域の事業者団体による積極的な活用によって、地域経済の持続的な活性化につなげることを目指し、導入されたものである。これにより、地域名と商品（サービス）名とを組み合わせた商標を、地域団体商標としてより早い段階で商標登録することが可能となり、便乗使用を排除することができることとなった。また、地域ブランド活動を展開していこうとする事業者には、権利化へのインセンティブとなり、地域活性化につながっていくことが期待されている。さらに、商標登録された地域団体商標を有効に活用し、ブランド管理を徹底すること等によってブランド力を高め、発展段階の地域ブランドが全国的に認知されるブランドへと成長していくことが期待されている。

1 http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_shouhyou/kokusai/h29jitumu-madopro.htm
2 http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/panhu.htm

(2)地域団体商標の出願・登録状況

①出願状況

地域団体商標の出願は、2006年4月1日の出願受付開始から、2018年3月末までに1,199件が出願された。地域別に見ると、北海道53件、東北101件、関東・甲信越203件、北陸89件、東海150件、近畿296件、中国77件、四国41件、九州135件、沖縄45件、加えて外国から9件の出願があった。

②登録状況

地域団体商標の登録は、2018年3月末までに626件が登録されている。分野別に見ると、「工芸品・かばん・器・雑貨」81件、「食肉・牛・鶏」60件、「織物・被服・布製品・履物」60件、「野菜」59件、「加工食品」61件と、工業製品や農林水産品、加工食品の登録が多い。

登録件数を都道府県別に見ると、京都府が63件と圧倒的に多く、兵庫県、岐阜県、石川県、北海道と続く。

2-3-2図 地域団体商標の産品別内訳一覧表

産品別登録内訳一覧表 登録数※1 626件　　2018年3月31日時点

野菜	米	果実	食肉・牛・鶏
59件	7件	47件	60件
水産食品	加工食品	牛乳・乳製品	調味料
48件	61件	6件	17件
菓子	麺類・穀物	茶	酒
13件	15件	16件	12件
清涼飲料	植物	織物・被服・布製品・履物	工芸品・かばん・器・雑貨
1件	4件	60件	81件
焼物・瓦	おもちゃ・人形	仏壇・仏具・葬祭用具・家具	貴金属製品・刃物・工具
29件	15件	37件	9件
木材・石材・炭	温泉	サービスの提供（温泉を除く）	産品別の累計数※2
14件	44件	25件	680件

（備考）一登録案件で複数の産品を指定している案件があるため、登録数※1と産品別の累計数※2は異なります。
（資料）特許庁作成

2-3-3図 都道府県別登録件数上位10

都道府県	件数
京都府	63
兵庫県	37
岐阜県	29
石川県	29
北海道	29
静岡県	24
福岡県	19
愛知県	18
東京都	18
沖縄県	17
福井県	16
三重県	15
千葉県	15

（資料）特許庁作成

2-3-4図　地域団体商標 MAP

地域団体商標マップ
登録件数：626件（平成30年3月31日現在）

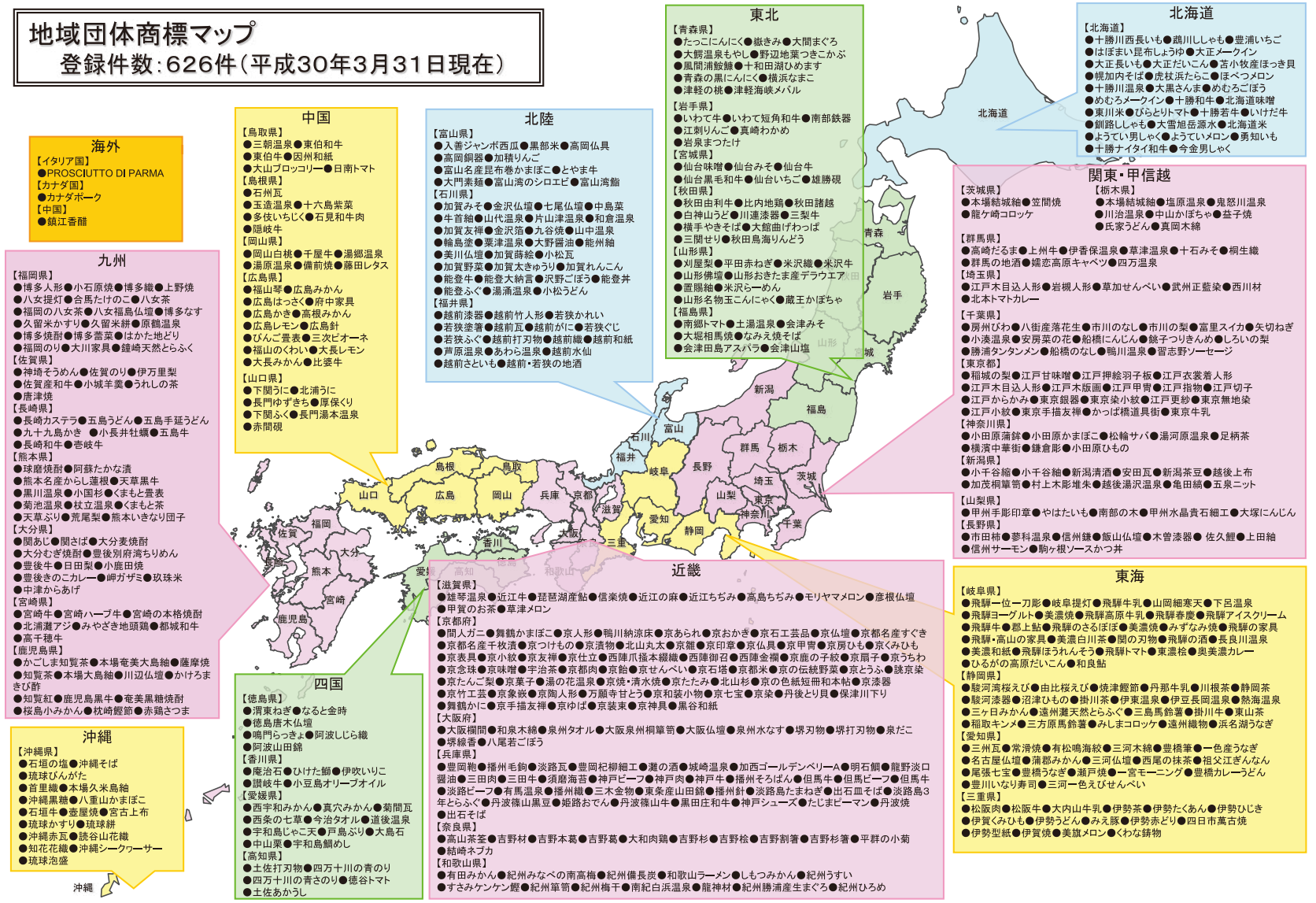

(3)地域団体商標の周知活動

特許庁では地域団体商標制度の周知を図るため、2005年度から、制度の概要や審査・運用について、全国で説明会を実施している。あわせて、同制度の概要等について分かりやすく説明したパンフレットを頒布し、利用者への制度の周知及び利用促進を図っている。

また、2018年3月には、地域団体商標制度の更なる普及を促すため、2018年1月末までに地域団体商標に登録された商品（サービス）の内容について紹介した冊子「地域団体商標ガイドブック2018」を作成し、説明会等の参加者や、各都道府県、市区町村、商工会・商工会議所、観光協会、既権利者等に配布し、対外的に広く普及活動を行っている。

本冊子は、「地域団体商標についてこれ1冊でまるわかり」をコンセプトに、地域団体商標の制度概要、実際に権利を取得し活用している方の事例、特許庁の支援策等についてまとめたものである。今年度から地域団体商標621件の紹介を産品別に掲載し、より検索しやすいように変更した。また、「大手メーカーと取引する際の信用が向上し、取引先の拡大につながった」、「模倣品対策をすることができ、ニセモノを排除することができた」等、実際の登録権利者からの声を中心に活用事例を6例掲載している。その他、地域団体商標と地理的表示（GI）の活用Q&Aや併用事例等を掲載している。

地域団体商標制度に係るパンフレットと、冊子「地域団体商標ガイドブック2018」

また、2018年1月には地域の地域団体商標の権利者団体からの強い要望を受け、「地域団体商標マーク」を策定した。

地域団体商標マークは、「地域の名物」が地域団体商標として特許庁に登録されていることを示す証であり、マークを継続して用いることで、一般消費者や取引先、同業者等の認識が高まり、地域ブランドとしての信用・信頼が蓄積し、地域団体商標自体のブランド力向上にもつながることが期待される。

本マークは、原則、地域団体商標に係る商標権を有する団体、団体の構成員及び団体から地域団体商標の使用許諾を受けた者のみ使用できる。特許庁としても本マークの知名度の向上に努め、地域団体商標制度のPRに積極的に活用していく。

＜地域団体商標マーク＞

全体のデザインはシンプルに、昇る日の丸、日本地図により日本を感じさせ、「国のお墨付き」であることを想起させるデザインとした。

「Local Specialty」の文字は、「地域の名物」を意味し、北から南まで、全国各地の地域団体商標を表している。

さらに、2018年3月には、大学生と地域団体商標権者がチームを組み、地域団体商標権者への取材等を通じ、その魅力等を「Instagram（インスタグラム）」において発信するとともに、今後の新商品展開・ビジネスのアイデアを検討、発表する「九州地域ブランド総選挙」を開催した。イベント当日は、学生達による熱のこもった発表と、学生ならではのアイデアが披露された。

プレゼンテーションの様子

参加者及び関係者

Column 13

地域団体商標活用事例

2018年3月に作成した冊子「地域団体商標ガイドブック2018」の中から、地域団体商標の取得により地域が一致団結し、積極的に県外に向けてPRを行い、新たな名物として確立した「能登丼」の事例を紹介する。

～地域団体商標「能登丼」の下に地域が一致団結。積極的に県外に向けてPRを重ね、奥能登の新たな名物＝誘客ツールとして定着～

■商　標：能登丼（登録番号：第5459266号）
■権利者：能登丼事業協同組合
■指定商品又は役務：石川県珠洲市・能登市・穴水町・輪島市における石川県奥能登産の食材を使用した丼物の提供

(1)「能登丼」は奥能登の魅力が1つにつまったどんぶり。観光・飲食業だけでなく、地域の他の産業にも好影響を与えている

奥能登に訪れる人を増やし、地域を活性化させるため、石川県と奥能登2市2町、民間事業者、地域づくり団体が団結した。「どの店舗でも作れる「丼」を名物にしよう」と、海鮮丼や牛ステーキ丼など、バラエティー豊かな「能登丼」が生まれた。奥能登で対外的にPRできる商品は少なく、地域団体商標「能登丼」の旗を持ち、まとまって他地域のイベントに出て行けることは大きな武器で、知名度向上に役立っている。

また、「能登丼」を食べたお客様には、能登産のお箸を一膳プレゼントするようにしている。丼の器にも輪島塗などの能登産の器を使用することにしており、伝統的工芸品や地域の名産品など、他の産業にも好影響を与えている。

(2) 弁当事業への参入、大手コンビニチェーンとのタイアップなど 、売上は提供当初の約4倍を記録！今年、売上累計11億円を突破した

「能登丼」を提供する店舗は小規模店舗が多く、団体ツアー客などへの提供が困難であったことから、「能登丼弁当」を開発し、2017年4月から提供を開始している。

また、大手コンビニチェーンからタイアップの話があり、その交渉の際には地域団体商標を取得していることが大企業の信用を得る上でプラスに働いている。

こうした取組により「能登丼」の知名度は着実に向上し、販売数も伸びている。

直近の売上は提供初年度の約4倍を記録した。

5 商標審査の品質管理

(1)品質管理に関する取組

商標審査の質の維持及び向上は、適切な商標権の保護を可能とし、商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り、消費者の利益を保護することと併せ、各事業者等が円滑な経済活動を行う上で欠かせないものである。商標部門においては、商標課品質管理班にて品質管理施策の企画立案を行い、品質管理庁内委員会にて方針を決定の上、各審査室の管理職等と連携し、品質管理活動を行っている。

①品質保証

調査手法や知識等を共有化し、審査官相互の知見を結集して迅速・的確な判断を行うため、審査官間等で意見交換を行う協議を実施している。また、審査官が行った審査の内容(審査の判断や通知文書の記載等)については審査長等が全件チェック(決裁)を行っている。

②品質検証

a. 品質監査

決裁が終了した案件からサンプルを抽出し、その審査内容について品質管理官が監査を行っている。2017年度は11名の品質管理官が約3,000件について監査を実施した。品質監査の結果については分析を行い、抽出した課題に対する対応方針を策定し、各種品質関連施策に反映させている。また、担当審査官・審査長等に対して個別に結果を通知し、審査の質の改善に努めている。

b. 商標審査の質に関するユーザー評価調査

商標審査の質全般及び特定の出願における審査の質について、ユーザーからの指摘を通じて改善すべき点を明らかにし、審査の質の維持・向上のための施策に反映するべく、アンケート形式でユーザーからの評価、意見等を収集し、分析を行っている。2017年度は国内企業等420者を対象に実施し、商標審査に関する全体としての質に対して「満足」及び「比較的満足」の回答を合わせた割合は48.3%であった。

2-3-5図 ユーザー評価調査の結果

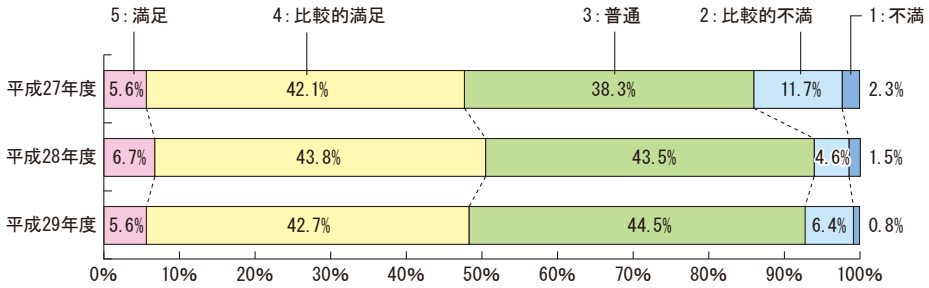

(資料)特許庁作成

(2)審査品質管理小委員会

特許庁における品質管理の実施体制・実施状況等について外部から客観的な評価を受け、それを審査の品質管理システムに反映することを目的として、2014年8月に産業構造審議会知的財産分科会の下に審査品質管理小委員会を設置した。2017年度は、当該年度に特許庁が実施している品質管理の実施体制・実施状況について、本委員会において作成された評価項目及び評価基準に基づいた評価を受け、品質管理の実施体制・実施状況に関する改善点の提言を受けた[1]。

1 http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/shingikai/hinshitsukanri_menu.htm

6 出願人のニーズを踏まえた早期審査の運用

(1)商標早期審査の対象

商標登録出願についての早期審査[1]は、模倣・侵害事件が生じている出願に関する早期権利化のニーズ、経済活動のグローバル化等を踏まえて1997年9月に開始した。ユーザーの早期権利化のニーズにさらに応えるため、2017年2月に「類似商品・役務審査基準等に掲載されている商品・役務のみを指定しており、商標を使用している（使用の準備を相当程度進めている）出願」にまで対象を拡大している。また、震災により被害を受けた地域について知的財産の面からも震災復興を支援していくことが必要と考え、2011年8月より、被災地の企業等に対して、時限的に早期審査の対象を拡大している。

これらの出願については、早期審査の申請から3か月以内に一次審査結果を通知することを目標としている。2017年の申請件数は、2016年に比べて約56.0％増加し3,447件であった。また、申請から審査結果の最初の通知が発送されるまでの期間は、平均1.8か月であった。

2-3-6図 商標早期審査の概要

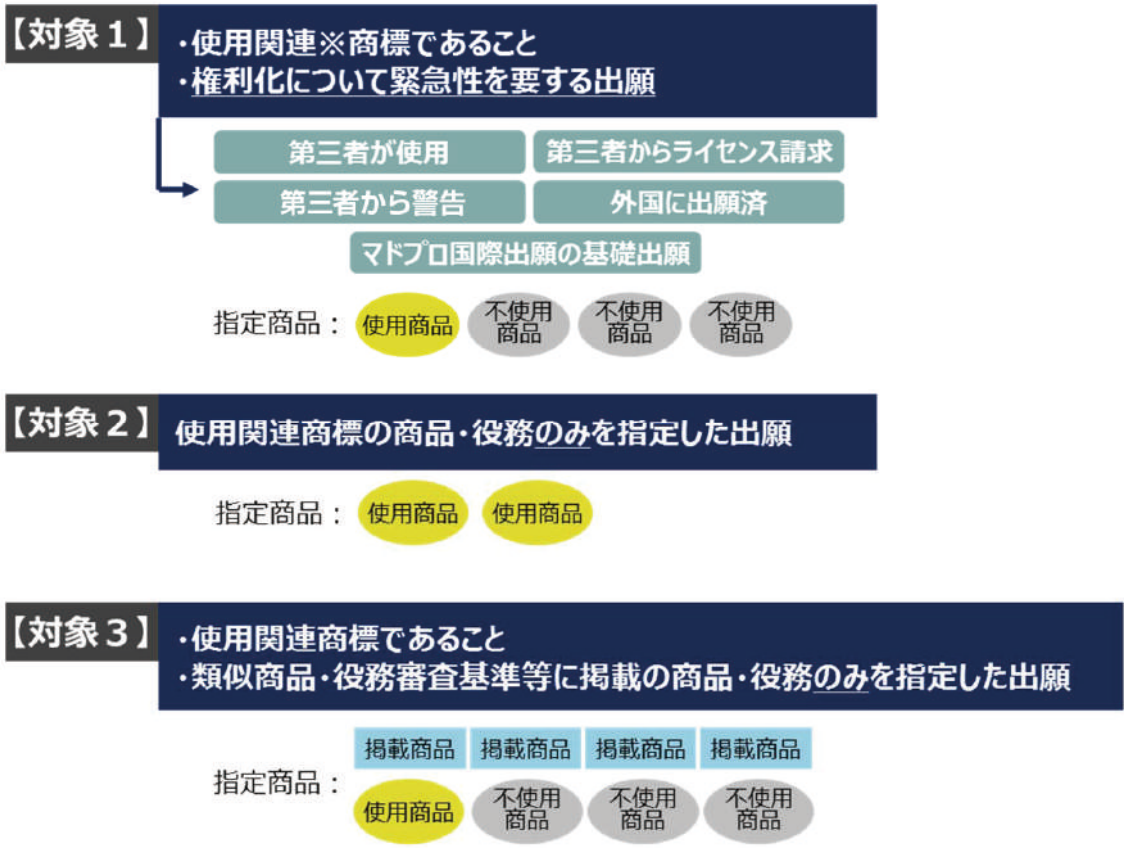

（備考）
使用関連：出願商標を指定商品・指定役務に既に使用している又は使用の準備を相当程度進めている状態
1．対象１の「権利化について緊急性を要する出願」とは、次のいずれかに該当するものをいう。
　a）第三者が許諾なく、出願商標又は出願商標に類似する商標を出願人（ライセンシー）の使用若しくは使用の準備に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用しているか又は使用の準備を相当程度進めていることが明らかな場合。
　b）出願商標の使用について、第三者から警告を受けている場合。
　c）出願商標について、第三者から使用許諾を求められている場合。
　d）出願商標について、出願人が日本国特許庁以外の特許庁又は政府間機関へも出願している場合。
　e）出願商標について、出願人がマドリッド協定議定書に基づく国際登録出願の基礎出願とする場合。
2．対象２の指定商品・指定役務中に、出願商標を使用していない又は使用の準備を相当程度進めていると認められない商品・役務を含む場合には、早期審査の申出以前（同時でも構わない）に、それを削除する補正が必要となる。
3．対象３の指定商品・指定役務中に、商標法施行規則別表、類似商品・役務審査基準及び商品・サービス国際分類表（ニース分類）に掲載されていない商品・役務を含む場合には、早期審査の申出以前（同時でも構わない）に、それを削除する補正が必要となる。

1　申請手続等その他詳細については、以下ウェブサイト参照
https://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/souki/shkouhou.htm

2-3-7図 早期審査の申請件数の推移、産業分野別申請件数（2017年）

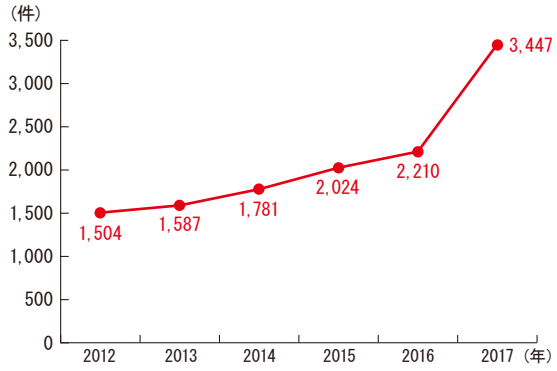

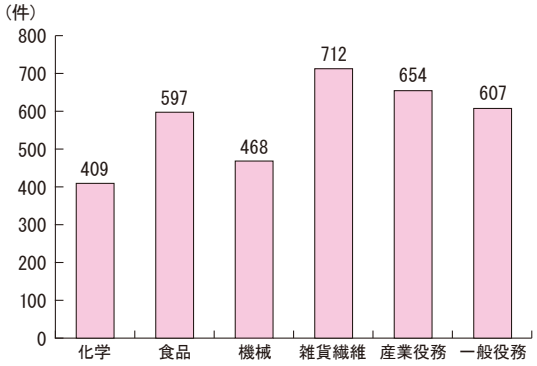

（資料）特許庁作成

第4章 審判における取組

審判は、審査の上級審として審査官の拒絶査定を見直す役割、及び知的財産権の有効性をめぐる紛争の早期解決に資する役割を担っており、これらの役割を十分に果たすためには、審理内容の充実と審理の迅速化の両立が求められる。

また、審判制度や実務についての情報交換や相互理解を図るための国際的な連携強化も必要となる。

そこで、特許庁は、以下に挙げる多面的な施策を実施している。

1 審理内容の充実に向けた取組

(1)審理内容の充実

①口頭審理

無効審判[1]や取消審判[2]等の当事者系審判事件においては、的確な争点の把握・整理と当事者の納得感の向上のため、口頭審理を積極的に活用している。口頭審理は、合議体と当事者が口頭で直接議論することで、書面では言い尽くせない当事者の主張を引き出すとともに、対立する争点の把握や整理に役立っている。また、口頭審理において主張立証が尽くされるよう、当事者に対し、審理する事項を書面で事前に知らせることにより、十分な準備を促すようにしている。

特許・実用新案部門及び意匠部門では、無効審判事件のうち、当事者の全てが書面審理を申し立てている場合等を除いて、原則として全件口頭審理を実施しており、商標部門では、取消審判事件のうち、答弁書及び弁駁書が提出されたものについては、当事者の全てが書面審理を申し立てている場合等を除いて、原則として全件口頭審理を実施している。

2017年の口頭審理の件数は、特許・実用新案では146件、意匠では16件、商標では71件であった。そのうち、審判官が全国各地に出向いて行われる巡回審判を、特許・実用新案で25件、商標で10件実施した。

②IT審判廷

口頭審理をより円滑に実施するため、審判廷にモニター等のIT機器が備えられている。これにより、当事者が持参した技術説明等のための資料や証拠物品、審判書記官が作成した調書案等の内容を、参加者全員が迅速かつ的確に把握でき、当事者がお互いの主張をより円滑に尽くせるようになっている。

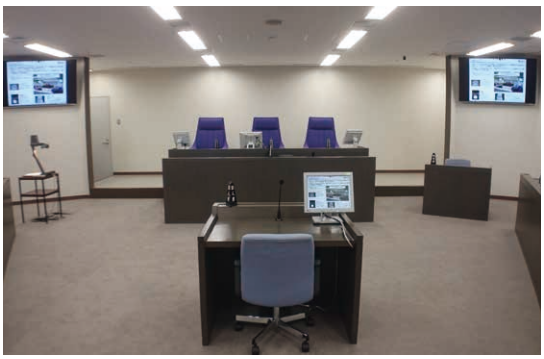

IT機器が備えられた大審判廷

③巡回審判・出張面接・テレビ面接

地方の企業及び大学等が審判の当事者である場合に、審理をより円滑に実施するため、合議体が全国各地に出向き、無効審判や取消審判の口頭審理を行う巡回審判や、拒絶査定不服審判の審理に関して直接的な意思疎通を図る出張面接を行っている。加えて、請求人

1 既に登録されている特許、実用新案、意匠、商標に対して、その無効を求めて請求する審判。
2 登録商標の不使用や商標権者による不正使用等を理由として、登録の取消を請求する審判。

等の当事者自身のPCにより利用することが可能なテレビ会議システムにより合議体とコミュニケーションを図る、テレビ面接も推進している。また、リーフレットを作成し、周知を図っている。

2017年においては、35件の巡回審判、19件の出張面接、4件のテレビ面接を行った。

巡回審判・出張面接・テレビ面接のリーフレット

(2)外部知見を活用した審理の一層の適正化

①審判実務者研究会

2006年度以降、審判官、企業の知的財産部員、弁理士、弁護士等の審判実務関係者が一堂に会し、審決・判決の判断手法について個別事例を題材にして検討を行う「審判実務者研究会」（当初は「進歩性検討会」）を開催している。そこで得られた成果は、報告書に取りまとめ、審判実務にフィードバックするとともに、特許庁ウェブサイトなどを通じて広く周知している。

2017年度は、前年度に引き続き、知的財産高等裁判所及び東京地方裁判所の裁判官をオブザーバーとして迎え、20事例（特許14事例、意匠2事例、商標4事例）について研究を行い、その成果を取りまとめた「審判実務者研究会報告書2017」[1]を公表した。

審判実務者研究会の分野別会合

②審判参与

適正かつ迅速な審理を実現すべく、2007年度末から、知的財産分野における豊富な実務経験及び知見を有する元裁判官等を「審判参与」として採用している。審判参与に対しては、審理業務における高度な法律問題に関して相談するとともに、審判官や審判書記官を対象とした法律研修等の講師を依頼し、また、審判参与会を適時開催して、審判に関する制度及び運用の在り方について提言を受けることなどにより、審判に関する制度及び運用の一層の適正化等を図っている。

③審・判決調査員

法曹資格等を有する者を「審・判決調査員」として採用し、口頭審理、審理事項通知書、調書等の内容に関する参考意見の作成と審判官へのフィードバックを、外部的視点を組み込む形で行うことにより、口頭審理の更なる充実を図っている。また、審・判決調査員に対して民事法的側面から審理業務について相談したり、審決取消訴訟の判決分析を依頼することなどにより、審理の一層の適正化に取り組んでいる。

1 http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/kenkyukai/sinposei_kentoukai2017.html

2 紛争の早期解決・権利の早期取得に向けた取組

(1)紛争の早期解決　～権利付与後の審判～

無効審判等の権利付与後にその権利の有効性を争う審判事件については、優先的に審理を実施し、紛争の早期解決を図っている。

(2)権利の早期取得　～権利付与前の審判～

早期の判断を求めるニーズに対しては、特定の要件を満たす拒絶査定不服審判事件[1]について、申出によりその事件の審理を優先的に行う早期審理を実施している。2017年の早期審理の申出件数は、特許が198件、意匠が3件、商標が7件であった。[2]

3 国際的な連携強化に向けた取組

(1)各国・地域の知財庁との連携

①審判専門家会合

審判分野における情報交換を行うため、審判専門家会合を開催している。2017年度は、7月に日本で第3回日中審判専門家会合及び第8回日韓審判専門家会合を開催し、9月に韓国で第5回日中韓審判専門家会合を開催した。

第8回日韓審判専門家会合

②国際審判官協議

実際の審判事件についての意見交換を通じて、審判実務の情報交換を行うため、国際審判官協議を開催している。2017年度は、9月に韓国にて日中韓国際審判官協議を開催した。

③その他

審判分野における相互理解を深めるため、各国・地域の知財庁等との意見交換を実施している。2017年度は、5月に独国にて欧州特許庁及びドイツ連邦特許裁判所と、6月に米国にて米国特許商標庁と、10月にオーストラリアにてオーストラリア特許庁と、11月に台湾にて台湾智慧財産局と、独国にて欧州特許庁と、インドネシアにてインドネシア知的財産総局と、3月に米国にて米国特許商標庁と、それぞれ意見交換を実施した。

(2) 国内外の法曹界との連携

①国際知財司法シンポジウム2017

2017年10月30日-11月1日に、東京にて、最高裁判所、知的財産高等裁判所、法務省、日本弁護士連合会及び弁護士知財ネットとの共催により、国際知財司法シンポジウム2017を開催した。1日目は、特許訴訟における証拠収集手続をテーマとして、日中韓シンガポールの裁判官による模擬裁判を実施した。2日目は、商標の類否判断について難しい判断を迫られる事例について、ASEAN各国の裁判官によるパネルディスカッションを実施した。3

1　特許については、次のいずれかの要件を備えた特許出願に係る拒絶査定不服審判事件が対象となる。①審判請求人がその発明を既に実施している実施関連出願、②外国にも出願している外国関連出願、③審判請求人が中小企業、個人、大学、TLO、公的研究機関のいずれかであるもの、④審判請求人でない者（第三者）が、その審判事件の特許出願の出願公開後にその発明を業として実施していること、⑤グリーン発明（省エネ、CO2 削減等の効果を有する発明）について特許を受けようとする特許出願、⑥審判請求人が、震災に起因する被害等を受けた者等である出願、⑦アジア拠点化推進法関連出願
また、意匠、商標については早期審査と同様の要件を備えた出願に係る拒絶査定不服審判事件が対象となる。

2　前置登録された事件等を含めると、早期審理の申出件数は、特許が274件、意匠が3件、商標が7件であった。

日目は、知財制度上の課題の解決に向けた特許庁の取組に関する基調講演、産業界・学界による「アジアにおけるビジネスと知財紛争」をテーマとした講演、特許の進歩性判断、商標の類否判断、及び、他国でよく知られた商標について、悪意のある者が権利を取得した場合の救済措置についてのパネルディスカッションを実施した。

4 審判に関する情報発信

(1)国際的な情報発信

法解釈や運用の理解に参考となる審決等（審決、異議決定、判定）について、2016年1月より特許庁ウェブサイト（日本語版、英語版）[1]で、人手翻訳による英語翻訳文（審決英訳）の提供を開始し、2017年は97件の審決英訳を提供した。さらに、審判実務者研究会報告書の要約版[2]や、他の審判に関する情報についても英語での公表を行うことで、国際的な情報発信の充実を図った。

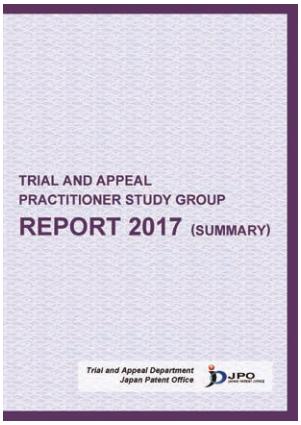

審判実務者研究会報告書の英語要約版

(2)審判制度の普及啓発

特許庁では、口頭審理を積極的に活用することで、当事者の納得感向上に努めている。また、地域の企業や大学等と審判合議体とのコミュニケーションを円滑にするため、口頭審理を地方で実施する巡回審判を推進している。

知財制度ユーザーに対してこれらの施策をアピールし、一層の利用促進を図るとともに、審判制度の普及・啓発を図ることを目的として、模擬口頭審理の実演を実施している。2017年度は、横浜における特許庁知財セミナーや、札幌、仙台、高崎、金沢、名古屋、大阪、神戸、高松、及び熊本における巡回特許庁において、模擬口頭審理の実演を実施した。

巡回特許庁 in 東北における実演

巡回特許庁 in KANSAI における実演

1 https://www.jpo.go.jp/seido/shinpan/shinketsu-eiyaku.html
2 https://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/kenkyukai/sinposei_kentoukai.htm

Column 14

国際知財司法シンポジウム 2017

2017 年 10 月 30 日（月）から 11 月 1 日（水）にかけて、特許庁、最高裁判所、知的財産高等裁判所、法務省、日本弁護士連合会及び弁護士知財ネットの共催により、初となる「国際知財司法シンポジウム 2017 ～日中韓・ASEAN 諸国における知的財産紛争解決～」[1] を開催した。

1 日目には、特許訴訟における証拠収集手続について、日中韓シンガポールの裁判官による模擬裁判を行った。2 日目には、商標の類否判断について難しい判断を迫られる事例について、ASEAN 各国の裁判官によるパネルディスカッションを行った。3 日目には、宗像長官による基調講演があった後、産業界・学界による「アジアにおけるビジネスと知財紛争」をテーマとした講演、特許の進歩性判断、商標の類否判断、及び、他国でよく知られた商標について、悪意のある者が権利を取得した場合の救済措置についてのパネルディスカッションを行った。

パネルディスカッション

本シンポジウムへは 3 日間で延べ約 1300 名が参加し、知財司法に対するユーザーの関心の高さを改めて認識する機会となった。

今後も知財紛争に関する国際シンポジウムを継続的に開催し、各国・地域における知財司法や審判制度についての議論を深めることにより、各国・地域の知財制度の整備支援や、ユーザーへの情報共有を進めていきたい。

国際知財司法シンポジウム 2017

1 http://www.jpo.go.jp/torikumi/kokusai/kokusai2/chizaishihou-2017.htm

Column 15

ユーザーニーズを踏まえたよりよい行政サービスの提供に向けて

産業財産権を取得するためには、発明等の実体的な審査のみならず、出願から登録に至るまでの多岐にわたる手続が必要となる。特許庁では、こうした手続に関わる職員ひとりひとりの、日々の業務に係る心構えを示した「方式審査・出願・登録関連業務に関する品質ポリシー」を 2015 年 3 月に策定・公表し、よりユーザーの視点に立った行政サービスの提供を目指している。この品質ポリシーを踏まえ、方式審査・出願・登録業務の品質の維持、向上に向けた品質管理活動を推進しているので、代表的な取組を紹介する。

特許庁から発送される書類の質を保証するという観点から、方式審査専門官が作成した手続補正指令書等の起案書を無作為に抽出し、起案書の記載内容等の適否を確認する品質監査を行っている。起案文例を充実する等の取組を行った結果、2017 年度においては 84% が適正との評価となり、2016 年度の 55% から大きく改善した。また、ユーザーとのコミュニケーションのあり方の基本を振り返ることでユーザーとの応対の質の維持・向上を図るという観点から、手続に関わる職員全員を対象として電話応対の自己点検を実施している。2015 年度は 90.9% の達成率であったが、2017 年度においては 93.2% となり、ユーザーとのコミュニケーションに対する意識が向上していることが見てとれる。

こうした内部での点検に加え、2017 年度は、よりユーザーの視点に立った行政サービスの提供を目指すために、外部からの点検として「方式審査・出願・登録業務全般の質についてのユーザー評価調査」を初めて実施した。方式審査の質の全般の評価では、「満足」又は「比較的満足」の割合は計 54% に達し（「不満」又は「比較的不満」の割合は計 4%）、直近 1 年間の傾向も「良くなっている」又は「（満足レベルで）変わらない」の割合が計 55% を占めている（「悪くなっている」又は「（不満レベルで）変わらない」の割合が計 6%）。また、「起案文は分かりやすいか」「ユーザーとの応対」に関しても、「満足」又は「比較的満足」が 50% を超えており、特許庁で推進している方式審査等の質の向上に向けた取組についてユーザーから一定の評価を得ているといえる。一方で、「判断の均質性」については相対的に評価が低く、ユーザーから改善を求める要望も寄せられ、改善すべき課題も明らかとなった。

特許庁では、方式審査等の質に関し、今後も内部評価と外部評価を組み合わせた品質管理活動の推進を通じて継続的な業務の改善を行い、よりよい行政サービスを提供していく。

【方式審査の質の全般】

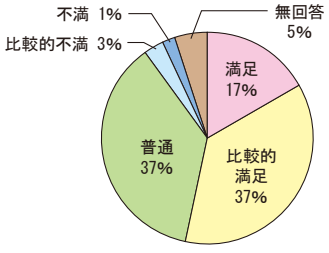

【最近1年間の傾向】

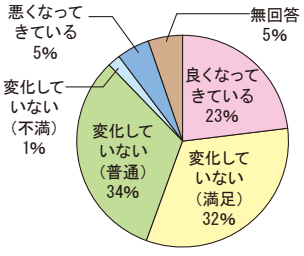

【法令や基準に適合しているか】

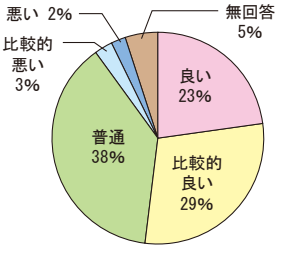

【起案文はわかりやすいか】

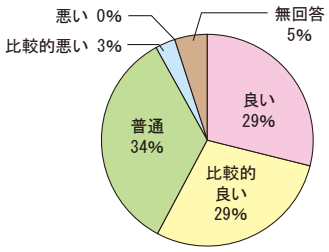

【ユーザーとの応対】

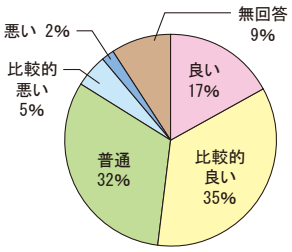

【判断の均質性】

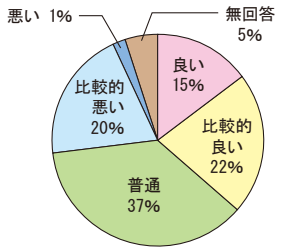

Column 16

女性が輝ける職場：特許庁

特許庁では、庁内の様々な部署で女性が活躍している。審査・審判を担当する部署はもとより、イノベーションを促すための産業財産権施策を企画立案する部署、産業財産権制度の活用を支援する部署、国際的な協力活動や制度調和の推進を担う部署などで、幅広い業務に女性職員が従事している。そして、庁内のみならず、経済産業省、その他府省庁、大学や裁判所、世界知的所有権機関をはじめとする海外機関などにおいても多種多様な責任のある仕事に従事している。

また、仕事と家庭を両立したい者が利用できる勤務形態として、早出遅出勤務制度、フレックスタイム制度、育児時間（一日の勤務時間の一部を子の養育のために充てられる制度）などの各種制度があり、妊娠・出産・子育てのライフステージの変化にも柔軟に対応することができるようになっている。

さらに、2017 年 9 月には、旧姓を業務で使用できる範囲を拡大し、本人の希望により、特許庁内での使用だけでなく対外的な法令上の文書においても旧姓の使用を可能とした。これにより、旧姓使用者の大半を占める女性職員がより働きやすい職場環境づくりに向けまた一歩前進した。

なお、職員の採用のための広報活動に関しては、特許審査官、意匠審査官、商標審査官及び事務職員を志望する女性向け説明会（写真）を年に数回（2017 年度は特許庁主催で 2 回、人事院主催で 6 回）開催している。

我が国の構造的な問題である少子高齢化に対応し、「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」の「新・三本の矢」の実現を目的とする「一億総活躍社会」の実現に向けて、現在、政府を挙げて取り組んでいる。経済産業省としても、多数の具体的な改革事項を盛り込んだ「経済産業省女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」（2015 年）を策定しており、特許庁は、同取組計画を踏まえ、これからも女性が一層輝ける職場づくりに取り組んでいく。

第5章 情報システムにおける取組

本章では、特許庁の業務を支える情報システムにおける取組について、現在及び今後のシステム開発等に関する取組、及び、情報システムを通じた国際的取組について紹介する。

1 特許庁の情報システムにおける取組

特許庁は、1984年に世界に先駆けて策定したペーパーレス計画の推進をはじめとして、情報システムの拡充に努めてきた。現在、主要なシステムとして、電子出願システム、事務システム及び検索システムを保有しており、様々な業務にITを活用したシステムを導入してきた。本節では、今後のシステム開発等についての方針や検討事項を紹介する。

(1)特許庁のシステム開発

①特許庁業務・システム最適化計画

特許庁は、2013年3月に策定した、特許庁の情報システムの開発計画である「特許庁業務・システム最適化計画」(2013年度から2022年度までの計画)(以下、「最適化計画」という。)に沿ってシステム開発を進めている。

また、2018年3月には、最適化計画に基づくシステム開発の進捗状況を特許庁ウェブサイト[1]にて公表した。

最適化計画は、以下の4つの目標を掲げ、その達成を目指すこととしている。

(i)世界最高レベルの迅速かつ的確な権利の設定に不可欠なシステムの基盤の整備

(ii)情報発信力の強化及びユーザーの利便性向上

(iii)安全性・信頼性の高いシステム及び運用体制の構築

(iv)行政運営の簡素化・効率化・合理化・質の向上、及びシステム経費の節減

上記目標を実現するために、最適化計画においては、システムを一括して刷新する方式に替えて、「段階的に刷新する方式[2]」を採用することとしている。これにより、システム構造の定型化及び簡素化を実現しつつ、逐次、優先度の高い政策事項のシステム対応を実現し、同時に、業務処理の迅速化、システム運営経費の節減を進めることを可能とした。

②最適化計画における特許庁システムの刷新工程

最適化計画では、具体的な刷新の工程について、特許庁システムの規模・複雑性に鑑みて、全体工程(10年程度を要する見込み)を、おおむね前半5年(第Ⅰ期)と後半5年(第Ⅱ期)に大別している。

第Ⅰ期においては、受付システムの二重化、中国・韓国語の特許・実用新案文献に対応した機械翻訳・検索システムの構築、新たな意匠・商標制度等の制度改正対応、提供対象データの一元管理と充実化、国際特許出願の電子処理拡大等、優先度が高く喫緊に実現すべき政策事項につき逐次システム対応を進める。あわせて、特許庁システムに占める規模等の比率が高く、処理迅速化、改修効率化、経費節減等の効果が大きい特許・実用新案に係る中核的な業務につき、他に先行してシステム構造の簡素化及びそれを通じた庁外情

1 http://www.jpo.go.jp/torikumi/system/system_sintyoku.htm

2 「技術検証報告書」(2012年1月)において提言された、喫緊の優先政策事項に逐次システム対応しつつ、個別システムに分散したデータベースを段階的に統合しシステム構造の簡素化を実現する方式。

報提供サービスの迅速化の実現を図る。加えて、旧式（レガシー）システムからの脱却を進め、システム運用経費の節減を図る。

第Ⅱ期においては、優先度が高く喫緊に実現すべき政策事項について、引き続き逐次システム対応を進めつつ、特許・実用新案に加え、意匠、商標及び国際出願に係る業務を含めた全ての業務につき、システム構造の簡素化・庁外情報提供サービスの迅速化の実現を図る。

2-5-1図　段階的刷新の概念図

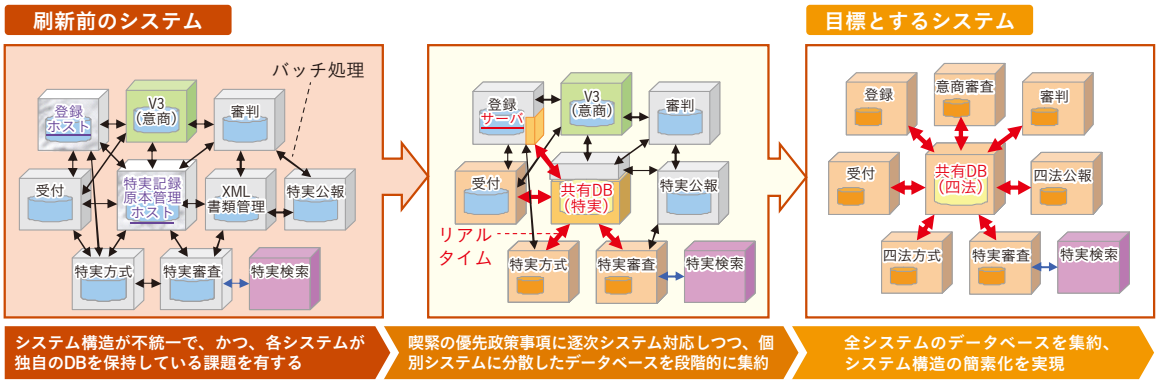

③最適化計画の実施における取組

最適化計画の実施に当たっては、特許庁長官、特許庁情報化統括責任者（CIO）である特許技監を中核とする「特許庁情報化推進本部」を設置し、強力なトップマネージメントによる意思決定やプロジェクト推進を可能としている。また、上述のとおり、最適化計画においては「段階的に刷新する方式」を採用しており、複数のシステム開発が同時並行的に実施されるため、「特許庁 PMO（Program Management Office）」を設置して、それら全体を見渡したプロジェクト進捗管理を着実に実施している。

④最適化計画による各種サービスの向上

2017 年度に達成された又は 2018 年度以降に予定されている事項は以下のとおりである。

a. 特許・実用新案の検索システムにおいて、一般利用者と審査官とが一元化されたデータベースで検索可能（2018 年 2 月）

b. 「クレジットカード決済」を利用した料金納付が利用可能（2019 年 4 月予定）

c. 意匠・商標に関する審査・審理関連情報の外部への提供（2019 年 5 月予定）

2-5-2図 特許庁業務・システム最適化計画工程表

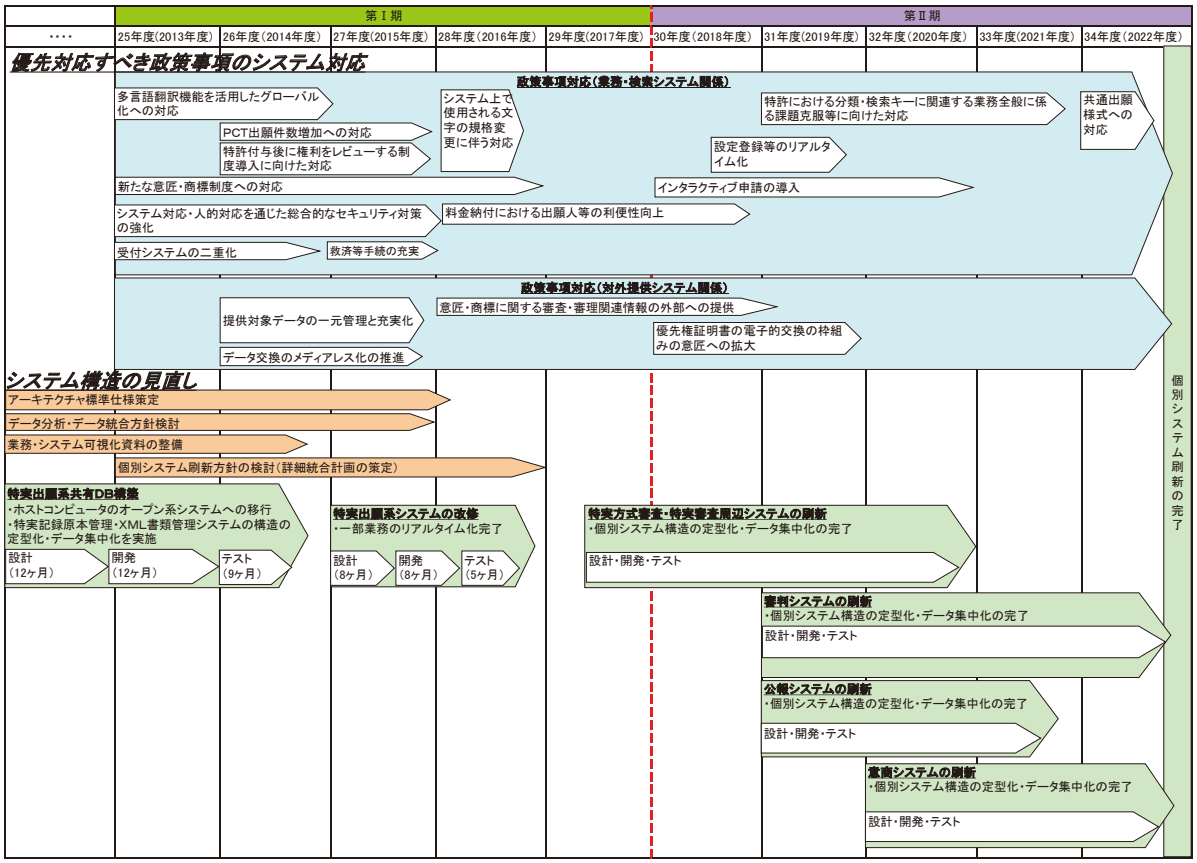

(2)人工知能(AI)技術の業務への活用可能性検討

特許庁は、特許行政事務の高度化・効率化を図り、ユーザー向けのサービス向上につなげることを目的として、2016年からAI技術の業務への活用可能性についての検討を開始した。特許庁の892の業務全てについてAI技術の活用可能性を検討し、AI技術を適用できる可能性がある15分野・20業務を抽出し、2017年4月にAI活用に向けたアクションプランを公表した[1]。

2017年度は、このアクションプランに沿って、6つの個別業務（1. ユーザーからの質問対応、2. 紙出願の電子化、3. 特許分類付与、4. 先行技術文献調査（検索式作成支援）、5. 先行図形商標の調査、6. 指定商品・役務の分類付与）へのAI技術の活用可能性について実証を実施した。

1 https://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/ai_action_plan.htm

2 グローバルなIT化に向けた取組

世界的に急増する出願に対応し、業務の更なる効率化を図るべく、各国特許庁は、出願・審査関連書類の電子的管理や審査業務をサポートする情報システム基盤の強化を推進している。

本節では、日本国特許庁が海外特許庁と共に行っている情報技術（IT）を活用した様々な国際的協力と、日米欧中韓の五大特許庁で近年取組を進めている「グローバル・ドシエ」について紹介する。

(1)優先権書類の電子的交換

出願人が優先権主張を伴い海外へ特許出願等をするためには、原則としては優先権書類の紙書面の提出等が必要となる。日本国特許庁は、欧州特許庁、韓国特許庁及び台湾智慧財産局と二庁間での優先権書類の電子的交換（二庁間 PDX）を行っており、出願人はこれらの庁に対する優先権書類の提出の省略が可能となっている。

他方で、二庁間 PDX の枠組みには、対象庁が増加するにつれて、特許庁間のネットワーク整備負担や各庁の運用負担が増大するため、対象庁の拡大が進まないという課題があった。このような二庁間 PDX の課題を解消し、対象庁の拡大を推進するべく、世界知的所有権機関（WIPO）をハブとして複数の特許庁間で優先権書類を電子的に交換する「デジタルアクセスサービス（DAS）」が 2009 年 4 月から開始されている。日本国特許庁においては、DAS の利点に鑑み二庁間 PDX から DAS への一本化を進めており、2017 年 10 月には、従来二庁間 PDX と DAS を併用してきた米国との間の優先権書類の電子的交換を DAS に一本化した。

今後も、ユーザーニーズを踏まえつつ、DAS 参加庁の増加及び更なるサービスの改善に向けた取組を推進していく。

(2)グローバル・ドシエ

「グローバル・ドシエ」とは、各国特許庁のシステムを連携させることによって仮想的な共通システムを構築し、各国特許庁が有する特許出願の手続や審査に関連する情報（ドシエ情報）の一般ユーザーとの共有や IT を活用した新たなサービスの実現を目指す構想である。

グローバル・ドシエは、2012 年 6 月の五大特許庁長官会合にて、日本国特許庁と米国特許商標庁とが共同提案したものであり、五大

2-5-3図 二庁間 PDX と DAS

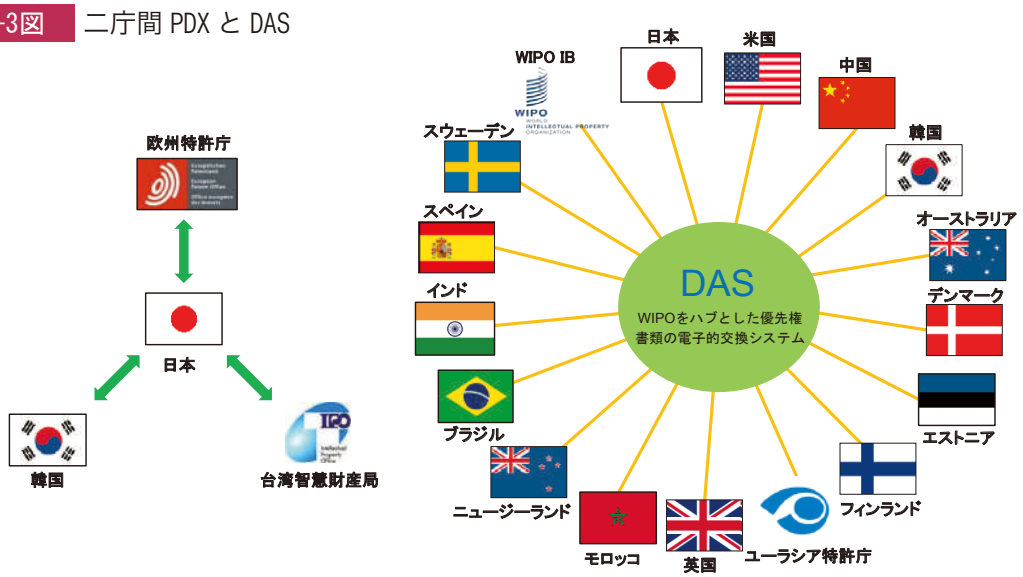

二庁間 PDX　　DAS

特許庁とその産業界とが共同してグローバル・ドシエ・タスクフォース[1]を構成し、取組を推進している。

①ドシエ情報の共有の取組

企業活動のグローバル化に伴い、複数の国・地域に同一発明の出願がなされている。このような状況下において、互いの審査状況を確認することで審査の効率化を図るために、各国特許庁のドシエ情報を各国審査官が相互参照可能とするシステムの整備が必要とされてきた。

そこで、日本国特許庁の主導により、五大特許庁の複数庁に出願された同一発明のドシエ情報を一括取得し、見やすい形式で提供するITサービスである「ワン・ポータル・ドシエ（OPD）」を、2013年7月に五大特許庁の審査官を対象として開始した。

更に、日本国特許庁は、WIPOと協力して、OPDと、WIPOが提供するドシエ情報相互参照システムであるWIPO-CASE[2]とを連携する技術を2014年3月に確立した。我が国に続いて、米国特許商標庁、欧州特許庁、中国国家知識産権局及び韓国特許庁も当該技術を利用して2016年までにOPDとWIPO-CASEとの連携を完了した。これにより、ドシエ情報共有ネットワークは五大特許庁の枠を超えて拡大した。

今後、WIPO-CASEへの新規参加やドシエ情報の有効活用等を促進することによって、ドシエ情報共有ネットワークの拡大を通じた、グローバルなワークシェアリングのITインフラ整備を進めていく。

また、五大特許庁では、審査官用に開発されたOPDのサービスを更に拡充し、世界中の一般ユーザーも同様にサービスの提供を受けることができるよう協力を進めてきた。我が国では2016年7月からJ-PlatPatを通じてOPDのサービス提供を開始している。

②ITを活用した新たなサービスの実現を目指す取組

2015年1月に開催された第2回グローバル・ドシエ・タスクフォース（GDTF）会合では、産業界から、究極目標として複数庁への一括出願（クロス・ファイリング）の実現が示される一方、産業界の当面の5つの関心事項について優先的に取り組むことが要請された。五大特許庁は、これを短期的優先五項目と位置づけ、実現に向けた具体的な手段や課題等について検討を進めている。

2016年6月に日本で開催された五大特許庁長官会合では、それぞれの項目の具体的な実

2-5-4図 OPDとWIPO-CASEの連携

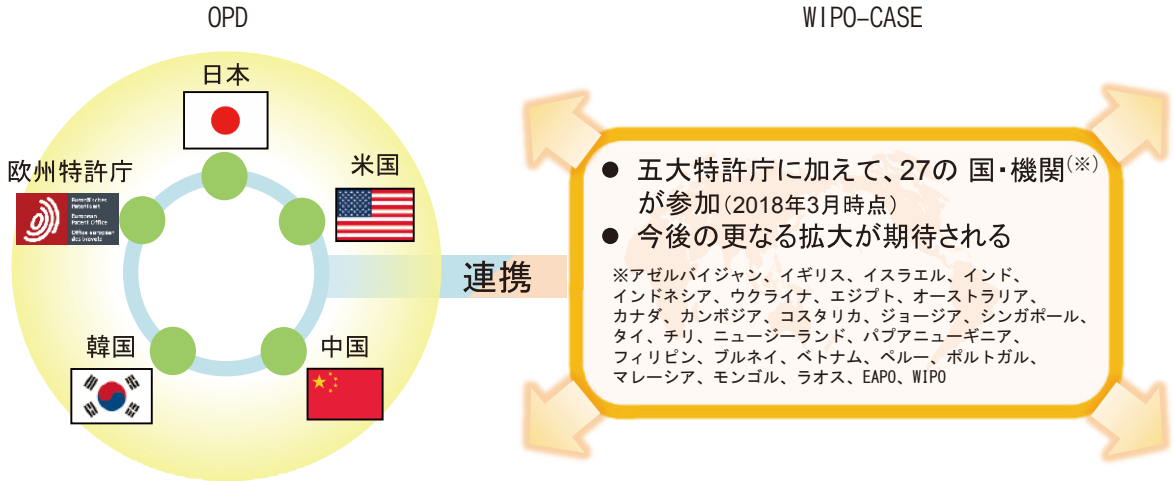

1 グローバル・ドシエのプロジェクトにユーザーニーズが反映されるよう、五大特許庁及びWIPOの実務者と五大特許庁ユーザー団体の実務者で構成された検討体。
2 WIPO-CASE:WIPO-Centralized Access to Search and Examination

施内容、今後の進め方等について合意した。

2018年1月に日本で開催された第5回GDTF会合では、これまでの進捗を踏まえつつ、今後の作業計画について産業界とともに議論を行った。

2-5-5図 グローバル・ドシエの短期的優先五項目

(3)共通文献プロジェクト

特許等の審査においては、現在、新規性判断の基準として主要国のほぼ全てにおいていわゆる「世界公知」が採用され、自国のみならず世界中の文献を調査対象とする必要がある。これを可能とするためには、審査協力を推進するとともに、世界の各国特許庁が保有する文献データ範囲を統一し、国際的なワークシェアリングに資するサーチ環境の高度化を目指す必要がある。

そこで、五大特許庁は、2008年より各国特許庁審査官が同一の文献データ範囲にアクセスできるようにサーチデータベース環境を整備する「共通文献プロジェクト」を開始し、①共通文献セットの目録（オーソリティ・ファイル）の作成、②CD等の記録媒体を用いない形態での各国特許庁間のデータ交換（データ交換のメディアレス化）を行ってきた。2018年3月現在、日本国特許庁から、五大特許庁を含む39の海外特許庁・機関へメディアレスでデータ提供することにより、従来の記録媒体での提供に起因するデータエラーをなくすとともに、文献データを交換するためのコストを削減している。

(4)新興国へのIT関連の支援

ASEAN諸国をはじめとする新興国は製造拠点として、また近年では成長市場としてその重要性が一層高まっている。これらの新興国での我が国企業等のビジネス展開を円滑なものとするために、日本国特許庁は、模倣品・海賊版問題等の知的財産問題に対する改善を要請するだけではなく、これらの国々に対して、より効率的な知的財産行政のためのITインフラ整備を、我が国からWIPOへの任意拠出金を財源とした信託基金であるWIPOジャパンファンドを通じて支援している。今後も、日本国特許庁のITシステム構築の実績と経験を生かし、ワークショップ、各種プロジェクト、招へい研修、専門家派遣など、新興国へのITシステム関連の支援を継続していく予定である。

①出願書類等紙書類の電子化支援

ASEAN等の新興国知財庁においては、多くの出願書類等がいまだ紙で保有されており、業務の効率化や新興国知財庁における知財情報へのアクセス性の向上が求められている。日本国特許庁はWIPOジャパンファンドを通じ

て出願書類等の紙書類を電子化するプロジェクトへの協力を行っている。2018年度は、タイ、フィリピンでプロジェクトを継続中である。

②ワークフロー最適化支援

ASEAN等新興国においては法律や制度は異なるものの、特許、商標の出願から登録までの業務の流れは共通している部分が多くなっている。しかし、実際には業務の流れ（ワークフロー）が定型化されておらず、担当者によって異なる処理を行うなど、非効率的、不正確な業務が行われていることがある。ITシステムの導入を行うには、まずワークフローを最適化する必要があるため、WIPOジャパンファンドを通じて最適化の支援を行っている。2017年度はモンゴル、カンボジアにおいてプロジェクトが完了し、2018年度はベトナム、タイ、フィリピン、ラオスでプロジェクトを継続中である。

③新興国向けITシステムの開発支援

WIPOは独力でITシステムを構築することが困難な新興国知財庁向けにWIPO-IPAS[1]というシステムを開発し無償で提供している。WIPO-IPASは世界70か国以上の知財庁で導入されており、特許や商標のオンライン出願、庁内での書類の電子的決裁や出願人への発送、公報の電子的発行などの機能がある。また、WIPO-IPASは各国知財庁のニーズに合わせて必要な機能を選択して導入することが可能であり、また、導入後も機能追加が可能などの柔軟性を持っている。このWIPO-IPASのシステム開発もWIPOジャパンファンドを通じて支援を行っている。

また、2017年度には、システム構築支援を行っていたASEAN PATENTSCOPE[2]のリリースが完了し、一般公衆からもASEAN各庁の公報データを一括で参照することが可能となった。

④WIPO-CASE関連

日本国特許庁はWIPO-CASEへの新興国等の参加支援、WIPO-CASEの機能向上、OPDとの連携等の支援をこれまで行ってきた。2017年度は、WIPO-CASEの機能向上を行うとともに、実体審査におけるワークシェアリングの重要性、WIPO-CASEを利用したドシエ情報の参照・利用方法に関するワークショップ[3]（タイ、ベトナム、マレーシア、インドネシア、シンガポール）を開催し、日本国特許庁の特許審査官を講師として派遣した。

⑤新興国向けIT研修の実施

日本国特許庁では2017年度にWIPOと連携し、ASEANを中心とした新興国知財庁のIT担当者12名を招へいし、知財庁における効率的なITインフラを構築・利用する人材育成のための研修を実施した。

(5)ePCTに関する取組

PCT国際出願制度は、WIPO及び加盟国の特許庁が、受理官庁、国際調査機関など複数の役割を果たしつつ、協力して国際出願の処理を行う非集中型の制度である。そのため、下記表に例示するとおり、出願人や代理人及び各機関は、手続の進行に応じて、複数の関係機関との間で書類のやりとりをする必要があるのが現状である。

一方、WIPOが2011年からサービス提供を開始したePCTは、将来的に出願人や代理人が複数機関に対する手続を一元的に行えるようにすることを目指し、現在もその機能の向上が図られている。

WIPOにおける今後の開発次第ではあるが、ePCTは、我が国ユーザーにとっても魅力的な手段となり得る。そこで、特許庁では、将来的に、我が国ユーザーの利便性向上に資する形でePCTを採用できるようにWIPOとの調整を2016年度より開始し、2017年度には、主にePCTの出願機能について検討を続けた。

1 WIPO IP Office Administration System
2 2017年8月にリリースされた、ASEANが提供する特許情報の検索・提供サービス。
3 第3部第2章3.(2)⑤e.WIPO-CASEナショナルワークショップ参照

2-5-6図 PCT 国際出願制度における現状と目標

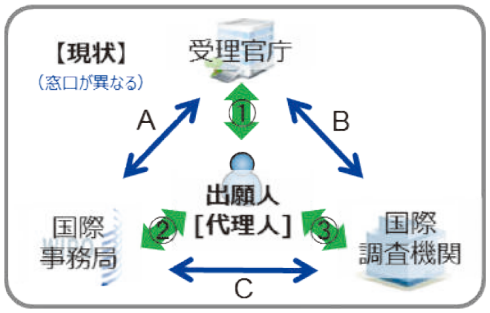

1. 現状における書類のやりとり

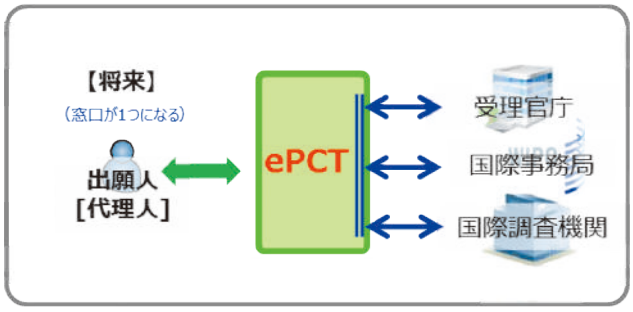

2. ePCT を利用した書類のやりとり（将来）

出願人と各機関とのやりとり（1. ①～③）					
①	国際出願 出願手数料納付 各種変更届	②	国際出願の取下げ 名義等変更届 条約 19 条に基づく補正	③	国際調査報告の送付 追加手数料の納付 要約に関する意見書の提出

各機関間のやりとり（1. A～C）					
A	記録原本 取下げ通知 各種変更届	B	調査用写し 各種変更届 先の調査結果	C	国際調査報告 見解書 第三者情報に関する出願人コメント

PCT に基づく手続書類の例

第6章 中小企業・ベンチャー企業・地域・大学等への支援・施策

1 ベンチャー企業への支援

産業構造や社会の変革が急速に進む中、ベンチャー企業（スタートアップ）には、破壊的イノベーションにより産業の新陳代謝を促し、大企業・中堅企業との連携によるオープンイノベーションのけん引役として、我が国の経済発展を将来にわたり支えていくことが期待されている。政府全体としても、2016年4月に日本経済再生本部が「ベンチャー・チャレンジ2020」を取りまとめ、ベンチャー・エコシステムの構築に向けて政府一体となって取り組んでいるところである。

革新的な技術やアイディアをもとに創業するベンチャー企業にとっては、その技術・アイディア自体が財産となるため、権利化・ノウハウ化やライセンスなどの方針や体制を整備する「知財戦略」に意識して取り組むことが求められる。しかしながら、創業前に知財戦略を構築しているベンチャー企業は約2割に留まる（2-6-1図参照）など、知的財産の重要性がベンチャー企業に十分浸透しているとはいい難い。また、ベンチャー企業の他に投資家やアクセラレータなどから構成されるベンチャー・エコシステムへの知財専門家の関与は十分とはいえない。さらに、ベンチャー企業とのオープンイノベーションに取り組みはじめた大企業・中堅企業においても、知財の取扱いが大きな課題となっている。

以上のような認識のもと、特許庁では、これまでの中小企業施策全体における「中小・ベンチャー企業」としての取扱いを改め、ベンチャー企業に対して知財に関する情報を的確に発信し、知財意識の向上を図るとともに、ベンチャー企業特有の知財面の課題を解決すべく各種施策を実施していく。

本節では、特許庁のベンチャー企業向けの支援施策について紹介する。

(1)ベンチャー企業支援の在り方の検討

ベンチャー企業への期待が高まる中、ベンチャー企業の成長フェーズに応じた様々な支援策が展開されている。しかし、知的財産の観点からベンチャー企業に特化した支援策が十分に整備されているとは言い難いことから、ベンチャー企業の創業から事業化までのフェーズにおける知的財産に関する課題と必要となる支援策の在り方を検討した[1]。

調査によると、成長スピードの著しいベンチャー企業において、創業の早い段階から知的財産の重要性を認識する必要があるものの、創業前に知的財産を経営戦略に組み込んでいるベンチャー企業の割合は、特許が要と言われる医薬・バイオですら約5割に留まり、機械、電気・電子、IT系等の領域ではわずか2割にすぎない。また、創業の早い段階で知的財産の重要性の気づきを得ているベンチャー企業は、企業トップが知財関連の業務経験があるなど偶発的な要素が強いことが明らかとなった。

1 平成29年度特許庁制度問題調査研究「スタートアップが直面する知的財産の課題および支援策の在り方に関する調査研究」

2-6-1図 知的財産を経営戦略に組み込んだ時期

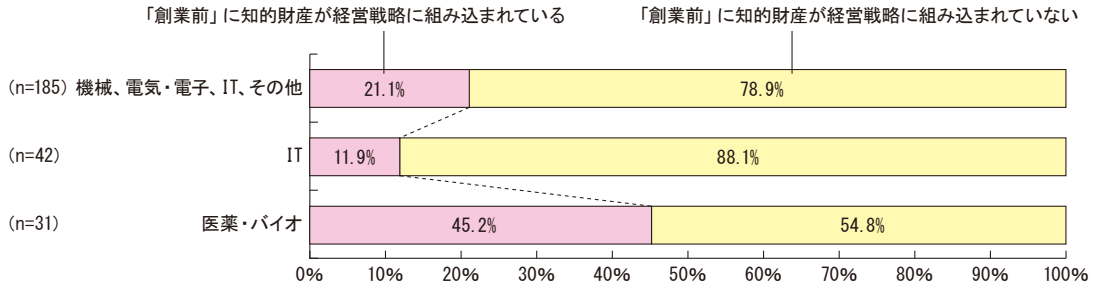

(備考)「機械、電気・電子、IT、その他」には、「医薬・バイオ」は含まれない。
(資料)平成29年度特許庁制度問題調査研究「スタートアップが直面する知的財産の課題および支援策の在り方に関する調査研究」

こうした現状から、ベンチャー企業の知財への関心度合いに応じた支援策や、官と民との役割分担を踏まえた上での支援策を行うことが求められ、知財への関心が低いステージでは、知財への気づきの場の形成、関心が高いステージでは、よりベンチャー企業のビジネスに沿ったハンズオン支援が必要であると提案された。

具体的には、知財への関心が低いステージでは、誰もがアクセスでき対外的に開かれた敷居の低いコミュニティの形成と、ケーススタディを交えた知財への関心を引くコンテンツの充実が効果的であると考えられる。コミュニティには、弁護士や弁理士、更には企業に所属する若手知財部員や企業OBが参加し、ベンチャー企業へのプロボノ支援[1]を展開することでベンチャー企業のビジネスと知財の橋渡しが可能となり、また、領域の異なる専門家同士でのセミナーやワークショップを通じた情報交換や知識共有を行うことで、知財専門家にとっても新たな知識・知見の獲得や活動領域の拡大が可能となる。

2-6-2図 スタートアップ・コミュニティのイメージ

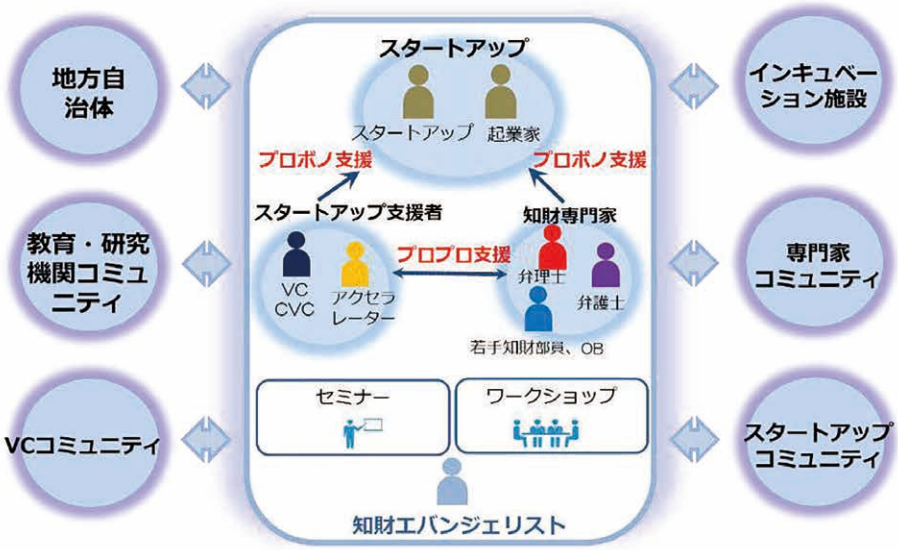

ベンチャー企業や支援者に知的財産の重要性を理解してもらうためには、成功事例の共有が何より重要である。知的財産を一つのツールとして活用することで、ビジネスの優位性を確保することが成功事例の一つと考えられるが、その勝ちパターンへの道筋を示すための事例の積み上げと情報発信による共有・普及がコミュニティにおける重要な役割である。

1 プロボノ支援とは、プロの専門家による専門知識を生かしたボランティア活動を指す。

(2)ベンチャー企業支援施策

2018年度以降、以下のベンチャー企業向け支援施策を実行していく予定である。

①ベンチャー・エコシステム活性化に向けた情報提供

特許庁では、知財の観点からベンチャー・エコシステムの活性化に寄与する情報提供を行うべく、2017年度、3つの知財コンテンツを取りまとめた（詳細は、Column 17「ベンチャー・エコシステム活性化のための「3つの知財コンテンツ」の使い方」参照）。当該コンテンツは、ベンチャー企業や投資家等の支援者、ベンチャー企業とのオープンイノベーションに取り組みはじめた大企業等に対して広く普及させ、活用を図っていく必要がある。2018年度は、ベンチャー企業等を対象としたセミナーやイベントの開催や、特許庁ウェブサイトにおける特別ページの開設[1]などを通じて、当該コンテンツを活用した情報発信に力を入れていく。

2-6-3図 ベンチャー・エコシステム活性化に向けた3つの知財コンテンツ

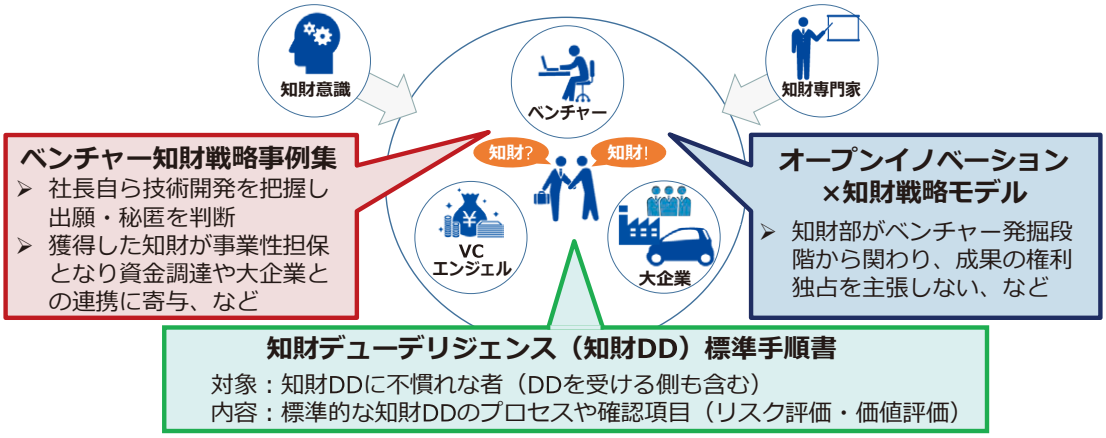

②創業期ベンチャー企業に対する知財ハンズオン支援

ベンチャー企業にとっては、革新的な技術やアイディアを知的財産で適切に保護しておくことが必要であるが、創業期における多くのベンチャー企業は、資金調達などビジネスの立ち上げに手一杯で、知的財産への対応は後手になっている。

そこで、創業期のベンチャー企業を対象に、ベンチャーキャピタル（VC: Venture Capital）経験者などのベンチャー企業支援の経験を有する専門家からなる知財メンタリングチームを派遣することで、ベンチャー企業のビジネスを後押しする知的財産の取得や知財戦略の構築等の支援を行う。

本事業により、知財を活用してビジネスを成長させるベンチャー企業の創出を図るとともに、成果を広く普及啓発することでベンチャー企業に対する知財支援の活性化を促進していく。

1 http://www.jpo.go.jp/sesaku/kigyo_chizai/startup.htm

2-6-4図 創業期ベンチャー企業に対する知財ハンズオン支援事業イメージ

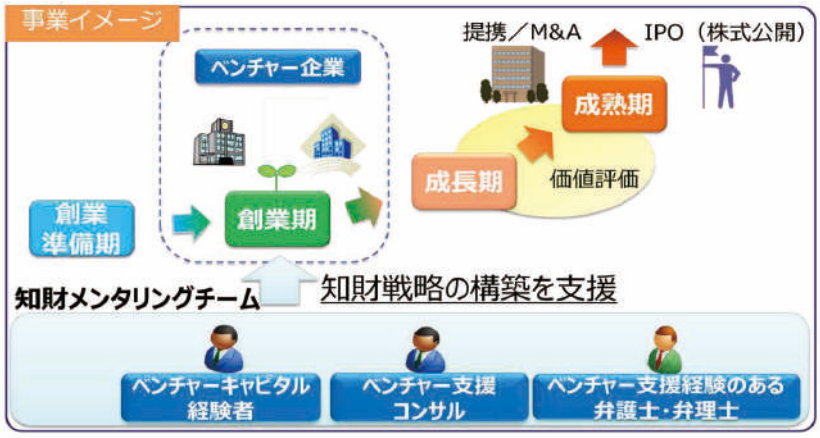

③ベンチャーキャピタル向け知財ビジネス評価書の提供

特許庁では、知的財産を活用した中小企業への融資や本業支援を促進させるため、金融機関に対して「知財ビジネス評価書」の作成支援を行ってきた（「知財ビジネス評価書」の作成支援については、第2部第6章10.(1)参照）。2018年度からは、支援対象機関に地域金融機関系のVCを追加する。

④ベンチャー企業のスピードに対応した特許審査

投資家からの資金調達や、他の企業との事業提携において、ベンチャー企業が特許権を取得していることは、技術力を裏付ける強力なアピール材料となる。したがって、ベンチャー企業にとっては、資金調達や提携のタイミングまでに重要な技術の権利化を進める必要があり、スピーディな審査が望まれる場面も少なくない。さらに、ベンチャー企業は権利取得の経験が少ないため、ビジネスで活用できる特許権取得には、審査の際、審査官とコミュニケーションを充分に図ることが重要である。

そこで、2018年度中に、早期審査制度を利用した出願において、ベンチャー企業の申請に基づき、一次審査通知前に面接を行うことで、ベンチャー企業が戦略的に質の高い特許を早期に取得できるよう、きめ細かいサポートを提供できる体制を構築する（ベンチャー企業対応面接活用審査（仮称））。

また、既存のスーパー早期審査制度[2]は「実施関連出願」かつ「外国関連出願」を対象としているが、ベンチャー企業の出願についてはこれを緩和し、「実施関連出願」のみとすることで、何よりも早く権利を取得したいというニーズに対応できるようにする（ベンチャー企業対応スーパー早期審査（仮称））。

⑤日本発知財活用ビジネス支援事業（ジェトロ・イノベーション・プログラム：JIP）

特許庁では、JETROに対する補助金事業として、日本で産業財産権を取得している、又は出願済みである日本の中堅・中小・ベンチャー企業を対象に、シリコンバレーや深圳など、世界有数のベンチャー・エコシステムを擁する地域で開催される大型展示会へのブース出展、ビジネス・マッチングイベントへの参加を支援し、海外展開を促進する事業を2015年度から行ってきた。

2017年度は、シリコンバレー、深圳、ドバイ、シンガポールにおいて実施した。2018年度は、シリコンバレー、深圳、ASEAN、ベルリンにおいて実施予定である[1]。

1 https://www.jetro.go.jp/services/innovation.html
2 第2部第1章1.(2) ②参照

Column 17

ベンチャー・エコシステム活性化のための「3つの知財コンテンツ」の使い方

特許庁では、ベンチャー・エコシステムを構成する各プレイヤーそれぞれに有用な知財関連情報を提供するために、2018年4月、「3つの知財コンテンツ」を取りまとめた。本コラムでは、それぞれのコンテンツの概要と使い方を紹介する。

1. 一歩先行く国内外ベンチャー企業の知財戦略事例集 “IP Strategies for Startups”

①概要

業種や成長ステージの異なる国内10社、海外8社（イスラエル、ドイツ、シンガポール、中国）のベンチャー企業について、事業と知財戦略との関係、直面した課題とその対応策や外部専門家との連携を含む体制構築など、具体的な取組をまとめた事例集。

②使い方

読者として、ベンチャー企業の経営者や経営幹部を想定。

自社に近い業種やステージの先行例から、自社における事業と知財の関わりについて振り返り、具体的な知財戦略の策定や社内体制の構築を進める際のよりどころとして活用できる。

2. オープンイノベーションのための知財ベストプラクティス集 “IP Open Innovation”

①概要

大企業や中堅企業がベンチャー企業とのオープンイノベーションに取り組む上で生じる課題とその対応策について、国内外企業へのヒアリング等で得られた知見から、オープンイノベーションの目的に応じた類型化と各プロセスの進め方、知財部門の役割や協業で生まれた知財の取扱いなど、オープンイノベーションを成功に導くためのポイントをまとめたベストプラクティス集。

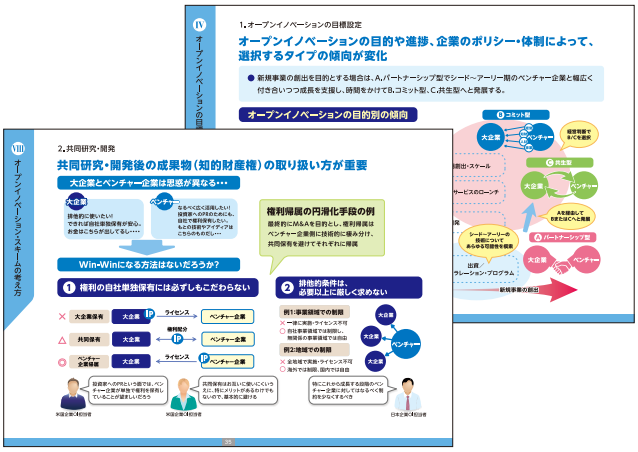

②使い方

読者として、ベンチャー企業とのオープンイノベーションに関心のある大企業や中堅企業の知財部門、企画部門、事業部門の幹部及び担当者を想定。

自社が進めようとするオープンイノベーションについて、その目的が明確になっているか、目的に沿った「Win-Win」の知財の取り扱い（権利の帰属等）を行っているか、知財部門がリスク評価以外でも有効に関わっているか、ベンチャー企業のスピード感に対応しているか、相手方に知財面の支援を行っているか、などをチェックし、取り組み方を見直す際に活用できる。

また、ベンチャー企業側としても、大企業等との連携を行う際に相手方の取組を評価する上で参考にすることができる。

3. 知財デュー・デリジェンスの標準手順書“SKIPDD[1]”

①概要

ベンチャー企業などへの出資や事業提携、M&A（以下、出資等）を検討する際に行われる、知財の観点からの対象会社のリスク評価及び価値評価（知財デュー・デリジェンス、以下知財 DD）の一般的なプロセスや必須とされる調査事項及びその優先度、相手方に開示を求めるべき（求められる）資料などを取りまとめた標準手順書（SOP[2]）。作成にはオンライン・プラットフォームである GitHub を活用。

②使い方

読者として、ベンチャー企業などへの出資等を検討している大企業等や VC・CVC[3]・金融機関のデュー・デリジェンス担当者、及び、資金調達や M&A による EXIT（出口）を予定し、知財 DD を受ける側となる可能性のあるベンチャー企業などの知財・法務・事業の責任者を想定。

知財 DD を行う側については、自社が進めようとするプロジェクトについて、費用・時間的制約を踏まえて真に調査・評価すべき点を、権利帰属やライセンス状況、知財紛争の有無や第三者権利の侵害リスク、知財管理の状況などの項目が記されたチェックリストを用いて確認し、社内で調査可能な点や外部専門家に委託すべき点の精査などにより、価値評価及びリスク評価を効率的に進めるために活用できる。

知財 DD を受ける側については、そもそも知財 DD とは何か、どのように進められるものか、について概要を把握するとともに、調査され得るポイントについて評価を高めるための準備を行う際に活用することができる。

4. 掲載場所

「3 つの知財コンテンツ」は、特許庁ウェブサイトの「ベンチャー企業向け情報」ページに掲載している。

http://www.jpo.go.jp/sesaku/kigyo_chizai/startup.htm

1 Standard Knowledge for Intellectual Property Due Diligence の略。
2 Standard Operating Procedures の略。
3 CVC(Corporate Venture Capital) とは、事業会社がベンチャー企業に直接投資を行うことを指す。

2 地域知財活性化行動計画の実施

2018年6月に策定された「知的財産推進計画2018」では、「地方・中小企業・農業分野の知財戦略強化支援」を重要課題として掲げるなど、中小企業による知的財産の積極的な活用を支援していくことは、地方創生の観点から重要である。

特許庁では、2016年9月の産業構造審議会第9回知的財産分科会での議論を経て、「地域知財活性化行動計画」を策定した。同計画では、(i)着実な地域・中小企業支援の実施、(ii)地域・中小企業の支援体制の構築、(iii)成果目標(KPI)の設定とPDCAサイクルの確立という3つの基本方針にのっとり、地域・中小企業による知財の取得・活用の促進により、中小企業のイノベーション創出を支援することを目指している。

2017年には、同計画に基づき、4月に東京で、10月から11月にかけては地域ブロックごとに、関係者を集めた連絡会議を開催し、地域における知財の取組状況や先進的な優れた先進事例について情報共有を行った。また、各地域・都道府県の特色を踏まえて、地域・中小企業に対する支援施策をよりきめ細やかに実施するため、「都道府県の特色を踏まえた平成31年度までの目標」を取りまとめた[1]。都道府県ごとに、産業政策との連携、重点産業分野(例:農林水産業、ロボット、医療福祉等)、海外展開、産学官・金融連携、災害復興といった、特色ある目標が設定された。

2016年に全国レベル及び地域レベルで設定した、知財総合支援窓口における相談件数や専門人材による支援件数等の成果目標(KPI)の達成に向け、関係機関との連携も引き続き強化していく。

同年6月に閣議決定された「未来投資戦略2017」でも、同計画に基づき、地域の中堅・中小企業の知財戦略の強化を促進することとされており、同計画に基づく成果目標と「都道府県の特色を踏まえた平成31年度までの目標」を指標とし、各都道府県や地域の関係機関と一体となって取り組むことで、地域・中小企業支援のより一層の充実を図っていく。

3 情報の提供による支援

(1)特許情報の提供

①特許情報とは

「特許情報[2]」とは、特許、実用新案、意匠、商標の出願や権利化に伴って生み出される情報である。特許情報は、企業や研究機関等が、研究開発活動や技術の動向、デザインの動向、さらには、商品やサービス等の市場動向等を把握する上で重要な役割を果たしている。そして、企業や研究機関等は、これを有効に活用することで、研究開発の重複防止、既存技術を活用した研究開発の推進、無用な紛争の回避等を図ることができる。このように、特許情報の有効活用は、知的財産の創造、保護及び活用を図る知的創造サイクルにおいて重要な鍵を握っている。特に、特許の出願や権利化に伴って生み出される特許公報等の情報は、特許情報の中心であり、以下に示す技術情報と権利情報の両面を有している。

1 2017年12月25日付けプレスリリース「「地域知財活性化行動計画」に基づく「都道府県の特色を踏まえた平成31年度までの目標」を決定しました」
2 「産業財産権情報」又は「知的財産権情報」と称される場合もある。

2-6-5図 特許情報と知的創造サイクル

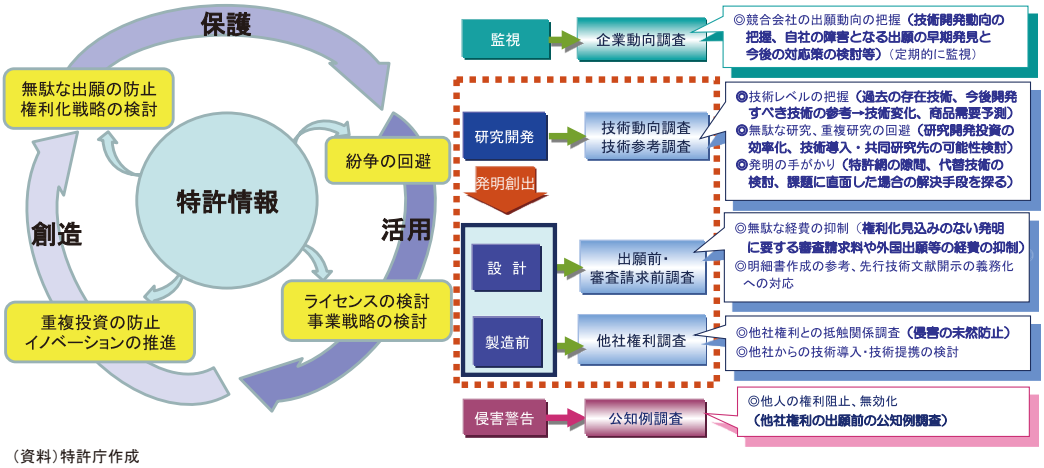

（資料）特許庁作成

a. 技術情報

我が国の特許制度は先願主義を採用しているため、企業、大学、研究機関等で開発された技術はいち早く特許出願され、一定期間経過後に一般に公開されている。これらの情報は、最先端の技術情報を素早くかつ網羅的に把握することが可能な、技術情報の宝庫である。出願書類には、発明（技術）の内容を詳細に記載することが求められており、また、その情報は技術的な内容により、世界共通の体系である国際特許分類（IPC）及び我が国独自のより細分化された体系であるFI、Fタームで分類されている。これらの分類等を利用してアクセスすることにより、体系的に技術情報を取得することが可能である。

b. 権利情報

特許庁が発行する公報は、権利範囲が明示されているため、競合相手との権利関係を精緻に把握することが可能である。

ユーザーは特許庁及び独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）、民間の特許情報サービス提供事業者[1]（以下「民間事業者」という。）、海外特許庁が提供する特許情報提供サービスを通じて、国内外の特許情報を活

2-6-6図 特許情報の普及・活用の流れ

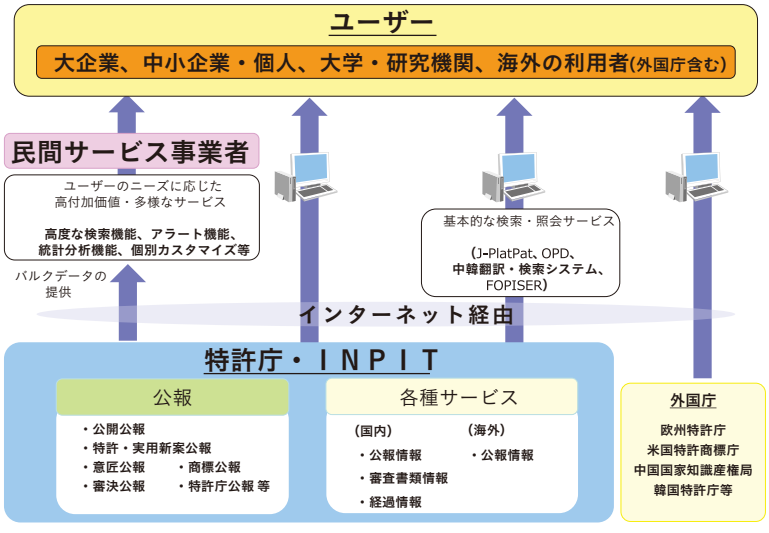

（資料）特許庁作成

1 国内には、特許情報サービスを提供する大小の様々な民間事業者が存在し、その数は250 を超える。

用することが可能である。特許庁では、特許情報の普及・活用施策のあり方について、2015年7月に設置した情報普及活用小委員会において検討を行った。2016年5月に公表された報告書では、特許庁又はINPITが運営する公的な特許情報提供サービスのあり方に関して、グローバル化の動きに十分対応しつつ、ITの進展、海外庁のサービスの状況、民間事業者のサービスの状況、中小企業、個人なども含む我が国ユーザーの要望などを十分に踏まえた上で、我が国ユーザーが享受するサービスの質が全体として世界最高水準となるように特許情報サービスを提供していき、特許情報を広く普及していくための基盤を引き続き整備していくべきとの方向性が取りまとめられ、2017年度においても情報提供及び基盤整備に取り組んでいる。

②特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)

特許情報について高度化、多様化するユーザーニーズに応えるべく、1999年より提供されている特許電子図書館（IPDL）を刷新し、新たな特許情報提供サービス「特許情報プラットフォーム[1]（英語名：Japan Platform for Patent Information、略称：J-PlatPat)」の提供を開始している。J-PlatPatは使いやすいユーザーインターフェースを備え、明治以降発行された特許・実用新案・意匠・商標の公報類や海外特許庁で発行された公報等約1億2,000万件を、文献番号、各種分類、キーワード等により検索することが可能である。さらに、審査・登録・審判に関する経過等の関連情報を文献番号等により照会することが可能である。また、五大特許庁への出願に加えてPCT国際出願等の特許出願の手続や審査に関連する情報（ドシエ情報）をユーザーが一括把握できるサービス（ワン・ポータル・ドシエ（OPD））を提供している。そして、2018年3月には、特許・実用新案検索機能において、外国公報（米国・欧州・国際出願）の英語テキスト検索や、分類とキーワードを掛け合わせた検索等の機能を追加した（詳細はColumn 18を参照)。

J-PlatPatの利用回数は合計で年間1億回を超えており、知的財産の創造、保護及び活用に欠かせないインフラとなっている。特許庁においても、将来的には、より幅広く充実したサービスを提供すべく、情報提供の迅速化等について、更なる検討を進めていく。

（資料）出典：INPIT

1 https://www.j-platpat.inpit.go.jp/

Column 18

特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）の機能拡充について

2018年3月12日から、J-PlatPatのデータベースを大幅に充実させるとともに、検索機能を特許審査システムと共通化することで、新たな検索機能が利用可能となった。新たな機能を紹介するので、是非活用されたい。

機能1.　特許分類とキーワードを掛け合わせた検索（追加機能）

ＦＩ／Ｆターム（注）とキーワードとの掛け合わせによる検索や、Ｆタームのテーマコード（注）を指定した上でキーワードによる検索が可能である。

例：FIとして「C09J7/00」、キーワードとして「接着剤」を掛け合わせて検索する場合の画面イメージ

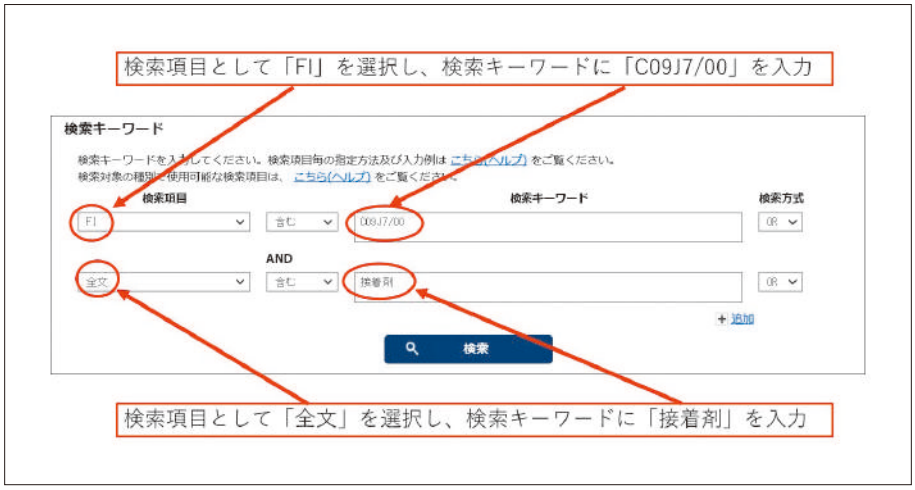

（注）ＦＩは、IPCを我が国の技術事情によって細展開した特許分類であり、Ｆタームは、特許審査の先行技術調査（サーチ）を迅速に行うために開発された検索インデックスである。テーマコードは、Ｆターム検索の対象となる技術単位である。各テーマはそれぞれ英数字5桁のコードが与えられている。いずれも関連先行技術を効率的に絞り込むことを目指して作成された我が国固有のものである。

機能2.　近傍検索（追加機能）

互いに近接する2～3単語の対象語を含む日本語文献を検索することが容易となる。例えば、食品分野の先行技術調査において、「弾力性」と「こんにゃく入りゼリー」とが10文字以内に近接して記載されている特許文献を、検索式「弾力性，10N，こんにゃく入りゼリー/TX」で検索することができる。

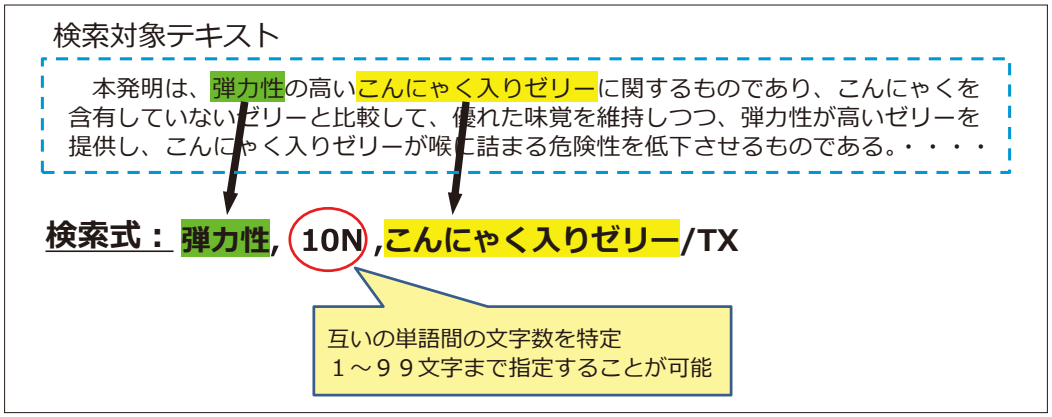

機能3.　外国特許公報（米国・欧州・国際出願）の英文テキスト検索（追加機能）

これまでは公報番号で検索可能であったが、このたび、外国特許公報を英文テキストにより検索できるようになる。検索可能となる文献の蓄積範囲は以下のとおり。

- 米国　1978年12月発行分～
- 欧州　1978年12月発行分～
- 国際出願　1978年10月発行分～

これにより、約1,500万件の外国特許公報（米国・欧州・国際出願）が、新たに英文テキストにより検索できるようになる。

機能4.　国内の公開特許公報等のテキスト検索が可能な期間の拡大（改善機能）

これまでは1993年（平成5年）以降に電子化された国内公報（約1,300万件）の検索が可能であったが、このたび、1971年（昭和46年）以降に発行された電子化前の公報（約1,000万件）を、新たにテキストで検索できるようになる。

これにより、合計約2,300万件の国内公報が、テキスト検索可能となる。

機能5.　検索結果表示件数の上限拡大（改善機能）

現状1,000件の上限を3,000件に拡大する。

各ユーザーにとって、これらの機能を活用いただくことにより、より正確で効率的な先行技術調査が可能となる。また、研究開発段階における重複投資の防止やイノベーションの促進が期待される。

また、外国公報の英文テキスト検索が可能となることで、米国・欧州・国際出願の先行技術文献を、英語にて横断的・効率的に調査することが可能になり、より適切な海外出願戦略を立てることが可能となる。

③中韓文献翻訳・検索システム

特許庁では、2015年1月に、中国語・韓国語の特許・実用新案文献の全文機械翻訳文を日本語でテキスト検索可能とした「中韓文献翻訳・検索システム[1]」を構築し、審査官及び一般利用者に公開した。本システムにより、2003年以降に公開された、中国特許出願公開公報、中国特許公報、中国実用新案登録公報、韓国特許出願公開公報、韓国特許公報、韓国実用新案公開公報及び韓国実用新案登録公報の全文の機械翻訳文を、日本語で検索することが可能となっている。2018年3月末時点で約2,000万件の中国語及び韓国語の特許・実用新案文献が蓄積されている。

④外国特許情報サービス(FOPISER)

知財活動のグローバル化に伴い、五大特許庁の特許情報のみでなく、例えば、ASEAN諸国の特許情報に対する関心が高まっているため、海外特許庁より入手した特許情報をユーザーに迅速に提供するための照会サービス「外国特許情報サービス[2]（英語名：Foreign Patent Information Service、略称：FOPISER)」を2015年8月より開始した。

FOPISERでは、J-PlatPatで照会できない諸外国、例えば、シンガポール、ベトナム、タイ、台湾等の文献について、日本語のユーザーインターフェースを通じて、文献番号、分類情報、キーワード（英語）等により簡易検索をすることが可能である。また、これらの文献は機械翻訳により日本語で照会することが可能である。今後も、ユーザーの関心が高い諸外国の特許情報への日本語によるアクセスが可能となるよう対象国の拡大を図っていく。

2-6-7図　特許庁・INPITが提供する特許情報提供サービス一覧

サービス名	検索対象	収録対象国・機関
特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）	特許・実用新案	日本、米国、欧州（EPO）、中国、韓国、WIPO、英国、ドイツ、フランス、スイス、カナダ
	意匠	日本、米国、韓国
	商標	日本
中韓文献翻訳・検索システム	特許・実用新案	中国、韓国
外国特許情報サービス（FOPISER）	特許・実用新案	シンガポール、ベトナム、タイ、台湾智慧財産局、ロシア、オーストラリア
	意匠	台湾智慧財産局、ロシア
	商標	欧州（EUIPO）、ベトナム、タイ、台湾智慧財産局、ロシア
画像意匠公報検索支援ツール（Graphic Image Park）	意匠（画像意匠）	日本

（資料）特許庁作成

1　http://www.ckgs.jpo.go.jp/（サービス提供時間：開庁日の8時から22時まで）
2　https://www.foreignsearch.jpo.go.jp/
（サービス提供時間：開庁日の9時から20時まで）

⑤画像意匠公報検索支援ツール(Graphic Image Park)

意匠登録になった画像のデザインを意図せず使用することがないよう、権利調査の負担の軽減が求められていることから、イメージマッチング技術を利用したサービス「画像意匠公報検索支援ツール(Graphic Image Park)」[1]の提供を2015年10月1日より提供している。

Graphic Image Parkは、利用者がイメージファイルを入力するだけで、我が国で意匠登録になった画像のデザインについて調査できるツールであり、以下の特徴を有している。

○イメージマッチング技術を利用して、機械的な評価が高い（近い）順に蓄積画像を並べ替えることで、調査対象の画像を確認する際の効率を高めることができる
○並べ替えられた蓄積画像全件を書誌情報と共にサムネイル表示することで、一覧性のある網羅的な調査をすることができる
○日本意匠分類や意匠に係る物品といった専門的知識によらない、比較画像のイメージファイルを入力するだけの調査をすることができる
○専門的な知識を有する者には、比較画像の入力に加えて、日本意匠分類や意匠に係る物品などによる絞り込みを行うことで、更に効率的な調査をすることができる
○インターネットを通じて、いつでも無料で利用することができる

2017年3月に追加された機能により、気になるデザインにチェックを付けて、その案件の書誌情報をCSV型式でダウンロードすることができるようになった。

画像意匠公報検索支援ツール(Graphic Image Park)のトップページ

1 https://www.graphic-image.inpit.go.jp/

2-6-8図　画像意匠公報検索支援ツール (Graphic Image Park) の基本的な使用方法

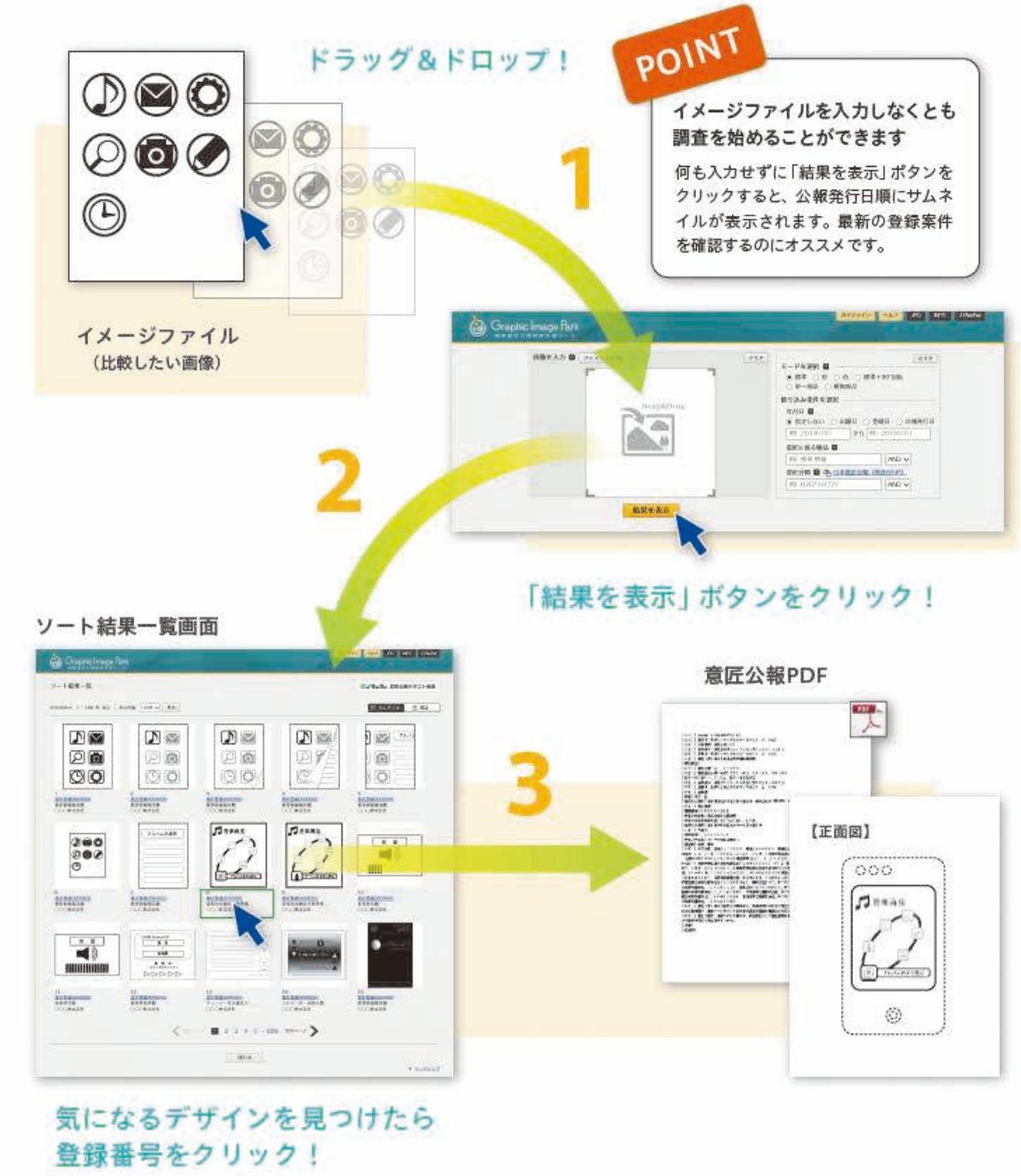

⑥海外特許庁・国際機関との特許情報の交換及びその情報の活用

日本国特許庁は、五大特許庁間及び海外特許庁等との二庁間の合意に基づいて、公報情報をはじめとする特許情報の定期的な交換を行っている。2017 年度は新たに欧州連合知的財産庁 (EUIPO) と意匠情報の交換を行うことを確認した。日本国特許庁は、交換を通じて入手した特許情報を庁内で審査資料や先行技術の検索のためのデータとして利用するのみならず、前述した J-PlatPat、中韓文献翻訳・検索システム、FOPISER 等を通じて一般に公開・提供している。また、交換データを基に和文抄録データを作成し、庁内外での活用を図っている。

一方で、我が国の特許公報等が海外でも先行技術として適切に考慮されるように、日本国特許庁の保有する特許情報を海外特許庁や国際機関へ定期的に提供している。2013 年 6 月に開催された五大特許庁長官会合におい

て、特許情報をマージナルコスト[1]又は無償で提供することを含む各国特許庁間の障壁無き特許情報流通のための基本原則について合意した。2014年7月から基本原則に基づくデータ交換が開始されており、今後、当該基本原則の枠組みを拡大させることを検討している。

⑦特許庁が保有するデータの一般提供[2]

現在、特許庁及びINPITでは、整理標準化データ、公開特許公報英文抄録（Patent Abstracts of Japan（PAJ））、米国・欧州・中国の公報の和文抄録等の各種データを作成している。これらの各種データは、審査資料として庁内で利用されるだけでなく、J-PlatPatに蓄積され、一般向けの検索・照会サービスに活用されている。

また、民間事業者向けに特許情報の一括ダウンロードサービスを提供し、ユーザーのニーズに応じた高付加価値・多様なサービスの提供を促している。

2-6-9図 特許庁・INPITが作成・提供する主なデータ

データ名	データの概要
整理標準化データ	審査経過情報等の各種情報をXML等の一般に利用しやすい形式に変換･加工したもの。
公開特許公報英文抄録（PAJ）	日本の公開特許公報の要約を人手で英語に翻訳したもの。
欧米特許和文抄録	米国特許明細書、米国公開特許明細書、欧州公開特許明細書の特許請求の範囲、明細書及び図面の記載内容を翻訳者が読解の上、発明の内容を要約して日本語にて抄録文を作成したもの。
中国特許和文抄録	以下の3種類のデータが存在する。 ・2010年～2015年に公開された中国特許出願公開公報の要約を人手により日本語に翻訳したもの。 ・機械翻訳の補完として、一部の中国登録特許公報について、特許請求の範囲及び明細書等から発明の内容の理解に必要な部分を摘記し、人手により日本語に翻訳したもの。 ・国際調査報告で引用された一部の中国公開特許公報又は中国登録特許公報の全文を、人手により日本語に翻訳したもの。
中韓文献機械翻訳文	「中韓文献翻訳・検索システム」で提供している中国語及び韓国語の特許・実用新案文献の全文機械翻訳文。

（資料）特許庁作成

(2)特許検索ポータルサイト

先行技術文献調査をサポートする関連情報を一元的に提供してほしいという出願人からの要望に応えるため、2009年3月に「特許検索ポータルサイト[3]」を特許庁ウェブサイト上に設置して試行を開始し、その後も、寄せられた意見等を受けて、FI、CPC等の分類の対応関係を参照するツールを新規に提供するなど、内容を充実させている。出願人等からは、社内教育においても大変参考になる内容であり、活用しているとの評価を受けている。

今後も本ポータルサイトの記載内容の更新を引き続き行い、更なる利便性の向上を図っていく予定である。

(3)新興国等知財情報データバンク

新興国等知財情報データバンク[4]は、新興国等でのビジネスに関わる日本企業の法務・知的財産の担当者等を対象に、各国及び地域の知的財産情報を幅広く提供することを目的とする情報発信ウェブサイトである。

海外から商品等を輸入している企業、海外へ商品等を輸出している企業、海外の企業へ出資等をしている企業、海外の企業へ技術供

1 データの複製費用、データの格納する媒体の費用及び送付等のための追加的経費のみで、データ作成、メンテナンスを含まない費用のこと。
2 特許庁の提供する主なデータの一覧は統計・資料編 第6章2. を参照のこと。
3 https://www.jpo.go.jp/torikumi/searchportal/htdocs/search-portal/top.html
4 http://www.globalipdb.inpit.go.jp/

与・ライセンスをしている企業、海外へ生産拠点・販売拠点等を設置している企業、あるいはこれから海外との取引を予定している企業を対象に、今後のビジネスで発生する海外での知的財産リスクを軽減又は回避し得る情報の発信を目指している。

各種公開情報に加え、海外の特許事務所等とも連携して情報収集を実施し、分析・整理した上で記事を作成している。アジアを中心に、中東、アフリカ、中南米等の記事を作成し、2,048 件（2018 年 3 月末現在）の記事を掲載している。

また、本データバンク内の「アンケート」のページより、情報収集を行うべき国・地域、テーマ等の意見や要望を受け付けている。

2-6-10図 新興国等知財情報データバンクのイメージ

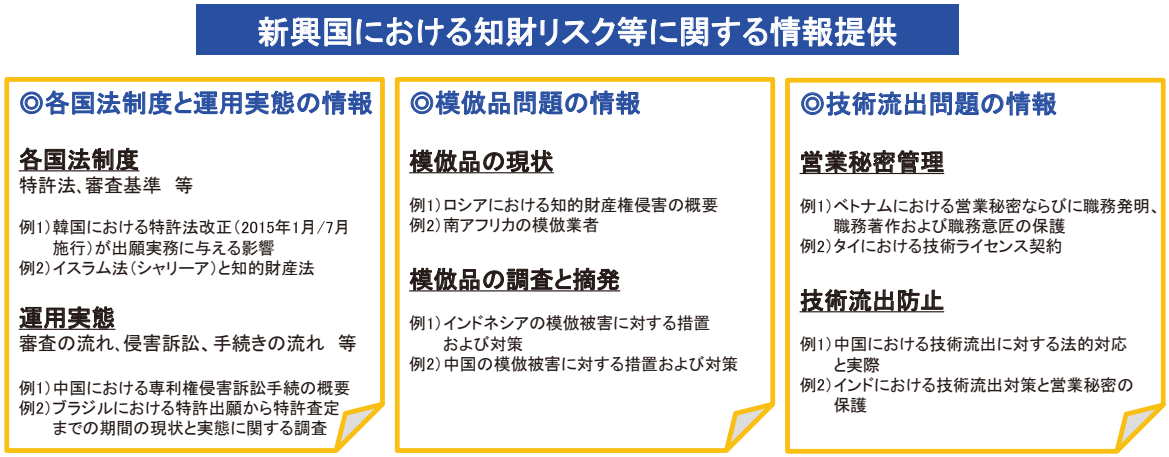

(4)特許戦略ポータルサイト

2008 年 9 月、企業の知的財産戦略の高度化に役立つ情報提供を行うため、特許庁ウェブサイト上に「特許戦略ポータルサイト[1]」を開設した。特許戦略ポータルサイトは、特許庁が保有する情報のうち、国内外での権利化に役立つ情報、技術動向に関する情報、特許情報の活用に関する情報、各種調査やガイドライン等へのリンク集となっている。特許戦略ポータルサイトでは、特許出願・審査請求する際に役立つ情報として、「自己分析用データ」を提供している[2]。「自己分析用データ」には、自社における過去 10 年分の特許出願件数、審査実績等知的財産権情報が含まれる。2018 年 3 月末時点で利用企業は約 1,450 社である。

(5)情報提供によるその他の支援

①大学等向け公報固定アドレスサービス

大学等における研究開発を支援するため、大学等の利用者に対し、特許電子図書館（IPDL）の公報データに直接アクセスできる公報固定アドレスサービスを 2007 年 1 月に開始した。本サービスは、特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）においても同様に利用可能となっている。

◇登録件数：305 件の大学等
（2018 年 3 月末時点）

1 http://www.jpo.go.jp/sesaku/tokkyosenryaku_01.htm
2 インターネットを通じてダウンロードできるようになっているが、利用に当たっては登録申込みとパスワードの発行が必要。特許戦略ポータルサイトでサンプルを見ることができる。

②開放特許情報データベース[1]

大学・公的研究機関、企業等が保有する知的財産権で、他者にライセンスする意思のある特許（開放特許）の有効活用により、新たなイノベーションの創出及び技術開発による権利化の支援を行うために、開放特許情報データベースにおいて開放特許の情報を提供している。

また、検索機能強化の観点から、2018年3月末にデータベースのリニューアルを行い、ＩＰＣ検索機能・類義語検索機能、絞込み検索機能など新規検索機能の追加を行った。

◇登録件数：29,576件（2018年3月末時点）
（うち　企業:4,797件、大学・TLO:8,096件、公的研究機関等：16,683件）

③リサーチツール特許データベース[2]

ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用を促進するため、大学・公的研究機関、企業等が保有するリサーチツール特許の情報をデータベース化し、「リサーチツール特許データベース」において情報を提供している。

◇登録件数：416件（2018年3月末時点）
（うち　企業：16件、大学・TLO：231件、公的研究機関等：169件）

④知的財産権取引業者データベース[3]

我が国における知的財産権取引ビジネスの振興及び知的財産情報活用のための環境整備の一環として、知的財産権取引を行う事業者から提供されたサービス内容等の情報をデータベース化し、「知的財産権取引業者データベース」において提供している。

◇登録件数：171件（2018年3月末時点）

1　http://plidb.inpit.go.jp/PDDB/Service/PDDBService
2　http://plidb.inpit.go.jp/PDDB/Service/RTPatents/index.jsp
3　http://www.inpit.go.jp/katsuyo/db/agentsdb/

Column 19

グローバル知財戦略フォーラム 2018

2018 年 1 月 22 日と 23 日に、特許庁は、独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）との共催により「グローバル知財戦略フォーラム 2018」[1] を開催した。本フォーラムは、国内外における知財関連情報の共有、知財活用に関する取組の情報交換の場、知財活用に関わる方々のネットワーク形成等の機会を提供するものである。

2017 年度は、「ビジネスと知財の統合的なマネジメント～変革期に求められる新たな視点を取り込んで顧客価値創造を～」をメインテーマとして、IoT 等の進展に伴う社会変革に対応した知財×データ戦略やグローバル市場に立ち向かう事業×知財戦略、オープンイノベーションの担い手となるスタートアップの挑戦などを論点とする講演・パネルディスカッションを行った。

当日は悪天候にもかかわらず、開催 2 日間で来場者数は延べ 1,400 名を超え、多くの方々で賑わうフォーラムとなった。

今後も、日本国企業のグローバルな知的財産活動を支援するため、本フォーラムを開催していく。

講演・パネルディスカッション会場の様子

日本アイ・ビー・エム株式会社
理事・知的財産部長　上野剛史 氏
【特別講演1】データが価値を生み出す時代における、ビジネス変革とそれを支える知財・データ戦略

東京大学産学協創推進本部 本郷テックガレージ
ディレクター　馬田隆明 氏
【特別講演2】変革のためのスタートアップ思考

1 http://www.inpit.go.jp/katsuyo/gippd/forumkokunai/result_forum_2018.html

4 料金面等における支援

特許庁は、料金面等における支援[1]を以下のとおり実施してきたとともに、中小企業等を一律に対象とした、審査請求料や特許料（1～10年分）、国際出願手数料の軽減制度を導入する（第2部第8章1.(1) ①参照）。

(1)個人・中小企業を対象とした減免措置等

①特許料・審査請求料の減免措置

特許庁は、特許法、産業技術力強化法及び中小ものづくり高度化法[2]に基づき、個人・法人及び研究開発型中小企業等を対象に、一定の要件を満たすことを条件として、特許料（第1年分から第10年分）等の減免措置を講じている。また、2014年4月1日から2018年3月31日までに特許の審査請求を行った案件については、産業競争力強化法に基づき、中小ベンチャー企業、小規模企業等を対象に、一定の要件を満たすことを条件として、特許料（第1年分から第10年分）及び審査請求料の3分の2を軽減する措置[3]を講じている。

◇ 2017年度実績

○特許法に基づく支援

資力を考慮して定められた個人・法人に対する特許料・審査請求料の免除又は半額軽減措置。

- 特許料の減免　　：2,333件
- 審査請求料の減免：1,060件

○産業技術力強化法及び中小ものづくり高度化法に基づく支援

研究開発型中小企業等に対する特許料・審査請求料の半額軽減措置。

- 特許料の軽減　　：23,200件
- 審査請求料の軽減：4,649件

○産業競争力強化法に基づく支援

中小ベンチャー企業、小規模企業等に対する特許料・審査請求料の3分の2軽減措置。

- 特許料の軽減　　：2,070件
- 審査請求料の軽減：5,337件

②特許協力条約(PCT)国際出願に係る手数料の軽減措置・交付金制度[4]

特許庁は、2014年4月1日から2018年3月31日までに特許庁に受理された国際出願について、産業競争力強化法に基づき、中小ベンチャー企業、小規模企業等を対象に、一定の要件を満たすことを条件として、PCT国際出願に係る調査手数料・送付手数料及び予備審査手数料の3分の2を軽減する措置を講じている。また、同期間中に特許庁に受理された国際出願について、中小ベンチャー企業、小規模企業等を対象に、PCT国際出願に係る手数料のうち、世界知的所有権機関（WIPO）に対する手数料（国際出願手数料及び取扱手数料）の3分の2を、手数料納付後の出願人からの申請により、「国際出願促進交付金」として交付する措置を講じている。

◇ 2017年度実績

○産業競争力強化法に基づく支援

中小ベンチャー企業、小規模企業等に対する調査手数料・送付手数料及び予備審査手数料の3分の2軽減措置。

- 調査手数料・送付手数料の軽減：858件
- 予備審査手数料の軽減：36件

○国際出願促進交付金による支援

中小ベンチャー企業、小規模企業等に対する国際出願手数料及び取扱手数料の3分の2を交付する措置。

- 国際出願手数料及び取扱手数料の交付：823件

1 減免申請等その他詳細な情報は下記ウェブサイト参照
https://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/genmensochi.htm
2 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成18年4月26日法律第33号）
3 2014年4月から2018年3月までに特許の審査請求を行う場合が対象。
4 2014年4月から2018年3月までに特許の国際出願を行う場合が対象。

(2)大学・TLO等を対象とした軽減措置

①特許料・審査請求料の軽減措置

特許庁は、TLO法[1]及び産業技術力強化法に基づき、大学・TLO等を対象に、一定の要件を満たすことを条件として、特許料（第1年分から第10年分）及び審査請求料の2分の1を軽減する措置を講じている。

◇2017年度実績

○TLO法に基づく支援

承認TLO及び認定TLOに対する特許料・審査請求料の半額軽減措置。

- 特許料の軽減　：631件
- 審査請求料の軽減：154件

○産業技術力強化法に基づく支援

大学及び大学研究者に対する特許料・審査請求料の半額軽減措置。

- 特許料の軽減　：6,669件
- 審査請求料の軽減：3,090件

5 相談業務による支援

(1)ワンストップによる解決支援(INPIT知財総合支援窓口)

「知的財産は敷居が高く相談に行きにくい」、「どこへ相談に行けばいいか分からない」という中小企業の声を踏まえ、2011年度から、知的財産に関する悩みや課題に関する相談を一元的に受け入れる「知財総合支援窓口」を47都道府県全てに設置している。

知財総合支援窓口では、無料・秘密厳守で、知的財産に関するアイデア段階から事業展開、海外展開までの様々な課題等に対し、知的財産に関係する様々な専門家のほか、自治体や商工会・商工会議所、よろず支援拠点をはじめとする地域の中小企業支援機関と協働・連携して、効率的な解決を図るワンストップサービスを提供している。

2016年度からは事業の実施主体を（独）工業所有権情報・研修館（INPIT）とすることで、同館の営業秘密・知財戦略相談窓口や海外展開知財支援窓口との連携強化を図るほか、職務発明規程に関する支援を行う専門家の更なる拡充、標準化に関するアドバイスを提供する日本規格協会（JSA）との連携、地理的表示保護制度等の農林水産業に係る知的財産の相談も受け付けるなど、支援内容の一層の拡充を図るとともに、支援対象を中堅企業まで拡大することにより支援体制を強化した。

2-6-11図　INPIT知財総合支援窓口における相談対応

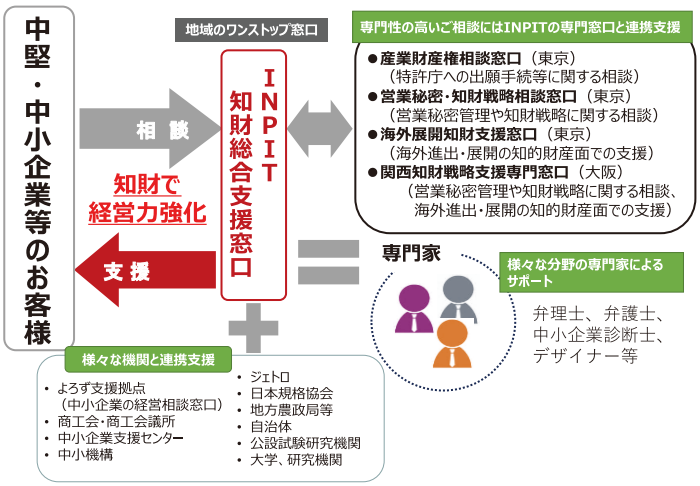

1　大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年5月6日法律第52号）

INPIT 知財総合支援窓口では、例えば次のような支援を実施している。

①知財戦略に関する支援

技術動向や企業戦略・経営戦略の観点も踏まえた知的財産を保護するための手法（特許等としての権利化による保護、営業秘密としての秘匿化による保護）の説明、アドバイス。

②特許出願等の手続支援（電子出願支援を含む）

特許等の産業財産権制度に係る出願や登録、中間手続等の手続方法の説明や電子出願ソフトを利用した電子出願に係る手続方法の説明等。

③先行技術文献等に関する調査支援

J-PlatPat を活用した、既に出願されている、又は権利化されている内容等の検索方法の説明。

④ライセンス契約、技術移転に関する支援

企業等が保持する技術の活用に向けたライセンス契約に関する契約書のひな型の提供や注意事項等の説明。

⑤模倣品・侵害対応に関する支援

海外における中小企業等の模倣品、侵害訴訟に関する連携機関の支援紹介や専門家による侵害対応に関する助言等の支援。

⑥海外展開に関する支援

海外で知的財産権を取得する際の外国出願に係る費用助成事業等の支援施策の紹介や外国の企業との知的財産に関するライセンス契約に関する専門家による助言等の支援。

⑦デザインやブランド戦略に関する支援

デザインやブランドコンサルタントや意匠活用ノウハウを有する弁理士等の専門家を活用した商品開発時からの知財活用マインドの導入や商品販売時の戦略的な意匠登録出願に関する支援。

⑧職務発明規程の導入等に関する支援

2015 年度法改正を受けた新たな職務発明制度等に関する説明や社内規程の導入等に関する弁理士・弁護士等の専門家の助言等の支援。

⑨知的財産を活用していない中小企業等の発掘及び知的財産活動の啓発に関する支援

知的財産を有効に活用できていない、又はこれから活用しようとする中小企業に対して、知的財産を有効活用するためのアドバイスや社内啓発活動の支援。

⑩知的財産に関する支援機関及び各種支援施策の紹介

中小企業が利用可能な知的財産関連の支援機関及び支援施策の紹介、支援内容、手続方法の説明。

◇ 2017 年度実績　相談件数：95,257 件

「知財ポータル」（http://chizai-portal.inpit.go.jp/）：各都道府県の INPIT 知財総合支援窓口の設置場所や支援事例を掲載しています。

Column 20

INPIT 知財総合支援窓口～中小企業の知財活動を一気通貫で支援～

「自社のブランドをどう守れば良いのか？」という相談のために窓口を訪れた中小企業に対し、当初の相談内容から発展して、自社技術のライセンス契約や海外展開、知財・経営戦略に関する支援にまで発展するケースもある。その際、企業知財部 OB や中小企業の知財支援に長年携わっている者等、経験豊富な支援担当者がアドバイスを行うとともに、解決すべき課題にあわせ、弁理士や弁護士等の専門家をコーディネートして支援している。ここでは、窓口での知財支援を活かし、ビジネスで活躍する中小企業の事例を紹介する。

○外国出願、契約書作成支援による海外出店

有限会社オフィスりょう次は、1996 年に設立し、居酒屋、ラーメン店などを経営している。同社が展開するラーメン店「琉球新麺　通堂」が中華圏への出店の引き合いを受けた際に、海外での模倣や冒認出願に関する懸念から、窓口に相談した。

［ラーメンチェーン「琉球新麺 通堂」のラーメン］

窓口では、商談状況や見通しについてヒアリングし、早い段階で外国出願を行った方が良いことを説明した。また、経費削減の助言として、沖縄県が予算化している外国出願補助金を紹介し、同社は同補助金の採択を受け、外国出願を行った。

その後、同社は、ラーメン店の出店に関する台湾企業とのライセンス契約について、窓口に相談した。窓口では、INPIT 海外知財プロデューサーを紹介し、海外出店に向けたリスク等の説明をするとともに、海外企業との契約に知見の深い弁護士を派遣し、契約書面の作成を支援した。

同社は、無事契約を済ませ、台湾に1号店を出店したところ売上は順調で、2店目も出店した。また、台湾以外の国からもオファーがあり、引き続き外国への商標登録出願も計画している。

○商標権取得支援とその後の販促活動支援

有限会社土井茂商店は、1973 年の設立以来、水産物卸業を営んでおり、近年では水産加工会社及び直営店を作り、新商品の開発・販売に着手しており、新商品の知財保護について窓口に相談した。

［ブランド化に成功した土井茂商店の干し魚の商品］

相談内容は、商品パッケージに関する意匠権を取得したいとのことであったが、窓口担当者が詳しくヒアリングしたところ、同社が真に求めているものは、自己の商品を表すロゴマークの権利化であることが分かった。このため、商標制度について紹介するとともに、他企業の取得例などを参考に、商標についてイメージして頂くことから支援を始めた。

その後、同社は窓口のアドバイスを受けつつ商標登録出願を行い、権利取得までご自身で手続を実施した。

現在は、登録された商標を、大手デパートに納入する商品の包装内に同封している。また、窓口とよろず支援拠点による連携支援を受け、拡販活動を強化するため、ふるさと納税の返礼品登録を行い、特産品としての品質アピールに努めている。今後は県産品（プレミア和歌山）の登録も行うことを予定している。

知財ポータルでは、全国各地の窓口での支援事例を紹介している。
http://chizai-portal.inpit.go.jp/

(2)出願手続・産業財産権に関する相談

①産業財産権相談窓口[1]

アイデアがあるものの、どのようにすれば権利化できるか分からない、特許等の出願をしたいが手続方法が分からない等の産業財産権の手続に関する相談を、独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）において無料で受け付けている。

相談については、窓口、電話、WEB、文書（手紙、ファックス）にて行うことができる。

◇2017年度実績

相談件数：31,418件

窓口相談　平日9：00～17：45
（受付は17：30　まで）

電話相談　TEL03-3581-1101
（内線2121～2123）
（平日8：30～19：00）

②知的財産相談・支援ポータルサイト[2]

知的財産相談・支援ポータルサイトは、前身の産業財産権相談サイトを2017年4月にリニューアルしたものである。産業財産権に関する基本的な情報や出願から登録、審判までの手続に必要となる情報をFAQ形式で提供しており、これらの情報はキーワードによる検索も可能となっている。また、最も問合せが多い商標については、「かんたん商標出願講座」として、動画で分かりやすく解説しているほか、各種申請様式（様式見本）や記入例等、手続に関する最新の書類をダウンロードすることも可能である。

なお、同サイトで解決できない質問についてはサイト上の入力フォーム等を通じて直接相談窓口に問合せをすることもできる。

◇2017年度実績

ＦＡＱ閲覧利用件数（産業財産権）：
279,666　件

知的財産相談・支援ポータルサイトトップページ

(3)営業秘密・知財戦略に関する相談

営業秘密・知財戦略相談窓口[3]においては、特許等への権利化、営業秘密としての秘匿化を含むオープン・クローズ戦略等の具体的な知財戦略に関する相談に加え、秘匿化を選択した際の営業秘密の管理手法、営業秘密の漏えい・流出等に関する相談に対し、経験豊富な知的財産戦略アドバイザー（企業OB）や弁護士等の専門家が対応している。また、全国にある知財総合支援窓口と連携することにより、各地の中小企業等が気軽に専門家に相談することを可能にしている。さらに、営業秘

1　産業財産権相談窓口
http://www.inpit.go.jp/consul/consul_about/index.html
2　知的財産相談・支援ポータルサイト　http://faq.inpit.go.jp/
3　営業秘密・知財戦略相談窓口
https://faq.inpit.go.jp/tradesecret/service/

密の漏えい・流出に関する被害相談については警察庁と、サイバー攻撃等の情報セキュリティに対する相談については独立行政法人情報処理推進機構（IPA）と連携するなど、関係機関と協力して対応している。

同窓口では、2017年度に、430件の中小企業等からの相談に応じた。

その他、知的財産戦略アドバイザーによる「営業秘密・知財戦略セミナー」の開催や、知的財産相談・支援ポータルサイト[1]におけるeラーニングコンテンツの提供等、普及啓発活動を積極的に展開している。

また、企業等における戦略的な知財管理を支援するため、電子文書が存在したことを証明する「鍵」であるタイムスタンプトークンを預かる「タイムスタンプ保管サービス」を提供している。民間事業者が提供するサービスによって発行されたタイムスタンプトークンをINPITに預けることで、電子文書に付されたタイムスタンプトークンの紛失や改ざんのリスクを低減し、長期間安定なバックアップが可能になるとともに、営業秘密や先使用権などに関する特定の資料が作成日とされる時点に存在していたかについて係争又は訴訟中に疑義が生じた際、作成日時の立証負担を軽減する効果が期待できる。

窓口相談　平日9：00～17：45
（受付は17：30まで）
電話相談　TEL 03-3581-1101（内線3844）
（平日9：00～17：45（受付は17：30まで））

2-6-12図　知財総合支援窓口と関係機関との連携

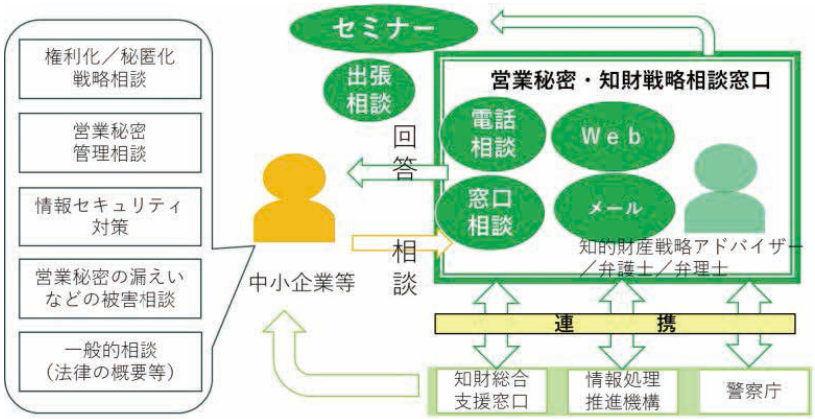

(4)海外展開に関する相談

海外展開知財支援窓口[2]では、海外での事業展開を考えている企業等に対して、ビジネスの形に応じた様々な知財リスクについてのアドバイスを行い、ビジネス展開に応じた知的財産の権利化や、取得した権利を利益に結びつけるための活用の方法について、海外駐在経験と知的財産実務経験が豊富な民間企業出身の専門人材である海外知的財産プロデューサーが支援を行っている。全国にある知財総合支援窓口とも連携しており、相談内容に応じて海外知的財産プロデューサーによる支援を受けることを可能にしている。

お問い合わせ先（海外展開知財支援窓口）
TEL 03-3581-1101（内線3823）
（平日9：00～17：30）

1　知的財産相談・支援ポータルサイト（営業秘密・知財戦略に関する情報）　https://faq.inpit.go.jp/tradesecret/
2　海外展開知財支援窓口
https://faq.inpit.go.jp/gippd/service/
知的財産相談・支援ポータルサイト（海外展開の知財支援に関する情報）
https://faq.inpit.go.jp/gippd/

1　2-1　2-2

(5)その他の相談

①農林水産業に係る知的財産の相談体制の強化

農林水産物のブランド価値を高め、知的財産として保護していくためには、特許庁が担当する商標制度、意匠制度、特許制度と、農林水産省が担当する地理的表示（GI）保護制度や品種登録制度など、様々な知的財産制度をうまく組み合わせて活用することが重要である。

特許庁は、2016年10月から農林水産省と協力して、INPITが各都道府県に設置している知財総合支援窓口と農林水産省の相談窓口との連携を図っている。また、知財総合支援窓口においても農林水産分野の知的財産に関する相談を受け付けることとし、2017年度には、農林水産省が主催するGIと種苗登録制度についての研修に知財総合支援窓口の相談対応者が参加し、相談体制の強化を図っている。

なお、特許庁が出願人等ユーザーの利便性向上や知的財産を活用する企業のすそ野拡大を目的に全国各地で開催する「巡回特許庁」において、農林水産省と連携して地域ブランドセミナーを開催し、地域団体商標制度に加え、GI保護制度についても説明する等、地域の農林水産業やブランド関係者に対する制度の普及啓発に取り組んでいる。

②特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)に関する相談

J-PlatPat[1]の各種検索サービスの操作・利用について、J-PlatPatヘルプデスクにおいて専門スタッフが相談を受け付けている。

J-PlatPat ヘルプデスク
TEL 03-6666-8801（平日 9：00～21：00）

1 https://www.j-platpat.inpit.go.jp

③電子出願に関する相談

ウェブサイト上に開設した「電子出願ソフトサポートサイト[1]」において、申請書類の書き方ガイドやよくあるQ&A等、電子出願に役立つ情報を提供している。また、電子出願の具体的な操作方法等について、電子出願ソフトサポートセンターにおいて専門スタッフが相談を受け付けている。

◇ 2017 年度実績

相談件数：9,644 件

電子出願ソフトサポートセンター（受付時間：平日 9：00 ～ 20：00）

TEL（東京）：03-5744-8534

TEL（大阪）：06-6946-5070

1

1 http://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/

6 専門人材による支援

我が国産業の国際的な競争力を保持しつつ持続的な発展を実現していく上で、イノベーションの促進を効率的に進める必要があり、創出される知的財産を戦略的に保護・活用する知的財産戦略が極めて重要である。このため、特許庁・INPIT では、専門人材を適所に配置し、企業や大学等の知的財産マネジメントを支援している。

(1)知的財産戦略アドバイザー

「営業秘密・知財戦略相談窓口～営業秘密110番～」[1]に所属する知的財産戦略アドバイザーは、同窓口での相談受付に加えて、中小企業等を訪問し、経営幹部を含めた複数の社員に対して小規模なセミナーを実施したり、現場を視察した上で具体的なアドバイスをしたりできるように、出張による個別企業支援を積極的に実施している。

出張支援では、現場視察をすることで訪問した企業に特有の課題を発見し、より実践的なアドバイスを行うことが可能になっている。秘密管理のための社内体制の構築を目指す企業に対しては、訪問が複数回に及ぶこともある。単なる質問と回答というやりとりにとどまらず、知的財産戦略アドバイザー及び弁護士等による営業秘密管理の規定整備に向けての支援によって、企業等において実際に秘密管理体制を運用できるレベルまで導くことを目標として活動している。

◇ 2017 年度実績
出張支援　284 回

2-6-13図 知的財産戦略アドバイザーによる訪問支援

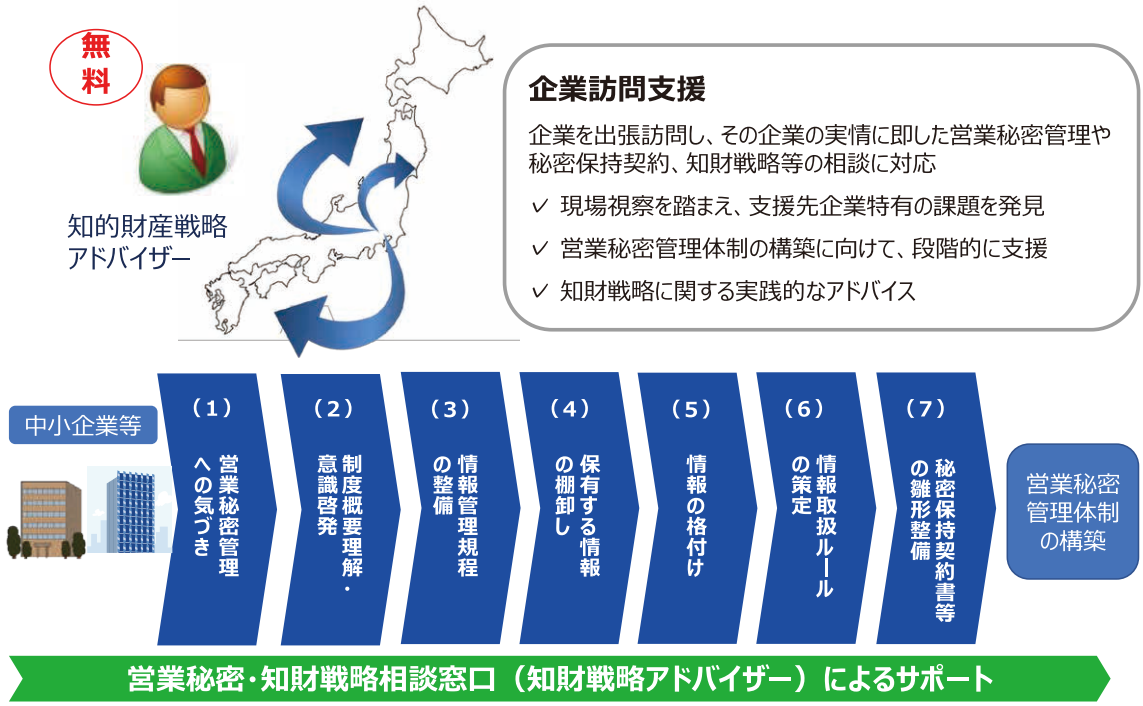

1 営業秘密・知財戦略相談窓口 https://faq.inpit.go.jp/tradesecret/service/

(2)海外知的財産プロデューサー[1]

海外展開において刻々と変化するビジネスのステージに応じ、知的財産リスクへの対応やライセンスといった知的財産の活用等の知的財産全般のマネジメントが必要になる。このような海外進出先の情勢や制度、事業目的・内容に応じた、知的財産権の取得・管理・活用、海外市場への技術移転支援、知的財産戦略の策定等、知的財産全般の多様なマネジメントの支援のため、2011年度から、海外駐在経験、知的財産実務経験が豊富な民間企業出身の専門人材を海外知的財産プロデューサーとしてINPITに配置し、関係機関と連携しながら中堅・中小企業等に対する支援を行っている。具体的には、海外知的財産プロデューサーは、海外での事業展開を考えている企業等に対して、ビジネスの形に応じた様々な知的財産リスクについてのアドバイスを行い、ビジネス展開に応じた知的財産の権利化（例えば、どのような権利をどの地域で取得するべきか）や、取得した権利を利益に結びつけるための活用の方法（例えば、企業の海外進出目的や保有する知的財産に合わせたビジネススキームの提案）について支援している。加えて、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）が事務局を行う新輸出大国コンソーシアムの参加機関として、全国の他の支援機関とも連携しながら支援を行っている。

また、海外知的財産プロデューサーは、海外ビジネス上の様々な知的財産リスクやビジネスと知的財産の関係について理解を広げるための講演も行っている。

◇2017年度実績
支援企業等　273者
講演等　62回

2-6-14図　海外知的財産プロデューサー派遣事業の概要

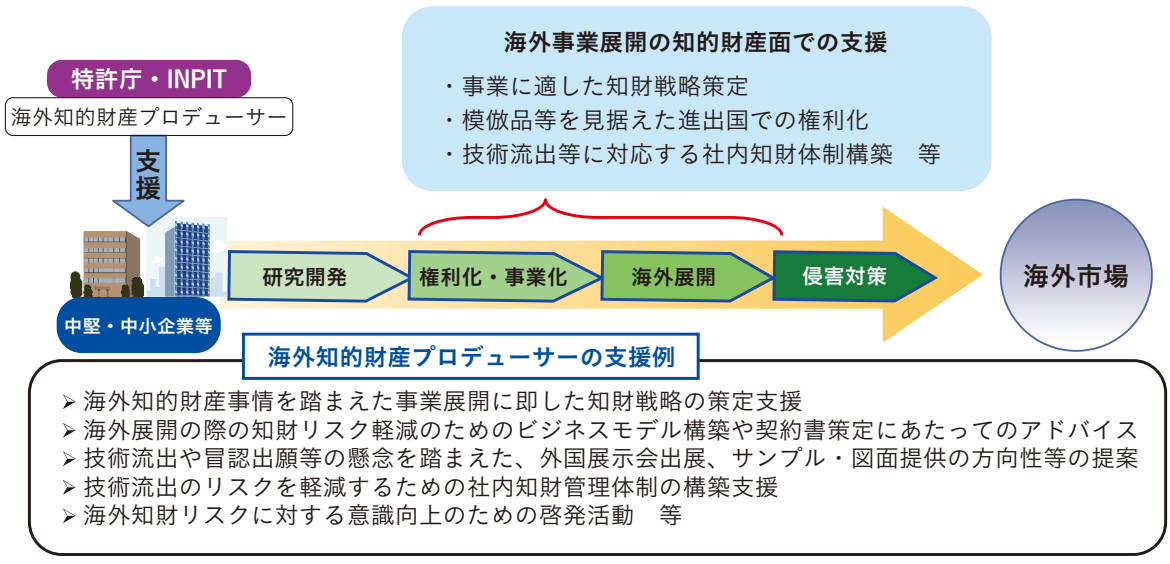

1　お問い合わせ先：下記ウェブサイトの「29. 知的財産の活用に関すること」を参照
https://www.jpo.go.jp/toiawase/toiawase1.htm

Column 21

海外知的財産プロデューサーの支援事例

海外知的財産プロデューサーは、日本企業の海外進出、海外事業展開を、知的財産の視点から、無料出張相談等により支援している。海外知的財産プロデューサーが支援した企業のうちの一部を事例として紹介する。

～株式会社清原光学（東京都板橋区）～

「“見えなかったもの”を“見える”ようにすることを目指して」

株式会社清原光学[1]は、設計から加工・製造までを一貫して行える総合光学メーカー。“見えなかったもの”をどうすれば“見える”ようにできるかを追求しながら、新しい挑戦を続けています。例えば高速偏光干渉計“SuperFIZ”に、レーザー干渉計用ビームエクスパンダー（測定範囲を拡大可能な装置）を組み合わせることで、φ500㎜の大サイズ望遠鏡等の光学部品表面を測定することができます。こうした技術は世界で唯一のものです。

一方、様々な製品開発の中で特許出願件数も多くなり、①それらを十分に管理できていない、②海外展開を見据えてＰＣＴ出願の移行国の選択という課題がありました。

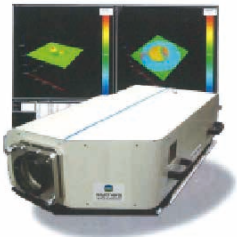

高速偏光干渉計“SuperFIZ”

ビームエクスパンダー

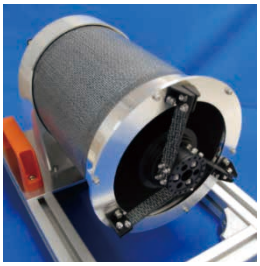

宇宙望遠鏡

「海外展開を見据え、自立した知財活動の実現へ」

海外知的財産プロデューサーによる支援は、2016年11月、特許出願の管理体制を整備することからスタート。社内で各特許出願の期限管理・予算管理を可能とするための整理手段についてアドバイスを受け、それまでは特許事務所に任せきりだったところ、自社で特許出願の全体像を把握できるようになりました。また、発明評価の観点や手法についてもアドバイスを受け、それによりＰＣＴ出願の移行国についても自社で判断できる体制作りが進みました。さらに、米国展開の計画があり、関連する他社特許の調査手法についても解説を受け、今後の事業展開を検討しています。

同社は、今後は、事業計画を踏まえ、オンリーワンの製品を守るための出願戦略の部分を充実させていくことを考えています。（同社前野社長より）

代表取締役社長　前野隆一氏

＜海外知的財産プロデューサーのコメント＞

本件は、米国での新規事業の知的財産リスクマネジメントと知的財産管理といったベーシックな問題に取り組んでいる事例です。課題を解決すべく、引き続き支援をしていく所存です。

（海外知的財産プロデューサー　松島重夫氏）

1　1987年に設立、干渉計・光学システム・光学部品の設計・加工・製造またコンサルティングを行う。

(3)知的財産プロデューサー[1]

公的資金が投入された研究開発コンソーシアムや大学には、革新的な研究成果の創出や国際競争力の向上が期待されている。我が国のイノベーションの促進に寄与することを目的とし、研究開発プロジェクトを推進する研究開発機関等を対象に、知的財産の視点から、成果の活用を見据えた戦略の策定、研究開発プロジェクトの知的財産マネジメント等を支援するため、企業での知的財産実務経験等を有する専門人材である知的財産プロデューサーを派遣している。

具体的には、プロジェクト発足前では知的財産ポリシーの策定支援、プロジェクト初期では知的財産に関する意思決定機関の設置や規程類の制定支援、プロジェクト推進期では戦略的な特許等取得のための支援や、そのための国内外の知的財産情報の収集・分析支援、プロジェクト終期ではプロジェクト全体で獲得した知的財産成果の総括と情報共有の支援、プロジェクト終了後では知的財産管理主体における知的財産管理・活用の支援を行っている。

◇ 2017 年度実績
派遣：延べ 35 プロジェクト

2-6-15図 知的財産プロデューサーの業務の例

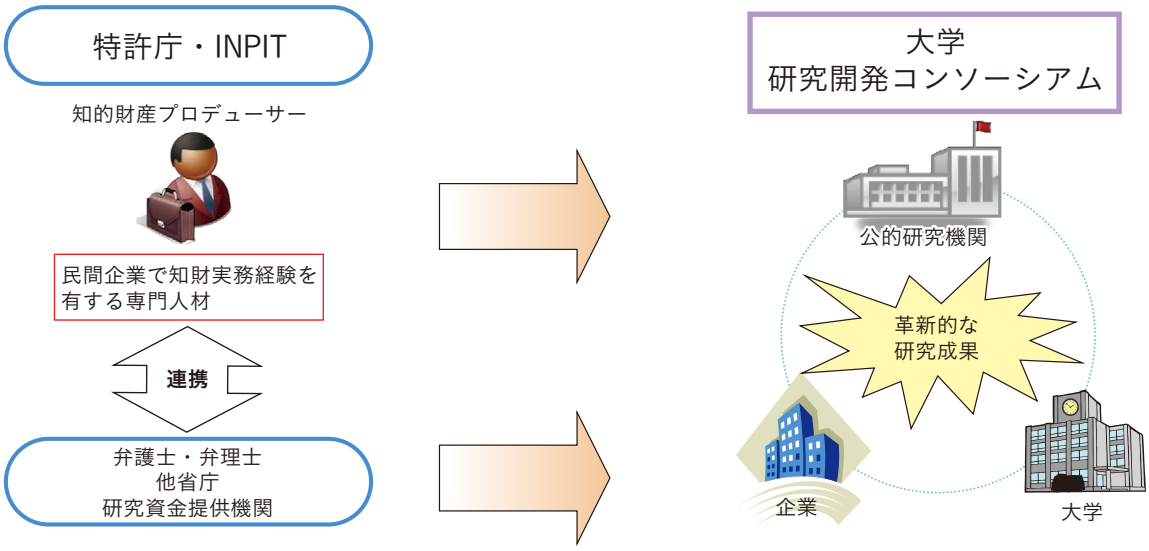

○知的財産プロデューサーによる主な支援内容

プロジェクト発足前	プロジェクト初期	プロジェクト推進期	プロジェクト終期	プロジェクト終了後
知財ポリシーの整備等	知財管理基盤の整備等	知財マネジメントの推進等	知財成果の総括と情報共有等	知財成果の取扱い調整等

1 お問い合わせ先：下記ウェブサイトの「29. 知的財産の活用に関すること」を参照
https://www.jpo.go.jp/toiawase/toiawase1.htm

(4)産学連携知的財産アドバイザー[1]

事業化を目指す産学連携活動を展開する大学に知的財産の専門家である産学連携知的財産アドバイザーを派遣して、事業化を目指す産学連携プロジェクトの知的財産マネジメントを支援することにより、地方創生に資する大学等の活動を促進している。

「プロジェクト支援型」と「プロジェクト形成支援型」の2つのプログラムを推進している。「プロジェクト支援型」においては、産学連携知的財産アドバイザーが、大学における事業化を目指すプロジェクトの知的財産マネジメントを支援し、その事業化を促進している。「プロジェクト形成支援型」においては、産学連携知的財産アドバイザーが、複数の大学からなるネットワーク等の連携活動を進めてきた大学に対し、事業化を目指すプロジェクトの形成支援を行っている。特に、産学連携の体制整備等が進んだものの、産学連携によるプロジェクトの形成や実施等の経験が少ない大学に対しては、従来の広域大学ネットワークを活用した支援を行っている。

◇ 2017 年度実績
派遣：12 大学
(プロジェクト支援型 8 大学、プロジェクト形成支援型 4 大学)

2-6-16図 産学連携知的財産アドバイザー派遣事業の概要

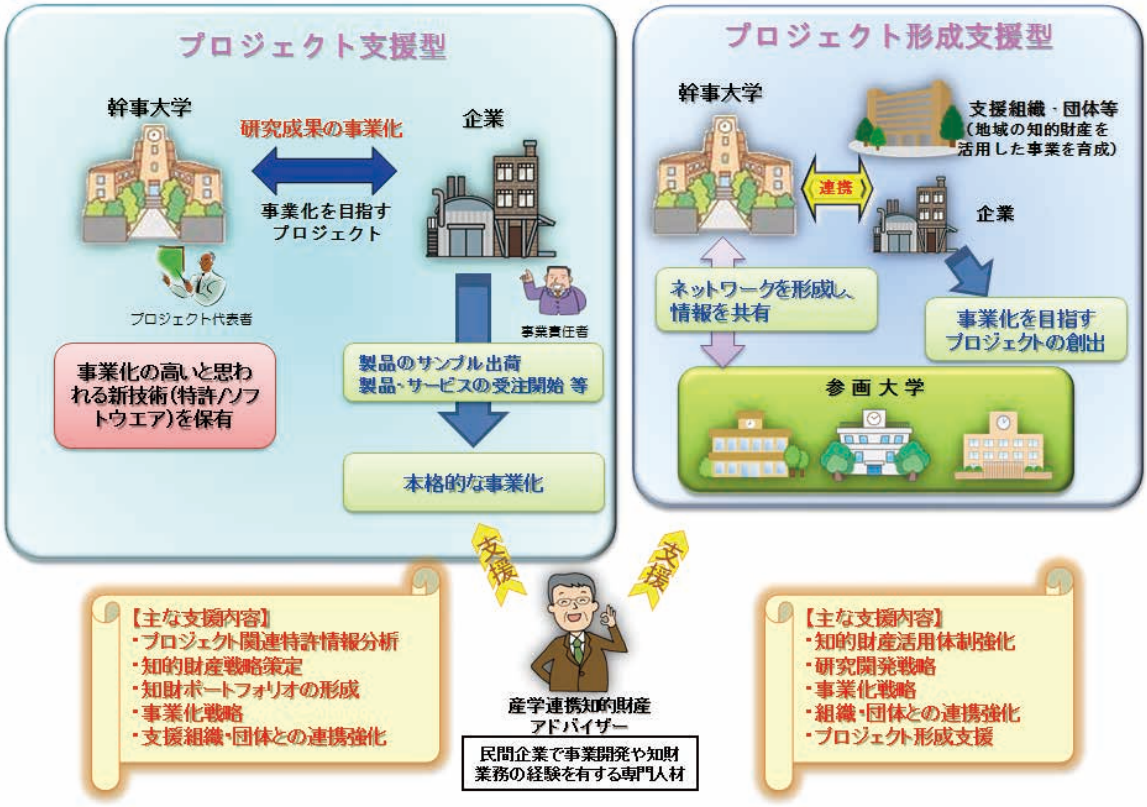

1 お問い合わせ先：下記ウェブサイトの「29. 知的財産の活用に関すること」を参照
https://www.jpo.go.jp/toiawase/toiawase1.htm

Column 22

産学連携知的財産アドバイザーの支援事例

～国立大学法人三重大学／D社～

<当事者のプロフィール>

- 国立大学法人三重大学（三重県津市）
  → 5学部6研究科を有する東海地方の総合大学
- D社（本社：東京都）
  → 産業用ガス・家庭用LPガス及び安定同位体の供給販売、半導体関連製造装置の製造販売、ステンレス魔法瓶の製造販売、プラント・エンジニアリング

○プロジェクトの概要

三重大学は、深紫外LEDに用いられる発光素子の発光効率を向上させる高品質の半導体基板を開発する中で、サファイア基板上に積層形成した窒化アルミニウム層に生じる格子欠陥を大幅に低減できるアニール[1]技術を独自に完成。このアニール技術を採用したアニール炉を事業化するため、三重大学とパートナー企業のD社が連携して推進しているプロジェクトを、産学連携知的財産アドバイザーが支援している。

○三重大学の技術シーズ

三重大学は、深紫外発光素子について他大学とも連携しながら研究しており、サファイア基板に窒化アルミニウム層を形成した半導体基板の欠陥密度の低減に向けてA社と2005年から共同研究を実施。その後、アニール炉が設置されている大学と2012年から共同研究を行い、窒素ガスと一酸化炭素ガスの混合ガス雰囲気で半導体基板の欠陥密度を低減するアニール技術を共同で確立。更にその後、三重大学は、公的研究機関のアニール炉を利用して研究を続け、従来から使用されている窒素ガス雰囲気のみで半導体基板の欠陥密度を低減するアニール技術を独自で確立し、その製法発明について特許出願[2]を行った。

○事業化に向けての課題

D社は、アニール炉の販売顧客に対して三重大学が製法特許をライセンスすることについて、アニール炉の販売に著しく支障を来すとして難色を示した。

また、三重大学にコンタクトして来た中国の発光素子メーカーに対し、三重大学がアニール炉の販売支援のためにアニール技術を指導したり製法特許をライセンスしたりすると、中国の技術輸出入管理条例により三重大学が品質保証や特許保証をしなければならなくなる可能性のあることが判明した。

さらに、外国企業に対するサンプル基板については、安全保障貿易管理における該当品扱いとして少額特例を適用して提供していたため、提供枚数や提供金額に上限を設定しなければならなかった。

○産学連携知的財産アドバイザーのソリューション

D社からアニール炉を購入した顧客に対して、三重大学が製法特許の権利を主張しない代わりに、D社が顧客にアニール炉を販売する際に、アニール炉の対価に一定額の特許使用料を上乗せし、これを還元することを三重大学に提案し、三重大学とD社の特許ライセンス契約締結を支援した。

また、三重大学が、中国の発光素子メーカーに直接技術指導をすることや特許ライセンスをすることを避け、製法特許はD社にライセンスすると共に必要な技術指導はD社の責任で行うことを提案した。

更に、外国企業に対するサンプル基板の提供については該否判定を見直すことを提案し、結果的に非該当品扱いであるとの経済産業省の見解を得たことにより、サンプル基板の提供枚数や提供金額の上限が撤廃できた。

1　熱雰囲気中に一定時間置くこと等により原子を再配列させ欠陥などを消失させる処理のこと
2　「窒化物半導体基板の製造方法」特許6238322号及び特許第6311834号

＜三重大学のコメント＞

アドバイザーには、パートナー企業とのライセンス契約や事業化に係るご支援は勿論のこと、本学・パートナー企業を含むビジネスモデルの構築や、他者権利の整理・調整といった本学コンプライアンスの遵守・将来生じるおそれのあるリスクの事前回避・そのための具体的対応（於国内・対国外）など、多面的かつ非常に的確・適切なご支援をいただいております。そのおかげで、パートナー企業による製品化・事業化に至りました。厚く御礼申し上げます。

製品化・事業化となりますと、ビジネスモデルの構築やリスクマネジメントなど、本学にとって未経験のことが多く存在致します。引き続いてのご支援を、何卒よろしくお願い申し上げます。

＜産学連携知的財産アドバイザーのコメント＞

ランプに代わる深紫外 LED の発光効率アップやコストダウンに繋がることが期待される技術であり、三重大学が中心となって取り組んでいる「地域イノベーション・エコシステム形成プログラム」の活動を支えるコア技術として、深紫外 LED とその応用製品の開発や事業化を通じた地域経済の活性化に少しでもお役に立てるよう支援をして行きます。

＜商品名：窒化物半導体基板アニール炉　STA-1700 ＞

深紫外 LED
モジュールの外観

＜関係図＞

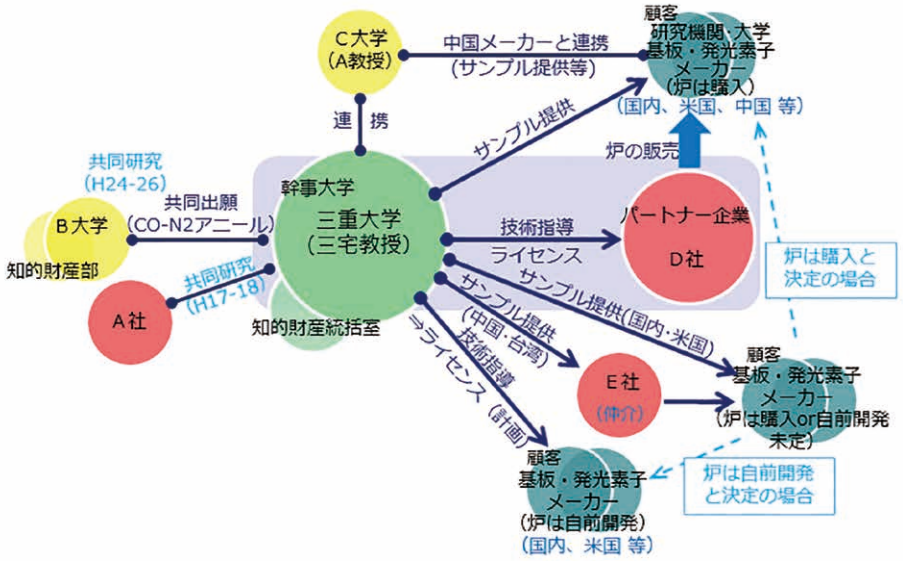

(5)事業プロデューサー[1]

我が国は社会課題先進国であり、地方には地理的条件、人口構造、産業構造等の独特の状況に付随した地方特有の社会課題が存在する。これらの課題に対し、事業ニーズ起点で知財シーズ・技術開発力（権利化されているか否かは問わない。）を組合せて事業化構想を行うことができれば、新規事業創出に繋がるといえる。

しかし、各地方では、保有するシーズを活用して新規事業創出に成功している事例が必ずしも多いとはいえない現状にある。その大きな理由の一つとして、潜在的な市場・ニーズを察知しつつ、知財・技術を理解し、魅力あるビジネスモデルをつくり、そして新規事業創出のできる事業化支援人材が各地方に欠乏していることが挙げられる。

したがって、知財の需要と供給を繋ぎ、事業化を構想できる目利き機能を果たす能力を持った専門家を地方に配置し、新規事業創出を活性化することが必要である。知的財産推進計画2017においても「地域の知財シーズを活用して新規事業創出につなげるため、事業プロデューサーを地域に派遣し、地域の知財ニーズと知財シーズを掘り起こしつつ、金融機関、専門家等のネットワークを構築・活用しながら、事業プロデュース活動を実施する。」と記載されている。

こうした背景のもと、特許庁では、地域における事業化機能拡充のため、金融機関を含む地域ネットワークを構築・活用しながら、潜在的なニーズ・シーズを掘り起こして事業を構想し、ニーズとシーズのマッチングから事業資金調達、販路開拓まで含めた事業創出環境活動を支援する新規事業創出の専門人材「事業プロデューサー」の派遣を行うことによって、地域における事業化創出機能の活性化を図ることを目的とした、「地方創生のための事業プロデューサー派遣事業」を2016年度より3か年の事業として実施している。

具体的には、最長3か年度を限度として、有識者委員会の議論を経て選定された、（一社）さいしんコラボ産学官、（公財）静岡県産業振興財団、（公財）北九州産業学術推進機構の3機関に事業プロデューサーを2016年10～11月から派遣を開始し、①地域の金融機関及び専門家等との支援ネットワークを構築・活用した地域における潜在ニーズ及びシーズの掘り起こし支援、②これらの情報に基づいて自らの知見と支援ネットワークの有する知見等を融合して構想することによる地域ニーズに基づいた新規事業構想支援、③構想した新規事業構想の具現化に必要な支援チームの組成・活動支援、④事業プロデューサー及び派遣先地域関係者が活動事例・ニーズ・シーズ情報等を共有する場の提供、⑤事業プロデューサーによる活動の成功事例・失敗事例の収集・分析等の活動を通じて、新規事業プロデュース活動のノウハウの派遣先の地域ネットワークへの提供といった取組を適宜行っている。また、上記の取組を通じて、派遣先において事業プロデューサーの役割を担う人材が育ち、事業終了後においても、自律的に事業プロデュース活動が継続されることを目指している。さらに、事業プロデューサーによる活動の成功事例・失敗事例の分析によってモデルを抽出し、事業終了後に広く派遣先以外の地方にも周知を図り、事業プロデューサーの活動が地方において定着することを目指している。

1　問い合わせ先：特許庁総務部企画調査課活用企画班　mail:PA0P10@jpo.go.jp

1

2-6-17図 事業プロデューサー派遣事業の概要

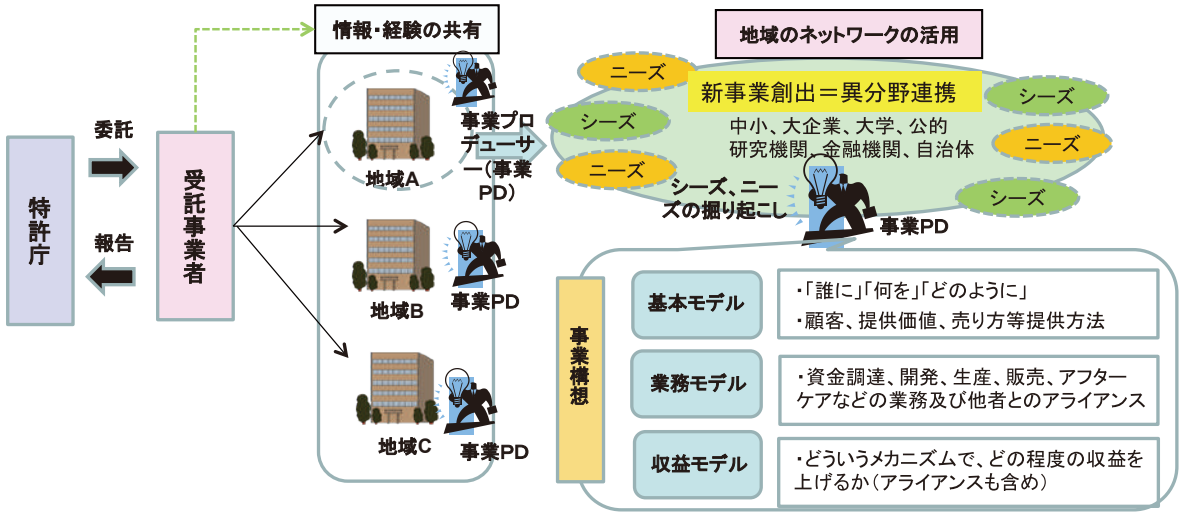

2-6-18図 派遣先機関及び事業プロデューサー

派遣先機関	事業プロデューサー
一般社団法人さいしんコラボ産学官	鈴木　康之 氏
公益財団法人静岡県産業振興財団	増山　達也 氏
公益財団法人北九州産業学術推進機構	近藤　真吾 氏

Column 23

事業プロデューサーの支援事例

地方創生のための事業プロデューサー派遣事業は、2016年度から3か年の事業として実施されている。2016年10月～11月の事業プロデューサーの派遣開始から1年以上が経過し、事業化に至った事例が延べ十数件ほどあるが、2017年度に事業化に至った事例のうち、2件を紹介する。

～事例1：マコジャパン株式会社（静岡県静岡市）～

○概要

マコジャパン社[1]は、地域特産の農作物を原料に、独自の乾燥装置（特許取得済）を利用した「常温常圧濃縮」により無添加・濃縮フルーツソースを製造する会社である。本事業の事業プロデューサーとの連携により、東京都自由が丘にある世界のトップパティシエ辻口博啓氏のパティスリー「モンサンクレール」をはじめ、かき氷店、ジェラート店、イタリア料理店等複数の店舗で当該フルーツソースの採用が決定した。

○詳細

マコジャパン社は、同社の関連会社である株式会社グリーンセイジュが開発した、ヒートポンプを応用した新しい乾燥原理による乾燥装置[2]を活用して素材本来の味・色・香りを最大限引き出したフルーツソースの製造に成功した。

しかしながら、少量生産であること、また、他のフルーツソースにはない味・色・香りを市場に訴求することができず、販路開拓が進まないという課題があった。

（右上）辻口シェフ、（右下）フルーツソース、（左）当該フルーツソースを使用したモンサンクレールのかき氷
写真提供：マコジャパン、モンサンクレール

これに対して事業プロデューサーは、少量生産であることを希少性という強みに置き換え、さらに、ネットワークを最大限活用し、世界のトップパティシエ辻口博啓氏に試食・試飲してもらう機会を設けた。そして、高評価を得たことによって、市場に訴求することができ、他県のかき氷店、ジェラート店、イタリア料理店等複数の店舗で採用が決定した。

＜支援先企業のコメント＞

このたびは技術的優位性を最大限に評価していただけるトッププロの方々をご紹介いただきありがとうございました。さらにエッジの効いた商品を開発する予定ですので、引き続きご支援いただければ幸いです。（同社小鍋社長）

1　2014年に設立、無添加濃縮フルーツソース、無添加マーマレード・ジャムの製造・販売。
2　乾燥システム：特許第3696224号　実用新案権者　株式会社グリーンセイジュ（乾燥装置の販売会社）

～事例2：OAセンター株式会社（福岡県北九州市）～

ネジチョコ

○概要

OAセンター社[1]は、自社のカフェ事業部門で経営する洋菓子店にて、ボルトとナットの形状をした一口サイズのユニークなチョコレートである「ネジチョコ」を製造・販売している。事業プロデューサーの派遣先である北九州産業学術推進機構（FAIS）による量産化のための技術課題の解決と、事業プロデューサーによる知的財産の権利化が両立したことにより、大企業とのコラボ商品の開発・販売が実現するとともに、従来からの販売エリア以外への販売拡大が進んだ。

○詳細

新日鐵住金（左）及びJR西日本（右）とのコラボ商品

OAセンター社は、北九州でドコモショップ等を展開する一方、当該ショップでの顧客の待ち時間有効活用のために、カフェ事業部門を設け、洋菓子店「GRAN DA ZUR（グランダジュール）」を経営し、八幡製鉄所の世界遺産登録に合わせて、「鉄」をイメージできる北九州土産として「ネジチョコ」を商品化した。

しかしながら、「ネジチョコ」は実際に締めることができる精巧なボルトとナットの形状をしているため、型から取り出すのに手作業で行う必要があり、量産化ができなかった。また、模倣対策をしないまま販売しているという課題もあった。

そこで、事業プロデューサーとその派遣先のFAISが連携して、同社の支援を行った。型から取り出しやすいネジ形状に改良し、ロボットによって行程を自動化するという量産化のための技術課題解決がFAISの支援により実現し、この改良に発明要素があることを発掘した事業プロデューサーが北九州市知的所有権センター及び地域の弁理士も巻き込んで協議したことで特許出願に至り、模倣対策も実現した。

その結果、生産量が3倍まで増加し、新商品として大企業とのコラボ商品が実現した。新商品の発売に伴い、事業プロデューサーが意匠・商標による複合的な模倣対策を立案し、新商品のパッケージに係る意匠登録出願及び商標出願に至った。また、海外展開も視野に入れた国際商標登録出願の支援も行った。

＜支援先企業のコメント＞

近藤プロデューサーには、販路拡大を実現するための特許・意匠・商標を活用した模倣対策の検討などを、関係者を巻き込むことで、リードいただき大変感謝しています。今後ともご支援をよろしくお願いいたします。（同社吉武社長）

1　1985年設立、通信機器販売・工事業（ドコモショップ）、カフェ部門事業（洋菓子店「GRAN DA ZUR」）を手掛け、ネジチョコを製造・販売。

7 知的財産制度の普及啓発活動

(1)巡回特許庁

地域の出願人等の制度ユーザーの利便性の向上や知的財産の未活用企業等への意識啓発を目的とした「巡回特許庁」を、2017年度には全国7地域、14都市で開催した。

2017年度は、「なんだか難しそうで敷居が高い」という知的財産への見方を変えるとともに、巡回特許庁に参加することで、知的財産を味方にして上手く活用するきっかけとしていただきたい、というメッセージを込めたロゴマークを作成し、広報活動を強化した。

特許庁の審査官が地域へ出向く出張面接審査を中心に、経済産業局等の知的財産室や地域の中小企業支援機関等とも連携して、地域の特性を踏まえた知的財産制度や支援策等の普及のため、知的財産や地域ブランドに関連したセミナー等を開催した。2018年度も全国各都市で開催し、地域における知的財産のより一層の活用を図る。

巡回特許庁　ロゴマーク

2-6-19図　巡回特許庁　2017年度実績

巡回特許庁 in 北海道（H29.11.15～12.15）	巡回特許庁 in 東北（H29.8.21～9.15）
＜札幌市＞ ○知財活用セミナー　123名 ○模擬口頭審理（商標）・商標活用セミナー　64名 ○さっぽろ知財ひろば2017（普及啓発ＰＲ展示） ●出張面接審査　実施件数　2件　企業数　1社	＜仙台市＞ ○知財活用フォーラム　104名 ○模擬口頭審理（特許）・面接審査フル活用セミナー　43名 ○地域ブランドPR展示 ＜盛岡市＞ ○知財金融シンポジウム　82名 ●出張面接審査　実施件数　27件　企業数　10社
巡回特許庁 in 関東（H29.10.16～11.8）	**巡回特許庁 in 中部（H29.11.27～12.15）**
＜高崎市＞ ○模擬口頭審理（商標）・商標活用セミナー　48名 ○知財経営セミナー（H30.2.20開催）90名 ＜前橋市＞ ○地域ブランドセミナー　70名 ●出張面接審査　実施件数　29件　企業数　9社	＜名古屋市＞ ○中部知財フォーラム　152名 ○模擬口頭審理（特許）・面接審査フル活用セミナー　126名 ＜金沢市＞ ○知財金融シンポジウムin北陸　82名 ○地域ブランドシンポジウムin北陸　93名 ○模擬口頭審理（特許）・面接審査フル活用セミナー　41名 ●出張面接審査　実施件数　152件　企業数　33社

（本図は次頁へ続く。）

巡回特許庁 in KANSAI（H29.9.11～10.13）	巡回特許庁 in KANSAI（H30.1.19～2.16）
＜大阪市＞ ○知財活用シンポジウム　225名 ○次の一手を考えるためのパテントマップ活用法　150名 ○模擬口頭審理（特許）・面接審査フル活用セミナー　168名 ○IoT・メディカル分野の特許出願動向＆審査基準セミナー　69名 ○まずは押さえておきたい！知的財産権制度の基本　268名 ○IoT関連技術の開放特許フェア　154名 ○ビジネス×知財フォーラム in KANSAI　274名 ●出張面接審査　実施件数　98件　企業数　54社	＜神戸市＞ ○知財シンポジウム　113名 ○模擬口頭審理（特許）・面接審査フル活用セミナー　71名 ○IoT・メディカル分野の特許出願動向等セミナー　48名 ○パテントマップ活用法セミナー　86名 ○医看工芸連携シンポジウム　77名 ＜和歌山市＞ ○地域ブランドセミナー　110名 ○食品・化学分野の技術の守り方、活かし方　58名 ○バイオマスセミナー　107名 ●出張面接審査　実施件数　124件　企業数　33社
巡回特許庁 in 四国（H29.9.25～10.20）	**巡回特許庁 in 九州（H30.1.15～2.9，2.26～3.16）**
＜高松市＞ ○模擬口頭審理（特許）・面接審査フル活用セミナー　56名 ○地域ブランドセミナー　66名 ＜徳島市＞ ○特許情報活用セミナー　48名 ○知財経営セミナー　49名 ○普及啓発PR展示 ●出張面接審査　実施件数　26件　企業数　5社	＜熊本市＞ ○模擬口頭審理（商標）・商標活用セミナー　49名 ○知財ビジネスマッチング in 熊本　59名 ○地域ブランド化に悩む皆様への実践セミナー　93名 ○ディスカ場　トップクリエイターの思考　255名 ＜大分市＞ ○地域ブランドセミナー ＆ 九州地域ブランド総選挙　125名 ○地域ブランドＰＲ展示 ○知財力強化セミナー　47名 ○九州知財活用リレーセミナー　28名 ●出張面接審査　実施件数　10件　企業数　6社

※上記に加え、各開催都市でINPIT知財総合支援窓口とよろず支援拠点が連携し、臨時相談窓口を開設。

(2)知的財産権制度説明会

特許庁では、知的財産制度の普及啓発及び制度の円滑な運用を図り、ひいては知的財産の取得・活用を推進し、産業の活性化を図るため、参加者の知見・経験のレベルに応じた「知的財産権制度説明会（初心者向け・実務者向け）」を全国各地で広く一般に向けて開催している。

「初心者向け説明会」では、知的財産制度について学びたい方や企業の知的財産部門等での経験の浅い方等の初心者を対象に、特許庁の職員である産業財産権専門官が知的財産制度の概要や手続、中小企業支援施策について説明を行った。

2017年度においても2016年度に引き続き、知財総合支援窓口の担当者による地域の支援策紹介も合わせて行う等、他の機関との連携を強化した。

「実務者向け説明会」では、知的財産制度について基礎的な知見・経験を有し、日常的に知的財産の業務に携わっている実務者を対象に、特許・意匠・商標の審査基準や審判制度の運用、国際出願の手続等、特許庁の職員等が専門性の高い内容について分野別に説明を行った。

その中で、2016年度に引き続き、不正競争防止法と営業秘密の適切な管理について説明を行ったほか、2017年度は新たに営業秘密侵害への対処方法等についても説明を行った。

◇2017年度実績

初心者向け説明会：全国47都道府県で計59回開催 7,982人が参加

実務者向け説明会：全国21都道府県で計59回開催 10,750人が参加

2-6-20図 知的財産権制度説明会における講義内容

初心者向け説明会

■知的財産の概要
■特許・実用新案・意匠・商標制度の概要
■不正競争防止法の概要
■知的財産関連支援策の概要
■知財総合支援窓口による支援内容

実務者向け説明会

■特許・意匠・商標の審査基準及び審査の運用
■国際出願（PCT、マドリッド制度）の手続
■特許分類（IPC、Fターム）の概要
■審判制度の概要と運用
■不正競争防止法と営業秘密の適切な管理
■IoT時代におけるビジネス関連発明の利活用について
等

(3)産業財産権専門官

産業財産権専門官[1]は、中小企業支援に関する総合的な専門家として、中小企業等への個別訪問や中小企業や金融機関、地方自治体、支援機関等を対象としたセミナーの講師等を通じて、知的財産制度及び各種支援施策に関する普及啓発を行っている。また、個別訪問した中小企業等から、特許庁及び産業財産権制度に対する意見・要望を伺い、制度改善への提案を行っている。

2017年度は企業活動における知的財産の重要性を広く周知するため、中小企業が多数集まる展示会への訪問、中小企業等にとって身近な支援機関である金融機関に対するセミナーを通じて、積極的に知財総合支援窓口を中心とした支援施策の普及を働きかけた。

また、その他多数の中小企業経営者が集まる団体や税理士、中小企業診断士等、中小企業等と関係の深い専門家向けのセミナーを実施した。

◇2017年度実績
中小企業等への個別企業訪問：347社
知的財産セミナー・研修会講師：78回

2-6-21図 産業財産権専門官の業務

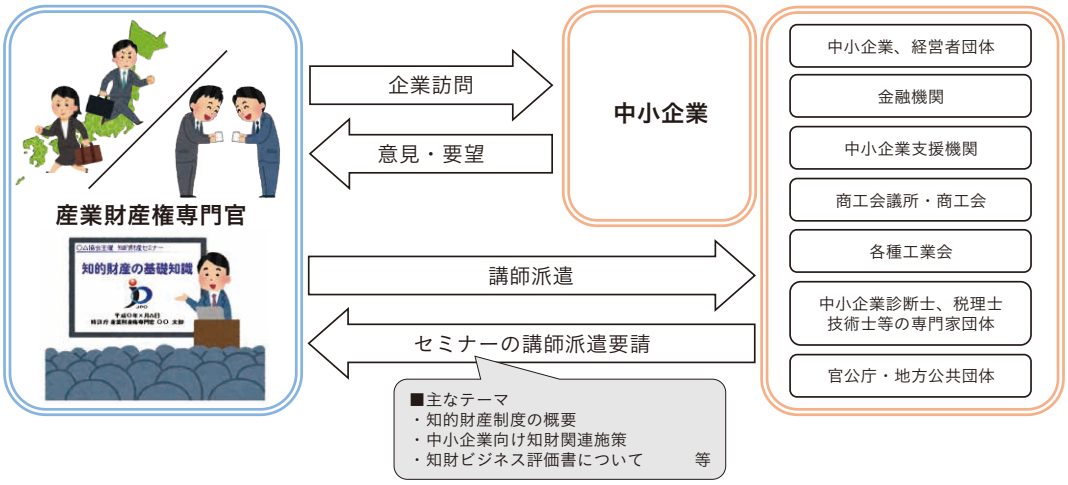

(4)外国産業財産権制度等に関する相談及び情報提供

国内の中小企業等を対象に、外国が関係する産業財産権侵害及び外国の産業財産権制度についての無料相談を実施している。

◇2017年度実績
・相談者：外国産業財産権侵害対策に関する内容　80人
外国産業財産権制度に関する内容　514人

1 詳細な情報は下記ウェブサイト参照
https://www.jpo.go.jp/torikumi/chushou/chitekizaisan.htm

8 企業の海外展開における費用面の支援

(1)中小企業に対する外国出願支援[1]

経済のグローバル化に伴い、中小企業においても海外進出が進んでいるが、海外市場での販路開拓や模倣被害への対策には、進出先において特許権や商標権等を取得すること等が極めて重要である。しかし、海外での権利取得には多額の費用がかかり、資力に乏しい中小企業にとっては大きな負担となっている。

特許庁では2008年度から中小企業の戦略的な外国出願を促進するため、外国への事業展開等を計画している中小企業に対して外国出願に要する費用の一部を補助している。2014年度からは、従来の地域実施機関としての都道府県等中小企業支援センター[2]のほか、新たに全国実施機関として独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）を補助事業者に加え、全ての都道府県の中小企業に対し、支援可能な状況である。2017年度は50地域の都道府県等中小企業支援センター等及びJETRO で実施し、826件（前年度比16%増）を支援した。

〔事業内容〕

○補助率：2分の1 以内

○補助額：

1 企業に対する上限額：

300万円（複数案件の場合）

案件ごとの上限額：

特許150万円、実用新案・意匠・商標60万円、冒認対策商標[3]30万円

○補助対象経費：

外国特許庁への出願料、国内・現地代理人費用、翻訳費用等

(2)中小企業に対する知的財産侵害対策[4]

経済のグローバル化とアジア地域の経済発展に伴い、特にアジア地域において日本企業の商品の模倣品が製造され、世界中で被害が報告されている。模倣品の氾濫は、消費者に対するブランド・イメージの低下や製品の安全性の問題等、企業に悪影響をもたらすおそれがあり、対策を講ずることが極めて重要である。特許庁では2014年度[5]から、中小企業の海外での適時適切な権利行使を促進するため、JETROを通じて、海外で取得した特許・商標等の侵害を受けている中小企業に対し、模倣品の製造元や流通経路等を把握するための侵害調査、調査結果に基づく模倣品業者への警告文作成、行政摘発までを実施し、その費用の一部を助成している。2017年度は16件を採択した。

また、2015年度から、海外で冒認出願され取得された権利等に基づいて中小企業等が知的財産侵害で訴えられた場合等の弁護士への相談や訴訟準備・訴訟に係る費用の一部を助成する防衛型侵害対策を実施し、2017年度は1件を採択した。

2016年度からは、新たに海外でブランド名等を悪意の第三者により先取出願された場合の、当該商標の無効・取消係争に要する費用の一部を助成する冒認商標無効・取消係争支援を実施し、2017年度は27件を採択した。

1 お問い合わせ先等その他詳細な情報は下記ウェブサイト参照
https://www.jpo.go.jp/sesaku/shien_gaikokusyutugan.htm

2 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第7条第1項の規定による指定法人。指定法人数は全国60か所で、都道府県及び同法施行令第2条に掲げられている政令市に設置。

3 冒認対策商標：悪意の第三者による先取出願（冒認出願）の対策を目的とした商標出願。

4 お問い合わせ先等その他詳細な情報は下記ウェブサイト参照
http://www.jpo.go.jp/sesaku/shien_kaigaishingai.htm

5 2005年度から2013年度まで、中小企業庁の中小企業海外展開等支援事業費補助金（中小企業知的財産権保護対策事業）として模倣品に関する侵害調査に係る費用の一部を助成する事業を実施。2014年度からは侵害調査及び調査結果に基づく模倣品業者への警告文作成、行政摘発費用を支援対象に加え、特許庁で実施。

1 4

■模倣品の調査、模倣品業者への対策費用に関する支援（模倣品対策支援事業）

〔事業内容〕

○補助率：3分の2

○上限額：400万円

○補助対象経費：

現地侵害調査費、模倣品業者への警告文作成費、行政摘発費用等

※2016年度からは税関登録に要する費用も含む

■冒認出願等により現地企業から知的財産侵害で訴えられた場合の対策費用に関する支援（防衛型侵害対策事業）

〔事業内容〕

○補助率：3分の2

○上限額：500万円

○補助対象経費：

海外での係争に要する費用（損害賠償・和解金を除く）

例： 弁理士・弁護士への相談等訴訟前費用、訴訟費用、対抗措置、和解に要する費用等

■海外でブランド名等を悪意の第三者により先取出願された場合の当該商標無効・取消係争費用に関する支援（冒認商標無効・取消係争支援事業）

〔事業内容〕

○補助率：3分の2

○上限額：500万円

○補助対象経費：

海外での冒認商標無効・取消係争に要する費用（損害賠償・和解金を除く）

例：異議申立、無効・取消審判請求、訴訟に要する費用等

(3)海外における知財係争対策[1]

海外での現地企業による出願件数の増加に伴い、中国をはじめ、海外での知財係争に中小企業が巻き込まれるリスクが増加傾向にある。

中小企業は資金不足から応訴することができず、事業撤退や会社の存続の危機に追い込まれるなど、海外でのビジネス環境の悪化が懸念される状況にあり、対策を講じることが重要である。

そこで、特許庁では、2016年度に、中小企業が海外において知財係争に巻き込まれた場合の「セーフティネットとしての施策」として、日本商工会議所、全国商工会連合会及び全国中小企業団体中央会を運営主体とした知財分野としては初めての海外知財訴訟費用保険制度を創設した。

創設に伴い、2016年度より、中小企業が本保険に加入する際には、保険掛金への助成を行う補助事業を実施しており、中小企業の保険加入を促進している。

2017年度は、保険対象地域をこれまでのアジア地域から全世界（日本・北朝鮮を除く）に拡大するとともに、保険金支払限度額も、従来の500万円、1,000万円のプランに、3,000万円、5,000万円のプランを追加した。

〔事業内容〕

○補助率：2分の1（継続して2年目以降も本補助金の対象となる場合は、3分の1）

○補助対象経費：中小企業等の保険掛金

(4)海外における知財活用支援

2015年度から、JETROを通じて、海外への技術流出を防ぎつつ、中堅・中小企業の知的財産を活用した海外でのビジネス展開の促進を支援するための取組を開始した。

2016年度からは、新たに地域団体商標の海外展開を支援する取組を拡充して実施している。

1 お問い合わせ先等その他詳細な情報は下記ウェブサイト参照
http://www.jpo.go.jp/sesaku/shien_sosyou_hoken.htm

1

〔事業内容〕
ライセンス契約の締結等、外国での知的財産権の活用を目指す中堅・中小企業や地域団体商標登録団体に対して、以下の支援を実施している。

○国内外におけるセミナーの開催から現地専門家を活用したビジネスプランの作成支援及びビジネスパートナーへのプレゼンテーション機会の提供等にわたる包括的支援。
○海外見本市への出展及び現地における商談会等の開催によるビジネスパートナーとの商談機会の提供。
○本事業への参加企業を対象とした技術流出に配慮した上での多言語による情報発信。
○現地パートナー候補の発掘等、海外事業展開に必要な調査の実施。

9 地域における支援体制

(1)各地域における支援施策

地域における知的財産制度普及等の拠点として、経済産業局等に知的財産室を9か所設置し、地方公共団体や中小企業支援機関等と連携しながら、地域の産業特性やニーズを踏まえた、特色ある独自の知的財産支援施策を企画・実施している。

(取組例)
○デザイン・ブランドの権利化やマテリアル作成支援を通じた意識啓発
○個別支援による知的財産活動の成功事例作りとその発信
○経営課題に対して知的財産の視点から解決方法を提案するワークショップの開催

また、2005年度に各経済産業局等の管轄地域ごとに「地域知的財産戦略本部」を設置して以来、地域知的財産戦略推進計画に基づき、地域における知的財産の普及啓発及び戦略的な知的財産活用のための支援施策を推進している。

さらに、地域における知的財産支援体制の構築や連携強化を通じて知的財産支援力を向上するため、地域の先導的・先進的な知的財産の取組を支援する補助事業を2015年度から開始し、2017年度には24件の取組を支援した。2018年度も継続して支援を行う。

(取組例)
○広域の大学及びTLOが連携し、中小企業や他地域の大学とのマッチング
○中小企業のニーズと高専・大学技術のシーズをデザイン試作を通じて事業化支援を行う仕組みづくり
○中小企業のデザイン力や知財意識の向上

(2)INPIT近畿統括本部(INPIT-KANSAI)

特許庁及び特許庁所管の独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)は、「政府関係機関の地方移転に関する今後の取組について」(2016年9月、まち・ひと・しごと創生本部決定)を踏まえ、2017年7月に「INPIT近畿統括本部」(INPIT－KANSAI)を、「グランフロント大阪」(大阪市北区)に開設した。

同本部では、地元自治体や地域の関係機関等と密接に連携しながらきめ細かい支援を実施するため、以下のような多面的な機能や体制を整備している。取組の詳細についてはColumn 26を参照されたい。

・専門家による知的財産に関する高度・専門的な支援。
・出張面接・テレビ面接の場の提供。
・高度検索用端末による産業財産権情報の提供。

・地域の関係機関のネットワークを活用した支援情報の提供や各種セミナーの共同開催。

INPIT-KANSAI 開所式

INPIT-KANSAI 受付

2-6-22図 地域における支援体制

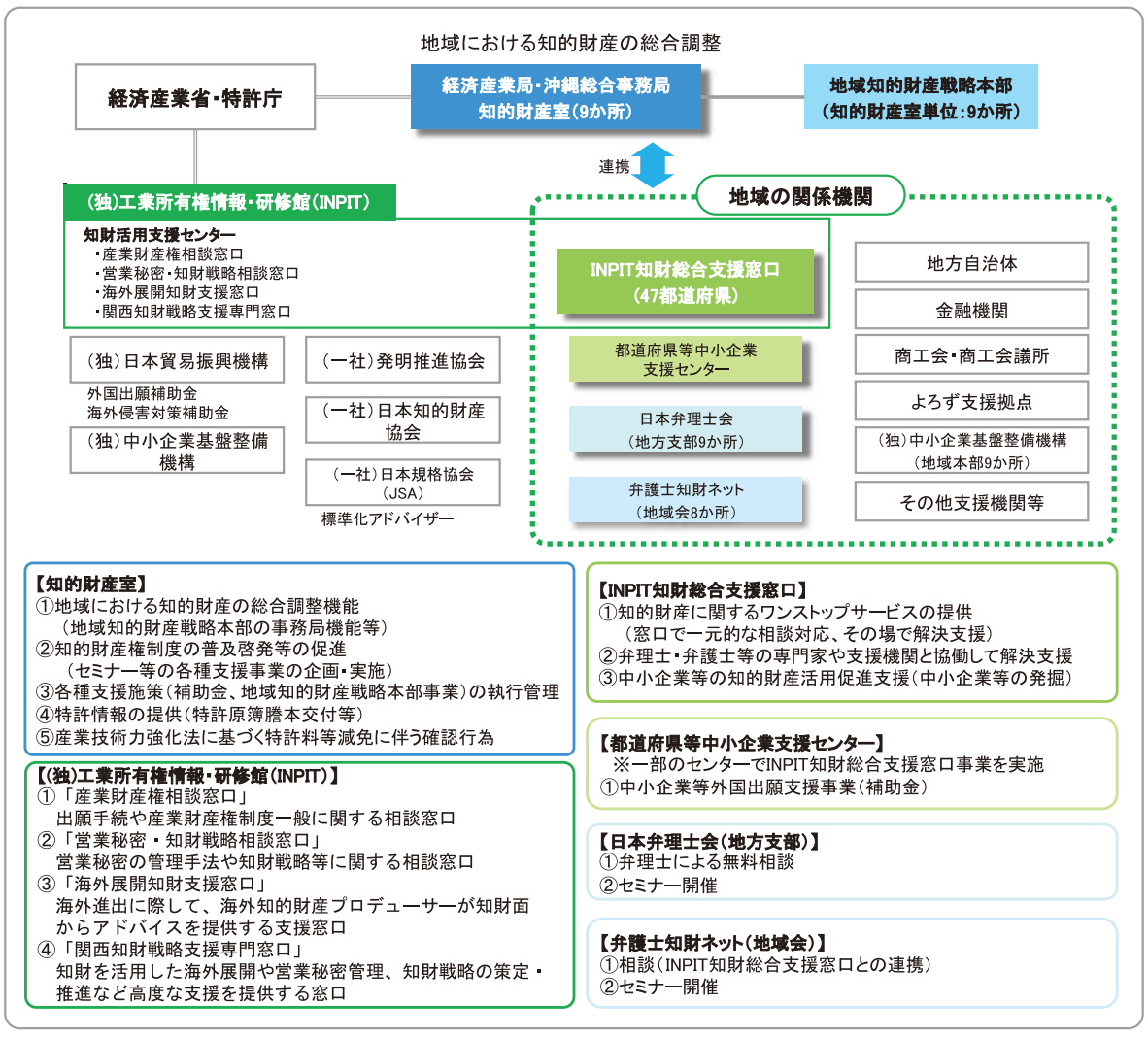

Column 24

デザイン創造・活用支援事業（パッケージデザインコンテスト）について

北海道経済産業局知的財産室

北海道には多くの魅力的な商品があり、国内のみならずアジアをはじめとした海外でも高い評価を受けている。他方、プロダクトデザイナーやバイヤーからの視点では、「素材は良いが、説明を受けないと商品の魅力が分からない」、「デザインが一般的でセールスポイントが不明瞭」といった、デザインの持つ力を十分に活用しきれていないと思われる商品も市場に存在するのも事実である。

商品の魅力をより強く内外に発信し「売れる商品」としていくためには、デザインの戦略的活用と同時に、創造されたデザイン等を知的財産として認識し、権利として保護することが非常に重要である。

そこで、北海道経済産業局知的財産室では、北海道内の食品や日用品を対象に、全国から優れたパッケージデザインを募集する「パッケージデザインコンテスト北海道 2017」を開催した。今年度は“「良さ」は、ある。「らしさ」を、磨こう。”をキャッチコピーとして北海道の「良さ」が詰まった商品を募集し、その「良さ」を引き出して、もっとおいしそうに、もっと売れるように表現するデザインを募集。優秀なデザインを選定・表彰の上、展示会を開催して広く展示した。

さらに、表彰されたデザインについては、知財総合支援窓口や各種専門家による、製品化や権利取得に向けたフォローアップも行っており、過去に受賞したパッケージデザインには、すでに製品化・販売されているものも少なくない。

2017 年度は 8 つの商品を対象にパッケージデザインを募集したところ、道内のみならず全国から過去最高である 313 点のデザインの応募があり、応募されるデザインのレベルも年々向上している。

このような取組が、企業における自社商品の見直しや、学生・デザイナーのチャレンジの契機となり、知的財産のさらなる活用促進につながれば幸いである。

○ 2017 年度グランプリ受賞デザイン

応募時の商品デザイン

グランプリ受賞デザイン

デザイナー：牛島 樹世さん（デザイン アルジュナ／長崎県）
デザイン商品：「発酵バターケーキ」とらや菓子司（天塩町）

Column 25

地域団体商標×学生による新たな取組　「九州地域ブランド総選挙」

九州経済産業局知的財産室

九州経済産業局及び特許庁では、地域ブランドに係る事業者や一般消費者等への制度普及、地域団体商標権者による地域団体商標の更なる活用促進のため、「九州地域ブランド総選挙」を 2017 年度に全国で初めて開催した。九州地域の大学及び地域団体商標権者による全 15 チームが参加し、①ファーストステージ（地域団体商標権者への取材等を通じ、その魅力を「Instagram」で発信）②セカンドステージ（今後の新商品展開・ビジネスのアイデアを検討・発表）の審査を経て、最優秀賞ほか各賞の受賞チームを決定した。

「最優秀賞」九州大学・原鶴温泉チーム

原鶴温泉の課題として「若者離れ」、「繁忙期とその他の時期の差」に注目し、外国人と学生をそれぞれターゲットとした食事・交通・観光の３つのサービスからなる魅力的なプランを提案した。

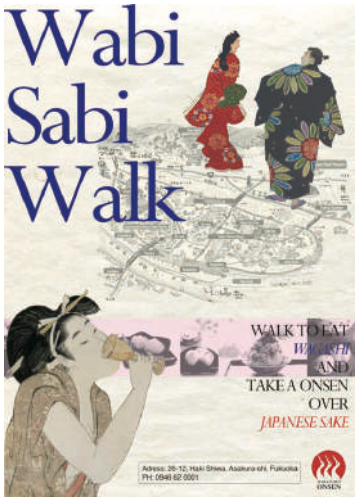

大学生がデザインした「学生限定！おもいで割」（左）と「外国人限定！HELLO! 鶴」を PR するポスター

大学生が発表した資料

「ベストいいね！賞」長崎国際大学・九十九島かきチーム

全 15 チーム中、「Instagram」の「いいね」数が最も多かった「長崎国際大学・九十九島かきチーム」に「ベストいいね！賞」が授与された。九十九島かきの美味しい食べ方やイベント情報などを発信し、12 月 1 日～1 月 31 日の期間中、合計 20,061 の「いいね」を獲得した。

いよいよきらきらフェスティバルは明日までとなりました!! ぜひクリスマスに佐世保のイルミネーションと美味しいもので楽しんでください。

寒い冬はやっぱり鍋。家族みんなで鍋を囲み今年一年を振り返るのも良し（*^◯^*）
旬の九十九島牡蠣のプリプリ感といい出汁を味わいながら温まりたいものですね。

※ Instagram で投稿された大学生のコメント

Column 26

INPIT-KANSAIによる事業成長のための知的財産の活用サポート

INPIT近畿統括本部（INPIT-KANSAI）は、「政府関係機関の地方移転に関する今後の取組について」（2016年9月、まち・ひと・しごと創生本部決定）を受け、2017年7月31日、大阪駅直結の複合商業施設「グランフロント大阪」にINPIT初の地方拠点として設置された。こうした経緯を踏まえ、われわれの行動の全ては関西経済の成長と拡大に貢献するためのものという強い覚悟で取り組んでいる。拠点開設から間もない段階ですが、関西圏の事業者の皆さまにとって、ビジネスの有力な武器となる知的財産を効果的に活用するためのサービスとこれまでの歩みを紹介する。

○中堅・中小企業等への専門性の高い支援サービス

INPIT-KANSAIは、主に近畿経済産業局の管轄地域である近畿地域2府5県（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）に所在する中堅・中小企業等の皆さまの知的財産の保護・活用に関する取組を「知財戦略エキスパート」をはじめとするスタッフ全員でサポートしている。

関西圏には、世界に誇る高度な技術力を持つ中小企業が集積しており、次世代の成長産業を支える優れた技術や潜在的な成長力を持った中小企業が数多く存在している。企業出身の「知財戦略エキスパート」は、国内外の知的財産活動の現場で培った豊富な経験とノウハウを活かして、「事業を確実な利益につなげるために知的財産をどのように活用していくか」、「知的財産に絡む様々なリスクを軽減・極小化するためにどのような備えを行っていくか」といった視点で、権利調査、侵害防止、模倣品対策、代理店やパートナーとの契約締結、技術提供（ライセンスを含む）契約、技術・ノウハウ等の適切な管理（技術漏洩防止）対策、事業モデルの検討・見直しなどに対する幅広いサポートを行っている。

知的財産にまつわるリスクマネジメントは一見するとビジネスを進める上でブレーキのように感じられがちであるが、ビジネスを円滑に、かつ、より良い方向に推進するための視点から、意思決定のスピードを加速させるべく、事業展開の道筋に沿った具体的な課題の整理・分析や戦略策定を誠意と情熱を持ってサポートしている。

INPIT-KANSAI開設以降、近畿地域から218件（2018年3月末時点）のサポート要請をいただいた。2016年度実績と比較すると31%の増加である。特に「海外展開支援」は約1.8倍に急増した。

さらに、府県別にみると、大阪府が54%と最も多く、続いて兵庫県21%、京都府8%の順となっている。また、福井県、滋賀県は、そのほとんどが海外展開支援の要請である。

INPIT-KANSAIでは、ご相談やサポート要請を受けた時点で、すぐに担当知財戦略エキスパートが社長や経営企画室、知財担当のメンバーなどに訪問して意見交換をしている。「企業のおかれている状況の認識」「問題の背景」「課題の抽出・設定」「解決へのアプローチ」「取組体制」などを議論し、企業の実情に合わせて社内の推進役とともに分解した課題に重要度と緊急度をつけて具体的な作業内容・スケジュールを詰めていく。こうしたスタイルは、企業にとっての経験の蓄積と主体的な取組を期待するものであり、自ずとリピートや定期的なサポートにつながっていく。

○地域における連携活動（セミナー等の開催、情報発信）

INPIT－KANSAIは、知財戦略エキスパートによる個別企業サポートのほか、支援機関や関係団体とともに、ビジネスシーンにおける知財活用と知財リスク低減に関する講座やセミナーを開催している。ビジネスの真のねらいを実現するために、「知財をしっかりと活かしていくための実践的なビジネス目線」と「ビジネスを成立させるための知財の目線」の両面から様々なモデルケースをもとに解説する。

われわれが目指すところは、企業の主体的な知的財産活動であることは間違いない。しかし、成長や拡大を推し進める中小企業にこそ、必ずやぶつかるであろう知財面の様々な悩みや課題に、知財戦略エキスパートがリアルな現場でどのように向き合い、どのように解決してきたかといった経験値をインタラクティブに活か

していただきたいと考えている。

INPIT－KANSAIは、地域の皆さまとともにスピーディに歩みを重ね、新たな成長を関西圏から生み出していくサポートに全力を尽くしていく。

図1【支援企業（地域別）】

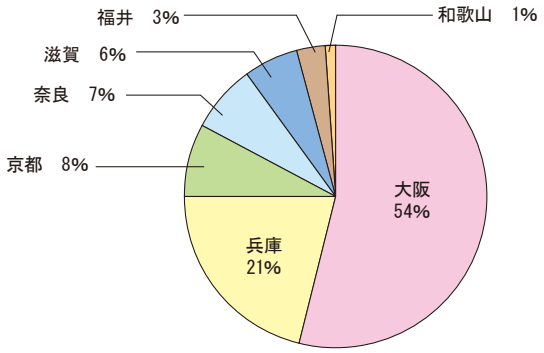

図2【セミナー実施機関別】

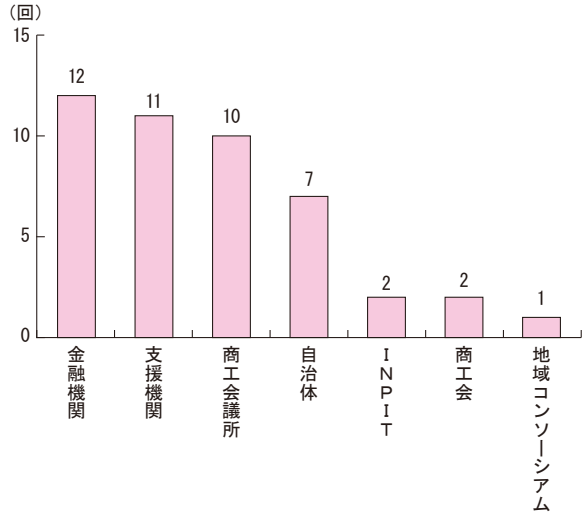

10 その他の多様な支援

(1)金融機関による知的財産を活用した融資や本業支援の促進[1]

金融機関が知的財産を切り口とした中小企業への融資やビジネスへの支援は、中小企業に対する知的財産への取組意識を高め、知的財産活用の裾野の拡大につながるものである。中小企業からは、特許等の知的財産を金融機関に評価してもらい、資金調達につなげたいとの期待がある一方で、金融機関には中小企業の知的財産を活用したビジネスについて適切に評価できる“目利き人材”が不足しているのが現状である。

そのため、特許庁では中小企業の知的財産を活用したビジネスについて評価した「知財ビジネス評価書」を金融機関へ提供し、成長可能性及び市場性等を見える化することで、中小企業への融資や本業支援を促進させる「中小企業知財金融促進事業」を2014年度試行的に開始し、2015年度から本格的に実施している。

2014年度から2016年度にかけて135の金融機関に対して知財ビジネス評価書の作成を支援、2017年度は新たに42の金融機関へ支援し、累計で183の金融機関が利用するまでとなった。

2016年度からは、知財ビジネス評価書の作成支援に加え、知財を切り口とした事業理解や成長支援の枠組みを金融機関内に構築するための「伴走型支援」をスタートし、2017年度までに13の金融機関が先進的に取り組んだ。

2-6-23図 事業スキームのイメージ

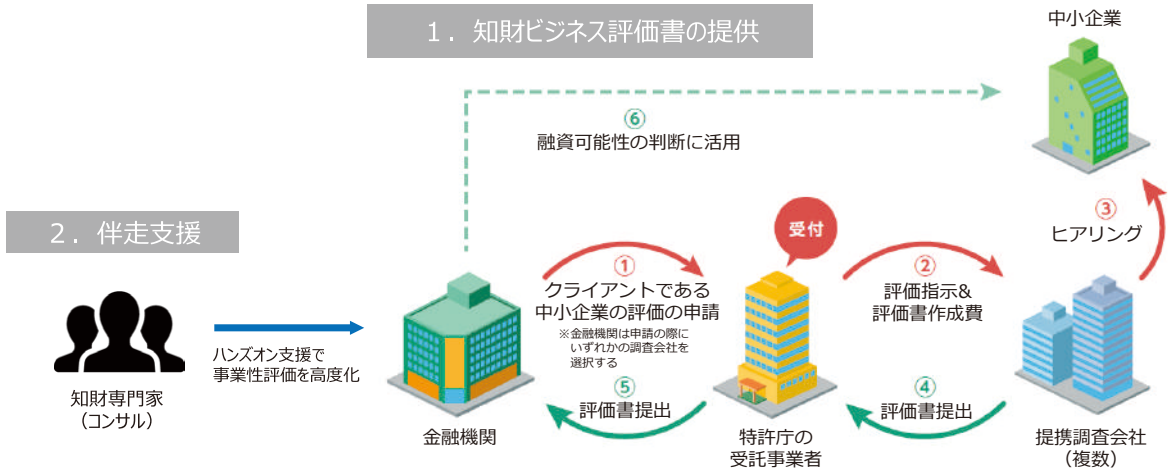

また、金融機関の職員向けに、知財の情報を活用した企業の実態把握・支援の組織展開をテーマにした小冊子（知的財産活用のススメ～応用編～）を改訂するとともに、先駆的な金融機関の取組を紹介する知財金融シンポジウム・フォーラムを全国4カ所で開催し、知財金融に係る取組の普及を行った。

2018年度は、支援対象を地域金融機関系のベンチャーキャピタルにも拡大し、知財金融に係る取組の一層の普及拡大に努める。

1 小冊子（知的財産活用のススメ～応用編～）を含め、さらに詳細な情報については「知財金融ポータルサイト」を参照
http://chizai-kinyu.go.jp/

(2)特許情報の有効活用のための支援[1]

特許情報とは特許の出願や権利化によって生み出される公開情報であり、これを調査・分析することによって、競合他社の動向や技術開発のトレンド等を知ることが可能となる有益なデータとなる。したがって、これを積極的に事業戦略に活用することが企業の発展のために重要である。

しかし、特許情報の調査・分析を適切に行い事業戦略に活かすためには専門的知識が必要であり、また、調査内容によっては少なくない費用がかかることから、先行技術調査等の特許情報分析に係る公的支援へのニーズは21.9%[2]と高い。

そこで、中小企業等の事業活動における事業構想、研究開発、出願及び審査請求の各段階のニーズに応じた包括的な特許情報分析を支援し、中小企業等における特許情報の活用を推進するための取組を2015年度から実施している。

〔事業内容〕

a. 特許情報の調査・分析に関する支援

①事業構想、研究開発、出願の各段階にある中小企業等に対し、以下に掲げる支援を目的とした、専門家によるヒアリング結果を踏まえた効果的な特許情報調査を実施。(2017年度実績：90件)※利用無料

- 新分野への進出、新製品の開発を目指す中小企業等の研究開発戦略の策定支援。
- 強い権利の取得や権利化可能性の向上を図ることを目的とした、中小企業等におけるオープン・クローズ戦略等の策定支援。

②審査請求を行う前の特許出願を有する中小企業等に対し、無駄な審査請求の回避による知財活動費用の削減等を目的とした権利取得判断を支援するため、先行文献の調査を実施。(2017年度実績：108件)※利用料の一部負担あり

b. 特許情報を利用した事業活動の普及・啓発

これまでの支援によって生まれた、特許情報を事業活動へ利用する中小企業等の事例をもとに、特許情報を調査・分析することのメリットを普及・啓発するための周知活動を実施する。

1 お問い合わせ先等その他詳細については下記ウェブサイト参照
https://www.jpo.go.jp/sesaku/chusho/bunseki.htm
2 平成25年度中小企業等知財支援施策検討分析事業「中小企業の知的財産活動に関する基本調査報告書」

Column 27

知財ビジネス評価書を活用した中小企業への融資事例

中小企業の有する特許等の知的財産を評価し、金融機関からの融資につなげることで、中小企業の知的財産への関心が高まり、知財活動の裾野を拡大することにつながる。

近年、担保・保証に依存する融資姿勢を改め、取引先企業の事業の内容や成長可能性等を適切に評価（事業性評価）し、融資や本業支援等を通じて、地域産業・企業の生産性向上や円滑な新陳代謝を促進し、地方創生に貢献していくことが金融機関に期待されていることを背景に、「知財ビジネス評価書（特許等の知的財産を活用したビジネスを第三者の調査会社等が評価したもの。）」の活用が注目を浴びつつある。

評価書は、技術・製品・サービスの評価だけではなく、企業の将来性や経営力を含む総合的な中小企業の評価を示すものであり、中小企業と金融機関の相互理解を進めるツールにもなっている。そして、評価結果を金融機関に提供し、融資判断の際に事業内容や成長可能性等が適切に評価されることで、中小企業に対する融資促進につながる。

これまでにも、公益財団法人ひょうご産業活性化センターをはじめとする一部の公的機関や、豊和銀行や千葉銀行をはじめとする一部の民間金融機関で、評価書を活用して融資につなげようとする先駆的な動きがあった。同様の取組は、広島県、福岡県にも拡大する等他の自治体にも波及し、また、最近では、知財ビジネス評価書を活用又は独自で知財評価会社と業務提携して知財評価制度を創設する動きが民間金融機関でも多く見られるようになっている。

このような取組を全国へ展開するため、特許庁でも、2014 年度に試行的に「知財ビジネス評価書作成支援」に取り組み始め、2015 年度から本格的に実施している。2017 年度、知財ビジネス評価書を融資判断材料の１つとして活用して融資につながった事例を紹介する。

＜金融機関の融資先公表事例＞

〇名古屋銀行（愛知県名古屋市）

2017 年 12 月、知財ビジネス評価書（平成 29 年度知財金融促進事業）を活用して融資を実行。行内における第４号案件。

・廃タイヤのリサイクル業者に対し、廃タイヤをより汎用性の高い固形燃料にリサイクルする技術に着目し、事業拡大において高いポテンシャルを保有すると将来性の見極めに活用。

〇青森銀行（青森県青森市）

2018 年 1 月、知財ビジネス評価書（平成 29 年度知財金融促進事業）を活用して設備資金に対する融資を実行。

・アスベスト除去事業者に対し、超高水圧による無人アスベスト除去技術に強みを持つことに着目し、事業の深堀を徹底し設備資金の提案を実現。

〇北洋銀行（北海道札幌市）

2018 年 2 月、知財ビジネス評価書（平成 29 年度知財金融促進事業）を活用して融資を実行。

・健康食品・化粧品の企画製造業に対し、サケの軟骨から育毛促進に効果のある物質を抽出する特許に着目し、技術力や将来性の裏付けに評価書を活用。

〇岩手銀行（岩手県盛岡市）

2017 年 6 月、知財ビジネス評価書（企業が自己調達）を活用して融資を実行。

・金属表面処理業者が保有する、金属と樹脂を接合する特許技術に着目し、事業性理解を深め、強みや将来の成長性を見極めるのに活用。

Column 28

知財金融フォーラム

2018年3月9日（金）コングレススクエア日本橋にて、「知財を活用した融資から本業支援へ」をテーマに特許庁及び金融庁が主催して知財金融フォーラム（中小企業知財金融促進事業[1]）を開催した。

本フォーラムは、知財金融にこれから取り組もうとする金融機関やステップアップしたい金融機関の方を対象に、本事業のこれまでの成果や知財に対する金融機関の現状を紹介するとともに、知財を融資や本業支援、事業性評価に活用する先駆的な金融機関の事例を紹介した。

参加者からは、「知財の取組を強化しており、他行の取組実績が聞けて大変参考になった」、「金融機関における実運用と効果について理解を深めることができた」といった声が聞かれた。また、昨今、金融機関には、財務データや担保・保証に必要以上に依存することなく、借り手企業の事業の内容や成長性などを適切に評価（「事業性評価」）することが求められていることを背景に、「知財を本業支援、事業性評価にどうつなげるかはこれからの大切な課題だと思った」、「知財を活用した融資を推進している部署の話を聞けた」と言った声も聞かれた。

参加者252名の内、半数を超える134名が金融機関関係者の参加であり、金融機関において、知財金融に対する関心が高まっていることが窺えた。

【当日の様子】

1　特許等の知的財産権を適切に評価することが困難な金融機関に対して、中小企業の知的財産権を活用したビジネスについての評価書を作成・提供することで、知的財産権の価値・評価を「見える化」し、より多くの金融機関に対し「知財への気づき」を与え、金融機関からの融資や本業支援につなげる包括的な取組。

11 企業と特許庁の意見交換を通じた取組

特許庁では、今後の知的財産権制度や審査施策等に対するニーズを具体的に把握するとともに、ユーザーにとって戦略的な知的財産活動に資する各種情報を提供するため、個別企業や業界団体との意見交換会を毎年開催している。意見交換会は、大企業から中小企業まで、企業の経営者層から知的財産担当者層までと多岐にわたるユーザーと実施している。

(1) 2017年度の意見交換会の実績

2017年度は、特許庁の施策及び取組についてユーザーから理解を得るとともに、今後の施策検討に資する企業の現状や課題を直接伺うため、企業の経営者層や知的財産担当者と意見交換会を実施した。特許庁長官、特許技監、及び審査部による2017年度の意見交換会の回数は、延べ430回程度となった。

(2) 2017年度の意見交換会の内容

意見交換では、知的財産政策に関する各種取組を説明するとともに、特に企業の経営者層からは、事業戦略・技術開発戦略と知財戦略の連携、標準必須特許をめぐる課題と知財制度のあり方、グローバル化に伴う知財マネジメントの課題等、多岐にわたる意見・ニーズを伺った。

また、企業における戦略的な知的財産活動に資するべく、知的財産活動分析の参考となる企業の出願状況や特許取得状況等の統計データを提供するとともに、第四次産業革命への対応を目的としたIoT関連技術の特許分類・IoT審査チーム、事業戦略対応まとめ審査、企業のグローバル活動に有益なPCT出願・特許審査ハイウェイ（PPH）、我が国特許庁の審査官によるアジアの知財庁への研修の実施、INPIT近畿統括本部の設置等の紹介も行った。

第7章 人材育成に向けた支援・施策

1 知的財産人材の育成

特許庁及び独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）は、多種多様な知的財産人材の育成と、知的財産マインドの向上を目的に、知的財産人材育成の取組を行っている。

本節では、それらの人材育成の取組について紹介する。

(1)グローバル知財マネジメント人材の育成

特許庁では、知的財産を事業戦略に巧みに活用できるグローバル知財マネジメント人材を育成するため、2014年度より「グローバル知財マネジメント人材育成推進事業（2014年度～2016年度）」を、2015年度より「英語知財研修プログラム推進事業（2015年度～2016年度）」を実施し、それぞれにおいて作成した教材を特許庁ウェブサイト[1]において公表している。そして、2017年度には「企業等における知財人材の現状と大学院レベルの当該人材育成の在り方に関する調査研究」を実施した。

①企業等における知財人材の現状と大学院レベルの当該人材育成の在り方に関する調査研究（2017年度）

前記「グローバル知財マネジメント人材育成推進事業（2014年度～2016年度）」において、経営幹部や経営幹部候補、経営企画、事業部等のリーダーを主な対象とし、グローバルな知的財産・標準化戦略に関する12テーマのケース教材を開発した。

そして2017年度に実施した「企業等における知財人材の現状と大学院レベルの当該人材育成の在り方に関する調査研究」において、上記ケース教材を用いたデモ講義を開催した。デモ講義の様子は、実際の授業の進行方法やグループディスカッションの方法など、本ケース教材の使い方を広くお知らせする目的で、特許庁ウェブサイトにおいてケース教材を申し込みいただいた方に公開している。

(2)知的財産専門人材の育成

①弁理士の育成

従来から、経済のグローバル化が進む中、我が国産業の国際競争力を高めるために、知的財産の創造・保護・活用がますます重要となっている。知的財産制度の重要な担い手である弁理士には、これまで以上に知的財産の創造・保護・活用の促進に貢献することが求められている。

特に、中小企業・小規模事業者が知的財産を戦略的に活用していくためには、弁理士によるこれまで以上に裾野広くきめ細かいサービスの提供が不可欠となっている。また、我が国企業のグローバルな事業展開の進展に伴い、我が国からの国際特許出願件数も年々増加しており、こうした国際展開を着実に進めるためにも弁理士の重要性がますます高まっている。

このような状況下で、知的財産に関する専門技術的な知見を有する弁理士の更なる育成及び活用を図るべく、「弁理士の資質の維持

1 ・グローバル知的財産・標準化戦略に関するケース教材（グローバル知財マネジメント人材育成推進事業）
http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/teaching_case.htm
・知財を活用した経営戦略に関する英語教材（英語知財研修プログラム推進事業）
http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/chizai_katuyou_eigo_kyouzai.htm

1 2

及び向上に向けた研修制度の創設」等を含む2007年改正や、「弁理士の使命の明確化」等を含む2014年改正など、弁理士法について所要の改正を行ってきた。

また、知的財産に関する専門家・人的基盤としての弁理士の育成・確保を図る措置の一環として、2014年12月に弁理士試験の充実を図るための弁理士法施行規則の改正を行った。2016年度実施の試験から、条約科目を含めて弁理士にとって必要な基礎的知識を確認する手段として、短答式筆記試験へ科目別合格基準が導入され、また、選択問題間の難易度を揃え試験の公平性を担保するため、論文式筆記試験（選択科目）における選択問題の集約がなされた。

これらの制度改正を経て、弁理士の数は増加傾向にあり、2017年末時点で11,217人となっている。弁理士数の増加に伴い、「利用者ニーズの多様化に応じた業務の拡大」等を含む2000年法改正の前には、弁理士が主たる事務所を置いていない地域（弁理士ゼロ地域）が存在していたが、現在では、大半の弁理士が大都市に定着しているといった形での地域偏在は残っているものの、弁理士ゼロ地域については解消されている。

また、特定侵害訴訟[1]代理業務の付記を受けた弁理士[2]の数も同様に増加傾向にあり、2017年末時点で3,286人である。

2-7-1図 弁理士数の推移

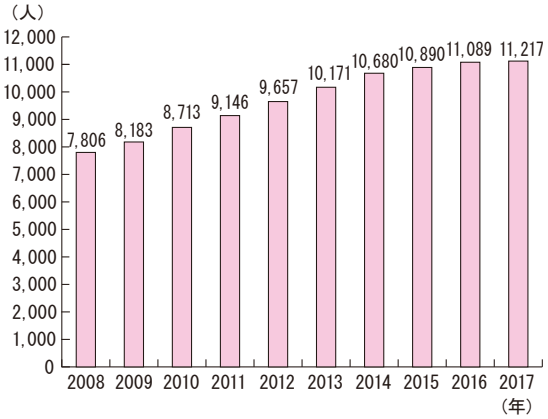

（備考）2017年12月末における値に基づいている。
（資料）統計・資料編　第6章3.(1)

2-7-2図 弁理士の都道府県分布

事務所所在地	人数		事務所所在地	人数		事務所所在地	人数	
	1999年	2017年		1999年	2017年		1999年	2017年
北海道	7	44	静岡県	24	79	山口県	1	10
青森県	0	8	愛知県	161	576	徳島県	3	11
岩手県	2	3	三重県	4	25	香川県	4	12
宮城県	5	24	新潟県	7	25	愛媛県	2	12
秋田県	3	7	富山県	5	19	高知県	1	6
山形県	4	6	石川県	4	18	福岡県	31	98
福島県	3	10	福井県	6	15	佐賀県	0	6
茨城県	17	138	滋賀県	8	79	長崎県	1	6
栃木県	5	35	京都府	45	239	熊本県	4	10
群馬県	9	27	大阪府	595	1,666	大分県	1	6
埼玉県	51	197	兵庫県	60	282	宮崎県	2	9
千葉県	84	211	奈良県	6	58	鹿児島県	2	8
東京都	2,814	6,108	和歌山県	2	11	沖縄県	2	6
神奈川県	231	788	鳥取県	2	4	国外	（統計なし）	106
山梨県	2	19	島根県	0	2			
長野県	13	62	岡山県	14	25			
岐阜県	19	57	広島県	12	44	計	4,278	11,217

（備考）主たる事務所の所在地の弁理士数をカウントしている。また、2017年12月末における値に基づいている。
（資料）統計・資料編　第6章3.(2)

1　特許、実用新案、意匠、商標若しくは回路配置に関する権利の侵害又は特定不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟。
2　訴訟代理人となるのに必要な学識及び実務能力を担保するための研修を修了し、この学識及び実務能力を有しているか判定するための試験（特定侵害訴訟代理業務試験）に合格した弁理士が、日本弁理士会において、本試験に合格した旨の付記を受けることにより、弁護士が同一の依頼者から受任している事件に限り、訴訟代理人となることができる。

2-7-3図
特定侵害訴訟代理業務の付記を受けた弁理士数の推移

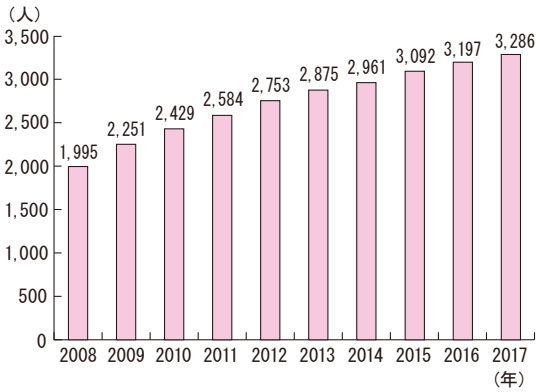

（備考）2017年12月末における値に基づいている。
（資料）日本弁理士会の報告に基づき特許庁作成

②民間等の知的財産専門人材の育成

INPITでは、民間等の知的財産専門人材を育成するため以下の研修を実施している。

2-7-4図 民間等の知的財産専門人材向けの研修一覧

主な対象者	研修名	研修概要	2017年度延べ受講者数
先行技術調査に従事する者	検索エキスパート研修［特許］	特許法についての十分な知識を有する者を対象とし、先行技術調査能力を一層向上することにより、出願及び審査請求の適正化に資する人材を育成する研修	110名
先行意匠調査に従事する者	検索エキスパート研修［意匠］	意匠法についての十分な知識を有する者を対象とし、製品デザインの意匠権による有効な保護、権利化後の権利範囲を適切にとらえることができる人材を育成する研修	13名
企業の知的財産担当者	特許調査実践研修	特許出願前から特許取得、権利活用に至るまでに必要となる特許審査基準に基づいた特許性の判断や、効率的な特許調査を的確に行うことができる人材を育成する研修	25名
中小・ベンチャー企業の経営者又は知財担当者	知的財産活用研修［活用検討コース］	中小・ベンチャー企業が知的財産権を取得・活用することによる成功や、活用できなかった場合を様々な事例等を交えて紹介し、また参加者同士が検討することにより、知的財産をどのように経営に役立てるかという判断能力を養う研修	26名
中小・ベンチャー企業の知財担当者大学の研究者	知的財産活用研修［検索コース］	特許情報を活用して、研究のテーマ・方向性を決定するための調査や、特許出願・審査請求の要否の判断をするための調査を的確に行うことができる人材を育成する研修	33名
政府関係機関等における研究機関等の職員	知的財産権研修［初級］	知的財産に関する業務経験が比較的浅い方を対象に、当該業務を遂行するために必要な知的財産の基礎的知識を習得する研修	122名

③情報通信技術を活用した学習機会の提供[1]

a. eラーニングを活用した人材育成（IP･eラーニング）

「産業財産権をめぐる国内外の情勢と課題」や「特許・実用新案審査基準の概要」などのeラーニング学習教材を広く一般に提供することにより、日本全国の知的財産関連人材の育成に利用されることを目指している。

IP･eラーニングトップページ

1 https://ipe.inpit.go.jp/inaviipe/service

④調査業務実施者の育成

a. 調査業務実施者を育成するための研修（法定研修）

INPITでは、特許庁からの先行技術文献調査を請け負う登録調査機関において調査を行う調査業務実施者（サーチャー）になるための法定研修（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第37条）を実施している。

精度の高い先行技術文献調査を行う調査業務実施者の着実な育成は、世界最速・最高品質の審査を実現するために極めて重要である。

本研修は、調査業務実施者として必要な基礎的能力の修得支援を目的とし、座学を通じて特許実務及び検索実務に関する基本的知識を体系的に学習し、その知識を実習や討論を通じて実践することにより、先行技術文献調査に必要な知識を網羅的に修得できる内容となっている。

◇2017年度実績
延べ受講者数：535名

b. 調査業務実施者スキルアップ研修

進歩性の論理付けを踏まえた検索の進め方や不適切な検索報告書を校閲・指導する手法等を学ぶことにより、調査業務実施者の中でも指導的立場にある者に求められる能力を養うことを目的として調査業務実施者スキルアップ研修を実施している。

◇2017年度実績
受講者数：33名

2-7-5図 調査業務実施者育成研修の概要

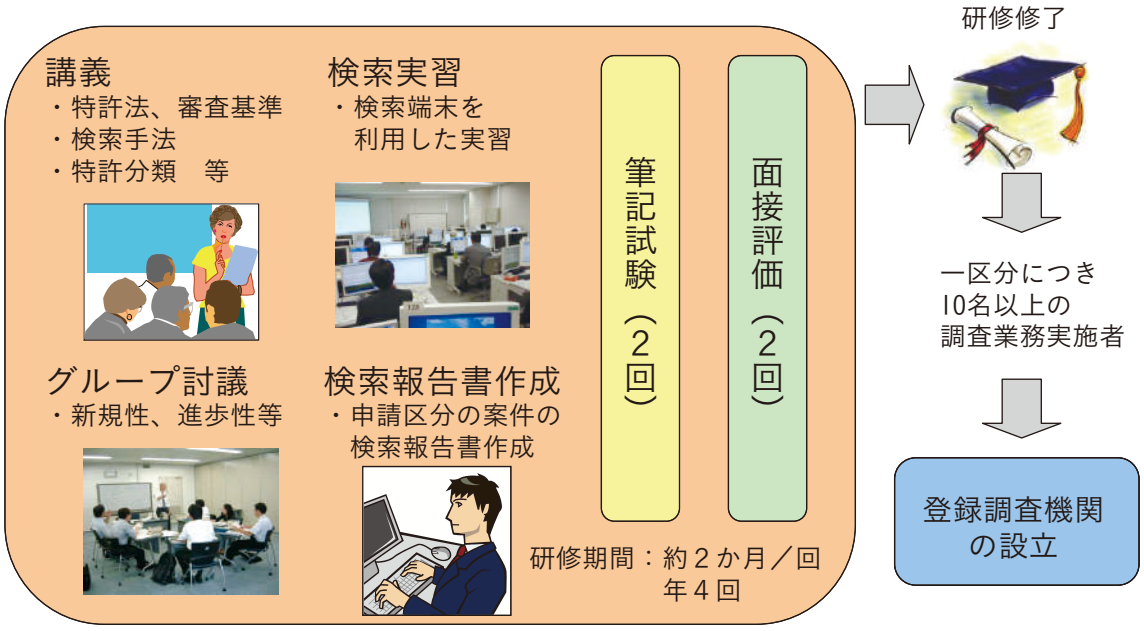

⑤民間の知的財産人材育成機関との連携

INPITは、知的財産人材育成推進協議会[1]に参画し、他の参画機関と、情報交換、相互協力を行うとともに、人材育成の各種取組の普及・宣伝や、知的財産研修に関する横断的事項についての意見を集約し、政策提言を行っている。

また、2017年度は、知的財産人材育成推進協議会の主催により、知財マネジメントと最新のビジネスとの関わりを紹介するとともに今後求められる知的財産人材像を示したセミナー「パイプラインからプラットフォームへ～イノベーションの新動向と知財マネジメント～」を3回にわたり開催した。

1 2006年1月30日に知的財産戦略本部知的創造サイクル専門調査会で決定された「知的財産人材育成総合戦略」において、知的財産人材育成推進のための協議会の創設が提言されたことを受けて設立された。

⑥他国の知的財産人材育成機関との連携

知的財産人材の育成において、国際協力の必要性が一層高まっていることから、INPITでは、海外の知的財産人材育成機関との連携・協力を行っている。

特に、中国知識産権トレーニングセンター(CIPTC)、韓国の国際知識財産研修院（IIPTI）及びベトナム知的財産研究所（VIPRI）との間では、定期的に会合を行い、知的財産人材育成に関する議論を行うとともに、研修カリキュラム等の情報交換、両機関の連携による知的財産人材育成研修の実施等、具体的な相互協力を進めている。また、シンガポールIPアカデミー（IPASG）との間では、今後定期的に会合を行い、知的財産人材育成に関する相互協力を行っていくことに合意した。

2-7-6図 2017年度におけるCIPTC、IIPTI、VIPRI及びIPASGとの連携・協力事項

	開催時期 開催場所	概要（主な合意事項と成果）
IIPTI創立30周年記念シンポジウム	2017年4月 ソウル	IIPTIからの講師派遣要請に対応して日韓人材育成機関連携セミナーの一環として協力を行ったもの。日本側講演者からは「第四次産業革命に対応したJPOの特許審査」を紹介した。
第5回日韓人材育成機関会合	2017年9月 大阪	審査官に対する新技術の研修方法について意見交換を行ったほか、INPITからINPIT-KANSAIの紹介を行った。また、今後の日韓人材育成機関会合のあり方について合意した。
第11回日中人材育成機関会合	2017年9月 大阪	学生に対する知財教育の現状について両国の状況を紹介し、意見交換を行った。また、CIPTCから知財専門人材に対する研修の必要性が提起され、議論を継続していくことに合意した。
第8回日中韓人材育成機関長会合	2017年9月 大阪	eラーニング教材のリスト交換、連携セミナー以外での講師派遣について議論し、今後具体的調整を行うことに合意した。また、今後の日中韓人材育成機関長会合のあり方について議論した。
第6回日中韓人材育成機関連携セミナー	2017年9月 大阪	近畿圏の知的財産人材を対象として、日中韓及びWIPOの知的財産情報検索ツールの概要や、それらを用いた検索手法について各国講演者から紹介した。
INPIT-IPASG間意見交換	2017年9月 シンガポール	IPASGとの協力関係構築に向けて、具体的に協力可能な範囲を議論した。2018年度にMoU(協力覚書）を締結し、機関会合、連携セミナー等を開始するため、議論を継続することに合意した。
第3回日越人材育成機関会合	2017年11月 東京	知的財産人材育成のための教材交換や両国のビジネス環境に関する情報交換を行うことに合意した。また、2018年度の締結を目指してMoU(協力覚書）を協議していくことにも合意した。
第3回日越人材育成機関連携セミナー	2017年11月 東京	ベトナム側講演者からベトナムにおける知的財産の利活用状況を紹介した。また、ベトナムに進出している我が国企業の経験などを日本人講演者から紹介した。

(3)生徒・学生向けの人材育成

①知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業

特許庁及びINPITは、ものづくりや商品開発等の実践の場を通じて、知的創造力を育む取組を行う専門高校（工業・商業・農業・水産）及び高等専門学校に対し、必要な支援を実施している。これは、アイデアを知的財産へ具体化、模擬的な出願書類を作成する過程等を通じて、生徒・学生に、新しいものや仕組みを企画・提案する「創造力」、その企画・提案を実社会のルールの中で実現させていく「実践力」を身につけ、更にアイデアや創意工夫を実社会の中で形にして活用する「活用力」を養ってもらうものである。

知的財産に関する創造力・実践力・活用力に関する実践的な能力を養成する取組の導入と知的財産権制度に関する基本的な知識の習得を目指す取組の計画を策定し、その実践を通じて組織的な取組として定着を図っていくことを目的とした「導入・定着型」と、知的財産に関する創造力・実践力・開発力開発事業において知的財産学習の組織的な推進体制ができ、すでに知的財産学習が定着し、新たな特徴ある取組にチャレンジする学校を最大3年間支援することを目的とした「展開型」の二つに分けて募集を行っている。応募校の採択については、外部有識者等からなる「知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業推進委員会」において、申請書に記載された取組について審査を行い、2017年度においては、「導入・定着型」として68校、「展開型」として3校（商業：1校、水産：1校、高専：1校）が選定され、採択された。また、2016、17年度の「展開型」採択校（11校）が同委員会での評価を受け、継続することが承認され、この11校を併せた計82校が実施することとなった。

また、2017年度には、第27回全国産業教育フェア秋田大会（さんフェア秋田2017）において「知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業」の採択校13校が参加し、成果展示を行うとともに、学校での知的財産に対する取組について発表会を実施し、ブースを設け6校（展示1校、発表5校）を表彰した。

第27回全国産業教育フェア秋田大会（さんフェア秋田2017）「知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業」成果展示・発表会

②パテントコンテスト及びデザインパテントコンテスト

特許庁は、全国の日本の次世代を担う生徒、学生等が創造した発明・デザインの中から特に優れたものを選考・表彰する「パテントコンテスト」及び「デザインパテントコンテスト」を、文部科学省、日本弁理士会及びINPITと共に実施している。このコンテストは、生徒、学生等の知的財産に対する意識と、産業財産権制度に対する理解の向上を目的としており、特に優れた発明・デザインについては、実際に発明・デザインの創造から権利取得までを生徒、学生等が体験できる機会を提供するものである。全国の高校生、高等専門学校生、大学生等から作品を募集し、応募作品の中から特に優れた発明・デザインを出願支援対象として選考し、表彰している。表彰された発明・デザインを創造した生徒、学生等は、出願から権利取得までの過程において、主催者から以下の支援を受けることができる。

- 弁理士によるアドバイス（主催者負担）
- 特許出願料／意匠登録出願料、特許審査請求料、特許料（第1～3年分）／意匠登録料（第1～3年分）[1]の提供

作品募集のポスター

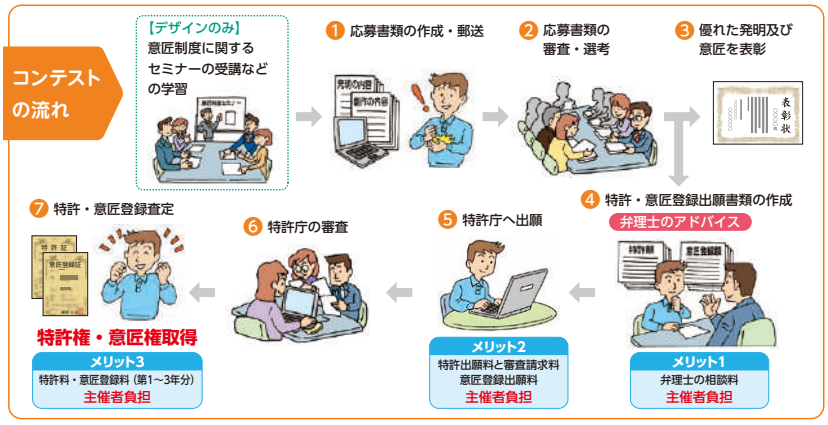

コンテストの流れ

1　2015年度までは第1年分のみ提供。

Column 29

知財教材「デザイナーが身につけておくべき知財の基本」

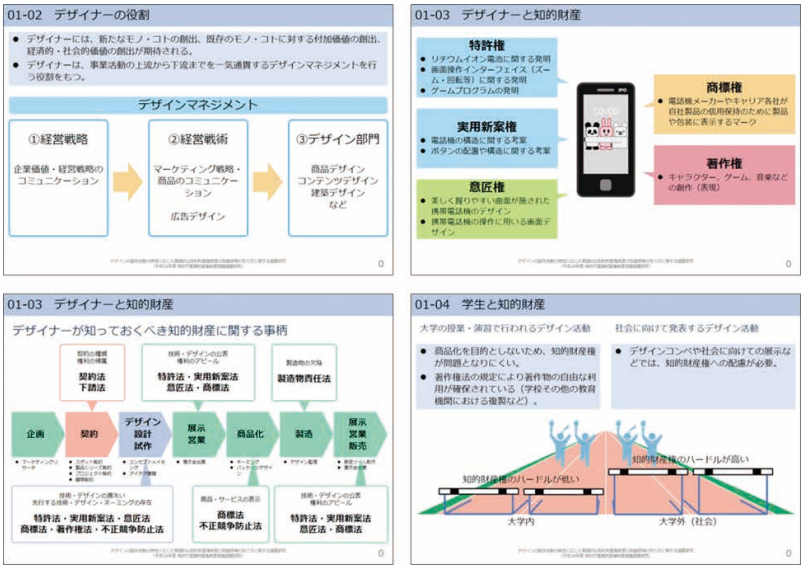

特許庁は、デザイナーが円滑にビジネスを行い、社会で活躍するための基礎知識を修得するツールとして、調査研究[1]に基づき、デザイナーやデザインを学ぶ学生に向けた知財教材「デザイナーが身につけておくべき知財の基本」を作成し、特許庁ウェブサイト上[2]で公開している。

本教材は、シラバスと全15パートの講義用資料で構成されており、学習する時間や関心に応じ、編集して利用することが可能である。講義用資料は、「スライド」と各スライドに付属する「ノート」から構成されている。ノートには、スライドの目的を端的に示した〔狙い〕とスライドの内容の補足や指導のヒントを示した〔説明〕が記載されており、講義又は自習する際に参照できるようになっている。

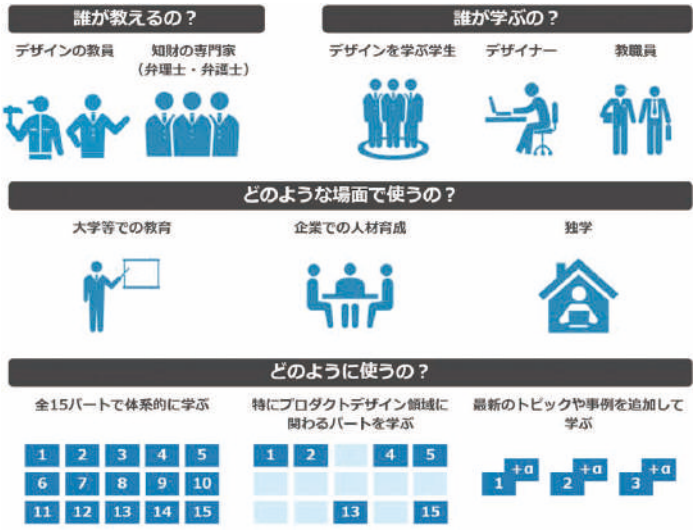

1 平成28年度特許庁産業財産権制度問題調査研究「デザインの創作活動の特性に応じた実践的な知的財産権制度の知識修得の在り方に関する調査研究」
http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/chousa/pdf/zaisanken/2016_09.pdf

2 特許庁HP＞資料・統計＞刊行物・報告書＞その他参考情報＞知財教材「デザイナーが身につけておくべき知財の基本」
http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/chizai_kyozai-designer-kihon.htm

1

2

2 知財功労賞表彰

経済産業省 特許庁では、「発明の日」（我が国初の特許制度である「専売特許条例」の公布（明治 18 年 4 月 18 日）を記念）に、知的財産権制度の発展及び普及・啓発に貢献のあった個人に対して「知的財産権制度関係功労者表彰」、また、制度を有効に活用し、その発展に寄与した企業等に対して「知的財産権制度活用優良企業等表彰」として、経済産業大臣表彰及び特許庁長官表彰を行っている。両表彰を合わせて、「知財功労賞」と総称している。

本年度から、企業における知財活用の取組も多様化してきていることを踏まえ、新たな知財活用の取組についても評価して表彰するために、オープンイノベーションに取り組み成果を上げている企業を「オープンイノベーション推進企業」として、また、オープンイノベーションの主要な担い手の一つであるベンチャー企業を「知財活用ベンチャー」として新たに表彰した。

2018 年度（平成 30 年度）は、4 月 18 日に知財功労賞表彰式を開催した。

(1) 知的財産権制度関係功労者表彰

①経済産業大臣表彰 （敬称略）

三村 量一（神奈川県）

[弁護士（長島・大野・常松法律事務所 パートナー）]

■裁判官として知的財産権訴訟の多くの判決に携わったほか、知的財産法務に関する高度な知識と実務経験を踏まえ、産業構造審議会知的財産政策部会不正競争防止法委員会の委員を務め、営業秘密の保護や模倣品・海賊版対策の強化に尽力するなど、我が国の知的財産権制度の改善発達に多大な貢献。

■法科大学院の客員教授として特許紛争処理や不正競争防止法、商標法等の知的財産に関する科目を担当し、知的財産法曹の人材育成に携わるとともに、知的財産紛争に係る事例研究や法解釈に関する多くの論文・論考の発表、弁護士、弁理士等の専門人材のみならず、企業関係者や学生に対する知的財産の保護・活用に関する精力的な講演活動等を行い、知的財産制度の普及・啓発及び知的財産人材の裾野の拡大に大きく寄与。

■日本弁護士連合会の日弁連知的財産センターの委員として、ミャンマー、シンガポール等の現地関係機関との間で知的財産法制度の運用状況等について、意見交換等を行い、これらの国における知的財産制度の整備に貢献。特にミャンマーの最高裁判所から要望を受けて、我が国特許庁等と共同で知的財産訴訟実務に関するワークショップを実施するなど同国の知的財産訴訟システムの構築に向けて尽力。官民・国内外の垣根を越え、知的財産関係の紛争処理能力の向上に大きく寄与。

②特許庁長官表彰 （五十音順／敬称略）

青木 博通（東京都）

[弁理士（ユアサハラ法律特許事務所 パートナー）]

■弁理士業務に長年精励し、我が国のみならず諸外国での豊富な実務経験を踏まえた多数の研究論文・著書の執筆や講演等を実施。また、産業構造審議会知的財産政策部会 商標制度小委員会新しいタイプの商標に関する検討ワーキンググループ等に委員として参画し、商標法改正の基盤づくりに寄与するとともに、同法改正後も著書、講演等を通じて改正内容の周知を行うなど商標制度の発展、普及、啓発に貢献。

■特許庁が実施する途上国の産業財産権関連人材を対象とした人材育成事業の講師を定期的に務め、我が国の商標法、意匠法について英語で講義を行うとともに、日本弁理士会が実施する実務修習や弁理士の継続研修の講師を長年務め、弁理士の資質向上に寄与するなど、国内外の知的財産人材の育成に貢献。

奥村　洋一（神奈川県）
［株式会社スコヒアファーマ　代表取締役社長］

■知的財産関係団体において要職を歴任し、我が国の知的財産制度の普及・啓発や諸外国との制度調和に尽力。日本知的財産協会では理事長として、欧米、アジア各国の政府機関や関係諸団体との交流を通じて、知的財産権制度の運用の調和に貢献したほか、三極（日米欧）及び五庁（日米欧中韓）関連の特許制度調和に向けた活動を推進。また、経済産業省「国際知財制度研究会」に委員として参加し、TPP 協定に関する我が国産業界の意見の集約・調整等に貢献。

■産業構造審議会知的財産政策部会　特許制度小委員会審査基準専門委員会に委員として参加。我が国の産業界の立場から意見を発信し、審査基準の改訂につなげるなど知的財産権制度の改善発達や行政の円滑な推進に寄与。

尾﨑　隆弘（愛知県）
［弁理士（尾崎特許事務所　所長）］

■中部知的財産戦略本部本部員として中部知的財産戦略推進計画に基づく施策・事業計画の策定に関与するとともに、日本弁理士会東海支部長として、同計画において重視された「企業のグローバル化に対応した支援」に積極的に取り組むため、同支部に国際知財委員会を新たに設置。地域の中小企業経営者からのニーズが強い ASEAN 諸国に関して現地調査を含む積極的な情報収集を行い、各国の知的財産動向等を紹介する「東南アジア知財戦略セミナー」を開催するなど、東海地域の企業の海外展開を積極的に支援。

■弁理士として長年業務に精励するとともに蒲郡商工会議所を始めとする東海地域の支援機関において個人や中小企業等へ無料相談に長年にわたり携わり、東海地域における知的財産権制度の普及・啓発に貢献。

辻居　幸一（東京都）
［弁護士・弁理士（中村合同特許法律事務所パートナー）］

■国際知的財産保護協会の国際総会に日本代表として参加し、我が国の意見の反映に尽力したほか、工業所有権審議会弁理士審査分科会の委員を長年務め、弁理士試験の円滑な実施に向けた審議に参加するなど国内外の知的財産制度の改善発展に貢献。

■日本弁理士会の実施する特定侵害訴訟代理業務能力担保研修の講師として、知的財産権訴訟において代理能力を有する弁理士の養成に尽力するとともに、国内外の知的財産権訴訟に関する判決を題材として、弁護士、企業関係者、裁判官等による分析・検討や議論を行う判例研究会のリーダーを務めるなど知的財産訴訟に関する人材育成に寄与。

藤野　仁三（東京都）
［藤野 IP マネジメント　代表］

■約 20 年前に標準と特許の交錯により生じる法律問題を解決するための方法論をいち早く提唱。現在も若手研究者と共に世界の判例動向を研究し、その成果を発明推進協会の機関誌に連載するなど標準必須特許問題の研究の先駆者として活躍。また、東京理科大学専門職大学院では、次代を担う知的財産人材に標準作成を模擬体験させ、その戦略性について発表を求めるなど先進的な標準化教育を実践し、知的財産と標準に精通した人材の育成に寄与。

■多年にわたり、日本の知的財産に関する制度改正や判例に関する情報を英語で多数海外に発信し、海外の実務家や研究者から、その速報性と正確性が高く評価された。この情報発信の活動を大学院の学生等に引き継ぎ、継続的な取組とするなど知的財産権に関する情報の流通及び利用の促進に貢献。

(2) 知的財産権制度活用優良企業等表彰

①経済産業大臣表彰

（表彰区分／五十音順）

【知財活用企業(特許)】

伊東電機株式会社(兵庫県)

■社長及び開発部・営業部の責任者で構成される特許会議を２カ月に１回開催して、特許や商標などの出願判断・出願国選定・権利維持等の重要事項を決定している。新製品の開発時には構想段階で必ず国内外の先行技術文献調査を十分に行い、抵触する特許がないかを確認するとともに、出願の際に特許請求の範囲の記載について議論する会合を実施するなど、より広く強い特許を取得することを意識した体制を整備している。

■モータを内蔵した搬送装置用ローラを開発して特許権や商標権を取得。応用製品の拡大を図りながら各国での権利化を積極的に行い、海外展開を進めて世界で約７割のシェアを獲得している。また、モータや制御に関するコア技術を基にした新事業にも取り組んでおり、植物工場事業に参入し、これらの分野でも基本特許や周辺特許を出願している。

■自社の特許権を侵害する可能性がある他社の製品を発見した際に、営業担当者から知財担当部署へフィードバックする体制を構築している。また、海外で確認された模倣被害に対しては、現地で被害調査を行い、警告等の必要な措置を取り模倣品を排除している。

ナブテスコ株式会社(東京都)

■全社の知財経営戦略を司り、CEOを含めた全経営陣で全社の知財戦略を審議する会議を行い、会社全体のコア価値とそれを獲得・強化するための知財戦略や、事業ポートフォリオの評価・改善等を審議する体制を構築している。

■将来ビジョンの実現に向けた経営課題を分析・把握して解決策を提案するため、知的財産権を活用したIPランドスケープを活用し、開発テーマの妥当性検証や新事業テーマの分析、特許網を構築すべきテーマ、アライアンス先やM&A候補企業の探索等を実施して、知的財産部が事業戦略の指導を全社横断的に行っている。

■航空、鉄道等の輸送分野から、産業用ロボット、自動ドア等の産業分野等において各種コア技術を開発して事業活動を行っている。世界市場の確保のため、世界各国での特許網の構築とノウハウの保護を徹底し、模倣品対策として、権利行使等の毅然とした対応を講じている。同社の製品は市場で高いシェアを獲得しており、産業ロボットの精密減速機で世界シェア約６割を獲得している。

日亜化学工業株式会社(徳島県)

■経営層の直下に知財部門を設置して経営の視点から知財戦略を策定し、開発した技術を財産として守ることの重要性を社内で共有している。戦略上重要なテーマについては、技術部門と知財部門が合同で特許出願を検討する会議を毎月開催し、開発成果の共有や今後の開発方針を決定している。重要な特許を世界各国へ出願することで、事業上で必要な特許網を国内外で構築している。また、知財部門に特許訴訟業務を行う専門部署を設けて、特許訴訟等に即時に対応できる体制を構築している。

■知的財産権は事業で利用されてはじめて価値を持つという考え方に基づき、製品化の黎明期・量産開始期・量産拡大期などの事業段階に応じて、戦略的な知的財産権の実施やライセンスを行っている。

■日米欧アジア主要各国で知的財産権を取得し、不正な模倣を防止する手段として知的財産権を活用し、これまでに世界各国で70件以上の特許侵害訴訟をはじめとする対処を実施するとともに、相互に技術を補完するため、クロスライセンスを積極的に行ってグローバルアライアンスを形成するなど、各国の市場で優位性を確保している。

【知財活用企業(商標)】

株式会社トンボ鉛筆(東京都)

■専門部署として知財部門を設け、知的財産管理規程等の社内規定を整備し、知的財産権の取得・管理の他、知財戦略の立案、模倣品対応やライセンス対応などの業務を実施している。ブランドを保護するために国内で270件以上の登録商標を保有している。

■海外における知的財産権の取得・管理は国内の本社知財部門で一元管理しており、海外での模倣品に対しても現地法人の意見を聞きながら、本社主導で現地代理人と相談して対応している。

■全世界の全商品に統一して使用するコーポレートブランドと、商品コンセプトやユーザー層に合わせた商品群ブランド・個別ブランドとを併用する複合ブランド戦略によりブランド展開を行っている。長年の使用により需要者の信用が醸成された商標を多数保有し、ブランドの提供価値と一貫したデザイン戦略に沿った製品開発を重ね、ブランドの拡大を図りながら戦略的な商品展開やプロモーションを実施している。また、色彩のみからなる商標の第1号として商標権を取得している。

【知財活用企業(オープンイノベーション推進企業)】

KDDI株式会社(東京都)

■事業戦略と連携した知財戦略を実行する組織として知財戦略グループを設置。通信・金融・IoT等のサービスやプラットフォームは差別化し、ネットワークやデバイスは標準化することによるオープン&クローズ戦略により、顧客へ提供するサービスを中心とした特許出願を行っている。

■ビジネスの創出・拡大のため、ベンチャー企業育成プログラム「KDDI ∞ Labo」を通じて、異業種のパートナー企業と連携したオープンイノベーションを積極的に推進している。パートナー企業とともにビジネスマッチング、アドバイザーによるメンタリング等を行い、支援企業の事業の立ち上げをサポートし、これまでの6年間で58企業を支援し、有望なベンチャー企業48社に対して投資している。

■ベンチャー企業の成長を支援することを第一に考え、支援の段階ではベンチャー企業が他社と協業する可能性を残すために特許権を譲り受けることはせず、支援企業の成長を阻害しない方針を採っている。また、ベンチャー企業の知財活動(権利化やリスクマネジメント)を積極的に支援するため、同社の知財室メンバーが、ベンチャー企業の発明発掘・特許侵害調査・出願支援・知財関連規程類の整備等を行っている。

【知財活用ベンチャー】

マイクロ波化学株式会社(大阪府)

■社長を委員長にして各部門長や知財担当者などから構成される委員会を毎月開催している。同委員会では、権利内容・出願国の選択・秘匿化・他社特許への対策などについて、戦略的な事業展開を図るために顧問弁護士や弁理士の意見も活用しつつ、経営戦略の観点から判断している。限られた予算の中で効果的な権利活用に繋げるため、権利範囲が広く優位性を確保した特許となるように、将来の権利行使も考慮して特許出願を行っている。

■マイクロ波プロセスの優位性を保つため、原材料を反応し易くする独自開発の触媒や周波数・温度などマイクロ波を最も効率的に反応させるレシピはノウハウとして管理して、マイクロ波を利用した反応装置を特許出願して権利化するオープン&クローズ戦略を徹底している。

■権利化により参入障壁を高くしすぎることで黎明期にある技術の普及が遅れて市場が拡大しない状況に陥ることを防ぐため、食品・化学品・医薬品等の様々な分野の企業と合弁事業やライセンス事業を展開して、オープンイノベーションを実践している。

株式会社ユーグレナ（東京都）

■コア技術であるユーグレナ（ミドリムシ）の屋外大量培養技術についてはノウハウとして秘匿化し、生産したユーグレナを食品・化粧品・燃料等に利用するための技術については積極的に特許出願する知財戦略をとっている。

■エネルギー・環境分野においては、将来の商業化に向けて、ユーグレナの品種改良技術、分離濃縮技術、発酵技術等、バイオ燃料生産プロセスにおける要素技術について、世界各国へ積極的に特許出願を行っている。ユーグレナを一部使用したバイオ燃料生産のための基本技術について、将来的にバイオ燃料を生産する可能性のある世界14カ国に出願を行い、日本・米国・中国・オーストラリア等で特許を取得しているほか、東南アジアなどの各国でも権利化を進めて特許網の構築を図っている。

■大学発ベンチャーとして、大学の研究成果を社会に還元するべく産学連携にも意欲的に取り組み、基礎研究を中心に15以上の大学と共同研究を進めている。また、企業との共同研究も積極的に行っており、微細藻類由来の素材を活かした食品・化粧品・飼料等の用途への応用研究も行っている。

②特許庁長官表彰　（表彰区分／五十音順）

【知財活用企業（特許）】

出光興産株式会社（東京都）

■燃料油から高機能材までの幅広い事業分野において、各事業の特性や戦略に合わせて柔軟に体制を組み替えて効率的に課題解決を図る「ユニット体制」を導入した。ユニット毎に特許情報の調査・解析、特許出願の権利化、渉外、企画、管理等の知財活動を、各事業部と一体となって実行している。また、事業部・研究所・知財部が一体となって活動し、各事業部長を責任者とする「知財戦略会議」で知財活動計画を策定し、実行している。

■燃料油分野では、クロスライセンス契約を締結し、双方が相手方の特許を利用可能とすることによるコスト削減等により競争力の強化を図っている。また、潤滑油分野の中でも強みを持つ冷凍機油等では、全世界で高いシェアを獲得しており、グローバルな特許網を構築して市場の独占に貢献している。

■電子材料事業の主力分野である有機EL事業では、市場拡大が期待されるのを見込み、特許を相互に利用する提携関係を国内外の企業と積極的に構築しており、有機EL材料に関連する有用な特許を保有する企業と特定領域の特許を相互に利用可能とする提携契約を締結するなど、開発可能な領域を拡大しながらビジネスの創出・拡大を図っている。

エム・テクニック株式会社（大阪府）

■知的財産権の取得及び管理に関わる組織として、研究開発グループと知財グループを擁している。専任の知財担当者を配置して、研究開発と一体的に開発成果の特許出願を行い、早期審査制度等を有効活用して、研究開発の成果を早期に権利化している。

■工業的に高い生産性で機能性微粒子を製造することが可能となる強制薄膜式マイクロリアクターULREA®を開発し、その特長を活かした多数の特許権を取得。医薬品・食品・化学・電子材料などの多岐にわたる分野で顧客が同社の製品を使用して新たな機能性微粒子を開発・事業化する際、特許権の実施許諾を含めたライセンス契約を締結して、共同開発のパートナーとして技術協力する事業戦略を採っている。また、これらのロイヤリティ収入を次の研究開発に投資して更なる事業拡大を図っている。

■グローバルな競争下にある顧客と共同開発を進めるなかで、日本だけでなく、市場や製造拠点のある米国・欧州・中国・韓国においても特許権を取得。顧客のグローバルな事業展開をサポートしている。

コニカミノルタ株式会社（東京都）

■知的財産に関する戦略や権利取得及び活用等に関して、知的財産部が事業横断的に統括し、各事業部門長や知的財産部が参加する知財戦略会議を定期的に開催している。開発に密着して知的財産戦略策定や発明の発掘を担うリエゾン機能、出願から権利化までを担う実務機能、他社特許への対応や他社との折衝を担う他社対応機能の3つの機能毎に業務標準を明確に規定することで、個人毎のばらつきを防ぎ、業務品質の維持・向上を図っている。

■カメラや写真フィルムなどの開発・製造を通じて蓄積した「材料」「光学」「微細加工」「画像」の分野における「コア技術」を特許群により保護するとともに、事業領域毎に知財戦略を策定して実行することにより、「コア技術」の活用による新たな製品や事業の創出に貢献している。

■同社は新たに開発した医療技術を活用しバイオヘルスケア事業に参入している。当該事業参入を知的財産面からサポートするため、日米において数百件の特許を出願して特許網の構築を進めている。同社の技術との相乗効果を狙った海外企業のM&Aの検討から知的財産部が入り込み、両者が持つ技術を合わせることで、プレシジョン・メディシン（個別化医療）領域で必須の「コア技術」を守る知的財産の獲得を図り、海外への事業展開を進めている。

株式会社ダイセル（大阪府）

■知的財産権を事業に有効に活用するため、事業担当者・開発担当者・知財担当者による三位一体のチームで知財活動を行っている。事業テーマ毎に構成された各チームで、出願権利化から管理・活用・契約までを一気通貫で行い、各事業の責任者が知財活動チームのパテントコーディネーターとして知的財産権の取得・管理、ノウハウ管理及び知財情報を生かした新規テーマの策定等を行っている。

■医薬品開発のために用いられる光学分割デバイスを産学連携により事業化し、グローバルな特許網や商標網を構築し、知財ミックスにより知的財産権を活用して競合他社の参入を排除し、世界でのビジネスシェアトップを確保している。

■同社が特許権を保有する「知的統合生産システム」を多くの日本企業へライセンスし、化学プラントに代表されるプロセス型産業の生産革新として、品質安定化・省人化・低コスト化による生産性向上を実現し、国内産業の生産性向上による国際競争力の強化にも貢献している。

【知財活用企業（意匠）】

株式会社喜多俊之デザイン研究所（大阪府）

■製品を「使う側」・「作る側」・「流通させる側」の視点でデザインを捉え、製品の用途・機能性・生産性など、製品に必要なあらゆる要素を調和させたプロダクトデザインを具現化することを基本コンセプトとしている。

■ビジネスを展開していく上で知的財産権を活用していく必要があると考えており、国内や海外で意匠権や商標権を取得して製品を保護している。また、同じ部品でシリーズ化する製品に関しては、コストの削減を図りつつデザインの一貫性やオリジナル性を持たせた製品を展開するため、部分意匠を取得して製品を保護している。

■海外向けのオリジナルブランド作りを目指して、地方の企業と連携して独自の製造技術を活かした製品を制作して意匠権や実用新案権を取得。模倣品対策や製品の独自性を確保する上で知的財産権を活用している。

株式会社ワコール（京都府）

■ワコール人間科学研究所が40年以上にわたって収集した人体データを活用し、高い機能性を有する衣料品の開発を積極的に行っている。デザインの側面から意匠権、構造的な側面から特許権によって保護を図り、これらを組み合わせた知財ミックスで製品を保護している。

■意匠権については権利範囲の最大化を狙い、全体意匠のみならず、特徴的な形状については部分意匠を制度導入時から積極的に活用して権利を取得するとともに、重要な商品については関連意匠制度も活用して、より広い範囲で権利を取得している。

■衣料品はファッショントレンドに大きく影響を受けるため、ライフサイクルが早く、製造も比較的容易なことから模倣品が発生しやすい傾向にある。このような模倣品に対して意匠権を行使して対応しており、市場に模倣品が出回った際に意匠権侵害を主張して販売の差し止めを実施している。

【知財活用企業（商標）】

枕崎水産加工業協同組合（鹿児島県）

■組合内に「枕崎鰹節」品質規格委員会を設置し、地域団体商標登録後の枕崎鰹節とそのロゴマークを一元化した管理を行っている。また、「枕崎鰹節」広報委員会の設置によって、地域を巻き込んだ商標のブランド構築に向けた販促ツールなどを作成し、市民と一緒になった「枕崎鰹節」の地域ブランド化に取組む。

■地域特産品の食育活動においても、市内の学校給食に「枕崎鰹節」を提供し、生産者との交流給食も実施している。また、枕崎への地域外からの訪問者にも、伝統食品の茶節でおもてなしするなど、「枕崎鰹節」の情報を発信している。

■EU規制により鰹節が欧州に輸出できないことから、フランスに現地工場を設立して現地生産・販売を開始している。海外展開する事業戦略に基づき、外国出願補助金の活用を通じて、中国・欧州・米国等の海外でも積極的に商標権を取得しており、海外でのブランド構築に努めている。これらの取組により、近年の鰹節の売上高も年々増加してきている。

【知財活用ベンチャー】

株式会社オプティム（東京都）

■知財戦略を経営・事業戦略の最重要な要素の1つとして位置づけ、社長、経営企画・事業担当取締役、知財担当、顧問弁理士で構成された知財戦略チームが知財戦略会議を毎月実施して、特許の出願・活用方針を決定している。事業戦略・R&D戦略・知財戦略が一気通貫で立案・実行・管理されていることに特徴があり、戦略間の協奏を実現している。事業が大きく舵を切る際に、事業ポートフォリオの変更を後押しする形で特許権を活用できるよう、最適な知財ポートフォリオ管理を行っている。

■常に新しい技術を生み出し、取り込みながら研究開発を行い、その成果を活用した製品・サービス、さらにはビジネスモデルで取得した特許権が差別化を生み出すことにより、事業の競争優位性を確保している。

■今後新たな事業を展開していくため、県や大学などと連携してAI・IoTを活用したIT農業やIT医療等に取り組んで特許出願しているほか、グローバルな事業展開に備え、AI・IoTやロボティクスなどの新技術の分野を中心に米国等でも積極的に特許取得を進めている。

第8章

新たな産業財産権制度の見直しについて

昨今、IoT（Internet of Things）やAI（Artificial Intelligence）等の技術の進展により、様々なインフラや機器がインターネットを通じてつながり合う「第4次産業革命」と称される変化が国内外において急速に進展している。このような産業構造の変化や、企業の特許戦略の変化などの動向を踏まえ、知財制度・運用の在り方について検討を行う必要が生じている。

本章では、近年の産業財産権制度の見直しについて紹介する。

1 近年の産業財産権制度の見直し

昨今、第4次産業革命の進展に伴い、企業の特許戦略をめぐる環境は大きな変化に晒されている。具体的には、既存の製品にソフトウェアによる情報処理・ネットワーク技術を組み合わせた発明や、AIに代表される技術横断的な発明が増加し、1つの製品に膨大な件数の特許が関与するようになっていることから、特許をめぐる権利関係が複雑化している。これにより、ライセンス交渉に要する手間と労力が増大するとともに、知らないうちに他者の特許権を侵害するおそれが高まっている。また、オープン・イノベーションによる共同研究や産学連携が活発化する中、本人以外の者による公開によって、特許の要件である新規性を喪失するリスクも高まっている。

また、IoTやAI等の技術が進展していく中、各企業には、自ら優位性を有する技術領域を確保しつつ、自社や業種の垣根を越えた連携・協業を図るべく、知的財産に標準を有効に組み合わせた戦略を策定・実践することが求められており、また自ら蓄積した様々なデータを流通させることにより新たな価値を生み出すというデータの利活用に係る戦略も重要となっている。

こうした状況を受け、産業構造審議会特許制度小委員会において、2018年2月に法改正に関する内容を含む報告書「第四次産業革命等への対応のための知的財産制度の見直しについて」を取りまとめたとともに、産業構造審議会弁理士制度小委員会において、2018年2月に法改正に関する内容を含む報告書「標準・データに係る業務への弁理士の関与の在り方」を取りまとめた。これらの内容を含む、不正競争防止法の一部を改正する法律案は、2018年2月27日に閣議決定され、第196回通常国会へ提出された。また、同法律案は、2018年5月30日に平成30年法律第33号として公布された。

(1)中小企業等による知財活用の促進

①中小企業等の特許料金の一律半減

第4次産業革命の進展等により国内外の産業構造が大きく変化する中、我が国企業の99.7%を占める中小企業が自らの知的財産を戦略的に活用し、その競争力を強化することが、我が国経済全体の持続的発展のためには不可欠である。ところが、現在、国内の特許出願件数に占める中小企業の割合は15%程度にとどまっている。

また、大学や承認TLOによる特許出願件数はこの10年間でほとんど変化しておらず、2016年の国内外の大学によるPCT国際出願の公開件数ランキングにおいても、第1位から第5位までを米国の大学が独占しており、上位10校のうち、日本の大学としては第7位に東京大学がランクインしているのみである。大学等の知財活用が積極的に行われている状

況とは言えず、国による施策が必要とされている状況である。

特許庁においては、現在も中小企業等を対象とした特許料金の軽減措置を設けているが、対象が赤字法人や研究開発型中小企業等に限定されている。また、大学やTLO等の試験研究機関を対象とした国際出願に係る料金の軽減措置は存在しない。さらに、軽減措置を受けるための提出書類が多く手続が煩雑であるなど、軽減措置が十分に活用されているとはいえない状況にある。

このため、今般、中小企業等を対象とし、審査請求料や特許料（1～10年分）、国際出願関連手数料の一律半減制度を特許法で措置した。特に、「福島イノベーション・コースト構想」を推進する中小企業に対しては、当該構想の実現を通じ福島浜通りの新産業創出を目指すため、特許料金を1/4まで軽減する予定である。また、大学やTLO等の試験研究機関を対象とした、審査請求料・特許料の軽減制度を拡充し、新たに国際出願関連手数料の半減制度を国際出願法で措置した。

さらに、軽減申請の手続を簡素化し、中小企業等の知財活動の活発化を目指す。

②弁理士の業務への「標準化」「データ利活用」関連の追加

我が国の産業競争力の維持・向上を図る上で、標準やデータを戦略的かつ積極的に活用することは、極めて重要な課題となっており、特に、内部の人材資源に乏しい中小企業にとっては、標準化やデータの利活用について、有益な知見を与えてくれる外部人材、取り分け、弁理士に対する期待は大きい。

このような現状を踏まえ、弁理士が、データの利活用や企業等による規格（JIS等）の案の作成に関して、知財の観点から支援する業務を行うことについて明確化した。

③新規性喪失の例外期間（グレース・ピリオド）の延長

第4次産業革命の進展に伴い、他社の技術を利用するオープン・イノベーションによる共同研究や産学連携が活発化する中、本人以外の者による公開によって発明の新規性を喪失するリスクが上昇している。このため、特許を受ける権利を有する者の意に反して、又は本人の行為に起因して発明の新規性が喪失された場合、6か月以内に特許出願を行えば例外として救済する措置について、当該例外期間（グレース・ピリオド）を6か月から1年に延長した。

(2)知財紛争処理の拡充

①証拠収集手続の強化

特許権侵害訴訟では、一般に、侵害行為を立証するための証拠が被疑侵害者側に偏在し、侵害の立証が困難であるという問題が指摘されている。これを受け今般の法改正では、書類提出命令・検証物提示命令に際し、裁判所がインカメラ手続（裁判所のみが書類を見ることにより行う手続）で書類・検証物の提出の必要性を判断することを可能とするとともに、インカメラ手続によりあらかじめ提示させた書類について、裁判所が必要と認めるときは、当事者の同意を得て、公正・中立な第三者の技術専門家である専門委員に開示することを可能とする措置を講じた。

2-8-1図 書類提出命令におけるインカメラ手続の概要

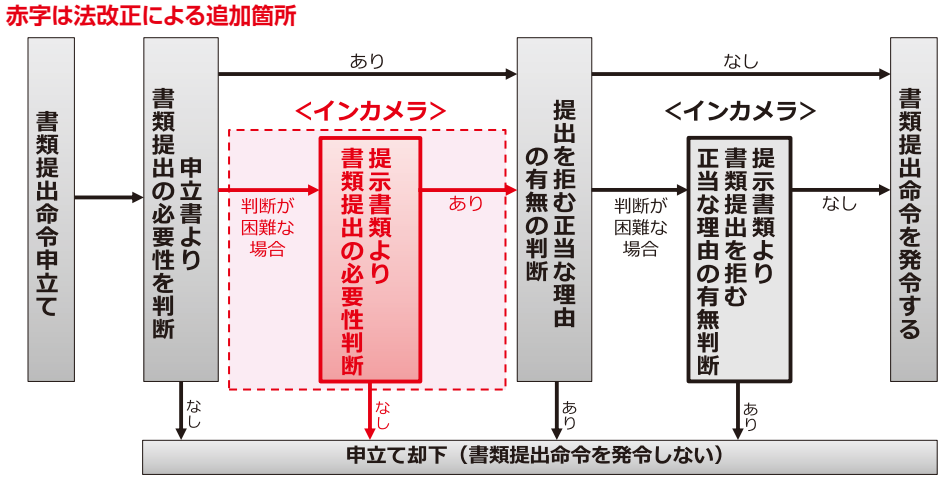

②判定における営業秘密の保護

特許庁における判定制度の関係書類に営業秘密が記載されている場合に、その書類の閲覧を制限できる措置を導入した。

(3)手続の簡素化等によるユーザーの利便性向上

①クレジットカードによる特許料等納付

特許料等及び手数料の納付方法については、現行制度上、特許印紙、特許印紙予納、現金納付、電子現金納付及び口座振替が認められているが、クレジットカードによる納付は認められていないところ、クレジットカードによる納付が認められるよう措置した。

②意匠の優先権書類のオンライン交換制度の導入

最初に意匠出願した国への出願日を、その後に出願した他の国でも出願日とすることができる制度（パリ条約による優先権制度）について、必要書類のオンラインでのやり取りを認めるよう措置した。

③商標登録出願手続の適正化

商標登録出願手続を適正化するため、商標法第10条1項が定める分割出願の要件に、出願手数料の納付を新たに含めるよう措置した。

第3部 国際的な動向と特許庁の取組

第1章　国際的な知的財産制度の動向

第2章　グローバルな知的財産環境の整備に向けて

第1章

国際的な知的財産制度の動向

新興国市場の成長による輸出先の拡大、生産拠点・研究開発拠点の海外進出など企業活動のグローバル化が進むことで、国外における知的財産権取得の意識が高まっている。各企業等は、各々の知的財産について、これまで以上に多数の国に出願するようになり、各国・地域の知的財産制度を踏まえつつ、それぞれの国において権利を取得し、活用するという状況が生じている。

こうした状況の中、各国・地域の知財庁等は、知的財産分野における種々の課題を考慮し、知的財産制度をより魅力的なものにするべく、様々な取組を行っている。

本章では、まず、企業活動のグローバル化に伴う世界全体の出願動向の変化について紹介し、次に、各国・地域それぞれにおける知的財産制度の動向について紹介する。

1 出願動向の変化とグローバル化

世界の特許出願件数は2007年から2016年までの10年間で約1.7倍となっている。その主要因は、中国の特許出願件数の著しい増加であり、2007年から2016年までの10年間で約5倍となっている。2016年における中国の出願件数は世界の出願件数の約4割を占めている。また、アジア圏の日中韓3か国の特許庁への2016年の特許出願件数は約186万件であり、世界の特許出願件数約313万件の半数以上を占めるまでとなった。

意匠分野においては、中国が単独で世界の出願件数の6割以上という圧倒的な割合を占めている。

商標分野においては、中国の出願件数が世界一であり、主要国・機関の出願件数は全体の約半数程度となっている。

出願活動のグローバル化は、特許、意匠、商標それぞれの分野において異なる動きをみせている。

2016年における五大特許庁が受理した海外からの出願比率を見ると、日本・韓国・中国の特許庁では10%～21%程度である一方、米国・欧州特許庁では約50%となっている。五大特許庁以外のアジア、オセアニア、南北アメリカ等のほとんどの特許庁において、海外からの出願の方が国内出願よりも多い。このことから、世界全体としては、特許出願がグローバルに行われていると言える。

3-1-1図 世界の特許出願件数の推移

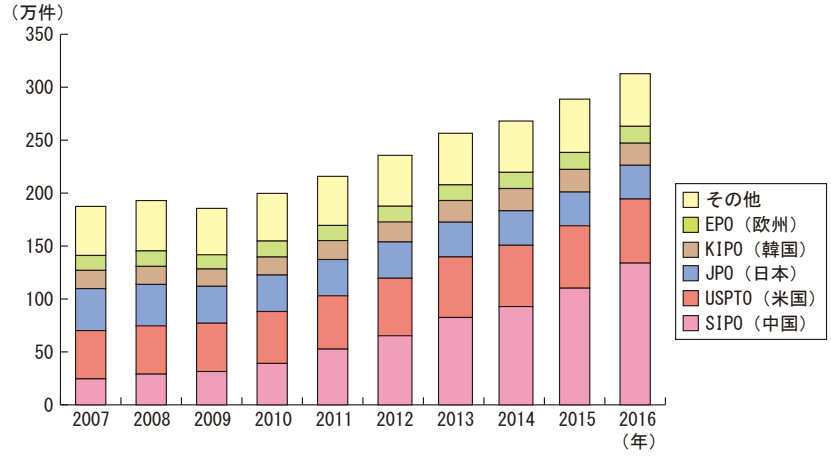

（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

3-1-2図 世界の意匠登録出願件数の推移

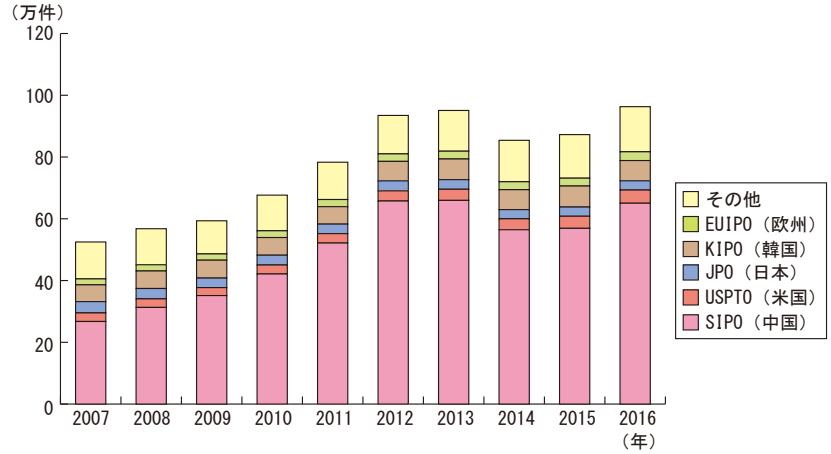

（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

3-1-3図 世界の商標登録出願件数の推移

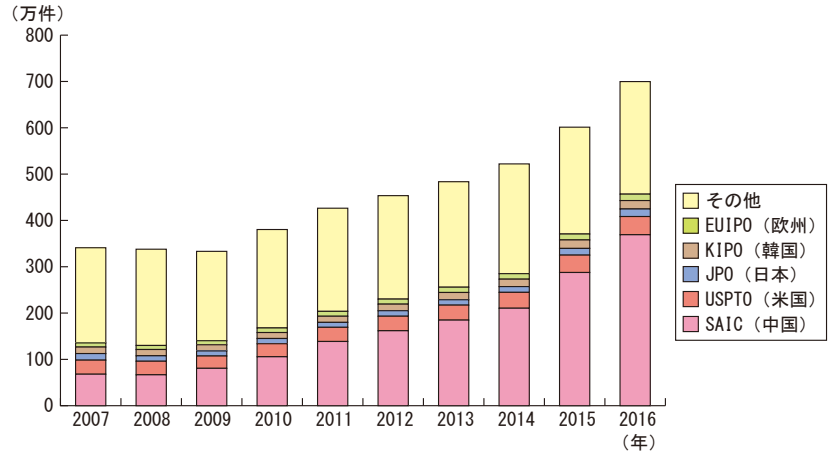

（資料）WIPO Intellectual Property Statistics、中国商標戦略年度発展報告（2016）（2015年、2016年SAIC件数）を基に特許庁作成

3-1-4図 五大特許庁への特許出願の状況

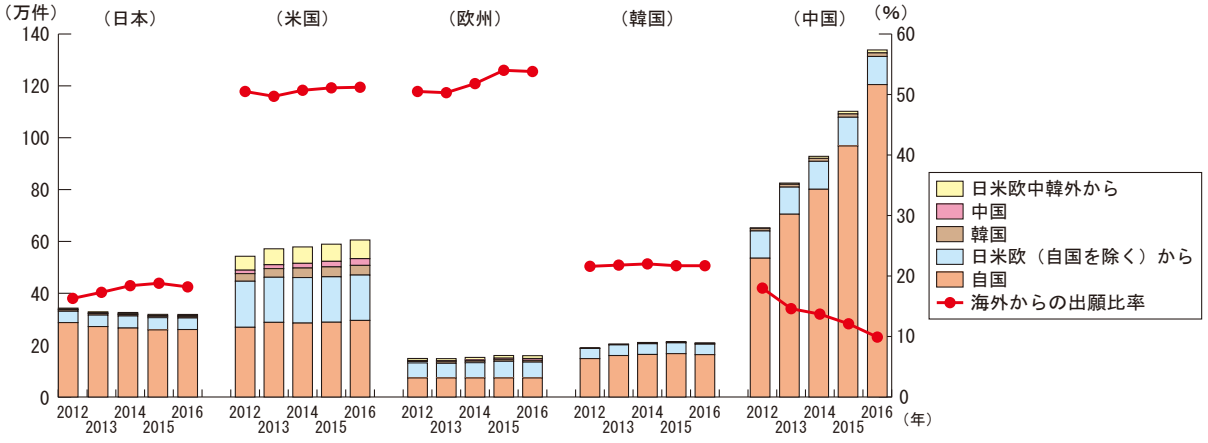

（備考）欧州からの出願は、各年末時点のEPC加盟国の居住者による出願。
各国特許庁における国別内訳は下記資料に定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics に基づき特許庁作成

3-1-5図 五大特許庁以外の主な特許庁への出願状況（2016年）
特許出願件数（上） 及び 外国出願人による特許出願の内訳（下）

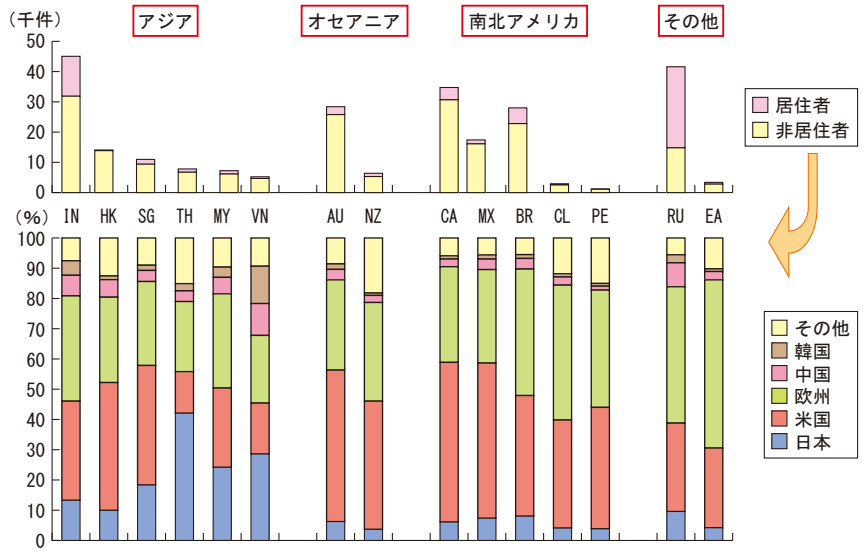

（備考）
・各略称は次のとおり。
IN（インド）、HK（香港）、SG（シンガポール）、TH（タイ）、MY（マレーシア）、VN（ベトナム）、AU（オーストラリア）、NZ（ニュージーランド）、CA（カナダ）、MX（メキシコ）、BR（ブラジル）、CL（チリ）、PE（ペルー）、RU（ロシア）、EA（ユーラシア特許庁）
・欧州からの出願は、EPC加盟国の居住者による出願。
・ユーラシア特許庁の居住者による出願は、EAPC（ユーラシア特許条約）加盟国の居住者による出願。
・各国特許庁における国別内訳は下記資料に定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics に基づき特許庁作成

2 米国における動向

米国では、Donald Trump(ドナルド・トランプ）氏が2017年1月に第45代アメリカ合衆国大統領に就任した。トランプ政権は、中国が、知的財産・イノベーション・技術に関する法律・政策等を通じて、中国の企業に米国の技術や知的財産を移転することを促進・要求しており、米国の経済利益に悪影響を与えていると主張し、中国製品に対する関税引き上げ等を検討している。今後のトランプ政権による中国に対する措置が注目されている。

また、政権交代に伴い、2017年6月にMichelle K. Lee氏が米国特許商標庁（USPTO）長官を辞任し、2018年2月、Andrei Iancu氏が新長官に就任した。Iancu長官の下、USPTOがどのように運営されていくかが注目される。

本節では、我が国との関係に加え、米国における知的財産政策の動向及びUSPTOの各種取組について紹介する。

(1)我が国との関係

特許の分野では、日本国特許庁（JPO）とUSPTOとの間で、特許審査ハイウェイ、国際審査官協議等を通して緊密な協力関係を築いている。さらに、JPOとUSPTOは、(i) 2015年7月1日から、米国が受理したPCT国際出願の一部について、国際調査・国際予備審査を我が国が実施（我が国による国際調査・国際予備審査の「管轄国」を米国に拡大）し、(ii) 2015年8月1日から日米協働調査試行プログラム[1]を開始している。また、日米欧三極特許庁会合、日米欧中韓五大特許庁会合といった多国間の枠組みにおいても、制度調和を始めとする種々の分野において連携を取っている。

意匠の分野では、JPOとUSPTOは、共に実体審査国として、日米欧中韓の意匠五庁（ID5）会合や意匠分類専門家会合等を通じて、両庁の審査実務や意匠分類等に関する理解を深め、緊密な協力関係を築いている。2017年11月には、JPOは、USPTOと意匠分野における両庁間の協力関係強化に関する部長級会合を実施した。同会合では、確実かつ円滑な意匠保護の実現に向けて、日米意匠審査会合（定期会合）の設置、日米共通分類の議論の加速化、意匠五庁（ID5）会合における両庁の協力関係の深化、日米や他国の知財庁における意匠審査の迅速化及び品質と信頼性の更なる向上のためのツールや手続の検討着手等、意匠の実体審査実務を中心とする両庁間の相互理解と協力関係の強化を、今後進めていくことを確認した。

商標の分野では、2001年から推進してきた日米欧の三極協力を発展させ、2011年から日米欧中韓の商標五庁（TM5）の枠組みによる協力を実施している。

(2)近年の知的財産政策の動向

①中国の不公正貿易に対する行政措置の検討

2017年8月、トランプ大統領は、中国の知的財産権侵害等に関する大統領覚書(Presidential Memorandum[2]）に署名した。この覚書は、中国が、知的財産・イノベーション・技術に関する法律・政策等を通じて、中国の企業に米国の技術や知的財産を移転することを促進・要求しており、米国の経済利益に悪影響を与えている等とした上で、米国通商代表（USTR: Office of the United States Trade Representative）に対し、中国に関する調査を行うか否かを決定するよう指示したものである。

1 https://www.jpo.go.jp/seido/tokkyo/tetuzuki/shinsa/zenpan/nichibei.htm
2 https://www.whitehouse.gov/the-press-office/2017/08/14/presidential-memorandum-united-states-trade-representative

これを受け、USTRは、中国の技術移転、知的財産、イノベーションに関する法律・政策・慣行について通商法第301条に基づく調査[1]を実施し、次のような結論を出した。

（1）中国は、米国企業から中国企業への技術移転を進めるために、合弁事業要件、株式制限、投資制限を含む外国による所有制限策を講じている。

（2）中国は、米国企業の投資活動や事業活動に対し、技術ライセンスに関する制限を含む実質的な制限を課している。

（3）中国は、米国企業に対する組織的投資・買収を指示・促進し、中国企業に最先端技術と知的財産を取得させている。

（4）中国は、米国企業のコンピューターネットワークへの不正侵入を通じた窃盗を実施・援助している。

また、知的財産保護の問題に関する利害関係者による意見として、商標の不正使用や、国有企業による特許侵害、知的財産に関する不完全な執行メカニズムへの懸念等について言及されている。

本調査結果を踏まえ、2018年3月、トランプ大統領は中国の不公正な貿易慣行に対処するための行政措置として、（1）USTRに対し、中国製品に対する関税引き上げ案を検討することを指示し、（2）USTRに対し、中国の差別的な技術ライセンス慣行に対処するために、WTOにおける紛争解決手続を求めることを指示し、（3）財務長官に対し、米国にとって重要な産業・技術に対する中国による投資に関する問題に対処するよう指示した[2]。

今後のトランプ政権による中国に対する行政措置の行方が注目される。

②スペシャル301条[3]報告書

USTRは、2017年4月に「2017年スペシャル301条報告書」（以下レポート）を公表した[4]。

レポートは1974年米国通商法182条に基づき、知的財産権保護が不十分な国や公正かつ公平な市場アクセスを認めない国を特定するもので、警戒レベルには高い順に「優先国」、「優先監視国」、「監視国」の3段階があり、「優先国」に特定されると調査及び相手国との協議が開始され、協議不調の場合には対抗措置（制裁）への手続が進められる。

レポートにおいて、我が国は、米国と一緒に多国間での取組を行った国として、また、USPTOとパートナーシップを有する国として言及されている。

(3)USPTOの取組

①Iancu新長官の就任

2017年1月の政権交代に伴い、6月にLee氏がUSPTO長官を辞任すると、長官職は空席となり、その間はJoseph Matal氏がUPSTOの

3-1-6図 スペシャル301条レポート指定国（2017年）

優先国	優先監視国	監視国	306条監視国
－	アルジェリア、アルゼンチン、チリ、中国、インド、インドネシア、クウェート、ロシア、タイ、ウクライナ、ベネズエラ （11か国）	バルバドス、ボリビア、ブラジル、ブルガリア、カナダ、コロンビア、コスタリカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、ギリシャ、グアテマラ、ジャマイカ、レバノン、メキシコ、パキスタン、ペルー、ルーマニア、スイス、トルコ、トルクメニスタン、ウズベキスタン、ベトナム （23か国）	中国

1 https://ustr.gov/sites/default/files/Section%20301%20FINAL.PDF
2 https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/presidential-memorandum-actions-united-states-related-section-301-investigation/
3 1974年通商法301条（貿易相手国の不公正な慣行に対して当該国との協議や制裁について定めた条項）の知的財産権についての特別版であるところから、スペシャル301条と呼ばれる。
4 https://ustr.gov/sites/default/files/301/2017%20Special%20301%20Report%20FINAL.PDF

1 2 4

指揮を執っていた。

ホワイトハウスは8月に長官候補としてIancu氏を指名すると発表し、上院での公聴会及び承認手続を経て、2018年2月、Iancu氏がUSPTO長官に就任した。Iancu氏は、Hughes Aircraft社にてエンジニアとして勤務後、UCLA法科大学院で法務博士の学位を取得し、知的財産分野の訴訟弁護士として活動した人物である。

Iancu長官は、就任前の2017年12月に上院司法委員会メンバーとの書面による質疑応答[1]において、当事者系レビュー（IPR：Inter Partes Review）について「IPR制度を成功的に運用するためには、適切なバランスをとることが必要不可欠だと信じている」、「長官に承認されたら、（中略）IPRの制度目的が確実に達成されるようにしたい。目を向けるべき改善ポイントとしては、補正手続の問題、クレーム解釈の基準に関する問題、IPR手続開始の決定プロセスに関する問題、口頭審理の実施などが挙げられる」との見解を示している。また、特許適格性の問題について「米国特許法第101条に基づく特許適格性についての最近の最高裁判決は、この分野における一定程度の不確実性をもたらした」、「USPTOは、第101条に関する判例法の発展に従って、明確で一貫した手続を確保するよう努力する」と述べている。Iancu長官率いるUSPTOがこれらの課題にどのように取り組むのか、今後の動きが注目される。

②PTABをめぐる動向

2011年に成立した米国発明法（AIA）によって、USPTOが付与する特許の品質向上を目的として、特許付与後のレビューが導入されるとともに、レビューを所掌する組織として特許審判部（PTAB：Patent Trial and Appeal Board）が設立された。

PTABが受理する請願には、当事者系レビュー（IPR：Inter Partes Review）、特許付与後レビュー（PGR：Post Grant Review）、ビジネス方法レビュー（CBMR：Covered Business Method Review）がある。請願が受理されると、所定の条件を満たすもののみが審理段階に入る。PTABへの請願件数が特に多いIPRについてみると、2017年3月までにPTABが受理した請願（4,563件）のうち、審理が開始されたものは約53%（2,406件）であり、また、最終審理結果が出た審理（1,577件）のうち、一部又は全ての請求項が無効と判断されたものは約81%（1,277件）であった[2]。

なお、PTABに関連する最近の主な訴訟として、以下のものがある。

- Oil States事件：PTABのAIAレビュー手続の合憲性が争われた事件。Oil States社は、「特許は行政機関で無効と判断されうる公権（public rights）でなく私有財産権（private property rights）であるため、憲法第3条（Article Ⅲ）に基づく連邦裁判所のみで無効と判断されうる」と主張した上で、「特許は公権であるためIPR手続を含むAIAレビュー手続は合憲である」としたCAFCの従前の判決を覆すよう求め、最高裁へ上告した。2018年4月、最高裁は、特許は公権であるとしてIPRは合憲との判断を下した。
- Aqua事件：PTABのIPR手続中の補正申立についての立証責任に関する事件。2017年10月、CAFC大法廷は、IPR継続中に行った補正による補正後クレームの特許性についての立証責任をIPRの請求人に課すとする判断を下した。これまでPTABでは、従前のCAFC判決に従い、補正後クレームの特許性の立証責任を特許権者側に課していたが、本判決はこれを覆すものである。PTABは、本判決を受けて、2017年11月に補正をどのように扱うかについての確実性と透明性を確保する

1 https://www.judiciary.senate.gov/imo/media/doc/Iancu%20Responses%20to%20QFRs.pdf
2 https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/AIA%20Statistics_March2017.pdf

ことを意図したガイダンスを公表した。これまでIPR等の審理開始後の補正は認められないことが多かった[1]が、今後、本判決の影響により補正が認められやすくなる可能性がある。

③特許適格性に関する報告書を公表

USPTOは、2017年8月、特許適格性に関する報告書（PATENT ELIGIBLE SUBJECT MATTER: REPORT ON VIEWS AND RECOMMENDATIONS FROM THE PUBLIC[2]）を公表した。

米国最高裁で2010年から2014年にかけて下された4つの判決（Bilski事件判決、Mayo事件判決、Myriad事件判決及びAlice事件判決）は、発明の特許適格性の考え方に大きな影響を及ぼすものであったため、USPTOは特許審査ガイドラインを改訂するとともに、2016年に特許適格性に関する2度のラウンドテーブル会合を開催し、パブリックコメントを求めた。今回の報告書は、それらラウンドテーブル会合及びパブリックコメントで表明された意見をまとめたものとなっている。

報告書では、前記のラウンドテーブル会合及びパブリックコメントを通じて表明された意見を、①近年の最高裁判決に対する一般的な意見、②近年の最高裁判決に対する技術分野特異的な意見（ライフサイエンス分野、コンピューター関連分野）、③今後講ずるべき措置に関する意見、の３つの項目に分けて取りまとめている。

1　2017年9月までに審理において補正申立が認められるか判断された事件のうち、補正が認められた割合は約8%であった。
https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/PTAB%20MTA%20Study%202%20%20update%20through%2020170531.pdf
2　https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/101-Report_FINAL.pdf

1
2

Column 30

米国特許商標庁と日本ユーザーとの年次会合（IP-PAC）の開催

日本貿易振興機構　ニューヨーク事務所

日本貿易振興機構ニューヨーク事務所では、日本企業、弁理士などの日本の米国知財制度ユーザー（米国知財制度ユーザー）が、USPTO 関連業務において日々感じている疑問や要望、さらには改善策などを USPTO に直接伝える場を提供することを目的として、2015 年から年に一度のペースで、米国知財制度ユーザーと USPTO との年次会合（IP-PAC）を開催している。

2017 年 10 月 16 日に開催された会合では、日本弁理士会代表団、日本国際知的財産保護協会代表団、日系企業の知財担当米国駐在員など、約 40 名の米国知財制度ユーザーが参加し、USPTO との間で、情報開示義務（IDS）、特許適格性に関する問題（米国特許法 101 条問題）、審査の品質などについて意見交換を行った。この会合には、USPTO 側からも、特許政策、審査基準、国際政策などの各部署から日系知財ユーザーの意見を踏まえて USPTO の施策を改善していける立場にある責任者、実務者が参加したため、単なる意見交換で終わることなく、USPTO の業務改善に向けた有意義な議論を行うことができた。

2018 年 2 月 8 日に USPTO 長官に就任した Andrei　Iancu 氏は、今後 USPTO が取り組むべき課題として、特許適格性に関する不確実性を低減させること、特許レビュー制度を改善すること、審査プロセスを改善すること等を挙げており、USPTO が今後どのような施策を打ち出し、それが日本の米国知財制度ユーザーにどのように影響を及ぼすのかが注目される。

こうした中、この IP-PAC は、ユーザー自らが USPTO が打ち出す施策の真意を読み取り、当該施策に対する意見、要望などのインプットを行う機会として、ますます重要性が高まるものと考えられる。日本貿易振興機構ニューヨーク事務所では、2018 年も引き続き本会合を充実させていきたいと考えているので、ユーザーの皆様の積極的な参加を待っている。

日本貿易振興機構ニューヨーク事務所では、上記 IP-PAC の情報や米国知財情報をメールマガジンで定期的に配信している。以下リンクより登録可能であり、ご関心のある方は是非ご登録されたい。
https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3772&lang=en

3 欧州における動向

欧州では近年、欧州特許制度改革の動きが活発であり、単一効特許制度と統一特許訴訟制度の導入に向けて前進している一方、英国の欧州連合（EU）離脱問題（いわゆるBrexit）との関係で、本制度の施行について不透明性が生じている。

また、欧州では、欧州特許庁が中核として大きな役割を担っており、様々な取組の下、欧州特許庁が開発するサーチや分類のシステムは欧州外へも広がりを見せている。その一方で、欧州各国特許庁も欧州特許庁と協調し、また、差別化を図りながら、様々な取組を行っている。

本節では、我が国との関係に加え、欧州における近年の知的財産政策の動向、及び欧州連合（EU）、欧州特許庁（EPO）、欧州連合知的財産庁（EUIPO）、各国知的財産庁の各種取組について紹介する。

(1)我が国との関係

我が国と欧州は、EU、EPO、EUIPO、各国知的財産庁を通じて様々な関わりを持っている。

特許の分野においては、日本国特許庁（JPO）とEPOの間で、日米欧三極協力、日米欧中韓五大特許庁協力を通して交流を図っている。意匠分野においては、日欧意匠専門家会合や日米欧中韓の意匠五庁（ID5）会合を通じて、EUIPOと協力を行っている。商標の分野においては、日米欧中韓の商標五庁（TM5）会合を通して意見交換を行っている。その他、JPOと欧州各国の知的財産庁の間においても、政策、人材交流等を通じて積極的に関わりを持っている。

2013年から交渉が開始された日・EU間の経済連携協定（EPA）に関しては、2017年12月に交渉妥結に至った。当該EPAを通じて我が国と欧州の関係がより深まることが期待されている。

(2)近年の知的財産政策の動向

①欧州特許制度改革の動き

現在、欧州の複数の国において特許を取得する場合には、各国の知的財産庁に対してそれぞれ直接出願を行うほかに、欧州特許条約（EPC）に基づく出願を行うことが可能であり、EPOにおいて出願及び審査を一元的に行うことができる。しかし、EPCに基づく出願を行う際は、英語、ドイツ語、フランス語を手続言語とするものの、各国で特許権を有効なものとするためには、EPOにおいて特許査定がなされた後に、原則として、特許請求の範囲と明細書を各国の言語に翻訳する必要がある。また、各国の権利は独立しているため、特許権を行使する際には、各国で訴訟を提起する必要がある。これら出願人に課される翻訳費用や訴訟費用の負担を軽減すべく、欧州委員会のイニシアチブの下、2012年12月、欧州議会及びEU理事会は統一的な効力を有する欧州単一効特許（以下、「単一特許」）を創設するため規則を採択、また、2013年2月には、特許権成立後の侵害や有効性についての訴訟手続を一元的なものとする統一特許裁判所を創設する協定がEU各国の署名により成立した。

単一特許の制度においては、既存の欧州特許と同様に、EPOで出願から審査までの手続を経た後、2017年3月末時点で参加を表明していないスペイン、クロアチアを除く26のEU加盟国の間で単一的な効力が与えられる。また、新たに創設される統一特許裁判所は、批准した協定締約国において、単一特許のみならず、欧州特許についても専属管轄を有することとされている。単一特許規則については、統一特許裁判所協定と同時に適用が開始されることになっており、そして、統一特許裁判所協定の発効には、英独仏を含む13か国以上による批准、及び、ブリュッセルI規則[1]

1 EU加盟国間における国際裁判管轄ルールを定め、判決の承認と執行に関する手続の統一及び簡素化を図るための規則。

の改正が必要と規定されている。2018年4月時点では、オーストリア、フランス、スウェーデン、ベルギー、デンマーク、マルタ、ルクセンブルク、ポルトガル、フィンランド、ブルガリア、オランダ、イタリア、エストニア、リトアニア、ラトビア、英国（正式批准の完了順に記載）の16か国が批准済みである。一方、2017年12月、欧州統一特許裁判所準備委員会は、2017年に生じたドイツのUPC協定批准に係る違憲訴訟の影響により、ドイツの同協定への批准が現時点では不透明な状況であり、UPC協定がいつ施行されるのか、タイムラインを予測することは困難な状況であるとしている。特別委員会[1]により、単一特許保護に関する実施細則（単一効の請求手続、ライセンス・オブ・ライトの申請手続、更新手数料の支払手続、登録原簿への登録等）の策定作業が行われ、そして、統一特許裁判所準備委員会[2]により、法的枠組み、財政、情報技術（IT）、施設、及び人材・研修の五つの作業部会に分かれて統一特許裁判所の運用開始へ向けた準備が進められている。

3-1-7図　現行の出願ルート

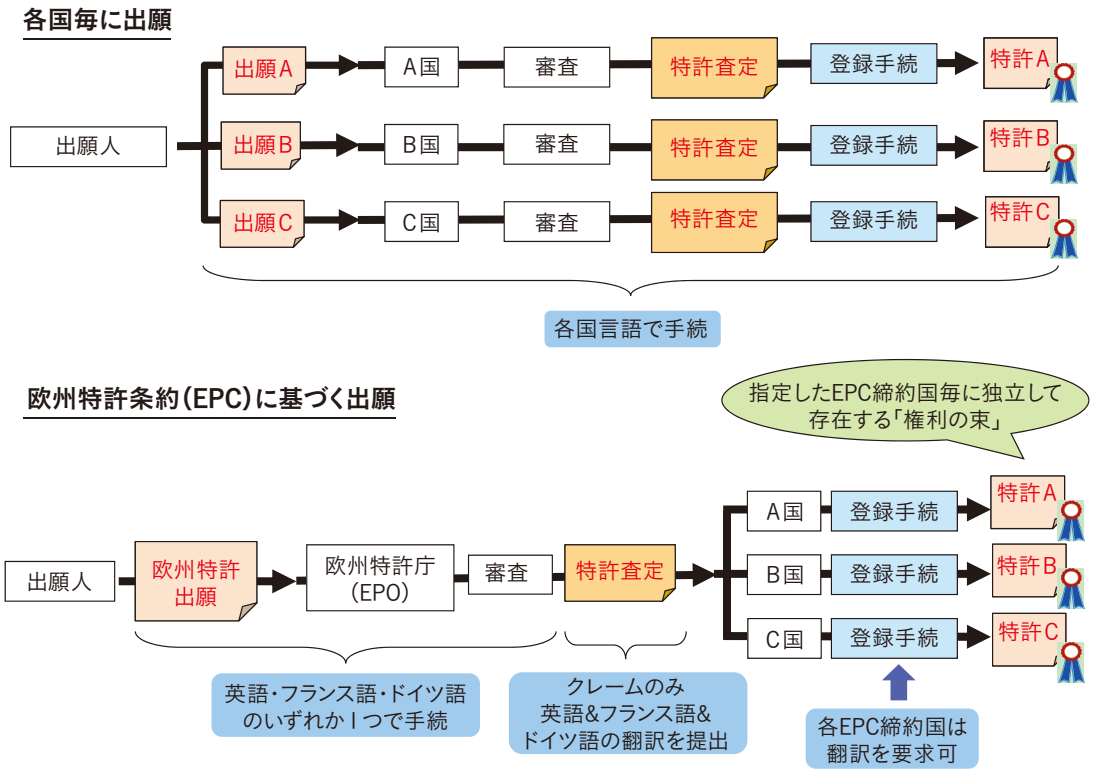

（資料）特許庁作成

1　単一特許規則第9条(2)の規定に基づいて設置された委員会であり、単一特許の更新手数料の水準及び更新手数料の参加加盟国への配分割合を決定し、EPOによって行われる単一特許の管理業務を統治・監視するもの。
2　統一特許裁判所の署名国の代表者によって構成される委員会であり、統一特許裁判所が円滑に運用開始できるよう準備を行うもの。

3-1-8図 単一特許の出願ルート

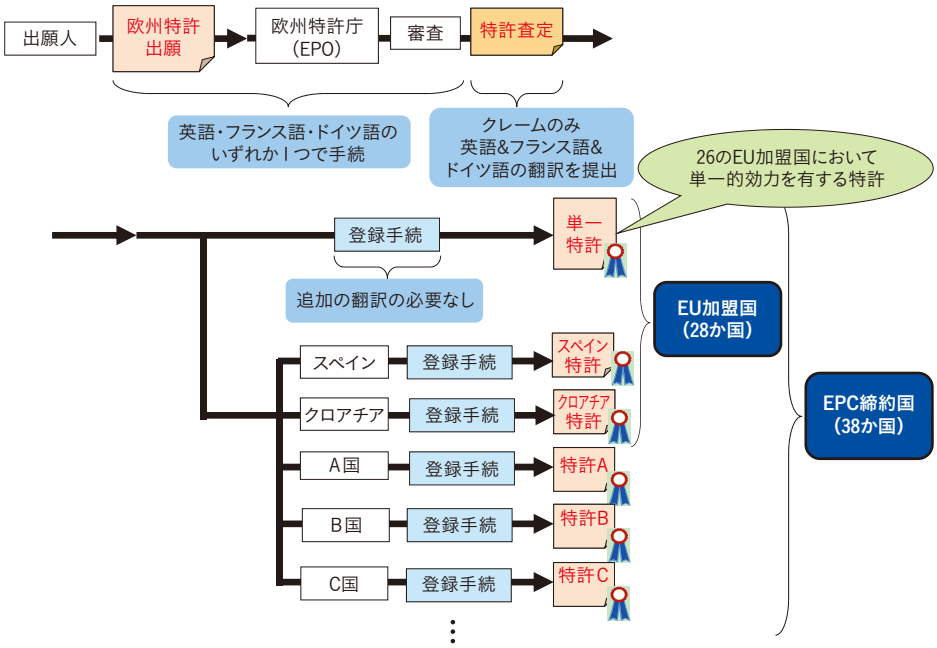

（資料）特許庁作成

(3) EPOの取組

①概要

欧州の特許制度については、EPOが中核として大きな役割を担っている。EPOはEPCに基づき設立された機関であり、EPCの現在の締約国数は38か国になる。EPOにおいて審査され、特許査定された場合、指定した締約国において特許として効力が発生する。

また、EPCの締約国（38か国）・拡張協定国（2か国）以外でも、欧州特許の認証制度を導入する例があり、すでにモロッコ、モルドバ、チュニジアにおいて導入されており、2017年1月には、EPOがカンボジアと欧州特許の認証に関する合意文書に署名しており、カンボジアにおける欧州特許の認証に関する合意が2018年3月1日に発効した。

また、EPOは、ユーラシア特許庁（EAPO）及びブラジル産業財産権庁（INPI）と特許審査ハイウェイ（PPH）試行プログラムを開始することに合意した旨、2017年10月に公表した。これをもって、EPOとPPH合意をした特許庁は15となった。EPOは、審査の質、効率性、出願人の利便性の向上に向け、以下のような取組を強化している。

②係属中の出願の法的安定性を向上させる枠組みについて

EPOは、2014年7月から、調査報告等を適時に発行することにより、係属中の出願の法的安定性を向上させる「Early Certainty from Search」というスキームを実施しており、全ての欧州出願について、出願日から6月以内に調査報告及び見解書を発行することを目標としていたところ、2016年、2017年ともに目標を達成している（2016年:5.1月、2017年:4.8月）。そして、さらなる目標として、2020年までに審査請求から特許査定までの期間を12月以内（2017年:22.1月）、異議申立ての審理結果が得られるまでの期間（2017年:22.4月）を15月以内とすることを挙げている。

③手続料金について

EPOは、2018年4月1日より料金を改定した。概要は以下の通りである。

・これまで、PCT国際出願において、日本特許庁（JPO）、米国特許商標庁（USPTO）、中国国家知的財産権局（SIPO）、韓国特許庁（KIPO）、ロシア特許庁（Rospatent）、及び、オーストラリア特許庁（IP Australia）

が国際調査を実施したPCT国際出願が欧州特許条約域内の出願に移行した場合、補充欧州調査料に対して減額措置（190ユーロ減額）が適用されていたところ、今回の改定によりこの減額措置を撤廃。

- 審査料について、EPOが国際予備審査報告を作成したPCT国際出願がEPC出願に移行した場合における減額割合を、50%から75%へと拡大。
- 審判請求料について、約20%増額（※中小企業、個人、大学等を除く）。
- 出願料について、キャラクターコードのフォーマット（XMLベース）に基づいてオンラインEPC出願をした場合減額される一方、オンライン以外のEPC出願については増額。
- 特許査定料について、全ての補正書、訂正書、及び、クレーム翻訳書が、キャラクターコードのフォーマット（XMLベース）に基づいてオンライン提出された場合は減額する一方、それ以外の場合は増額（※2019年4月1日以降に特許査定料が納付された出願の場合）。

④各特許庁との共通特許分類（CPC）

a. EPO・米国

2010年10月、EPOは、USPTOとともに、両庁間で共通に用いる特許分類であるCPC（Cooperative Patent Classification）を作成することを発表し、現在両庁ともにCPCを付与している。さらに、両庁は他庁への積極的なCPCのトレーニングを通じて、CPC使用国の拡充に努めており、現時点で、45の知的財産庁の特許文献に対しCPCの付与が行われ、CPCが付与された各国の文献の総数は約5億にのぼる。

また、CPCは年4回程度の改正が行われており、2017年には、1月、2月、5月、8月に改正が行われた。

b. 中国

2013年6月、EPOは、SIPOがCPCを使用することに合意したと公表した。この合意においては、2014年1月から、SIPOはいくつかの技術分野において新規に公開される特許出願について、EPOによる特別研修を受けた後に、CPCの付与を開始するとともに、2016年1月からは全ての技術分野の特許出願についてCPCを付与するよう努力することとされた。2017年時点で、SIPOは全ての技術分野の新規出願に対するCPCの付与に加えて、一部の公開済の特許文献に対して再分類も行っている。

c. 韓国

KIPOは、2015年1月より全技術分野の新規出願に対してCPCを付与しているところ、過去の特許文献に対する付与も進めており、2018年末までに全ての過去文献に対するCPCの付与を完了する見込みである。

d. トルコ

2018年2月、トルコ特許商標庁（TURKPATENT）は、2018年4月より全ての技術分野における、特許出願、実用新案、PCT出願に対してCPCを付与することを発表した。

e. アルゼンチン

アルゼンチン産業財産庁（INPI）とEPOとは、INPIによるCPCの導入についてのMOUに署名した。INPIは、2019年1月までにCPCの付与を開始する予定である。

(4)欧州連合知的財産庁（EUIPO）の取組

①概要

欧州連合知的財産庁（EUIPO）は、共同体商標（現欧州連合商標）や登録共同体意匠の権利付与の役割を持っているとともに、「知的財産権の侵害に関する欧州監視部門（European Observatory on Infringements of Intellectual Property Rights）」が委任されており、知的財産権の権利行使においても重要な役割を担っている。

2015年12月、欧州議会により、共同体商標規則の改正を含む商標制度改革パッケージ法案が採択され、2016年3月23日にEU商標規則が施行されたことに伴い、OHIMから

EUIPOへの改称や、共同体商標の名称の欧州連合商標（EUTM）への改称、EUTMに係る料金の変更等といった変更がなされた。

②ストラテジックプラン2020

欧州知的財産庁（EUIPO）は、2016年6月1日、2020年までの同庁の活動指針を定める「戦略計画2020（Strategic Plan 2020）」を公表した。

戦略計画2020は、「ビジョン」を頂点に掲げ、それから生じる「戦略的目的（Strategic Goals）」及びさらにそれらを細分化した「行動方針（Lines of Action）」といった階層構成である。「行動方針」においては、職員の能力開発や実務環境の最適化、EUIPOにおける財政管理の強化、ITセキュリティの強化、IPツールやデータベースの開発・改善、EU各庁間のネットワークの強化、規則改正に対する各加盟国へのサポート、知財分野における証拠ベースの調査研究の実施、欧州企業に対する知財権の保護に係る支援等、多岐に渡って言及されている。

(5)欧州各国の取組

①英国

ビジネス・イノベーション・職業技能省の下に、英国知的財産庁（UKIPO）が設置されている。同省が、特許、商標、意匠、及び著作権を所管しており、イノベーション促進の観点から知的財産権に関する責任を担っている。UKIPOは、PPHについても早くから取り組むなど、国際的な取組も活発であり、現在、日本、米国、韓国、カナダとPPHを実施している。また、オーストラリア、カナダの特許庁とバンクーバーグループを構成し、同グループ内での特許審査ワークシェアリングの促進、そのためのITシステムの整備等の協力を実施している。

2016年6月23日の英国における欧州連合（EU）離脱の是非を問う国民投票の結果、EU離脱を是とする投票が過半数を占めた。これを受けて、2016年8月2日に、英国知的財産庁（UKIPO）は、知財法制に関する見解を公表した。

商標及び意匠に関しては、政府として、今後様々なオプションを追求し、最善の方法についてユーザーと協議していくこと、EU離脱後であっても英国産業界は欧州連合商標及び共同体意匠の登録を行うことは可能であることが示された。

商標に関しては、英国は既にマドリッド制度のメンバーであり、一方、意匠に関しては、ハーグ協定加入のための批准書が2018年6月に発効する予定である。また、英国の非登録意匠権及び著作権を通じた非登録意匠の保護は引き続き存続予定であることが示された。

特許に関して、当該国民投票の結果は、欧州特許庁に特許保護を求める上で影響を与えるものではなく、また英国を含む現存する欧州特許についても影響を受けることはない旨示された。また、英国のEU離脱は、欧州特許条約（EPC）における現行の欧州特許制度に影響を与えないこと、統一特許裁判所に係る議論に関しても当面変更はなく、引き続きこれに係る会合への参加を継続していくことが示された。

②ドイツ

ドイツは、地理的な位置ばかりでなく、国の規模や国力の面でも欧州の中心的な存在である。製造業も盛んであり、特許出願や特許訴訟も他の欧州の国に比べて多く、税関等も模倣品の取締りに積極的であると言われている。また、ミュンヘンには、EPOや世界的に有名なマックス・プランク知的財産・競争法研究所がある。ドイツの知的財産制度については、連邦司法省の下にドイツ特許商標庁が設けられ、そこがドイツ国内の特許、実用新案、商標及び意匠の審査・登録や、従業者発明の報償の調停等の中核を担っている。

③フランス

フランス経済・財政・産業省の所管庁の下にフランス産業財産権庁（INPI:Institut national de la propriété industrielle）が設置されており、特許制度、意匠制度、商標

制度を所管している。

同庁は、フランス国内に22の地方支局を持っている。この地方支局においては、特許出願、商標出願を受理することが可能となっているだけでなく、出願に関するアドバイス、コンサルティングのサービスを中小企業、大学等に提供している。また、企業の知的財産戦略を分析した上で、更なる知的財産の活用によってどのような利益を得ることができるのか情報提供を行い、知的財産に対する認識を向上させる活動を実施するなど、きめ細かい支援を行っている。

さらに、同庁は、ドバイ（アラブ首長国連邦）、北京（中国）、ラバト（モロッコ）、ブラジリア（ブラジル）に模倣品対策を目的とした海外拠点を有している。

④その他の欧州各国

EPOが存在する一方、欧州各国にも特許庁が存在し、EPOへの業務の集中化と分散化をめぐって綱引きが行われている。このような状況で、中小規模の知財庁は様々な取組を行っている。

a. 国際調査機関・国際予備審査機関

スウェーデン特許登録庁は、デンマーク、フィンランド、アイスランド、ノルウェー、スウェーデンの北欧5か国からの出願に対して国際調査機関、国際予備審査機関として活動することが認められており、手続言語もデンマーク語、英語、フランス語、フィンランド語、ノルウェー語、スウェーデン語と6つの言語をカバーしている。また、1998年よりトルコ特許庁から審査の外注を請け負っている。

さらに、デンマーク特許商標庁の建物内に存在する「北欧特許庁」は、デンマーク、ノルウェー、アイスランドの3か国によって2006年に設立され、主にPCTの国際調査機関、国際予備審査機関として活動している。北欧特許庁は、EPOと異なり仮想的な機関であり、実際の審査業務は、デンマーク特許商標庁とノルウェー産業財産庁に下請けされている（アイスランド特許庁は実体審査機能を有していない）。

b. 中小規模の知財庁の独創的なサービス

欧州のいくつかの中小規模の知財庁では、独自の有料サービスを提供している。オーストリア特許庁は、先行文献サーチ、侵害サーチ等のサービス、北欧特許庁は、先行文献サーチのサービスを提供している。スウェーデン特許庁は、新規性サーチ、既に成立している特許の有効性サーチ等のサービスを提供する他、技術動向分析サービスを提供している。

また、英語による審査を受け付けている知財庁もあり、スウェーデン特許庁ではスウェーデン国内特許出願について、英語での手続が可能であるとともに、ノルウェー産業財産庁は、欧州特許条約のロンドン・アグリーメントへの対応により、欧州特許をノルウェーで権利化する際のノルウェー語への翻訳要件を緩和するとともに、ノルウェー国内特許出願及びPCT国際特許出願のノルウェー国内段階についても、英語での特許取得手続が可能である。

Column 31

BREXITと知的財産

日本貿易振興機構 デュッセルドルフ事務所

2019年3月30日0時0分（CET中央ヨーロッパ時間）、英国でEU法が適用されなくなる。今後の状況次第とはいえ間近に迫っている現実である。

ここ数年の欧州における最も大きなニュースは、英国のEU離脱（BREXIT）問題といえるのではないだろうか。この歴史的な出来事は、知的財産制度にも大きな影響を及ぼすことが予想される。

40年ほど議論されてきた欧州単一特許・統一特許裁判所制度の開始は2018年4月の英国の批准を受けドイツの批准を残すのみとなったが、BREXIT後の同制度における英国の立場は不透明である。しかし、将来的な制度である欧州単一特許・統一特許裁判所制度以上に、既にEUの制度として運用されている欧州連合商標・共同体意匠への影響は深刻である。

2017年12月1日、欧州委員会は、EUと英国の間の離脱協定次第としつつも、EU離脱日前に登録された欧州連合商標・共同体意匠等は、離脱日以降、英国において効力を有しなくなることなどを明らかにした。突然知的財産を失うことになればビジネス上の大問題である。離脱協定案では、英国内の措置によって引き続き効力を保持するべきとの条項が盛り込まれているが、今後の交渉の行方が注目される。

弊所知的財産部では、引き続き欧州知的財産動向を注視し、適時の情報発信に努めていきたい。

4 中国における動向

中国は、今や世界で最も多く専利（我が国における「特許・実用新案・意匠」に相当）及び商標の出願を受理する国となった。これは、急速な経済発展に伴って、経済活動に必須である知的財産権の確保が一層重要となっていることを表しているといえよう。特に、2008年に中国国務院より公布された「国家知的財産権戦略綱要」で定められた目標を達成するため、各省庁や地方等、様々なレベルで各種の計画を策定し、産業財産権の取得奨励をはじめとする知的財産権に対する認識が浸透してきたこと、製造拠点から巨大市場として中国の位置付けが変化する中で、多国籍企業と現地企業の合弁によるR&Dの現地化が進展していること等を背景として、国内出願人による権利取得の活発化が目立っている。このような状況下では、輸出入共に中国を主要貿易相手国とする我が国にとっても、中国における知的財産権保護の重要性は高まる一方である。

本節では、我が国との関係に加え、中国における近年の知的財産政策の動向、及び専利を所管する中国国家知識産権局（SIPO[1]）、商標を所管する中国国家工商行政管理総局（SAIC[2]）の各取組について紹介する[3]。

(1)我が国との関係

①我が国とSIPOの取組

日本国特許庁（JPO）とSIPOは、二国間及び多国間での枠組みを利用し、制度・審査実務、意匠、機械化、人材育成、審判等、幅広い分野で協力を推進している。2009年12月にはJPOとSIPOの間で、特許権・実用新案権・意匠権に関する協力を強化するための覚書（特許庁間協力覚書）を締結し、2009年9月には、独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）と国家知識産権局中国知識産権トレーニングセンターとの間で、知的財産人材の育成に関する協力覚書（人材育成協力覚書）を締結した。

JPOとSIPOは、2017年11月に開催した第24回日中特許庁長官会合において、日中法制度・運用意見交換会について、ユーザーとの交流強化を含む協力拡充に合意したほか、人工知能（AI）の業務適用に関する日中の取組について情報共有を行うことに合意した。この他、特許、意匠、機械化、審判、人材育成等、多方面にわたる協力について議論を行った。

②我が国とSAICの取組

a. 二国間での協力

JPOとSAICは、二国間及び多国間での枠組みを利用し、制度・審査実務、人材育成等、幅広い分野で協力を推進している。2009年8月には経済産業省とSAICの間で、大臣レベルで「知的財産保護の協力に関する覚書」を交換し、当該覚書に基づき策定された年間作業計画に沿って「日中商標審査担当官交流」を実施する等、商標の登録、審査等の分野における協力を進めてきた。

JPOとSAICは、2017年11月にハイレベル会談を実施し、両国における審査処理促進に関する取組、商標制度に関する動向、今後の両国のハイレベル及び実務レベルでの交流等について意見交換を行った。また、2017年11月にスペイン・アリカンテで開催されたTM5年次会合の機会を利用して意見交換を実施し、審査処理促進等、双方の関心事項に基づく事務レベルの交流実施ついて議論を行った。さらに、2018年1月には、SAIC一行がJPOを訪問し、商標審査の機械化及び効率化に関する意見交換等を実施したほか、商標分野における今後の協力に向けた双方の関心事項について議論を行った。

1 SIPO：State Intellectual Property Office of the People's Republic of China
2 SAIC：State Administration for Industry and Commerce of the People's Republic of China
3 従前、専利は国家知識産権局（SIPO）、商標は国家工商行政管理総局（SAIC）が所管していたところ、2018年3月の第13期全国人民代表大会において、中国政府（国務院）機構改革方案が可決されたことを受け、専利、商標ともにSIPOが所管することとなった。

b. 冒認商標出願への対応

冒認商標出願について、日本国特許庁は中国政府との情報交換や意見交換を通じて、適正な審査が行われるよう協力を進めると共に、この問題に対処するためのユーザーへの支援サービスとして、2008年6月に公表した「中国・台湾での我が国地名の第三者による商標出願問題への総合的支援策」に基づき、商標検索・法的対応措置に関するマニュアルを作成し、都道府県、政令指定都市、農業関連団体等に配布するなど、幅広く情報提供を実施している。また、北京・台北に「冒認商標問題特別相談窓口[1]」を設置して、我が国の自治体等関係者の相談に対応している。

さらに、冒認商標出願問題対策としては、先に商標権を取得することが重要であるが、中小企業にとっては出願・弁理士・翻訳の費用等の負担が大きいことに鑑み、JPOは、外国出願に要する費用の補助も行っている。加えて、2015年度からは冒認出願等により海外で訴えられた場合の訴訟費用の助成、2016年度からは冒認商標を取り消すための係争費用も助成対象とするなど、支援を拡充している。

(2)近年の知的財産政策の動向

中国では、「国家知的財産権戦略綱要」(2008年公表)による第1段階の5年間の目標を達成したとして、さらに国家知的財産戦略を深化させるために、2015年1月に中国国務院から「国家知的財産戦略を深化させて実施する行動計画(2014－2020年)」が公布され、1万人当りの発明専利保有数、専利出願の実質審査平均期間等について、2014－2020年の主要予測指標が定められた。また、国家知的財産戦略の実施を徹底し、知的財産権重点分野の改革を深化し、より厳格的な知的財産権保護を実施し、新技術や新産業、新業態の発展を促進し、産業の国際化レベルを向上させ、大衆創業・万衆創新を保障、奨励する方針のもと、2015年12月に中国国務院から「新たな情勢における知的財産強国建設の加速に関する若干意見」が公布された。さらに、知財保護環境の改善、知財運用収益の顕在化、知財総合能力の向上を発展目標として、2016年12月に中国国務院から「十三五期間における国家知的財産権保護と運用計画」が公布された。これらの国家政策に基づき、中国では、政府機関や地方政府等、様々なレベルで各種の知的財産政策が策定されている。

(3)SIPOの取組

SIPOは、特許、実用新案、意匠に関する業務を所管する、国務院直属機構である。

①SIPOの政策動向

a. 制度改正に向けた動き

ア)専利法改正に向けた動き

中国では、中華人民共和国専利法という一つの法律によって、発明、考案、意匠が、それぞれ「発明専利」、「実用新型専利」、「外観設計専利」として保護されている。同法は、1985年施行、1993年に第一次改正法施行、2001年に第二次改正法施行、2009年に第三次改正法施行、と約8年おきに改正がなされてきた。第四次改正については、専利保護の強化、専利活用の促進、専利水準の向上等の観点からの検討を経て、2015年4月にSIPOによる専利法改正案(意見募集稿)、同年12月に中国国務院法制弁公室による専利法改正案(送審稿)の公開意見募集が行われた。

2018年3月に国務院が発表した「2018年立法作業計画」では、全国人民代表大会での審議対象案件として、専利法改正が挙げられている。

イ)職務発明条例制定に向けた動き

中国における職務発明は、専利法及び専利法実施細則で規定されており、原則、使用者

1 http://www.jpo.go.jp/torikumi/kokusai/kokusai2/shohyo_syutugantaisaku.htm

に帰属するものとされ、使用者・従業者間で契約がある場合はそれに従った報奨や報酬、契約がない場合には、法定された支払方法、最低金額及び料率に従った報奨や報酬を与える必要があるとされている。しかし、専利法以外の知的財産関係法では同様の規定がないこと、専利法については使用者に帰属することで従業者の権利が無視され発明に対するインセンティブが働かないこと等を課題として、これまでに幾度の公開意見募集及び検討作業が行われ、2015年4月、条例の形式で職務発明に係る手続を定める「職務発明条例」草案（送審稿）が国務院法制弁公室から公表された。

条例草案は、発明報告制度[1]や、報奨や報酬の支給義務や額の算定、事業体による職務発明の譲渡に係る発明者の権利、国有企業等における職務発明の不実施の取扱い、税制上の優遇措置、監督管理部門における事業体による職務発明制度の履行状況の監督検査の実施、発明者氏名表示権・報奨・報酬及び権利帰属に係る紛争の取扱い、事業体と発明者との取り決めの登録等が盛り込まれた案となっている。

b. 審査体制の強化

SIPOは、審査官の採用数拡大を柱とする審査体制の強化を進めており、2010年に発表された全国専利事業発展戦略（2011－2020年）において、2015年までに審査官数を9,000名とする目標が掲げられた。この方針の下、SIPOの下部組織である専利審査協作中心を北京、江蘇、広東、河南、湖北、天津、四川、福建に設立した。2016年末におけるSIPO及び各センターの審査官数は、1万人超となっている。

c. 特許審査ハイウェイ(PPH)の拡大

SIPOは、2011年11月の日中PPH 試行プログラムの開始を皮切りにPPHの対象国を徐々に拡大している。日中PPH 試行プログラムは、最近では、2015年11月1日よりさらに3年間試行期間が延長された。

(4) SAICの取組

SAICは、市場監督管理と関連する行政法執行業務を主管する国務院直属機関である。その一部局として、商標登録業務及びその管理業務、異議申立ての裁定、馳名商標（著名商標）の認定、商標権侵害事件の調査及び処理等を行う「商標局」、拒絶査定不服審判、異議決定不服審判、不正登録等による取消審判、不使用取消審判、馳名商標の認定等を行う「商標評審委員会」を傘下に有する。

①SAICの政策動向

a. 制度改正

第三次中国商標法改正については、改正商標法が2013年8月に全国人民代表大会常務委員会で可決され、2014年5月1日より施行された。改正商標法は、出願人の利便性向上や公平競争の市場秩序の維持、商標権の保護強化等を目指したものである。

また、下位法令である中国商標法実施条例は、2014年5月1日に改正実施条例が施行された。審判手続に関するSAICの局令である「商標評審規則」は、2014年6月1日に改正規則が施行された。同じくSAICの局令である馳名商標認定保護規定は、2014年7月3日公表された（公表の30日後に施行）。そのほか、人民法院による商標事件審理の管轄、法律適用等の問題について制定した、最高人民法院「改正商標法の施行決定後の商標事件の管轄と法律適用の問題に関する解釈」や、改正商標法施行に伴う、商標審査、商標審判、商標監督管理に関する経過措置についての通知を定めた、「SAICによる改正実施後の《中華人民共和国商標法》に関する問題の通知」等についても公布、施行されている。

そして、第三次商標法改正に対応した基準策定及び商標審査、商標審理の更なる適正化

1 発明者における事業体への発明の報告義務と事業体の回答義務、職務発明について知的財産権を出願・放棄する場合の事業体の発明者への通知義務等であり、時期的制限を含む。

を目的として、2017年1月4日にSAICから「改正商標審査及び審理基準」が公布、施行され、音声商標の審査基準の追加、審査意見書の運用基準の追加、先使用の判定基準の明確化等が規定された。

b. 審査体制の強化

SAICは、増大する商標出願に対応すべく、商標審査の体制強化を進めている。この方針の下、2014年5月に、SAICの委託を受けて商標審査業務を行う商標審査協作中心が設立された。商標審査協作中心は、現在、北京、広州、上海及び重慶に設立されており、今後も増設される予定である。また、2017年11月、SAICは、審査期間を2018年末までに6か月に短縮する目標を発表し、2018年3月には2018年政府活動計画において商標登録に係る期間を大幅に短縮することが盛り込まれている。

c. 手続料金の引下げ

2017年3月30日、SAICは「商標登録料金基準の調整に関する公告」を発表し、2017年4月1日から商標出願費用を50%引き下げると発表した。公告によると、商標出願、商標登録証書の再発行、登録商標譲渡、登録商標更新など13項目で費用がそれぞれ50%引き下げられた。商標出願費用はこれまでの600元（1商標1区分、指定商品/役務が10以下）から300元に引き下げられた。

3-1-9図 商標登録料金基準の調整に関する公告

料金項目	料金基準
商標登録出願受理料	300元（1区分あたり商品10個に限定。10個以上の商品がある場合、超過部分の商品は、1個ごとに30元を追加する。）
商標登録証再発行料	500元
登録商標譲渡申請受理料	500元
更新登録料	1,000元
更新登録料の割増登録料	250元
商標評審受理料	750元
登録項目変更料	250元
商標登録証明書交付料	50元
団体商標登録出願受理料	1,500元
証明商標登録出願受理料	1,500元
商標異議申立料	500元
登録取消申請料	500元
商標使用許諾契約届出料	150元

（資料）JETRO北京「国家商標局、商標出願費用を5割引き下げ、4月1日より」（2017年3月31日）

Column 32

中国知財体制の進展

日本貿易振興機構　北京事務所

習近平国家主席は、2018年4月10日、ボアオアジアフォーラムの年次総会での講演で、対外開放を拡大するとして、知的財産権保護の強化を含む4つの措置に言及した。その中で、国家知的財産権局の立て直しを図り、「法執行を強化し」、違法行為によるコストを大幅に引き上げることで、法律の抑止力を十分に発揮させていくとしている。

そこで、「知財関係部門の再編」と「知的財産関連裁判の改革促進」を紹介する。

1. 中国知財関係部門の再編

2018年3月、中国国務院は全国人民代表大会において、5年ぶりとなる機構改革案を発表した。機構改革案では、知的財産権の創造・保護・活用を強化することはイノベーション型国家建設のために重要な方策であるとし、また、専利と商標を別々に管理することで行政の管轄が重複している問題を解決し、知的財産権の管理体制を改善することを狙いとして国家知識産権局を再編する方針を示した。

改革案では、国家工商行政管理総局の商標管理業務、国家質量監督検験検疫総局の原産地表示の管理業務が国家知識産権局に統合されることになる。

なお、専利権、商標権に関する法執行業務は、国家知識産権局を管轄する国家市場監督管理総局が担う。

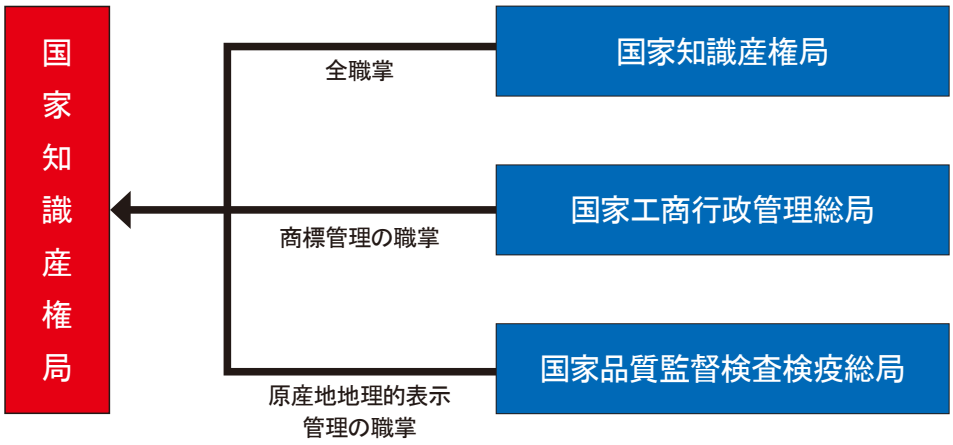

2. 知的財産関連裁判の改革促進

2017年11月20日、習近平主席が主催した第19回中央改革全面的推進指導グループ第1回会議において「知識産権裁判分野の改革・イノベーション強化における若干の問題に関する意見」が取り纏められた。

そして、2018年2月27日、中国共産党中央員会弁公庁及び中華人民共和国国務院弁公庁が、同意見を発表した。この中で、知的財産権保護は、イノベーション促進の基本的な手段であり、イノベーションの原動力を保証するものであり、国際競争力の主な要素であると述べられている。また、訴訟の証拠ルールの構築、知的財産権の価値を反映する権利侵害の損害賠償制度の構築、国レベルの控訴審査の仕組みの研究、北京・天津・河北の三地域をはじめ複数地域の技術系知的財産権事件の一括管轄の模索など、12の具体的措置が掲げられた。

この「意見」が出される前から、2018年3月までに、地域管轄を跨ぐ知財法廷が南京、武漢、成都、杭州、西安などの15か所の中級人民法院に設置された。また、2018年1月には、最高人民法院から、原告の賠償請求額を全額認めた案例や商標権侵害の悪質性を認めた案例をまとめた「財産権・企業家の合法権益を保護した典型案例」が出されるなど、知財裁判分野の改革は進んでいる。この改革が更に加速することに期待したい。

5 韓国における動向

韓国では、2011年の知識財産[1]基本法の施行を受けて、国家知識財産委員会が設立され、知識財産強国及び豊かな未来の実現のため、知識財産の創出・保護・活用の好循環を政策目標に掲げて、様々な取組を積極的に推進している。2017年は、国際裁判部の設置法案可決、第二次知識財産基本計画の策定、第4次産業革命時代における知的財産政策方向の公表等、韓国の知的財産制度は多くの変化があった1年であった。

本節では、我が国との関係に加え、韓国における近年の知的財産政策の動向及び韓国特許庁（KIPO）の各種取組について紹介する。

(1)我が国との関係

日本国特許庁（JPO）とKIPOとは、1983年に第1回日韓特許庁長官会合を開催して以降、意匠、商標、審判、機械化に関する各種専門家会合や、人材育成機関間の会合等を開催し、二国間の課題について意見交換を行っている。また、両庁における国際審査官協議も積極的に行われており、特許・商標審査についての相互信頼の醸成を図っている。

①KIPOとの各種会合について

a. 日韓特許庁長官会合

第29回日韓特許庁長官会合は、2017年12月に韓国済州島で開催され、JPO及びKIPOにおける人工知能（AI）の業務適用等、第4次産業革命に対応するための取組に関する情報共有に合意した。

b. 日韓意匠専門家会合

第16回日韓意匠専門家会合は、2017年9月に韓国・ソウルで開催され、日韓双方の意匠保護制度、意匠審査実務、ロカルノ分類に基づく意匠分類の開発、ハーグ国際意匠登録出願の審査判断手法等について情報・意見交換を行った。

c. 日韓商標専門家会合

第15回日韓商標審査専門家会合は、2018年2月に韓国・ソウルにて開催され、JPO及びKIPO双方の最新の動向、商標法及び制度、商品及び役務の分類、品質管理等について情報・意見交換が行われた。また、2016年に引き続き、地域団体商標・地理的表示（GI）リストを交換した。

d. 日韓審判専門家会合

第8回日韓審判専門家会合は、2017年7月に東京で開催され、日本の判定制度及び韓国の権利範囲確認審判、商標審判制度及び口頭審理等に関する意見交換を行った。

e. 日韓機械化専門家会合

第20回日韓機械化専門家会合は、2017年7月に東京にて開催され、グローバルドシエ、機械翻訳、特許情報の交換等について議論し、引き続き協力を進めていくことに合意した。

(2)近年の知的財産政策の動向

韓国政府は、2016年末に策定された第2次知識財産基本計画(2017-2021)に基づき「第4次産業革命を先導するIP国家競争力確保」を目指した取組を行うとしている。また、2014年10月には、与野党議員と官民専門家が参加し、グローバル特許立国への飛躍を目的とする「世界特許ハブ国家」推進委員会が発足し、知的財産関連法の改正等の環境整備に取り組んでいる。

①知識財産基本法と国家知識財産基本計画

2011年7月の「知識財産基本法」の施行に

1 韓国では、2011年7月の「知識財産基本法施行令」の制定に合わせ、文学・芸術・デザイン・発明・特許等、全ての知的活動により創出される無形財産に関する法律用語を「知識財産」に統一している。ここでは、固有名詞及び韓国政府による発表を引用した箇所について、「知識財産」の語を使用している。

伴い、政策の立案・推進のために「国家知識財産委員会」が設置され、2011年11月には、「第1次国家知識財産基本計画（2012-2016）」が議決された。この計画の終了を受けて、2016年末に第2次知識財産基本計画（2017-2021）が策定された。この計画では、5大戦略として「高品質IP創出及び事業化の活性化」、「中小企業のIP競争力の向上及び保護強化」、「グローバル市場におけるIP活動支援強化」、「デジタル環境下の著作権の保護及び公正利用の活性化」、「IPの基盤強化」が掲げられ、第4次産業革命、デジタル時代に相応する先進的な知財権システムの構築等が重点推進課題として挙げられている。また、知識財産委員会内に「次世代知識財産システム特別専門委員会」を設置し、第4次産業革命など急変する環境に迅速な対応ができるよう、正しい制度改善の方向性などに関する官民合同の検討システムを構築するとしている。

②世界特許ハブ国家推進委員会の活動

世界特許ハブ国家推進委員会は、各省庁や関連機関と協力し、特許権保護強化のための特許法改正案を2015年2月の臨時国会に発議した。その後、本改正案の中では、証拠提出の強化、及び、計算鑑定人に説明義務を賦課に関する事項が2016年に改正を実現している。

また、2017年3月9日に、国会交渉団体である政策委員会に政策提言している。本案は、（ⅰ）知的財産ガバナンス革新（日本の「省」にあたる知財部の新設等）（ⅱ）強い特許戦略、（ⅲ）グローバル特許戦略（北東アジア知的財産共同体の構築等）、（ⅳ）柔軟な特許戦略（中小企業のアイデア奪取の撲滅、ソフトウェア特許の整備等）を含むものである。

(3)KIPOの取組

KIPOは、特許、実用新案、意匠、商標、半導体集積回路、及び営業秘密を所管する、産業通商資源部の外局である。

①知識財産基盤の創造経済の実現戦略

韓国政府の政策三本柱の一つである「創造経済」の実現に向け、KIPOは2013年6月、「知識財産基盤の創造経済の実現戦略」を発表した。これは、知的財産を基盤とする創造経済を実現するための5か年戦略を定めたもので、「創造と挑戦を通じて国民の幸せを実現」、「知的財産と共に成長する企業」、「創意努力を尊重する創造文化社会」を目標としており、2017年から2018年にかけてもこれに基づき各種取組を実施している。

②KIPOの2018年度の業務計画

KIPOは、2018年2月、2018年業務計画を発表した。主な内容は以下のとおりである。

a. 公共部門の質の高い雇用創出の先導

- 審査処理期間は維持しつつ、先進国レベルの審査投入時間を確保するために、審査人材を増員し、審査品質を大幅に向上させる（2022年までに特許審査人材を1,000人さらに確保）。
- 発明教育センター（199か所）での創造・融合型発明教育を体系的に実施するために、発明教育専任教師を採用。

b. 知的財産サービス業の集中教育

- 公共部門が主導してきた知的財産サービスを民間に大幅に開放し、公共機関は調査会社に対する評価・管理・教育などを担当。
- 付加価値の高い知的財産データを、KIPRIS-PLUS[1]を通して拡大・開放することで、知的財産サービス企業がSMART3[2]の開放データを活用し、新規・応用ビジネスを立ち上げることができるよう支援。
- 大学生、R&D退職人材などを対象に採用連係知的財産教育を実施し、就業率を大幅に引き上げるよう支援。

1　特許庁が保有している国内外の産業財産権情報をOpen API及びバルクデータ方式で加工し、大容量のデータを提供する知的財産情報活用サービス
2　韓国・米国・欧州の登録特許を低価で迅速に評価できるオンライン特許分析評価システム

・IP直接投資ファンドなどのIPサービス業への投資ファンドを造成（1,000億ウォン）して民間中心にIP投資を強化し、知的財産の収益化・事業化を促進する特許管理専門会社（NPE）の育成を積極的に支援。
・特許技術取引、事業化促進及び中小企業における特許費用の負担軽減に向けた知的財産分野の税制改善も継続的に推進。

c. 雇用創出を妨げる規制撤廃

・民間調査会社の参加を拡大し、品質競争体系を強化するために商標・デザイン調査専門機関登録制の導入を推進。
・AI・IoTなど、第4次産業革命分野の特許・デザインに対する優先審査を実施し、韓国企業による知的財産の先取りを支援。
・特許が無効となった場合、すでに納付した特許登録料を全額返すように法改正を行い、審査品質に対する責任行政を実現。
・知的財産ベースの中小・ベンチャー企業が長期にわたり、特許権を維持しつつ事業化につなげるよう、特許手数料を大幅に減免（年金登録料を1-3年目は70%、4-20年目は50%減免することを2018年4月に実施。また、出願料及び最初登録料の年間納付総額の一部を返し、手数料納付時に使う「特許成長リワード」制度も導入）。

d. IPベースの起業活性化支援

・アイデア・知的財産ベースの起業を促進し、スタートアップへの知的財産支援体系を活性化させることで、スタートアップの生存率を上げ、安定的な成長を後押し。
・スタートアップが流動性危機に直面する3-5年目に、企業の将来価値に基づいて資金を調達できるようIP金融を強化し、IP金融の対象を、従来の特許権中心から商標・デザイン権へと拡大。

e. 中小・ベンチャー企業のIP能力強化

・中小・ベンチャー企業が特許セーフティネットを確保できるように、知的財産常時対応体系構築を支援。
・中小企業向け知的財産サービスを提供することで、付加価値の高い知的財産を創出し、事業化を促進。

f. 経済的弱者のIP保護強化

・中小・ベンチャー企業の技術奪取を撲滅させるために、強力な執行を行うと同時に救済手段を導入して問題を是正し、公正経済を実現。
・知的財産侵害に対する損害賠償制度を改善し、知的財産保護の実効性を大幅に高める。
・女性・経済的弱者などが感じる知的財産面での相対的格差を減らす。

③制度改正の動向

2017年の韓国の知的財産制度改正の主な動向として、以下が挙げられる。

a. 特許法一部改正（2017年3月1日施行）

・審査請求期間の短縮（第59条第2項）

早期の権利決定に向け、5年から3年に短縮。国際出願日又は韓国出願日が2017年3月1日以降の出願に適用。

・特許取消申請制度の新設（第132条の2から5）

特許権の登録公告日から6か月以内の期間に何人も申請可能。申請理由は、新規性、進歩性、先願、拡大先願に限定（審査で引用された先行技術文献のみに基づく申請は不可）。2017年の特許取消申請件数は108件。2017年3月1日以降に設定登録された特許に適用。

・特許決定後の職権再審査制度（第66条の3）

特許決定後に明らかな拒絶理由を発見した場合、職権で特許決定を取り消し、その特許出願を再審査することができる。2017年3月1日以降に特許決定された特許出願に適用。

b. デザイン保護法一部改正（2017年9月22日施行）

・新規性喪失の例外規定（グレースピリオド）の拡大（第36条）デザインが公知になった日から6か月→12か月に拡大。新規性喪失

の例外を主張できる時期を拒絶理由通知に対する意見書提出時までから、デザイン登録可否決定前までに変更。2017年9月22日以降に出願されたデザイン出願に適用。

・WIPOが提供する優先権書類のデジタルアクセスサービス（DAS）への対応（第51条）

ただし、DASを利用したデザインの優先権書類の電子的交換はまだ開始されていない。

c. 商標法一部改正（2017年9月22日施行）

・偽証・虚偽表示・詐欺行為に対する罰金額の増額（第232-234条）

偽証罪（第232条）は1,000万ウォン→5,000万ウォン。虚偽表示在(233条)は2,000万ウォン→3,000万ウォン。詐欺行為罪（234条）は2,000万ウォン→3,000万ウォン。

d. 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正（2017年7月26日施行）

・行政庁の調査・検査対象となる不正競争行為の範囲に、他人が製作した商品の形態を模倣した商品を譲渡・貸与・展示する行為などを追加。

Column 33

韓国における外国語による知財訴訟について

日本貿易振興機構　ソウル事務所

日本の知財高裁に相当する韓国の特許法院では、全体の1/3の事件について外国人が関与することから、国会議員や行政、学界、産業界などから構成されるIP Hub Court推進委員会において、韓国の知財裁判所を国際知財訴訟における中核裁判所（ハブコート）にする議論がなされてきた。

2017年6月に、特許法院にて英語模擬裁判が公開されたが、その後半年も経たない2017年11月24日に、知財訴訟を担当する裁判所が国際事件を専門に取り扱い、外国語での弁論及び証拠提出が可能となる「国際裁判部」を設置する法院組織法の改正法案が国会を通過した。

通常は韓国語で行う弁論及び証拠提出を外国語でも可能とする本法案は、外国人に有利な改正であることから、国会通過は難しいのではないかとも言われていたため、実際に法案が通過したことに驚いた関係者もいたようだ。この法院組織法は2018年6月13日に施行され、特許法院などに国際裁判部が設置される見通しである。

国際裁判部の運営に必要な詳細については大法院規則で定められることになるが、2018年4月23日にテジョンで開催された「特許法院開院20周年記念国際シンポジウム」において、特許法院側より、許容される外国語は当面は英語とし、今後国際裁判の定着と事件数とを考慮して日本語や中国語など他の外国語に拡大予定であることが示された。また、国際裁判部で事件を扱うためには両当事者の同意が必要とのことである。

今年は韓国の知財訴訟が大きく変わる年になりそうだ。

＜韓国特許法院（テジョン）＞

6 台湾における動向

台湾では、喫緊の課題とされていた一次審査未着手件数の削減を進める一方で、発明専利加速審査作業方案（AEP）や、内外ユーザーの要望を反映した専利法及び商標法の大規模改正、我が国や米国、韓国との間で特許審査ハイウェイを実施するなど、知的財産制度の利便性向上にも注力している。

本節では、我が国との関係に加え、台湾における近年の知的財産政策の動向及び台湾智慧財産局（TIPO）の取組について紹介する。

(1)我が国との関係

我が国と台湾は経済的な関係が強く、日本から台湾への特許出願件数についても、2017年には12,497件と、日本から海外への出願では五大特許庁に次ぐ規模となっている。また、台湾における国籍別出願件数を見ると、外国籍では、日本からの出願が最も多い（台湾が同年に受理した特許出願総件数46,122件の27.1%に相当）。このような状況下、2012年4月には、（公財）交流協会（現：日本台湾交流協会）と亜東関係協会（現：台湾日本関係協会）との間で、民間覚書が署名されたことを受け、2012年5月より日台特許審査ハイウェイ（PPH）試行プログラムを開始した。また、同じく同協会間での民間覚書の署名を受け、2013年12月より日台間で特許・実用新案登録出願に関する優先権書類の電子的交換が、2015年6月18日より特許手続における微生物寄託の相互承認が、それぞれ開始されている[1]。

(2)両岸関係

2010年に発効した「海峡両岸知的財産権保護協力協議」において専利・商標の優先権の相互承認、知的財産諸問題の協議処理メカニズムの構築、業務交流等を行っている。

そのほか、2017年12月に、第12回両岸商標フォーラムが開催され、台湾側からは海峡両岸商務協調会や民間企業等、中国側からは工商総局、中華商標協会及びその会員等、学術界、政府機関及び産業界から多数が参加した。また、2017年9月には、第10回両岸専利フォーラムが開催され、TIPOの鮑副局長、中国国家知識産権局（SIPO）の専利局の徐聰副局長をはじめ、両岸の産学官各界から200名以上が出席する中、「特許品質の改善」、「特許代理と特許価値の向上」、「特許関連裁判事例」、「特許の運営と貨幣化」、「知的財産権保護」などについて意見交換が行われた。

(3)近年の知的財産政策の動向

台湾では、2002年のWTO加盟及び「知的財産権の保護貫徹行動計画」策定、2004年11月の保護智慧財産権警察大隊（2014年1月に刑事警察大隊に組織変更）の発足、2008年7月の智慧財産法院の設立等、知的財産の保護が着実に強化されている。以下、主要な知的財産政策について紹介する。

①知的財産権の保護貫徹行動計画

台湾行政院は、知的財産権の保護政策の実施を目的として、2002年より「知的財産権の保護貫徹行動計画」を3年ごとに策定している。現在は、2018年に策定された「知的財産権の保護貫徹行動計画（2018-2020）」に基づき、企業の研究開発イノベーション力の向上、国内環境と国際規範に適合した知的財産権法制度の確立、有効な模倣品・海賊版の取り締り、及び営業秘密保護体制の強化、水際措置の実施等を目標に掲げ、具体的な取組を計画、実施している。

1 日本国特許庁としては、日本台湾交流協会に対して我が国国内法令の範囲内でできるかぎりの支持と協力を与えるとの立場から日台PPH 試行プログラム、日台特許等優先権書類電子的交換及び特許手続上の微生物寄託分野における相互承認を実施。

②国家知的財産戦略綱領

2012年10月、台湾行政院において「国家知的財産戦略綱領」が策定された。同綱領では、知的財産権の保護と流通を実施するとともに、国家知財能力を整合して産業競争力を向上させる6大戦略として、(ⅰ)高付加価値化された専利の運用創造、(ⅱ)文化コンテンツ利用の強化、(ⅲ)卓越した農業価値の創造、(ⅳ)学界における知的財産流通の活性化、(ⅴ)知的財産権の流通及び保護体制の実施、(ⅵ)質、量共に充分な知的財産実務人材の育成、を打ち出している。

(4)TIPOの取組

TIPOは、特許、実用新案、意匠、商標、著作権、半導体集積回路及び営業秘密を所管する、台湾経済部の外局である。

①清理専利積案計画(専利滞貨クリーンアップ計画)

TIPOでは、一次審査通知までの期間の増加が大きな問題となっており、台湾行政院において承認された「清理専利積案計画(専利滞貨クリーンアップ計画)」に従って、一次審査未着手件数の解消をするために、任期付審査官の採用、検索外注機関である(財)専利検索中心の設立(2012年5月)等の取組を実施している。この結果、一次審査未着手件数は2012年以降減少に転じ、2012年には15万件以上あった同件数は、2017年末には、44,002件となり、急速に減少している。また、審査終結期間は、ピーク時であった2012年の46月から毎年着実に短縮し、2017年には15.5月となっている。

②早期権利付与に向けた取組

TIPOでは、2009年に開始した「発明専利加速審査作業方案(AEP)」に基づき、「加速審査」と呼ばれる早期審査を実施している。この制度では、出願人の請求から原則として6か月又は9か月以内に審査結果の通知書を発行する制度となっている。

また、PPHについては、2011年9月に台米PPH試行プログラムを開始し、2013年には正式に施行された。我が国との間でも、2012年5月より日台PPH試行プログラムを開始しており、2014年5月には更に3年間の試行延長及びPPH MOTTAINAIの導入を行った。2017年5月には更に3年間の試行延長を行った。

さらに、2012年3月より、「TW-SUPA(TW-Support Using the PPH Agreement)方案」を実施している。これは、TIPO(第一庁)に出願後、同一発明をPPH実施庁(第二庁)に出願した場合に、同方案を利用することによって、TIPOにおいて審査結果を6か月以内に得ることができる。台湾における審査期間が大幅に短縮されるとともに、その後、第二庁においてPPHを利用することによって、権利を迅速に取得することが可能となった。

なお、2016年4月1日から、特許出願におけるAEP、PPH、TW-SUPAの早期審査申請時の早期公開要件は不要となった。

3-1-10図 TW-SUPA の概要

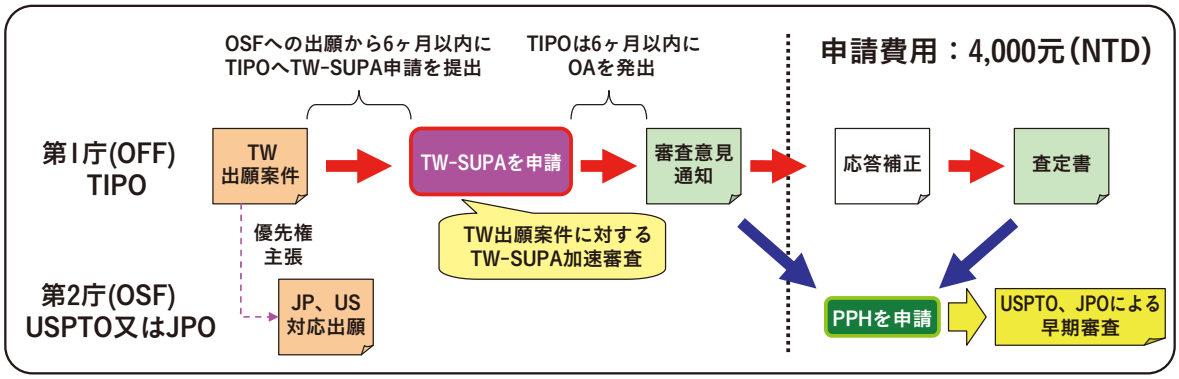

③制度改正の動向

2011 年にユーザーの要望を多く取り込んだ専利法改正（2013 年 1 月 1 日施行）及び商標法改正（2012 年 7 月 1 日施行）が行われ、数年ぶりの大規模改正となった。2013 年 1 月には営業秘密法が、2014 年 5 月には智慧財産案件審理法及び智慧財産法院組織法が改正され、営業秘密の保護が強化された。2015 年には専利師法改正（2016 年 1 月 1 日施行）が行われ、専利師の受託できる業務範囲や職前訓練等、実務的事項が改正された。また、2016 年の専利法施行細則改正（2016 年 3 月 9 日施行）では公告延期制度が拡充された。さらに、TPP 対応改正法案として議論されていたグレースピリオドの要件緩和については、TPP 対応に先駆け、議員提出法案として審議され、2017 年 5 月 1 日に施行された。

ア）2017年5月1日施行（グレースピリオドの要件緩和）

- グレースピリオドを 12 か月に延長。
- 公開様態の制限を撤廃。
- 出願時の主張義務を撤廃。

Column 34

台湾当局の技術流出防止の取組

日本台湾交流協会　台北事務所

○技術流出の深刻化

半導体やディスプレイの製造等において、非常に高度な技術力や製造ノウハウを持つ台湾企業は多い。技術力の向上により、台湾域外への人材の流出やそれに伴う技術流出も多く発生しており、2009年には台湾を代表する半導体製造業者の研究開発部長が韓国企業に転職したことによる営業秘密侵害訴訟が大きな社会問題となった。台湾が優位性を持つ半導体やディスプレイ等のライバル企業の製造・開発拠点はアジアに多くあるため、特にアジア圏への技術流出を懸念する声が高まっている。高度な技術やノウハウを持った人材は非常に高額の報酬で迎え入れられることに加え、台湾では転職によるキャリアアップが一般的であることや、アジア圏に対して距離的・言語的・文化的な障壁が低いこともその要因として挙げられる。

さらに、周辺諸国のハイテク企業への税優遇措置や規制緩和が進むなど、技術の引き込みや優秀な技術者の確保の競争が激化している。

台湾当局はこのような状況に危機感を強め、技術流出を防止し、適切な競争ができる環境を整備するための制度面での対策を進めている。

○台湾当局の取組

2013年、台湾の特許庁に相当する智慧財産局は営業秘密法を改正し、営業秘密の漏洩に対して刑事罰を導入し保護の強化を図っている（5年以下の懲役又は1千万元以下の罰金）。またこの改正では、台湾域外への流出に対してはより重い罪を課することができる規定も導入した（10年以下又は5千万元以下の罰金）。

さらに、2018年4月現在、営業秘密法に「秘密保持令」を導入する法改正が提案されている。これは、営業秘密関連事件の捜査において、検察官が捜査協力者に秘密保持義務を負わせるものであり、捜査の過程で営業秘密が第三者に知られてしまう二次漏洩を防ぐとともに、捜査を迅速に進めることを狙いとするものである。

営業秘密法に刑事罰が導入されたものの、実際に刑事事件として争われた件数は、導入後約4年で62件である。さらに有罪となったものは7件にとどまり決して多くはない。その要因として、営業秘密関連事件の捜査では、情報の機密性が高いことから広範囲に取り調べができないなど制限が多く、犯罪の立証が困難であることが指摘されている。

今後、秘密保持令が導入されるのか、また、刑事罰の活用状況や司法の現場での判断の方向性に変化が生じるのか注目されている。

7 ASEANにおける動向

ASEAN諸国の知的財産制度の整備状況は、知的財産制度が整い、先進的な取組を行う国から、知的財産制度の発展が初期段階の国まで様々である。そのような中、ASEAN諸国は、投資環境を整備するため、審査の迅速化や模倣品対策等の知的財産制度の整備・強化に向けて積極的に取組を行っている。

本節では、我が国との関係に加え、近年の知的財産政策の動向、ASEAN各国の取組を紹介する。

(1)我が国との関係

①我が国とASEANの取組

我が国とASEAN諸国の関係では、ASEAN知的財産協力作業部会（AWGIPC）を通じ、知的財産分野における協力の在り方を議論してきた。2012年2月に第1回日ASEAN特許庁長官会合が東京で開催され、ASEAN諸国の経済成長のための知的財産保護強化及びそれを実現するための日本の協力を確認した「東京知財声明」が採択された。さらに、同年7月には、第2回日ASEAN特許庁長官会合がシンガポールにて開催され、日本国特許庁とASEAN諸国の知的財産庁との間で知的財産に関する協力覚書を取り交わした。同覚書では、国際条約への加盟の遅れ、不十分な審査能力、域内各国の保護レベル格差といったASEAN諸国が抱える課題に対応するため、また、進出する日系企業の円滑な事業活動・知的財産活用のため、具体的なアクションプラン（行動計画）を設けることとなった。

同年以降、日ASEAN特許庁長官会合において、我が国のASEAN諸国への知的財産協力を毎年レビューし、アクションプランを策定している。

2017年5月には、第7回日ASEAN特許庁長官会合を金沢で開催し、同地域における特許審査基準の策定・改訂に向けた協力、国際条約加盟及び運用の支援、審査官育成・審査業務管理に関する知見の共有、知的財産の商業化・エンフォースメント強化に関する支援を含む「日ASEAN知的財産権行動計画2017-2018」に合意した。また、ASEANの設立50周年を迎え、中長期の日ASEAN知財協力の方向性を議論し、「日ASEAN知財共同声明」を採択した。

また、2017年11月の日ASEAN首脳会議では、これまでの日ASEAN特許庁長官会合を通じた知財協力の成果を賞賛する議長声明が採択された。

②我が国との二国間での取組

我が国は様々な場面でASEAN各国との知的財産庁トップ同士の対話を継続している。

a. ブルネイ

ブルネイ知的財産庁長官と日本国特許庁長官が2017年5月に会談し、新たな特許審査協力やマドプロの運用支援について議論した。また、2017年8月、ブルネイ首相府副大臣とブルネイ駐箚特命全権大使の陪席のもと、ブルネイ知的財産庁長官と日本国特許技監は、新たな特許審査協力（PPHプラス）の開始の合意に関するセレモニーを開催した。

b. カンボジア

2017年5月の日ASEAN特許庁長官会合の際に、カンボジア商業省副大臣と日本国特許庁長官が会談し、特許の付与円滑化に関する協力（CPG）や審査官向け研修の支援についてさらに協力を進めることを合意した。

c. インドネシア

2018年2月のWIPOハイレベルフォーラムの際に、インドネシア知的財産総局長と日本国特許庁長官が会談し、インドネシアへの審査官の中長期派遣、インドネシアの法改正、IT化や審査官向け研修支援について議論した。

d. ラオス

ラオス知的財産局長と日本国特許庁長官は2017年5月の日ASEAN特許庁長官会合におい

て、特許の付与円滑化に関する協力（CPG）や特許審査基準の策定に関するさらなる支援について合意した。

e. マレーシア

マレーシア国内商業・協同組合・消費者省、ザイヌディン大臣が2017年10月に日本国特許技監を訪問し、更なる知財活用について意見交換を行った。

また、2017年5月の日ASEAN特許庁長官会合の際には、マレーシア知的財産公社長官と日本国特許庁長官が、PPHの期間延長や医薬品分野の審査官派遣について議論した。

f. ミャンマー

2017年5月、ミャンマー教育省研究革新局長と日本国特許庁長官が会談し、日ミャンマー知財協力の覚書に署名した。また、2018年1月にミャンマー教育省大臣、研究革新局長と日本国特許庁審査第三部長がミャンマーで会談し、知財庁設立に向けた支援について議論した。

g. フィリピン

2017年5月の日ASEAN特許庁長官会合の際に、フィリピン知的財産庁長官と日本国特許庁長官が会談し、審査基準策定や審査官向け研修に関するさらなる支援について合意した。

h. シンガポール

シンガポール知的財産庁長官と日本国特許庁長官は、2017年5月の日ASEAN特許庁長官会合の際に会談し、第4次産業革命やイノベーション促進に関する両庁の施策について意見交換を行った。また、2017年8月に日本国特許技監がシンガポールを訪問し、シンガポール知的財産庁長官と、日本企業との交流の促進や知財人材育成のための協力について合意した。

i. タイ

2017年5月の日ASEAN特許庁長官会合の際に、タイ知的財産局長と日本国特許庁長官が会談し、審査待ち案件への対応や新人審査官向け研修について意見交換を行った。また、2017年8月に、タイ知的財産局長と日本国特許技監がシンガポールにて会談し、バンコクで開催する知財セミナーへの協力やマドプロ審査実務の支援について合意した。

j. ベトナム

ベトナム国家知的財産庁副長官と日本国特許技監は、2017年5月に会談し、ハーグ協定加入に向けた支援や審査官向け研修の支援について議論した。また、2018年2月のWIPOハイレベルフォーラムの際に、ベトナム国家知的財産庁長官と日本国特許庁長官が会談し、審査の迅速化や品質向上に向けた改訂版MOCに署名した。

加えて、2017年はミャンマーの知的財産庁設立のために1名、シンガポールの特許審査品質向上のために1名、インドネシアの法整備のために1名が駐在し、各国の状況や需要に応じた支援を継続してきた。今後もタイ、インドネシア、マレーシア、フィリピンに特許審査官を派遣し、審査実務指導を実施することを予定している。

(2)近年の知的財産政策の動向

ASEANは、2015年11月の第27回ASEANサミットにおいて、知的財産庁の強化と知的財産インフラの整備、地域的知的財産プラットフォームとインフラの整備、ASEAN知的財産エコシステムの拡大、資産創出と商業化を促進するための地域的メカニズムの強化を目標とした「ASEAN知的財産権アクションプラン（2016-2025）」を採択した。

また、ASEAN諸国では、各国での特許審査の迅速化のため、ASEAN特許審査協力（ASPEC:ASEAN Patent Examination Cooperation）プログラムを2009年6月より開始している。これは、出願人が、ASEAN諸国内の複数の特許庁に対し

同一の特許出願を行った場合、早期に審査を終了した特定の特許庁の審査結果を他の特許庁に審査の参考資料として提出することを可能とするものである。これにより審査の質の向上や審査期間の短縮といった効果が期待されている[1]。

3-1-11図　ASEAN 知的財産権アクションプラン 2016-2025 及び ASPEC プログラムの概要

4つの観点で戦略目標を分類

知財庁の強化とASEAN地域におけるIPインフラの整備による、より堅牢なASEAN知財制度の整備

具体的な取組み例）

- ✓ ワークロードと重複的な活動の軽減のためのワークシェアリングの拡大
- ✓ 特許及び意匠審査マニュアルの更新・作成

複数の地域的知財プラットフォームとインフラの整備

具体的な取組み例）

- ✓ 技術移転オフィスや電子特許図書館を含む、総合知財サービスの新しいネットワークの開発
- ✓ ASEAN知財ポータルの運用体制の一元化と改善

ASEAN知財エコシステムの拡大

具体的な取組み例）

- ✓ ASEAN知財ネットワーク（知財、司法、税関及びその他の執行機関）の設立

資産創出と商業化を促進するための地域的メカニズムの強化

具体的な取組み例）

- ✓ 中小企業及びクリエイティブ産業への支援整備を含め、知財の保護と活用を促進するための知財に対する意識と敬意の向上

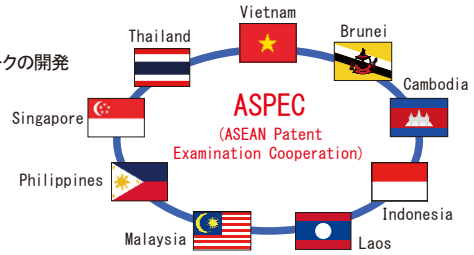

（資料）特許庁作成

1　他の特許庁による審査への拘束力を持つものではない。また、早期審査の要素は定められていない。2018 年 2 月時点で 316 件の利用がされている
https://www.aseanip.org/Services/ASEAN-Patent-Examination-Co-operation-ASPEC/What-is-ASPEC

Column 35

ASEANの知財インフラ整備に向けた取組

日本貿易振興機構　シンガポール事務所

ASEANを構成する10か国の知的財産庁（ミャンマーは設立準備中）は、経済や知的財産制度の発展度合いの違いから、それぞれ異なる課題を有している。JPOは以下の例に見られるように、各国の課題に応じ、法令や基準の策定、運用の改善や審査の迅速化、人材育成などのあらゆる面において支援を行い、我が国企業が安心して事業を展開できるよう、ASEAN全体の知財インフラ整備を推進している。

○フィリピンの特許審査基準策定支援

ASEANをリードする知的財産庁としての存在感を高めつつあるフィリピン知的財産庁に対し、JPOは2017年、特許審査基準の専門家を2度にわたり派遣し、特許審査基準策定の支援を行った。これらの支援は、基準策定を担当する特許審査官との対面協議を中心に行われ、彼らが実務において抱える悩みを詳しく把握することができた。

対面協議の様子

ASEANが目標として掲げる共通特許審査基準は、各国の特許制度や運用が大きく異なる中、その作成に困難が生じることが予想されるが、ASEAN各国からは、高度な専門性を有し、きめ細やかな支援を実現できるJPOが果たす役割に大きな期待が寄せられている。

○タイでの人材育成協力

ASEAN諸国の中で最も日系企業の進出が多く(5,444社)[1]、日本からの特許出願も年間3,000件を超えるタイの知的財産局の最も大きな課題は、出願から権利化まで平均10年以上かかる特許審査の遅延であった。近年、タイ知的財産局は問題の解決に向けて、特許審査官の採用（2016年に19名、2017年に33名）や電子化の推進など、様々な施策を講じている。

フォローアップ研修（2018年2月）の様子

昨今の課題は、採用した新人審査官の育成に移っており、JPOは2016年以降、積極的な研修協力を行ってきた。2018年2月には、フォローアップ研修と題し、新人審査官52名全員に対して、応用編の研修を実施した。このように、人材育成の肝である「鉄は熱いうちに打て」、そして「継続は力なり」を着実に実行している。

タイ知的財産局は2018年4月、更に18名の特許審査官を採用しており、彼らに対してもJPOが研修を実施する予定である。こうした研修の結果、すでに2017年には、タイ知的財産局が行った特許審査処理件数は前年の2倍近くとなっており、審査遅延解消に向けて成果が出始めている。総勢100名近くのJPOの研修を受けた特許審査官たちが、これからのタイの特許制度を支えることで、大幅な権利化期間の短縮が期待される。

1　2017年5月JETROバンコク事務所調べ

8 インドにおける動向

本節では、我が国との関係に加え、インドにおける近年の知的財産政策の動向及びインド特許意匠商標総局の各種取組について紹介する。

(1)我が国との関係

インドは、BRICsの一角として、近年、急速に経済成長しており、我が国からの企業進出も拡大している。2011年8月には、両国間の経済関係強化のために、日インド包括的経済連携協定（JICEPA）が締結された。また、両国はともに、2012年11月に交渉が立ち上げられた東アジア地域包括的経済連携（RCEP）にも参加している。

知的財産分野においても、インド特許意匠商標総局における審査官増員等の取組を支援するため、日本国特許庁は様々な協力を行っている。2015年6月には、日本国特許庁とインド商工省産業政策・振興局（DIPP）との間で産業財産分野における協力覚書を締結[1]した。2016年度には、研修講師として特許審査官を延べ12名派遣し、同年に大量採用された約460名のうちほぼ全ての新人審査官に対して基礎的な特許審査実務に関する指導を行うとともに、2017年度には、特許審査官を延べ5名派遣し、2年目を迎えた新人審査官に対してフォローアップ研修を行った。また、2017年9月には、第1回日印知的財産次官級会合をインドにて開催し、特許審査ハイウェイ（PPH）導入やインドにおける早期審査の利用条件拡大等を目的として意見交換を行った[2]。同会合においてPPH導入可能性を検討する作業グループの設立に合意し、両国間では引き続き、PPH導入に向けた議論・検討が続けられている。

インドの新人審査官研修の様子

1 http://www.meti.go.jp/press/2015/06/20150630002/20150630002.pdf
2 http://www.meti.go.jp/press/2017/09/20170904003/20170904003.html

(2)近年の知的財産政策の動向

インド政府は、2014年9月、インドにおける製造業を振興する“Make in India”イニシアチブを打ち出し、知的財産権の保護を含む投資環境整備を推進してきた。2015年8月には、“Start-up India”構想を公表し、2016年5月に導入された早期審査制度の対象にスタートアップ企業を含めるなど、スタートアップ企業に対する知財面での支援も行っている。また、2016年5月に発表された国家知的財産権政策では、特許・意匠・商標の登録及び異議申立ての処理期限の設定と厳守、知的財産権推進管理部（CIPAM）の創設、商事裁判所を通じた知財紛争の解決等、知的財産の創造を奨励し、その活用を推奨するための知的財産制度整備の方針が示されている。

2017年度には、国家知的財産権政策に基づいて、2020年度末までの知的財産の普及啓発プログラムを公表し、教育機関・産業界に対して約4,000のセミナー等を実施予定であることを明らかにしている。2018年1月には、CIPAM主導の下、若い世代におけるイノベーションと創造性の文化を促進することを目的として、大学生向け知財コンテスト（IPrism）が開催された。

(3)インド特許意匠商標総局の取組

インドでは、近年の経済成長に合わせて、特許出願件数も急速に増加しており、審査順番待ち件数の増大が課題となっている。インド特許意匠商標総局は、2019年までにFA（First Action）期間を18か月まで短縮することを目標としており、2016年度に約460名の新人審査官を一括採用するなど、審査処理促進に向けた取組を進めている。なお、商標については、2017年3月までにFAを1か月まで短縮することを目標としていたところ、100名の商標契約審査官の採用等によりその目標はすでに達成済であるが、その一方で、異議申立件数が増大していることが新たな課題となっている。

また、インド商工会議所からは、ここ数年インド政府に建議書を提出しており、知的財産関連の要望等については、インド知的財産研究会（インドIPG）が作成しているところ、2017年6月には、要望の一つとして提出されていた、コンピュータ関連発明のガイドラインが改訂され、一定の成果が見いだされている。

3-1-12図
インドにおける特許出願件数と名目GDPの推移

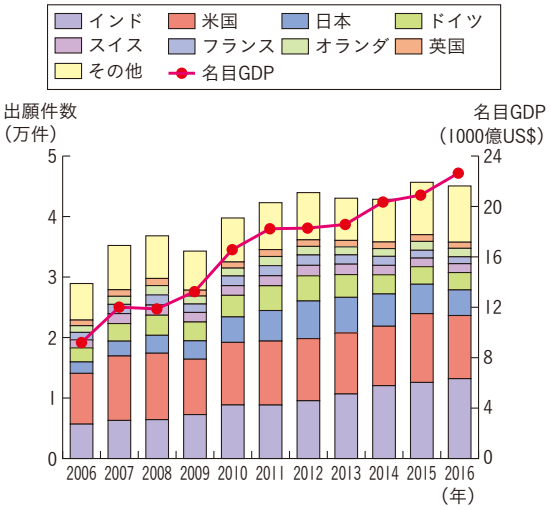

(備考)国別内訳は下記資料の定義に従っている。
(出典)出願件数:WIPO統計、名目GDP:世界銀行

Column 36

日系企業初のインド特許審査官向け技術説明会を開催

日本貿易振興機構　ニューデリー事務所

2017年12月、インド知的財産研究会（IPG）はインド特許意匠商標総局（CGPDTM）デリー支局の審査管理官及び特許審査官、計93名を対象に、自動車関連の最新技術に関する技術説明会をニューデリーで開催した。本説明会にはインドで事業展開する日本の自動車関連会社5社の知財担当者が登壇し、二輪、四輪自動車の車体構造に加え、環境関連技術として、電気自動車、ハイブリッド自動車や燃料電池自動車等の各システムの詳細や特徴技術を説明するとともに、自動運転等の近年注目されている技術についても動画を交えつつ解説を行った。日系企業によるCGPDTMへの技術説明会は今回が初めてとなり、特許審査の際の発明内容の理解及び先行技術の発見が早まることが期待され、特許出願の迅速な処理が期待される。

○インド側からも技術説明会の開催要請

本説明会にはCGPDTMデリー支局長のK・S・カルダム氏も出席し、「今回のような説明会を定期的に開催することは全ての審査官にとって重要である。今回はデリーで開催されたが、同様の説明会をデリー以外の3つの特許局（コルカタ、ムンバイ、チェンナイ）でも開催して欲しい。また自動車関連技術以外の説明会の開催も期待している。」と語った。

技術説明会を通じて、日本の自動車業界とCGPDTMとの交流の契機となることが期待されるとともに、今後は継続的な取組として、様々な技術分野の説明会を各特許局で開催することにより、日本産業界とCGPDTMとの交流が進展することにも期待が寄せられている。

9 ロシアにおける動向

本節では、我が国との関係に加え、ロシアにおける近年の知的財産政策の動向及びロシア特許庁（Rospatent）の各種取組について紹介する。

(1)我が国との関係

日本国特許庁は、ロシア特許庁（Rospatent）との間で2009年5月から特許審査ハイウェイ（PPH）の試行、2010年3月から国際審査官協議をそれぞれ開始している。2016年12月には、産業財産分野における協力深化を目的とする協力覚書に署名した。

2017年10月には、第21回ロシア特許庁年次総会に日本国特許庁から職員2名を派遣し、特許庁の取組について講演を行った。さらに、同年12月には、先行技術文献検索外注の導入を検討するロシア特許庁の要請を受けて、専門家2名をロシア特許庁から受け入れた。

(2)近年の知的財産政策の動向及びロシア特許庁の取組

ロシアは、2011年12月に世界貿易機関（WTO）加盟が承認され、2012年8月に正式な加盟国となった。知的財産分野では、特許出願料を含む知的財産権関係料金について、居住者、非居住者の区分を撤廃し、統一料金を設けた。

2008年1月、特許法を始めとする多くの知的財産関連法が民法典第四部[1]に一本化され、2014年10月には、実用新案の実体審査の導入、世界公知の採用、及び意匠登録請求の範囲の提出の廃止等を含む民法典第四部の改正法が施行された。

2013年7月には、知的財産裁判所が稼働を開始した。知的財産関連訴訟を審議する特別商事裁判所として、第1審及び破毀審（第3審）としての役割を果たしている。

また、2016年2月、ロシア特許庁と欧州特許庁は、2年間を期限として、サーチツール開発などITの情報共有、データ交換、専門家のトレーニング、ユーザー普及啓発活動、特許分類等の内容を含む協力プランに合意した。

さらに、2017年4月、プーチン大統領は「意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定（Geneva Act of the Hague Agreement Concerning the Interenational Registration of Industrial Designs）」の批准に関する法律に署名し、同年11月、ロシア政府は、ハーグ協定のジュネーブ（1999年）改正協定の加盟書をWIPO事務局長に寄託した。これにより、ロシアは1999年改正協定の53番目の加盟国、及びハーグ制度の67番目の加盟国となった。

1 民法典第四部和訳：http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/russia/minpou_no4.pdf
民法典第四部英訳：http://www.rupto.ru/content/uploadfiles/Civil_Code.pdf

1-1 1-2

10 中南米における動向

(1) ブラジル

①我が国との関係

我が国との関係においては、2010年4月に、日本国特許庁とブラジル産業財産庁が知的財産分野における協力覚書に署名し、この協力覚書に基づき、人材育成分野等での協力を進めている。国際審査官協議を2012年から開始しており、これまでに日本国特許庁の特許審査官延べ4名をブラジル産業財産庁へ派遣し、ブラジル産業財産庁から延べ2名の特許審査官を受け入れた。また、2016年10月には、日本国特許庁は日本貿易振興機構（JETRO）サンパウロ事務所に知財専門家を派遣し、ブラジルをはじめとした南米各国との連携を強化している。なお、2017年8月に知的財産分野における協力覚書を改定し、ブラジル産業財産庁との協力関係を拡大しており、同年12月には、先行技術文献調査外注の導入を検討するブラジル産業財産庁の要請を受けて、専門家2名をブラジルへ派遣している。

また、2009年より、我が国とブラジルの間の官民による情報交換及びビジネス環境の改善、両国の貿易・投資の促進を目的とした日伯貿易投資促進合同委員会が年1回の頻度で開催されており、知的財産分野においても協議が行われている。その後、これに産業協力をテーマに加えた日伯貿易投資促進・産業協力合同委員会[1]として開催することとし、2016年10月の同会合では、特許審査のワークシェアリングについて検討するワーキンググループの新設についての覚書を署名した。その後、2016年11月及び2017年2月に同ワーキンググループで引き続き議論がなされた結果、特許審査ハイウェイ（PPH）開始の合意に至り、特許審査ハイウェイ（PPH）の試行を2017年4月1日より開始している。ただし、ブラジル産業財産庁が受け付ける特許審査ハイウェイ（PPH）申請には、「対象となる技術分野」及び「一出願人あたりの申請可能件数」に制限があり、特許審査ハイウェイ（PPH）の「対象となる技術分野」の拡大を目的として、実務者による意見交換を行う等、交渉を続けている。

②近年の知的財産政策の動向及びブラジル産業財産庁の取組

ブラジルでは、特許審査着手が出願日順に行われるが、一次審査通知までの期間が平均7年[2]（2016年時点）と、審査の遅延が課題となっており、ブラジル産業財産庁は、審査遅延解消のために特許・商標・意匠の処理件数について成果目標を定めた年間行動計画を2017年4月から初めて策定し、2018年1月に発表された年間行動計画では、今年やり残してはならない事項として、特許審査遅延の削減、マドリッド協定議定書の加盟準備、不動産コストの削減の3つを挙げている。

ブラジル産業財産庁は、審査遅延を削減するために、2012年時点で240名であった特許審査官を、2018年1月時点で343名まで増員するとともに、2016年1月からは、米国との間で特許審査ハイウェイ（PPH）の試行を開始し、前記したように日本国特許庁との間でも2017年4月から開始している。また、2017年12月に欧州特許庁（EPO）と特許審査ハイウェイ（PPH）を試行開始するとともに、2018年2月に中国国家知識産権局（SIPO）と特許審査ハイウェイ（PPH）を試行開始し、特許審査ハイウェイ（PPH）の対象国を徐々に拡大している。

ブラジル産業財産庁は、ブラジル商工サービス省とともに、医薬品の特許出願を除く特許審査の審査遅延を解消するために、特許の出願・認可手続を簡素化する規則案について、2017年7月にパブリックコメントを募集した。

1　2013年に「日伯貿易投資促進産業協力合同委員会」として改組された。
2　World Intellectual Property Indicators 2017：http://www.wipo.int/edocs/pubdocs/en/wipo_pub_941_2017.pdf

この規則案は、実体審査を行うことなく特許を付与する法案であり、2018年3月時点で、大統領府にて検討されている。

ブラジル産業財産庁は、2007年10月に開催されたWIPO加盟国総会において国際調査機関（ISA）・国際予備審査機関（IPEA）として承認され、2009年8月から国際調査・国際予備審査業務を開始した。同庁は中南米諸国の中小規模特許庁と特許審査等で協力を進めるプラットフォーム「産業財産における地域協力システム（PROSUR）[1]」の構築を提案するなど、同地域における特許庁間の協力強化を進め、2017年7月には、参加を保留していたPROSUR間での特許審査ハイウェイ（PPH）を試行開始している。

医薬用の製品及び方法に関する特許を付与するにあたって、国家衛生監督庁（ANVISA）での審査の後にブラジル産業財産庁での特許出願の審査が実施されていたが、2017年6月よりANVISAは安全性の検査に徹し、特許審査についてはブラジル産業財産庁が行うことになった。

(2)その他の中南米諸国

中南米諸国の知的財産庁は、互いに近隣知的財産庁との連携を深めている。具体的な先行技術文献サーチ・審査協力のための枠組みとして、中米諸国には「中米諸国並びにドミニカ共和国向け特許出願検索管理サポートシステム（CADOPAT）[2]」、南米諸国には産業財産における地域協力システム（PROSUR）によるウェブプラットホーム「e-PEC」が設けられている。

メキシコは、2013年2月にマドリッド協定議定書に加盟した。我が国との関係では、2011年7月から特許審査ハイウェイ（PPH）の試行を開始し、2012年11月に本格実施に移行している。また、日本国特許庁とメキシコ産業財産庁とは2012年2月に、知的財産制度・運用に関する情報交換、人材育成、情報技術の利用等に関する協力覚書に署名を行った。国際審査官協議を2012年から開始しており、これまでに日本国特許庁の特許審査官延べ4名をメキシコ産業財産庁へ派遣し、メキシコ産業財産庁から延べ4名の特許審査官を受け入れた。

コロンビアは、2012年5月にマドリッド協定議定書に加盟した。また、我が国との間で2012年12月からEPA 交渉を行っており、EPAが発効すれば、両国間の経済関係の一層の発展が期待される。日本国特許庁との関係においては、2014年8月に協力覚書に署名しており、同年9月に特許審査ハイウェイ（PPH）の試行を開始し、国際審査官協議を2016年から開始している。また、知的財産制度・運用に関する情報交換や専門家派遣等の協力も進めてきており、2014年12月に我が国からコロンビアへ、2015年12月にコロンビアから我が国への専門家派遣が行われた。

アルゼンチンは、日本国特許庁との関係においては、2015年から招へい研修を開始するなど、協力関係を深めてきた。2015年10月には、アルゼンチン知財庁と日本国特許庁との間で、知財制度の理解促進、審査効率や処理能力の向上に関する経験の共有、及びセミナーの開催によるユーザーへの情報発信等によるユーザーとの交流促進を主とした協力覚書に署名がされた。また両庁は、2016年4月に国際審査官協議、2017年4月に特許審査ハイウェイ（PPH）の試行をそれぞれ開始している。また、2016年より、我が国とアルゼンチンの間の官民による情報交換及びビジネス環境の改善、両国の貿易・投資の促進を目的とした日亜貿易投資合同委員会が年1回の頻度で開催されており、知的財産分野においても協議が行われている。

チリは、日本国特許庁との関係においては、これまでも審査官向け招へい研修への受け入

1 PROSUR：2008年に設立された南米9か国（アルゼンチン、ブラジル、チリ、コロンビア、エクアドル、パラグアイ、ペルー、スリナム、ウルグアイ）による審査協力等を中心とした知的財産協力の枠組み。
2 CADOPAT:2007年に設立された、メキシコが参加国の特許サーチを支援するシステム。2017年時点での参加国は、コスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、パナマ、ドミニカ、キューバ、ベリーズ、コロンビア、パラグアイ、エクアドル、アフリカ地域知的所有権機関（ARIPO）。

れ等の協力を行ってきたが、日本国特許庁とチリ産業財産権庁は2016年10月、両国の知的財産制度の理解促進、人材育成分野における協力、産業財産権の重要性の普及啓発の促進等、その関係をより強化することを目的として、協力覚書に署名した。また両庁は、2017年8月に、特許審査ハイウェイ（PPH）の試行を開始している。

Column 37

ブラジルにおけるライセンス契約等の登録制度

日本貿易振興機構　サンパウロ事務所

ブラジルでも知的財産に関するライセンス契約などは当事者が自由に締結することができる。ただし、①ロイヤリティ収入等を国外に送金したい場合、②第三者に対する対抗力を生じさせたい場合、③税控除を受けたい場合には必ずライセンス契約等をブラジル産業財産庁（INPI）に登録しなければならない。

歴史的・政治的事情から、INPIは30年以上にわたり、国内産業の利益保護を重視する形で、明文化されていない様々な独自ルールに基づき契約条件の審査を行ってきた。契約の各条項がある種の制約に反する場合、INPIは両当事者が自由に合意した条件に介入し、場合によっては当該契約の登録を拒絶することもあった。そのため、この登録制度に悩まされている外国企業は少なくなかった。

最近、この登録制度の改善に向けた大きな動きがあり、INPIは2017年4月に登録審査の簡素化に関する規則70/2017号を公布するとともに（施行は同年7月1日）、同年7月には審査ガイドライン（決議第199/2017号）を公表した。これにより、登録審査の透明性と予測可能性が高まることが期待されている。

ライセンス契約等の登録制度に関する現地日本企業向けセミナーの様子

11 中東諸国、アフリカにおける動向

(1)中東

中東地域はアジアと欧州をつなぐ貿易の中継点として重要な役割を果たしていると同時に、模倣品の流通経路となっているとの指摘もなされている。日本国特許庁は日本貿易振興機構（JETRO）ドバイ事務所に知財専門家を派遣しており、2016年2月には、日本政府の支援の下、ドバイにおける各国政府機関等との連係を強化し、駐在日系企業同士が情報共有を図ることを目的に、模倣品対策に取り組む中東知的財産研究会（中東IPG）[1]が発足した。中東IPGの活動の一環として、我が国は、2017年11月にアラブ首長国連邦及びサウジアラビア政府の執行機関に対し真贋判定に関するセミナーを実施するなど、模倣品取締りに向けた協力を行っている。

湾岸諸国（バーレーン、オマーン、クウェート、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、カタール）においては、1998年より広域特許庁としての湾岸協力会議（GCC）特許庁が設けられている。2018年3月現在、GCC加盟国における商標制度の統一をはかる統一GCC商標法がクウェート、バーレーン、サウジアラビアにおいて施行されており、近く他のGCC加盟国も同法が施行される見通しである。また、2016年9月にクウェートが特許協力条約（PCT）に加盟したことで、GCCメンバー国全てがPCTへ加盟したため、現在広域特許庁としてのGCCがPCT加盟を目指している。日本国特許庁との関係においては、2017年9月、GCCに日本国特許庁の職員を派遣し、特許審査実務に関する日本の知見を共有すべく、研修を実施した。

イスラエルは、2009年のWIPO加盟国総会において国際調査機関（ISA）として承認され、2012年6月から業務を開始した。また、我が国とイスラエルとの間では2012年3月より特許審査ハイウェイ（PPH）が試行され、さらに両国とも2014年に立ち上げられた「グローバルPPH」に参加しており、日本出願に基づくイスラエル出願に関して、所定の手続により早期審査の適用を申請することができるようになった。なお、2010年9月には、イスラエルにおいてマドリッド協定議定書が発効している。

トルコは、2017年に国際調査機関（ISA）及び国際予備審査機関（IPEA）に加盟し、業務を開始した。また、同年1月より改正産業財産権法が施行されている。日本国特許庁との関係においては、これまでも審査官向け招へい研修への受け入れ等の協力を行ってきたが、日本国特許庁とトルコ特許庁は2016年10月、両国の知財制度・運用の理解促進、PPH導入に向けた両庁の協力や人材育成分野における協力などによる知財制度の向上、及び情報発信などによるユーザーとの交流促進等、その関係をさらに強化することを目的として、協力覚書に署名した。また両庁は、この協力覚書に基づき、2018年2月に、特許審査ハイウェイ（PPH）の試行を同年4月1日より開始することに合意した。

(2)アフリカ

アフリカには、主に英語圏の国々が加盟しているアフリカ広域知的財産機関（ARIPO）[2]、主にフランス語圏の国々が加盟しているアフリカ知的財産機関（OAPI）[3]という二つの広域特許庁が存在する。我が国は、WIPOに対して任意拠出金を支出しており、この拠出金を基に「WIPOジャパン・トラスト・ファンド」が組まれ、これらの広域特許庁を始めアフリカ諸国の知的財産庁の能力向上を支援している

1 2018年3月現在、メンバー企業は全26社。主な活動内容は、2～3か月に1回の定期会合、中東政府機関等向けの知財セミナーや意見交換の実施、他の知財団体との連携・協力など、多岐にわたる。
2 アフリカ広域知的財産機関（ARIPO）：加盟国（19ヶ国）は、ボツワナ、ガンビア、ガーナ、ケニア、レソト、リベリア、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、シエラレオネ、ソマリア、スーダン、スワジランド、タンザニア、ウガンダ、ザンビア及びジンバブエ。
3 アフリカ知的財産機関（OAPI）：加盟国（17ヶ国）は、ベナン、ブルキナファソ、カメルーン、中央アフリカ、チャド、コンゴ、コートジボワール、赤道ギニア、ガボン、ギニア、ギニアビサウ、マリ、モーリタニア、ニジェール、セネガル、トーゴ及びコモロ。

（第3部第2章3.（2）（3）参照）。2016年8月には、日本政府が主導するアフリカの開発をテーマとする国際会議である、アフリカ開発会議の第6回会合（TICAD VI）が初めてアフリカ（ケニア）で開催され、日本政府は、2016年～18年の3年間でアフリカにおける知的財産制度の普及啓発に向け1,000人の人材を育成する旨発表した。

エジプトは、日本国特許庁との関係においては、特許審査官向け招へい研修への受け入れ等に加え、2015年6月からはPPH試行プログラムを開始するなど、協力関係を深めてきた。日本国特許庁は、2015年10月にはエジプト特許庁と、2017年10月にはエジプト商標意匠局と、それぞれ、審査の迅速化及び質的向上や統計データ、法令等に関する情報共有、研究成果の技術移転及び商業化促進、産業財産エンフォースメントに係る人材育成等を主とした、協力覚書に署名した。

南アフリカは、特許実体審査制度導入や、マドリッド協定議定書加盟に向けて、人材育成、国内法・制度の整備などの準備を進めており、2017年8月には南アフリカ政府から、これらを重要政策の一項目として掲げた新たな知財ポリシー案（フェーズⅠ）が公表された。日本国特許庁は、特許審査官向け招へい研修への受け入れ等により支援を行っている。

Column 38

アラブ首長国連邦・サウジアラビアにて現地知財セミナーを開催

日本貿易振興機構　ドバイ事務所

世界税関機構（WCO）「The 2016 Illicit Trade Report」によると、2016年の税関での模倣品差止について、上位10か国のうち5か国が中東・北アフリカ地域の国であり、サウジアラビアが第1位であった。多くの模倣品が中東地域に流入しているとみられ、中東地域における知財保護・模倣品対策の重要性が増している。このような状況下で、2017年度は、アラブ首長国連邦（UAE）及びサウジアラビアにおいて、下記の現地セミナーを11月に開催した。

○UAE知財司法ワークショップ

日本国経済産業省、日本国特許庁、IIPPF中東PJ、JETROは、ドバイにてUAE知財司法ワークショップを開催した。UAE側からは裁判官、検察官、弁護士が多数出席し、司法研修所のDr. Mohamed Al Kamali所長がUAEにおける知的財産権保護制度について講演を行った。日本国特許庁からは嶋野技監が審判制度について、日本国経済産業省模倣品対策室からは鷹野氏が知財裁判制度について講演を行った。パネルディスカッションでは、具体的な知財侵害事例を想定して、お互いの見解・意見を交換した。参加者は、UAE・日本双方の知財保護制度について理解を深めた。

UAE知財司法ワークショップ

○UAE真贋判定セミナー

日本国経済産業省・JETRO共催で、ドバイ・シャルジャの税関・警察・経済開発局等の職員向けに真贋判定セミナーを開催した。本セミナーでは、IIPPF中東PJ、中東IPGのメンバーである日本企業10社が、真正品と模倣品の見分け方等についてのプレゼンテーションを行った。また、フリーゾーンにおける模倣品の取締りについても議論が行われた。

○サウジアラビア真贋判定セミナー

日本国経済産業省・JETRO共催で、サウジアラビアの税関・商業投資省職員向けに真贋判定セミナーを、リヤドとジェッダで開催した。本セミナーでは、IIPPF中東PJ、中東IPGのメンバーである日本企業8社が、プレゼンテーションを行った。また、日本の関税局から三輪氏が日本の水際での模倣品対策について講演を行った。

サウジアラビア真贋判定セミナーの様子

サウジアラビアのサルマン国王は2017年3月に訪日し、安倍総理との会談で「日・サウジ・ビジョン2030」について合意した。この中には模倣品対策についての協力も含まれており、この合意に基づく具体的な取組の一環として本セミナーが開催された。

Column 39

南アフリカにおける知財の進展

日本貿易振興機構　ドバイ事務所

近年、南アフリカにおいては、知財ポリシーの策定、特許実体審査の開始に向けた取組など、知財に関する様々な進展が見られる。

○知財ポリシーの策定

南アフリカは、産業界と南アフリカ国民の両方のニーズに応える知財ポリシーの策定を目指している。特に、国民のニーズに関しては、医薬品の公衆アクセスの確保に注意が払われている。知財ポリシー・第1フェーズのドラフトは2017年8月に公表され、パブリックコメントが募集された。第1フェーズは特許実体審査、国際条約への対応、医薬品特許等に関するものであった。2018年は、著作権、知財教育等に関する第2フェーズのドラフトが公表される見込みである。

○特許実体審査の開始に向けた取組

南アフリカ知財当局（CIPC）は、特許実体審査の開始に向けて、審査官の採用・トレーニング、法令改正、審査基準作成等を進めている。2016年に採用した第一期の審査官の研修はまもなく完了する見込みである。日本国特許庁は、当該審査官への研修として、2016年2月及び2017年1月に日本で「南アフリカ特許審査実務コース」を実施した。

上記法令改正は2019年5月の総選挙後となる可能性が高く、法令が改正され次第、特許の実体審査を開始すると見られる。

○マドリッド協定議定書への加盟に向けた動き

南アフリカにおいては、マドリッド協定議定書への加盟に向けた動きが着実に進んでいる。2017年前半には政府内のワーキンググループにおいて改正法案の起草が完了した。順調に進めば2019年前半に南アフリカはマドリッド協定議定書に加盟することができると見られる。

○著作権法の改正

現在、南アフリカは1978年著作権法の改正に取組んでいる。2017年5月には改正法案が公表されパブコメが募集された。この改正法案には、次のような規定が含まれている。

- デジタルプラットフォームへの対応
- フェアユース、教育的利用、障害者による利用などの著作権の例外規定
- 著作権使用料徴収団体のための法的枠組み
- WIPO諸条約への加盟・発効に向けた対応（WIPO実演・レコード条約、WIPO著作権条約、北京条約）

この改正法案に対しては様々なコメントが寄せられたところであり、実際に著作権法が改正される時期は現時点で未定である。

南アフリカ特許審査実務コース

第2章 グローバルな知的財産環境の整備に向けて

企業がグローバルに事業展開を行うためには、自国外においても安定した知的財産の保護を受けられることが必要不可欠である。IT 技術の進展、経済連携協定の締結等を通じて、日本企業の海外進出が進むことが予想される中、知的財産権をあらゆる国で円滑かつ予見性高く取得し、活用できる環境がますます強く求められている。日本国特許庁では、日米欧中韓の五大特許庁（以下、「五庁」という。）会合や日中韓特許庁会合等における制度調和や特許分類に関する議論をリードする一方、成長著しい ASEAN やインドのような新興国とも連携強化を図るなど、国際的な枠組みの中においてグローバルな知的財産環境の構築を目指している。

1 多国間会合における取組

(1)日米欧中韓五庁(IP5)会合

①概要

2016 年の世界の特許出願件数約 313 万件のうち、日本国特許庁（JPO)、米国特許商標庁（USPTO)、欧州特許庁（EPO)、中国国家知識産権局（SIPO)、韓国特許庁（KIPO）の五庁への出願は約 265 万件と約 8 割を占めている。五庁は知的財産における世界的な取組をリードするため、2007 年 5 月に米国・ハワイにて五庁長官会合を初めて開催した。五庁長官会合では、出願件数・ワークロードの増加に対応するため、審査結果の相互利用、手続の簡素化、審査の質の維持・向上等の課題について 3 つの作業部会（WG1: 分類調和、WG2: 情報技術関連、WG3: 審査関連）等で検討を行っている。

2017 年 6 月に開催された第 10 回五庁長官会合では、これまでの五庁ビジョンを見直し、(i) 制度運用調和、(ii) ワークシェアの更なる推進、(iii) 質の高いタイムリーな審査、(iv) 特許情報へのシームレスなアクセス提供、を含む新たな五庁ビジョンに合意した。そして、今後の五庁協力の目指すべき方向性（制度運用調和、品質管理、ワークシェア、特許情報サービス）を掲げた五庁共同声明 2017 に合意した。その他、五庁プロジェクトの評価・再編については 2018 年の五庁長官会合において新たな協力体制の承認を受けること等に合意した。

②主要プロジェクト概要

a. 作業部会 1: 分類調和

五庁協力のもと、各庁の詳細な内部分類を用いて、国際特許分類（IPC）を細分化させる取組を実施している。現在、(i) 整合している内部分類を IPC 化する活動（Activity i: 内部分類改正の結果、整合する場合を含む)、及び、(ii) 新規技術に対応した分類を協働して創り IPC 化する活動（Activity ii）からなる、GCI（Global Classification Initiative）の枠組みで進められており、IPC の細分化の取組は着実に実施されている。

2017 年から、いくつかの第 4 次産業革命に関連した技術について IPC 化に関する活発な議論が行われている。JPO からは、2017 年 2 月に IoT 関連技術の IPC 化を提案し、早期の実現を目指している。

b. 作業部会 2: 情報技術関連

(ⅰ)特許情報

2013 年 6 月に開催された第 6 回五庁長官会合において、特許審査における先行技術調査の対象である特許公報データ等の特許情報に関し、障壁なき特許情報の普及を目的とした

「五庁特許情報ポリシー」が合意された。同ポリシーには、特許庁は特許情報をマージナルコスト又は無償で提供すべきとする基本原則、及び、特許庁間で無償交換された特許情報の利用範囲や条件が定められている。「五庁特許情報ポリシー」の合意を受けて、2014年6月に同ポリシーに基づいて交換する特許情報の対象や実施時期に関するアクションプランを合意し、同年7月より同ポリシーに基づく特許情報の交換を開始している。

(ⅱ)グローバル・ドシエ[1]

グローバル・ドシエとは、各国特許庁のシステムを連携させることにより仮想的な共通システムを構築し、各国特許庁が保有する特許出願の手続や審査に関連する情報（ドシエ情報）の共有やITを活用した新たなサービスの実現を目指す構想である。

ドシエ情報の共有について、日本国特許庁は、五庁の複数庁に出願された同一発明のドシエ情報を一括取得し、見やすい形式で提供するITサービスである「ワン・ポータル・ドシエ（OPD）」を推進し、五庁で主導的な役割を担っている。2014年3月には、日本国特許庁は世界知的所有権機関（WIPO）と協力し、OPDと、WIPOが提供するドシエ情報相互参照システムであるWIPO-CASE[2]とを連携する技術を確立し、全てのWIPO-CASE参加国に日本のドシエ情報を提供可能とした。更に、我が国では2016年7月から特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）を通じて、一般ユーザーにもOPDのサービス提供を行っている。

また、ITを活用した新たなサービスの実現について、五庁は短期的優先五項目に取り組んでいる。2016年6月に日本で開催された五庁長官会合では、短期的優先五項目の具体的な実施内容、今後の進め方等について合意し、引き続き各取組を進めている。

c. 作業部会3：審査関連

(ⅰ)五庁による特許審査ハイウェイ

五庁間での特許審査ハイウェイ（IP5 PPH）の試行を開始するとともに、PPHの更なる改善を目指す取組である。2014年1月の試行プログラム開始により、これまでPPHを実施していなかった欧中、欧韓の間でもPPHが開始され、通常型PPH、PPH MOTTAINAI、PCT-PPHを含む全てのPPHの枠組みが五庁間で相互に利用可能となった。また、更なるユーザーの利便性向上に向けて、PPHによる審査待ち期間短縮等の効果を客観的に把握可能となるようにPPH統計情報の公開を提案するとともに、統計情報を公開する際に統一的な指標を設定すべく議論をリードしている。

(ⅱ)審査実務と品質マネジメントの共通ルール

審査実務のルール及び品質マネジメントシステムについて、五庁間で情報を交換し、分析・研究を行い最終的には共通化することを目的とするプロジェクトである。また、五庁の間で品質管理に関する相互理解・相互信頼を高めると共に、ワークシェアを強化しつつ、各庁の審査の質を向上させるために、五庁の品質管理担当者が一堂に会する品質マネジメント会合（IP5 Quality Management Meeting）を、2014年10月より毎年開催している。2017年11月には第4回品質マネジメント会合が開催され、品質に関するユーザー意見の受付等の各庁の取組についての情報共有、五庁ウェブサイトの活用についての議論を行った。

d. 特許制度調和専門家パネル(PHEP)

2014年6月に開催された第7回五庁長官会合において、特許制度調和に向け、ユーザーから要望が出ていた調和の議論を進める項目について五庁間で検討され、記載要件、出願人による先行技術の開示義務及び発明の単一性の三項目を、優先的に議論を進める項目と

1 第2部第5章2.(2) グローバル・ドシエ参照
2 Centralized Access to Search and Examination

することに合意した。特に、日本国特許庁が議論をリードしている記載要件については、サポート要件、明確性要件及び実施可能要件に着目した事例研究を進めている。

③ユーザーとの会合

五庁は、日本知的財産協会（JIPA）、米国知的財産権法協会（AIPLA）、米国知的財産権者協会（IPO）、ビジネスヨーロッパ(BusinessEurope)、韓国知的財産権協会(KINPA)、中国専利保護協会(PPAC)の五庁ユーザーとハイレベル及び実務者レベルでの会合を開催し、意見交換を行っている。

2017年5月の五庁長官・ユーザー会合では、第4次産業革命時代の知財保護等について、ハイレベルでの意見交換を行った。

また、2018年1月には、日本国特許庁主催で第5回グローバル・ドシエ・タスクフォース(GDTF)会合を開催し、実務者レベルでグローバル・ドシエに関する様々なトピックについて意見交換を行った。そして、2018年2月には日本国特許庁主催で第2回インダストリー・コンサルティング・グループ（ICG）会合を開催し、実務者レベルで五庁でのワークシェア、制度調和等について意見交換を行った。

(2)日米欧三極特許庁会合

三極特許庁会合は、1980年代初め、出願数の急激な増加に直面したことによる課題を解決するために、日本国特許庁（JPO）、米国特許商標庁（USPTO）及び欧州特許庁（EPO）の三極特許庁の間において創設されたものであり、1983年に第1回三極特許庁長官会合が開催された。以降、継続的に三極特許庁会合を開催し、IT、ワークシェア、PCT等、幅広い分野について議論を行っている。

2018年3月には、日本国特許庁主催で第36回三極特許庁長官会合を開催し、特許制度調和、コンピュータソフトウエア関連発明の三極比較研究、PCTの品質改善及び標準必須特許に関する取組について議論を行った。

(3)意匠五庁(ID5)会合

①概要

意匠五庁(ID5)会合は、日本国特許庁(JPO)、米国特許商標庁（USPTO)、欧州連合知的財産庁（EUIPO)、中国国家知識産権局（SIPO)、韓国特許庁（KIPO）が、意匠分野における主要五庁間の国際協力を推進することを目的として、2015年12月に創設（於、米国・アレキサンドリア）した枠組みである。

2017年12月のID5第3回年次会合（於、スペイン・アリカンテ）では、意匠保護に関する国際協力の強化と将来的な制度運用の国際調和に向けて、意匠の保護要件（保護対象となり得るデザイン創作物の範囲)、意匠出願のための図面開示要件、外国優先権の実務、意匠検索のための意匠分類、意匠出願や審査に関する統計、について、五庁の制度比較調査の結果を取りまとめるとともに、これらを今後ユーザーに公表することに合意した。また、新しい技術の意匠（GUIに代表されるデジタル技術由来の新しいデザイン等）の保護、部分意匠やグレースピリオドの取扱い等についての研究を、引き続き進めていくことを確認した。

更に、ID5の協力活動に関する情報をユーザーと共有するためのプラットフォームとしてID5公式ウェブサイト[1]を設置することに合意するとともに、ID5ユーザーセッションにおいて、新しい技術の意匠の保護をテーマとする五庁担当者と五庁ユーザー間の意見交換を実施した。

②プロジェクトの概要(括弧内は各プロジェクトのリード庁)

a. 意匠統計の取りまとめ(JPO)

五庁にとって相互に関心の高い意匠統計

1 http://id-five.org/

データの共有を目的として、共通の指標に基づく統計データの定期的交換を行うプロジェクト。最新の統計データは、ID5 公式ウェブサイトにおいて公表している。

b. 意匠分類に関する協定及び実務に関する研究(JPO・KIPO)

五庁が利用する意匠分類の体系及びその運用実務に関する情報を収集・整理し、比較研究を行うプロジェクト。プロジェクトの成果物として、比較研究の結果を取りまとめ、その報告書を ID5 公式ウェブサイトにおいて公表する予定である。

c. 意匠出願へのグレースピリオドの適用に関する比較研究(JPO・USPTO)

五庁が意匠出願に対して適用するグレースピリオドに関する法令及び実務の情報を収集・整理し、比較研究を行うプロジェクト。プロジェクトの成果物として、各庁が適用する法令の規定や審査基準等に基づく実務運用の比較をまとめた調査報告書を作成する予定である。

d. 意匠イノベーションのための効果的な保護手段としての部分意匠の比較研究(JPO・USPTO)

五庁における部分意匠の保護に関する法令及び実務の情報を収集・整理し、比較研究を行うプロジェクト。プロジェクトの成果物として、各庁が適用する法令の規定や審査基準等に基づく実務運用の比較をまとめた調査報告書を作成する予定である。

e. ID5庁による優先権の実務に関する研究(SIPO)

五庁における優先権制度に関する法令及び実務の情報を収集・整理し、比較研究を行うプロジェクト。プロジェクトの成果物として、各庁の外国優先権制度に関する法令の規定や審査基準等に基づく実務運用の比較をまとめた調査報告書を、ID5 公式ウェブサイトにおいて公表する予定である。併せて、国内優先権制度や関連出願、分割出願制度等、各庁が有する国内制度に関する法令の規定や審査基準等に基づく実務運用の比較をまとめた調査報告書を作成する予定である。

f. 意匠の保護要件に関するカタログ(KIPO)

五庁における意匠の保護要件に関する法令及び実務の情報を収集・整理し、比較研究を行うプロジェクト。プロジェクトの成果物として、各庁における意匠の保護対象、登録要件・特許性要件に関する法令の規定や審査基準等に基づく実務運用の比較、並びに、関連する審判決情報をまとめた調査報告書を、ID5 公式ウェブサイトにおいて公表する予定である。

g. 製品表示に関する実務の比較研究(EUIPO)

五庁における製品表示（意匠に係る物品）の取扱いに関する法令及び実務の情報を収集・整理し、比較研究を行うプロジェクト。プロジェクトの成果物として、各庁の制度に関する法令の規定や審査基準等に基づく実務運用の比較、並びに、製品表示が意匠の保護範囲に与える影響についてまとめた調査報告書を作成する予定である。

h. 意匠の図面要件に関するカタログ(EUIPO)

五庁における意匠の図面表現の取扱いに関する法令及び実務の情報を収集・整理し、比較したカタログを更新するプロジェクト。プロジェクトの成果物として、各庁が適用する法令の規定や審査基準等に基づく実務運用の比較をまとめた調査報告書を、ID5 公式ウェブサイトにおいて公表する予定である。

i. ID5ウェブサイトの開発及び維持(KIPO)

ID5 が、参加各庁間及びユーザーとの間で、協力プロジェクトに関する情報及び意匠保護に関する各庁の制度や施策等を共有するためのウェブサイトを開発し、運営するプロジェクト。ID5 公式ウェブサイトにおいて、ユーザー

への ID5 関連情報提供を行っている。

j. 新しい技術の意匠の保護に関する実務の研究(EUIPO・USPTO)

五庁における、GUI 等、新しい技術に由来した意匠の保護に関する法令及び実務の情報を収集・整理し、比較研究を行うプロジェクト。プロジェクトの成果物として、各庁が適用する法令の規定や審査基準等に基づく実務運用の比較をまとめた調査報告書を作成する予定である。

k. ID5庁による優先権書類の交換に関する研究(SIPO・USPTO)

五庁における優先権書類の電子的交換システムの導入可能性について検討するプロジェクト。WIPO の DAS（デジタル・アクセス・サービス）に代表される優先権書類の電子的交換システムの導入可能性について各庁が検討し、電子的交換の実現に向けた五庁協力を継続していくことが予定されている。

l. 潜在的な経済要因及び各知財庁の施策がグローバルな意匠出願に与える影響の分析(EUIPO)

各庁における将来の予算や人員配分、最適な事業計画を行うために、潜在的経済要因や知財庁の施策効果等を考慮した、より正確な出願件数予測ツールの開発について検討するプロジェクト。各庁における予測手法についての相互理解を深めた上で、出願予測ツール開発の実現可能性について検討する予定となっている。

(4)商標五庁(TM5)会合

①概要

「TM5」は、JPO、USPTO、EUIPO、中国国家工商行政管理総局（SAIC）[1]、KIPO の商標五庁間の協力により、各国企業の商標が世界各国で適切に保護、活用される環境整備を図ることを目的として 2011 年 12 月に創設された枠組みである。

2017 年 11 月にスペイン・アリカンテで開催された第 6 回 TM5 年次会合では、JPO がリードする「悪意の商標プロジェクト」、「イメージサーチプロジェクト」等を含む計 13 の協力プロジェクトについて各リード庁から進捗の報告及び今後の進め方に関する提案が行われ、新たに 3 つの協力プロジェクトを採択した。また、会合 2 日目には、各国の業界団体・代理人団体等のユーザー団体を招いたユーザーセッションを開催し、「悪意の商標」、「品質管理」等のテーマについて意見交換を行った。

②プロジェクトの概要（括弧内は各プロジェクトの議論をリードする担当庁）

a. 悪意の商標プロジェクト(JPO)

本プロジェクトは、近年、世界的な問題となっている「悪意の商標」について、TM5 各庁の制度・運用に関する情報交換を行うとともに、ユーザーに対して情報提供を行うことを目的としている。

これまで、3 回のセミナーを開催したほか(2013 年 10 月東京、2014 年 5 月香港、2016 年 3 月東京)、「悪意の商標」に対応するための TM5 各庁の制度・運用報告書の取りまとめ（2014 年 12 月）及び公表（2015 年 4 月）を行った。また、2017 年 5 月、TM5 各庁における悪意の商標出願に関する事例を掲載した「悪意の商標出願事例集」を作成し、ユーザーに広く周知するため、国際商標協会(INTA)[2] と共催でジョイント・ワークショップを開催した。「悪意の商標出願事例集」は、TM5 ウェブサイト[3] において公開している。今後は、TM5 以外の国の事例を追加した拡充版の事例集を作成する予定である。

1 従前、専利は国家知識産権局（SIPO）、商標は国家工商行政管理総局（SAIC）が所管していたところ、2018 年 3 月の第 13 期全国人民代表大会において、中国政府(国務院)機構改革方案が可決されたことを受け、専利、商標ともに SIPO が所管することとなった。
2 国際商標協会（INTA）：191 カ国の政府機関、教育機関、企業など 7,200 以上の会員からなる団体。
3 http://tmfive.org/

b. 図形商標のイメージサーチプロジェクト（JPO）

現在ウィーン図形分類を用いて行われている図形商標の検索について、検索負担軽減のため、イメージサーチシステムの商標審査における利用可能性及び課題について共同研究するプロジェクトである。2014年12月の第3回TM5年次会合においては、JPOの主導で、図形商標をイメージ検索する場合の課題及びその解決策、イメージサーチシステムを導入する場合の利用方法等、これまでの共同研究の成果を報告書に取りまとめた。さらに、2017年11月、2回目となる専門家会合を東京で開催し、TM5各庁が進めるイメージサーチ分野における最新の取組や、企業におけるイメージサーチ技術の最新動向等をテーマに、専門家間での情報共有及び意見交換を行った。今後は、本分野におけるTM5各庁やWIPOの取組に関する情報を引き続き収集し、必要に応じ専門家会合等の機会を設けて情報共有を行っていく予定である。

c. 国際商標出願の情報提供拡充による利便性向上プロジェクト（JPO）

一つの出願で複数国への出願が可能となる商標の国際出願（マドプロ出願）制度については、指定国（保護を求める国）レベルでは、権利を取得するための制度や手続が異なる場合があり、言語の違いもあることから、出願人が必要な情報を入手し難い状況となっている。本プロジェクトは、統一したフォーマットで、マドプロ出願手続に関するTM5各庁の情報を出願人に提供することによって、マドプロ出願制度の利便性向上を図ることを目的としている。

本プロジェクトで作成したTM5各庁の情報は、2017年5月にWIPOウェブサイトにて公表された「Madrid Member Profile Database」[1]に、ほぼ全てのマドリッド制度加盟国の情報を蓄積する形で統合され、第6回TM5年次会合をもって本プロジェクトは完了した。

d. TM5ユーザー参画プロジェクト（JPO・EUIPO共同）

2015年12月の第4回TM5年次会合で、JPOとEUIPOが共同で提案し、採択されたプロジェクト。本プロジェクトは、TM5協力プロジェクトにユーザーを参画させること及びユーザーへの情報発信のためのワークショップを開催することを目的としている。

本プロジェクトの一環として、2017年5月、スペイン・バルセロナにて開催されたINTA年次総会において、INTAと共催で、「悪意の商標出願事例集」の公表を目的とした第1回ジョイント・ワークショップを開催した。

e. 品質管理プロジェクト（JPO・EUIPO共同：新規提案）

TM5各庁における審査実施体制・品質管理体制やその取組について情報を交換することにより、品質管理に関する相互理解・相互信頼を高めることを目的とするプロジェクト。第6回TM5年次会合にてJPO及びEUIPOより新規プロジェクトとして共同提案し、採択された。

JPOがリードするフェーズ1とEUIPOがリードするフェーズ2の二部構成からなり、まずはJPOがリードして、2018年より各庁の取組・運用について情報を収集し、共有を図る予定である。

f. 商標情報におけるユーザーフレンドリーなアクセスプロジェクト（TMビュー）（EUIPO）

「TMビュー」とは、EUIPOが開発した各国商標庁の商標関連情報を一括して検索・照会できるツールであり、TM5各庁が持つ情報のTMビューへの統合可能性が検討されている。

1 http://www.wipo.int/madrid/memberprofiles/#/

USPTOは2013年12月に、KIPOは2014年2月に、JPOは2015年11月23日にTMビュー上での情報提供を開始している。第6回TM5年次会合では、SAICから、2018年の早い段階での情報統合に向けて取組を進めている旨の報告があった。

g. タクソノミーとTMクラスプロジェクト(EUIPO)

「TMクラス」とは、EUIPOが開発した各国商標庁において認められる商品・役務表示を一括して検索・照会できるツールであり、「タクソノミー」とは、このTMクラス内に蓄積されている商品・役務表示を階層構造化して表示しようとする試みである。2017年5月に、TM5各庁はタクソノミーに関するユーザー調査を開始しており、EUIPOは、各庁におけるユーザー調査の結果を2018年のTM5中間会合において報告する予定である。

h. 共通統計プロジェクト(EUIPO)

合意された共通の統計指標に基づき、TM5各庁の統計データを定期的に交換するとともに、共通の統計指標について検証するプロジェクト。第6回TM5年次会合では、本プロジェクトをメンテナンスモード（情報の更新のみを行う状態）に移行することについて合意した。今後は、年に1回の頻度でTM5各庁の統計を交換し、公表可能なデータをTM5ウェブサイトに掲載していく予定である。

i. IDリストプロジェクト(USPTO)

商標出願で指定する商品・役務の表示（ID）として相互に受け入れ可能な表示のリスト（TM5 IDリスト）を作成するプロジェクト。2018年3月現在において、約18,000件の商品・役務表示が掲載されている。2015年1月26日からTM5ウェブサイト上でTM5 IDリスト専用の検索ツールが利用可能となった。また、TM5官庁のみならず、現在、カナダ、メキシコ、フィリピン、ロシア、シンガポール、コロンビア、チリの7か国が協力覚書を結び参加している。第6回TM5年次会合では、今後、本プロジェクトへの参加国を拡大していくことについて合意した。

j. 共通ステータスプロジェクト(USPTO)

ユーザー向け商標情報の提供において、商標の状態（権利存続・消滅、不服審判中等）に関する情報をユーザーにわかりやすく提供するため、TM5各庁で共通に採用できる商標の状態を表示するプロジェクト。2018年3月現在、KIPOを除くTM5各庁において自庁で提供する商標検索データベースにおいて、商標の状態及びこれに対応するアイコンの表示を行っている。

k. 非伝統的商標へのインデックス付けプロジェクト(USPTO)

TM5各庁における非伝統的商標の検索方法の調査及びベストプラクティスの共有を行い、最終的には、TM5各庁共通の非伝統的商標のインデックス付けスキームの作成を目指すプロジェクト。第6回TM5年次会合では、各庁の検索システムが相違し、非伝統的商標のインデックスを各庁共通で創設することは難しいため、本プロジェクトの今後の方向性として、各非伝統的商標の出願要件のためのガイドを作成することについてUSPTOから提案があり、各庁が合意した。

l. TM5ウェブサイトプロジェクト(KIPO)

TM5によるウェブサイトを構築し、TM5の取組に関するユーザーへの情報提供の充実を目指すプロジェクト。2014年5月に、TM5ウェブサイトが正式にオープンした。TM5ウェブサイトには、TM5の会合の予定や、共同声明、各プロジェクトの概要や進捗状況等が掲載されている。2018年3月、ウェブサイトのデザイン変更、機能の追加（翻訳機能の追加、各庁に最新ニュース掲載のための権限の付与等）が行われた。

m. 審査結果に関する比較分析プロジェクト(KIPO)

TM5各庁の審査基準や実務について理解を

深めることを目的とするプロジェクト。マドリッド協定議定書に基づきTM5各庁に出願された商標について調査を実施している。第6回TM5年次会合では、各庁が追加の50件について調査を行うことについて合意した。2018年の第7回TM5年次会合において調査結果が提示される予定である。

n. TM5各庁の商品・役務表示の記載方法に関する情報提供プロジェクト(KIPO)

ユーザーの利便性のために、TM5各庁の商品・役務表示の記載方法に関する情報を集め、それをTM5ウェブサイトに掲載することを目的とするプロジェクト。現在まで200件の事例について調査を行っており、2018年には追加の100件を調査し、2018年の第7回TM5年次会合においてその結果が提示される予定である。

o. 優先権書類プロジェクト(EUIPO・新規提案)

パリ条約に基づく優先権主張に係る提出書類は、提出先の各庁における審査実務に従って翻訳し、又は証明書類等を添付する必要があるが、各庁における審査実務に差異があるため、提出書類を判断する官庁側だけでなく、提出書類を作成するユーザー側にとっても多くの負担があった。そこで、ユーザーの優先権書類に係る負担軽減を目的として、TM5各庁の優先権書類の実務の情報を収集・研究することが、第6回TM5年次会合において、EUIPOから新規プロジェクトとして提案され、採択された。今後、各庁における優先権書類の受諾要件に関するリストを作成し、最終的に比較研究した結果をTM5ウェブサイトに公表する予定である。

p. 詐欺的請求プロジェクト(USPTO:新規提案)

第三者が、公開されている商標出願及び商標登録データを悪用し、官庁や政府機関に似せた名称で、出願人又は権利者等に詐欺的請求書を送付することで、出願人等に混乱が生じる事態が米国及び欧州を中心に発生している。そこで、TM5の枠組みを利用し、詐欺的請求に関する情報提供を行うことを目的として、第6回TM5年次会合において、USPTOから新規プロジェクトとして提案され、採択された。今後、詐欺的請求の問題と対処方法について、各庁から情報収集を行う予定である。

(5)日ASEAN特許庁長官会合

ASEAN諸国は近年目覚ましい経済発展を遂げており、今後、高・中所得者層が増加することで、高品質・高付加価値な製品・サービスに対する需要が高まり、優れた技術、デザイン、ブランドに対する需要が増加することが予測される。また、域内の経済活動の自由化を目的としたASEAN 経済共同体（AEC）が2015年に実現され、我が国にとってASEAN諸国はこれまで以上に重要な一大経済圏となることが予想されている。

このような状況の下、貿易・投資を促進する上で重要な基盤となる知的財産権制度、運用の改善が急務となっている。

日本国特許庁は、我が国企業のグローバルな事業活動支援のためにASEAN諸国への知的財産協力を強化している。2012年より毎年、日ASEAN特許庁長官会合を開催し、日本国特許庁とASEAN諸国の知的財産庁との間で取り交わした知的財産に関する協力覚書に基づいて、ASEAN諸国における知的財産権制度や審査手続の透明化及び効率化、知的財産権制度・運用の向上、ユーザーによる知的財産権制度の活用促進、知的財産の普及啓発等を促進するべく、日ASEAN知的財産アクションプランを策定し、ASEAN諸国への知的財産協力を実施している。

直近では、2016年7月にインドネシアにおいて、第6回日ASEAN特許庁長官会合を開催し、第7回日ASEAN特許庁長官会合については、2017年5月に金沢で開催した。

また、2017年11月の日ASEAN首脳会議では、これまでの日ASEAN特許庁長官会合を通じた知財協力の成果を賞賛する議長声明が採択された。

(6)日中韓協力

①日中韓特許庁長官会合

JPO、SIPO、KIPOは、三庁間の協力や三庁が直面する共通の課題の解決に向けた意見交換を行うことを目的として、2001年より三国持ち回りで日中韓特許庁長官会合を毎年開催している。

2017年は韓国がホストを務め、12月に韓国済州島で開催された第17回日中韓特許庁長官会合では、審判分野、意匠分野、人材育成分野等に関する協力について以下の議論を行った。

a. 審判分野の協力について

日中韓における特許紛争解決のための特許権の範囲についての判断を含む行政システムに関する比較研究（日本の判定制度、韓国の権利範囲確認審判、中国の専利侵害紛争審判を対象に比較）の結果を承認し、これを公表することに合意した。

b. 意匠分野の協力について

三庁は、2017年5月に韓国で開催された第8回日中韓デザインフォーラムが三庁とユーザーとの交流を推進する機会として有意義であったことを確認するとともに、2018年度に日中韓デザインフォーラムを日本で開催することに合意した。

c. 人材育成分野の協力について

日中韓人材育成機関長会合の名称を日中韓人材協力会合へと変更し、充実を図り、2018年度の日中韓人材協力会合を中国で開催することに合意した。

d. 日中韓協力枠組み

日中韓特許庁協力の進め方について、毎年、重点分野によりリソースを集中させて協力を進めるための枠組みの見直しに合意した。

e. 日中韓特許庁シンポジウム

JPO、SIPO、KIPO は、三庁、各国産業界及び知財関係者が一堂に会し、東アジア一体の知財保護の実現に向けて、三庁間協力の成果を紹介するとともに、日中韓における知財政策の在り方について産官学各界を交えて議論する場として、2013年11月に、日中韓の枠組みでは初の試みとなる日中韓知的財産シンポジウムを北海道にて開催した。2017年12月には、韓国済州島にて第5回シンポジウムを開催し、第4次産業革命に対応した知財戦略について、各国有識者による講演とパネルディスカッションが行われた。

第17回日中韓特許庁長官会合

②各プロジェクトの概要

第17回日中韓特許庁長官会合において議論が行われた各プロジェクトの内容は以下のとおりである。

a. 日中韓デザインフォーラム

日中韓特許庁長官会合での合意に基づき、日中韓の意匠制度に関する情報交換と相互理解の促進を目的として、日中韓デザインフォーラムを、2010年以降毎年開催している。「キャラクターデザインの法的保護」をテーマに2017年5月にソウルで開催された第8回日中韓デザインフォーラムでは、日中韓の各庁より、自国の意匠制度の最新状況とともに、意匠権を含む知的財産権によるキャラクターデザインの保護の状況について情報共有がなされた。また、日中韓の企業からも、キャラクターを用いたビジネスの展開状況等についての発表がなされた。

b. 日中韓審判専門家会合(JEGTA[1])

2012年11月の第12回日中韓特許庁長官会合において、日中韓の審判部門における実務者レベルの議論を行うことに合意したことを受け、2013年8月に第1回会合を東京で開催した。2017年9月には、第5回会合を大田（テジョン）で開催し、審判をめぐる最近の状況、特許紛争解決のための特許権の範囲についての判断を含む行政システムに関する比較研究、今後の協力等について意見交換を行った。

c. 日中韓人材育成機関長会合

2009年12月の第9回日中韓特許庁長官会合において、日中韓各々の知的財産人材育成機関における研修等の相互協力について議論を行う機関長会合の開催が合意されたことを受け、2010年より毎年開催している。

2017年9月には、第8回会合が大阪で開催され、各機関における研修及び知的財産人材育成に関する業務について情報交換するとともに、eラーニング教材のリスト交換を行うこと、講師の相互派遣を積極的に実施することに合意した。

(7)最高財務責任者(CFO)会合

CFO会合は、2015年に創設された枠組みであり、各国特許庁の財務責任者が集い、財政状況、料金制度（料金体系や料金改定）等の情報及び今後の方向性について意見交換を行っている。

2015年4月に、米国にて第1回CFO会合が開催され、第2回CFO会合は2016年11月に我が国で開催された。直近では、2017年10月にオーストラリアにおいて、第3回CFO会合が開催された。

第3回CFO会合の主なアジェンダは、各国特許庁のビジネス動向（組織・人事、各種申請件数、歳出入の動向、主な制度変更内容等）、支出費用（職員数、特許件数別）と料金構造、中小企業・大学・ベンチャー等への料金減免制度とその運用、IT投資における優先順位とその決定及び修正過程のあり方、民間金融機関における知財評価と融資態度、政府の果たすべき役割など、幅広い議論が実施された。

1 JEGTA：Joint Experts Group for Trial and Appeal

2 国際フォーラムにおける取組

知的財産に関する国際的な議論は、従来から知的財産保護に関する国連の専門機関である世界知的所有権機関（WIPO）や、世界貿易機関（WTO）のTRIPS理事会[1]において活発に行われてきた。これらに加え、近年では、地域レベルでの経済協力の枠組みであるアジア太平洋経済協力（APEC）等においても、知的財産が重要な課題として取り上げられている。本節では、各フォーラムにおける議論及び我が国の取組について紹介する。

(1)世界知的所有権機関(WIPO)

WIPOは、ジュネーブに本部を置く、国連の専門機関である[2]。加盟国は日本を含め191か国[3]であり、知的財産に関する諸条約の管理業務（特に国際出願の受理・公報発行）のほか、知的財産に関するルールメイキング、知的財産分野での途上国支援等を実施している。WIPOの予算は、国際出願業務の運営に係る手数料収入が全体の9割以上を占めており、中でも特許協力条約（PCT）に基づく国際出願に係る手数料収入が全体の約4分の3を占める。

WIPO本部（スイス・ジュネーブ）

①WIPO加盟国総会

WIPO加盟国総会は、WIPO全体の予算の策定、事務局長の任命、PCTやマドプロの規則改正の承認等、WIPO全体に関わる事項についての意思決定を行う会合であり、毎年秋に開催されている。第57回加盟国総会は、2017年10月に開催され、日本からは、宗像特許庁長官、嶋野特許技監を含む代表団が出席した。会合冒頭、我が国を代表して宗像長官が一般演説を行い、新たな技術がもたらす課題を克服して「IP4.0（Intellectual Property 4.0）」とも言うべき新たな知財制度の時代を拓くべきことを呼びかけ、国際機関として重要な役割を担うWIPOに対する期待を表明した。

本総会では、2018/19年度計画予算案の承認のほか、WIPO外部事務所の新規開設、遺伝資源等政府間委員会（IGC）のマンデートの検討等、諸々の重要事項について活発な議論が行われた。

WIPO加盟国総会の様子

宗像長官の一般演説

1 Council for Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights
2 1970年に設立され、1974年に国連の14番目の専門機関となった。
3 2018年3月現在

②特許

a. PCT関連会合

PCTは、一つの国際出願により、152か国[1]の締約国全てに出願した効果を与える条約であり、1970年に採択された。近年、世界的に出願件数が増加しており、グローバルな特許取得のための手段として今後も発展することが期待されている。

PCT制度の改善については、我が国、欧米等の主要締約国が中心となり、2001年からPCTリフォームの議題が議論され、複数の規則改正が実現されるに至った。現在も引き続き、PCT国際機関会合（PCT-MIA）、PCT作業部会、PCT同盟総会等において、PCT制度の更なる発展について検討が行われている。

（i）PCT作業部会

PCT作業部会は、PCT同盟総会に向けた締約国間における協議の場と位置づけられている。

2017年5月にジュネーブで開催された第10回会合では、ePCTをはじめとするITサービスの改善に関する議題、官庁間における手数料取引の効率化や新たな減額措置など手数料関係の議題、及び発明の名称の英訳提出や要約の文字数などの手続面の議題について議論が行われた。

同作業部会と同時期に開催されたPCT技術協力委員会（CTC）では、2017年末をもって満期を迎えることとなっていた当庁を含めた既存の22の国際機関（ISA・IPEA）について、同盟総会に対して再任の助言を行うことを決定した。さらに同委員会では、フィリピン知的財産庁（IPOPHL）からの任命申請に基づき、同じく同盟総会に対し、IPOPHLのISA・IPEA任命のための助言を決定した。

なお、以上の議題のうち、作業部会が議決したPCT規則改正案とCTCが助言を決定した既存機関のISA・IPEA 再任及びIPOPHLの任命については、2017年10月に開催されたPCT同盟総会で承認された。

（ii）PCT-MIA

PCT-MIAは、ISA・IPEAとして任命されている知財庁の会合であるとともに、PCT作業部会に向けた実務者間の協議の場としても位置づけられている。

2018年2月、スペイン・マドリードにおいて開催された第25回会合では、かねて我が国から提案していた国際段階と国内段階の連携のためのPCT国際調査・予備審査ガイドラインの改訂案について引き続き多くの参加国からの支持が得られたため、事務局はガイドラインの改訂に向けた各国への意見照会手続に入った。そのほか、品質管理システムに関する同ガイドライン21章の強化や、PCT制度の将来等についても議論が行われた。

b. WIPO特許法常設委員会(SCP)

SCPは、2000年11月の第4回会合以降、実体特許法条約作成に向けて議論を続けていた。2005年6月の第11回会合以降、南北対立により3年間、会合を開催することができなかったが、その後の調整の結果、2008年6月に第12回会合が開催され、2011年5月の第16回会合以降、「特許権の例外と制限」、「特許の質（異議制度を含む）」、「特許と健康」、「依頼者と代理人の間の秘匿」、「技術移転」の5項目について、各国のコメントや事務局による予備研究に基づき、議論が続けられてきた。

2017年12月の第27回会合では、これらの5項目に関するプレゼンテーション等を通じて意見交換がなされ、我が国からは、「特許の質（異議制度を含む）」の項目に関する議題についてプレゼンテーションを行った。また、将来の作業として、第27回会合のワークプログラムをベースにしたプログラムが合意され、第28回会合で引き続き議論が行われることとなった。

1 2018年3月現在

③意匠

a. 商標・意匠・地理的表示の法律に関する常設委員会(SCT)

SCTは、WIPO加盟国及びオブザーバーが商標、意匠及び地理的表示の法律に関する議論を行うための常設委員会である。

意匠分野では、2006年11月の第16回会合から、手続の調和に向けた検討を行っており、各国制度の調査と手続項目ごとの整理比較を経て、第24回会合（2010年）以降は、意匠法条約（仮称。以下、「DLT」という。）を想定した具体的な条文案（以下、「DLT案」という。）に基づき議論がなされた。これまでの累次の会合を経て、多くの国がDLT案については外交会議の開催に十分なほど議論が成熟したと認識している。しかし、（ⅰ）途上国における同条約の履行を促進するための技術支援や能力開発に関する規定、及び（ⅱ）伝統的文化表現等の出所開示に関する規定[1]の位置づけについては、依然として各国間の懸隔が残っている。これら論点は2016年及び2017年の一般総会でも議論されたが依然として対立は解消せず、外交会議開催を目指し、2018年の一般総会で引き続き検討することとなっている。なお、第35回会合（2016年4月）以降は、同会合において我が国と米国、イスラエルの共同提案により実施した、グラフィカルユーザーインターフェース等を含む新技術の意匠の加盟国における保護状況に関する調査を踏まえた議論や、優先権書類のためのデジタルアクセスサービス（DAS）への各加盟国の参加検討状況に関する情報共有が行われている。

b. ハーグ制度の法的発展に関する作業部会

ハーグ協定は意匠の国際登録制度に関する条約である。幾度かの改正の後、実体審査国等の参加による地理的な拡大を目指して、1999年にジュネーブ改正協定が採択された。同協定は、2015年5月13日に、我が国について発効し、特許庁は意匠の国際登録出願の受付を開始した。

2018年3月現在のジュネーブ改正協定締約国は、米国、韓国、欧州連合（EU）、フランス、ドイツ、スペイン、スイス、ハンガリー、ノルウェー、トルコ、シンガポール、ロシア等の53か国・地域である。また、ハーグ協定に基づく2017年の国際意匠登録件数は5,041件（複数意匠一出願制度を採用しているため、意匠数では計19,241件）であった[2]。

ハーグ制度の法的発展のための作業部会は、ハーグ同盟総会によって2011年に設立された。同作業部会では、ハーグ協定及び同ジュネーブ改正協定締約国並びにオブザーバー(ユーザーグループ及びハーグ協定未加盟国)が一同に集まり、ユーザーニーズを踏まえたハーグ制度の改善のために必要な共通規則及び実施細則の改正に係る議論が行われている。我が国は、2015年12月の第5回会合からジュネーブ改正協定締約国として正式参加している。2016年6月の第6回会合では、創作者の氏名又は住所の追加変更や国際事務局による審査に関する共通規則の改正提案、国際登録簿におけるデータ構造の刷新に関するプロジェクト、ハーグ制度における最近の動向等について議論が行われた。

なお、前記作業部会で議決した共通規則の改正提案は、第5回作業部会で議決した改正事項とともに、2016年10月に開催されたハーグ同盟総会で承認された。

c. ロカルノ同盟専門家委員会

ロカルノ協定は、意匠の国際分類を制定する協定であり、1968年に成立し、1971年に発効した。同協定により定められるロカルノ国際意匠分類（ロカルノ分類）は、クラスとサブクラス、各サブクラスに分類される物品のリスト及び注釈から構成される。最新版は

1　2014年11月の第32回会合でアフリカグループから提案された。
2　http://www.wipo.int/hague/en/statistics/index.jsp

2

2017年1月に発効された第11版であり、32のクラスと219のサブクラスで構成される。

同協定は、我が国では2014年9月24日に発効した。2018年3月現在のロカルノ協定締約国は、英国、フランス、ドイツ、ロシア、中国、韓国等の54か国である。

2017年11月には、ロカルノ同盟第13回専門家委員会が開催され、我が国は締約国として正式参加した。同会合では、各締約国より提出されたロカルノ分類へのサブクラスの追加提案、またVRヘッドセットのような新規な製品を製品リスト追加する提案等について議論され、次版において、これらの議論結果が反映されることが決定した。

④商標

a. マドリッドシステムの法的発展に関する作業部会

標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書には2018年3月現在、日本を含む100か国が加盟している。

標章の国際登録に関するマドリッド協定及び議定書（マドリッドシステム）については、制度の見直しを行うため、2005年からWIPOマドリッドシステムの法的展開に関する作業部会（なお、第4回会合までアドホックな会合とされていた。）が開催されている。

2017年6月に開催された第15回作業部会においては、主に、各指定国官庁に対して個別に行うべき代替[1]の記録申請を、国際事務局経由で一括して行うことを可能とする提案や、限定[2]の審査を本国官庁、国際事務局又は指定国官庁のいずれが行うべきかに関する問題が議論された。また、同会合に合わせて開催されたラウンドテーブルにおいては、分類審査ガイドライン、同一性の認証等をテーマに、事務局が発表を行い、参加国・団体の間で意見交換が行われた。

b. 商標・意匠・地理的表示の法律に関する常設委員会（SCT）

商標分野では、主に国名の保護について議論が行われている。

国名の保護については、2014年3月の第31回会合で、ジャマイカから、国名の保護強化のために、国名と誤認混同のおそれのない場合でも国名と抵触する商標の使用を禁じる規定や、国名を含む商標の登録に際して当該国の許認可を必要とさせる規定を含む共同勧告案が提案された。また、2016年4月の第35回会合からは、ジャマイカによる共同勧告案と併せて、事務局は、将来的に各国実務の調和の可能性が高い6つの分野（収束可能範囲）を提示した。第36回会合では、そのうち更なる議論を行うことに異論が示されなかった4つ（国名の観念、記述的と判断された場合の非登録可能性、無効及び異議申立手続、標章としての使用）について優先的に議論することに合意し、続く第37回・第38回でさらに議論が深められた。

地理的表示（GI）については、2015年10月のWIPO加盟国総会で、各国・地域におけるGIの保護制度についての調査をSCTにおいて行うことが決定された。これを受けて、当該調査の内容及び進め方について議論されてきたが、第38回会合（2017年10月）において、各国・地域のGI保護制度に関する調査についての作業計画が採択され、今後はこの作業計画に沿って各国への調査が行われることとなった。

⑤その他

a. 知的財産と遺伝資源・伝統的知識・フォークロアに関する政府間委員会（IGC）[3]

途上国が、自国に豊富に存在している遺伝資源（GR）・伝統的知識（TK）・伝統的文化表現（TCEs）[4]に対して、国際的な保護の枠組

1 ある締約国において既に商標登録が存在する場合に、同一の商標が国際登録され、その締約国を領域指定すると、当該締約国における国内登録を国際登録に置き換えることができる仕組み。代替により、複数の締約国において別個に存在する国内登録を国際登録として一元管理できるようになる。
2 国際登録簿に記録されている指定商品・役務について、一部の国に対して範囲を限定して審査を求める手続。
3 Intergovernmental Committee on Intellectual Property and Genetic Resources, Traditional Knowledge and Folklore
4 最近のWIPOにおける議論では、「フォークロア」ではなく、「伝統的文化表現」との用語を使用している。

みを知的財産制度の中に設けることを強く求めるようになったことを受け、2000年に、知的財産と遺伝資源等の関係について知的財産の側面から専門的に議論を行うため、WIPO内にIGCが設置された。これまでに35回の会合が開催されている。

これまで、効果的な保護を確保する国際的な法的文書に合意することを目的にテキストベースの交渉を行うというIGCのマンデートに基づき、遺伝資源・伝統的知識・伝統的文化表現のそれぞれについて具体的なテキストに基づく議論が行われてきた。しかし、国際的な保護枠組みの創設を求める途上国と、それに慎重な先進国の意見の懸隔は依然大きいままである。

2017年10月のWIPO一般総会では、2018/19年のマンデートに関し議論が行われた。先進国と途上国との間で、会合の開催回数、日数、形式等が争点となり、協議は最終日まで難航した。その結果、最終的に、(ⅰ)2018/19年中に「国際的な法的文書」のテキストをまとめることを目的に議論すること、(ⅱ)法的・政策的・技術的問題に対処する場としての「アドホック専門家グループ」(ad hoc expert group(s))を設立してもよい(may establish)こと、(ⅲ)2018年のWIPO一般総会で現状の報告を行い、2019年のWIPO一般総会では、議論の成熟度に基づき、外交会議開催や交渉継続の可否について決定すること、(ⅳ)2年間で計6回(GR2回、TK/TCEs 4回)のIGC会合が5日間(又は6日間)ずつ開催されること等を内容とするマンデート及び作業計画が合意されるに至った。

2018年3月に行われた第35回会合では、前記マンデート及び作業計画に基づき、遺伝資源について集中的な議論が行われた。議論の対象となるテキストに対する意見の収束を図ることを目的として、地域ごとに参加国数を限定した非公式会合と全体会合とを組み合わせて、政策目的、保護対象、出所開示及び誤った特許付与防止のためのデータベースを含む防御的措置といった論点について議論が行われた。

出所開示に関しては、途上国は、遺伝資源の不正使用防止のためには遺伝資源の出所を特許出願において開示させ、不遵守の場合には特許無効等の制裁を科すことが必要であり、データベースは出所開示を補完するものにすぎないとした。一方、先進国(日本・米国等)は、遺伝資源の出所は特許制度とは直接関係ないばかりか、出所開示の義務化は特許制度に悪影響を及ぼし、イノベーションを阻害しかねないとの懸念から、その導入に反対した。また、知的財産の専門機関であるWIPOにおいて対処すべきは誤った特許付与の問題であり、データベースにより審査官が必要な情報を利用可能とすることが重要であると主張した。その結果、双方の主張の懸隔は埋まらず、引き続き第36回会合で議論が行われることとなった。

b. WIPO「開発アジェンダ」

2007年WIPO加盟国総会において、45項目からなる開発アジェンダに関する勧告が採択された。さらに、これらの勧告を実施するための作業プログラムの策定、及びその実施状況の評価等を行うため、「開発と知的財産に関する委員会(CDIP)[1]」の設立が合意された。CDIPは、2008年以降、毎年2回開催され、主にWIPO加盟国総会で合意された45項目の勧告に係る作業プログラムの内容及び実施について議論を行っている。これまでに、「知的財産と競争政策」、「知的財産とパブリックドメイン」等のプロジェクトが承認されている。

本会合に関する我が国の取組としては、「IP Advantage」データベースがある。本データベースは、途上国における知的創造サイクル促進のため、ビジネスと知的財産との関係に係る成功事例を入手できるワンストップ・サービスを提供し、途上国との情報共有を図ること

1 Committee on Development and Intellectual Property

を狙いとするものであり、2010年9月よりWIPOのウェブサイト[1]上で公開している。我が国がWIPOに任意拠出を行っているジャパン・ファンド事業の一環として、WIPO日本事務所において、当該データベースに投入される成功事例の調査・収集作業が継続して進められており、2018年3月現在、214件の事例が公開されている。

c. WIPO標準委員会(CWS)

CWSは、2009年9月のWIPO一般総会でその設置が承認されて以来、出願番号の記載方法、国コード及びXML等、産業財産権情報の国際的なデータ交換形式の標準であるWIPO標準に関する議論が行われてきた。

2017年5-6月に開催された第5回会合では、XMLを使用したヌクレオチド等の配列表の表記に関するWIPO標準ST.26が改訂されるとともに、リーガルステータスデータの交換に関するWIPO標準ST.27及びオーソリティファイル[2]に関するWIPO標準ST.37が採択された。

d. WIPO GREEN

WIPOでは、規範設定のほかにも、グローバルな課題（特に公衆衛生、気候変動、食料安全）の解決に向けて知的財産が果たすべき役割を重要視し、知的財産の面から課題解決に貢献すべく様々な検討・取組を行っている。そして、我が国としても同課題解決に貢献すべく、WIPOの取組を支援している。

とりわけ「WIPO GREEN」は、日本知的財産協会（JIPA）の構想に端を発した取組であり、我が国としてもこれを支援している。この取組は、主に途上国への環境技術移転を促進するプラットフォーム作りを目指し、提供側の技術情報、及び導入側のニーズ情報の双方をデータベースとして蓄積し、技術提供側と導入を希望する側を引き合わせるハブとしての役割を果たす、いわゆるマッチング・データベースを整備するものである。環境技術に関する特許のライセンスのみならず、ノウハウや生産プロセス、資金調達、人的役務支援等を「技術パッケージ」として提供することで技術移転取引の促進を図ろうとするものであり、実際のライセンス等の交渉は当事者同士に委ねられるが、WIPOによって契約ひな形の提供等の取引支援も行われる予定とされている。我が国政府はWIPOへの任意拠出金（WIPOジャパン・トラスト・ファンド）を通じて、データベース構築等に係る費用の一部負担、特定分野における技術ニーズ調査事業[3]の費用負担等、「WIPO GREEN」事業を支援している。

2013年11月から運用が開始され、2018年3月現在、提供技術情報は2,994件、ニーズ情報は158件が公開されている。

1 http://www.wipo.int/ipadvantage/en/
2 各庁が発行した公報に関する基本的な情報（公開番号、発行日等）のリストであり、データベース内の公報の存在確認（公報データ欠損の検出）のための参照元となるもの。
3 提供側の技術情報に比して、登録数が極端に少ないニーズ情報を増やす目的で2014年度にWIPOが実施した調査事業。

Column 40

世界知的所有権の日（World IP Day）について

WIPO 日本事務所カウンセラー　野田洋平

このコラムを読まれている方は、4 月 18 日が何の日かご存じだと思う。そう、日本で専売特許条例が公布された「発明の日」である。それでは、ほぼ一週間後の 4 月 26 日は、何の日かご存じであろうか。

4 月 26 日は、「世界知的所有権の日（World IP Day）」である。世界知的所有権の日は、知的財産が日常生活で果たす役割について認識を高め、発明家や芸術家による世界中の社会の発展への貢献を記念するために、WIPO 加盟国により 2000 年に制定された。世界知的所有権の日は、「世界知的所有権機関を設立する条約」が 1970 年 4 月 26 日に発効したことに由来し、毎年、4 月 26 日に世界中で記念行事が開催されている。

世界知的所有権の日には、毎年、異なるテーマが設定される。ご参考までにここ数年のテーマを以下に掲載する。また、過去に開催されたイベントについては、WIPO の「World IP Day」ウェブページの「Event Map」[1] から確認できる。

2017 年「Innovation - Improving Lives」

2016 年「Digital Creativity: Culture Reimagined」

2015 年「Get up, stand up. For music.」

今年、2018 年の世界知的所有権の日のテーマは「変革の推進：イノベーションと創造において活躍する女性（Powering change: Women in innovation and creativity）」である。2015 年に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の 17 の目標のうちの 5 番目「ジェンダー平等を実現しよう」と関連するテーマである。

1 http://www.wipo.int/ip-outreach/en/ipday/2018/map.html

1

今年もこのテーマの下、世界中でイベントが開催された。WIPO日本事務所としても、4月26日に、世界知的所有権の日を祝う祝賀会を東京青山の国連大学にて開催した。本祝賀会には、今年のテーマに沿って、イノベーションにおいて活躍する女性の方々をスピーカーとして招待した。具体的には、退職後に還暦を過ぎてからパソコンの勉強を始め81歳でスマホのアプリを開発し話題となった若宮正子氏をはじめ、女性発明者を含むPCT出願の割合が最も高い日本企業として日立化成株式会社や、2017年、WIPO GREENにパートナーとして参加された富士通株式会社から、女性のスピーカーを招待した。本祝賀会には、産業界、国連関係者、知財関係者、大学等の各方面からご参加いただき、イノベーションと創造における今後の女性の活躍等について意見が交わされた。

開会挨拶を行う大熊WIPO日本事務所長

スピーチを行う若宮正子氏

世界知的所有権の日（World IP Day）祝賀会の様子

今後も、4月26日の世界知的所有権の日が、イノベーションや創造の大切さ、それを促進する制度としての知的財産権制度について、日本、そして世界中の人が思いを馳せる日になればと思う。

(2)世界貿易機関(WTO)

①知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)[1]とTRIPS理事会

1995年、WTOの創設に合わせ、新たな貿易関連ルールの一つとして発効したTRIPS協定は、知的財産権の保護に関してWTO加盟国が遵守すべき最低基準(ミニマム・スタンダード)として機能しており、WIPOを中心とした国際的な知的財産権保護に関するルールメイキングの土台となるものである。

TRIPS理事会は、TRIPS協定に基づく義務の遵守状況の審査や、TRIPS協定に関する事項の協議を行う場であり、2002年以降は以下の事項を中心に議論が行われている。

a. TRIPS協定と生物多様性条約との関係

TRIPS協定と生物多様性条約(CBD)[2]との関係は、ドーハ閣僚宣言において実施問題[3]と認められたものの1つである。

遺伝資源提供国(主として、途上国)は、CBDに規定されている遺伝資源及び関連する伝統的知識(遺伝資源等)の利用から生ずる利益の配分を確実にし、特許要件(新規性・進歩性等)を満たさない誤った特許付与を防止するために、TRIPS協定を改正(特許出願時の遺伝資源等の出所/原産国の開示、事前の情報に基づく同意及び利益配分の証拠の開示)すべきと主張している。

一方、米国、我が国等の先進国は、TRIPS協定とCBDに不整合はなく、CBDの遵守のための具体的な措置としては、名古屋議定書[4]が採択されていることから、TRIPS協定を改正する必要はないと反論している。また、誤った特許付与を防止する防御的保護の観点から、我が国は、WIPO/IGC[5]と同様に、特許審査用データベースの構築提案を行っている。

b. 医薬品アクセス

途上国の国民にとって医薬品が高価となっている原因として特許権の存在が指摘され、国際的な関心が高まっていたことを受け、2001年11月、第4回閣僚会議において、「TRIPS協定と公衆衛生に関する宣言」が採択された。2003年8月の一般理事会において、本宣言のパラグラフ6の実施に関する決定が行われた[6]。さらに、2005年12月の一般理事会では、同決定をTRIPS協定に反映するためのTRIPS協定改正に関する議定書が採択された。

改正議定書は、2017年1月、WTO全加盟国・地域の3分の2に当たる110加盟国・地域が受諾したため、受諾した加盟国・地域の間で改正議定書が発効した[7]。

我が国は、2007年6月の国会承認を受けて、2007年8月31日にWTO事務局長に対し受諾書を寄託済みである。

TRIPS理事会においても、我が国は知的財産と公衆衛生の議論に貢献すべく、積極的に議論に参加している。

c. 知的財産とイノベーション

知的財産活用の成功事例等を紹介することにより、知的財産制度の肯定的な側面に焦点を当てることを目的とした議題であり、米の主導により、2012年11月のTRIPS理事会から議論が行われている。2017年のTRIPS理事会では、「包摂的なイノベーションと零細・中小企業」を通年テーマに、包摂的なイノベーションと零細・中小企業の協力(3月)、包摂的なイノベーションと零細・中小企業の成長(6月)、包摂的なイノベーションと零細・中小企業の

1 Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights
2 1992年の国連環境開発会議で、生物種保護のために成立した条約であるが、同条約の中には、遺伝資源(ヒトを除く動物、植物、微生物の全てが「遺伝資源」に該当する)の利用から生ずる利益の遺伝資源提供国への配分、原住民の伝統的知識の保護、途上国へのバイオテクノロジーの移転等が盛り込まれた。CBDの規定をどのように履行していくべきかという議論の中で、既存の知的財産権制度、とりわけTRIPS協定の改正が必要との主張が途上国からなされている。
3 実施問題とは、TRIPS協定を含む、WTO協定の実施段階に入って途上国が直面している様々な問題のこと。一括受諾項目と異なり、ドーハ・ラウンドにおける正式な交渉対象項目として合意されたものではない。
4 「生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書」
5 知的財産と遺伝資源・伝統的知識・フォークロアに関する政府間委員会
6 上記宣言のパラグラフ6に基づき、医薬品の製造能力が不十分又は欠如している加盟国が強制実施権を効果的に利用できないという問題に対して、強制実施権を活用し、特許が付与された医薬品を製造能力が不十分又は欠如している国へ供給することを目的とし、一定の条件のもとで、他国の公衆衛生の問題に対処する上で必要な医薬品を製造及び輸出することを認める決定。
7 発効した改正議定書の効力は受諾国に対してのみ有効。非受諾国ついては、効力は及ばないが、2003年一般理事会決定が引き続き有効であり、パラグラフ6の利用が可能。

貿易（10月）といったテーマのもと、我が国を含む先進国が具体的取組の紹介を通じてイノベーション促進に果たす知的財産権の重要性を説明した。他方、インド、ブラジル等の一部の途上国は、知財はイノベーションの障壁ともなり得ると主張した。

d. 医薬品に関する後発開発途上国(LDC)に対する経過措置の延長

TRIPS協定第66条第1項では、LDCに対しTRIPS協定を履行するまでに10年の経過期間が与えられていた。これについて、LDCからの経過期間延長要請がTRIPS理事会で承認され、現在、2021年7月1日まで経過期間が延長されている。

また、2015年2月のTRIPS理事会では、医薬品に関して、TRIPS協定第2部第5節の「特許」及び同第7節の「非開示情報の保護」についての経過期間、TRIPS協定第70条第8項（メールボックス出願規定）の履行義務免除、並びにTRIPS協定第70条第9項（排他的販売権規定）の履行義務免除を、各国がLDCである限り無期限に認めるようLDCから提案がなされた。以降、LDCと各国による二国間協議等を通じて調整が行われ、2033年1月1日まで前記の経過期間と履行義務免除を認めることが合意された。

②貿易政策検討制度(TPRM[1])

TPRMは、WTO加盟国の貿易政策及び貿易慣行について一層の透明性を確保し、理解を深めることにより、多角的貿易体制が一層円滑に機能することに資することを目的として、一般理事会の貿易政策検討委員会により実施されている。WTO加盟国の内、過去3年間の貿易量の平均の上位4か国（近年は概ね日本、米国、EU及び中国）は2年に1回、次の16か国は4年に1回、その他の国は6年に1回、TPRMの対象国となる。我が国に対するTPRMに基づく検討会合は、直近では2017年3月に実施され、多くの国から、我が国の知的財産制度及び運用等について質問がなされた。

(3) APECにおける知的財産権専門家会合（IPEG）

APECとは、アジア太平洋地域の21か国・地域（エコノミー）をメンバーとして、貿易・投資の自由化・円滑化及び経済技術協力を目指す地域フォーラムである。1995年のAPEC大阪首脳会議において、貿易・投資の自由化・円滑化に関する15の優先分野の一つとして知的財産権が取り上げられ、それに対応した専門家レベルのフォーラムとして知的財産権専門家会合（IPEG）が設立された。IPEGでは、貿易・投資の自由化・円滑化を促進するために、2001年にTRIPS協定履行完了に対応して作成された新しい共同行動計画（CAP:Collective Action Plan）に従った活動を行っている。IPEGの具体的活動としては、通常毎年2回の定期会合のほか、知的財産に関する官民合同セミナーやシンポジウムを開催している。

2017年8月の第45回会合では、IoTに対応した特許審査に係る取組、包括的なイノベーションと中堅中小企業の成長、WIPOジャパン・トラスト・ファンドを活用した取組について紹介した。また、2018年2月の第46回会合では、日本におけるIPR強化に向けた行政機関間での連携、ユーザーフレンドリーな審査に向けた取組、前回に案内していたWIPOジャパンファンド30周年記念ハイレベルフォーラムについて紹介した。

1 The Trade Policy Review Mechanism

3 途上国の知的財産制度整備に向けた取組

知的財産制度は途上国にとってもビジネスの発展に有効なツールであり、かつ、必要なインフラであることから、これらの国における知的創造サイクルの確立に向けた取組を支援し、知的財産制度の法制度・運用整備を促すことは、途上国経済自体の自立的な発展を通じて、世界経済の持続的な成長に寄与するものである。加えて、知的財産制度の確立は、貿易・投資環境の改善につながり、途上国で事業活動を行う我が国企業のビジネスコストを引き下げるだけではなく、対内直接投資の拡大を促進するという観点からも、途上国の発展につながるものである。このような観点から、日本国特許庁は途上国に対して、知的財産権の保護強化及び執行強化の観点から人材育成や情報化等を積極的に支援している。

また、途上国においては国ごとに知的財産権の保護水準や我が国との貿易・投資実態が大きく異なるため、協力の実施に当たっては、我が国産業界のニーズを踏まえ、対象国・分野等の優先度を十分吟味するとともに、各国の状況に応じたきめの細かい計画を策定することが不可欠である。

本節では、政府開発援助（ODA）のスキームの活用を中心とした我が国の取組について、その概要を紹介する。

(1) ODAのスキームを活用した取組

①ジャパン・トラスト・ファンド(世界知的所有権機関(WIPO))

WIPOに対して1987年から任意拠出金を支出しており、この拠出金を基に信託基金「WIPOジャパン・トラスト・ファンド」が組まれ、国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）地域のWIPOメンバー途上国を対象として、ワークショップ等の開催、研修、専門家派遣、知的財産権庁の情報化支援等の各種事業を実施している。また、2008年、当該ファンドを拡充し、アフリカ地域における知的財産を活用した自立的経済発展を促進するためのファンドを創設した。同ファンド事業では、知的財産権制度の重要性への意識向上、知的財産法制度の整備・拡充、知的財産専門家の人材育成を目的に、ワークショップ等の開催、研修、情報化支援等を積極的に推進している（情報化支援に関しての詳細は、第3部第2章3.（3）新興国の情報化等への協力に関する取組を参照。）。

（新たな協力の方向性）

本ファンドが創設されてから30年が経過し、知財を取り巻く各国の環境も変化してきた。今後、知財庁の制度整備・人材育成については引き続き協力しつつ、当該ファンドを通じて、知財が活用される環境を構築していくための協力や優れた地域産品のブランディング化への協力など、開発途上国のニーズに対応した新たな協力を実施する。その一環として、2018年2月にWIPO、日本国特許庁、日本貿易振興機構（JETRO）との間で、「知財と貿易投資の連携枠組」を構築することに合意した。

②技術協力プロジェクト[1]等(独立行政法人国際協力機構(JICA))

現在、インドネシアにおいて、「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」（2015年12月－2020年12月）が実施されており、日本国特許庁から職員1名を長期専門家として派遣するとともに、案件に応じた短期専門家の派遣、研修生の受入れを通じて、知的財産制度整備の支援、人材育成協力、普及啓発活動を行っている。本プロジェクトは、日本国特許庁がこれまで

1 技術協力プロジェクトは、専門家の派遣、研修員の受入れ、機材の供与という３つの協力手段（協力ツール）を組み合わせ、一つのプロジェクトとして一定の期間に実施される事業形態。

行ってきたインドネシアにおける知的財産権の保護強化に関する支援を発展、拡充するものであり、これにより、知的財産法を含むビジネス関連法の法的整合性を向上させ、知的財産を保護する体制が強化されるなど、ビジネス環境の改善が期待される。

また、ミャンマーにおいて、知的財産法の成立後に円滑に知的財産制度を運用するために、日本国特許庁から職員1名を長期専門家として2015年3月から派遣し、出願・審査・登録を担う知的財産庁の設立、知的財産制度運用にあたっての実務上の細則の整備、組織内の業務フローの確立や職員の育成に関する支援を行っている。

(2)人材育成に関する協力

日本国特許庁では、人材育成に係る協力として、ワークショップ開催、研修生の受入れ、専門家派遣等を実施している。

人材育成に関する2017年度の主な活動は以下のとおり。

①専門家派遣

WIPOジャパン・トラスト・ファンド及びJICA技術協力プロジェクト等のスキームを活用して、日本国特許庁職員を途上国の知的財産庁等へ派遣し、知的財産庁の様々な業務について現地で指導を行っている。2017年度は、インドネシア、ベトナム、タイ、シンガポール、マレーシア、ミャンマー、ウズベキスタン、モロッコ、ジンバブエ、ボツワナに職員を派遣し、効果的な知的財産権の保護、審査能力の向上、商標審判制度、知財マネジメント人材育成、及び適切な業務処理等をテーマに講義を行った。

②短期・中期研修生の招へい

途上国における知的財産権の保護・執行強化、知的財産権の活用及び制度の普及啓発等のための人材育成を目的とし、審査官、行政官、執行官をはじめとした知財専門家の能力向上を目的とした研修を実施している。1996年4月－2018年3月の22年間にわたり、アジア太平洋地域を中心とした77か国5地域から官民合わせて5,921名の研修生を招へいした。2009年度からは、中期的プログラムとしてサーチ及び審査実務に主眼をおいた特許審査実践研修を実施している。

2017年度はブラジル・エジプト・トルコの特許審査官を各2名、インドの特許審査官を4名招へいして、約2か月の研修を実施した。

2017年度　特許審査実践研修　研修生受入れ

③長期研究生の招へい

途上国において知的財産権に係る分野での指導的立場にある者、あるいは今後そのような立場になることが期待される者を我が国に招へいし、知的財産権に関する自主的な研究活動の場を提供している。2017年度は、ARIPO、カンボジア、フィリピン、インドから各1名、計4名の長期研究生を招へいして、約4か月の研修を実施した。

④フォローアップセミナーの開催

我が国で研修を受けた者に対する研修成果の持続・フォローアップ、研修生間の連携を図り、各国国内における知的財産権制度の普及啓発を支援することを目的として、日本国特許庁及び研修修了生で組織された同窓会、並びに現地知的財産庁の主催によるセミナーを開催している。2017年度は、ベトナム、ラオス、インドネシア、ミャンマーにおいて開催した。

⑤セミナー、ワークショップ等の開催

WIPOジャパン・トラスト・ファンドにより運営されていた主な会合の開催実績は次のと

おりである。

a. 大学・研究機関向け知財活用環境整備に関するリージョナル会合(大阪)

本会合は、知財を活用したイノベーション創出のプラットフォーム形成を目的とする「知財活用環境整備事業」の一環として開催された。大学・研究機関における技術管理や知財活用を促進するために、同プロジェクト対象国の大学・研究機関等の学長・副学長級を日本に招へいし、産学連携や技術移転等の知財の活用に関する知見や経験の共有と意見交換を行った。プロジェクト対象国のインドネシア、マレーシア、フィリピン、スリランカ、タイから計 39 名が参加した。

b. マドリッド制度運用・加盟のための知財庁職員向けのリージョナル会合(東京)

アジア太平洋地域の知的財産庁におけるマドリッド制度実務担当者及び同制度未加盟国の実務者が一堂に会し、マドリッド制度に関する実務の改善に向けた意見交換やアジア太平洋地域における共通の課題について議論を行うとともに、同制度未加盟国に対しては加盟国より知見の共有を行うことを目的として、2017 年 10 月に開催された。

本会合では、15 か国から計 25 名が参加し、マドリッド制度の最新の情報の共有や本国官庁や指定国官庁の業務運用の課題や改善策等について議論がなされた。

c. 東南アジア・南アジア知財庁長官級会合(HIPOC)(東京)

本会合は東南アジア、南アジア地域等の知財庁長官級を対象にWIPOと各国長官等が様々な課題やテーマについて情報共有と意見交換を行うことを目的に 2015 年から開催されており、今回、2018 年 2 月にジャパン・トラスト・ファンドの事業として開催された。

通算 6 回目となる今回は、「技術支援」をテーマに開催され、16 か国・機関から知財庁長官を含む約 30 名が参加した。本会合ではWIPOにおける現在の途上国支援ツールを議論しながら、我が国の技術支援、協力内容の知見や経験を共有し、今後の途上国協力の支援ツールや手法について議論を行った。

d. ジャパンファンド30周年記念「WIPOハイレベルフォーラム」(東京)

本フォーラムはジャパンファンド創設 30 周年を記念して、開発途上国等の 54 か国・機関から知財庁長官を含む約 100 名を招待し、今後のジャパンファンドを通じた協力について議論を行った。(詳細は Column 41 参照)

e. ワークシェアリング促進のためのWIPO-CASEナショナルワークショップ(タイ、ベトナム、マレーシア、インドネシア)

2017 年 4 月にタイにて、タイ知的財産局(DIP)の特許審査官等 30 名程度を対象に、2017 年 6 月にベトナムにて、ベトナム知的財産庁(NOIP)の特許審査官等 70 名程度を対象に、2017 年 11 月にマレーシアにて、マレーシア知的財産公社(MyIPO)の特許審査官等 80 名程度を対象に、2018 年 2 月にインドネシアにて、インドネシア知的財産総局(DGIP)の特許審査官等 30 名を対象に、WIPO-CASEナショナルワークショップが開催された。ワークショップでは、特許審査におけるワークシェアリングの重要性や有効性について認識を深めることを目的として、WIPO-CASE の利用方法や WIPO-CASE から参照可能な書類情報の活用方法が紹介された。日本国特許庁からは、特許審査におけるワークシェアリングの意義を説明すると共に、日本国特許庁の審査書類の種類や読解手法といった書類情報の活用方法を紹介した。

f. ワークシェアリング促進のためのWIPO-CASEリージョナルワークショップ(シンガポール)

2018 年 3 月にシンガポールにて、ASEAN 諸国及びモンゴルの知財庁から 3、4 名、計 40 名程度が参加し、各知財庁の IT システムの向上の支援を目的としたワークショップが開催された。日本国特許庁からは、我が国の国

内の特許審査の実務をサポートするITシステム（サーチシステムや起案システム等）について紹介するとともに、ITの活用による審査効率と品質確保の取組（OPDやWIPO-CASEを活用した他庁審査結果の参照、品質管理の仕組み等）について紹介した。ASEAN諸国及びモンゴルの知財庁からは、審査実務の概要やITインフラの整備状況等が共有され、ワークシェアリング促進に向けた課題等について活発な意見交換が行われた。

g. 商標審査官のためのIPAS[1]に関するWIPO地域研修ワークショップ（ボツワナ）

サブサハラのアフリカ諸国の商標審査官に対し、商標審査・情報検索のためのシステム（IPAS等）の利用のノウハウや、商標審査に利用可能なWIPOツールとサービスについて習熟させることにより、当該地域の商標権設定の迅速化と最適化を推進させることを目的として、2017年7月にボツワナで開催された。ボツワナを含め、アフリカ20か国の知財庁の商標審査官等、30名以上が参加した。WIPO職員によるデータ交換・品質管理やIPAS利用等に関する講義や、参加各国によるカントリーレポート等が実施される中、日本国特許庁からは、日本の商標分野における機械化の歴史や、商標審査・情報検索システムの概要等について紹介した。

h. ブランディング（商標化）プロジェクト～タイタバスケット～（ケニア）

ケニアの民芸品であるタイタバスケットの商品価値と市場競争力を向上させることを目的としたブランディングプロジェクトを2015年度に立ち上げ、現地職人の織工技術や商標制度への理解の向上のためのワークショップの開催や、展示会の実施、さらには統一の商標の使用、品質水準、団体の構成等に関する要件を定めるための取組を支援した。2017年4月、タイタバスケットはケニア産業財産庁へ団体商標として登録され、その後知財活用の普及啓蒙のため、本事業のプロモーションビデオが作成された[2]。

i. ARIPO加盟国及びオブザーバー国の審査官のためのPCT国内移行段階審査サブリジョナルワークショップ（ジンバブエ）

PCT国内移行審査の効率性と質を向上させ、さらに各国の国内段階における外部審査作業成果物の信頼性とその使用可能性を高めることを目的に、2017年9月にジンバブエで開催された。ARIPO並びにARIPO加盟国及びオブザーバー国から約20名の審査官が研修生として参加し、PCT国内移行段階審査や関連する先行技術等全般に係る講義や、個別案件の国内移行段階審査についての実践演習・ケーススタディ等が行われた。日本国特許庁からは、「審査作業成果物の検索及び他の審査結果の活用」というテーマの下、日本国特許庁が海外の知財庁に対して提供している「高度産業財産ネットワーク[3]（AIPN）」や、特許審査ハイウェイ（PPH）の概要について、審査結果に関する情報共有制度の事例として紹介し、ワークシェアリングの重要性を説明した。

1 WIPOが開発した知財庁の業務プロセスをサポートするシステム。
2 http://www.wipo.int/cooperation/en/funds_in_trust/japan_fitip/news/2017/news_0001.html
3 詳細は第3部第2章3.(3)②. 日本国特許庁の審査関連情報の提供 参照。

3-2-1図　途上国等に対する人材育成協力の実績

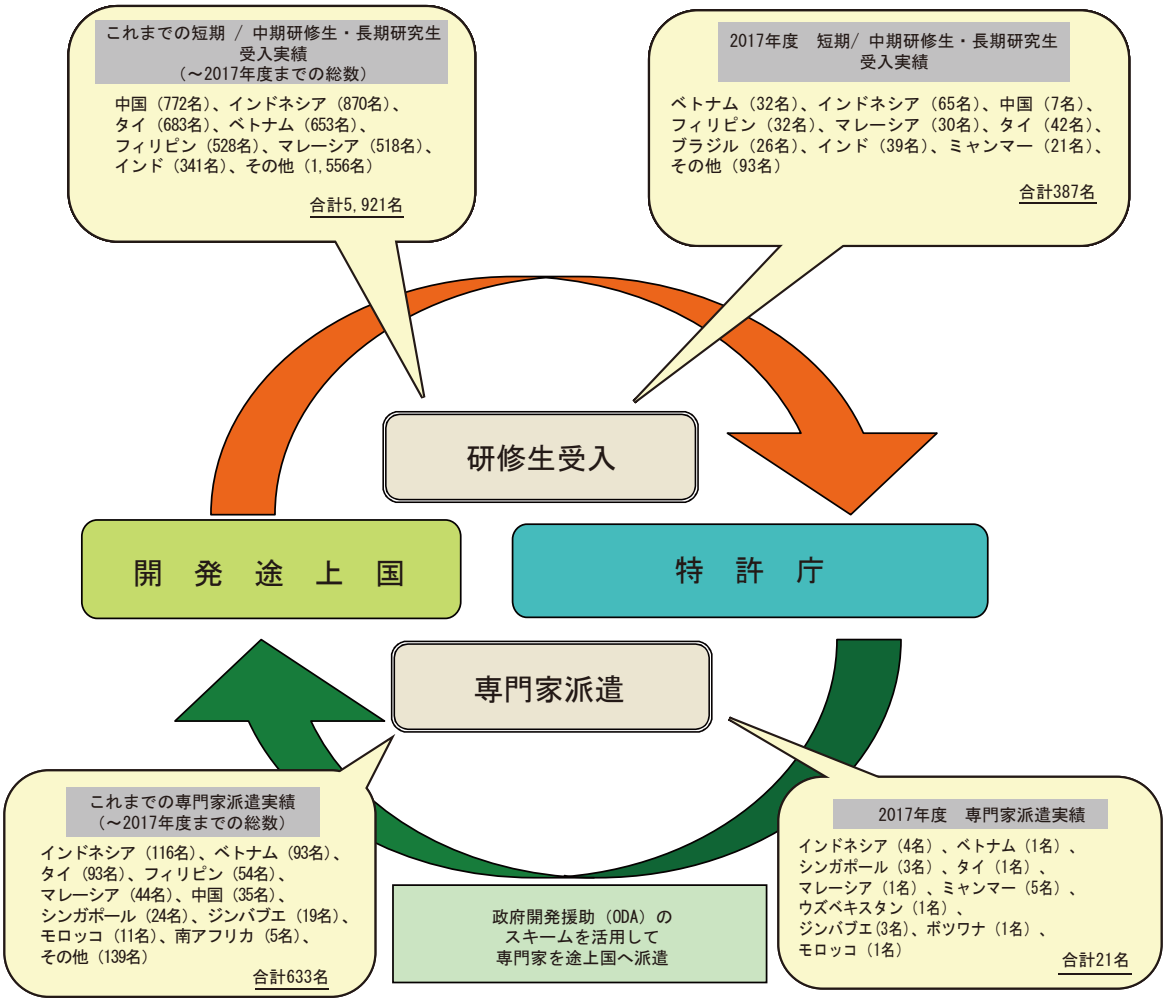

Column 41

ジャパンファンド30周年記念「WIPOハイレベルフォーラム」の開催

日本国特許庁（JPO）と世界知的所有権（WIPO）は、2018年2月22日～23日に千葉県浦安市でジャパンファンド30周年記念「経済・社会・文化の発展のための知財制度の活用に関するWIPOハイレベルフォーラム」を開催した。本フォーラムには開発途上国等の54か国・機関から知財庁長官を含む約100名が出席し、各国の知的財産制度の進展や今後の共通課題を提示しながら、今後のジャパンファンドを通じた協力について議論が行われた。

○開会挨拶及び基調講演

開会挨拶では、経済産業大臣政務官から、ジャパンファンドによる協力を全世界に広げ、拠出金額を協力地域・内容に見合う額に増額するよう取り組んでいくことが表明された。また、特許庁長官からは、今後のジャパンファンドの協力の方向性として、①地域ブランドの形成と国際市場への展開を知的財産の面から協力すること、②イノベーション創出のための知財活用に向けた協力を拡充することの2点が提案された。

その後の基調講演では、WIPOガリ事務局長から、近年の知的財産の動向やWIPOにおける幅広い開発協力が紹介され、30年にわたるジャパンファンドを通じたJPOの協力に謝意が示された。

○各セッションの議論

フォーラムは「Ⅰ：時代の要請に応じた知財制度の変遷」、「Ⅱ：イノベーションを促進するための知財政策の新たな課題」、「Ⅲ：知財の保護と活用のための情報化施策」、「Ⅳ：知財制度発展のための人材育成」の4つのテーマで構成され、各知財庁のパネリストから、取組や課題が紹介された。また、最後には「経済・社会・文化発展のための知財制度の活用と国際協力」をテーマに議論が行われ、特許庁が提案した今後のジャパンファンドの活用の方向性について賛同を得た。

開会挨拶を行う宗像特許庁長官

フォーラムの様子

左から6番目より右方向に、嶋野特許技監、宗像特許庁長官、ガリWIPO事務局長、高木WIPO事務局長補

(3)新興国の情報化等への協力

①ITインフラ整備に関する協力

ASEAN諸国を始めとする新興国は製造拠点として、また近年では成長市場としてその重要性が一層高まっている。これらの新興国での我が国企業等のビジネス展開を円滑なものとするために、より効率的な知的財産行政のためのITインフラ整備が期待されている。

このような状況を踏まえて、ASEAN諸国における審査の効率化と質の向上に寄与するITインフラ整備を支援するため、これらの国々に対して、我が国からWIPOへの任意拠出金を財源とした信託基金であるWIPOジャパンファンドを通じてプロジェクトを実施している。具体的には、ASEAN各庁における出願書類等の紙書類の電子化支援[1]、ワークフロー最適化支援、新興国向けITシステムの開発支援、WIPO-CASE[2]機能向上、ASEAN各庁の公報データを一括参照可能とするASEAN知財情報のポータルであるASEAN PATENTSCOPEの構築支援、IT人材育成のためのワークショップ等[3]の開催、WIPO-CASEを活用したASEAN審査協力プログラムの促進などを行っている。

②日本国特許庁の審査関連情報の提供

特許出願に係る我が国の審査結果の有効活用を通じて海外の知的財産庁におけるワークロードの重複を軽減し、これらの知的財産庁における我が国の出願人の権利取得迅速化を目的として、日本国特許庁の審査関連情報を提供する「高度産業財産ネットワーク（AIPN: Advanced Industrial Property Network）」を海外の知的財産庁に提供している。

AIPNにより、海外の知的財産庁の審査官は、インターネットを通じて日本国特許庁の出願の審査手続書類、経過情報、引用文献情報、特許付与後クレームの審査関連情報やパテントファミリー情報等を英語で入手することができる。2018年3月現在、69か国・機関においてAIPNの利用が可能である。

3-2-2図 AIPNの利用可能国・機関

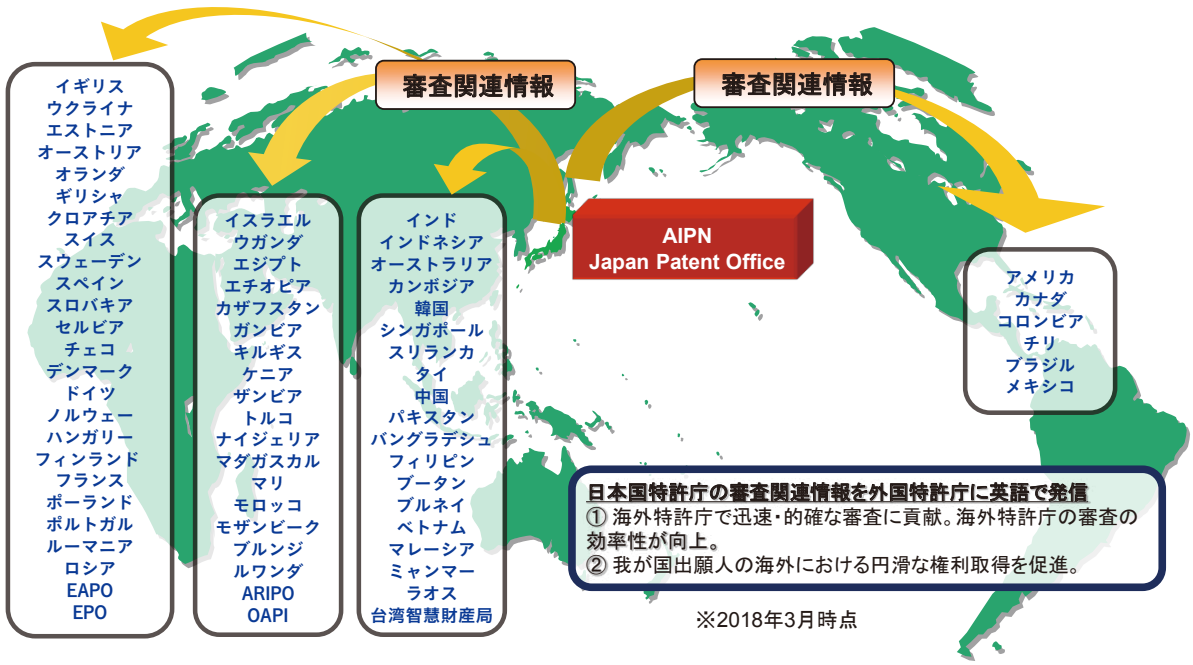

1 第2部第5章2.(4) ①出願書類等紙書類の電子化支援 参照
2 第2部第5章2.(4) ④WIPO-CASE関連 参照
3 第3部第2章3.(2) ⑤e. WIPO-CASEナショナルワークショップ 参照

4 国際研修指導教官について

企業の経済活動のグローバル化の進展に伴い、海外において予見性を持って円滑に権利を取得し得ることが求められている。そのためには、その国の審査官が、十分な審査実務能力を有し、適切な判断ができる能力を備えていることが重要である。特に、インド・ASEAN諸国は我が国企業の事業展開が大いに見込まれることから、これらの国における審査体制の整備・強化への協力に対するニーズが寄せられている。このような中、特許庁では、特許審査の実務経験が豊富な審査官から構成される国際研修指導教官を中心として、インド・ASEANをはじめとする新興国審査官に対する特許審査実務面での協力を行っている。国際研修指導教官は、新興国に対する支援を行い、特許庁が採用するグローバルスタンダードの審査手法等を伝えていくことを目的として、2012年4月から活動を行っている。加えて、2018年4月には、さらなる活動拡大のため、従来の2倍となる28名まで人員を増加させ体制強化を行った。

国際研修指導教官の主な業務として、新興国審査官に対する審査実務指導が挙げられる。審査実務指導は、国際研修指導教官が新興国に赴いたり、新興国審査官を日本に招へいしたりすることで、直接顔を合わせての研修を実施している。このように直接交流することを通じて、指導効果を高めるとともに、深い信頼関係を構築している。2017年度は、インド・ASEAN諸国を中心とした新興国計25か国延べ約570名の審査官に対し審査実務指導を行った。

特に、2017年度は、2016年度に続き他庁の新人審査官研修への協力に注力した。2016年度には、インド、タイに対して、大規模な新人審査官研修を実施したところ、2017年度は、そのフォローアップとして、約300名のインド新人審査官、約50名のタイ新人審査官を対象とする技術分野別のより実践的な研修を実施し、新人審査官の育成における継続的な協力を進めた。また、ベトナムでは、2016年度のタイと同様に、ベトナムの新人審査官9名を含む審査官約20名に対し、2週間にわたって特許審査実務の基礎を網羅的に指導するとともに、新人審査官の育成などベトナム内部で研修を提供する立場にあるトレーナー候補の審査官に対しても審査の指導方法に関する研修を実施するという、包括的な協力を行った。さらに、フィリピン、マレーシア、インドネシアでは、新人審査官を含む若手審査官を対象に、特定技術分野における審査実務指導を実施した。

特許庁は、今後も、国際研修指導教官を中心として、引き続き新興国審査官に対して効果的・効率的な審査実務指導を行い、さらに、特許庁が作成した新興国向け研修テキストの配布やEラーニング教材の拡充と周知を通じて、新興国審査官の審査実務能力の向上と我が国の特許審査実務のより一層の普及を図る。そして、これらの取組により、我が国企業の新興国展開を支援していく。

インドの新人審査官向けフォローアップ研修の様子

ベトナムの新人審査官向け研修の様子

新興国向け
研修テキスト

5 模倣品問題への対応

知的財産権保護の制度・運用が不十分な国・地域において模倣品が製造され、流通することにより、世界的な広がりを見せている模倣品・海賊版被害は、我が国企業にとって深刻な問題となっている。本節では、特許庁をはじめとした政府による模倣品問題への取組について、その概要を紹介する。

(1)模倣品問題の現状

近年、模倣品・海賊版の流通は世界的に拡大しており、その被害内容も多様化・複雑化している。経済のグローバル化とアジア地域の経済発展に伴い、アジア地域で商標権や著作権等の知的財産権が侵害される事例が増加するとともに、アジア地域で製造された模倣品が世界中に拡散する傾向にある。2018年3月2日付財務省の報道発表[1]によると、2017年の我が国の税関における知的財産権侵害品の輸入差止め件数は、前年から17.6%増加し、30,627件で、3年ぶりに3万件を超え、過去2番目の高水準となっている。

このような模倣品・海賊版の氾濫は、市場における潜在的販売機会の喪失、消費者に対するブランド・イメージの低下等の経済的影響だけでなく、偽造医薬品による健康への被害、製品の安全性の問題、組織犯罪への資金提供等の深刻な悪影響をもたらすものである。

日本国特許庁が実施した模倣被害実態調査によると、2016年度において我が国の産業財産権を1件以上保有していた企業のうち、同年度中に模倣被害を受けた企業数は、全体推計で、9,284社（全体の5.4%）であった。また、2016年度において我が国の産業財産権を保有する企業が受けた模倣被害の状況を模倣品の製造国（地域）、経由国（地域）及び販売提供国（地域）に分けてみると、製造国が中国（香港を含む。以下同じ。）である企業数は、全体推計で3,315社、経由国が中国である企業は、全体推計で2,066社、販売提供国が中国である企業数は、全体推計で2,623社であり、

3-2-3図
模倣被害者数の割合（全体推計値）

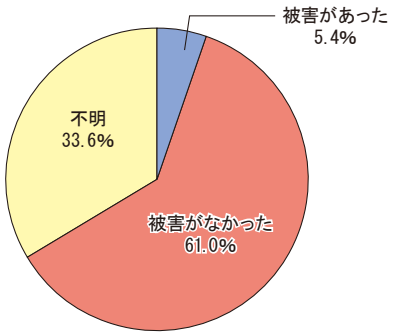

（備考）2016年度において我が国の産業財産権を1件以上保有していた企業に関する。
（資料）特許庁「2017年度模倣被害実態調査報告書」(2018年3月)

3-2-4図
国・地域別の模倣被害状況（全体推計値）

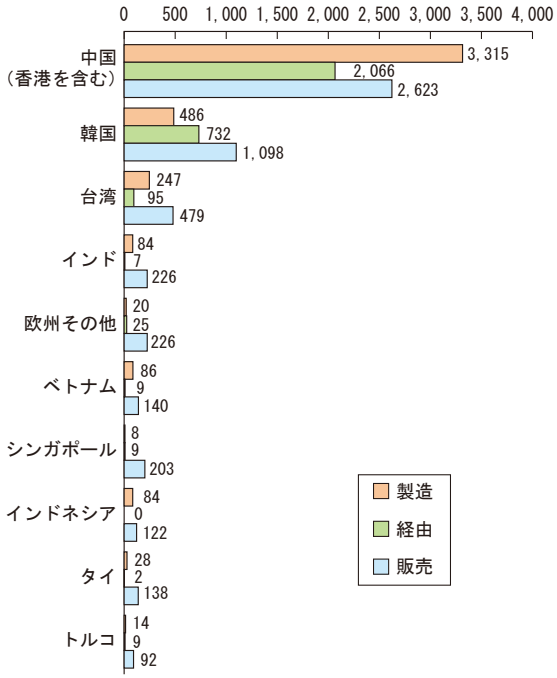

（備考）2016年度において我が国の産業財産権を1件以上保有していた企業に関する。
（資料）特許庁「2017年度模倣被害実態調査報告書」(2018年3月)

1 https://www.mof.go.jp/customs_tariff/trade/safe_society/chiteki/cy2017/20180302.htm

いずれも中国が最多であった。次いで韓国、台湾等アジア地域での模倣被害が引き続き深刻な状況となっている。さらに、模倣業者が取締り・摘発から逃れようと、模倣手口の巧妙化も年々進んでいる。このように多様化・複雑化する模倣被害に対処するために、模倣被害対策における働きかけ先や働きかけの方法等を多様化していくことが必要になっている。

(2)模倣品問題に対する日本国特許庁の取組

①各国政府への働きかけと支援

2009年に日中政府間で知的財産保護に関する四つの覚書が交換され、知的財産保護の協力と交流関係の強化が図られている。当該覚書に基づいて中国政府機関との間で具体的な協力の取組が進められており、模倣品問題については日中知的財産権ワーキンググループ等の場で議論が行われてきた。また、途上国における取締りの強化に関しては、毎年、アジア各国の税関、警察、裁判所等の取締機関等職員を研修生として日本に招へいして知的財産権制度に関する研修を実施するとともに、現地においてセミナーを開催することを通じて、各国の取締機関等職員の人材育成を支援している。

また、2005年G8サミットにおいて、知的財産権の執行を強化するための新しい国際的な法的枠組みである「偽造品の取引の防止に関する協定（ACTA）」を我が国が提唱し、2011年10月の東京における署名式で我が国を含む8か国がACTAに署名した。ACTAは、模倣品・海賊版対策の実効性を高めるため、WTO/TRIPS協定における執行に関する枠組みを更に発展させたものであり、具体的には、税関の取締対象への輸出の追加、模倣ラベルの取引の違法化、視聴や使用を限定する機能を無効化する機器の取引の違法化等が規定されている。

ACTA締約国としては、二国間・複数国間協議等の様々な機会を利用して協定への理解を深めるとともに、アジア地域をはじめとした諸外国に対して協定への参加を促していくことが期待される。

②産業界との連携

模倣品・海賊版等の海外における知的財産権侵害問題の解決に意欲を有する企業・団体が業種横断的に集まり、産業界の意見を集約するとともに、日本国政府との連携を強化し、個別企業や業界では対処が困難な問題についての官民合同の協力拠点となり、国内外の政府機関等に対し一致協力して行動し知的財産保護の促進に資することを目的として、2002年4月、「国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）」が設立され、2018年で16年目を迎えた。IIPPFが官民協力の拠点になることにより、官は日本産業界の現状をしっかりと把握し、それを施策に反映させることができ、民は日本産業界だけでは対処できない他国政府からの提案等についても柔軟な対応が可能になるなど、相互に補完し、海外の知的財産に関する問題についてより有効かつ実効的な対策をとることが可能となっている。特に中国政府との関係では、日中政府間において知的財産に関する協議の場が持てなかった時期においては、IIPPFが官民協力の拠点となり、中国政府との協議の場を切り開き、日中交流を継続した。また、近年、日中政府間において知的財産に関する協議の場が設けられて以降は、日中政府間の協議にIIPPFがオブザーバーとして参加し、それをIIPPFのその後の活動に活かし、他方でIIPPFの活動が日中政府間協議の内容に反映されるなど、日本政府とIIPPFが密接に連携して知的財産保護を推進している。このほか、IIPPFではASEAN諸国をはじめ新興国等の取締機関職員向けの「真贋判定」セミナーの実施等の協力も行っている。

日本国特許庁としても、IIPPFの取組を支援しており、特に、中国に関しては、IIPPFと政府が連携して、これまでに8回のハイレベル官民合同ミッションを派遣し、中国政府機関に対して悪意ある商標出願問題、知的財産権に関する判決へのアクセス性の向上、実用

新案権の権利濫用の防止等に関して、我が国企業からの意見・要望を集約して法整備・運用改善を要請している。

③模倣品対策に必要な情報の収集・提供

日本国特許庁では、海外における我が国企業の被害状況を把握するため、統計法に基づく一般統計調査として模倣被害実態調査を実施し、その結果を「模倣被害実態調査報告書」として公表している。また、海外における我が国企業の活動を支援するため、海外事務所（米国、ブラジル、欧州、中国、韓国、台湾、東南アジア、インド、ドバイ）に調査員を派遣し、現地において調査活動や相談対応を行っている。さらに、模倣被害の多発する国・地域における対策方法に関する有益な情報を取りまとめた「模倣対策マニュアル」や、知的財産権侵害判例・事例を収集して解説を加えた「知的財産権侵害判例・事例集」を作成し、公表[1]・配布しているほか、国内外の日系企業を対象としたセミナーの開催等、模倣品対策に必要な情報の提供に努めている。

④模倣品対策に関する相談への対応

特許庁では、「政府模倣品・海賊版総合窓口」[2]（経済産業省製造産業局模倣品対策室）及び関係省庁とも緊密な連携を図り、権利者からの模倣品（産業財産権侵害）に関する個別の相談に対応し、必要な情報の提供に努めている。

⑤取締機関との連携・水際対策の強化

国内での模倣品取締りのため、産業財産権侵害に関する警察・税関からの照会に逐次対応している。2017年における警察等取締機関からの照会は1,667件であり、2016年同様に高水準となっている。また、知的財産権の執行強化に向けて、税関職員向けの知的財産に関する研修に特許庁の意匠・商標の専門職員を講師として派遣するなど、国内取締機関との連携の強化を図っている。

⑥消費者等に対する啓発活動

国内消費者向けに知的財産権の重要性や模倣品の弊害を周知する「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」を毎年度実施し、消費者の意識の改善を図っている。

1 https://www.jpo.go.jp/torikumi/mohouhin/mohouhin2/manual/manual.htm
2 http://www.meti.go.jp/policy/ipr/

Column 42

模倣品・海賊版撲滅キャンペーン
～本物を買った。未来が笑った。～

特許庁では、2003年から知的財産権保護に対する消費者意識の向上に向け、広報事業「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」を実施している。

近年、手口の巧妙化やインターネット上の取引における被害の増加など、模倣品・海賊版の流通はますます複雑化・広範化しており、依然として模倣品・海賊版撲滅に向けた啓発活動等を通じて消費者意識の改善を図っていかなければならない状況である。

2017年度の「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」では、消費が増えることで模倣品・海賊版に遭遇する機会が増えてくる10代後半の消費者を主なターゲットとして、「本物を買った。未来が笑った。」をキャッチコピーに、特許庁ウェブサイト内にキャンペーン用ウェブサイトを開設し、キャンペーンを展開した。また、模倣品問題の重要性を消費者に直接訴えかける場として全国4か所5日間の日程でイベントを開催し、模倣品・真正品の比較展示、クイズ等を実施した。延べ5,500名以上が来場した。

キャンペーンの効果として、イベント参加者の97%が模倣品・海賊版の危険性を理解できたと回答した。また､本キャンペーンを認知している10代後半の消費者にアンケート調査を行ったところ､キャンペーン用ウェブサイト等の閲覧後、模倣品・海賊版の購入に対して否定的な態度（どんな理由でも購入、ダウンロードすべきでない）を示す割合が増加するなど、主観的意識の改善に働きかけることができた。

当該キャンペーンは消費者の模倣品・海賊版に対するモラル意識を確実に向上させている。特許庁は、今後も消費者の皆様に対して知的財産の重要性や模倣品の弊害を周知するための活動を行っていく。

2017年度キャンペーンイメージ

6 経済連携協定（EPA）・自由貿易協定（FTA）締結の推進

これまで我が国は、経済的にも文化的にも関係の深いアジア諸国を中心にEPAの締結を積極的に行ってきた。こうした中、貿易・投資拡大に資する環境整備の取組の一環として知的財産分野についてもEPA交渉の一分野に含めている。知的財産分野での交渉において、我が国は、相手国との通商関係や知的財産問題の大きさ等を考慮しつつ、（ⅰ）十分、効果的かつ無差別的な知的財産保護、（ⅱ）知的財産保護制度の効率的で透明性のある運用、（ⅲ）十分かつ効果的なエンフォースメント、が確保されることを目指している。

我が国はこれまで、16のEPAを発効・署名済みであり、これらのEPAでは、手続の簡素化・透明化、知的財産権の保護強化やエンフォースメントの強化といった内容が盛り込まれており、TRIPS協定の保護水準を上回る知的財産権保護の強化が規定されている。

(1)環太平洋パートナーシップ(TPP)協定

2016年2月、TPP協定の署名がなされた。TPP協定で対象となる知的財産は、商標、地理的表示、特許、意匠、著作権、開示されていない情報等である。TPP協定の知的財産章は、これらの知的財産につき、TRIPS協定を上回る水準の保護と、権利行使（民事上及び刑事上の権利行使手続並びに国境措置等）について規定し、知的財産権の保護と利用の推進を図る内容となっている。

産業財産権分野の主な規定は以下のとおりである。

(特許分野)

- 特許期間延長制度（出願から5年、審査請求から3年を超過した特許出願の権利化までに生じた不合理な遅滞につき、特許期間の延長を認める制度）の導入の義務付け。
- 新規性喪失の例外規定（特許出願前に自ら発明を公表した場合等に、その者が公表日から12月以内にした特許出願に係る発明は、その公表によって新規性等が否定されないとする規定）の導入を義務付け。

(商標分野)

- 国際的な商標の一括出願を規定した標章の国際登録を定めるマドリッド協定議定書又は商標出願手続の国際的な制度調和と簡略化を図るための商標法シンガポール条約の締結を義務付け。
- 商標の不正使用について、法定損害賠償制度又は追加的損害賠償制度を設ける。

なお、2017年1月に米国が離脱宣言をしたため、米国以外の参加国11か国は、TPP協定の早期発効に向けた検討を行い、TPP協定のうち一部の項目（医薬品の特許期間延長や、前記の不合理な遅延に基づく特許期間延長等）の凍結を含む環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（TPP11協定）に大筋合意した。2018年3月には署名が行われている。

(2)交渉妥結済・交渉中のEPA

広域・大型の経済連携として、2017年12月、欧州連合との日EU・EPAに交渉妥結したほか、東アジア地域包括的経済連携（RCEP:Regional Comprehensive Economic Partnership）、日中韓FTAの交渉を行っている。また、二国間では、トルコ等とのEPAの締結に向け交渉を行っている。

(参考：発効・署名済みのEPA)

① 日・シンガポールEPA（2002年11月発効）
② 日・メキシコEPA（2005年4月発効）
③ 日・マレーシアEPA（2006年7月発効）
④ 日・チリEPA（2007年9月発効）
⑤ 日・タイEPA（2007年11月発効）
⑥ 日・インドネシアEPA（2008年7月発効）
⑦ 日・ブルネイEPA（2008年7月発効）
⑧ 日・ASEAN包括的EPA（2008年12月から順次発効）
⑨ 日・フィリピンEPA（2008年12月発効）
⑩ 日・スイスEPA（2009年9月発効）
⑪ 日・ベトナムEPA（2009年10月発効）

⑫ 日・インド EPA（2011 年 8 月発効）
⑬ 日・ペルー EPA（2012 年 3 月発効）
⑭ 日・オーストラリア EPA（2015 年 1 月発効）
⑮ 日・モンゴル EPA（2016 年 6 月発効）
⑯ 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定（2016 年 2 月署名）（TPP11 協定は 2018 年 3 月署名）

索　引

注１．本索引は、本文（脚注を含む）、コラム及び図表に使用されている用語を対象としています。
２．数字は、主としてその用語に関する説明のあるページを記述しています。ただし、多用されている用語については、主なページのみ記述しています。
３．⇒の先には、その用語に関連した用語を載せています。

あ

IP・e ラーニング…… 229
ASEAN 知的財産協力作業部会（AWGIPC）
…… 275
ASEAN 知的財産権アクションプラン
…… 276-277
ASEAN 特許審査協力（ASPEC）プログラム
…… 276-277
新しいタイプの商標
…… 108-109, 111, 146-147, 235
アフリカ広域知的財産機関（ARIPO）
…… 284, 287, 312, 314, 317
アフリカ知的財産機関（OAPI）…… 287, 317
異議申立
…… 41-43, 215, 256, 263-264, 280, 304
意匠五庁（ID5）会合…… 249, 254, 293
意匠出願動向調査…… 26, 100-104
意匠制度小委員会…… 140
意匠法条約（仮称）（DLT）…… 303
意匠の国際登録に関するハーグ協定の
ジュネーブ改正協定…… 22, 282
⇒ジュネーブ改正協定
一次審査（FA）
…… 3-4, 11, 22, 32, 114, 116, 125, 145, 157, 177, 271-272, 280, 283
一次審査通知までの期間（FA 期間）
…… 3, 11, 22, 32, 114, 116, 145, 272, 283
一次審査未着手件数…… 271-272
遺伝資源…… 301, 304-305, 309
医薬品アクセス…… 309
営業秘密
…… 189, 193-194, 196-197, 200, 212-213, 235, 244, 267, 269, 271-274
APEC 知的財産権専門家会合（IPEG）…… 310
FA 期間（一次審査通知までの期間）
…… 3, 11, 22, 32, 114, 116, 145, 272, 283
FA 件数（一次審査件数）…… 3, 22, 32
F ターム…… 121, 181, 183, 213
欧州共同体商標意匠庁（OHIM）…… 257
⇒欧州連合知的財産庁（EUIPO）
欧州特許条約（EPC）
…… 8-10, 15, 75, 134, 248, 254-259
欧州特許庁（EPO）
…… 7-14, 119, 121-122, 125-127, 130, 133-134, 161, 169-170, 181, 185, 246-247, 254-259, 282-283, 291, 293, 317
欧州連合知的財産庁（EUIPO）
…… 23-27, 33-36, 100-109, 147, 185, 187, 247, 254, 257-258, 293-298
⇒欧州共同体商標意匠庁（OHIM）
オープン・イノベーション…… 67, 242-243
オープン・クローズ戦略…… 196, 223

か

海外知的財産プロデューサー
…… 197, 201-202
海外展開知財支援窓口…… 193, 197
外国関連出願…… 116, 161, 177
外国出願補助金…… 195, 241
外国特許情報サービス（FOPISER）
…… 185, 187
開発アジェンダ…… 305
開発と知的財産に関する委員会（CDIP）
…… 305
開放特許情報データベース…… 190
韓国特許庁（KIPO）
…… 7-14, 20, 23-27, 33-34, 36, 76-79, 100-107, 125-127, 148-149, 169-170, 181, 247, 256-257, 266-267, 291, 293-295, 297-299
環太平洋パートナーシップ協定…… 323-324
⇒ TPP 協定

関連意匠…… 21, 143, 241
機械翻訳…… 166, 185, 188, 266
技術移転機関（TLO）
…… 47, 49–51, 67, 70–71, 116–117, 161, 190, 193, 216, 242–243
技術協力プロジェクト…… 311–312
技術流出…… 189, 201, 215–216, 274
偽造品の取引の防止に関する協定（ACTA）
…… 320
強制実施権…… 309
共通出願様式（CAF）…… 168
拒絶査定不服審判
…… 4, 40, 42–43, 48–49, 159, 161, 263
グレースピリオド
…… 134, 268, 273, 293–294
⇒新規性喪失の例外
グローバル出願…… 122
グローバル・ドシエ…… 169–171, 292–293
⇒ワン・ポータル・ドシエ（OPD）
グローバル特許審査ハイウェイ…… 131
経済連携協定（EPA）
…… 254, 279, 284, 291, 323–324
減免措置…… 67, 192
公開特許公報英文抄録（PAJ）…… 188
口頭審理
…… 159–160, 162, 211–212, 251, 266
高度産業財産ネットワーク（AIPN）
…… 314, 317
後発開発途上国（LDC）…… 310
国際協力機構（JICA）…… 311–312
国際知財司法シンポジウム 2017‥ 161, 163
国際商標登録出願…… 31, 34, 37, 61, 210
国際審査官協議…… 249, 266, 282–284
国際知識財産研修院（IIPTI）…… 231
国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）
…… 289, 320
国際調査
…… 3, 119–120, 122, 128, 130, 133–135, 172–173, 188, 249, 257, 259, 284, 287, 302
国際調査機関（ISA）
…… 3, 122, 130, 134–135, 172, 259, 284, 287, 302
国際特許分類（IPC）
…… 75, 121–123, 125–127, 181, 183, 213, 291
国際予備審査
…… 3, 119, 128–130, 249, 257, 259, 284, 287
国際予備審査機関（IPEA）
…… 122, 130, 259, 284, 287, 302
五大特許庁（五庁、IP5）会合
…… 128, 249, 291

さ

最終処分期間…… 11
再着審査…… 3, 116
最適化計画…… 166–168
⇒特許庁業務・システム最適化計画
サーチャー…… 230
⇒調査業務実施者
査定系審判…… 42–43
産業財産権専門官…… 212–213
産業財産権相談サイト…… 196
三極特許庁会合…… 249, 293
事業戦略対応まとめ審査…… 117–118, 226
実施関連出願…… 116, 161, 177
実用新案技術評価書…… 19
ジャパン・トラスト・ファンド
…… 287, 306, 310–313
自由貿易協定（FTA）…… 323
出訴件数動向…… 43
ジュネーブ改正協定
…… 21–22, 140, 282, 303
⇒意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定
巡回審判…… 159–160, 162
巡回特許庁…… 162, 198, 211–212
商標・意匠・地理的表示の法律に関する常設委員会（SCT）…… 303–304
商標五庁（TM5）年次会合… 261, 295–298
商標出願動向調査…… 35, 105–109
商標制度小委員会…… 235
情報提供制度…… 118
情報普及活用小委員会…… 182

職務発明制度…… 194, 263
シンガポール知的財産庁（IPOS）…… 276
新規性喪失の例外…… 143, 243, 268, 323
⇒グレースピリオド
審決取消訴訟…… 43, 160
新興国等知財情報データバンク…… 188-189
審査基準
…… 111, 117, 122, 140-141, 143, 148, 157-158, 189, 212-213, 229-230, 236, 253, 264, 275-276, 278, 290, 294, 295, 297
審査請求期間…… 3-4, 44, 268
審査請求料
…… 3, 67, 118, 192-193, 233, 243
審・判決調査員…… 160
審判参与…… 160
審判実務者研究会…… 160, 162
審判専門家会合…… 161, 266, 300
審理期間…… 42
審理事項通知書…… 160
スーパー早期審査…… 116, 177
スペシャル 301 条報告書…… 250
生物多様性条約（CBD）…… 309
整理標準化データ…… 145, 188
世界知的所有権機関（WIPO）
…… 5-7, 13, 16-18, 23-25, 27-30, 33, 36-39, 45, 71, 75, 121, 125-127, 134, 147-150, 165, 169-172, 185, 192, 231, 247-248, 269, 275-276, 280, 282-284, 287, 290, 292, 295-296, 301-314, 316-317
世界貿易機関（WTO）
…… 250, 271, 282, 301, 309-310, 320
先行技術文献調査
…… 47, 54, 114-115, 118-119, 121-122, 128, 131-133, 135, 168, 188, 230, 237, 283
前置審査…… 3, 40, 42
早期審査
…… 116, 118, 128-129, 145-146, 157-158, 161, 177, 239, 272-273, 277, 279-280, 287
早期審理…… 161

た

大学等向け公報固定アドレスサービス
…… 189
単一効特許制度…… 254
地域団体商標
…… 146, 150-155, 198, 215-216, 219, 241, 266
知財功労賞…… 54-60, 235
知財総合支援窓口
…… 66, 180, 193-198, 212-213, 218
知的財産権侵害判例・事例集…… 321
知的財産権制度説明会…… 150, 212-213
知的財産権取引業者データベース…… 190
知的財産高等裁判所…… 43, 160-161, 163
知的財産推進計画…… 140, 180, 207
知的財産と遺伝資源・伝統的知識・フォークロアに関する政府間委員会（IGC）
…… 301, 304-305, 309
知的財産プロデューサー…… 197, 201-203
知的所有権の貿易関連の側面に関する協定
…… 309
⇒ TRIPS 協定
中韓文献翻訳・検索システム
…… 185, 187-188
中国国家工商行政管理総局（SAIC）
…… 33, 36, 105-107, 247, 261, 263-264, 295, 297
中国国家知識産権局（SIPO）
…… 5, 7-14, 20, 23-27, 76-79, 100-107, 125-127, 133, 170, 181, 247, 256-257, 261-263, 271, 283, 291, 293-295, 299
中国商標法改正…… 263
中国知識産権トレーニングセンター（CIPTC）
…… 231, 261
調査業務実施者…… 115, 230
⇒サーチャー
地理的表示
…… 153, 193, 198, 265-266, 303-304, 323

訂正審判…… 40, 42-43
TPP 協定…… 236, 323-324
⇒環太平洋パートナーシップ協定
デザイン経営…… 139-140
デザイン戦略…… 57, 139, 238
デザインパテントコンテスト…… 233
デジタルアクセスサービス（WIPO DAS）
…… 169, 269, 303
電子出願…… 166, 194, 199
電子出願ソフトサポートサイト…… 199
伝統的知識…… 304-305, 309
統一特許訴訟制度、統一特許裁判所
…… 254-255, 258, 260
当事者系審判…… 42-43, 159
当事者系レビュー…… 251
登録調査機関…… 47, 114-115, 230
特定侵害訴訟代理業務…… 228-229, 236
特許協力条約（PCT）
…… 2-3, 6-7, 11, 15, 61, 63, 71, 82, 84, 86, 88, 90-91, 93-95, 97-99, 119-120, 122, 125-131, 133-135, 172-173, 182, 192, 213, 226, 242, 249, 256-257, 259, 287, 292-293, 301-302, 308, 314
特許検索ポータルサイト…… 188
特許査定率…… 4, 12, 70, 125, 129
特許出願技術動向調査…… 74, 79, 98
特許出願動向調査…… 9, 76-95
特許情報
‥ 32, 145, 172, 180-183, 185, 187-190, 198, 212, 223, 229, 239, 266, 291-292
特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）
…… 144-145, 170, 182-183, 185, 187-189, 194, 198, 292
特許審査ハイウェイ（PPH）
…… 128-133, 226, 249, 256, 258, 263, 271-273, 275-276, 279, 282-285, 287-288, 292, 314
特許制度小委員会…… 137, 236, 242
特許戦略ポータルサイト…… 189
特許庁業務・システム最適化計画
…… 166, 168
⇒最適化計画
特許の付与円滑化に関する協力（CPG）
…… 132, 275-276
特許付与後レビュー…… 251
特許法常設委員会（SCP）…… 302
特許法条約（PLT）…… 302
取消審判…… 41-43, 159, 215, 263
TRIPS 協定…… 309-310, 320, 323
⇒知的所有権の貿易関連の側面に関する協定

な

ニース協定、ニース国際分類…… 147-149
日 ASEAN 特許庁長官会合…… 275-276, 298
日米欧三極特許庁会合…… 249, 293
日米協働調査…… 128, 131-132, 249
日韓意匠専門家会合…… 266
日韓機械化専門家会合…… 266
日韓商標専門家会合…… 266
日韓特許庁長官会合…… 266
日中韓人材育成機関長会合…… 231, 299-300
日中韓デザインフォーラム…… 299
日中韓特許庁長官会合…… 299-300
日本知的財産協会（JIPA）…… 236, 293, 306
日本弁理士会（JPAA）
…… 228-229, 233, 235-236, 253
日本貿易振興機構（JETRO）
…… 177, 201, 214-215, 253, 260, 264-265, 270, 278, 281, 283, 286-287, 289-290, 311
任期付審査官…… 11, 115, 272

は

パテントコンテスト…… 233
パテントファミリー…… 317
パリ優先権…… 132
判決件数動向…… 43
PCT 協働調査…… 133
PCT 国際機関間会合（PCT-MIA）…… 302

PCT 国際出願
…… 2-3, 6-7, 61, 63, 71, 98, 119-120, 125-127, 133-135, 172-173, 182, 192, 242, 249, 256-257
PCT 作業部会（WIPO PCT-WG）… 122, 302
B ＋会合…… 134
標準化戦略…… 227
標準必須特許（SEP）
…… 114, 135-138, 226, 236, 293
品質管理（監理）
… 98, 117, 119-122, 133, 141, 146, 156, 164, 266, 291-292, 295-296, 302, 314
品質管理システム…… 120, 122, 156, 302
フォークロア…… 304, 309
不使用取消審判…… 263
部分意匠…… 21, 143, 240-241, 293-294
FRAND 条件…… 138
ブランド戦略…… 55, 57, 75, 111, 194, 238
米国特許商標庁（USPTO）
…… 5, 7-14, 23-27, 33-34, 36, 76-79, 100-107, 119, 121, 125-128, 131, 138, 161, 169-170, 181, 247, 249-253, 256-257, 273, 291, 293-295, 297-298
ペーパーレス計画…… 166
ベンチャー
…… 45, 58-60, 73, 116-117, 159, 174-179, 192, 222, 229, 235, 238-239, 241, 268, 300
貿易政策検討制度（TPRM）…… 310
冒認（商標）出願
…… 195, 201, 214-215, 262

ま

マドリッド協定議定書
…… 31, 33, 36, 63, 147-149, 158, 283-284, 287-288, 290, 298, 304, 323
無効審判…… 40, 42-43, 159, 161
面接審査…… 211-212
模擬口頭審理…… 162, 211-212
模倣品・海賊版…… 171, 235, 271, 319-322

や

優先権書類の電子的交換…… 169

ら

ライセンス
…… 50, 56-57, 59, 70, 73, 135-138, 142-143, 174, 179, 189-190, 194-195, 201, 205-206, 216, 220, 237-240, 242, 250, 255, 286, 306
リサーチツール特許データベース…… 190
類似群コード…… 148-149
ロカルノ協定…… 303-304

わ

WIPO 標準…… 306
WIPO 標準委員会（CWS）…… 306
WIPO 日本事務所…… 306-308
和文抄録…… 187-188
ワン・ポータル・ドシエ（OPD）
…… 118, 170, 172, 182, 292, 314
⇒外国包袋参照、グローバル・ドシエ、ドシエ・アクセス・システム

英字

ACTA（偽造品の取引の防止に関する協定）
…… 320
AIPN（高度産業財産ネットワーク）
…… 314, 317
ARIPO（アフリカ広域知的財産機関）
…… 284, 287, 312, 314, 317
AWGIPC（ASEAN 知的財産協力作業部会）
…… 275
CAF（共通出願様式）…… 168
CBD（生物多様性条約）…… 309
CDIP（開発と知的財産に関する委員会）
…… 305

CIPTC（中国知識産権トレーニングセンター）
…… 231, 261
CPC…… 121, 188, 257
CPG（特許の付与円滑化に関する協力）
…… 132, 275-276
CWS（WIPO 標準委員会）…… 306
DAS（WIPO デジタルアクセスサービス）
…… 169, 269, 295, 303,
DLT（意匠法条約（仮称））…… 303
EPA（経済連携協定）
…… 254, 279, 284, 291, 323-324
EPC（欧州特許条約）
…… 8-10, 15, 75, 134, 248, 254-259
EPO（欧州特許庁）
…… 7-14, 119, 121-122, 125-127, 130, 133-134, 161, 169-170, 181, 185, 246-247, 254-259, 282-283, 291, 293, 317
EUIPO（欧州連合知的財産庁）
…… 23-27, 33-36, 100-109, 147, 185, 187, 247, 254, 257-258, 293-298
⇒ OHIM（欧州共同体商標意匠庁）
FA（一次審査）
…… 3-4, 11, 22, 32, 114, 116, 125, 145, 157, 177, 271-272, 280, 283
FI…… 121, 181, 183, 188
FOPISER（外国特許情報サービス）
…… 185, 187
FTA（自由貿易協定）…… 323
GCI…… 121, 291
ID5（意匠五庁）…… 249, 254, 293-295
IGC（WIPO 知的財産と遺伝資源・伝統的知識・フォークロアに関する政府間委員会）
…… 301, 304-305, 309
IIPPF（国際知的財産保護フォーラム）
…… 289, 320
IIPTI（国際知識財産研修院）…… 231
IP Advantage…… 305
IPC（国際特許分類）
…… 75, 121-123, 125-127, 181, 183, 213, 291
IPEA（国際予備審査機関）
…… 122, 130, 259, 284, 287, 302
IPEG（APEC 知的財産権専門家会合）…… 310
IPOS（シンガポール知的財産庁）…… 276
IP5（五大特許庁）
…… 7-12, 118, 121-122, 125-127, 130-131, 133, 169-171, 182, 187, 246, 248-249, 254, 271, 291-292
ISA（国際調査機関）
…… 3, 122, 130, 134-135, 172, 259, 284, 287, 302
JETRO（日本貿易振興機構）
…… 177, 201, 214-215, 253, 260, 264-265, 270, 278, 281, 283, 286-287, 289-290, 311
JICA（国際協力機構）…… 311-312
JIPA（日本知的財産協会）…… 236, 293, 306
JPAA（日本弁理士会）
…… 228-229, 233, 235-236, 253
J-PlatPat（特許情報プラットフォーム）
…… 144-145, 170, 182-183, 185, 187-189, 194, 198, 292
KIPO（韓国特許庁）
…… 7-14, 20, 23-27, 33-34, 36, 76-79, 100-107, 125-127, 148-149, 169-170, 181, 247, 256-257, 266-267, 291, 293-295, 297-299
LDC（後発開発途上国）…… 310
OAPI（アフリカ知的財産機関）…… 287, 317
OHIM（欧州共同体商標意匠庁）…… 257
⇒ EUIPO（欧州連合知的財産庁）
OPD（ワン・ポータル・ドシエ）
…… 118, 170, 172, 182, 292, 314
PAJ（公開特許公報英文抄録）…… 188
PCT（特許協力条約）
…… 2-3, 6-7, 11, 15, 61, 63, 71, 82, 84, 86, 88, 90-91, 93-95, 97-99, 119-120, 122, 125-131, 133-135, 172-173, 182, 192, 213, 226, 242, 249, 256-257, 259, 287, 292-293, 301-302, 308, 314
PCT-MIA（PCT 国際機関間会合）…… 302
PCT-PPH…… 128-131, 292
PCT-WG（WIPO PCT 作業部会）…… 122, 302

PLT(特許法条約)…… 302
PPH(特許審査ハイウェイ)
…… 128-133, 226, 249, 256, 258, 263, 271-273, 275-276, 279, 282-285, 287-288, 292, 314
PPH MOTTAINAI…… 128-131, 272, 292
SAIC(中国国家工商行政管理総局)
…… 33, 36, 105-107, 247, 261, 263-264, 295, 297
SCP(WIPO 特許法常設委員会)…… 302
SCT(WIPO 商標・意匠・地理的表示の法律に関する常設委員会)…… 303-304
SEP(標準必須特許)
…… 114, 135-138, 226, 236, 293
SIPO(中国国家知識産権局)
…… 5, 7-14, 20, 23-27, 76-79, 100-107, 125-127, 133, 170, 181, 247, 256-257, 261-263, 271, 283, 291, 293-295, 299
TLO(技術移転機関)
…… 47, 49-51, 67, 70-71, 116-117, 161, 190, 193, 216, 242-243
TM5（商標五庁）
…… 249, 254, 261, 295-298
TPRM(貿易政策検討制度)…… 310
USPTO(米国特許商標庁)
…… 5, 7-14, 23-27, 33-34, 36, 76-79, 100-107, 119, 121, 125-128, 131, 138, 161, 169-170, 181, 247, 249-253, 256-257, 273, 291, 293-295, 297-298
WIPO(世界知的所有権機関)
…… 5-7, 13, 16-18, 23-25, 27-30, 33, 36-39, 45, 71, 75, 121, 125-127, 134, 147-150, 165, 169-172, 185, 192, 231, 247-248, 269, 275-276, 280, 282-284, 287, 290, 292, 295-296, 301-314, 316-317
WIPO-CASE
…… 170, 172, 292, 313-314, 317
WIPO GREEN…… 306, 308
WTO(世界貿易機関)
…… 250, 271, 282, 301, 309-310, 320

図表索引

第1部

I-1-1図　特許出願件数の推移…… 2
I-1-2図　PCT国際出願件数の推移…… 2
I-1-3図　審査請求件数の推移…… 3
I-1-4図　特許審査の権利化までの期間と平均FA期間の推移 …… 3
I-1-5図　特許審査実績及び最終処分実績の推移…… 3
I-1-6図　出願年別で見る特許出願・審査請求・特許登録等の推移（2003-2017）…… 4
I-1-7図　特許権の現存率…… 5
I-1-8図　内外国出願人別の現存特許権数の推移…… 5
I-1-9図　世界の特許出願件数の推移…… 5
I-1-10図　世界の特許登録件数の推移…… 5
I-1-11図　出願人居住国別の世界での特許登録件数（外国/内国）（2016年） …… 6
I-1-12図　出願人居住国別の世界での特許登録件数（PCT国際出願/直接出願）（2016年） …… 6
I-1-13図　PCT加盟国数及びPCT国際出願件数の推移…… 6
I-1-14図　出願人居住国別のＰＣＴ国際出願件数の推移…… 7
I-1-15図　出願人居住国別のPCT国際出願件数の割合（2013年と2017年の比較）…… 7
I-1-16図　五大特許庁における特許出願件数の推移…… 7
I-1-17図　JPOにおける特許出願構造 …… 8
I-1-18図　USPTOにおける特許出願構造 …… 8
I-1-19図　EPOにおける特許出願構造…… 8
I-1-20図　SIPOにおける特許出願構造 …… 8
I-1-21図　KIPOにおける特許出願構造 …… 8
I-1-22図　五大特許庁間の特許出願状況（2016年） …… 9
I-1-23図　五大特許庁間の特許登録状況（2016年） …… 10
I-1-24図　五大特許庁の「一次審査通知までの期間」及び「最終処分期間」（2016年平均）…… 11
I-1-25図　五大特許庁の審査官数の推移…… 11
I-1-26図　主要国特許庁の特許査定率の推移…… 12
I-1-27図　主要特許庁における特許登録件数（2017年） …… 12
I-1-28図　日本から海外への特許出願件数の推移…… 13
I-1-29図　日本から海外への特許出願件数の割合（2016年） …… 13
I-1-30図　日本人による主要国・機関への特許出願件数の推移…… 13
I-1-31図　日本人による主要特許庁での特許登録件数の推移…… 14
I-1-32図　外国人による日本への特許出願件数の推移…… 15
I-1-33図　外国人による日本での特許登録件数の推移…… 15
I-1-34図　シンガポールにおける特許出願構造…… 16
I-1-35図　インドネシアにおける特許出願構造…… 16
I-1-36図　タイにおける特許出願構造…… 16
I-1-37図　マレーシアにおける特許出願構造…… 16
I-1-38図　ベトナムにおける特許出願構造…… 17

索　引

I-I-39図　フィリピンにおける特許出願構造…… 17
I-I-40図　ブラジルにおける特許出願構造…… 18
I-I-41図　ロシアにおける特許出願構造…… 18
I-I-42図　インドにおける特許出願構造…… 18
I-I-43図　南アフリカにおける特許出願構造…… 18
I-I-44図　実用新案登録出願件数の推移…… 19
I-I-45図　実用新案登録件数の推移…… 19
I-I-46図　実用新案技術評価書作成件数の推移…… 19
I-I-47図　日本における実用新案登録出願構造…… 20
I-I-48図　中国における実用新案登録出願構造…… 20
I-I-49図　韓国における実用新案登録出願構造…… 20
I-I-50図　意匠登録出願件数の推移…… 21
I-I-51図　部分意匠、関連意匠の出願件数及び出願件数割合の推移…… 21
I-I-52図　意匠登録件数の推移…… 21
I-I-53図　意匠審査の平均FA期間の推移 …… 22
I-I-54図　意匠審査のFA件数の推移 …… 22
I-I-55図　意匠審査の登録査定件数の推移…… 22
I-I-56図　日本国特許庁を通じたハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際出願件数等の推移 … 22
I-I-57図　主要国・期間における意匠登録出願件数の推移…… 23
I-I-58図　日本における意匠登録出願構造…… 24
I-I-59図　米国における意匠登録出願構造…… 24
I-I-60図　欧州における意匠登録出願構造…… 24
I-I-61図　中国における意匠登録出願構造…… 24
I-I-62図　韓国における意匠登録出願構造…… 24
I-I-63図　主要国・機関における意匠登録件数…… 25
I-I-64図　主要国・機関間の意匠登録状況（2016年） …… 26
I-I-65図　日本人による主要国・機関における意匠登録出願件数の推移…… 27
I-I-66図　外国人による日本への意匠登録出願件数の推移…… 27
I-I-67図　シンガポールにおける意匠登録出願構造…… 28
I-I-68図　インドネシアにおける意匠登録出願構造…… 28
I-I-69図　タイにおける意匠登録出願構造…… 28
I-I-70図　マレーシアにおける意匠登録出願構造…… 28
I-I-71図　ベトナムにおける意匠登録出願構造…… 29
I-I-72図　フィリピンにおける意匠登録出願構造…… 29
I-I-73図　ブラジルにおける意匠登録出願構造…… 30
I-I-74図　ロシアにおける意匠登録出願構造…… 30
I-I-75図　インドにおける意匠登録出願構造…… 30
I-I-76図　南アフリカにおける意匠登録出願構造…… 30
I-I-77図　商標登録出願件数の推移…… 31
I-I-78図　商標登録件数の推移…… 31
I-I-79図　一出願に含まれる平均区分数（多区分率） …… 31
I-I-80図　商標審査の平均FA期間の推移 …… 32
I-I-81図　商標審査のFA件数の推移 …… 32

I-1-82図　商標審査の登録査定件数の推移…… 32
I-1-83図　日本国特許庁を本国官庁とするマドリッド協定議定書に基づく国際出願件数の推移 … 33
I-1-84図　主要国・機関における商標登録出願件数の推移…… 33
I-1-85図　日本における商標登録出願構造…… 34
I-1-86図　米国における商標登録出願構造…… 34
I-1-87図　欧州における商標登録出願構造…… 34
I-1-88図　中国における商標登録出願構造…… 34
I-1-89図　韓国における商標登録出願構造…… 34
I-1-90図　主要国・機関間の商標登録出願区分数の関係（区分数、2016年） …… 35
I-1-91図　主要国・機関における商標登録件数の推移…… 36
I-1-92図　日本人による主要国・機関への商標登録出願件数の推移…… 36
I-1-93図　外国人による日本への商標登録出願件数の推移…… 37
I-1-94図　シンガポールにおける商標登録出願構造…… 37
I-1-95図　インドネシアにおける商標登録出願構造…… 37
I-1-96図　タイにおける商標登録出願構造…… 38
I-1-97図　マレーシアにおける商標登録出願構造…… 38
I-1-98図　ベトナムにおける商標登録出願構造…… 38
I-1-99図　フィリピンにおける商標登録出願構造…… 38
I-1-100図　ブラジルにおける商標登録出願構造…… 39
I-1-101図　ロシアにおける商標登録出願構造…… 39
I-1-102図　インドにおける商標登録出願構造…… 39
I-1-103図　南アフリカにおける商標登録出願構造…… 39
I-1-104図　拒絶査定不服審判請求件数の推移（2008-2017）…… 40
I-1-105図　前置審査結果の推移（特許）（2008-2017）…… 40
I-1-106図　無効審判請求件数の推移（2008-2017）…… 40
I-1-107図　訂正審判請求件数の推移（2008-2017）…… 40
I-1-108図　異議申立件数の推移（権利単位）（2008-2017）…… 41
I-1-109図　取消審判請求件数の推移（商標）（2008-2017）…… 41
I-1-110図　2017年　審理の状況 …… 42
I-1-111図　2017年　審理結果の概要 …… 42
I-1-112図　拒絶査定不服審判事件における請求成立率の推移（特許） …… 42
I-1-113図　2017年　出訴件数 …… 43
I-1-114図　2017年　判決件数 …… 43
I-2-1図　内外国出願人による特許出願件数、実用新案登録出願件数及び総R&D費の推移 … 44
I-2-2図　日本から海外への特許出願件数と我が国企業の海外法人の売上高の推移…… 45
I-2-3図　特許出願件数に占める出願順位規模別企業の割合…… 45
I-2-4図　出願順位規模別にみた特許出願件数の推移…… 45
I-2-5図　上位10社　2017年特許登録件数 …… 46
I-2-6図　上位10社　2017年意匠登録件数 …… 46
I-2-7図　上位10社　2017年商標登録件数 …… 46
I-2-8図　知財担当者数の推移（全体推計値） …… 47
I-2-9図　業種別の知財担当者数（1者当たりの平均値）…… 47
I-2-10図　知財活動費の推移（全体推計値） …… 48

索　引

I-2-11図　業種別の知財活動費（1者当たりの平均値）…… 49
I-2-12図　産業財産権等使用料（受取・支払）の推移 …… 50
I-2-13図　国内における特許権所有件数及びその利用率の推移（全体推計値） …… 51
I-2-14図　国内における業種別の特許権所有件数及びその利用率（全体推計値） …… 51
I-2-15図　外国における特許権利用率の推移（全体推計値） …… 52
I-2-16図　国内における意匠権所有件数及びその利用率の推移（全体推計値） …… 52
I-2-17図　外国における意匠権利用率の推移（全体推計値） …… 53
I-2-18図　国内における商標権所有件数及びその利用率の推移（全体推計値） …… 53
I-2-19図　外国における商標権利用率の推移（全体推計値） …… 53
I-3-1図　企業数・特許出願件数に占める中小企業の割合…… 61
I-3-2図　中小企業の特許出願件数の推移…… 62
I-3-3図　中小企業の実用新案登録出願件数の推移…… 62
I-3-4図　中小企業の意匠登録出願件数の推移…… 62
I-3-5図　中小企業の商標登録出願件数の推移…… 62
I-3-6図　中小企業のPCT国際出願件数の推移 …… 63
I-3-7図　中小企業の商標の国際登録出願件数の推移…… 63
I-3-8図　中小企業の海外への特許出願件数の推移…… 63
I-3-9図　中小企業の海外出願率…… 63
I-3-10図　都道府県別の中小企業数に対する特許出願中小企業数の割合…… 64
I-3-11図　都道府県別の中小企業数に対する実用新案登録出願中小企業数の割合…… 64
I-3-12図　都道府県別の中小企業数に対する意匠登録出願中小企業数の割合…… 65
I-3-13図　都道府県別の中小企業数に対する商標登録出願中小企業数の割合…… 65
I-3-14図　都道府県別の知財総合支援窓口相談件数（2017年度） …… 66
I-4-1図　相手先別の共同研究件数の推移…… 67
I-4-2図　相手先別の共同研究費受入額の推移…… 68
I-4-3図　相手先別の受託研究件数の推移…… 68
I-4-4図　相手先別の受託研究費受入額の推移…… 69
I-4-5図　民間企業からの研究資金等受入額の推移…… 69
I-4-6図　大学等からの特許出願件数の推移…… 70
I-4-7図　大学等からの特許出願の審査結果の状況の推移…… 70
I-4-8図　特許出願公開件数上位10大学（2017年） …… 71
I-4-9図　特許登録件数上位10大学（2017年） …… 71
I-4-10図　PCT国際出願の公開件数上位30位にランクインした国内外の大学（2017年） …… 71
I-4-11図　特許権実施等件数の推移…… 72
I-4-12図　特許権実施等収入額の推移…… 72
I-5-1図　「音響・映像技術」の出願先別特許出願件数の推移 …… 76
I-5-2図　「デジタル通信」の出願先別特許出願件数の推移 …… 76
I-5-3図　「半導体」の出願先別特許出願件数の推移 …… 76
I-5-4図　「計測」の出願先別特許出願件数の推移 …… 77
I-5-5図　「医療機器」の出願先別特許出願件数の推移 …… 77
I-5-6図　「バイオテクノロジー」の出願先別特許出願件数の推移 …… 77
I-5-7図　「製薬」の出願先別特許出願件数の推移 …… 78
I-5-8図　「マイクロ構造・ナノテクノロジー」の出願先別特許出願件数の推移 …… 78

I-5-9図　「環境技術」の出願先別特許出願件数の推移 …… 78
I-5-10図　「運輸」の出願先別特許出願件数の推移 …… 79
I-5-11図　2017年度特許出願技術動向調査のテーマ名 …… 79
I-5-12図　全世界のIP（Internet Protocol）トラフィックの成長予測 …… 79
I-5-13図　構造による光ファイバの分類と各国の技術開発の方向性 …… 80
I-5-14図　マルチコア、マルチモードー出願人国籍（地域）別出願ファミリー件数（出願先：日米欧中韓、出願年（優先権主張年）:2006-2015年） … 80
I-5-15図　マルチコア、マルチモードに関する研究者所属機関国籍（地域）別論文発表件数（発行年:2006-2017年） … 81
I-5-16図　マルチコアに関する出願人国籍（地域）別ー1回以上の審査官引用がある出願ファミリー件数比率（出願先：日米欧中韓、出願年（優先権主張年）:2006-2015年） … 81
I-5-17図　マルチコアに関する研究者所属機関国籍（地域）別論文引用件数比率（発行年:2006-2017年） … 81
I-5-18図　①製造方法の出願ファミリー累積件数推移（出願先：日米欧中韓） …… 81
I-5-19図　②接続・③周辺技術の出願ファミリー累積件数推移（出願先：日米欧中韓） …… 81
I-5-20図　食品用紙器の例 …… 82
I-5-21図　飲料・食品用紙カップの世界市場推移 …… 82
I-5-22図　液状食品用紙器の世界市場推移 …… 82
I-5-23図　環境保護に関する出願の国籍（地域）別出願ファミリー件数推移及び比率（日米欧中韓、台湾、タイ、フィリピン、マレーシア、メキシコへの出願）、出願年（優先権主張年）：1998~2015年） … 82
I-5-24図　医用画像診断装置の市場（2015年金額） …… 83
I-5-25図　超音波診断装置世界市場の推移 …… 83
I-5-26図　超音波診断装置の技術概要 …… 83
I-5-27図　イメージング技術の出願ファミリー件数推移（日米欧中韓への出願） …… 84
I-5-28図　光音響・熱音響イメージングの出願ファミリー件数推移（日米欧中韓への出願） … 84
I-5-29図　光音響・熱音響イメージングの組織・課題の出願ファミリー件数比率（日米欧中韓への出願、出願年（優先権主張年）：2008-2015年） … 84
I-5-30図　パーソナルデータの提供全体に対する不安感 …… 85
I-5-31図　技術区分「非構造化データ」における出願人国籍（地域）別出願ファミリー件数比率 … 85
I-5-32図　構造化データ・非構造化データに対する匿名化関連技術の適用の研究開発段階 …… 85
I-5-33図　出願人国籍（地域）別出願ファミリー件数比率及び出願ファミリー件数推移（日米欧中韓への出願、出願年（優先権主張年）:2006-2015年） … 86
I-5-34図　出願人国籍（地域）別出願ファミリー件数比率及び出願ファミリー件数推移（日米欧中韓への出願、出願年（優先権主張年）:2006-2015年） … 86
I-5-35図　基本的な有機EL素子の断面の模式図 …… 87
I-5-36図　有機EL部材市場全体推移・予測 …… 87
I-5-37図　国別市場シェア（数量） …… 87
I-5-38図　有機EL装置の出願ファミリー件数推移（日米欧中韓への出願） …… 88
I-5-39図　TADFの出願人国籍（地域）別ファミリー件数比率（日米欧中韓への出願、出願年（優先権主張年）:2010-2015年） … 88
I-5-40図　照明用の出願人国籍（地域）別ファミリー件数比率（日米欧中韓への出願、出願年（優先権主張年）：2010-2015年） … 88
I-5-41図　成膜方法・装置の技術区分別ー出願人国籍（地域）別ファミリー件数（日米欧中韓への出願、出願年（優先権主張年）：2010-2015年） … 89
I-5-42図　リチウム二次電池の技術俯瞰図 …… 90
I-5-43図　出願人国籍（地域）別出願ファミリー件数推移（Si系（Si主成分）、日米欧中韓への出願） …… 90
I-5-44図　出願人国籍（地域）別出願ファミリー件数推移（硫化物系無機固体電解質、日米欧中韓への出願） … 91
I-5-45図　出願人国籍（地域）別出願ファミリー件数推移（酸化物系無機固体電解質、日米欧中韓への出願） … 91
I-5-46図　研究者所属機関国籍（地域）別論文発表件数推移（酸化物系無機固体電解質） …… 91
I-5-47図　世界の大規模CCSプロジェクト …… 92
I-5-48図　CO_2有効利用の市場規模推移と予測（10億ドル） …… 92
I-5-49図　技術区分別ー出願人国籍（地域）別出願ファミリー件数（日米欧中韓への出願）及び技術区分別ー研究者所属機関別論文発表件数 … 93
I-5-50図　出願人国籍（地域）別の出願ファミリー件数推移（日米欧中韓への出願） …… 93
I-5-51図　MIMO技術の技術俯瞰図 …… 94

I-5-52図　出願人国籍（地域）別PCT出願件数推移及び出願件数比率（出願年（優先権主張年）：2003-2015年）… 94
I-5-53図　Massive MIMOの注目技術区分ごとの出願ファミリー件数推移（出願先：日米欧中韓、優先権主張年：2003-2015年）… 95
I-5-54図　PCT出願件数及び寄書提出件数の国籍（地域）別割合推移 …… 95
I-5-55図　「クラス06：室内用品」の意匠登録件数の推移 …… 100
I-5-56図　「クラス08：工具及び金物類」の意匠登録件数の推移 …… 100
I-5-57図　「クラス09：物品の輸送又は荷扱いのための包装用容器及び容器」の意匠登録件数の推移 … 101
I-5-58図　「クラス10：時計及びその他の測定機器、検査機器及び信号用機器」の意匠登録件数の推移 … 101
I-5-59図　「クラス12：輸送又は昇降の手段」の意匠登録件数の推移 …… 102
I-5-60図　「クラス14：記録、通信又は情報検索の機器」の意匠登録件数の推移 …… 102
I-5-61図　「クラス15：機械、他で明記されていないもの」の意匠登録件数の推移 …… 103
I-5-62図　「クラス23：液体供給機器、衛生用、暖房用、換気用及び空調用の機器、固体燃料」の意匠登録件数の推移… 103
I-5-63図　「クラス24：医療用及び実験用器具」の意匠登録件数の推移 …… 104
I-5-64図　「クラス25：建築用ユニット及び建築部材」の意匠登録件数の推移 …… 104
I-5-65図　化学分野における商標登録出願区分数の推移…… 105
I-5-66図　機械分野における商標登録出願区分数の推移…… 105
I-5-67図　繊維分野における商標登録出願区分数の推移…… 106
I-5-68図　雑貨分野における商標登録出願区分数の推移…… 106
I-5-69図　食品分野における商標登録出願区分数の推移…… 107
I-5-70図　役務分野における商標登録出願区分数の推移…… 107
I-5-71図　音の商標の出願件数・登録件数…… 108
I-5-72図　色彩のみからなる商標の出願件数・登録件数…… 108
I-5-73図　香り（匂い）の商標の出願件数・登録件数 …… 109
I-5-74図　ホログラム商標の出願件数・登録件数…… 109
I-5-75図　日本における新しいタイプの商標の出願及び登録査定状況（2017年） …… 109

第2部

2-1-1図　登録調査機関一覧（2018年4月1日）…… 115
2-1-2図　早期審査の申請件数の推移…… 116
2-1-3図　スーパー早期審査の申請件数の推移…… 116
2-1-4図　事業戦略対応まとめ審査…… 118
2-1-5図　情報提供件数の推移…… 118
2-1-6図　ユーザー評価調査の結果…… 120
2-1-7図　審査の品質管理の実施体制・実施状況の評価項目…… 121
2-1-8図　広域ファセット分類記号の付与件数…… 123
2-1-9図　特許審査ハイウェイの概要：通常型PPH（上）とPCT-PPH（下）…… 128
2-1-10図　PPH MOTTAINAIで新たにPPH申請が可能なケース …… 128
2-1-11図　PPH実施庁数及びPPH実施庁間でのPPH申請件数 …… 129
2-1-12図　日本国特許庁とのPPH実施庁（2018年4月1日時点） …… 130
2-1-13図　日米協働調査試行プログラムの概要…… 132
2-1-14図　カンボジア・ラオスとの特許の付与円滑化に関する協力（CPG）、ブルネイとの特許審査ハイウェイ・プラス（PPHプラス）の概要 … 132
2-1-15図　PCT協働調査のワークフロー…… 133
2-1-16図　国際審査協力の実績（2000年4月～2018年3月末累積）…… 134

2-1-17図	日本国特許庁によるPCT国際出願の国際調査の管轄状況（2018年3月現在）	135
2-1-18図	標準必須特許のライセンス交渉に関する手引きにおける主要な論点	136
2-1-19図	標準必須性に係る判断のための判定のイメージ	137
2-2-1図	ユーザー評価調査結果	141
2-2-2図	意匠権に期待される効果の例	143
2-2-3図	特許庁ウェブサイトに公開されている意匠審査スケジュールの例	144
2-2-4図	意匠公知資料の収集と公開の概要	145
2-2-5図	「模倣品対策に対応した早期審査制度」の概要	145
2-3-1図	国際分類第11-2018版における主な追加	148
2-3-2図	地域団体商標の産品別内訳一覧表	151
2-3-3図	都道府県別登録件数上位10	151
2-3-4図	地域団体商標MAP	152
2-3-5図	ユーザー評価調査の結果	156
2-3-6図	商標早期審査の概要	157
2-3-7図	早期審査の申請件数の推移、産業分野別申請件数（2017年）	158
2-5-1図	段階的刷新の概念図	167
2-5-2図	特許庁業務・システム最適化計画工程表	168
2-5-3図	二庁間PDXとDAS	169
2-5-4図	OPDとWIPO-CASEの連携	170
2-5-5図	グローバル・ドシエの短期的優先五項目	171
2-5-6図	PCT国際出願制度における現状と目標	173
2-6-1図	知的財産を経営戦略に組み込んだ時期	175
2-6-2図	スタートアップ・コミュニティのイメージ	175
2-6-3図	ベンチャー・エコシステム活性化に向けた3つの知財コンテンツ	176
2-6-4図	創業期ベンチャー企業に対する知財ハンズオン支援事業イメージ	177
2-6-5図	特許情報と知的創造サイクル	181
2-6-6図	特許情報の普及・活用の流れ	181
2-6-7図	特許庁・INPITが提供する特許情報提供サービス一覧	185
2-6-8図	画像意匠公報検索支援ツール(Graphic Image Park)の基本的な使用方法	187
2-6-9図	特許庁・INPITが作成・提供する主なデータ	188
2-6-10図	新興国等知財情報データバンクのイメージ	189
2-6-11図	INPIT知財総合支援窓口における相談対応	193
2-6-12図	知財総合支援窓口と関係機関との連携	197
2-6-13図	知的財産戦略アドバイザーによる訪問支援	200
2-6-14図	海外知的財産プロデューサー派遣事業の概要	201
2-6-15図	知的財産プロデューサーの業務の例	203
2-6-16図	産学連携知的財産アドバイザー派遣事業の概要	204
2-6-17図	事業プロデューサー派遣事業の概要	208
2-6-18図	派遣先機関及び事業プロデューサー	208
2-6-19図	巡回特許庁　2017年度実績	211
2-6-20図	知的財産権制度説明会における講義内容	213
2-6-21図	産業財産権専門官の業務	213
2-6-22図	地域における支援体制	217

2-6-23図　事業スキームのイメージ…… 222
2-7-1図　弁理士数の推移…… 228
2-7-2図　弁理士の都道府県分布…… 228
2-7-3図　特定侵害訴訟代理業務の付記を受けた弁理士数の推移…… 229
2-7-4図　民間等の知的財産専門人材向けの研修一覧…… 229
2-7-5図　調査業務実施者育成研修の概要…… 230
2-7-6図　2017年度におけるCIPTC、IIPTI、VIPRI及びIPASGとの連携・協力事項 …… 231
2-8-1図　書類提出命令におけるインカメラ手続の概要…… 244

第3部

3-1-1図　世界の特許出願件数の推移…… 247
3-1-2図　世界の意匠登録出願件数の推移…… 247
3-1-3図　世界の商標登録出願件数の推移…… 247
3-1-4図　五大特許庁への特許出願の状況…… 248
3-1-5図　五大特許庁以外の主な特許庁への出願状況(2016年)特許出願件数(上)　及び　外国出願人による特許出願の内訳(下)… 248
3-1-6図　スペシャル301条レポート指定国(2017年) …… 250
3-1-7図　現行の出願ルート…… 255
3-1-8図　単一特許の出願ルート…… 256
3-1-9図　商標登録料金基準の調整に関する公告…… 264
3-1-10図　TW-SUPAの概要 …… 273
3-1-11図　ASEAN 知的財産権アクションプラン2016-2025及びASPECプログラムの概要 … 277
3-1-12図　インドにおける特許出願件数と名目GDPの推移 …… 280
3-2-1図　途上国等に対する人材育成協力の実績…… 315
3-2-2図　AIPNの利用可能国・機関 …… 317
3-2-3図　模倣被害者数の割合(全体推計値) …… 319
3-2-4図　国・地域別の模倣被害状況(全体推計値) …… 319

特許庁

特許庁の所在地、周辺地図等は下記のとおりになります。
アクセス・入館方法の詳細は下記ウェブサイトを御覧ください。

所在地：〒100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号
代表連絡先：03-3581-1101

周辺地図

アクセス・入館方法の詳細
https://www.jpo.go.jp/shoukai/access/index.html

また、特許庁では、各種相談や手続、審査についての問合せなど、内容に応じた各担当部署で受け付けています。詳細は、下記ウェブサイトを御覧ください。
http://www.jpo.go.jp/toiawase/toiawase1.htm

INPIT・地方拠点

独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）では、産業財産権情報の提供、相談窓口等による情報提供と支援、知的財産の戦略的活用、知的財産人材の育成等の各種サービスを提供しています。

経済産業局等知的財産室においては、地域ニーズに応じた制度普及・権利活用等の支援事業の展開や、支援制度の紹介等を行っております。

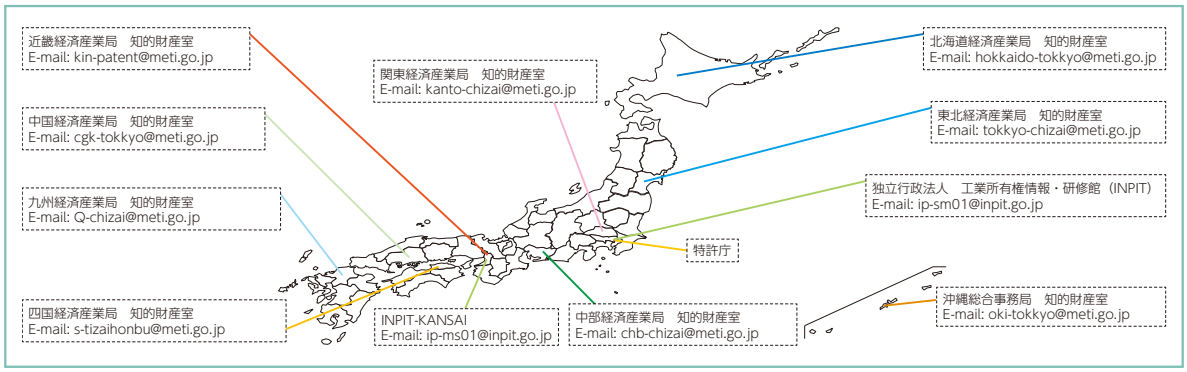

アクセス等の詳細については下記ウェブサイトを御覧ください。

1　INPIT　http://www.inpit.go.jp/about/map/inpit.html
2　INPIT-KANSAI　http://www.inpit.go.jp/kinki/access.html
3　経済産業局等知的財産室　https://www.jpo.go.jp/shoukai/soshiki/tokusitu.htm

知財駐在員

特許庁は、主要国・地域に事務所を保有する団体、組織の事務所に知的財産権制度に精通した知財専門家（調査員）を常駐させています。各専門家は、各国・地域の知的財産権制度及びその運用に係る幅広い情報収集・調査研究活動の実施とともに、現地日系企業からの相談に対して、各国又は地域の法律事務所を活用し法制度面からのアドバイス等を行っています。

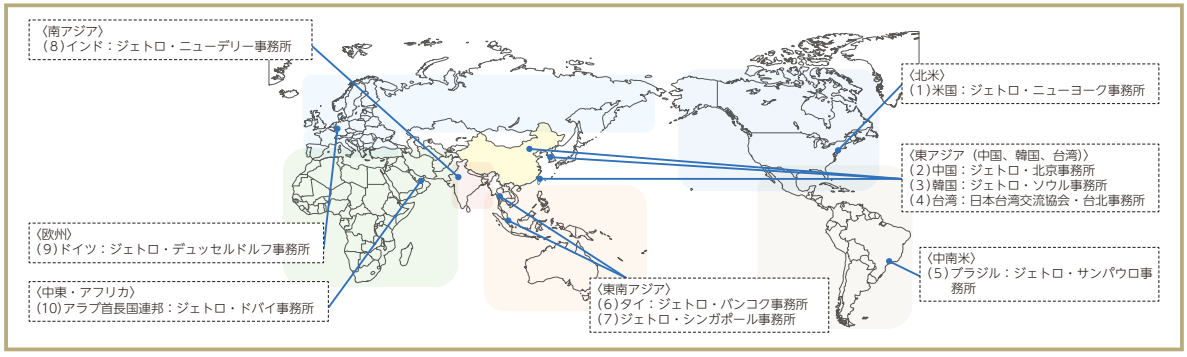

No.	電話	E-mail
(1)	(+1) 212-997-0453	IPPT@jetro.go.jp
(2)	(+86) 10-6528-2781	PCB-IP@jetro.go.jp
(3)	(+82) 2-3210-0195	kos-jetroipr@jetro.go.jp
(4)	(+886) 2-2713-8000	info-k1@tp.koryu.or.jp
(5)	(+55) 11-3141-0788	SAO_ipr@jetro.go.jp

No.	電話	E-mail
(6)	(+66) 2-253-6441	bgk_ip@jetro.go.jp
(7)	(+65) 6429-9553	SPR-Patent@jetro.go.jp
(8)	(+91) 11-4168-3003	IND-IPR@jetro.go.jp
(9)	(+49) 211-136020	patent_tcd@jetro.go.jp
(10)	(+971) 4-5645878	dubai_ipr@jetro.go.jp

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

特許庁　2018年6月

特許庁
JAPAN PATENT OFFICE